

新村出編　第二輯

海表叢書

南蠻紅毛史料

京都　更生閣發行

海表叢書 卷四目次

海表叢書 第四卷 解說

めざまし草　一卷

明治以前に於ける煙草文學としては、刊本では、第一に大槻磐水の蔫錄（文化六年刊、天明二年寛政八九年の序例あり）と、第二にこの目覺草と、第三に橘薫の名で著はした三河屋彌平次の狂歌煙草百首（弘化三年刊、文政三年序）と、この三種をかぞへねばならぬ。この外、煙草に關する考說および詩歌文章などを集めた書物は、寫本と刊本の兩方で、今日に或はその本或はその名のみが傳はつてゐるもの、併せて十有餘種を算する。中には明治以後の叢書類に收められて刊行されたものもある。今こゝに一々は擧げないが、京都で去來の兄向井元端（震軒）の煙草

考一卷、これは寶永五年の自序があつて寫本である。尤もその前の元祿に、江戸で木下元啇の煙草唱和集といふ刊本が二卷あつた。支那の書物からの抄錄本などは除くと、刊本では寶曆の煙草記、寫本では安永の煙草集說、後者は伊勢貞丈の著である。名高いのは本居宣長のおもひ草、これは全集第五と隨筆大成第六とに收められてゐる。次いでは山東京傳の賣與烟包說帖で、これは續燕石十種第二輯にある。その他名だけ知つてその本を見ないもの又その存否が不明なものが若干ある。而して首めに揭げた煙草文學の三書のうち、第一の蔫錄は、古く磐水存響の坤卷(大正元年)に收められて翻刻され、第二第三の二書は、昨昭和二年一月、隨筆文學選集第一によつて再刊された。實はめざまし草再刊のことを少々後れて承知したため、今この海表叢書にも容れることになつてしまつた次第である。むしろ向井震軒の煙草考(漢文)の方ならば、京都大學圖書館にも存し

稀本であつたのであるから、これを叢書で初めて刊行する方がよかつたわけである。然し趣味の上からいへば、何といつても蔫録か目覺草かといふところであらう。前者は挿畫は豐富だが漢文ではあるし、やはり誰しもめざまし草に着眼するにちがひない。

本書は蔫録から取つたところもあるが、儒者や醫者の著述とはちがつて、やはらかく平易に出來てをり、京傳や種彦らの考證のやうに、間々江戸文學や浮世繪からも考證の資料を得たりして、趣味と研究とをあはせた煙草文學の随一である。醫療の説にも及んでゐる、異國情調もゆたかである。この書を出版した清中亭主人叔親とは煙草屋であつて、煙管屋の村田と一對をなす者だと思はれるが、その傳を知らない。文化十二年三月に識るしたその序文によると、本書は蔫録にもとづいて大槻磐水門下の者が著はしたものである。従つてその跋語は、特

水の長男磐里の撰文であるが、それによると、本書は蔫錄の附錄とも稱せられ、又その後編ともいふべきものである。磐里玄幹の跋文は、書いた人の文字が甚だ判明しにくい所があつて、隨筆文學選集の編者が讀んだ所と多少の相違がある。象に乘つて喫烟せる崑崙人の圖に、特に長崎荒如元畫といふ落款がある。その前の和蘭人や支那人の圖もやはり荒木如元の筆にちがひないが、これらの四圖の前後に見える挿畫全部がこの長崎の名高い畫人の手に成つたものだとしてよいかどうか。如元は洋畫をも畫いた。その油畫が京都大學にも一つ存する。蔫錄の挿畫を江戸の洋畫家石川太浪がかいてゐるのと好一對をなすものである。

本書の原本は美濃版一頁十行、框も界もなく細註と振假名とがある。本文三十三葉、序文二葉、跋文目錄各一葉。挿畫が十枚あるが、全部この叢書にも揭げた。

底本は解說者の所藏である。扉も奥附もない。題簽は存する。

貞德文集　二卷

貞德文集は松永貞德の撰した消息文例であつて、いはゆる往來物に屬する。岡村博士の增訂往來物分類目錄(大正十四年刊)にも著錄されてゐるが、下卷の末に慶安三年とあるのを以て、直に刊行の年に極めてしまふのは稍早計であらう。貞德又はその一派の著述の刊本にはかういふ式のが普通である。但し慶安三年の編纂であるとしても刊行の年も同年或はそれ以後程なき頃であることは確かだ。天和元年の書籍目錄に貞德文章とあるさうである。貞德往來とする方がむしろ適當であらう。いづれにせよ德川初期の編纂及び刊行の往來物としては蓋し随一のものであらう。内容が當期の文化史料となり經濟史料とな

り學藝史料となり風俗史料となる點に於ては、古くは明衡往來等に比して、中程の物では庭訓尺素の二往來等に比して、當代の史料としての價値は遜色なきのみか或は優れてゐると思はれる。異國趣味を以て充たされてゐるわけではないが、貞德その人が、羅山文集(卷五十六、排耶蘇)や自著の戴恩記や、文集(卷四、一一九段、卷八、二二七段)や久自他の句集で知られてゐるとほり、異國趣味の新人であつたのだ。從つてこの貞德文集の中にも、異國情致に富む文句がいくつかあつて興味が深いのである。

尾崎雅嘉の群書一覽(享和二)卷二往來類の最末にも既に解題されてゐるが、現今所藏者が甚だ少い。又明治以來の翻刻も未だみえないやうである。私は昨年この書を雜誌典籍之研究第六號(八月刊)に於て「我用書志」中に詳かに解說し、そのうちに異國的の要素を指示しておいた。讀者の參考を得たい。

海表叢書の底本としたのは、達磨屋の舊藏本である所の帝國圖書館本であるが、京都大學圖書館にはその影寫本が存する。原本は待賈堂珍書目錄にもみえてゐる。水戸の彰考館にも亦一本を藏し、その圖書目錄亥部稗叢の部、一〇九二頁に錄せられてをる。小山田本とはないけれど、高田與淸の松屋筆記をみると、その卷三(刊本第一冊二四頁)などにも引用されてゐる。それのみか、同人の擁書樓日記(近世文藝叢書第十二、三四二頁)によると文政元年六月十三日の條に、北村節信が貞德文集を與淸に返却したことを記るしてある。嬉遊笑覽には多分この書が引證してあることと思ふ。蜀山とか柳亭とかいふ連中も亦これを著述中に利用してをるのであらうが、私は未だそれを一々究めない。

本書は大本二冊、上冊は八十八葉、九十の文例を收め、下冊は八十五葉、八十三の文例を收めてある。每頁六行、每行約十二三字詰。本文は竪八寸二分五厘、橫六

寸、外形は帝國圖書館本では、竪九寸三分五厘の横が六寸七分といふ大きさ。文字は大きな行草體、振假名と訓點とが附刻してある。今翻刻にあたつては、振假名が原本片假名であるのを平假名になほし、本文中の萬葉假名を平假名に和らげたやうな改修を施こした。但し外國語は片假名のまゝとし、多少新に振假名を加へて讀易からしめたやうな所もある。その他、句讀を補ひ返點を增し、差出人や宛名の配置等をも印刷上一行に組み改める等、原本より見易いやうにした所が少くない。なほ各文例に番號を附して判別し易くし、首尾や目次をも新附した。これらはこの叢書では特例の方である。文字は原文のまゝに存置するを旨としたけれども、往々判讀にくるしむものもあつて、編者を煩はした點が少くなかつた。

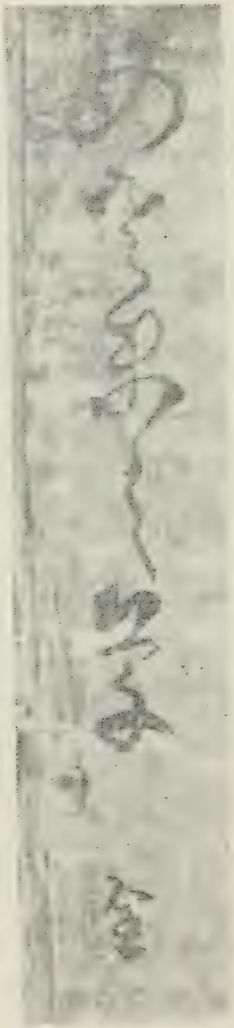
長崎根元記　七巻

長崎根元記寫本五冊七巻、解説者の所蔵である。美濃紙の古き善寫本であるが、序跋識語等を缺き、完本なりや否やを決しがたい。蓋し完本であらうと思ふが、同名の書を諸家の目録類に見出し得ず、又私も未だ類本を博捜するに至らないから、こゝに確かな解説をするわけにはゆかない。長崎の風土志としては、所依の史料も古く、且つ正しい様であり、この種の編集物としては有數のものと認められる。史實は元祿十年の事が二ケ所卷三卷四に見え、その他あちこちに元祿九年までの諸役諸件を登載してゐる所から察すると、その編集は元祿十年か或はそれより條り後でない頃であらうと考へられる。

この書より以前にも長崎の風土誌は存するが、元祿以降に至つて續々あらは

れ又時に刊行もされたことと人の知る所である。元祿享保時代についていへば、元祿十七年刊行の長崎虫眼鏡二冊、正德二年編輯の長崎緣起略記、これらは明治の末に叢書に收めて刊行されてゐるが、華夷通商考の元祿八年刊本及び寶永五年の増補刊本はとにかく、享保四年の刊行の長崎夜話草は最も多く流布して長崎を知らしめるに與かつて力のあつた本であつた。今この海表叢書第四卷に收めて初めて刊行する所の長崎根元記なるものは、以上の諸書に比すれば、更に古く、又史料としても更に重要なものに富む。異名同書の別本がどこかに存するにちがひない。識者の教をも仰ぎ、私も博覽の機會を得たいと思ふ。

本書は七卷とあるが、卷三卷四の兩卷と、卷六卷七の兩卷とは、各合册して本文に分卷の形をとらず、從て全部五卷としても差支ない。印刷に當つて、體裁を整へ、多少の改修を施し、字體を變更したる等一に他の諸例に照らして知られたい。



目さまし艸序

たばこてふ草は、近き頃あらはれたるものにはあれども。今の世の人々、常に用ふるものとなりにたることは、やまともろこしも同じ事となむ。かく世にひろまれりければ、こゝにも國々にうつし植しより、其品もあまたになりて、商ふものゝひとつにはかすまはれぬ。こゝにおのが家は、五代の祖より此大江戸に住て、國々のたばこをあつめ、世のわたらひとなせしを、かく盛なるにしたがひて、こを商ふ人の家々もいやましにたり。されば近き年其輩より、公にこひ奉りて、貢物をさゝげ、とひまろの數をも定めさせ給ひてよときこえ上けるよしいひ傳へぬ。しかるに今の世にいたりて、天の下の五のたなつものゝ外にとりては、此くさ程益あるはなしとか。げにいづれの國にても、是を用ひぬ人はなく、わきて北東のいとも遙に遠き島々は、いたくさえこほりぬれば、これをすひて其身を養へるくのうおほしとなん。又こゝの國の人々の腹にもあひ勞れをも忘れ、憂をもなぐさむる

徳あれば、つひにやむべくもあらず、年々此なりはひの榮行事にこそ。さておのが世になりて、公に貢物をさゝげたきよしこひ奉りしに、頓に御許ありて、やがてそのきはの數をも定めさせたまひつ、今はいはゆるかぶの主といへるものになりたるは、いとも有がたき御恵になんありける。しかれどもおのれらこの物のかげにかくろひて、めこをもやすくやしなひながら、かく傳へひろごれるよしを、また其功と害との有事は、つばらにしらざりしを、磐水大人のえむろくさといふ書には、其故よしをいとねもころに記されたり。おのれよみておもへらく、あはれ是をかな文字にして、世のわらはべをみなにも知らせてしかなと思ひしに、又これにもとづきて大人にものまなべるどもがらのつくれる、目さまし草といへる草紙有けるを、こたびこひ得て櫻木にゑらせつるなり。さればこれをよまん人々はじめて此艸の本性をわきまへ、又此藥生なるもはしつるも、べちにくさ〴〵の功能有事を知りなば、吸ひかをらす樂のみかは、世の大なる益ならましとてなり。まいておのが家代代あきなひつる草にしあれば、いさゝか其徳にむくいんとて、かくはものすることゝはな

りぬ。文化十二年三月いごけき日、清中亭の主叔親しるす。

目さまし草序

目録

目録

目さまし草

發端

蕃錄は、我師磐水大人未だ若かりし時、和蘭の書に、たばこの始て生出し國所を見出し、たばこは卽ち產地の名にして、草も地名を以て世に通稱となり、かく世界に弘し濫觴の的證を得給ひてより、和漢傳來の事をもくはしく集んと志し給ひて、多くの書籍どものなかに、此草の事をいへるものをば、こと〴〵く抄錄して編集し給へるなり。ことさらに此草功もあり、又害もある事をしるし給へれば、人々心得おきて益ある書なりとて、往年其門に遊べる輩、櫻木にゑりて其家に藏せしなり。かくてこれを見つる人は、いたくめでてこれよまではえあるまじきものといへるも少からず。たゞし其書の眞名書なれば、よまんとはすれども幼童女子、又男も漢文讀みなれぬ人にはえよみときがたきをうれへて、さ

るめでたき書をたれ〳〵にも、よみやすからんやうに、假名文にかきかへてよさとふものをきまゝに、このたび大人に申して、彼書のなかなる草の來由よりはじめ、功能禁忌などのわきて簡要なる事を拔萃し。又正編を木にゑりし後にも、もとめ得られしをひろひあつめおき給へる卷のなかよりも、其要なる事どもを擇みとり、かれこれを綴合て、此かな書の草紙となして、かりに目さまし草とは名づけつるなり。めさまし草はいかなるものぞともしらねど、萬葉集を始として、又俊頼朝臣の、ねぶりの森の下にこそめさまし艸はうゝべかりけれと、よまれし歌などによれば、ねぶりをさますものにこそあるらめ。此たばこてふもの人々つねにすひながらも、そのことのもとをしらざれば、誠にねぶりゐて物をわきまへぬに似たり。さるを此說をきかんには、始めて夢のさめたらん心地やすらん。又悶をときてきを變をひらく効あることは、目さまし艸といはんもにげなからじとて、此卷の名におほせつるになん。

古今彩勢

たばこといふもの、異國よりこゝへ傳來せしより、二百年にあまりて、久しきならはしとなりぬれば、世の人貴賤ともに、其謂をも知らずよるひるとなくけぶらすることゝなりて、今はひとひもこのきみなくてはともいふべく、まことに酒にも茶にもまさるものになん。されば手と口とに離さず、しばしもかたはらにおかねば事かくるがごとし。げにも飽ばうゑしめ、飢ればあかしめ、醒ればゑはしめ、醉ばさますとぞ。世の人なべて此功德を知り、世界のかぎり、所として此草を植ぬもなく、人として此葉を嗜まぬもなく、世に行はれて年暦百年にも及びしころほひより、詩にも賦し歌にも詠しこれを稱美して止ます。其くさ〴〵の德をいはんには、あつさをも忘れ寒さをもしのぎ、夏の日永の眠がちなるをさまし、春の曉の覺がたき夢をもやぶり、あるは秋冬の夜ながき老が身のねぶりがたきには、從者女童などたばこ吸ふ火はありやなしやと、問ひてわびしきを助くる心しらひを喜

び。又何くれと物かなしきうきをもわすれ、あるはすまいうらさびしきひとり住の身のうへには、よきしほがまのけぶり草とも知らるゝなり。ある人の口ずさめるに、

昔し誰が寢覺の床のさびしさを忘るゝ草の種はまきけん

とあるもさることなり。又貞柳とかいへるものゝ狂歌とて、

雲と見る芳野たばこのうすけぶりはなのあたりを立のぼるかな

と戯むれしもおかし。又親しき友どちよりつどひて、舊きをかたらひつるにも、これなくては其しほなきにも似たり、たとひ山海の珍味をつくせる酒宴のむしろにも、時々これを吸ざれば物たらぬ心地す。又野邊の遊び、川せうえう、月の前、花のもと、酒の後、茶のさきにも、この煙をかをらし。雨に對し雪を賞し、閑窓のうちにひとりつくゐによりて物かうがへる折ふし。又旅ゆく朝戸出にたばこ吸ながらにあゆめる趣。又家のうちにありてもあやにくに事しげきころ、たゞひとひきすひたるはいはんかたなくぞおぼゆる。憂につけ樂しきにつけても、これを作はざれば、悶る氣もひらかず、嬉しき心ものびざるがごと

し。近き世の人のはいかいのほくとて、

西行の秋はたばこもなき世かな

といひしもさることぞかし。すでにこの物世にあまねくひろまり、人ごと家ごとに用ふることになりては、客人をもてなすにも、まつ前に是を進むるを常のならはしとすることになんなりける。いはむもかしこけれどそれのみかどの御製とて、

もくづたくあまならねどもけぶりぐさなみよる人のしほところなれ

とよませ給へりとか。また妙法院の宮の御言葉とて、たばこに七の徳ありとの給ひしものも見えたり。又もろこし人は一名を相思草といひて、人ひとたびこれを喫ふときは、朝夕思ひこがれて止むときなしとなん。とにもかくにもあやしきまで、人のすける草にこそありけれ。

傳來の諸説

當時慶長のあひだ、異國人のこゝに往來ありし頃、はじめて其種子をうゑしとぞ。又乾ける葉を卷て管のごとくにし、一頭に火を點じ、一頭よりこれを吹て薫服することは、猶それより以前の事なるべし。さてもろこしに傳へし始めは、明の萬暦の頃、偶これを服する者あり、崇禎になりては頗すふ者もおほかりしとなん。又韓人の著せる書には、近ごろて倭國に出ると說き、張氏が書には、朝鮮志にはじめて見つと載るを以て考れば、こゝより朝鮮に傳へ、かれよりもろこしへはひろめしやうにも聞ゆ。又明の末初て西洋なる人、其種を中國に帶び來つるといへる說もあれば、彼より直に受傳へ、又彼より我東方に傳へし物、又西に轉じて、こゝより朝鮮唐土へも傳へたるか。和漢大抵其時世を同うして、都て我國は唐土に先たてる歟ともおもはる、何にまれ貳百餘年來の事なり。たばこといへる名は世界のかぎり、何れの地までも通稱となりたれども、傳來のはじめはくさぐ〳〵の異名をよび、延命草長命草の類、あるひは丹波粉、多葉古等のあて字もて通用し、又誤りて莨菪を以てこれにあてしたぐひおほし。煙草の名は始て姚旅が露書といふものに見ゆといへ


吃煙古式の圖
万治年間印本 誹諧毛吹草に
雑話中に本文を
出せり
忠爺


清朝人吃煙圖
竹煙管を把ハ下官あり

り。扨錦里先生の考に、此名は李太白の想思草如煙といへる句より出たるべしとなり。醫書には、本草洞詮といふ書に始て煙艸の名を出せり、其書こゝに渡りて後は、雅俗ともに皆此文字を通用する事となれり。扨其書には能く功と害とを辨ぜり、猶其前後の諸書にも、詳にこれを說き示せしも亦少なからず。

左の圖は、清商阿片煙を吸ふ狀なり、阿片を交へたるたばこを短烟管に盛り、燈火にて吸つけ、臥床に臥して心を鎭め吃ひ服すること一炷香の間、尤も其廻りを圍ひ人を拂ひ、閑にして二三ぷくも吸ふなり。それより起き出れば、睡眠を催すことなく、徹夜の作業も出來るとなり。これは夥長とて船中案針の役を勤め、晝夜風候方位等を辨ずることを主る人のなす所なり。但一度此法を用ひ卒に止るときは、其身に害ありとて上陸の後旅館に在る間も、折〱これを薫服するとなり。長崎の荒木氏目のあたり見しを圖して贈れり、

按ずるに、印度地方にては、阿片一味を薫服する風習あり。吸ひて後暫時昏憒すといへ


阿片たばこを吸ふ圖


和蘭人食煙圖
奴隷烏鬼銀盆に唾壺と手爐とを載て側にたてり


巻たばこを吸ふ圖
これハ文化癸酉の年
長崎へ船来せし象の
写真なり
長崎荒木如元画

ども、服後は精神快爽通夜眠を催すことなく、こゝろもちよく遠行なども隨意にして、其翫樂しむこと限りなしとぞ。大人の紀聞せるものあり、瓜哇人俗好喫阿片、不至昏醉則不已と、白石先生の著書に見えしもこれなるべし。此阿片煙も彼より傳へし轉法なるべし。（毘婆沙律に陀婆闍は煙藥なり陸地に生ず、四分律に比丘風を患ふ煙筒を作て煙を用ふ、其ほか煙を嗅て疾を治すること見ゆ。こは今の烟草とはことなるべし、若阿片の類にはあらずや、但外の薰藥にや、後の考をまつ。）

李氏の食物本草綱目に、傳來の說を載せていはく、彼より南にあたれる海外に、鬼國といふあやしの國あり、其地にては病者ありてあつしくなりゆく時は、のりものにかきのせて深山に捨るならはしなりとぞ。昔其異國に一人の婦女ありて重き病ひをわづらひしを、例のごとく山の奥にかきすてゝ人々立歸りぬ、其婦女夢うつゝのごとくありしうち、えならぬ香のしけるまゝに、忽ちめをひらきてあたりを見つるに、いまだ見なれぬ草生ひしげれり。はひよりてこれを嗅に、すなはち身のうち淸くすゞやかに覺え、今まで病にをかされ居たりしに、夢の覺めたるごとく、一身まめやかにこゝろよくなりにければ、已なやあ

る中にこゝに捨てられし事をはじめてさとり、扨そこをいそぎ下りて我家に歸りぬ。家なる人々しか〳〵の物語をきゝて、そはいとあやしき事なりとて、やがて其草を得て世に傳へしが、即これなりといへり、これ假に作れる説にて取にたらず。又同じき別説に、南蠻國に一人の婦女あり、名を淡婆姑といふ、數年痰の疾を患へしを、此草を服して全く瘥る事を得たり、それより此草を淡婆姑と呼りといへり。思ふにこれたばこの字音を塡し字面、女に从し婆姑といへる二字あるによりて、女の名なりと附會し設けたる妄説なり。

和蘭の書によりて萬國の事をかんがふるに、此もの北のアメリカ洲といふ世界に「タバゴ」といふ島あり。其地に生出し草なりしを、二百十餘年の昔ヨウロッパといふ世界なる某の州に「ニコット」といへる人、其島の産をとり出し携て其國に歸り、移しうゑしに始りて、夫より其世界に傳へ、これよりして東の方、アジアといへる世界にも傳へ、ついに其内に屬せる東の又ひんがし、この國ともろこしへも傳はり、數年ならずして今は世界のかぎり、西に東に南北のすみ〴〵迄にひろごり。國の内地はさらなり。それに屬せる遠近

大小の島々といへども、これを用ひざるものもなく、名は皆たばこと稱せりとぞ。これぞ此もの傳來の的證なりける。

扨オランダ近くの國々にても、煙を吹て樂みとなせる習はしは同じさまなれども、漸に草の性味を考へ、其醫書の中には、內より服し外より用ひて、種々の經驗を取れる諸方法どもおほし。其方法或は青汁をしぼり取り、或は油をとり灰を取り、或は鹽精を取て用ひ、或は鼻煙として一味粗末となして、鼻より嗅て頭腦なる病を除き、又諸方の劑に配合せ、諸病に充て用ふるもの少なからず。今これを知れるは此書編集の功と、新譯の成りしとに因るなり。今始めて藥功ある事もひらけて、世に遍く蔓延常用のものとなりし上は、又別にそれぞれの製法を施して、醫療にも廣く用ひたき事ぞかし。

考證雜話

此邦に此物の種を傳へしは、慶長十年乙巳にして、肥前長崎櫻の馬場に始て植つけしと

いへり。扨崎宮坂上池院の案に、慶長年間の私記數卷ありて今に傳來す。其慶長十二年の條に云云、此頃たばこといふものはやるこれは南蠻より渡るといふ、ひろき葉をきざみ火をつけ煙をのむ云云。又十三年十二月の條に云、二三ヶ年以來たばこといふもの南蠻より渡る、日本の上下專らこれを翫ぶ、諸病を癒すといふ。然れども此頃これを喫ふもの病を發することありといへども、醫書に此療法なし故に藥はあたへがたし云云と云へり。此南條の說によれば、貝原氏の書に、慶長十年に種を植付しとあるものあたれり。又東野山人の著書卷の二十一に、慶長十年今年蠻人の船に煙草を載せて來る、其子を種けるゆゑに京師の人爭ひ吸ひて、遂に天下に滿けり云云いへるにもあへり。此說に據は卷たばこのみならず、きざみたばこも最初よりのありと見ゆ。卷たばこは元龜天正の頃よりも專用ひ、きざみたるも其前後違からず用ひたるかとおもはる。近頃ある人の話に、越後出雲崎天正十七八年の頃の檢地帳を見つるに、たばこや何某といへる名を載たり。されば古き事なりといひき、これは卷たばこか刻たばこかしりがたけれど、なにゝまれ彼國より持渡りし物に

こそあらめ。

何れの世界にても、漸盛になりし後は、木石の類を啗めて、刻めるたばこを盛り、これに管を施して喫ひけぶらすことゝなり、後々は磁器金銀銅鐵等にても作れり。名は國々によりておのがさまざまなり、唐土にては煙管煙筒と名づく、此邦にては昔よりこれをきせると呼べり。此ことば先輩の考に蠻語なるべしといへり、其草も喫やうも蠻國より傳へしものなればさもあるべし。但何といへる國の語ならんと、海外諸國の書どもを捜して、此名を索しに、これに似たる語なし。和蘭人の用ふる磁器の長管を名づけてタバコスペイプといふ、其名似もつかず。又いはゆる南蠻と稱せる國々にてはピイパといふよし、然れば昔これを傳へし頃、他の蠻語を誤り謬て、此物に轉じ唱へ來れる事にもやあるらん。又大人後々に至り妄に臆説をなせるは、和蘭語の轉聲なるかといへる考へなり。然れども蘭船渡來しより以前の名とおぼゆれば、今さら此に擧るにも及ばず、又大人さにはあらざる一證を得たりとの給へり。一兩年已前一種長大の鐵煙管を得給ふ。これは羽州山形の豪

民業の家に、二百年ばかり傳へたる物なりとて、それを見るに其質のすがれたる形状、實にもさる年來の古色あり。これは異國傳來のものか和製の物か詳にしりがたし、こゝに二百年の前は煙管未だあるまじと、常々思ひしにたがへば更に理會がたし。然れども此器今に存して世に顯はるゝときは、煙草傳へし初より其管もすでにありし事にや。按此器至て厚くたくして重く、又吸口の上五寸ばかりの所に鍔あり、これは手に握るかゝりにも似たり、今の世のごとく、日夜煙らする事ならんには、甚不便のものなり。若し形は煙管なれども、鐵棍などの用をなすものにやと思ひしに、其後右にいへる坂上池院慶長私錄の中に亦一證を得たり。

十四年己酉の條に云（文化十二年乙亥まで二百七年なり）此頃荊組、皮袴組とて徒者京都に充滿す、五月中捕取之七十餘人なり。行簡者令糺明、此者共人に背く喧嘩をかけ、後被改之組頭四五人成敗、殘る者は指して科にあらす、一旦の知音までの儀たる間被寛之。組頭名は□□（二字原本版面刻しあらず）といふ者なり、荊組とは人々に喧嘩をかくるに依てなり（荊組は室町殿日記大正ノ條にも見ゆと或人いへり）

皮袴組とは荆にも劣らざるとの儀なり。依二此儀一たばこをとゞめらる、右の徒者もたばこより組になると云、きせる大にして腰にさし、下人にも爲レ持け云云。

西鶴がかける物の本（天和二年印本）に云、小捕山の名木落花らうぜき、今ひとしほとをしまるゝ、けんぼうといふ男達其頭は捕手居合云云、（西鶴は寛永十九年の生れなり、其頃といへるは慶長元和の頃をさしていへり）鳥部山の煙とは、五ふくつきの吸喫管、小者にへうたん毛巾着、ひなびたることにぞありける云云。又寛永正保時代錢湯風呂の古圖を見るに、其頃は常には煙管をたづさへず、たま〳〵遊行の折はたづさふる事あれども、みづから懐中せず、奴僕にもたせたる故に丈いと長し。きせるの頭雁の首に似たる故に、雁首の名目殘れり、火皿いと大きし。右に抄出せし西鶴がかける書ノ中に、五ふくつぎのきせるはとあるこれなるべしとある者いへり。又右の長管に巾着のごときたばこ入を結び付てあり。さて山形の鐵管に鍔の如きもののあるは、たばこ入を結び付くる料にはあらずやと或人いへり。

此實記にてはじめてさとれり、此頃よりきせるもあり、其名はきせると呼びしもたしかにして、又近頃山形より出たる鐵管も其頃の物にて、當時悪少年の玩物にして闘爭の爲に設けたることをしれり。

閣下にあり、山形より出でしものをはじめ見たる時、専ら喫煙ものにはあるまじく、或は鐵砲の用をなせるものにやと思ひし愚考には果してあたれり。又たばこをとゞめ給ふは、此時其最初たるべし。但しこれは鐵煙管を以て、喧嘩をかける具となせし後と聞ゆるなり。きせるの號は必ずありしものにや、新見老人の説を見るべし。

又これにつきて、きせるの名義の愚考あり、そは長崎詞にて、人を打事をきせるといふよし、きせてやる、きせてやれ、きせかける、などいふ。右舊記のごとく當時鐵煙管は人を打つ爲に設け置しものなれば、即て人をきせるものといふ和語にてもあるべきか、但しこれも亦的證とはなしがたし。

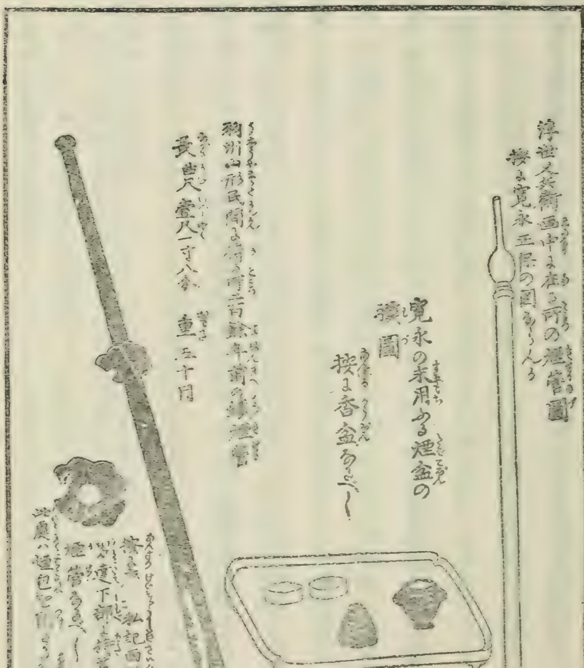
關東にて恩にきせるといふことばあり、きせるはかけるこゝろ、負はせるの義あれば、他に物をあつる かける おほするの意もあり。長崎の詞打こゝろたるべきか。醒々の書に羅山文集に曰、當時は葉を刻みて紙に貼し、これを捲て火を吹き其煙を吸ひ、其後はきせるを用ひて紙に貼せず。きせるの製は或は錫を用ひ、或は竹を用ひ、たばこを盛るものは錫を以て作る。牛蒡花の形のごとし云云、と見えしによりて考ふれば、らう竹に錫の類をきせてつくれる故きせらうといひしが、きせると呼べ

る事になりしたるべしといへり。らう竹の事正編に詳なり、其國のべつけの煙管もあり。又卷たばこ等もあれば、それとかはりし形なれば、時の詞にてきせらうともいひしにや。されども今のごときせるは、もと唐土より渡せるものに倣ひし樣にもきけば、いかゞあるべきか、これ又一考とたすべし。

又煙管を野作の詞にて、せれんぼうといふよし。木のつくりつけの長きものにてきせるの形をなし、上下孔を貫く、其名義詳にすべからず。按奥州民間にて煙脂をせゝると呼ぶ是亦何の謂れあることを知らず、もしせゝは、せゝり。せゝるといふ義にて、鑿す探るの意あるか。然れば煙脂の筒中に溜るをせゝり出すものゆへに、せゝるともいふなるべし。蝦夷言のせれんぼうも、あるひはせゝりぼうのこゝろか、ぼうは和語の棒杖なるにや。

正編中煙草にあづかれる事、盡く載せて遺漏なきがごとし、唯古来通稱のきせるの名義未だ正しき證を得ざるを恨とす、後の識者を待のみなり。扨きせるは織田信長の時分に、は早く今の世の製の如きものありしと見ゆ。このころ一友人の方より示せし者あり、これは浮世又兵衛が畵きたる六枚屛風の人物の傍にある煙管の圖なりと（模圖下に出す）


寛永の頃土佐
光益が画きたる
寛永の頃ハ人々長煙管を
用ひ外出の時ハ奴僕に
持せたり其頃の人銭湯
風呂に入りて歸るさのさまを


浮世又兵衛画中に在る所の煙管図
摸す寛永正保の図なるべし
寛永の来用ある煙盆の摸図
摸す香盆なるべし
羽州山形民間に伝ふ二百余年前の煙管
長曲尺壹尺一寸八分　重五十目

此浮世又兵衛ハ父に荒木某といひて云云、本名を改めて母方の苗字を名乗岩佐と称す、信長の臣信雄に仕へ浮世絵を書き出し、遂に妙手となり名誉を得たり。故に世上に浮世又兵衛とは呼べるとなり。但後の人又兵衛が名をみだりにあつるもありともきけば、右の肆頭の絵の鑑定によるべし、人の贈りしまゝを出せり。

落穂集に曰（大道寺友山寛文の頃の作なり） 我等若年の頃或老人の物語仕ゆは、たばこと申ものは古来無之ゆ處、天正年中南蠻人の入来りし頃より、世に廣まり初まりしと申なり。然れば元来南蠻國の土産の草抔にても可有之ゆ哉、以前の儀は、煙管抔張る細工人もまれにゆ故か、直段等もむつかしく、末々の者は求め申儀も成兼ゆに付、竹の筒のあと先にふしをこめ、大に穴をあけ、先の方を火皿に用ひて、たばこをつぎ呑申ゆとなり。其もとは西國よりはやり出し、中國五畿内までも專らもてはやしゆ得共、關東筋に於ては煙草を給ゆと申義をば、誰も存ぜずゆ所に、いつの程にか段々とはやり出、きせるを仕る細工人なども多く成ゆを以て、竹の筒煙管など申物もすたりゆよし、件の老人物語仕りたる事にゆ。然ればたばこのはやりはじめと申は、さのみ久敷事の様には不被存ゆ云云。

靜廬が藏本百物語卷之下廿七ある人たばこをすけり、此人のいはくたばこには十損ありとて、十首の歌をよみながら、ひたのみにのゑれける。其歌にいはく云云、（一二三の字をかしらに冠りてよみし歌なり、こゝに略す）其第十首の歌に、

十そんのありとはしりてのむからはたばこにまさるなぐさみはなし。

末に于レ時萬治二暦初夏上旬松足□□〇二字缺而刻しあらず、按とあり、上之卷を見ざれば作者の名知るべからず、大人八害の論に先だつて此歌あり、晴に合するものならし。

莨盤といふものは（ある說に志野家の人某の候と云で香具をとりあはせたりといへば、）香具を取りあはせて用ひしとなり。盆は卽ち香盆、火入は香爐、唾壺は炷爐香、煙包は銀葉匣、盆の前に煙管を二本おくは香箸のかはりとぞ。後々にいたり今の書院たばこ盆といふ樣の物出來ると也。大人往年長崎に遊學給ひし時、土俗たばこ盆の事をかうぼんといひ、老婦女などは客來れば、かうぼん持てわたいといふ。わたいとは渡れといふ事にて、持て來のこゝろと聞ゆ。かうぼんはたばこ盆を促呼と覺ゆと冷笑せしに、かうぼんは卽ち香盆にして、昔の辭の西部には今に殘り

しこと〻思ひ知たり 香盆の事、往年間氏に聞しも本義のごとし、但し煙包は香盆或は香包也、外に長き竹二本先をそぎたるを添ふ、こゝ香箸を転ぜしにて、そぎたる所へ煙をつぎて用ひしとなり。

縉見老人むかし／＼物語に曰 老人は享保年中八十歳にて萬治寛文の頃の事を記す むかしは、座中たばこといふ事かつてなくて、よしともあしきとも、ていしゆの多葉粉盆にあるたばこをのむなり。のみやうも今とは違ひて、亭主座敷へ出るまでのまず、亭主物語してたばこまいれとすゝむる、客はまづ亭主よりまいれと、盃茶のさきのごとく二三度いふ。其時亭主はな紙をへぎて、きせるを取、つばをはづし、きせるを紙にて拭ひ、是にて参れときせるをさし出す。客取ていたゞきのんで、たばこよくばほむる、一ふくも二ふくも吸へば、拭て我前に置、帰る時分はな紙にて拭ひ、たばこ盆へ入れ暇乞してたつ、拭ふ時亭主其まゝさし置れよといふ。近年たばこの吸やう、中々左様にあらず、ぶさはう千萬なり。若し亭主頭役か老人かおや方なれば、たばこのめと有ても、たゞすてのまず。其頃かくれなきやつこといはるゝ人も、六はう、うでだてがいをつくす人も、いんぎんのぎしき、又はおやかたに老人の前

にて、たばこのむ人なし。たばこ入をもし取おとしても、私のにては無之といふて、かくす事なりし。其頃のたばこ入は、或は青しぶに紙をいため、又吹き畫墨流しなどしたる、隨分麁相なるたばこ入なりしに、今は金入の切れ、どんす、しゆちん、色々のさらさ、黒塗高蒔繪、梨地などにして、自慢げに指出す、夫故たばこ入賣れる事夥し。

近頃輪池屋代氏より、自ら萓萲（かんわん）小言と題せる寫本一冊を借し與へたり。其書中に說く所を見れば、延寶天和貞享の頃の隨筆にて、盡く流行出せし煙草を惜める諸說なり。堅くこれを廢すべきの憤激の雜論、數十葉に綴り成せるものなり。これは是迄なくてすみし品のひろまりて云云、且始てのみ習ふ人、又其性にあはざるもの丶、醉ひ仆れしなどを見て、甚だにくみ遠ざけしなり。

又南畝太田氏の藏書印本愛煙草詩歌と題せる一書を見るに、元祿四年宮本氏某の撰なり、前書に反して煙草は閑居茅窓に伴ひ、風雅の遊情をたすくるものとて、これを愛翫し自ら樂める詩歌なり。何とてかく愛情の相反するか、其好めるものは深く愛賞し。又其

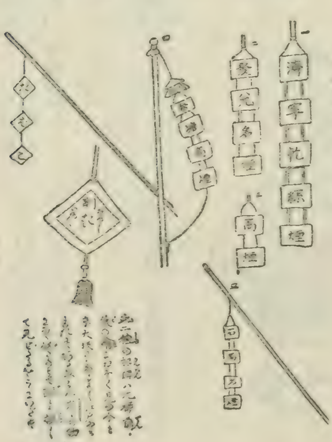
性にあはずして惜めるものはいたく之れを遠ざくる事甚し

千種日記（天和三年あらはす所、作者詳ならず、十二巻の紀行の書也）大阪のしる人の許より人をこせて、服部たばことかや名のりて、すごく\しうはこに入ておくれり。人めしてきざませてすふに、いさすさなる物には有ける。あるじもすいて、此國の名をえたる物なりといふ。おほよそ此たばこといふ物、百とせこのかたあきつしまにわたりて（中略）しかはあれど今世中にひろごりて、京江戸のあつまるたばこのしなぐ\、数しられぬことゝなれりける。中にも上野國にたかさき、いはさき、いしはらとて名物あり。かごの國に小松、くすりふくろ。信濃國にけんこ、井上、いくさか、ほしな、さかき、なごゝて有。みちのくに 田代たばこ、仙東しろいしとて有。ひたちの國にあかつちたばこ、大和國によしのたばこ、丹波にさゝ山、ふくちやま。伊豫國にたんばらたばこ、阿波の國にのたのゐん、からさとゝて名物あり。越中國にへつくそたばこ、長崎には青たばこ、白たばことて有。このほか國々になほ名を得たる多かるべし（今の世、甲斐よりみなるたばことてふ品を出すとなん、文字は薬袋と書となり。）

これは往年保己一検校より抄録して、大人へ贈れるなり。按に此天和三年癸酉より今文化の十一年までは、百三十二年となる。此時すでに諸國にたばこの名物有、書中におほよそ此たばこといふ物・百とせこのかた云云とあれば、世に専らひろごりし時なり。今の世に最上の品と呼る薩摩國分と稱せるもの丶名は見えず。向井氏の煙艸考には其名も出て、又其の國々の名産の名も出せり。近き世にいたりては、此等のたぐひのみならず、その國産の數々種類夥しき事は、數百をもつて數ふべきにや。

二百年このかた、異朝にも盛になりしことは諸書に見え。眞假・蓋露・頭黄・二黄等の名あり、蓋露はさめ葉のことゝ聞ゆ。刻たばこを絲煙・縷煙・乾絲烟又金絲煙などゝ呼べり、閩の地に植しを始として、其後四方に遍く、尤これを佳品とす。燕産これに次ぎ、浙江石門を下とす。又浦城・建煙・清寧・余塘・石馬などいへるは其の名産と見えて、長崎

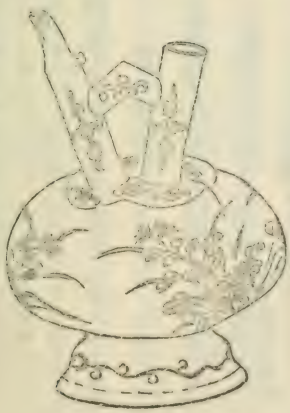
和漢煙舗招牌の圖



へ持渡りし絲煙の包紙にも見えたり。大人の親しく見られしは［、、、、、、、、］かくのごとくつゝみたり。此方の壹斤角包にしたるものゝ如し、味は强しと、又あの書の中に煙舗の招牌にも名産の名を記せり。

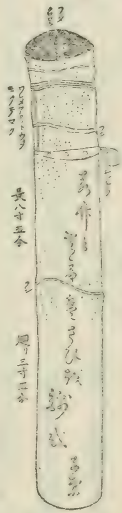
異國に一種たばこのけむりを喫ふの具に、ほつかといふもの有、正編に其圖を載たり。

此具は世に珍らかなる物なりと思ひしに、これも百有餘年のさきすでに此方に渡り、其用ひかたをも傳しにや、磁器にて此圖のごとく作れるもの有、これ全くほつかなり。やきは今の世に古今利と呼べる品にて、繪様も其頃のさまなれば二百年のむかしにはこれも用ひしと見えたり。こは浪速の骨董舖に何とも知らで持古りしを、大浪石川君見あたれりとて求め來りて大人に贈りしなり



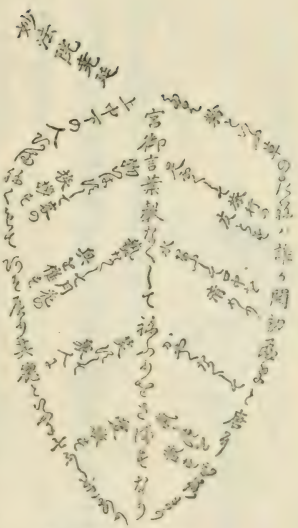
尾花がもとに曰本居宣長がたばこのことを書る物也おもひ草は秋の野の尾花がもとにおふるとかや（中略）末條にかゝのみいみじくいひなすを云云、猶おきがたきものにや、あしたにおきたるにもまして、物くひたるにも大かたはなるゝをりこそなけれ。かう常にけぶりかくしたしきものはなにかはある、さるをいみじき顔たて、ものいみなどして、七日もしくは十日などたちるたらむほどにぞ、常はさしもおもはぬ此君の、一日もなくてはあらぬことをばしるらむかしと記せり。

山東軒が所藏赤穂義士大高源吾忠雄俳名子葉がごま竹のきせる筒有、元祿の昔の物と知れば、其圖をこゝに模し出す。



靜廬北氏の藏書閑話隨筆に載する、妙法院宮たばこの德に七ふしぎありとの給ひし御言

葉を標葉に集め書ならべたる圖



按に本書何人の作なる事をしらず。

我樵水大人の蒐錄を編集し給ふは、此草の濫觴と主治功害を詳に、皇朝の人異國の人にも示し給んとの、素意厚情なり。然るに編中に雅賞詩文標具の諸圖等に至るまでを、雜集し給へる故に、全編を熟讀ざるものは、たゞ其諸圖ある巻を見て、これ偏に好事者流の雜著の如く、見なす輩もありとか、然れどももとさるたぐひにはあらぬなり。抑我大人其本志の大いなる趣意といふものは、かゝる太平に生れあへる人々、空しく其天年を損する事あらんを患ひ、全部三巻の通編を總括、其常に思ふ所を以て巻尾に於て、懇に說き給へるは、附考又餘考といふものにあり。然れどももこ

れ又から文字に綴りて、通俗のものにあらざれば、これを讀み曉解ものも少き歟。こゝに於て大人の不學文盲なる愚夫愚婦までも、諭し示さんとせし深情の本意を知るもの稀なるも、亦遺憾といふべし。夫此物は其功と害の相半する物なるを以て、世の人々をして貴賤を分たず、心を用ひ過服さしめざる樣に、それぞれの的證を引きて、新に八害の說を立て、痛く戒給ひしなり。されども年々かく盛に行れて、皆人の口腹にもよく馴れ染みたる事故、今は昔のまゝにも似ず、古人の深く戒め且惡みぬる程にもあらぬにや。扨味噌ほど煙毒を解すものはなしと、先輩もいへる如く今も試みて知る所なり。幸ひに我國の人は朝夕に此物を飯食に添へ食へる故に、覺えずこれを解毒する事なるべし。すべて西北によりたる島の人々は、殊更にこれを好み愛すとか、こはあながちに樂みもてあそぶとにはあらず、其わたりにてはこれなければ、寒濕の氣を避けふせぎがたき故なり。されば雨風をも侵し、あらき浪をもしのぎて、漁たる魚をもて此乾葉とかふる事とぞ。かの長城を越えて西にあたれる韃靼蒙古の境にて、支那より送る交易の品々の中にも、此煙草第一の物也。

又東北の野作人などは、煙草を喜ぶこと甚し、珍しき品を贈らるゝよりは、少しの煙草をを與へらるゝを、殊に喜びて米穀にひとしともきけり。然れば今は篠考中に深く責め論じ置れしのみにもあるまじく、又卒かに改めがたきはもとよりなり。たゞ人々よく其源を辨へ知り、頻りに用ひ過す事を用心し、又短管を用ふがごときも、時々これをさしかへ改めて、新たになし、煙脂多きものは用ひざるやうにも心がけよ。尤我家に在るときは長き管なるを用ひよとの戒を守るべし、これ皆喫たばこのうへの論なり。これにつきて図らずも詳に開け出しは、生乾草の薬功ある事なり。世にこれをよまん人、それ〴〵の製法を加へ新に病に施し用ひなば、これ古になき所の一箇の薬草迫れりとぞいふべき。

本朝食鑑に曰、胸膈を通し胃口を開き、鬱を拂ひ悶を破り、痰を消し飽るを解き、齒牙を固くし二便を通じ、能一身の氣をしてこれを上下し、これを運轉し、これを發散せしむ。煙氣は聚れば薫灼の毒あり、散ずれば又發達して其痕なし。今世の人々けぶりを喫ひて煙を吐く、漸く咽喉の間にいたり胃口までは至らずして出づ。若し遺れる薫りあるとき

は、湯水か味噌汁をのめば、悉く下に降りて去り盡す、これ故に氣を失ふの負け時ちの害を受すとぞ。

和蘭煙草の主治

粘液濁飲を疏利する事を主る。薬局中にてはおほくの製法を施して、諸病に用ふるものあり。その傳來の始はしからず、唯歩卒役夫の囊勞疲飢渇の時にあたりて、一吸ひきて暫時快きことを取れるものなりとぞ。

按に東方の諸國にては、今もいたづらに朝夕けぶらす事のみなれども。彼國は此草の本性を考へて、薬治に專ら用ふること左のごとくなり。

煙草は性酷烈油氣と塩氣あり、すなはち吐下の峻劑なり、痺及攣痺不仁或は暈倒昏冒、或は上氣或は呼吸急迫等の症を主治す。又水銃方薬中にもこれを入れ用ふ、又臭くさきは嚔を止む、一切の創傷浸淫惡瘡等凡此物外科方中に配合るものは、急を緩め潰腐を

除く等の事わきて効あり。

此物の功をなすは、全く製法の塡と油により、一體腑臟の積滯を疏通す。總て諸惡液內に蓄て諸症を生ずる者、これを服して甚効あり。

葉の味苦く、嘗れば舌頭にしみてさすが如き辛烈さものを、擇び取りて藥用となすべし、其主治は急を緩め痰を除く、能く金瘡を癒す、或は其瘡久しく癒えず、變じて翻花をなさ者、或は瘻墮羅傷或は蟲獸螫傷たるもの、又は上氣面赤眼目翳膜ある諸症、又殺蟲功もあり。

風寒に屬する頭痛、或は手足疼痛症には、葉を取り炙りて、其痛所に一二遍も置ば甚効あり。齒痛には青汁を取り布巾に浸し、其蝕痛の所に置き、或は細末となし傅けても亦よし。金創諸部に被るものによし、久しく治しがたきものにわきて効あり。これをつけんとする前に、先酒か小便を以て患處を洗ひ、細布を以て血を拭ひ、淨くしてこれをつくべし。胃虛して水穀消化がたき者、又生稟胃氣弱き者、此物一二葉を取り、火にあぶり阿蘭陀油

を和し、能く合せ、腹の上、胃の部位に置ば大いに功あり。又解毒劑ともなす、あるひは毒箭に中り血迸り出で止ざるものによし。斯のごとき功ある故に、軍陣に出る時は、此青汁を器物に貯へて持行き、其不虞の備となす、もし青汁なければ乾葉を用るも亦可なり。

　葉厚き物を撰び取り、石臼に入れ杵きて其汁を取り、腹の上脾の臓の部位に按ば、脾の固結る諸症を融解す、或は細末となしつくるもよし、或は膏となしこれを貼るも亦佳也。胃痛疝瘕其餘寒に屬する者、或は風氣を帯る者、此葉を温めて其患上におけば、諸痛速に退くなり、これは屢試てしるしを取れり。關節疼痛諸症毎朝食前に一二葉を嚼めば、粘唾を吐て其患卽ち除く。大飲飽食腹脹滿たる者二葉を取り、熱灰を其内に包み、暫く其氣を透徹しめ、是を腹の上におけば、其脹卽ち解く。葉を石臼にて杵き巾にて漉し過し、乳汁と砂糖とを加へ、水銃注肛方に用ゆ。

　冬月小兒踵はれ蠶蝕ものにつけて、極めて效あり。刀創骨に透る者これを施し、數日にして能肌を生じ、きず口を斂む。

諸潰瘍蟲を生ずる者、此汁を塗れば速に去るなり。金創未だ日を經ず、其毒も深からざるもの、此汁と滓とを取り、患處に塗れば忽ち癒ゆ。若し其毒深きものは、先酒を以て其内に注ぎ入れ、此汁を棉布に浸して創を覆へば、日ならずして全く治す、尤創の内外を淨らかにすべし。

乾葉も亦其功用少からず、留飲の諸症には、其よく乾きたる物を取りて細末となし、香爐の内に於て焚き、其上に轉注のごときものを掩ひ、其管の所を病者の口につけて、其けぶりを受く。此のごとくすれば、夥しく粘痰宿水を吐出して卽ち癒ゆ。

又水腫を療するには、前法の如くにして、唯じやうごのごときものを覆はず、病者口を開きて直に其煙を呑めば、水氣よく消するなり。子癇の症此草を以て兩股横骨の邊を薰すれば、其苦みを止む。乾葉を粗末となし、火を點じ鼻より嗅ぐものを鼻煙と名く、其功甚多し。殊に能く腦髓閉塞を開き、嚏を發して其蓄る所の瘀物を瀉出す。これ故に感冒頭風等常に用ひて速效を得るなり人々盒子に貯へて常に備ふべし。

又頭痛を治するには、此草を嚙み一箇の煙を吸ふ間にして其痛を除く、葉を杵き爛らし、諸腫瘍に貼れば則よく膿熟す。

綠葉を取り蒸露罐にて蒸して、其露水をとり、これを硝子罎の内に貯へ置、金瘡或は腫瘍、あるひは冬月跟腫爪甲指腫るものに、此油を棉布に浸し患處を覆へば、忽ち愈ゆるなり。又此物を取りて膏藥に製すれば、其功前に說く所の生汁一味を用るものよりは、はるかに勝れり、今こゝに出し示す。

煙葉（潤大色青綠 賦氣あるもの）　九拾六錢

葉ごとに布巾を以て、汚れつきたる砂土等を拭ひ淨ふし、木臼の内にて杵きたゞらかし、水を加へずして其青汁を取り、右量目程の内に家豬脂（交り混する筋膜等の者を去り淸潔にして）四拾八錢を和し、よく拌ぜこれを銅鍋に入れ、微火にて煎煉し、水氣盡き宜きを得る稠さになれるを度とすべし。

此方は主治金瘡或は潰瘍岩痔瘻疽等、諸般の惡瘡に貼して、能汚を淸くし急を緩うし、痛を和らげ肌

を生ず。又他の膏藥方中に合す。

溺死を救ふ法

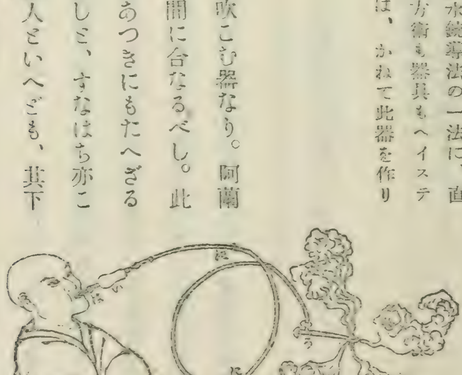
近頃溺死を救ふ簡便方を得たり、此患ともすれば救ひがたし、此術用ひて後死を免るもの多しといふ。其法は卽大頭の長煙管を用ひ、纓煙を盛り火を點じ、其火頭を口に含て、其煙を肛門より腸中に吹入るゝなり。再三これを吹こみ、第四五度に至て口一ぱいに含める煙を一氣に吹入る、かくのごとくすれば腸中雷鳴をなし、程なく口より水を吐出す、但其水は僅にして腹脹乍ら減消して囘生なり。もとこれ溺死の人のめる水は、わづかに食道胃口の間にあるものなり。然れども呼吸の常道を塞閉を以、吸氣下に推送る事なきゆへに、氣息をとゞめ、胃と腸の間にもとより含める空氣升降の度を失ひ、次第に鬱滯して脹膨ものにして、全く腹内に水の充滿るにはあらず。この吹煙法は煙草の辛辣氣を以て、其腸中を刺戟し從て能く收斂し、且其氣下腹の諸筋及胃腸諸膜に通り及んで、腸中自然の

動機を促し催さしむるによつて、胸膈を寛豁し呼吸を復せしむるなり。

此療法近ごろ一臭書より新譯せるものなり、按注肛水銃導法の一法に、直腸吹煙の器あり、これを便秘の症に施す法なり。其方術も器具もヘイステルといふ人の書中に出せり、常の煙管を用ひんよりは、かねて此器を作りて其用を待たば、尚便利なるべし。

肛門より煙を吹こむ圖

此圖は他の療法にて、煙草の煙りを肛門より吹こむ器なり。阿蘭陀にても常用の磁器長煙管を用ひしは、急卒の間に合なるべし。此邦のきせるにては、火頭小さく管も短かく、且あつきにもたへざるべし、常に此器を造り備へ置かば便りよかるべしと、すなはち亦こゝに模せり、時に臨で此器を用ふれば、貴人婦人といへども、其下體を全く露はさしめずしてその術を施すも便利なり。



造法ならびに用ひかた

（い）印は鐵或は銅にて、阿蘭陀烟管の大火頭のごとくつくる、其内に刻たばこを塞り火を點ず辛くして強きたばこをよしとす（に）印はその火皿の底に接する革にて作れるたわむべき提筒なり、（ろ）印の集牙の小管に接す、即此小管を肛門にさし入れ、上の（は）印の火さらにつけし小管より烟を吹こむなり。其吹かたは先一ぺん吹入れ、二度目はけぶりを多く含み、一いきに強く吹こむなり。しばしありても腹鳴吐水の容子なき時は、又右の如く吹こみ、其效を見るに至るべし。

又喘息病に烟草昔葉修合の一良法あり、毎にこれを試るに極めて效あり、こゝには略せり。

此等の譯説皆生草或は乾葉を取りて、内服外用して功を試みたるの方法なり。これは常用の薫煙の外の事にして、和漢のいまだ試み知らざる所なり。今此新試の譯説を見るときは、人々日夜の薫灼をたすは、尤もみな用ふべきことたり。さて此草本來の主療を詳に辨じ、醫俗を論せず自ら試みて、其功用を選ふせば、無益の異草とも云べからず。殊に今に至りては世に夥しく有備るゝものにて、諸國

の村里にありては、得やすく且なしやすき便法なり。又前法の外にも彼國嗣出の薬局方書中に、數々の方法も見ゆれば、志ある人は詩求てよ。

唐土吃煙の功能

煙草の味は辛く氣は温にして性は毒あり、これを吃めば寒と濕とより發る痺を治し、胸中の痞悶と痰の塞りを消し、經絡の結滯をひらく。其專らなる功は四つあり、一つには醒れば能これを醉しむ、これはその火氣薫蒸して表裏皆通徹し、酒をのめる如くなればなり。二つには醉はよく是を醒す、これは酒後に吸へば、氣を寛し痰を下し餘醉頓に解す。三つには飢れば能くこれを飽しむ。四つには飽くときはこれを飢ゑしめ、又空腹の時これをのめば、充然氣盛にして飽くがごとし、飽て後これをのめば、則飲食も快く消しやすし。

又これを吸へば、頭目を利し風邪を解し惡氣を逐ひ、百病を去り身を强く健にす。

煙脂　能蛇毒を解す

按に、試みに煙脂少許を取り、蛇口に入るれば、其脂の氣其身にまはり、次第に肉の色變じ、つひにすくみあがりて死するなり。又蛭の人の身につきたるに、これをぬれば忽ちはなれて死す、農夫泥田に入る者、蛭の取つくをさけんとするものは、脛に二三ヶ所脂をぬりて入れば、必ずとりつく事なしと云。

門吉士のいへるは、此物の功あるわけは、氣の甚辛烈故に火を得て燃し、其煙氣を吸ひ、其氣喉中に入れば、大に能く霜露風雨の寒を禦き、山嵐瘴邪の氣を避く。小兒これをのめば、疳積を殺し、婦人此をのめば、能く癥瘕を消す、氣滯痰滯一切寒凝不通の病あるもの、此を吸へば即ち通ず。

又一書に、能く瘴氣を解し、最霧濕を消す。其霧濕の毒といふものは海に起り、山瘴の氣は山に盛なり、其盛に行るゝ所にては、此煙草の繁勢火の力を借て行らす事なり、如斯辛き味のものは、先肺臟に入り遍く經絡に走る、故に微風暴寒は立どころに吹き散すべし。又能強て榮衛を行らし、驟かに閉塞を開く、然る者は暫く熱せしむ、飢るものはこ

れをして暫く飽しめ、倦める者はこれをして暫く健ならしむ。車にのり馬に騎り行く人、風雨霜雪の中を往來するものは、少し用ひても其功は至て速なるものにして、これより便なるはなし、故にこれを喜むもの至て多くなりたり。凡病あるものに用ふれば、かく熱毒あるものとはいへども、能病に當るなり。

臆案芥蟲を泥ひて妙なり、此物世人終身用ふることを厭はず、いとへばかへつて病來る、嗜めば病愈ゆといふ。

明の時、滇といふ地を征伐し、深く入して瘴地に入りしに、軍士皆病に染みたり。其中にて一つの陣營中のみ其患なかりき、これは絶えず煙を吸ひし故なり。これをきゝて、揚は此物瘴氣を免るゝものなりとて、徧く遠近に傳へて、人毎にこれを服する事になれり。おもふにこれは寒濕陰邪と積氣を避け、蟲を殺す功あればなり。又汁に搗き用ふれば、頭虱を除くべし、其性純陽なるものにて、能行らし能散す功あり。

右漢人の主治諸説は、皆驗み知る所にして疑ひなし。集閩瘴地の人、又其地に行役人、尤航海の人等

は闕ぐべからざる要品なるべし。

和漢煙毒を解す方

檳榔　煙毒を解す。又泥漿を用ひて糖に和し用るも可なり。
砂糖　此毒を解す。又麥門冬　知母　山梔　花粉　黄芩　蘇木　甘草　瓜蔞仁　枇杷葉
右九味煎じて滓を去り、沙糖一兩を和し服す。

向井震軒曰、煙草を多服して眩暈頭痛悪心するものは、味噌汁を飲んで即癒ゆ、急に汁なきときは、焼味噌を食ふも亦よし。煙管に脂の塞るものは、味噌汁を以てとほせば能通す。これらにても其解毒たる事を知るべし。又脂の衣服を汚すも、味噌の熱汁をそゝげば即ち淨し。此餘の諸方法のあること、正編に詳なれども、我邦にては味噌汁を飲んで、これを解すること、極めて妙法なれば、他にこれにまさるものあるまじきなり。

禁忌 以下の漢蘭皆蕃煙の習俗をいましめしなり。

陰虚、吐血、肺燥、勞瘵の人、みだりに用ることなかれ、偶これをのむことあれば、其氣閉悶昏憒死せるものゝごとし、善物にあらざる事知るべきなり。陰虚不足の人には、宜しからざる所以なり。

按ずるに、これはのみて其性に合はずといふ人にして、右にいふ陰虚不足等の人にやあらん。扨後には甚だ嗜む人にても、習ひのはじめは昏憒するもの甚多し。又初め右の變を覺えたるも、一體其性にあへば、つひにのみ馴れて、口に絶ざるにも至る。しかれば其性にあへば各別の害もなき事にや、各好んでのむといへども、人々によりて多少はあるなり。しかるときは專ら内に得ると得ざるとの差別あるべし、又婦女子は男子より多服せぬなり、されども田舍の婦女はこれと異なり。

醫意商といふ書には、平人にして酷だこれを好ことを、深く戒めて盡せり、但しこれを用ること既に少くして、功微なり毒も又微なり云云、其教深切なりといふべし。

此餘和漢の諸書、皆過服して人に益なき事を說けり。其說大同小異なれば、正編にゆづりて、こゝに

は其簡要なることのみを載つ。

和蘭諸書曰、煙を吸へば或は酔て睡眠をなすなり、又頭腦を攪動して、これが爲に精神錯亂す。これは此草の熱性甚しき故なり、又多くこれを服すれば氣力を減耗す。又口より吸ひ鼻より薫するも、多きに過れば頭腦を攪擾し、必ず氣力を耗らし知覺を失ふといへり。

一書。此物過服せば必ず害あり、記憶意識を損し、或は昏憒眩暈を發す。これは他の故にはあらず、能く神經に透徹して、眞氣を耗消するを以てなり。世人これを省ずして常用のものとなし、暫くも手と口とを離さず、余を以て思ふに、恐くは强壯なる者をして、怯弱ならしめ、遂には天年をちゞむるならん、攝生の人よく／＼省み思ふべしとぞ。

此條和蘭の諸説大同小異正編に盡せり、これらは薫煙の過服を戒めしなり。漢說と相似て、又實理の精を加ふるものあり、よく／＼考ふべし。

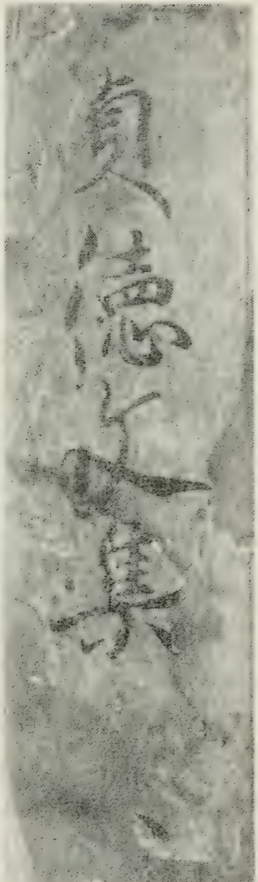
目さまし草　終

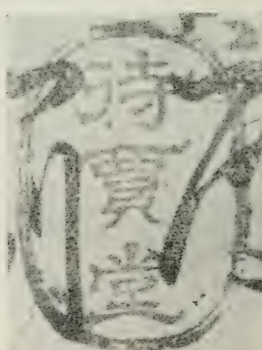
清中亭主人。觀予門下所記。蕎錄附錄一本。請上梓。余以是有正編之羽翼。而撫家翁淳々之心者也。然文理未貫。考證猶疎。不可叨出以示人焉。亭主固請不已。因謀諸同志。校正既畢。乃經家翁檢閱以授焉。蓋亭主以鬻蕎爲產。故欲辨蕎之功害以及人歟。嗚乎蕎之出現也。高及須彌。散徧十方。而今刊此書。以示世間。則不亦世俗所謂功德之一端哉。是予之所以不敢峻拒梓行之請也。

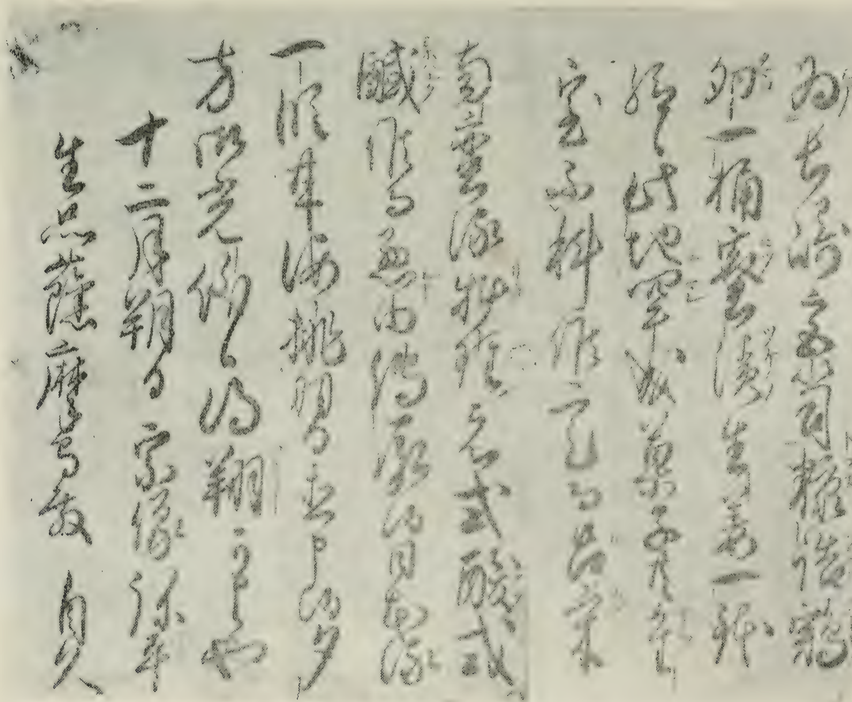
磐里拙者題 [茂] [楨]

友人寶唐窩主

書 [晉] [圖]






為御音信 [illegible]
[illegible] 一桶 [illegible]
[illegible]
十二月朔日 宗像 [illegible]
[illegible] 薩摩守殿 [illegible]

貞徳文集目次（新補）

上巻

下巻

以上

貞德文集上（首題新補）

一

年甫之御慶目出度申納候、仍當月中嘉例祈禱連歌張行仕度候、祝言之發句被遊則一順御書付可被下候、可然連衆御座候間廻可申候、此文箱入可給候、將又先度之松拍子、貴老之作鬚、口紅粉一段出來候、式部卿・宮内卿・大夫坊・法眼樣藝振無雙上手難忘候、恐惶謹言

正月五日　　功德院三位

覺明法師樣

二

這燒物自親王樣拜領仕候、先日准后樣より頂戴仕候動作之一貝同前かと存候、哀此藥劑御教可被成候、妄漏脫他言仕間敷候、誓紙認可進之候、兼又約諾之伽羅、摩訶梵・龍腦・

麝香臍壹進入候、如形穿鑿仕たる藥種にて候也

正月七日　　飯尾出雲守鶴勝

大雀帶刀殿

三

當世重寶仕掛物之筆者之事、先虛堂・無準者不ㇾ及ㇾ申、印月江・芝叢石・琦楚石・恩斷江・茂古林、此外數多御座候得共、暗者覺不ㇾ申候、幸今比新渡之大宗派候之間、御求可ㇾ被ㇾ成候、讀僻者指南可ㇾ申候、大德寺北塔頭之僧之筆者何而も數寄屋に掛申候、似せ物多候之間、證筆之段者此方に可ㇾ有ニ御見一候、恐惶頓首

正月九日　　大德寺惣見鍾首座

万代屋紹閑老

四

八島軍之事、尋常者悉皆義經武略申候得共、自鎌倉賴朝路次に人立置、手練文節拋、每

日註進聞召被下候、東鑑具記置候、其外能登殿御最後、佐藤次信討死、平家相違事數多候、可有御覧候、

正月十一日　　北小路法印玄恵

梶原才藏殿

五

當年之御試筆之物、乍不及申殊勝存候、迚之儀歳暮・年内・立春・子日・若菜御詠可注給候、御恥ヶ鋪候得共、愚詠備高覧候、可預御慈斤候、發句書付候、是又御指南所仰候、五山十刹之僧衆御詩聯句、當春之分寫置候御用候者可進候、恐々不備

正月十六日　　溢井式部少輔秀勝

速水左近將監殿

六

吉日良辰之事御尋候、日吉凶依事用候、嫁取・聟入・元服・官途成・出行・首途・出

陣・合戰・夜討・開陣・城責・作事・柱立・棟上・佛事・社參・元服・服藥・針灸・祈念・祈禱・葬禮・祭禮・裁衣・味噌・酒煮・厠立日・五穀種蒔日・土用・八專種々秘傳候、大略以曆中段相定候、今日者爪甲切能候、恐惶敬白

正月廿一日　　安倍陰陽頭晴明

唐橋官務殿

七

連歌御執心事、先新式日能々被成御聽聞、神祇・釋敎・戀・無常・哀傷・懷舊・述懷・山類・水邊・居所・生類等之分別・體用之打越・輪廻之心持・一座一句物・二句之物・或替面物・嫌折物・七句去・五句去・三句去・二句去・付分計嫌之物差別、御稽古最候、恐々頓首

正月廿六日　　生駒駿河守代隆

垣見主計殿

八

此秘密之書物一册、我等自師匠以誓紙相傳仕候得共、貴方深執心無他、累年存知之間、以別儀備一覽候、少も他人於有漏脫者如何候、能々御愼候て封御解可被成候、猶此上口傳分者、撰吉日良辰相授可申候、恐々不宣

始晦　　往生院良因

眞乘院
　玉御下

九

自關東、諸大名衆近々御上洛被成由風聞候、然は諸商繁昌可仕候之間、花糸・綾子・曇子・唐織・曝布・紬・法好之帷・縫薄・染物單物・袷此等の物買置候て可然、爰元功者衆被雜談候、其方於御合點者早速才覺可仕候、何も晩景御出候得、隱密申度事候也

二月朔日　　鱗形屋惣內正次

兵庫屋甚大夫殿

一〇

渡唐天神感得候哉、謡者誰候哉、愚老も雪舟之筆一幅持候、參聽・參道・倉頡鳥王之被遊候天神名號御座候、御用候者可レ献候、連歌者獨吟・兩吟・三吟・四吟・種々様々、會席之數積座功備要候、去嫌達者候得者、頓作成物候、猶祇公已來之宗匠口傳等可レ有二御稽古一候、恐々謹言

二月三日　　臨松齋紹昌

佐久間道入殿

一一

自二田舍碁之上手登一候、八歳歟九歳歟幼稚之者目算など老人より功者にて候、猶有二異隅碁一有二別意一と古人之諺誠にて候、思案工夫不レ仕無造作打申候、他人之手前助言聞事候、貴師之御指南候者、恐者可レ為二末代之名人一、後世可レ恐彼等歟事候、恐惶謹言

二月六日　　稲場鹿介則光

本因坊

一二

就二御志之儀一、高野江可レ有二御參詣一之由最ニ候、抑御開山弘法大師者、大日如來の御再誕權化、謂レ人無二其隱一候、乍レ生於二奥院一彌勒之出世三會之曉を御待候、御入定之後延喜之御時、御夢想に檜皮色の御衣被レ送候、勅使者中納言輔澄・般若寺の觀賢直に被レ奉レ拜二大師尊顔一候、有難靈地可レ有二御徘徊一事御羨鋪候、恐惶謹言

二月九日　　　歡喜坊性眞

花園侍從殿

一三

前宵者與レ風御尋申處、種々御奔走丁寧之御愛拶餘りに無二其加一次第候、忝存忘二時尅一爲二打籠一永咄、偖々可レ爲二御退屈一と推量仕候、向後者切々企二參扣一可レ得二御意一候之間、御内々之者同前御會釋可レ被レ下候、御約束之白玉椿・樒木・犬槇可レ進レ之候、人足御越御堀取可レ被レ成

候、恐々謹言

二月十一日　　都筑隼人政次

毛利周防守殿

一四

風爐之數寄相近候、先加古謂堪忍可申候、彼透窓之壁之所、網代屏風無相障子賦立申度候、手洗水石・刀掛之石・踏石等案置候、袖垣並雪隱之廻、蘆可仕候哉、柴可仕候哉、萬端御異見憑候御見舞所仰候、恐々謹言

二月十三日　　山形上總守種房

小堀遠州樣

一五

昨日天氣曇、惠日山涅槃像參詣不申候之故、御塔頭に不寄申候、御不審被成御侍者御越忝候、御庭之花白桃・彼岸櫻・薄色之椿皆以盛之由蒙仰候、來月弘法大師御影供之

次に可レ参と存候得共、落花以後者無レ曲候間、不レ移二時日一可レ致二伺公一候、可レ然様可レ願二御披露一候、恐惶頓首

二月十六日　　益田式部少輔親常

監首座様

一六

壁土事被レ仰候、二條御城之廻農人共雖レ為二自己之屋敷一、妄に為二商賣一不レ可二堀穿一之由、堅御製法被レ成候、若御用に候者金子殿・綾喜殿御理被レ成、案内者御乞可レ有二御所望一候、佗人共偸沽候右之趣無二御存知一御買候者、下奉行衆事之外被レ祟候、能々御聞合被レ成可レ然候、恐々謹言

二月十九日　　榎並兵藤太成方

積善院殿御報

一七

昨夜荒方語申候掛物、今朝又取寄委見申候、布袋和尚牧溪之被レ書候賛者、大形讀慶候得者、禪法之題中候、四行程墨黑上下大小喎字候て、奧一行永々虛堂七世之孫東海純一休さ御座候、自清明と御入候、數寄屋にも出可レ申候哉、御返事待申候、恐々謹言

二月廿一日　　土師大隅守玄白

滴選老

一八

豐國馬場之單櫻不レ殘令二落花一候、八重櫻盛之由に候、此間者大佛之御木食御經讀給さ中、京童之雜說候之故、參詣男女貴賤群集仕候、旁以御發足候者最上之可レ爲御慰一候、祇園圓山之旅籠振舞者事舊候之間、六原八阪長樂寺與蓮華院之芝之上與、幔幕打廻一種一瓶之御盃可レ乘レ興存候、恐惶謹言

二月廿三日　　和田新發意敦康

久我百兵衛殿

一九

珍翰拜受觀悦不ㇾ淺候、仍東山西郊之最中付可ㇾ被ㇾ催ㇾ興之由一段神妙候、其上攝家清花
高家衆、五山十刹之長老西堂、可ㇾ被ㇾ極ニ光駕一由、希代之規模候、拙者式可ㇾ汚ニ末座一由、
偏貴樣御最負故冥慮相叶候、快然不ㇾ斜候

二月廿五日　　　　　　　　　　鑪木工允正清

香椎雅樂頭殿

二〇

曆法御傳受有度由、奇特之御嗜候、日蝕・月蝕・大・小・潤等之勘樣計候、能算用御達
候得者、暫時之間御合點可ㇾ參候、若難經之運氣之算御覺候者、彌可ㇾ爲ニ卽時一候、宣明曆・
長曆加樣之書物先可ㇾ被ニ書寫一候、其外新渡之書籍之内重寶多候得共、肝要不ㇾ過ㇾ之候、恐
惶謹言

二月廿七日　　　　　　　　　　陰陽博士明祐

良遲御坊樣

二

良久不レ能二尊顏一瞻望不レ淺候、然者此若者御腰本にて御奉公仕、行々は商賣も仕度由候、其身利口智惠も如レ形拔若角存候、右筆なども大形利發に御座候、親・祖父子・親類・眷屬慥成人にて候、被二抱置一候者滿足可レ仕候、恐々頓首

二月廿八日　長谷川主計以知

科川雅樂頭殿

三

東山へ華見之事思案仕替候、其故者遊覽之僧俗男女群集叫喧由承候、又者誑惑之奴原喧嘩仕出、歷々衆被レ失二面目一由、旁以否存候間、引違太秦賦正傳寺之邊に發足可レ仕覺悟候、如何御分別承度候、一種一瓶自レ是持參可レ仕候、其方御巧之雜餉構而御無用に候、恐惶謹言

二月廿九日　窪長門次子

土肥薩摩殿

二三

昨日者依御誘引殊勝之御法談、結構之堂舎佛閣拜申候、令消滅罪障忝候、池之蓮者被疑八功德水、園林之諸鳥者囀苦空無常、絲竹聲響雲乍左九品淨土眼前之極樂世界候、二六時中難忘候、朝三暮四參詣申度候、恐惶謹言

二月晦日　隱市齋現樂

鷄足院法橋御房
座下

二四

拙者新屋敷之廣間畫書申度候、廬山遠法師・陸脩靜・陶淵明・虎溪橋三笑圖・釋迦老子孔子酸吸圖・西湖之八景・又者琴棊書畫加樣之模樣墨繪書申度候、但右之樣子者世間卓散候間、替振十六羅漢・二十五菩薩・藥師十二神・閻魔等書可申候哉、談合申度候、恐惶謹言

三月二日　　　　四月一日刑部卿順賢

狩野右京亮殿

二五

従堺細物道具来由承候、堆朱堆紅之盆・香合・香匙・火箸立・硯屏・青磁膾皿・染付鉢・印子鎖・南蛮鎖鑰・高麗茶碗・迫門焼水指・信楽小壺・焦入箱・筆架・加様之道具一色成共、御媒介頼申候、恐惶謹言

三月四日　　長崎屋一齋子光

菱屋義右衛門殿

二六

明後於圓山花見事、先御延可然候歟、上京就焼亡世上騒敷、其上下京茶も親類眷属縁者知音数多在之是故、見舞音信彼是心忙鋪候御座候間、縦遊山皆御出候共、少も入申間敷と存事候、今少相延候て壬生千本念仏時分御催可被成候也

三月六日　　　　　　　　　　　　梍原宮内卿知玄

班庵樣

二七

焚物御調合有度由蒙レ仰候、火急御用候者、昨日自二飛鳥井家方一被レ下候、動作一貝半程御座候可レ進候哉、若緩々御合候者、曙・若草・新枕・侍從・黑方等御撰候て可レ然、貝香搽簡要候、蜜も能鍊申候、沈香者迦羅還て惡候、委者口傳候間以レ面可二申述一候、恐惶謹言

三月八日　　　　　　　　　　　　赤塚形部大輔兼則

鷲山院樣

二八

名酒共事、先坂東者柄川菊、西國者備前兒島、博多練貫、南方者天野平野、奈良僧房、北國者若挾、其外菊酒・燒酎・美淋酎類者自二異國一來候、醴・菖蒲酒等者手津柄作置候、入物備前高麗壺所望候、御求候て可レ給候、恐惶頓首

三月九日　　矢木和泉友吉

猩々赤右衛門殿

二九

我々常住之指膓指作直度候、名人之細工誂申度候、先日御物語候自交趾鐵觀音之大慮所望申度候、鞘形・柄頭・折金・曲形・切羽等者我等好御座候間、請取仁相談可レ申候、鐔者祐乘鶺鴒雕物御座候付可レ申候間、御出候得諸事談合可レ申候、恐惶謹言

三月十一日　　馬淵主税頭明忠

木阿彌光德老

三〇

曉昔者誑惑成稚者任御異見典既樣に御禮令レ進處、諸事御折檻被レ成無レ難退出仕、殊尉着菖蒲皮之袴致拜領、無冥加御會釋共、生々世々過當餘レ身天恐存候、偏貴樣之御贔負故於都鄙播面目候、毎度御厚恩不レ知レ所レ謝候、猶期面謁之時候也

三月十五日　　　　　香椎木工允次長

水無瀨京兆樣

三一

玉章披閱成ニ對談之思一候、寔御床鋪候、御老父樣中風早速御本復被レ成、今比御勇健之由珍重千萬に候、定可レ爲ニ御滿足一候、先書に如レ申無ニ怠慢一御保養專要に候、貴殿御孝行無ニ其隱一候、彌可レ被レ盡レ力候、儒學之大旨文孝忠信此つ四字に候、大學點本慥に請取候、恐々謹言

三月十六日　　　　　高槻豬左門

雪吹嵐介（ふぶきあらしのすけ）殿

三二

霖雨徒然に候折節見事之生鰹二つ、博多練酒馬樽一荷送給候、過當之至に候、于レ是能運來達御座候間、御出候て誹諧成共兩八句可レ被レ成候、發句者當座鬮に取可レ被レ成候、其次に御持御酒之口開可レ申候、卽刻來レ待候、非ニ面上一候者、此の中の積鬱難レ盡ニ紙上一候、恐々不宣

三月十七日　　　荒磯惣内常家

白濱算大夫殿

三三

元和の年號不相應とて所々廻祿仕事、大唐にも此年號の時加樣の凶事有レ之由、生才覺の小物識達者共、證文引種々取沙汰仕故、開元之由承候、貴樣者無御聞候哉、攝家淸花衆ゟ御出入候の間、御存知候はんと伺申候、恐惶謹言

三月十九日　　　都筑兵庫正茂

近藤左京大夫殿

三四

昨日壬生の念佛ゟ無御誘出抜候事、遺恨千萬候、狂言十王、餓鬼腹膨、桶取猿等不レ替レ昔相勤候哉、本尊者地藏菩薩種々新成利生靈驗殊勝の薩埵にて候、我等も信心年久候、來廿一日者東寺之弘法大師御影供にて候の間、其次參詣可レ仕候、是非貴方も誘引可レ仕候也

三月十九日　　　　　　　　　　櫨立蕃允岑忠

青融僧都様

三五

屏風四五雙掠申度候、卽押繪五十枚遣候、此內模樣能御撰出憑存候、雪舟之大唐徑山西湖之圖、土佐之牧駒繪、長谷川鷹繪、韃靼人軍繪、此等者吾等秘藏にて未レ出箱底一候、乍レ去彼屏風張上手にて候者、此等誂申度候、緣之金襴金紗・埒金物等樣子珍錦巧申度候、恐々敬白

三月廿一日　　　　　　　　　本田肥前政家

新在家了巴老

三六

拙者甥小鼓執心仕候て涯分擊申由、皆々御譽被レ成候、名譽之小鼓倚其方様御舅殿御所持之由竊承覃候、卒爾之申事に候得共買得申度望に候、內證御聞繕候て御才覺奉レ頼候、若御秘

藏に候者一日御見せ候得、其形に寫申度候、急度貴報に可レ預レ示し候也

三月廿三日　　　　志賀田彈正量知

半蔀治部殿

三七

態令レ啓候、仍て元曆之古於二八島の磯一源平兩家の戰、其方之太刀被二打折一御迯候處に、御甲志古呂引切御首不レ取御命を扶け候、其情御忘候哉、其以後御文不レ給候間、相次第に組討可レ仕と存候得共、眼不レ見候儘、此上者中直仕、修羅道へ出可レ申候

三月廿五日　　　　惡七兵衛幽靈景清

滿王野四良殿

三八

御公事早速落着仕、殊に御利運に罷成由珍重に存候、惣別其方御律儀に候、無實申掛ず末世の御不祥に候、乍レ去天道正直天下靜謐御奉行衆正路に候間、可レ爲二圓勝一從二前廉一存候、惡此中御肝、

煎衆御曖衆御町衆不レ残圓山にて御翔可レ被レ成候

三月廿九日　　　三刀大炊助長祐

田淵淨貞老

三九

藤見如二荒増一暮春相催候得共、世上火事物忽故、灌佛の比さへ打過、徒に過る月日者多けれど、華見て暮す春ぞ少き、又花の色は移にけりなと、親吾身上、世間の無常被レ詠、誠に上代の歌僊感嘆銘レ肝に候、急日限御極候て可レ給候、恐々謹言

卯月朔日　　　唐橋民部大輔佐國

京極清春樣　玉床下

四〇

今朝都方、城方、検校衆、勾當衆、烈に平家聽聞に申候、何も琵琶者名紋に候、一谷合戦、忠度都落、於二槙浦一次信最後、大原御幸、取々殊勝に候、調子甲乙明々相交、白聲又者二重三

重被繰上候、面白事無申計候、恐惶謹言

卯月四日　　柴垣又兵衛乗形

中條駿河殿

四一

這醫者驢庵延壽院盛法印等受教訓、學寮五年宛相詰、醫學功者、療治名誉、京都歴々無隱被存候、其上外典講釋大概濟由候、尤利口辨説才幹成事誰にも負申間鋪候、奉公の望候間高知行被遣御伽可被召置候

卯月七日　　青砥左衛門蒂修

信樂雅樂殿

四二

夏中被成禁足専修念佛御企最候、昔廬山の遠法師結白蓮社、善導・曇鸞、吾朝者法然上人・惠心僧都・空也上人・一遍上人・融通念佛、種々流儀區々候得共、往生極樂の志

不レ可レ有二相違一候、一心不亂之御修行、濁世者有難候、雨の夜月の夜曉方身に染み覺候者、阿彌陀御懺法稱名念佛に候、恐々

卯月九日　　勢至坊朝憲

西念院侍從御坊

四三

去二日於二禁裏樣一渉屋御能仕候、見物に參候得者、俄に空曇雨降入賦形にて令二歸宅一候、其にも不レ懲昨日相詰候、天氣直り大夫之仕舞拔群驚レ目故預二叡感一候、緣公家衆、簾中之上﨟衆、芝居之地下人迄催レ興を候也

卯月十一日　　錦織監物法好

葛西雅樂殿

四四

見事之筍頂二芳惠一候、境節譯僧雲(?)道之御坊達御非時申、何をかなと存處に御音信忝候、

殊更珍物御禮雖二申盡一候、御藪之竹にて候哉驚レ目候、嘉樣の景物者一本にても滿足仕候、
澤山被レ下却て痛入候、恐々頓首

卯月十三日　　滿王野喜藏元知

根來覺仙房

四五

御緣邊相整御祝言川意珍重に候、御兄弟者不レ及レ申、遠國之御親類御從弟、初子御被官譜
代惣而御家來之末々之族迄、不レ貽上洛候者稀者可レ算二數百人一候、御先祖之依二御善根一、今
一門之繁昌目前に候、彌於二神前一祈念可レ仕候、恐々謹言

卯月十七日　　菩提院敬融

鈴木茂兵衞殿

四六

彼徒竊突レ股を曳レ肩を候得共、幸浦殿知音御持候故、就レ無に御承引一、御盃計を相望候得共曾て

無合點候、念者之前御憚事尤御道理候、賤者之淺猿者憑山伏陰陽師呪咀仕由候、神不禀非禮候得共、任着於本人之理、彼奴早可蒙天罰候、御機遣有間鋪候、運命者天在之者にて候間、如何にも丈夫義理御立管要候、恐惶頓首

卯月十九日　　風間二王三郎教泰

曾我檀平樣

四七

拙者花塢芍藥、薄色、濃、紅、單、八重、一輪不殘咲申候、自慢にて候得共、恐者大唐之沈香亭にも劣間鋪存候、其外芙蓉、唐木瓜、蘇木花、木蓮花、衾小毬、紫藤、白藤、交枝四間餘架罩纏、見事中々難申盡候、是非一兩日中御發足所希候、御隔心候者可爲田夫候也

卯月廿二日　　土方掃部氏員

脇坂內記殿

四八

雨中御寂寞候哉、拙者庭前之菊最中開申候故、近邊之宿鶯來御尋候て、心靜に御雜談仕、次候、只今杜鵑之初音にて、誹諧之發句出來申候、各其方之御噂御申候間、早々御越候て脇句可㆑被㆑成候、我等無調法に候儘、萬事御愛拶賴申度候

卯月廿四日　　　　　　　　革堂藏人以範

淨德坊

四九

來月祈禱連歌如㆓嘉例㆒、於㆓北野㆒法樂仕㆑可候得共、前夜新成夢想之發句令㆓感得㆒候條、私宅にて可㆑致㆓張行㆒候、誠に日出悴身上之可㆑直瑞夢、末繁昌之可㆑爲㆓嘉兆㆒と心面白、就㆑其先日渡唐天神扇流之梨地之文臺、高蒔繪之硯箱取揃買得可㆑申候間、念度御肝煎奉賴候也

卯月廿四日　　　　　　　　宇津宮內膳爲直

青襲吏部樣

五〇

此中霖雨打續被降籠河方へも不罷出候之故、疎々鋪存候、承候得者四條河原堤相切、觀進の舞臺共並に藥屋少々流失之由申候故、氣遣存相尋候、爰元者屋敷高築舉濕氣之念無之候、漸々今日は晴候樣見申候

卯月廿四日　　都筑玄蕃種知

三宅雅樂殿

五一

自長崎書籍共數多罷上候、四書五經之大全不申及、事文類聚、文献通秀（マヽ）、大明一統志、等之大部之書、其外珍重寶成本共御座候、其元學文數寄稚衆、又者御寺之長老・西堂・坊主・喝食達所望之衆候者、御秘計賴存候、落丁摺消者微塵も無之本にて候、恐々謹言

卯月廿五日　　問屋符右門致正

均吒老

五二

明日御年寄衆江常住之茶汁申候、誰愛拶人無御座候間、乍御不祥被閣萬障御光儀候て、御會釋候者可爲快然候、夕者宵之間先御見舞憑申候、雜餉料理等談合申度候、以前御物語候、從南都參候壇鶴御才覺頼申候、給仕人者此方澤山候得共、彼奇麗成禿御雇候て可給候、恐惶謹言

卯月廿五日　　糟谷大膳宇次

陶山囚獄殿

五三

普請奉行被成候哉、其在所之職人商人御禮申商賣望候、別て材木屋、鍛冶屋多く、塗師屋、疊屋、近來召連在京仕、爰元居申候、御大工部屋江召連度候、何も分限成奴原候、弟子一族多持候故、何成大儀をも無造作相濟申候、勞瘵候、世界之重寶候、恐々頓首

卯月廿五日　　鍋嶋修理基綱

寒河内匠殿

五四

今日炎暑以外ニ候、然者此眞桑瓜初物自ニ大和一到來候間、殿樣ニ御披露候て可レ被レ下候、此中可レ令ニ參謁一處ニ、町役相當り、所司代ニ相詰、無益成折レ骨申候、憂世之不祥難レ遁候、恐惶謹言

卯月廿五日　　前田惣兵衛右當

菅野大膳樣

五五

御秘藏之鷄失候由、當社之胡摩狗之脚御括候、近來猾藥賣申族多候、大略可ニ盜取一、惣別殺ニ飼鳥一事無道心成儀ニ候、畜生乍レ申憑レ人知レ主事不レ異ニ人間一候、不レ辨ニ因果一末世風俗不レ宜歎ケ敷候、淺猿々々、穴賢

卯月廿五日　　岩本宮内少輔氏泰

園濟お熊殿

五六

就二大樹樣御上洛一、御供奉之大名衆不レ可レ勝二計一候、天下一統四海靜謐ニ候得者、猶以爲御用心一、前驅後詰左揃右揃如レ形猛勢ニ候、前手着二江州一候得者、後陣之警固未レ越二箱根峠一、武具者各被レ持候、態不レ被レ帶二甲冑一、御法度堅固故民屋無レ煩、路次之行烈紀二萬次一、巍々堂々ニ聖代之御事共ニ候、恐惶頓首

卯月廿六日　　御調内膳正保世

數陪雅樂助殿

五七

先程者邂逅之御光儀の刻、土藏鼠の穴塞懸レ汚レ形故、愧ケ鋪存不レ能二尊顏一、御殘多次第ニ候、氣隨意樣可レ被二思召一と令二迷惑一候、先日御書中之通、隨分才覺無二由斷一候、大形彼方合點參候間、當月中撰二吉日一御定可レ被レ成候、恐々不備

卯月廿七日　　　粉川大外記

數場中務殿

五八

調子御聞習有度由承候、則圖竹相調可レ進候、先十二律名御覺尤候、一越・斷吟・平調・勝絶・下無・雙調・鳧鐘・黄步（マヽ）・鸞鏡・盤涉・神仙・上無、大概如レ斯存候、將又琴・琵琶・笙・篳篥等寶物御座候間、於二御所望一者可レ致二媒介一候、萬端參謁時委曲可二申伸一候、恐々

卯月廿八日　　　逝所掃部弼弘

株瀬主水殿

五九

御誂被レ成候、住吉物語・大和物語・竹取・空穗等之草子出來申候、一般手跡見事に候、榮雅様存候、則表紙相調可レ進候、然者両巻々心繪書、裏者金砂子流薄、紅糸にて唐閉可レ仕

候、但御好之模樣候者、委御報應二示預一候、恐惶謹言

卯月廿九日

金澤宰相和存

中村侍從殿

六〇

此小姓其方を望み奉公仕度由、拙者賴申候、人物も大概心操小賢利口成奴にて候、親兄弟も正敷全者共に御座候間、此方に抱可レ申と存候得共方惡由申候、但貴方御氣に入候はんも不レ存、隨分御折檻被レ成當月中成共被二召置一可レ有二御試一候、恐々頓首

卯月廿九日

大綱刑部卿元番

長澤監物殿

六一

雖二明日加茂足揃に一候、隣家之娘令二新產一〔依霜磯〕競馬又深艸祭能見物多候、何方に成共任二貴慮一可レ

立候、將又貴方之駿雪踏之御馬先約候はすば、鴨之祝部衆借申度由候、若難レ成候者、鹿毛葦毛成共可レ被レ遣候、御祈禱成可レ申候、恐々不備

卯月晦日　　頼播摩守盛親

橘右近殿

六二

御夢想連歌御開候者、懐紙可レ令二恩借一候、仍如二嘉例一、比叡山阿闍梨、醍醐律師請申候百座之護摩、大般若・仁王經、令讀誦當月之祈念仕候、相伴罷申度候、就レ其其方後園之杏子・楊梅・林檎・茄子・大角豆等之類可二申請一候也

五月朔日　　祐父九郎貞則

隅田源藏殿

六三

昨日預二尊書一候刻、加茂足揃見物參二御報延引仕候、然者爲二端午之御祝儀一、角黍百把・鮎

鮓二桶・楊樽三荷、殊更生絹單物晒布・高宮等之帷、如御注文請取申候、嘉例乍申加樣之夥鋪御芳情不知所謝候、向後者如此御入衆本にて候、恐惶不備

五月三日　　信樂十左衛門顯延

滿王野修理殿

六四

爲端午之御祝儀、生絹單物二十・奈良晒布帷百掛・香染手拭三百送給候、遠路御芳情歡悦不淺候、菖蒲之節供面白時分候、京童共町々立赤旗・白旗・母衣・甲、鍍金之印地用意專仕候、御上洛可有見物候也

五月五日　　鯖江彦亟敦光

牧村監物殿

六五

此中者御肝煎故、彼一儀容易相濟滿足仕候、輕微至候得共、帷一任到來進候、仍今日字

治に御越之由候、我等壷共遣候、貴殿へ言傳申度候、於二合點一者若者相添可レ進候際、祝長井長者上林何方にて成共能様御才覚御詰頼申候、恐々頓首

五月七日　　松枝紹悦家次

吉岡權内殿

六六

御惣領殿御烏帽子着之由にて、臺物被レ下候、自レ是程御祝儀可レ申上處に、此間薩摩築上洛候て一圓不レ得レ隙、其元に無音仕故、曾以不レ存背二本意一慮外至極に候、御叔父御之御同道我等所に御出候、扨々公界之御利發成事、長男中々成申間鋪候、則愚息文借可レ申候、恐惶謹言

五月九日　　沼水宮内卿治可

饗庭民部殿

六七

先日御鑓誂候上手之具足屋有レ之由承候、然者冑・唐冠・形黒・漆〻何にても手際誂へ度候、其外拙子着用拵候小道具・涎懸・半頰・籠手・臑當等氣不レ合候間、作替度存候間、乍二造作細工人被二仰付、此方にて待申候、種々好有レ之事候、次多羅島鐵炮張名人可レ有二御越一候、雁中度候也

五月十三日　　　　蒲生丹左衛門延玄

猪俣監物殿

六八

風爐之數寄臺子にて仕度候間、園爐利六ケ鋪候由、宗珠宗悟秘傳書被レ載候、貴殿者利休居士宗易老人之直弟子、當道師品、今世之名匠、五山十刹和尚、諸宗之碩徳、御崇敬被レ成候て、公家・武家・上﨟・宿﨟・京堺之茶湯者、歸依渴仰仕事に候間、幸爾尋申事緩怠に候得共、舊則儀候間相傳賴存候、恐々

五月　　　　無塵齋道助

古田織部殿

六九

這掛字二幅表具仕度候、其方御隣之表補屋に御遣候て、輪補繪轉補繪御誂候て可レ給候、不レ及レ申候得共念入候様持申候、兼又細々無心申兼候得共屛風之縁事闕申候間、金紗・金襴・鈍子何成共似合鍮巻物切二雙分申請度候、祇今無レ疑此者御渡頼申候、恐々頓首

五月十七日　存則

唐物屋紹盛老

七〇

上様御上洛漸相近候故、町々賑鋪人込之體に候、其元御宿被取候哉、此方者寄宿免許之折紙宿破奉行衆申請、先被二相除一候、貴殿者御佗言調儀可レ有二御分別一候、將又拙者座敷狭迫候て暑候間、亭一上度候、指圖等談合申度候、今宵御發足所レ仰候、恐惶謹言

五月十九日　進藤玄蕃知賢

公方主膳正殿

七一

今日者漸々雨止天氣直候、此分候者明日者路乾可レ申候間、方々大名衆ゟ御見舞可レ申存候、貴殿必同道可レ仕候、進物事、晒布亦者鮎鮓桶・生鯖・近江鮒等肴・枇杷・杏子等菓子可然候歟、但團扇・短册類は花車にて能候はん哉、御報待申候、恐々謹言

五月廿一日　山名岡大夫道玄

岡田將監殿

七二

御姫様御上洛御見物有度由尤存候、幸我等所大津海道にて、頂上之座敷持申候間無御隔心御出待申候、今日岡崎御泊之由風説候際、定て可レ爲二近日一候、辻堅前々御警固案堂由條、自二其宵一御越可レ然候はんと存候、嘉様之目出稀御事、殊結構成行粧前代未聞由承候、御子達不レ殘御同道可レ被レ成候、恐々頓首

五月廿三日　　　　武藤掃部宗家

敷地丹波殿

七三

彼子昂石摺并王羲之蘭亭記一局借用申度候、其方御秘藏通能々存候間、少も毀申間鋪候仁人見せ申事、聊爾仕間敷候無御惜此者に奉レ借候、將又高麗筆一對所望候、其方御知音對馬宿に御申候て御取持存候、恐々

五月廿五日　　　　阿倉宮内卿知以

快庵尊老

七四

彼田舍衆祇園會見物有度由尤候、來七日山鉾者四條五條引渡候故、我等家傍者三條邊にて、十四日祭禮御輿・幌懸・鎧武者・獅子・放家・彫木摺・紘召・雜色・小法師原一人も不レ殘相通、最上見物所にて候、其節御宿可レ申候、七日御覽有度候者、拙者親類共御座候

間肝煎可レ申候也

六月朔日　　増田大膳

鑪田刑部殿

七五

今日者比叡山延暦寺之御開山傳教大師御忌日に候、昔者大師講とて都鄙讓滿崇敬仕候得共、天台佛法令衰微人皆不信心成末世作法中々可レ申樣無レ之候、定て坂本・堅田・比良・小松・和邇・舟木・打下・白鬚明神・志賀・唐崎の人民者、登山可レ仕候、山王權現・客人の宮・八王子・下松・雲母坂・面白境地の候、御慰に御參詣候得かし、恐惶頓首

六月四日　　城殿平八入道妙才

仁和寺融慶樣

七六

祇園祭之事、八百歳已往貞観年中に相始候、應仁之亂已來京都衰微、山鉾・人形・作物不

レ改レ古用來候、長刀・函谷・放家・船之外圖次第定ニ前後一相渡候犬神人警固逸輿、犬神人
者清水坂之絃懸事にて候也

六月七日　　　　鳥飼助亟敏路

城殿扇介殿

七七

拙者下屋敷隣、農人數多蕎麥・大豆・赤小豆・大角豆・粟・黍・稗不レ及レ申、越瓜・胡瓜・
眞桑瓜五畿内聚ニ名譽種一畦々者茄子・唐黍・南蠻黍・白扁豆・枸杞・五加葉・韮・葱・馬
齒莧・蓼・生姜・芥子種々之名草植雙而白候、夕涼同道可レ申候、恐々謹言

六月十三日　　　　鳴海隼人保庸

八隅木工頭殿

七八

乍ニ無心之儀一、摺薄小袖・宇都宮笠・塗笠・桔梗笠・尖笠・水干・昔様鎧・甲・曲篠・床

几・虎豹熊鹿引敷・皮薬地・筑紫金棒・藁燈籠・笠鋒・鍾馗羅漢之裝束、不殘可付恩借候、祭禮過次第早速無事可返進候、損失御氣遣有間敷候也

六月十三日　澤火尾張守乘次

綴喜山城守殿

七九

於四條河原遊女傾城等勸進能仕候、地謡役者悉美人揃之由候て、自洛中洛外馳來、老若滿陌候、喧嘩口論掏盜賊立交候て、闘諍淺猿迄候、非棧敷芝居之見物似招災歟、自樂屋出正面淺黄幕打廻内拙者棧敷に可被尋候也

六月十五日　米澤彈正阿女

錦織木工助殿

八〇

御讀物御稽古有度由、神妙之至候、今比之若輩者、或博奕・徒狂・大酒・相撲・腕立

等の戯被レ移二時刻一候、嘉様御心掛殊勝共寄特共中々難レ竭二毫端一候、唯文珠御再誕歟ミ譽申事候、先四書・五經・史記・漢書・文選・莊子・柳文・韓文・白氏文集等御嗜可レ然候、恐々不備

六月十五日　　外記大膳大夫蕃可

酒勾掃部殿

八一

貴札披見欣悦至候、如レ仰前宵者邂逅頓ニ御芳訊ニ本懐不レ斜候、殊更珍敷三原・尾道・兒島・博多練酒盞レ且御持参之事、御厚恵御懇情之段中々難レ盡二禿筆一候、向後切々御尋所レ希候、次約諾葡萄酒一器進候、是者自二南蠻一黒船下積参候、封未レ解其儘遣候、恐々頓首

六月十六日　　秩父六郎子次

大窪因齋老

八二

御若子様御誕生之由承候、扨々珍重至極候、御祖父子御祖母子者不レ申及、伯父叔母子迄可レ爲二御滿足一推量仕候、御家門繁昌之驗にて御座候、御恥敷候得共、御産着小袖一重紅練薄進上申候、何も急度以二參上一御若子様懷可レ申候、恐惶謹言

六月十七日　　生田大膳信通

花總主計殿

八三

御馬道具只今御使者に相渡候分別紙に目錄候得共、先明珍轡・大筋手繩・梨子地海松貝御紋在之作鞍・鞶鞍覆・豹皮泥障・濃紅總・鞦・金馬鐙、已上九種、疵之有無改遣に相渡申候、猶御下國已前以レ面可レ申候、頓首

六月十七日　　眞田刑部少輔勝頼

蜂須賀槇兵衞殿

八四

一昨日御入内御見物候哉、拙者者堀川棧敷弘々取置參候、御輿車結構、公家武家御裝束の奇麗、路次管絃、供奉行粧、前代未聞壯觀、天下太平驗候、將又自明日御手洗水參詣に罷成候、此中上洛殿達漸々御下由候間、其方も透隙成可申候儘、天氣次第二日程是非同道可申候、恐々頓首

六月廿日　　俵藤太秀鄉

畑六良左衛門殿

八五

御乘馬御求有度候哉、信濃國木曾山家其外駿河甲斐牧嗣卓出引上候、河原毛・鹿毛・鴾毛・額白・雲踏葦毛・連錢葦毛・栗毛・何成共御好之毛色可示預候、伯樂賣馬にては無之御座候、御鞍・鐙・馬氈・轡・總・鞦・入手・三尺繩・馬面・馬鎧・模樣物數寄御好尤候、恐々

六月廿三日　　綴喜内記知章

平郡掃部殿

八六

彼殿達振廻候はん不ㇾ叶候樣罷成候故、明後日日限相究候、私宅者無作狹候の間、真明寺脇坊借申候、無心之儀候得共、毛氈金砂之屏風・高麗縁疊・曲籙等借用申度候、於御合點者明晩取可ㇾ遣候、又彼舞々座頭、小歌謡二三人御雇候て可ㇾ被ㇾ下候、恐々不備

六月廿五日　長澤兵庫正仁繩

按察使丹後殿

八七

自若殿樣御誂被ㇾ成候、梨地御圖子棚・蒔繪料紙箱並印籠・燧袋・帯挟・珊瑚珠緒止等隨分才覺仕、京中無ㇾ殘相搜、堀出成候樣精出相調進上申候、慥御請取候て、御機嫌能時分此由被仰上可ㇾ給候、恐々謹言

六月廿七日　寒河吉兵衛信眞

日下鈍右衛門殿

八八

爲ニ霍亂御用心一香薷散御所望候、拙者未調合一候間、自ニ典藥衆一拜領仕候を百服計進候、馬齒莧合レ食禁之由候、舊記更不レ見候、當世嫌出候存候、鯉甘鰊、蟹胡椒、辛螺蒟蒻等も醫書者無レ之候得共、自レ昔指合候由申來候得者、能々御用心可レ被レ成候、極熱之土用蝸舍難レ堪候、毎夕河邊江御供申度候、恐々頓首

六月廿八日　　　　梶原伯耆守良忠

荻野彈正大弼殿

八九

大名衆京町屋御宿取候得共、下々中間若黨歩者等之御法度灑ニ候得者、其主果對御當之由御觸被レ成付、大略之衆者御六ケ鋪思召在鋪邊土江御移候、拙者檟郝、太秦・高雄・栂尾・牧・葛葉・醍醐・小栗・木幡・山崎・八瀬・大原・加茂・松崎何方成共手向能處江宿替仕

度候由被レ申候、此邊之儀不案内に候間、貴様都近又者伏見御城邊道能慮御才覺頼存候、

恐々謹言

六月廿八日　　酒井勘解由勝久

板倉彈正殿

九〇

明日立秋定可レ有二御詠歌一候、今日水無月祓納涼一首も不レ無レ恙候、初秋題荻・萩・薄・女郎花・苅萱・松虫・鈴虫・蛬・蜩・七夕・槿・川霧・野徑露・尾上之鹿・繊月・殘暑・稻葉・稻妻種々面白、月次御會烈二末座一、當秋者雅興可レ耽申一候名月者姨棄山之曙望不レ淺候

恐々謹言

六月廿九日　　門脇薩摩守度忠

仁和寺慶融僧都 玉床下

貞徳文集 上 終 （尾題新補）

九一

此三幅掛畫毘沙門・辨財天・惠比須三郎相見候、我朝可レ爲二名畫一候、貴公者福神數寄旦暮御祈念候際、感應無レ疑之條、御秘藏候て能看經精進信仰候者、彌棟棟建並、倉檜舉近隣蔓程成大分限者可レ有二御成一候、目出度瑞相不レ過レ之候、能々御心操正直律儀肝要候、恐々謹言

七月朔日　　土御門算介数令

三幅武大夫殿

九二

晩景虫吹可レ罷二出一候、宵闇無川心候得共、盆前者墓參仕者繁候て、路次賑鋪候、行燈挑燈案置候得者、促織・松虫・鈴虫・蛬・蟋等寄聚候、古者公卿殿上人撰虫とて、嵯峨邊に

御出候由、年中行事公事根源申書見申候、恐々頓首

七月三日　　　　西園寺侍従

清原外記殿

九三

七夕相近候、如兼約桔梗・小車・仙翁花何程所望可申候、門徒中者樂入候故雖申請候、又盆燈籠見物候者、門跡樣御座之間迄引導可申候、兼々生見玉振舞仕度候、未に寄候得者、幕參又者躍などに取紛候間、急度日限可承候、乍輕微鯖百指・糯袋二百・素麵一箱進候、恐々

七月五日　　　　下妻文右衛門輔基

八十島讃岐守殿

九四

爲御音信堺舳町眞桑瓜籠一ツ・奈良細素麵二箱贈被下候、何も名物御念入通、過分之段中々

御禮雖レ盡二禿筆一候、折節珍客御座候間、則賞翫仕事候、明後七夕者何方ゟ御出候哉、我等所者南禪寺・相國寺長老衆其外連歌師共召寄和漢會仕候、御隙候者御出候て御聽聞可レ被レ成候、恐々謹言

七月六日　　上杉民部長種

齋藤左近殿

九五

名物奈良素麵・道明寺糒送給候、則七夕用立可レ申候、殊梶葉被二取副一候、扨々忝候、盆前便宜荷葉可レ給候、爰元芋葉さへ稀候、就レ中能登鯖百指、將又譜代被官衆貢料要脚五十貫進候、如二每年一御賦可レ給候、恐々謹言

七月七日　　水淵石見守

高槻駿河守殿

九六

連々懸望仕候、彼讀物稽古仕度候、於二御合點一者從以前撰二吉日一讀初申度候、但御忙ケ鋪候哉、以レ參窺二御意一可レ申候得共、月行事相當町役隙入儀候間、先捧二愚札一候、執心無レ他候間御相傳奉レ賴候、隱密段可二御心易一候、猶近々致二伺公一諸事可レ得二御意一候、恐々

七月九日　　網干掃部貞好

道薫老

九七

御札忝拜見申候、仍花火御習有度由承候、安間之御事候、去年合殘藥、先硫黄・塩硝・竈乾之灰・鐵砂此分進候、竹筒削樣・込樣・口藥加減等者直傳受無レ之候ては御合點參間鋪候、又車火・縄火・流星種々珍敷華火仕唐人御座候間、御習候者誘引可レ申候、恐々頓首

七月十一日　　畠山藏人次實

信州内匠殿　尊報

九八

彼漳州人黄丹、軽粉、汞、鉛等燒様種々妙薬譽術共覚候由申候間、御習有度候者御涼がてら一夕御光儀可レ被レ成候、珍敷華火など所望申可レ懸二御目一候、但御隙透無二御座一候者貴様に成とも誘引可レ申候、色々甘菓子漬物卓散持来候間、翔可レ申候、恐々謹言

七月十四日　　饗庭左近存命

神保豆州殿

九九

今日故相國様御命日候間、知恩院に御供可レ申候、黒谷も法然上人御舊跡難レ捨御寺候、御参詣尤候、就レ其佛具事先三具足之内花瓶・香爐者拙者持合候間進レ之候、蠟燭立・香盤・佛器・華皿誂可レ申候、御信心簡要候、恐々

七月十七日　　纐纈和泉守松時

馬淵左近殿

一〇〇

歟已后不レ得二寸暇一疎遠之至に候、仍傭之者一兩人抱置度候、諸藝方存者歟、又者瀉・醫師・八卦占仕者歟、或太平記・東鑑等假名交之草子讀者歟、或禪僧落坊歟、嘉様之類者にて、然不レ賤人御尋出候て御馳走頼申候、扶持方切米者其者所望之旨、聞遂て可レ然様計可レ申候、委曲此木工丸可レ有二相談一候、恐々頓首

七月廿一日　　満王野薩摩延治

神崎與茂右衛門殿

一〇一

當月中御參内候て、而御幸道掃治辻固用意在レ之由町說候、彼烏帽子・直垂・冠・沓・括袴・韈・白傘袋。何も手際奇麗に急度存候、若誂多候て墓行不レ申候者、何方成共取分職人上手御撰候て、一兩日中御仕立肝要候、恐々謹言

七月廿五日　　射越佐美兵衛生則

那須修理殿

一〇二

拙者中脇指悪持成候て、殊外舊精出候間、上手研屋ゝ遣度候、早々御肝煎憑存候、左候得者、此形薙刀倒様にて、當世數遣様子に違醜候間、撓直度存事に候、御六ケ鋪候共、研屋と能々御談合被レ成可レ被レ下候、先日之祐乗離物鑊笄先買置申候、恐々謹言

八月二日　金子外記存知

紹句老玉床下

一〇三

這牧溪和尚自書自讃墨跡類令ニ買得一候、餘古候て、紙煤け表補毀見苦候間、上手表具屋ゝ被レ遣輪補繪御誂憑申候、不レ及レ云候得共當世花遣模様に手際聲花少も早速出來申度候、先日之源氏物語表紙事上臈衆本にて候間、隨分結構頼申候也

八月三日　淡川主殿正好

輕子屋才兵衛殿

一〇四

檜部殿召料御袷上々羽二重両面菖蒲色又者海松茶・濃柿・五所紋仮漉・澤瀉筏何にても袷様峯花入、粉色・媚茶・萠黄可レ然候はん歟、上手拵人御誂肝要に候、就レ其如二嘉例一御小姓衆御賦被レ成候袷・單物輕目絹施相にても不レ苦候、恐々

溝江外記直種

八月四日

富田壹岐守殿

一〇五

鬪鷄事御曹子様好故百羽程飼置候、諸越にも其例左傳見て候、昔六波羅清盛入道一男小松三位中將重盛卿、熊野詣時源平合戰知二勝負一於二御寶前一白鳥赤鳥被レ合候、是者源氏白旗平家赤旗被レ表候云云、嘉様故鳥合者兵亂瑞相と申傳候歟、恐々

八十島隱岐守房英

八月五日

鎌田匠作様

一〇六

御下向相近候、輕微至候得共、縑絹十疋・御綿帽子三十・御燧袋百・鐵炮薬十斤・鞲十穗・御腰小旗茜二十端・大身手鑓十本、馬具者、轡・手綱・入手・鞍・鐙・總・鞦・腹帯・泥障等進候、御餞之驗計候、恐惶謹言

八月五日　　小堀又内之成

柾木内膳正殿

一〇七

近比御愧鋪候得共、稚時者卑劣事而已遊戯候之故、壯年之手レ今至迄鈍事第一迷惑仕候、然所御慈悲思召、六韜三略之武邊、亦者組頭などの心賦成候、昔聖人賢人御教訓被レ成候御言共御抜書候て、肝要之所被二示下一候者、生々世々可レ爲二御師匠一候、萬事仰二御鞭撻一候、恐々

八月　　洲俣頓兵衛立治

新田吏部殿

一〇八

乍ㇾ卒爾、明暮鎖間にて御茶申度候、公方様御上洛被ㇾ爲ㇾ成候て互に寸暇有間鋪候、御約束無ㇾ之候者何様御隙入候共暫時之事に候間光幸可ㇾ忝候、但刻付之事御計候て可ㇾ預ㇾ示候、恐惶謹言

八月六日　　赤松攝津守其時

六角若狹殿

一〇九

一間四面の持佛堂・五間四方の土藏・三間五間文庫各瓦葺に仕度候、兎角火事怪敷候、又客殿・廣間・臺所・廊下・侍所・厩・中間部屋・料理之間・燒火間已上棟數十計皆檜皮・柿・篠板の取葺輕々と麁相に仕度候、是者地震用心に候、恐々頓首

八月七日　　十川甚兵衛兼遠

米澤權兵衛殿

一〇

來月八日泉涌寺舍利會に候、時分柄逸興秋景氣又茸狩之時節に候、彼舍利と申者、世尊御入滅の刻連疾鬼佛御齒盜を捕り候處、毘沙門御弟韋駄天追掛取返給ひ、正眞之佛舍利天竺震旦我朝三國に傳へる來寶物に候、一度奉レ拜候得者、被レ得ニ無量の功德一を候、旁以可レ有ニ御參詣一候

八月七日　　蜷川新右衛門師範

鳴海尾張守殿

一一

漸々名月相近候、内々如ニ荒增一の都者何も事に候間、比叡山邊に罷越二三日逗留可レ仕候哉、但是者餘程遼遠り萬事可レ爲ニ不自由一候、嵯峨廣澤に罷越、彼所にて舟借綱引遊覽可レ然候はんかと存候、乍レ去此所者月見衆多事外晴ケ鋪候間、物寂候共伏見（指）四月に可レ參と存候、恐惶謹言

八月九日　　酒井備後重勝

立巴老玉床下

一一二

昨夜者歴々御月見被召加、當代名人衆詩歌共致聴聞、相叶冥加にて一入祝着仕候、仍明後御靈祭結構に出立餝物・囃物・鵲鉾・大纏相渡申候由承及候、御見物有度と思召候者、拙者親類共の所数多御座候、借屋も二三間持申候間、御總領殿御同道被成御光儀待申候、恐惶不備

八月十六日　　庭田帯刀三旦

日根野隼人佐殿

一一三

名乗並領等字翻御相傳受申度候、先日も申候得共、師匠弟子中の醜成由被仰候、可為僻事候、平御慈悲と被思召、秘密奥儀御心底不被残御授奉頼候、無差と他人に教申事努々

隔心仕漏申間鋪候、猶以胡覧(亂)に思召候者、誓紙成共仕可レ進候也

八月廿一日　　　　　　鋪地掃部行貫

遍照院様御同宿中

一一四

内々自レ是可レ令二啓上一處、預二芳札一本懐不レ淺候、然者月見事山家に御越可レ有之旨尤に候得共、遠所に大勢打連参候者、世上外聞不レ可レ然、造作のみ多候半間、御無用に存候、拙者東山隠居所に一里餘方目下直下程成高亭拵申候間、是に御出待申候

八月廿三日　　　　　　梶原式部着
　　　　　　　　　　　　　　貫酬

千壽法印様

一一五

御養生藥方事蒙レ仰候、安間之儀候得ども、御心脈診候はねば、心・肝・腎・肺・脾・命門・五臓其外六腑血氣之順逆難レ知候、以レ面可二申達一候、又今日者當月血忌にて針灸共以

難レ成候、五木湯など可レ然候、保養者只食物限候、恐々頓首

八月廿六日　　　　啓迪庵玄治

瀧川將監樣御報

一一六

昨書者適御光儀之處、手前取紛指馳走不レ申、沙汰限成亭主振失二面目一候、殊御懇意御持參御隔心之段還て痛入候、早速以二便札一可レ申處、拙者入魂筑紫衆下國故、暇乞罷越淀。鳥羽邊迄相餞候故令二遲々一候、來月者漸々佗閑首尾可レ仕候間、心靜建溪一服可レ申候、恐惶謹言

九月朔日　　　都筑但馬好次

雜賀薩摩守殿

一一七

雜餉之献立委御書候て給候、無二殘所一御好不レ初レ于レ今候得共驚入候、暑比にて御座候へ

ば、生者棚にも無レ之候、自二大阪堺一夜通取寄可レ申候、就レ其椀折敷二十人前新用意仕置候、但椀者朽木・五器・木具金薄押可レ然候哉、庖丁人・料理者・給事・配膳・小姓・若黨御雇賴入候、恐惶謹言

九月三日　　醒井彦六量持

進士孫市殿

一一八

大德寺和尚衆へ、御知人御成候て、參學被レ成度由近比能御噂存事候、拙者も年來望候得ども公儀之御用又者私用彼是世間携候て打過口惜存候處、貴樣於二思召立一者抛二萬障一一心不亂同參可レ仕候、北塔頭へ成とも南塔頭へ成共、御好次第誘引可レ申候、二通宛持合候間、碧岩(マヽ)・傳燈錄・臨濟錄・假艸子・密參本進上申候、恐惶謹言

九月六日　　饗庭掃部子存

三宅監物殿

一一九

霖雨御寂錻候哉、昨晩語候虚堂弟子墨跡彼和尚様に懸二御目一度候、拙者伺公申度候得共、路濕候故難レ成候、亦以二書状一可レ申候得共、下人這出奴にて不レ知二案内一候間、近比御意儀候得ども、慥成人被レ遣可レ被レ下候、若證筆に相極候者、其方眩程成大翔可レ仕候、少も管違申間鋪候也

九月十日　　　安藤大弼右範

寒山寺智典老

一二〇

夜前平家殊勝之由、検校衆被レ感候、特御琵琶聞事に候、呂律の道五音の習御達者候故、指聲・白聲・折聲・口説・中音・三重自由自在誠昔覺都も可レ被レ及難レ候、彼物語の節者書寫寺聲名（マヽ）之聲句被レ模由に候、必定に候哉、上手の御語候得者、無明の眠覺様にて感嘆銘レ肝太有難社候に、恐惶頓首

九月十六日　　　　糟谷相模守弼任

蟹江刑部卿殿

一二二

料紙商買付て、見世棚可レ然在所御尋候、此邊者内裏樣亦武家御所程近候故、大高・小高・奉書・御教書別て賣申候、烏子も懐紙・短册・御用打曇花遣候、比丘尼御所者水引御用とて、天貢上・大法寺ヽ表補師・張付師者屛風・襖・障子間似合、簟張者厚紙、皆以曳安候、急可レ有ニ御移住ニ候

九月十九日　　　　泊井主計正繁乘

羽太陳平殿

一二三

彼寺明屋敷、昨日見物ニ参候、竪五十間横六十間程御座候、藪も鮮く用心悪所にて候得共、所柄景氣面白物聞人遠候間、拙者學文所ニ似合申候、御六ヶ鋪候共御肝煎候て、奉行衆に今

一度御理被レ成、急度落着仕様頼申候、町中屋敷卓散候得共、町役繁又者隣近候て、物騒

私宅と相違事無レ之候條、否と存事候也

九月廿一日　　舟橋修理太夫爲蕃

岩城主税殿

一二三

蜜柑鬚籠贈給候、自レ是社何と哉と存候處、毎度御芳情寺柄里へとは此事候、忝者候得共、無レ実加レ事と還て令二迷惑一候、仍毎レ晩巽方将光物御座候、非レ星非レ雲形如レ弓如二半月一、本末細尖中太長四五丈計候、御祈念候て寶祚可レ被レ護候、恐々謹言

九月廿四日　　仁木兵部少輔

横川僧都様御報

一二四

作事大形致二首尾一候、然者如二約束一張付繪共書度候、書院者山水琴棋書畫等者不レ珍候間、

鐵海僊人・蝦蟇仙人、又者韃靼國獵圖仕度候、廣間者龍虎梅竹、寢間者八島檀浦合戰歟、又源氏物語卷心書せ申度候、是者彩色繪何にも嚴仕度候、以ㇾ向談合可ㇾ申候間、先燒筆持參候て地取可ㇾ被ㇾ成候、恐惶謹言

九月廿七日　　小早川相模永弼

狩野香哲老

一二五

今朝者御隱居所樣御祈禱、石淸水阿闍梨・高野按察御出候て、大般若被二御轉讀一候、香水・洗米・牛王・屋堅貴樣にも取揃自二拙者一可ㇾ進之由御局樣被ㇾ仰候間、先刻進上申處、御曹子樣御元服御座敷最中にて不ㇾ申候由、銀鹿(マヽ)申候間又筆馳候也

九月廿八日　　日下計助敏明

一二三內膳殿

一二六

御状拜見申候、仍明朝御齋之事、三膳可レ然木具共御誂候處、佛檀供具盛物三具足蠟燭已下迄悉皆可レ被レ成候、點心者饅頭・羊肝・蒸麦、菓子者七種縁高面々、御布施物導師之御前可レ爲二各別一候歟、長老・西堂・東堂・首座・藏主・侍者・喝食・聽叫・維那・行者等可レ有二皆々供養一候、恐々

九月廿九日　蝙蝠居士紹哲

自然齋様

一二七

呉服御仕立候とて、薄板・厚板・縮羅・染物・唐島・無紋・浮紋綾・摺薄・織物・唐織・色者萌黄・淺黄・紅梅・濃紅・朽葉・栢色・香色・桃色・海松色・玉虫色・柳色・薄柿・栗梅・加賀梅・紺・紫、西陣・新在家・立賣・臈々織殿屋迄尋払品々取交屬二御使一候、恐々謹言

十月朔日　塙美濃守兼門

尾寒雅樂頭殿

一二八

隱居所月見亭、池夏橋、山里茶屋、學文所文庫等額打申度候、此方于昂・王羲之、手跡數多所持候得共、細字にて難レ成候間、御事繁候共、被レ染御毫似合敷辭御切候て、諸人寶もと批判仕樣奉頼候、板之上者書醜候者、紙可レ被レ遊候、藁筆など御用候者可レ進候、

十月三日　辨少將直好

芬陀利花院侍者御中

一二九

爲北國宮笥能壇引・鱈・昆布・鴨・倉[illegible]等贈被レ下候、寢寒時分養生肴共にて候故、賞翫不レ諦候、今度者越前北庄敦賀久御逗留之由承候、定て幸若太夫舞善曲共數多可レ爲御相傳と是而已御羨歸候、拙者者引遊大柏流罷成候、御旅舳臥御笑草京流之最直中一節謂て聞せ申度候、恐々謹言

十月五日　窪野武兵衛可之

大迫文右衛門殿

一三〇

御威嚴の氷豆腐一筥給候、今比侘数寄茶請事闕候境節、御方恵之段不知所謝候、將又阿濃之浦に候得共、糟漬之天葵一桶申請度候、若於御拂底者揀樣御相傳所希候、御隠密之段可被御心安候、少も他言仕間鋪候、委曲御報被遊可給候

十月七日　猿子大膳太夫頼秀

高野方金剛院殿

一三一

見事白鷺五位鷺給候、殊御鷹の鳥と無冥加次第に候、定て御秘蔵隼物数可仕と奉察候、拙者も此際自掃部殿逸物大兄鷹二連令拜領候、舟岡・蓮臺野邊歟、又者久世・物集女・向明神・鶏居可罷出候、田物者攝津河内御供可申候也

十月九日　　岩城兵庫頭恭氏

織田備中殿

一三二

御醫師稽古有度由、奇特令二感悦一候、御典藥衆何も知音候間、御好所に肝煎可レ申候、自二御宿一時々御通候者、學問療治慕行申間鋪候條、學業不斷常住御詰被レ成、無二懈怠一御勤之御覺悟肝要候、藥筥・藥篩・藥盤・藥研・匕筋等者拙者相拵合力可レ仕候、恐々

十月十一日　　松崎大炊介順玄

涌璟老

一三三

來月冬至於二南禪寺一秉拂在レ之候由承候、何之塔頭御僧にて候や、定て可レ爲二旧舍衆一候、禪學之持者者去々年御得度被レ成候、御喝食にて可レ有二御座一候、左樣候者二一前御學窓に携二酒肴一酒盛可レ仕候、自二其方一御尋搜尤候、又明後日大德寺參學御上候者御供可レ申候、恐々

十月十五日　　　　武衛山城守明玄

吉良中務大輔殿

一三四

當月者八百萬神達出雲大社に神幸被レ成候、大社と申者天照太神之御兄弟素盞嗚尊にて御座候、十二月中只一ヶ月日本國領給候故、神々雲州に御移候、然者出雲者神有月、諸國者神無月と申云云、猶以面可レ申候、恐々謹言

十月十四日　　　　吉田三位兼範

新城駿河殿

一三五

染小袖事承候、種々模様候之間、御局方衆直見服所に使者相添厚板類者拙者も見知候、又御能裝束・法被・半切・長絹・大口・腰帯・鬘帯・其外烏帽子・素袍・知伊佐刀等或長櫃賣物候、殊更下直候、御取候者賣主引付可レ申候、就レ其去々年以來取替候銀子之注文書

寫進候御機嫌以御披露被レ成御濟候様頼存候、恐々頓首

十月十七日　　　　　　澁井彌六師泰

堀田主水様

一三六

點連歌二百韵請取候、聽て批判仕封付可レ持二進一候、先月拜見申候夢想・懷舊・經文・名號・哀傷・追善等連歌發句脇第三何も殊勝覺候、定て古老連衆御交候令二推量一候、愚老批言可レ誤多一候

十月十九日　　　　　　松浦太宰咄碁房

多々羅内藏允殿

一三七

亂舞之道具可レ有二御拵一由、御嗜段奇特存候、去所小鼓御座候、筒蒔繪者梨地上葡萄・澤瀉・茗荷何にも嚴華花御座候、此調相掛候由來正由候、大鼓者樋口所持内秘藏第一候を致二

展轉ニ是も一所ニ御座候、笛・太鼓大形搜出候、穿鑿仕候得者是も一層ニ候、我重寶之様子無其疑候、右之道具御求置可レ然候也

十月廿一日　　青蘋大外記

陶山備仲殿

一三八

此圓壺・尻膨・文琳・露蹄・油滴・飯銅・茄子、昔道門燒相極候得ども、形比(マヽ)類流當世花遣様子にて御座候、其上者口才成佗數寄に見せ候得者、事の外賞由被レ申候、實正にて御座候哉、乍御六ケ敷ニ御見分候て可レ給候、將又口切出申候淺黃椀塗足打貴様御意得にて、五人前被取揃ニ急度奉賴存候、恐惶謹言

十月廿二日　　篠塚主計弘弼

佐脇縫殿助殿

一三九

盗賊人露顯之由、必定に候哉、能々御糺明候て贓物不レ殘樣尤候、與同黨類速被ニ尋出一爲ニ後日一候間悉可レ被レ刎レ首候、當時の御成敗正路に候故罪過人稀に候、餘以て御寛宥の御沙汰候得者、下賤奴婢雜人緩怠の心出來犯ニ過人一候間、又々火急に誅罰可レ被レ成候、恐々

十月廿三日　　柘植甲斐守倶近

長野侍從殿

一四〇

御所領の隣鄕者、御藏納又給人之庄屋政所誑惑者にて私曲多く、百姓皆不辨仕及ニ難儀一候故、鋤・鍬・犂等迄年貢之方に算用仕、無ニ未進一樣に廻ニ才覺一候得共、當所半分不ニ相濟一候間、悉召ニ具妻子一逃散不便の至候、貴方御境内の無事之段珍重候、恐々

十月廿四日　　梶原美作守賴義

河尻掃部殿

一四一

寄ニ思召ニ御懇書、殊ニ爲ニ御音信一生鮭熨斗見花（?）貝盡貝贈被レ下候、寔元何も稀有レ之肴共にて、別て賞翫不レ斜候、並遠來之名酒とて封付之大樽一荷給候、同樣之重疊夥數御音信却而御恥ケ敷存候、忩歸候て未口切不レ仕候間、則此御殺にて一兩日中數寄出可レ申候、御報次第日限可ニ相極一候、恐惶頓首

十月廿五日　　吉川刑部卿治則

石生內匠寮殿

一四二

當世花遺墨跡祖師名、先圓悟・大惠・無準・虛堂此等者頂上名物故世間稀ニ御座候、十幅廿幅外者無レ之候、芝靈石・琦楚石・恩斷江・曇希叟、此茶掛物者多御座候哉らん、自ニ方々一手レ今搜出申候、委御存知有度候者、幸新版宗派本御座候間御求可レ被レ成候、讀僻的傳系圖等者教可レ申候也

十月廿六日　　大德寺僊首座

花房駿河殿

一四三

大燈國師墨跡御感得被レ成候哉、大徳寺衆江御伺有度由最候、彼寺開山にて候間、實否御極候事如レ指レ掌候、乍レ去先年松岳和尚擯出已後長老衆墨跡目聞卒爾不レ被レ成候、其上北塔頭南塔頭別派にて候、數寄者衆北派用南派不レ用候、玉室和尚・江月和尚可レ被レ懸二御目一事簡要候、恐々頓首

十月廿七日　　波多野壹岐輔親

稲葉兵庫殿

一四四

御成座敷餝物事、先床者三幅一對掛物・盆・香合・香爐・香箸・花瓶・盆石・石菖鉢・硯水・滴墨・筆架、或厨子、或違棚・歌書・文書・繪雙紙、或管絃道具、皆以古實置樣番樣御座候得共、紹鷗已來臺敷相傳無レ之候、近來利休居士可レ被レ存候得共、古田織部な

ごも指て執心不被申候哉らん、聊に覺知旨も不相聞候得者、當時斷絶淺猿事共に候也

十月廿八日　　小笠原監物貫之

眞田數馬樣

一四五

路地御作直候哉、利休時代迄松竹・岩苔以上等計植置候處に、近年者樅・栢・槇・多羅葉、未聞不見唐木迄被植候、更殊に勝に不存候、振廻等佗數寄不似候、外路地・内路地構可然候、唯禪家・山家・隱者・遁世者住居移由申傳候間、思々相拵掃治簡要に候也

十月廿八日　　飴屋太兵衛光信

二階堂下野守

一四六

合藥の事承候、丹藥・蜜丸・散藥御好次第調進可申候、藥劑製し樣料日分兩古人加減名醫の口傳悉以相傳仕候、先平性燧袋・印籠に被入御隨身御用候者、蘇合・香圓・牛王圓・至寶

丹・清心圓・解毒・蠟茶・透頂香・豐心丹・山藥類十種計御用意可レ被レ成候、隨分手傳代可レ申候、恐惶謹言

十月廿九日　　梶原入道政善

和氣典藥頭殿

一四七

就二入部儀一御見廻、殊弓拾張・寀十穗・鑓二十本・鐵砲百挺被レ掛二御意一忝存候、東當百姓不二穩便一、元來一揆所にて前代國司も退治難レ成由候、城廓候得共、要害無沙汰散々事候、普請告申候付令二上洛一御禮可レ申候、御傍輩衆にも以二別紙一可レ申候得共、取紛候間令二省略一候、恐々謹言

霜月朔日　　手東太良兵衛俊盛

左巴薩摩守殿

一四八

夫月者神無月とて、八百萬神達出雲國大社へ御集被成候、今日面々御本宮還幸故、御火焚とて家々庭燎焼、殊更氏神日者別て盛物積物取繕（マヽ）滿三寸候、定て田舎にも有之通御祭可レ有レ之候得ども、御尋候間世俗所傳爲二覺悟一返答申候也

霜月三日　　　　稲葉式部少輔仲忠

松浦左近將監殿

一四九

寒氣以外甚候、此中在所罷有鷹野・鹿狩なと仕、昨日此地へ罷越候、爲初領之少候得共、鶉・鴫・雲雀並鹿・兎等進候、寒中養生御料理可レ被レ成候、今一兩日相窮候て、其方御茶湯手前見可レ申候、若今晩御隙にて候者、御光駕待申候、近頃積欝承度候、左候者貴殿御望桑風呂焼可レ申候、恐々

霜月四日　　　　風間兵部卿親春

名越遠江殿

一五〇

今日者權助殿太平記之内不審所々御尋候故、消息仰書闕如仕候、其代日所作手習數百返相積候哉、御油斷候ては無ニ勿體一候、年内も無ニ幾程一月迫相近候、文書にては朝夕事關老後恥辱可レ有ニ後悔一候、拙者式異見憚多候也

霜月六日　　高雄角右衛門

飯尾讃岐守殿

一五一

本寺若(?)之出家衆、路錢拂底候て、諸檀那勸進被レ申候、餘痛敷存紙衾・布袈裟・木綿蒲團・頭巾・綿帽子・帶・手拭・鼻紙・珠數・扇・踏皮以下迄二三人分者拙者取調進候得共、四五人御僧達並同宿衆乞食流身體候、貴様御信心遠國迄無ニ其隱一候、似合御合力候者自レ何可レ爲ニ御善根一候、恐々謹言

霜月八日　　人齋幸辨

齋藤入道殿

一五二

消息文言御覺有度由、先明衡往來・尺素往來・雜筆富士野往來・素眼新札御覺へ候て、字心御相傳可然候、其外高麗雜字者玉篇・節用集にて御詰候、所々可有御誘引候、又者文止所・名書樣・官位高下依候て、織原紙などの講釋御聽聞可然候、恐々謹言

霜月九日　舟橋侍從宣賢

右筆帶刀殿

一五三

此色紙短册箋離樣軒端月と云題にて、詩歌作相應書付け蒙仰候、久叓中徘徊仕陵、樵蘇等相交加樣風流成儀累年手馴不申候、御愧鋪き雖盡禿筆候、乍去返辨申候者、貴殿如何候間、折々硯塵拂古疵興案見可申候、此中御見廻可申處御火燒とて孫子所に參無其儀候也

霜月十三日　　捨世軒孝重

設樂大弼殿

一五四

洛中突拔沙汰專依レ有レ之、差當所々地下人難儀仕、及二毎日訴訟御侘言仕一付て、伊州樣不便思召先春迄相延ゝ、殊更東三條三町者昔近衞院御宇、鵺と申化生物自二此邊一出自レ申、先年押小路石田治部少輔明て又被レ塞ゝ、眼前之例にてゝ間定別儀有間敷ゝ、

霜月十七日　　錦織刑部卿之子

神泉園御坊床下

一五五

棺廓・位牌・石塔・經木・卒都婆・抹香・樒等忌敷物置見世棚事停止之由、從二所司代一被二仰出一ゝ、德善院殿奉行時迄言上不レ申して御嫌被レ成ゝ、名證自正世之習視得者、叶樣もゝ得者、尤目出度御下知ゝ也

霜月十九日　　渡邊主殿範堅

秩父大介殿

一五六

平家御執心之由、城方・都方・検校・勾當・座頭何も當家に出入仕候、先琵琶一面御求可レ被レ成候、如二貴命一諸舞・節經・淨瑠璃・小哥・貴老不二似合一候、管絃は上代所作末世之非レ所レ好候得共音律の藝者平家最に候、被二庶幾一候、堺衆宗易・宗及・宗無等之茶湯者、不斷被二相語一候、恐惶謹言

霜月廿一日　　物集女相模守敏達

野瀬丹州様

一五七

明後晝、御茶就二口切一拙者式迄可レ被二召寄一由、外聞旁以本懐不レ淺候、殊更相客衆晴ヶ敷候て、一入御恥ヶ鋪存候得共、向後稽古と存領掌仕候、何も晩飯明日伺二御隙一致二伺公一、當世の

時宜愛拶（マヽ）御指南請、不レ失二面目一候樣可レ仕候也

霜月廿二日　　　株瀬入道之子

赤松筑前殿

一五八

近日堀出候、繪賛物表補仕度候、愈御誂憑申候、餘古物にて端々破候間、先煤出繕見申度候、一文字者金砂亦者白地金襴可レ然候半歟、上下者萌黄緞子遣合可レ申候歟、軸者檳榔子象牙何にも可レ然候、數寄に出申度候間少も急申度候、乍レ去麁相は否にて候、隨分手際賴申候、恐々謹言

霜月廿四日　　　信樂主水正資成

壺屋立悦老

一五九

此靈昭女・寒山拾得・出山釋迦・跳布袋・面壁達磨・或唐繪或雪舟之筆申候得ども、印

判消失候不レ惜候、若贅之文章にて黷眷名題可レ申候へ、紋蛇者之淺猿さにて不レ存候儘、令レ獻
院下之御目可レ給候、又寄進之鰐口書出表紙にて可レ遣候間、官加御批判頼存候也

霜月廿五日

箕浦將監富副

文殊院侍從殿

一六〇

今書者、於レ常眞様御拍子有レ之由に候、伊賀殿御子息にて候、惣見院殿と申者織田信長公之御諡號にて候、本筋申候得者、太閤様大國司、中比者尾張内府様とて御威勢之御仁體にて候、其方若輩にて會以御存知有間鋪候、與風同道申御禮馳走可レ申候、恐々

十一月廿六日

伊駒伊豫守光勝

鳴瀬隼人殿

一六一

尊顔拜謁快然不レ斜候、然者愚息學文執心無レ他候間、御教訓受度由候間令レ參扣レ之處、結

構成御褒美偏御贔負故と令歡悦候、貴老者祖父曾祖と代々雖通知音にて御座候間、向後愈御引廻所仰候、貴方一言銕の一聲にて世上之讃歎無別儀候、猶面顔之節可伸謝辭候、恐々謹言

霜月廿七日　　葛西隼人正尚通

勸善院殿玉床下

一六二

先度預申候色紙短册被遊候哉、承候得者自公儀萬葉集・榮花物語・源氏・狹衣一册二册一帖二帖一卷二卷、短歌書者一部二部宛、洛中能手被仰付候由、必定候哉、寒前御硯永笑止候、若年內御迷惑候者、誂之分年明堅凍且解暖氣成被遊可給候、恐々謹言

霜月廿九日　　樋口越中守弘綱

富田上總殿

一六三

爲ニ長崎宮領、鎭詰鷄卵一桶、蜜漬生姜一鉢給候、此地之成菓子共重寳不斜候、定て昌松南蠻流料理者或陵或饋候て悪由傳承候、日本流一段甘浚（按カ）排習置申候、夕方御光儀候得ハ翔可レ申候也

十二月朔日　　宗像彌平白久

生品薩摩守殿

一六四

従レ是可レ申達處、遮而御懇懃預ニ御使札一還令ニ迷惑一候、如ニ御書中一若丁寧之御振舞種々御馳走、殊重代御校割御道具共令ニ拜見一、外聞實儀旁以快然之至候、誠に無レ殘所一御亭主振故、事外絶醉無正體候て長嘯、定て可レ爲ニ御退屈一と推量仕候、猶面謁節御禮可ニ申上一候、恐々頓首

極月三日　　畑六良左衛門兼房

設樂掃部殿

一六五

彼占或算置尋候得者、甲子・乙丑・戊戌・庚寅・辛未等日失物にて候得者、巽・艮之方有之由候、若又丙辰・壬午・癸酉なとの日にて候得者、坤・乾方有之と占之文見由候、將又貴樣御果報問候得者、自來年有氣御入候て、萬事思事相叶金銀米錢倉滿、諸人閙繞渴仰可仕由申候、一入馮飾可思召候、恐惶謹言

十二月七日　　　　窪野平内載包

一六六

織人畫屏風賣參候、事外煤氣候て所々鼠嚙十枚餘捲候て無之候、其方腰張不足分有之かと存候、御飼立高直候得共、買置可申かと存候、緣者鈍金にて候、但貴殿欲敷思召候者、可有御買得候、鍛冶屋・檜物師・針摺・番匠等繪、繪見事比類無之事候也

極月九日　　　　伊吹刑部卿行以

信夫濃州樣

一六七

彼願一會月迫候得共、年内頭役可相講候、明春者從元日試筆吉書・居讀・白散酒・(?)流裏・連歌・垸飯・子日松・七日若菜・爆竹・具足餅・謡初・弓始・種々遊覧相續無寸暇候、衣更着者稲荷・初午・千本之遺教經・東福寺涅槃像・知恩院御忌・廿五日者北野御縁日、是又無隙候也

十二月十一日　土師美濃守公將

近藤勘解由左衛門殿

一六八

爲御土産菓餅・揚栗・海藻等送被下候、歳暮重寶不過之候、當年者江戸へ越年可參所存候得共、少相窮(?)、來春暖罷成長閑成時分應下ニ存候、其表御勇健其上御身上御繁與力衆多勢被相屬候由、御名譽共御冥加共中々難竭腐毫候、恐々

極月十三日　栗田安藝守在順

滋井吏部殿

一六九

方丈様於御隠居所、寒中毎夜百色百科御遊興可被成御催御座候。踊子・田楽不申及、異類異形狂言物學・洛中洛外検校・勾当・座頭・舞々・申楽・傀儡等迄、撰上手功者令盡秘曲不隠、秘術藝能御勵候はんとの御内證にて候、随分御賓迄御詰候て、御厨方御肝煎可被成候也

極月十五日　　　飯屋河内守像業

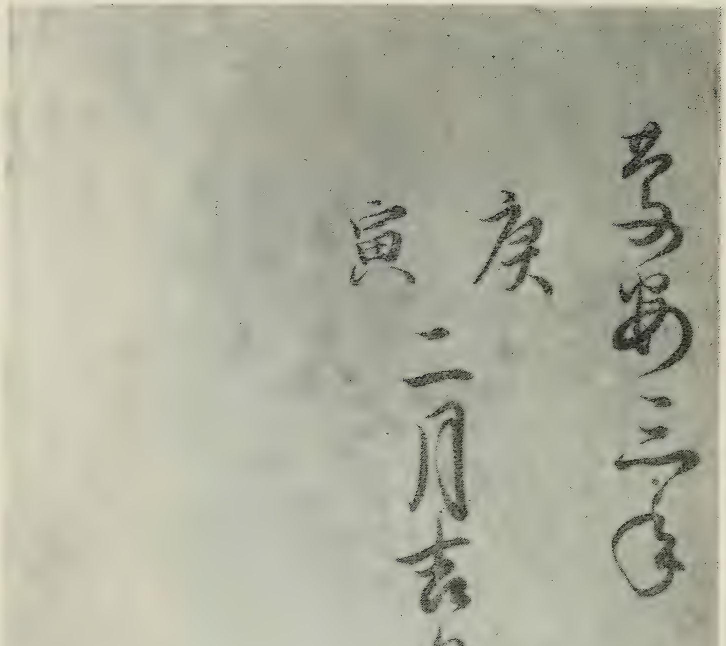
毛利周防守殿

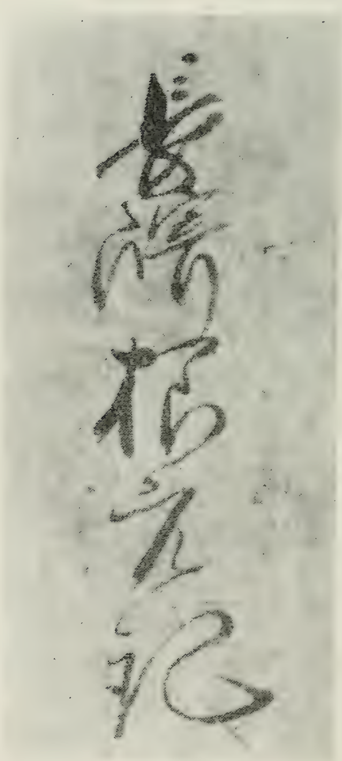
一七〇

兵濂（法カ）御稽古由、御嗜段奇特奉存候、冨田・柳生貫手無残所御覚被成候由、扨々羨敷存候、吾等家中嫌賓藏院弟子、鈍流白鳥名人御座候、御傳受有度候者引合可申候、能々御鍛煉御工夫候て、天狗自由程無之候者御肝要候、生兵法者大敵基申諺御座候、一笑

慶安三年
庚寅二月吉日

貞徳文集　下　終（尾題新補）





長崎根元記目次（内題新補）

第一卷

第二卷

第三、四巻

長崎根元記目次

第五卷

第六、七卷（目錄新補）

已上

長崎根元記 一 （內題新補）

長崎と名付由來之事

一 長崎昔は深江浦とて、片田舍にて世上に知者稀なり。然處文治之比、賴朝卿より長崎小太郎と云者、此深江浦を給ふ故數代住居す。彼小太郎深江を興立するに隨て、商船等近鄕へ往來、然は於所々長崎者と申、終には深江の名を唱失つて、長崎といつともなくいへり。小太郎末葉於于今大村代々の領主大村因幡守家中にあり。

長崎小太郎末葉并居所之事

一 長崎永祿の比までは、諏訪明神山より南に續、海中に洲崎あり、深樹打續、今の西屋鋪に森崎權現の小社あり。江戸町樺嶋町邊は、漁者塩燒所に住居し、下町築町の邊は海、

其外今の外町の分は田畠少々あり。小太郎は今の春德寺山に居所を構、家人は櫻馬場左右に扶持す。小太郎十代の孫長崎左馬助實子無之付、有馬の領主肥前守貴純が三男庶純を養ひ家督す。其子左馬助嫡子甚左衛門と號、大村の領主民部少輔忠純が女を以嫁之、長崎小家といへども有馬大村兩家の扶翼を以て武威を呈し、其比豐後に大友、薩摩に島津、肥前に龍造寺隆信等、干戈止むことなく。小家は大家に隨ふといへども、甚左衛門に至て終に他の幕下に居らず。近郷に深堀茂宅と云者あり、地を爭ひ折々闘ふといへども、終に負を取らず。然るに文祿の比太閤秀吉公名護屋御在陣の節、名護屋に不出頭故、領地を被召取其家亡、甚左衛門は大村に退居す。

長崎町開基並南蠻船初て長崎に來事

一　南蠻船天文の比より永祿十二年までは、大隅の内種子島、豐後又は福田・横瀨浦など云所に着船して、其所々にて商賣をなす。然共蠻夷心に應ずる湊なし、然處に長崎の湊海

底深く、三方山高して、難風凌能第一の湊なりと見立、元龜元年に始て長崎へ着船す。因茲上方並諸國の商人假り屋を建商賣す、其比今の内町は大村の領主大村民部入道理專領知也。就夫理專家來友長對馬と云者を指越、蠻夷ども末々までも、此地へ於令着岸は可取立由にて、則元龜二年に町割をなし、國々より集まる所の名によせて、其集る所の者は一所に置、或は豐後町・大村町、或は平戸町、或は五嶋町などゝ名付、町之頭人を定、今の町年寄先祖左の如し。

町の頭人

高木勘右衛門　法體して了賀と云 今の作右衛門祖也

高島　了悅　今の四郎兵衛祖也

町田　宗賀亡　此跡役高木彦右衛門法體して道盛と云今の彦右衛門祖也

後藤惣太郎　今の庄左衛門祖也

一　南蠻船始て日本に來る事、天文十一卯八月大隅の内西村と云所に、黑大船一艘着岸す。

此船に乘組人の形日本にて不見馴者共故、諸人以の外驚、然處に船中に唐人一人在之、彼者筆談にて西南蠻より爲商賣來ると云、然共此所人の通話難し、自是南種子島に至て商賣可致由敎ゆ。依之種子島に着船す。其船頭二三尺斗の鐵炮を持、鳥獸を打朝夕食之。其比日本にて鐵炮と云物を見馴す、重寶なる物と思ひ、しばらくは其名を重寶と名付、彼蠻夷鐵炮の秘術を日本に殘置令歸帆し、翌年又大隅の内熊の浦と云所に着船、此時南蠻より鐵炮の細工人を乘來て、其作樣をおしゆ。折節泉州堺橘屋又三郎と云者、乘來て鐵炮を張習、今の堺筒の始是なり。此時紀州根來寺の杉坊稽古の鐵炮の術日本に弘む、其後蠻夷豐後大友方より被招之、彼地へ文祿のころまで渡海して、切支丹の法を廣むと申傳。

南蠻人於長崎令自由事

一　蠻夷長崎に來る事、元龜元年より天正十五年迄、南蠻人己が心儘に邪法を執行、大村へは金銀諸色を謝禮し、町中の者共には夫々に應じ、金銀財寶を其好にまかせ宛行ひ、

親み深く彼を尊敬し、其下知に隨ひ。依之耶蘇地下は不及申、諸國より來者迄、厚德を施故、をのづから彼宗門に立入、神佛閣を燒、耶蘇宗門の寺を建、善美を結構し、住僧伴天連を置、逐日令張行故、繁華の地と成事十八年の間也。

寺數

西屋鋪地に　二ヶ寺　本博多町に　一ヶ寺　立山屋敷に　一ヶ寺

今　町に　一ヶ寺　春德寺に　一ヶ寺　爐粕町に　一ヶ寺

勝山町に　一ヶ寺　本蓮寺に　一ヶ寺　桶屋町に　一ヶ寺

十善寺に　一ヶ寺

合十一ヶ寺

秀吉公長崎公料に被召上御條目御朱印並耶蘇宗門御停止御書遣之事

一　長崎之儀、元龜元年より、天正十五年まで十八年の間、長崎中すべて耶蘇宗門に令歸依、我意を振舞、鐵炮の頭伴天連を主人の如く取持の處、秀吉公天正十五年九州に御出陣、薩摩義久を御鎭御歸陣の砌、筑前の内箱崎に暫御在留有、其節彼伴天連長崎より色々献上を令支度罷出の處に、御供の内邪宗門に傾儀有之由被聞召、被遂御詮議兩人被行死罪。依之伴天連日本渡海之儀、向後停止之由被仰出、早速被差歸。長崎之儀日域の正道を取失、剰伴天連に隨ひ、其上地頭職の者、長崎切支丹寺領差出事不屆之至也、因茲御領に被召上爲御使藤堂佐渡守被差下。又翌年寺澤志摩守・藤堂佐渡守兩人被差下、長崎見分有之。肥前の領主鍋島飛騨守へ御預、飛騨守天正十六年より同十九年まで、長崎を預り諸事支配有之處、文祿元年重て爲奉行寺澤志摩守被差下、此時より長崎奉行といふことあり。

長崎公料に被召上御定目並御朱印之寫

定　長崎

一　當所御料所被仰付上者非分之儀有之間鋪事

一　有様之御公物納所申上にて横役不レ可レ有レ之事

附地子は得二上意一可レ免也

一　當所之儀此兩人に被二仰付一候間爲二代官一鍋島飛騨守に預置候間何も可レ成二其意一事

一　黒船之儀前々のごとくたるべきの間地下人令二馳走一當所へ可二相付一之事

一　自然下として不レ謂儀申懸候者有レ之候共一切承引仕間敷事

右之旨相背輩於レ有レ之者急度兩人方に可二申越一候堅可二申付一者也仍如レ件

天正十六年五月十八日

戸田民部少輔　勝隆

淺野彈正少弼　長吉

太閤秀吉公御朱印寫

長崎に黒船如二先々一

相着之可レ致二商賣一並

當津地子之事被レ成
御免除畢猶淺野
彈正少弼戸田民部少輔
可レ申者也
天正十六
　閏五月十五日
　　　長崎
　　　　惣中

天正十五年秀吉公於二筑前箱崎一耶蘇宗門徘行御停止御書出寫

定

一　日本者神國たる所に、吉利支丹國より邪法を授け候儀、甚以不レ可レ然事

一　其國郡の者を近付門徒になし、神社佛閣を打破らせ、前代未聞候、國郡在所知行等給人に被下候儀は當時の事候、從天下御法度、相守諸事可得其意候所に、下々として猥儀曲事候事

一　伴天連其智恵の法を以、心ざし次第檀那を持候半と被思召候所、如右日域之佛法を打破候事、曲事候條、伴天連之義日本地には被作再間敷候間、今日より二十日之間、用意仕可歸國候、其内下々伴天連に不謂族申懸者あらば可爲曲事候

一　黑船の儀は商賣之事候間、各別に候事、年月を經諸事賣買可仕事

一　自今以後佛法之妨を不成輩者、商人之儀者不及申候、何にても吉利支丹國より往還不苦候條、可成其意事

村山東庵長崎爲請地御代官勤事

一　文祿の比、長崎内町の分建並廿三町に相極、夫より在鄕地を廣町に取建、段々諸國の

者集繁花の地と成。然處文祿元年秀吉公、唐津名護屋御在陣の時、長崎高木忠代町之頭人一人御禮可罷出に相定之處、生所藝州村山安東と云者、長崎に令居住、常に大人に闘辨口才發者也。某を名護屋へ可遣旨尾可相調由、頻に望に付、色々獻上を支度し、安東を名護屋に差越。秀吉公御感有て折々御目見被仰付、汝東庵と可名付處安東と云事おかしく思召との御雜談有之、則東庵と改重而罷出上樣御機嫌の能御序を以、長崎内町之外某に御預を蒙度由奉願。依之御赦免之地子銀として廿五貫目差上、外町並在鄕地迄、御代官相務、慶長三年より元和二辰年迄東庵支配す。予茲末次興善とて生所筑前の者有、彼東庵は興善が介抱を以て、長崎へ令住居重恩之者なり。然處興善が子に末次平藏と云者、東庵と聊の出入有之公事を取結、元和二年に兩人江戸へ罷出令對訣、其公事過半東庵雖爲利運、東庵嫡子作天連にて有之故、前廉南蠻國へ流罪被仰付處、東庵洋中にて忍取長崎に隱居、大阪御陣の節城中に籠置、其上玉藥迄差上候由、平藏言上。依之東庵江戸にて早速死罪被 仰付、子孫不殘於長崎刑罰、其跡平藏に被 仰付地子銀五十貫目宛致上納、延寶三辰年

迄六十年餘平藏三代相務ル、未次滅却、此跡役同年に高木彦右衛門。高島四郎兵衛に被ニ仰付一。

長崎內町町數箇所數並新築地出之事

一　間數九十四間三尺三寸八步三　本下町

此ヶ所三十五ヶ所內八ヶ所諸役御免

一　同　九十間半　今下町

同　三十二ヶ所內四ヶ所右同斷

一　同　百三十六間半一尺五步　引地町

同　四十ヶ所內四ヶ所右同斷

一　同　百九十二間二尺三寸六分半　櫻町

同　四十四ヶ所內四ヶ所右同斷

一 間数百三十五間半二寸五分　内中町
　此ヶ所三十三ヶ所内三ヶ所諸役御免
一 同　百六十五間　小川町
　同　五十一ヶ所内三ヶ所右同断
一 同　百九間半　船津町
　同　三十六ヶ所内三ヶ所右同断
一 同　百三十八間半　浦五島町
　同　三十三ヶ所内三ヶ所右同断
一 同　百二十七間半　本五島町
　同　三十九ヶ所内三ヶ所右同断
一 同　百二十七間半　金屋町
　同　三十九ヶ所内三ヶ所右同断

一 間數百八間五合八勺　堀町
此ヶ所三十三ヶ所内三ヶ所諸役御免
一 同 百三間半　新興善町
同 三十ヶ所内三ヶ所右同斷
一 同 百九間半　後興善町
同 三十三ヶ所内四ヶ所右同斷
一 同 百六十六間半　本興善町
同 三十九ヶ所内四ヶ所右同斷
一 同 百五十八間三尺七寸五歩　新町
同 三十二ヶ所内三ヶ所右同斷
一 同 百五十九間四尺六寸一五　本博多町
同 四十ヶ所内三ヶ所右同斷

一 間數百六十五間三歩　島原町
此ヶ所三十三ヶ所半內三ヶ所諸役御免
一 同 百三十一間六合七五　豐後町
同 四十一ヶ所半內四ヶ所右同斷
一 同 百十七間三合五　樺島町
同 五十ヶ所內七ヶ所右同斷
一 同 百八間半二合五　江戸町
同 二十二ヶ所內四ヶ所右同斷
一 同 百八十三間五尺一寸七分　東築町
同 四十三ヶ所內三ヶ所右同斷
一 同 百六十六間三尺六寸五歩　西築町
同 四十ヶ所內三ヶ所右同斷

一　間數百七十間半　　今　町

此ヶ所四十二ヶ所半內四ヶ所諸役御免

一　同　二百六間五尺三寸六分　　外　浦　町

同　四十一ヶ所內七ヶ所右同斷

一　同　百六十八間二尺八寸二分　　大　村　町

同　三十八ヶ所半內四ヶ所右同斷

一　同　百二十六間四尺九寸五分　　平　戶　町

同　三十四ヶ所內四ヶ所右同斷

町數合二十六町

元祿九子年改

一　竈數二千二百六十七竈　　內　七百四十九竈　家持
　　　　　　　　　　　　　　　　千五百十八竈　借屋

一　人數一萬千五百九十七人　　內　六千七十四人　男
　　　　　　　　　　　　　　　　五千五百廿三人　女

内町新築出之事

奉行島田久太郎代

一　江戸町築地　長三十間五尺四寸 平二十六間　八百一坪六

右寛文三卯年長崎回祿付、西奉行屋敷燒失す、尤此時迄奉行両所共、西屋敷より住て狭故、隣地に高木作右衛門屋敷一ヶ所、町人屋敷五ヶ所、右奉行屋敷に入て作事有、則代地として濱町川筋の海を埋、五人の町人に給る、町筋は濱町に續、江戸町とは相隔れども、江戸町に給る故江戸町に入、作右衛門代地には濱町にある奉行下屋敷を給る。

奉行川野權右衛門代

一　籠屋築地　長十八間六合 平五間　九十三坪

右寛文九酉年牢屋内狭により櫻町堀を埋入

奉行牛込忠左衛門代

一　引地町築地　表口五間 入十六間　百四坪

右櫻町の堀潤水するにより寛文十二子年岩永宗故訴訟して築立屋敷とす引地町内に入

奉行岡野孫九郎代

一　浦五島町築地　長五間 平一間半　七坪半

右延寶元丑年訴訟して築立

同　代

一　江戸町築地　長二十五間 平六間　百五十坪

右同年

奉行牛込忠左衛門代

一　西築町と下町との間の入江　長百二十二間一尺四寸 平二間六合八歩九　三百廿八坪六合七六餘

右延寶二寅年西築町より訴訟して築立

同　代

一　本下町と西築町との間の入江下町方　長百十間二尺五歩 平二間六合八九三　二百九十六坪六合三九

右同年本下町より訴訟

同代

一　今下町と西築町と間の入江下町方　長二十二間 平四尺九寸　十七坪一合七六九

右同年今下町より訴訟

同代

一　西築町と江戸町と間の入江西築町方　長三十五間三尺二寸 平五間八八二　百四十九坪九合六三

右延寶四辰年西築町より訴訟して築立

同代

一　樺島町築地　長四十三間四尺六寸 平四間三合一五二五　百八十八坪六八

右同年樺島町より訴訟

同代

一　船津町築地　長八十五間四尺七寸五分 平二間六合三　二百二十五坪四合餘

右同年船津町より訴訟

同　代

一　内中町築地　表口四間 入二十二間　八十八坪

右同年堀下濶水するにより野田玄庵訴訟して屋敷とす

奉行岡野孫九郎代

一　江戸町大波戸築地　長五間二尺九寸三歩 平二間六合　十四坪一合四

一　同築地　長十一間 平五尺二寸　八坪八合

一　同築地　長七間 平二尺九寸二歩半　三坪一合五

右三ヶ所延寶五巳年江戸町大波戸狭により内外の人夫を以築立

同　代

一　江戸町築地　長十六間 平十間　百六十坪

右延寶八申年江戸町より訴訟して築立

奉行牛込忠左衛門代

一 豐後町築地　表口五間 入七間　三十五坪

右同年豐後町の堀潤水するにより曾根川檢校訴訟して屋敷とす

一 江戸町大波戸築地　横四間 長七間

右は元祿八亥年宮城越前守。近藤備中守支配の節築出す

一 同所築地　横四間 長八間

右は元祿九子年近藤備中守。丹羽遠江守支配の節築出す

一 同所入江　横五間三尺 長三間二尺

右同年埋て地行に成

長崎外町町數ヶ所數並新築地の事

一 間數二百二十九間五尺二寸　袋町

此ヶ所四十四ヶ所内三ヶ所諸役御免

一 間數二百四十三間三尺　酒屋町

此ヶ所三十一ヶ所内三ヶ所諸役御免

一 同　二百七十五間一寸　今魚町

同　六十一ヶ所内三ヶ所右同斷

一 同　百九十三間四尺六寸　本紺屋町

同　四十五ヶ所内三ヶ所右同斷

一 同　百五十五間二尺七寸　材木町

同　二十二ヶ所内三ヶ所右同斷

一 同　二百五間三尺　西濱町

同　三十七ヶ所内三ヶ所右同斷

一 同　二百八十間二尺八寸　榎津町

此ヶ所七十二ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　間数二百八十四間三尺三寸　萬屋町

此ヶ所六十七ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　同　百四十八間六寸　出来鍛冶屋町

同　三十二ヶ所二合五勺内三ヶ所右同断

一　同　百六十五間二尺五寸　今鍛冶屋町

同　三十三ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百二十七間三尺二寸　東濱町

同　四十九ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　百三十一間二尺八寸　今石灰町

同　四十五ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百二十六間　本石灰町

此ヶ所六十八ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　間数百三十四間三尺　新石灰町

此ヶ所四十五ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　同　百七十間五尺三寸　船大工町

同　四十五ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百六十八間五寸　本大工町

同　五十九ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百九十八間五尺三寸　出来大工町

同　七十三ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百六十一間五尺　新大工町

同　六十七ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百二十五間五尺七寸　本籠町

此ヶ所四十五ヶ所内三ヶ所諸役御免
一 間数二百三十三間六寸 今籠町
此ヶ所四十三ヶ所内三ヶ所諸役御免
一 同 百九十九間四尺五寸 西古川町
同 六十一ヶ所内三ヶ所右同斷
一 同 二百十間九寸 東古川町
同 六十一ヶ所内三ヶ所右同斷
一 同 二百四十八間四尺八寸 本古川町
同 七十一ヶ所内三ヶ所右同斷
一 同 二百四間六尺 出島町
同 二十五ヶ所内三ヶ所右同斷
一 同 三百三十五間二尺二寸 恵美酒町

此ヶ所八十三ヶ所八合三勺四才六弗内三ヶ所諸役御免

一 間数三百五十五間四尺五寸　　大黒町

此ヶ所八十八ヶ所九合二勺三才内三ヶ所諸役御免

一 同　二百八十二間一尺三寸　　上筑後町

同　　六十五ヶ所内三ヶ所右同断

一 同　二百五十三間五尺九寸　　下筑後町

同　五十八ヶ所八合七勺五才内三ヶ所右同断

一 同　二百八十八間八寸　　東上町

同　　六十七ヶ所内三ヶ所右同断

一 同　三百十七間二尺一寸　　西上町

同　　七十一ヶ所内三ヶ所右同断

一 同　三百二十二間九寸　　東中町

此ヶ所七十二ヶ所半内三ヶ所諸役御免

一　間数三百二十七間八寸　西中町

此ヶ所七十ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　同　百八十五間三尺七寸　八百屋町

同　五十九ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　百九十間五尺九寸　勝山町

同　四十五ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百七十三間六尺　爐粕町

同　五十五ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　百七十五間二尺六寸　北馬町

同　五十ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　百七十四間三尺一寸　南馬町

此ヶ所四十八ヶ所七合五勺内三ヶ所諸役御免
一同　二百四十四間三尺六寸　油屋町
此ヶ所五十六ヶ所内三ヶ所諸役御免
一同　百七十間一尺六寸　諏訪町
同　三十六ヶ所一合二勺五才内三ヶ所右同断
一同　二百十一間一寸　磨屋町
同　四十四ヶ所内五ヶ所右同断
一同　二百三十一間四尺三寸　銀屋町
同　四十九ヶ所半内三ヶ所右同断
一同　百七十五間三尺二寸　中紺屋町
同　三十九ヶ所内三ヶ所右同断
一同　百九十六間一尺二寸　今紺屋町

此ヶ所四十八ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　間数二百七十四間一尺二寸　　桶屋町

此ヶ所五十六ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　同　二百十一間五尺六寸　　古町

同　四十八ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　百八十七間五尺九寸　　今博多町

同　五十一ヶ所半内三ヶ所右同断

一　同　百四十七間四尺八寸　　大井手町

同　三十五ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百六十八間四尺九寸　　伊勢町

同　五十九ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　三百四十二間四尺二寸　　八幡町

此ヶ所六十ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　間数百六十間九寸　　本紙屋町

此ヶ所四十一ヶ所内三ヶ所諸役御免

一　同　二百四十七間一寸　　麴屋町

同　四十七ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　百十六間八寸　　新橋町

同　二十六ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百九間二尺二寸　　丸山町

同　四十七ヶ所内三ヶ所右同断

一　同　二百八十間二尺八寸　　寄合町

同　五十ヶ所内三ヶ所右同断

町数合五十四町

元祿九子年改

一　竈數八千九百九十竈　内 二千六百七十七竈 家持／六千三百十三竈 借家

一　人數三萬九千百卅三人　内 一萬九千九百五十五人 男／一萬九千百七十八人 女

内町外町

總人數合五萬二千九百二十六人

内　男　二萬七千三百九十五人　女　二萬五千四百四人

此内　十六口役人男女千二百六十五人　内 六百八十一人 男／五百八十四人 女

寺社山伏男女九百三十一人　内 八百三十二人 男／九十九人 女

一　外町之儀慶長二年の比より、田畑を開年々町數となる。文祿のころ村山東庵請地として外町と名付、段々建重四十三町に極處。寛文十二子年奉行牛込忠左衛門支配市法三ヶ一銀配分高下有之故、大町十町より訴訟して一町を二町或は三町に分、新町十一町割出す。東濱町、大黒町、下筑後町、北馬町、東上町、新石灰町、西古川町、東古川町、出來大

工町、中紺屋町、出来鍛冶屋町

合十一町是を加て五十四町に極る。

外町築地の事

奉行島田久太郎代

一 西濱町築地 長四十九間三尺四寸五分 横十五間八合八 七百八十六坪九合五條

右寛文三卯年長崎回祿に付、西屋敷焼失作事有之、其地續により隣地高木作右衛門屋敷加之、奉行下屋敷濱町に有是を、作右衛門に給けれ共、狭少成故、濱町町人六人の屋鋪を加、代地として給。六人の町人從ニ公儀一新に築立代地と成し

一 惠美酒町築地 表口十八間六尺 入八間七合五 三百三十一坪

右は寛文十一亥年末次平藏請地之時訴訟して築之

一 惠美酒町築地 長四十一間八合 横九合四七五 三十九坪六合五二

右同年末次平藏請地之時築立

奉行牛込忠左衛門代

一　同町築地　長七十一間四尺五寸　横二間七合一四四　百九十四坪六

右延寶四辰年惠美酒町より訴訟して築立

同　代

一　大黑町橋際築地　長十四間　横四間六合四九　六十五坪合九

右同年に大黑町より訴訟して築立

同　代

一　同町北方築地　長十四間一尺　横三間五合八　五十坪六合七六二

右同年同町訴訟して築立

同　代

一　船大工町表築地　長六十八間四尺九寸　横五間　三百四十三坪七合二

右同年船大工町より右同斷

奉行忠右衛門代

一　本籠町表築地　長百五十三間八合三 横五間　七百六十九坪一五餘

右同年本籠町より訴訟して築立

同　代

一　諏訪町川端築地　長二十九間三尺四寸 横一間五合八一四　四十六坪六合八七七

右同年諏訪町より右同断

同　代

一　新橋町川端築地　長二十ヵ間半 横三間　五十九坪

右同年新橋町より右同断

同　代

一　中紺屋町川端築地　長十四間五尺 横二間半　三十六坪九合二三

右同年中紺屋町より右同断

奉行忠右衛門代

一　西濱町築地　長七十四間 横十間　七百四十坪

右同年西濱町より訴訟して築立

同　代

一　東濱町裏築地　長九十七間二合三 横十間　九百七十二坪二合

内百九十四坪四合　道筋

右同年東濱町より訴訟して築立裏町筋出來

同　代

一　東濱町西堀兩輪　長三十八間 横一間七合一七五　六十五坪二五六五

一　同町東川端築地　長廿七間五合八五 横二間三合九　六十五坪九合一二

右同年濱町より訴訟して築立

奉行忠右衛門代

一　萬屋町築地　長四十六間 横一間六合五零六　七十五坪九二七六

但東の川端西の堀端兩所

右同年萬屋町より訴訟して

同　代

一　榎津町築地　長二十六間四尺 横一間五合三一　四十坪七合五七八七

右延寶四辰年榎津町より訴訟して築立

同　代

一　本古川町築地　長十一間三尺 横三尺四寸五歩　六坪零八三四

右同年古川町より訴訟して

同　代

一　今鍛冶屋町築地　長百間五尺 横二間二合零三　二百廿七坪七餘

右延寶四年鍛冶屋町より同

奉行忠右衛門代

一　十善寺梅ヶ崎築地　長三十三間 横五間　百六十五坪

右同八申年荒木傳兵衛訴訟築立

長崎竪横間數橋數之事

一　新大工町横手より濱町築地まで　七百三十六間

一　新大工町外門より出島まで　九百四十七間半

一　爐粕町より江戸町大波戸まで　七百五十七間半

右は竪之間數

一　油屋町外門より樺島町まで　五百二十九間

一　皓臺寺下より下筑後町福濟寺まで　四百九十六間

一　深崇寺より立山石橋まで　三百五十一間半

右は横の間數

長崎橋數の事

一　橋數大小四十四之内　石橋二十　板橋十五　打渡橋九

一　外町之橋大小八之内　石橋五　板橋一　土橋二

長崎田畑高付並上納銀高石高之事

一　田畠總高三千四百三十五石三升但長崎外町並長崎村山里村淵村四ケ所之分

内

高八百三十四石三斗六升六合此地子銀上納高五十貫目長崎外町五十四町之地子

田高千九百四十六石八斗三升七合九勺

内　六百二十二石八斗七合九勺　長崎村之分

千二十一石八斗四升八合五勺　山里村之分

三百二石一斗八升一合九勺　淵村之分

此御物成　七百石

畑高六百五十三石八斗二升七合九勺

内

四百四十一石三斗三升六合一勺　長崎村

六十六石一斗一升一合五勺　山里村

百四十六石三斗八升八合五勺　淵村

此御物成上納　十貫七百目餘

右三口高合　三千四百三十五石三升

右之外小物成

新開高三十六石二斗

此御物成米十六石

新開地　菜銀

切畑茶園　白魚運上

浦網運上　舟津地子

山手[illegible]　鹿貝生所

石場運上　たはこ地子
水道運上　油運上
水車運上　町人方々茶屋地子
右小物成運上銀高五貫目或は六貫目高下有、右小物成運上は水旱のわざわい故、銀高之過不足有、縦當年水車十挺有、翌年五挺に減すれば、運上去年に不足、斯様の違にて高下あり、

大村領と長崎代地之事

一　日見之方は峠を分、南に當十善寺梅ケ崎迄
一　茂木方は田上の宿際迄、西長崎村を限る
右慶長の比迄は大村領にて有之、東庵請地に成他の領地を入置事、町建にて不宜、萬にさはり可有之と思ひ、東庵より訴訟して、大村に申超ゆて地の望をなす。代地として浦上

にて橋より西に當り、小川より北の方西村と云所、高千二百石東庵より是を代地に出す。慶長十巳年七月、寺澤志摩守家来山田權右衛門・大村より友永頼藏・有馬修理大夫より千々石釆女・入江七右衛門、東庵方より松尾將監、右五人出合、遂吟味糺を入、同九月歸。

外町地子銀并唐人屋鋪地子之事

一　外町五十四丁之地子銀、末次平藏支配之時分迄は、三十八貫八百五十匁一分五厘七毛上納。延寶四辰年平藏流罪之後、奉行牛込忠左衛門外町中地子銀遂吟味、四十七貫四十八匁五分七厘に被相究、同巳年上納。翌午年三年以前之辰年新築地赦免有之、地に地子を被懸加候て、地子銀總高五十貫目に定る。延寶六午年より毎年五十貫目宛上納仕候、又元祿九子年東濱町・東築町兩所へ築地有之、此地子八十七匁九分一厘二毛相加都合五十貫八十七匁九分一厘二毛上納之。

一　唐人屋鋪　　地子銀三貫八百四十七匁六分五厘

右は元祿二巳年より上納之。

長崎根元記　一　終　（尾題新補）

長崎根元記　二　（内題新補）

切利支丹御改　上使黒船御停止南蠻之出家並邪宗門頭人御追放之事

一　南蠻人天文比より日本に渡海して、方々の津に令着岸、爲商賣渡るといへども、密々に謀を以邪宗門可廣方便を而已なし。元龜元年より長崎に往來し、己が心儘に切支丹寺を建、居所美々敷取立、長崎中段々に邪宗門に引入、其ころ迄は異國人他國へ往還自由にて、切支丹共方々へ徘徊をなす。然處慶長十八丑年爲上使大久保相模守幾内西國に趣、邪宗門を改。翌十九寅六月重て　上使山口駿河守長崎へ下着有之、伴天連共悉捕之、長崎に建置切支丹寺、近國之大名に被仰付不殘燒捨、其跡地を堀て退地有之。駿河守は島原に趣、近國の切支丹相改歸國有て、同年九月に長崎に捕置伴天連、方々より捕來邪宗門之張本百餘人、殊に高山右近・内藤飛驒守兩人は、武家雖爲大名、邪宗門に深く立入不轉

故に、囚人と成長崎に渡され、伴天連同前に天川へ流罪被二仰付一。其節南蠻の出家之分、又は黒船にて乘渡事御停止と成、商賣一偏の小船にて可二渡海一由被二仰渡一、此時奉行長谷川左兵衛。

切支丹寺近國之大名請取燒捨之覺

西屋鋪　二ヶ寺
鍋島信濃守燒捨
春德寺　一ヶ寺
爐粕町　同
勝山町　同
寺澤志摩守燒捨
桶屋町　一ヶ寺
十善寺　同

有馬左衛門佐燒捨

本博多町　一ケ寺

今町　同

松浦壹岐守燒捨

立山屋鋪　一ケ寺

本蓮寺　同

大村民部少輔燒捨

合十一ケ寺

邪宗門之者轉并南蠻人種子御追放之事

一慶長九年南蠻之出家悉御追放、黒船乘渡事御停止と成、其後はかりうた作りの船にて、一ケ年に五六艘宛令渡海、出家雖御停止密々に渡り耶蘇の法無斷絶。寛永十二子年寫

奉行水野河内守被差下、邪宗門改厳鋪候得共、輙轉者稀なり。因玆町々に町使の者二三人宛差出、町端より致糺明、不轉者は家を追出門を閉、段々に相改、追出さるもの共、山々田畑等に木屋を建住居す。其先々に火を付焼拂故、隠るに無所、雨雪に濡れ及難儀、正法に可立歸由訴る者には、切支丹佛を踏せ、轉候に判形をさせ差免。猶更不轉者は島原温泉に連行、五十人或六十人程も湯の端に並置、熱湯を汲懸、又は湯壺に投入骨肉離散するを見て正法に歸る。其外穴釣いろ／＼の手立を以て、令糺明によつて過半轉。寛永六巳年河内守為代竹中釆女正被差下、一入邪宗門之改稠敷有之。

一　其比伴天連仲庵・了伯・了順と云者有之、此者共糺明の上邪法を轉、切支丹の法一切不實にして、他の國を奪謀之由、有體に白狀し、切支丹轉者共重て不立歸誓文を為致、其奥書我々三人仕候はゝ違變有まじきの由訴之故助置。彼者ども存命の内轉書物之奥書いだす、仲庵・了伯は南蠻のもの、了順は日本の者なり。

一　寛永十三子年に、長崎に有之南蠻人種子被遂詮議、二百八十七人天川に流罪被

仰付、奉行榊原飛驒守・馬場三郎左衛門右種子町々に有之を引渡、異國に於て遣ては、所々騒動無心元ニ因玆大村之領主被ニ仰付、大村より致拷問令糺。又大阪より邪宗門の乞食七十人被指越、是も天川に同年に流罪。

從日本唐船造り船にて爲商賣異國に渡海之事

附御停止之事

一　昔年日本より異國渡海之儀、御構無之といへども、文祿元年秀吉公御朱印被下、唐造之船にて　廣南・東浦塞・東京・六昆・大泥・高砂・呂宋・天川・暹邏　等渡海御赦免。其後　東照宮　秀忠公御朱印頂戴仕、寛永十一年迄四十三年程、異國に乗渡商人共利潤を取。然處寛永十二亥年に異國渡海之儀堅御停止と成、奉行榊原飛驒守・仙石大和守、

從日本異國に渡船數並御朱印頂戴之者

末次平藏　二艘　　茶屋四郎三郎　一艘

長崎

船本彌平治　一艘　京都　角ノ藏　一艘
荒木惣右衛門　一艘　伏見屋　一艘
糸屋隨右衛門　一艘　堺に　一艘

右は御停止前年右之船渡海、翌亥年御停止と成、御朱印頂戴の者は此外にも數々有之、渡海之船數年々不同有之由、

唐船渡海長崎津に御極並船改之事

一 昔唐船之儀、何國の浦にも來着して、商賣いたすといへども、更に無御構、九州にては薩摩之内阿久根、筑前の博多、或は豊後肥前の内にては、五島・平戸・長崎にも來て令商賣。然處寛永十二亥年他國へ來着之儀御停止と成、長崎の湊にて令商賣べし、他國へ漂着有とも、早速長崎に可引渡由被仰付。翌子年より長崎の津に相極、奉行榊原飛驒守・馬場三郎左衛門支配。

一　昔年唐船入津の儀、いつに不限小船にて銀高凡五六貫目、或十四五貫目程の荷物を積、何艘も妻子等を持住居するも有、他國の往來も自由に有之、唐人存寄に宿仕、然處元和三年奉行長谷川權六支配の節、宿之吟味有之、口錢と云事被相定、寛永十八巳年馬場三郎左衛門支配の節、宿斗口錢取候儀、町中助成に難成とて、宿へ三貫目是を分取、相殘所町中配分す。其上唐人志の宿斗に指置候ては、口錢餘慶に無之に付、唐船湊に入候節、番船を出しいづれに致レ宿候やと相尋、よつて唐人方より何町何某所へと書付を以申出、其書付文字相違宿不知、又は漂着の船を町々順番を定置、順に當るを宿町に極、其町に口錢とらせ候、是を振船と名付、數十年右之通有レ之處。寛文六午年稻生七良右衛門支配の節、唐船宿心次第に附候事停止と成、内外町宿前を極、順に當るを宿町と成。

一　唐船荷役の儀、其以前曾て改と云事もなく、御物に可レ成品を持渡候、爲吟味町年寄方より、家來一人町使の者一人、通詞並筆者糸割符の者共方一人差出し荷役仕、寛永十三子年榊原飛驒守・馬場三郎左衛門支配之節、彌邪宗門改稠敷成、其節始て檢使出し荷役改と

云事有之。

南蠻人町宿御停止出島に被押籠置事

附南蠻船渡海御制禁之事

一　寛永十三子年、南蠻人町屋に宿を仕、徘行する事御停止の由にて、出島を築立稠敷圍はれ、出島にて商賣す。子年より丑寅三年令商賣、則寅年歸帆之節、爲上使太田備中守被差下、向後日本江渡海の儀堅御停止之旨被仰付也、其節奉行榊原飛驒守・馬場三郎左衛門支配。

寛永十三子年被　仰出御條目寫

一　異國江日本之船遣候儀、堅停止之事。

一　日本人異國江不可遣候、若忍候て乘渡者於有之は、其身は死罪、其船並船主共に留置、可言上事。

一　異國に渡住宅仕日本人來候はゞ、死罪可ㇾ被ㇾ申付事。

一　切支丹宗旨有ㇾ之所は、從二兩人一可ㇾ被ㇾ遂二穿鑿一事。

一　切支丹訴人褒美之事。

伴天連の訴人には、其品により或は銀三百枚、あるひは二百枚たるべし、其外は此已前のごとく相計可ㇾ被二申付一事。

一　異國船申分有之て、江戸に言上候間番船の事、如二此已前一大村へ可二申越一事。

一　伴天連法弘候南蠻人、其外惡名之者有之時は、如二前々一大村之牢に可二入置一事。

一　伴天連之儀船中の改迄入念可二申付一事。

一　南蠻人子孫日本に不ㇾ殘置樣堅可二申付一事、若令二違背一殘置族於ㇾ有ㇾ之者、其者は死罪、一類の者科の輕重により可ㇾ被二申付一事。

一　南蠻人長崎にて持候子、並右の子供の內養子に仕族の父母等、悉雖ㇾ爲二死罪一、身命たすけ南蠻人へ被ㇾ遣候間、自然彼者共の內重て日本へ來か、又は書通之道有ㇾ之に於て

は、本人は勿論死罪、親類已下は随科の輕重可₂申付₁事。

一 諸色一所に買取儀停止之事。

一 武士之面々於₂長崎₁、異國船之荷物唐人まのへより直に買取儀、停止之事。

一 異國船荷物の書立、江戸へ注進賣買可₂申付₁事。

一 異國船に積來候白糸直段を立候て、不殘五ケ所其外書付之所割付可₂遣之事。

一 糸之外諸色の儀、糸の直段極候ての上、相對次第商賣可₂仕、但唐船は小船之事候間、見計可₂申付₁事。

附荷物之代銀直段立候ての上、可₂爲₂二十日切₁事。

一 異國船戻り候九月二十日切、若遲來る船は着候て五十日切、但唐船は見計かりよふたより少跡に出船可₂申付₁事。

一 異國船賣殘之荷物預置儀も、又預り候儀も停止之事。

一 五ケ所總代之者、長崎參着の儀可₂爲₂七月五日切₁、夫よりおそく參り候者には、割付を

はづし可ㇾ申事。

一　平戸江著候船も、長崎にて直段立候はゞ已前に、商賣停止之事。

以　上

寛永十三年五月十九日

加賀守
豐後守
伊豆守
讃岐守
大炊頭

榊原飛驒守殿へ
馬場三郎左衛門殿へ

阿蘭陀人從平戸長崎江引越　上使之事

附エケレス阿蘭陀種子咬𠺕吧江御追放之事

一　慶長比より寛永迄四十二三年の間、阿蘭陀人肥前の内平戸へ渡海して、商賣に高利を

取町屖徘徊して、心儘に家居を造り令二自由一處。寛永十五寅年松平伊豆守島原歸陣の節、平戸へ被二立寄一、阿蘭陀居所見分之處に、不相應に要害らしく有レ之によつて、悉破却被二申付一歸國有。翌十六卯年爲二上使一井上筑後守、邪宗門を改に長崎に被レ赴、エケレス。阿蘭陀、種子。平戸へ被二相渡一、其身も平戸へ被レ越、彼地に有レ之阿蘭陀種子共、不レ殘エケレスの子一所に咬𠺕吧（じやがたら）に被レ流、其後阿蘭陀人平戸へ渡海の儀、寛永十八巳年御停止と成、此年より出島に被二押込一也。奉行馬場三郎左衛門、柘植平右衛門。

野母遠見番並長崎烽火山初番人之事

附小瀬戸御番所之事

一 寛永十五寅年奉行榊原飛騨守。馬場三郎左衛門支配之節、松平伊豆守二月に島原歸陣節長崎に立寄、湊の要害巡見有レ之、若異國之惡船入津の刻、湊の外より見繕令二往進一、又は不慮之節烽火をたて、江戸迄段々火を爲し、可レ相知場所を可レ遂二見分一。野母崎より海中差間

なく見渡すゆへ、此處へ遠見番を立置、疑鋪船見へ候節、早速長崎奉行所へ飛船を以可ㇾ有ㇾ注進由、其節野母樺島は寺澤志摩守預り地にて、百姓共に申付、不斷四人宛被ㇾ附置ㇾ。扨又長崎領にて高山を放火山に被ㇾ極、是にも番所を被ㇾ建、長崎領三ヶ村より百姓共二人宛番所に詰る。寛永十五寅年より萬治元年戌年迄、二十一年の間百姓共兩所の番を仕。然處百姓困窮、其上大切之御番所故、御代官末次平藏迄訴ㇾ之、平藏方より右之段言上仕、百姓は御赦免。萬治二亥年より遠見番之者十人、御扶持方一人前二人扶持に七石、水主十人四人扶持宛拜領被ㇾ仰付ㇾ。此者共平藏附にて有ㇾ之處、延寶四辰年平藏流罪之後奉行附と成。

一　元祿二巳年、野母遠見番計にては、異國船注進延引、殊出船之節湊口之見合も無ㇾ覺束由にて、小瀨戸に遠見番所を建、番人不ㇾ足付て、奉行川口源左衛門、宮城主殿支配之節、番者十人水主十人被ㇾ相加ㇾ、御扶持方右之通。

西泊戸町御番所始之事

一　寛永十八辛巳年、奉行馬場三郎左衛門。柘植平右衛門支配之節、西泊戸町両所要害之番松平右衛門佐に被二　仰付一、両所に木屋を建被二相務一。翌午年鍋島信濃守にも被二　仰付一、両所より格年可二相務一旨蒙二　上意一、毎年四月代に成。木屋の儀初年急成事故、番所手輕、因茲正保五年両人方より番所堅固に普請有レ之。

長崎御領分

一　西泊御番所惣外輪廻　二百二十一間四尺四寸

　　但坪数　凡三千八百七十坪

大村領

一　戸町御番所惣外輪廻　百九十間

　　但坪数　凡二千八百四十坪

一　西泊御番所　　　軒数十九

二軒　番頭鐵炮大頭　　三軒　石火矢玉薬蔵

三軒　足輕頭　　五軒　足輕

一軒　表裏之木戸番　　一軒　遠見番

二軒　水主　　一軒　石火矢臺並小屋道具入

一　戸町御番所　　軒數十九

二軒　番頭鐵炮大頭　　三軒　石火矢玉藥藏

四軒　足輕頭　　二軒　役人

四軒　足輕　　二軒　表裏木戸番

一軒　石火矢臺並小屋道具入　　一軒　水主

一　西泊有之石火矢數　　貳十貳挺

但玉重サ一貫八百目集中を頭して二百目迄

一　戸町有之石火矢數　　十七挺

但玉重サ一貫七百目集中を頭して三百目迄

一　松平肥前守西泊戸町在番之時人數都合千人程

番頭　　　鐵炮大頭　一人

中老　一人　馬廻り頭　一人

大組　一人　鐵炮頭　一人

百日代勤　但人數大身小身により増減有

　　　早　船　十五艘

船數三十一艘　荷　船　十二艘

　　　ひらた　二　艘

鍋島丹後守西泊戸町在番之時人數之儀、諫早・深堀兩所共に丹後守領知たるにより、何時によらず人數集安し、殊に船は深堀に有り、依之人數船數筑前よりは不足。

石火矢臺場所數

長崎領 一番 大たふ	大村領 二番 めかみ崎	長崎領 三番 高砂
大村領 四番 白崎	肥前領 五番 高鉾	肥前領 六番 長刀岩
肥前領 七番 うけの尾		

右七ヶ所石火矢臺、明暦元年乙未年松浦肥前守築レ之

肥後並島原より長崎に詰船初之事

一 寛永十六卯年、奉行馬場三郎左衛門。大河内善兵衛支配之節、長崎爲二御用船一細川越中守・高力攝津守・山崎甲斐守より、長崎に早船つかはし可二詰置一由被二仰付一。依之各早速番船を取出、一年の内半年を細川越中守相詰、又半年は高力攝津守・山崎甲斐守兩人にて、一艘宛差出被二相勤一之處。同十八巳年甲斐守領知天草被レ替付て、此年より一ヶ年の内八ヶ月越中守より詰船被レ出レ之、四ヶ月攝津守可レ被二指出一由重て被二仰付一。夫より主殿頭に至

るも任二此例一年々如レ左勤來る。

一　細川越中守詰船數　早船四十丁立　一艘
　　　　　　　　　　　同　二十丁立　一艘

一　松平主殿頭詰船　早船四十丁立　一艘

九州にて關所相極往來手形始之事

一　寛永十二亥年、榊原飛騨守。仙石大和守支配之節、長崎古川町に金鍔次兵衛といふ者有、切死丹張本伴天連にて、常に金鍔を指故、人みな金鍔次兵衛と云ふ。彼者邪法をすゝめ、吉利支丹の妙術を得たるものゝよし、訴人有レ之故、早速可レ捕之處令二缺落一。因茲長崎中は不レ及レ申近鄕を相尋處、今迄此所にありといへ共不レ見、晝夜町々在々山々迄相尋、近國へ此旨被二相觸一により所々に關所を構、往來之者一人宛相改、亥年より丑年まで三年無二間斷一、助右衛門と云者訴人に出片淵村にて捕レ之。此時より九州の關所止事なく、於レ于レ今有レ之。他國へ往來の儀、其所の支配人より手形差出、長崎奉行年寄常行司方より出レ之。

長崎奉行始並與力同心之事

一　天正十六年に長崎　公料に成、同十九年迄は鍋島飛驒守に御預、文祿元年始て爲奉行寺澤志摩守被　仰付。寛永九申年竹中釆女正支配迄、三十一年の間奉行一人宛にて相勤。同十酉年曾我又左衛門・今村傳四郎兩人に被　仰付　寛永十五年迄は南蠻船六月に令着岸故、奉行も其比下着有て十月に出船いたさせ、早速參府留守の儀、内町は町年寄外町は末次平藏に預け置。寛永十四丑年島原一揆に付て、榊原飛驒守・馬場三郎左衛門出陣有、翌寅年歸陣之節、初て與力五人同心二十人被指添、寛文五巳年稻生七郎右衛門支配之節與力十人同心卅人と成、貞享四卯年奉行川口源左衛門・大澤左兵衛・宮城主殿三人に被　仰付、此年與力同心差除御役米を以て給人十人下役三十人扶持之。

長崎奉行之次第

寺澤志摩守　長崎預り文祿元年より慶長七年迄十一年勤

小笠原一庵　慶長八卯年より同十巳年迄三年之勤

此間に長谷川羽右衛門と云奉行有レ之由にいも、長崎不申傳故、年數知れがたし、不レ書ニ載之。

長谷川左兵衛　慶長十一午年より同十九寅年迄九年勤

長谷川權六　元和元卯年より寛永二丑年迄十一年勤

水野河內守　寛永三寅年より同五辰年迄三年勤

竹中采女正　寛永六巳年より同九申年迄四年勤

曾我又左衛門　寛永十酉年より兩人にて一ヶ年勤

今村傳四郎

榊原飛驒守　寛永十一戌年より兩人にて勤、外記は一ヶ年の勤

神尾外記

榊原飛驒守　大和守寛永十二亥年より飛驒守兩人にて勤、大和守一ヶ年勤

仙石大和守

榊原飛騨守　三郎左衛門寛永十三子年より飛騨守兩人にて勤、

馬場三郎左衛門　飛騨守五年之勤

馬場三郎左衛門　善兵衛寛永十六卯年より三郎左衛門兩人にて勤、

大河内善兵衛　善兵衛一ケ年勤、

馬場三郎左衛門　平左衛門寛永十七辰年より三郎左衛門兩人之勤、平右

柘植平右衛門　衛門辰年より午年まで三年勤

馬場三郎左衛門　權八郎寛永二十未年より三郎左衛門兩人にて勤、權八郎未

山崎權八郎　年より慶安三寅年迄八年勤、長崎にて死去

馬場三郎左衛門　與兵衛慶安四卯年より三郎左衛門兩人にて勤、三郎左衛門

黒川與兵衛　寛永十三子年より卯年迄十六年之勤

黒川與兵衛　喜右衛門承應元辰年より與兵衛兩人にて勤、辰年より萬治二亥年迄八年勤

甲斐庄喜右衛門

黒川與兵衛　彥右衛門萬治三子年より與兵衛兩人にて勤、翌丑年迄二年勤

妻木彥右衛門

黒川與兵衛　久太郎寛文二寅年より兩人にて勤、與兵衛慶安四年より寛文四辰年迄十四年勤

島田久太郎

島田久太郎　七郎右衛門寛文五巳年より久太郎兩人にて勤、久太郎寛文二寅年より巳年迄四年勤、七郎右衛門翌午二月長崎にて死去、三十郎寛文六午年筑後久留米の御目付、然處午二月稲生七郎右衛門死去に付て、早速長崎へ天草の領主戸田伊賀守被レ越、其後從二江戸一御差圖にて同年四月に三十郎被レ遣、伊賀守歸國、四月より六月迄三ケ月三十郎仕置、六月松平甚三郎下着に付三十郎歸宿、伊賀守宿高木作右衛門宅被レ借

稲生七郎右衛門

下曾根三十郎

松平甚三郎　甚三郎寛文六午年六月長崎下着、三十郎代勤、同年九月河野權右衛門下着、甚三郎午年より亥年九月迄六年勤。

河野權右衛門

河野權右衛門　權右衛門寛文六午年より同十一亥
年十月迄六年勤、忠左衛門寛文十

牛込忠左衛門　一亥年十月下着

牛込忠左衛門　孫九郎寛文十二子年八月下
着、延寶七未年九月迄、八

岡野孫九郎　ヶ年勤

牛込忠左衛門　忠左衛門寛文十一亥年より延寶八年
申九月迄十年勤、源左衛門延寶八申

川口源左衛門　閏八月下着

川口源左衛門　監物延寶九酉年九月
に下着、貞享三寅年

山城監物　迄六年勤

川口源左衛門　左兵衛貞享四卯正月下着、同五月長
崎にて死去、依之山岡十兵衛代とし
て同年八月下着

、澤左兵衛

元祿三午十二月任官

川口攝津守

山岡十兵衛

宮城主殿

主殿貞享四卯年十二月下着有、三人にて兩人長崎に詰、一人代りに參府有、攝津守延寶八年閏八月下着元祿六酉年十月迄十四年勤、攝津守元祿三午十二月任官、此時より長崎奉行諸事被　仰付い

元祿四未年任官

山岡對馬守

同五申年任官

宮城越前守

近藤備中守

川口攝津守代備中守元祿七戌年十月下着、對馬守貞享四年卯八月下着有、元祿七戌年十一月迄八年の勤

宮城越前守

近藤備中守

丹羽遠江守

山岡對馬守代り丹羽遠江守元祿八年亥十月下着、越前守貞享四卯年十二月より元祿八年亥十一月迄九年勤

近藤備中守　宮城越前守代下總守
　　　　　　元祿九子年十月下着
丹羽遠江守
諏訪下總守

長政奉行屋鋪之事

一　奉行屋鋪、文祿の比より、寛永十年迄四十年餘本博多町有、其節迄は奉行一人にて相務い故、屋鋪も一つ有。然處寛永十西年昔我又左衛門。今村傳四郎兩人に成故、一所に兩屋鋪出來。此年今村傳四郎屋鋪より出火、大村町。外浦町今の西屋鋪邊迄燒失、其節西屋鋪は江戸大阪割符宿老會所にて有之、本博田（マヽ）町奉行屋鋪町内といひ、境地狹故宿老會所と引替、今の西屋鋪に兩屋鋪作事有。此屋鋪ばかりにては狹故、西濱町に下屋鋪有て、與力同心は濱町屋鋪に住居す。寛文三卯年迄二十九年之間有之處、卯三月長崎回祿に付、西屋鋪

東の方に高木作右衛門居宅有之候を、濱町下屋鋪と引替、作右衛門古屋鋪に奉行屋鋪壹出来、是を東屋鋪と名付、西東両屋鋪延寳元丑年迄十一年之間有レ之處、丑年牛込忠左衛門支配之砌、両屋鋪隣家に有之ては用心無心元由にて東屋鋪を隳(こぼ)、今の立山に作事有之。

立山屋敷　　坪數三千二百七十八坪半

西　屋　鋪　　坪數千六百六十一坪

長崎根元記　二終　（尾題新補）

長崎根元記　三、四（內題新補）

阿蘭陀人エケレス人一艘乘組始而日本に來朝之事

附御朱印頂戴之事

一　慶長五庚子年、泉州堺之浦不見馴大船一艘着岸す、遂吟味之處、爲商賣初て咬𠺕吧（ジャガタラ）より、阿蘭陀人。エケレス人相渡申に付、早速江戸へ致注進、江府へ可致廻船由被仰付、依之出帆す。海中過半乘出し遭難風、相州浦川に打寄、破船に付乘組人數陸より江戸へ被召之、御詮議の上、彼者共申上いには、日本渡海之儀蒙御赦免度爲訴訟、初て來朝仕い。於御赦免は年々致渡海商賣仕度由奉願、乘船無之故八九年も逗留す。其內御扶持方等拜領被仰付、阿蘭陀の頭人ヤンヨウス、エケレスの頭人アンジと申者、逗留之內折節　御城へ召之、異國の儀御尋に付段々申上。就夫ヤンヨウス儀は首尾能相務、右兩人之者共へ屋敷等

拜領被仰付、致作事令住居、於江戸ヤンヨウス居候所をやよそがし、アンジ居候所を

あんじ町と申候。

一　阿蘭陀人。エケレス人乗船無之に付、八九年の間江戸に令滯留處に、慶長十三申年阿蘭陀船一艘、肥前の内平戸へ着船す。彼者共申候は、先年阿蘭陀始て日本ゟ趣候船、於于今歸國不仕候故無心許存、行衛を爲尋候此地ゟ罷越候と申出。平戸領主松浦壹岐守方より江戸へ注進有之、早速阿蘭陀人の頭人江戸へ可差越由にて、檢使を添差越、於江府御詮議の上、逗留の阿蘭陀。エケレス御返し被成。然共ヤンヨウスは江戸在留仕度由願により被召置候。以後日本に相渡商賣の儀も、此時蒙御赦免、則御朱印頂戴被仰付也。

東照宮御朱印之寫

おらんだ船日本ゟ渡海之時

何之浦に雖爲着岸不可

相違候向後守此旨無

長崎根元記　三、四

長崎根元記　三、四

異儀可致往來聊疎意
有間敷也仍如件
慶長十四年七月廿五日

御朱印有

ちやくすくりんへいけ

秀忠公　御朱印之寫

阿蘭陀商船到木邦渡海之節
縱遭風浪之難雖令着岸
日本國裡孰地敢以不可

有相違也

元和三年八月十六日

はんれいかほろわか

御奉書之寫　但折紙にて

尙以京堺商人も其地へ可被下候間相對次第に商賣いたし候樣尤に候

已上

急度申入候仍阿蘭陀船於平戸前のことくかひたん次第に商賣いたし候樣に可被成候不及申候

長崎縣元記　二、四

得共伴天連之法ひろめざる

様にかたく可被仰付候恐惶謹言

八月廿三日

土井大炊頭

安藤對馬守

板倉伊賀守

本多上野介

松浦肥前守殿

人々御中

右同前にエケレスにも御朱印致二頂戴一、十ヶ年程平戸へ渡海して、其後絶ル、仍御朱印

之儀不分明。

一ヤンヨウス儀、江戸へ數年逗留仕、本國へ渡り可申由にて、長崎より唐船造の船にて歸國、其後亦日本に罷渡とて、高砂にて令破船漂死と申傳。

阿蘭陀人平戸にて商賣之事

一阿蘭陀人、慶長十三申年より平戸に渡海して、寛永十八巳年迄三十三四年之間、平戸にて相對商賣心次第にいたし。逗留之儀も己が心任せにして、妻等を持、町屋に自由徘徊し、家居などは不相應に要害らしく見ゆる。然ところ寛永十五寅年島原歸陣の砌、松平伊豆守平戸順(マヽ)見の節、阿蘭陀居所見分被致、不相應成所を取崩させらるゝ。翌十六卯年井上筑後守從長崎平戸に被越、阿蘭陀人並エケレスの種子被遂詮議、一人不殘咬𠺕吧(じゃがたら)へ追放いたさる。寛永十八巳年、阿蘭陀人平戸着船御停止と成、長崎出島に被押籠、其節のカピタン

マクスルメリヤアンマイラ

平戸より長崎に附來通詞五人

高砂長吉郎　肝付白左衛門　石橋庄助　秀島藤左衛門　名村八左衛門

一　平戸より毎年江戸へ年頭の御祝儀に、カピタン致参上色々献上仕、並御役人方へ進物持參、則從壹岐守方爲檢使、馬廻侍一人、歩行之者一人、通詞一人差添也

阿蘭陀人御忠節申上る事

一　元和之比オランダ洋中にて、唐船造の船に行逢、此船に堺の常陣と云者日本より呂宋に商賣として相渡、歸朝の船に押寄、船中を見れば、伴天連二人隱置。依之オランダ無覺束思ひ、彼船を平戸に引來て、松浦壹岐守へ訴る、壹州より長崎奉行長谷權六へ申越に付、權六平戸へ相渡、伴天連並船中の者拷問す。曾て白状せざる處に、船中に南蠻國よりの書簡數通隱置、此狀平戸へ居ル南蠻通詞森助右衛門と云者、南蠻文字心得有之によつて、讀

之處、南蠻の伴天連共方より、日本に隱居候切支丹宗門之者中に遣す書狀なり。文は切支丹宗門に傾く者、過半於有之は可注進、日本に勢を可趣などゝ有之。彼伴天連並常陣於于長崎火焙、其外水主夫々に死罪に被行。阿蘭陀御忠節申上候由御褒美之蒙上意と申傳。

阿蘭陀船南部に漂着之事

一　寛永二十未年阿蘭陀船一艘、奧州南部に令漂着、水にかくる故小船に十三人乘組、陸に水取に揚る、其所の者共捕之、早速江戸へ注進申上る。阿蘭陀江戸へ召之といへ共、彼者共之詞不通により、松浦壹岐守方へ被仰付、平戶より通詞志築孫兵衞と申者を差遣、孫兵衞此者共に對談するに、阿蘭陀人に無紛、則十三人の者共に孫兵衞被附南部に被遣、本船に乘せ歸帆被仰付。孫兵衞口分明に通事たる故、爲御褒美則三百俵に拾人扶持拜領被仰付。於江戸數年相務候得共、孫兵衞長崎にて、阿蘭陀通詞一所に被召仕候樣

に奉願により、御扶持方等被召放、長崎之通詞並に被　仰付長崎へ引越也。

此時所々へ御奉書廻候寫

當年異國船、奥州之浦に就乘廻候、於南部浦被相尋候處、阿蘭陀遭風漂之難、漂海上之由依申立、則召寄雖遂穿鑿彌申分無紛より、因茲長崎カピタンを呼寄詮議候之處、彼船邪雅塔剌ジヤガタラと申所より出立、伴天連並切支丹宗門之族不乘來之段、樣申付面被聞召候　已來自然遭難風日本之内何之所に相着候共、無氣遣揚陸地、其所之守護人へ申斷、船中の人數をも改させ可申之由、念を入返遣候。然ば向後若御領内浦へ阿蘭陀於着岸は改之、其船に番之者付置、樣子具に可注進旨　上意候。不及申候得共阿蘭陀儀は、御代々日本令渡海商賣仕事候間、守右之趣其旨申候はゞ、搦捕又は打擲等不致樣可被入念候已上。

未十二月

阿部豐後守

松平伊豆守

エケレス人平戸へ渡海之事

一　慶長五庚子年、阿蘭陀一所にエケレス、アンジと云者相渡、阿蘭陀ヤンヨウス同前に、慶長十四年日本渡海御赦免之御朱印被成下候。依之慶長十七子年より平戸へ十年餘渡海して、雖致商賣次第に利潤無之故、以來渡海仕間鋪候由訴之、元和七年より渡海止む。

長崎にエケレス船一艘來朝之事

一　寛文十三庚丑年五月廿五日、野母深堀遠見番所より、阿蘭陀一艘見へ候由、奉行闘野孫九郎方へ注進す。因茲阿蘭陀人に檢使通詞差添旗合に遣す處、阿蘭陀船にて無之エケレス船也。エケレス之儀渡海相止候處、何として乗渡候哉と詮議有之候得者、先年爲商賣平戸へ數年相渡、其後四十年之間中絶仕候。以來、日本渡海蒙御赦免度爲訴訟、エケレス國を類船三艘にて、去亥年本國を出船仕候て、バンタンと申所へ相渡、一艘は東京に遣し

二艘類船にて、去年六月高砂へ參、順風無御座滯留仕、今一艘の荷物も此船に積、類船はバンタンに遣し候、是も跡より入津可仕と存候由申上候。宗旨之儀遂吟味之處、南蠻人一派の者にて無御座候。然共近年南蠻國ホルトガルの頭は、娘をエケレス頭方へ嫁候故、國中の者南蠻の交も仕候、併切支丹には格別にて、阿蘭陀同前にて御座候と申出。右之趣早速江戸へ注進有之、近國にも段々相知用心有之、然處エケレス人訴訟不相叶、同七月廿六日被追歸。

エゲレス歸帆に、船中粮米無之に付、荷物拂せ、代金二百六十兩三歩銀九匁内百七十二兩三歩、船中食物諸色にて渡、殘る八十八兩金子にて持歸る、

エケレス船

長サ　十九間

横　三間四尺五寸

深サ　三間

艫にて高サ四間

鐵炮　八十三挺
劍　三百卅九腰
鑓　二十六本
玉藥武道具
石火矢藥三十五桶
同玉　六百八十四
小玉　五桶

右之分在津之内取揚、此外石火矢數十挺船に有之。

エケレス・カビタン名　セイモンデルホウ

頭共に　惣人數八十六人

一　エケレス此度　御朱印可持渡事候得共、數十年中絶故に、日本渡海御赦免狀之由にて差出候物、令披見處に御朱印にては無之、從平戸持歸候日本文字之物にて候。此時に至て御朱印のあや分明ならず。

出島築立開基之事

附同所家賃銀之事

一 寛永十三子年奉行榊原飛騨守馬場三郎左衛門支配之節、南蠻人町屋徘徊停止被仰付、湊之内に島を築立可押込由にて、俄に築島を申付。其節手前宜敷町人共二十五人より、差圖之通築之家藏を建、南蠻人宿彼者共被申付。左候て島の總塀並表裏の門、從公儀之御作事子丑寅のとし迄三年南蠻人被召置、町人は南蠻人と相對以宿賃を取、此地にて商賣仕處。寛永十五寅年爲上使太田備中守被差下、南蠻人日本渡海堅御停止に成、卯辰兩年出島明地に成、同十八辛巳年奉行馬場三郎左衛門。柘植平右衛門支配之節、阿蘭陀人平戸より御移被成候。

一 阿蘭陀人方より出島宿賃差出候儀、寛永十八巳年阿蘭陀人平戸より引越候節、出島町人と宿賃の儀究候へば、先年南蠻人渡海の時、宿賃三年の平均候へば、一ヶ年に八十貫目餘

取之間、此通可差出と申懸る、阿蘭陀方より五十貫目可出と願に付、奉行馬場三郎左衛門柘植平右衛門雙方に被申付候。已来阿蘭陀船多少の入津によらす、一ヶ年に五十五貫目宛宿賃可出之由被相極、毎年右之通差出し、町人家々の表口間數に割配分之。

出島間數並家數之事　附同所地子銀之事

竪　百十八間二尺七寸

横　三十五間三尺八寸

坪數　三千九百二十四坪一歩

軒數　四十四　出島乙名並町人廿四人

軒數　十九　出島ヶ所外之家藏番所門小屋

軒數　二　脇荷藏

合　六十五軒

一　出島地子銀　一貫六百七十三匁一分二厘二毛四弗

一　出島惣廻塀間數　二百八十六間二尺九寸

南　百十八間二尺七寸　北　九十六間四尺九寸

東　三十五間四尺五寸　西　三十五間三尺八寸

内十一間　公儀門塀

西方荷役場塀内外　竪十五間　横六間

出島作事之事

一　總塀門橋及大破候故、延寶六午年奉行牛込忠左衛門・岡野孫九郎支配之節、出島乙名方より窺に付、門作事、橋は前廉板橋にて有之、折々修覆出來に付石橋に成、總塀同前懸替る。

一　右同年同時に出島御用物藏無之に付、藏一軒建、出島乙名預り、並火消道具置所、是又同前に出來。

右之分市法の浮銀を以て作事有。

一 貞享二丑年惣坪大破に及ゆ付、奉行宮城監物。川口源左衛門支配之節浮銀を以作事有。

一 荷役場に検使置所、阿蘭陀方より作事仕来、然共阿蘭陀改検使場を、彼者方より作事の儀、不相應成儀により、元祿七戌年出島町人中より願を申、奉行山岡對馬守。宮城越前守赦免して町人より作事す。

一 脇荷物置所無之、脇阿蘭陀部屋々々に入置、數年亂ヶ間敷、折節は無作法有之に付。元祿九子年奉行宮城越前守。近藤備中守。丹羽遠江守支配之節、脇荷藏三間に八間の二軒建之、支配所迄出來す、次辻番所狭く役人居所無之に付、是又同前に作事有。

一 元祿十丑年札場に検使居所無之に付、札場南の方に検使場一軒造事。次に御用藏之修復同前有之、奉行丹羽遠江守。諏訪下總守支配。

右の銀高木彦右衛門方に有之浮銀を以建之。

出島門番初之事

一　出島門番寛永十三子年、出島南蠻人宿仕候付、門番所に常番之者二人不斷附置、在津之節町使二人差添、南蠻人町へ出し不申、吟味迄にて有之、出船に不殘被歸候故、在留之南蠻人一人も居不申候。右之通子丑寅三年之間出島にて商賣、同寅年渡海御停止、卯辰両年出島明地故番人無之候。然處寛永十八巳年阿蘭陀人平戸より引越候節より、南蠻人の例にまかせ、右同前に二十五六年の間、番之者通候。寛文六午年奉行川野權右衛門初て支配の節、阿蘭陀人の番大切の事に候、門番所只今の通にては無心元、常番の者差除町使二人、其外に町年寄・常行司・家來一人相加へ、出島出入の者帳面に記、翌朝奉行所にて帳面を改、右年年より戌年まで五年右之者相務。翌亥年奉行牛込忠左衛門支配に成、船番の者十七人出來候時に、町使を除、船番の者二人と町年寄・常行司・家來に成。元祿元辰年奉行川口攝津守・山岡對馬守・宮城越前守支配之節、唐人番二十人出來、此内より二人出島番に差加り相務。

一　出島門に町番有之候、長崎内外町より、阿蘭陀船在津の内、一町切に一日一夜の番を勤め候。其外江戸・京・大阪・堺四ヶ所より、割符糸爲番四人相詰候。

一　同所出入の者懐中改の爲、下番四人有之、出島より下役或商人日用已下迄一人宛改之通す也。

阿蘭陀船番船之事

一　古來より阿蘭陀懸り船に同心一人、徒之者一人、爲加番町使一人差出之處。寛文十二子年奉行牛込忠左衛門支配之節徒を除、船番之者十七人抱、此者を指出し船番と名付。貞享四卯年奉行川口源左衛門・大澤左兵衛・宮城主殿支配之節、同心を止、下役に成。

阿蘭陀商賣之事

一　阿蘭陀平戸より出島に引越、日本渡海の儀、船數一年に十艘餘り、或七八艘五六艘

宛、惣銀高一萬貫目餘、又は八・九千貫目程宛の荷物を積渡、相對之致商賣ニ寬永十八巳年より寬文七未年迄、二十六・七年の間白銀にて致商賣、丁銀持渡ス。寬文六申年奉行松平甚三郎・川野權右衛門支配之節、山々の白銀次第に減少に付、金商賣に被仰付、此年より金子持渡已來心儘に致商賣之處に。寬文十二子年奉行牛込忠左衛門時に市法に被仕置に成、十三年相續の處に、貞享二丑年川口源左衛門・宮城監物支配之節、御定高五萬兩の商賣被　仰付、右三分一は糸割符、三分二は相對の商賣と成。

間金始之事

一　昔年は異國へ金子持渡儀御停止にて有之候、寬文四辰年黑川與兵衛・島田久太郎奉行の節、阿蘭陀人方より五百兩於御赦免は兩替仕、持渡度の願申出候、兩替之儀一兩に付六十八匁にて買取候はゞ可相渡之由申聞候。成程相調可申由請合、初て五百兩持渡。又翌巳年五百兩、午年三萬兩、未年五萬七十五兩、何も六十八匁にて調渡る、其時分小判一兩五十

八・九匁替之相場に有之、利潤一両に十匁程有之を間金と名付、長崎中の助成に出る。同申年唐人・阿蘭陀共に金子商賣に被仰付、阿蘭陀は相場の金子を大分に持渡、異國にて高利を取ると云。寛文十二子年奉行牛込忠左衛門市法之商賣に相極候節、阿蘭陀人に申聞候は、先年黒川與兵衛・島田久太郎奉行の節、小判両替仕度願を申出、両替一両に付六十八匁相究、段々に相調候、是に准じ當年より六十八匁にて、商賣可仕候、左候はゞ阿蘭陀の儀、金子商賣に可相極候、若不勝手候はゞ無用の由申渡、阿蘭陀人無異儀請合。就夫市法十二年の間金毎年大阪へ上納、市法破候後長崎の助成に出る、市法之内間金凡高左に記、

　間金凡十萬七百二十両餘

右は寛文十二子年より貞享元子年迄十三年の間、年々出島より高木作右衛門・高木彦右衛門方へ納之、大阪へ上納の由。

出島口錢銀懸り物之事

一　口錢銀の儀、反物一反に付五分、糸一斤に五分、荒物藥物代銀百目に付五匁、羅紗猩々(マヽ)皮一間に付て五分宛古來より取來る、凡口錢高百二十貫目餘有之候。此口錢長崎內町・外町・船手並出島乙名。阿蘭陀通詞。諸役人之役料にいづる。

一　懸り物、銀反物代銀一貫目に付百五十匁、荒物代銀一貫目に付二百匁取之、一ヶ年凡四百二・三十貫目餘有之を、高木作右衛門年番と町年寄立合、內談にて割付、出島役人並阿蘭陀內通詞其外長崎諸役人料に成、相殘處長崎中助成に成、是は先年相對商賣の節、商人より禮銀取候例を以取來、花銀と名付。

出島乙名並通詞目付之事

一　出島開基の時分より、乙名役之者五十五六年之間、一人役にて段々相務候得共、次第に事繁罷成付、元祿九子年奉行近藤備中守・丹羽遠江守支配之節、吉川儀部右衛門相役願に付、赦免して一人相加る笹山甚五右衛門。

一　阿蘭陀通詞、通用又は和物之吟味爲目付ニ元祿八亥年奉行宮城越前守。近藤備中守。丹羽遠江守時に、本木良意。西助次郎、通詞目付に申付る。

阿蘭陀内通詞初之事

一　昔年は内通詞とて極て無之、口を存ル者は阿蘭陀商賣の節、銘々働を以阿蘭陀人共に附添、賣物買物之口錢を取渡世を送ル。就夫於出島毎年附ル儀、先後を爭不作法に有之。因玆寛文十戊年川野權右衞門支配之節、阿蘭陀口存知たる者百六人方より訴訟を致に付、阿蘭陀内通詞と名付相極、其内より十二人撰出し小頭と定、出島乙名通詞差圖を以阿蘭陀人に附、右之内入替りの事も、通詞乙名伺之極る。寛文十二子年市法商賣に成、内通詞口錢難取に付て、奉行牛込忠左衞門に訴之、五ヶ所貨物利銀の内より、六十貫目宛拜領す。貞享二丑年市法破、右六十貫目の銀無之、内通詞渡世に離るゝにより、阿蘭陀賣物に花銀と云物を懸、内證にて取之、則花銀の内より六十貫目宛拜領す。

口錢銀並間金支配役之事

一　阿蘭陀口錢間金之儀、貞享二丑年奉行川口源左衛門支配之節、右支配役前年行司相務候、内外乙名口錢銀、間金、出島金場より時々に受取、封をいたし出島乙名方之御用藏に可入置之由申付、初て荒木平吉。伊藤屋善左衛門兩人に申付、貞享五辰年より支配人四人になる。

懸り物役之事

一　貞享二丑年奉行川口源左衛門時に、阿蘭陀賣物より懸り物として、荒物代銀一貫目に付二百目、端物代銀一貫目に付百五十目、買人方より取之、就夫爲支配役町地藏市に初て申付候、元祿三未年三人と成、又七戌年五人に成。

金場吟味役之事

一　出島金場之者三十六人有之處、元祿九子年踏荷藏出來に付、新規に七人加へ都合四十三人に成。此者共阿蘭陀賣物代金並口錢銀・間金・懸り物銀、金場に請込、元祿十丑年奉行丹羽遠江守・諏訪下總守支配之節、金場吟味役、若杉喜三太・横瀬吉郎左衛門に初て申付る。

糸割符初之事

一　慶長八卯年南蠻船に諸色の荷物數多積渡、就中白糸大分持渡、早速可令商賣之處に、其比迄は世上(マヽ)しつはくにして、糸類僅宛用候。不相應に持渡に付て、曾て白糸無買手二年遲滯す。其節奉行小笠原一庵方へ異國人共より、此度持渡候白糸買人共に相應の直段に是非拂度由願申、一庵方より右之旨江戸に窺之處に、爲詫意被仰下候は、異國人積渡所之白糸商賣不仕其儘積返し候はゞ、以來疑ご淺間敷候、諸國の商人共に相觸れ、夫々の分限に

應じ可買取ㇾの由被仰出ㇾ。依之京・堺或近國の商人、長崎に有合者共に分限に應じ割符被仰付買取ㇾ、異國人商賣いたし令歸帆ㇾ。翌甲辰年又白糸大分に持渡、然は前年糸買取商人共、いまだ商賣半に積渡故、上方其の外下直に成、就夫商人方より訴訟申上る、去年の糸いまだ相拂不申處、今年大分に渡、上方下直にて身代滅却仕ㇾ。御慈悲の上より此度積渡ㇾ糸、悉私共手前に相對を以買取ㇾ樣被仰付可被下旨奉願、則達上聞ㇾ右願之通御赦免被成下ㇾ故、仲間に買取割符可令之由被仰付。

慶長九辰年　割符割付之高

白糸	百丸	京
同	百廿丸	堺
同	百丸	長崎
同	六十丸	呉服所五人

此內

二十九　　後藤縫殿
八九　　茶屋四郎三郎
同　　茶屋長圓
同　　龜屋正兵衛
同　　三島屋祐德
同　　上柳彦兵衛

同年御奉書出候寫

黒船着岸之時定置年寄共
糸のねいたさゝる已前に諸商人
長崎へ不可入候いとのね相定候
上ハ萬望次第可致商賣者也
慶長九年五月三日　本多上野介判
板倉伊賀守判

長崎縣元記　三、四

一　寛永八未年、　秀忠公御代に、江戸。大阪に初て割符糸之儀御赦免被成下、割符五ヶ所に極る。

五十丸　江戸
三十丸　大阪

此年白糸僅に持渡故、黄糸。片寄糸。白砂糖。白繪緬。白りんす等割符に買取、翌申年より前々之通白糸一色になる

一　寛永十八巳年、　家光公御代に江戸。大阪より訴訟仕に付、此年加増被　仰付、江戸五十丸増、大阪二十丸増

百廿丸　堺
百丸　京
同　長崎
同　江戸

五十丸　大阪

六十丸　呉服所五人

二十六丸　諸國
十二丸　筑前博多
五丸　筑後
五丸　肥前
二丸半　對馬
一丸半　小倉

十丸　平戸

右者長崎奉行馬場三郎左衛門支配之節　上使井上筑後守寛永十八巳年七月五日に、爲二御意一被二仰渡一候趣は、平戸之儀年々阿蘭陀人令二着岸一、其商賣之儀計(マヽ)を以致二渡世一候之處、阿蘭陀人長崎へ引越候へば可レ致二難儀一、依レ之御憐之上拜領被二　仰付一候間、五ケ所仲間より十丸被二　仰付一候。

一　右同時に阿蘭陀方へ被二　仰渡一候は、白糸の儀先年之天川船糸之通、五ケ所割符中間に御買せ被レ成候由被二　仰付一候。

割符破之事

一　明暦元未年奉行甲斐庄喜右衛門支配之節、白糸割符破る。其子細は唐船春夏秋三度渡海、糸の直段は春相極夏秋持渡候、白糸も春の直段に准じ五ヶ所へ買取、年々得利潤候處。此年唐人ども申合せ、去秋より此春迄、糸僅に持渡候に付、割符之者共高直に直段を立、春之商賣仕廻候處、夏秋大分に白糸持渡り、總高十三萬千斤餘積渡、直段も例年の如く、春の直段にて可賣渡由唐人方より催促す。然ば以の外損失有之により割符取及難儀、旣に可買取手立無之故、年々約束之通には、買取申儀難罷成由、奉行所まで申出る。雙方右之通にて唐船出船日限及延引により、江府へ御伺を申、爲上意被仰出候は、年々得利潤私欲を構、被定置五十日の日限相延、唐船歸帆遲滯之條、不屆之段其科不輕、依之割符御破被成、大阪御藏より糸代銀五千五百貫目被差出候、爲奉行竹島七郎右衛門・中根仁左衛門・坪田藤右衛門被差添、未次平藏預之唐人方へ相渡、糸二千百二十二丸被召上、内千

三百六十一丸は大阪へ登、相殘糸は長崎町乙名組頭並地下諸國の商人、分限高に應じ本直段にて拜領被㆓　仰付㆒。御銀御出し被㆓召上㆒ゆへ、次第に高直になり、大分の利潤有㆑之、此利潤右之者共拜領す。本銀は大阪へ上納、此年より割符破れ、唐人阿蘭陀糸己が心次第に相對商賣せり。

二度割符御赦免之事

一　割符破三十年之餘中絶之處、貞享二丑年異國商賣銀高の員數御極有㆑之に付て、割符之儀古來に被㆑准、白糸之分京・堺・江戸・大阪・長崎に被㆓　仰付㆒候、然處長崎より阿蘭陀持渡の黃糸、長崎中へ割符可㆑被㆓　仰付㆒由願申上る、此段長崎に不㆓相叶㆒候て、五ヶ所に被㆓仰付㆒由にて、白糸黃糸下糸共に割符に成、阿蘭陀方は銀高三歩一糸割符ヘ被㆓　仰付㆒候。

　　奉行川口源左衛門支配之節此時御書出之寫

　　　長崎にて唐船おらんた商賣之儀

長崎根元記　三、四

先規之通糸割符に仕其外諸色は
相對商賣可申付候且亦御禁制
之品々向後堅買取不申樣可申付候
きりしたん宗門之儀可入念之由被
仰出之者也
子十二月廿五日

糸割符宿老之事

一　先規割符之時分は、長崎割符中間より大割符取候商人之内、何者にても同年寄差圖のもの、年頭之爲ニ御祝儀拜禮年々一人宛江府へ參上仕、献上いたし拜禮申上候。此例を以年頭の御禮可ニ相務ニ者之儀詮議有。折節市法之節、長崎浮銀を以糸被ニ召上ニ候、其砌糸役人三人有ニ之候。幸此役濟候故、糸宿老と名付、此者共隔年に江府へ致ニ參上ニに定、宇野九良兵衛

大塚三右衛門。

長崎根元記 三、四 終 （尾題新補）

長崎根元記 五 (内題新補)

大村邪宗門起之事

一 明暦三酉年長崎酒屋町に理左衛門と云貧家之者有、理左衛門所に大村より好身のもの夜中に與レ風来て密に申聞候は、大村領之内郡村・松原村近邊、切支丹宗門密々に申合、一揆して近日長崎に押寄、口々より火をかけ、財寶糧米等を押取致し、其後諸方へ可二走出一由企之。其方事好身の者なれば、其節之事無二心元一思ひ爲レ知候條、令二同意一町中に火をかけ働べし、以来宜申付と懇に爲二語聞一候處、理左衛門儀同心可レ仕と申合、馳走を致し、密に其間乙名方へ參右之趣を申達、乙名早速奉行黒川與兵衛に訴。不レ移二時刻一彼者を搦捕令二拷問一之處、一揆之企無二相違一に依て。則大村に町使之者追々指越、因幡守より邪宗門之一属急搦捕、段々長崎江相渡遂二詮議一、於二長崎一穴つり剃首百三十人餘、其の外者大村・平戸・島原・佐賀へ

遣、都合五百人餘令剃罰、右理左衛門御忠節申上ゆ爲御褒美銀十二貫拜領之。

豐後並肥後領邪宗門之者出來之事

一　萬治三子年豐後中川內膳正・松平將監領內、肥後細川越中守領鶴崎に邪宗門之者出來、於長崎奉行所十年餘被遂吟味、邪宗門之者數人段々被行死刑。人數不分明。

長崎回祿之事

一　寬文三癸卯三月八日筑後町樋口惣右衛門と云者致亂氣、近所之者令殺害、己が家に火をかけ令切腹。其火立山の方に燒揚り、折節大風にて火吹散し、町はづれ迄燒失、殘所は出島並惠美酒町（マヽ）・船津町・今町・金屋町、其外は悉令燒亡。此時長崎中へ十年之上納にて銀二千貫目拜領被仰付、奉行在番島田久太郎、惣て長崎町幅狹く不自由成によつて此節廣む。

御制禁を破朝鮮渡之者有之訴人之事

一　寛文七未年長崎濱町に江口伊右衛門と云者、朝鮮渡之同類たり。彼者下人訴けるは、主人伊右衛門其外徒黨を組、密々に武具馬具其外諸色等、朝鮮に積渡數年令商賣よし申出る。早速遂詮議處、張本筑前之町人伊藤小左衛門と云者、長崎五島町居住し、身代ゆたかにて無隱商人、又同國高木勘右衛門。濱町乙名濱見七左衛門、彼者共吟味の上令白状、對馬國田勘左衛門。龜岡平右衛門などゝて身代宜敷者共組合、數年朝鮮國に武具等を差渡、朝鮮之代物、人參其外之物を相調、商賣仕事無紛故、於長崎伊藤小左衛門。高木勘右衛門、濱見七左衛門磔、其外は刎首都合二十八人死罪被行之、奉行川野權右衛門支配之節也。

長崎御代官末次平藏流罪之事

一　延寶三辰年末次平藏、家頼陰山九太夫。彌富九郎右衛門、唐人通詞下田彌三右衛門密

談を以、泉州出之唐人卓順官・王熹官（マヽ）と云者と、異國渡之商賣を企、平藏銀子を取出、右之唐人共己か船に乘組、前年福州邊迄相渡處に、逢ニ難風一泉州廈門にて令ニ破損一。其比廈門は錦舍城下にて在レ之、既海賊共荷物可レ奪取一と致處、兩人之者申ケは、是は日本末次平藏出之船にてケ間可レ免由申、錦舍日本之儀大切に存破損之唐人共致ニ馳走一、併に船を拵流荷を取揚、商賣を致させ買物を仕日本に差遣す。然處に先達て廈門出しの唐船一艘令ニ入津一、右の樣子を風說に申出る。翌正月に卓順官王喜官（マヽ）入湊す、奉行牛込忠左衛門右二人の唐人、其外船中被レ遂ニ吟味一唐人白狀、又は書付等有レ之、松平主殿頭立合に被ニ仰付一、二月に長崎を罷出、忠左衛門と立合、彌被レ遂ニ穿鑿一之處に、平藏も越度有之に付、同十八日に平藏義松平右衛門佐藏屋鋪へ當分御預と成、悴北之助大村因幡守へ御預け、平藏母長福院・同娘、大久保出羽守藏屋鋪へ御預、家財悉闕所被ニ仰付一。辰三月に平藏・北之助隱岐國流人、松平出羽守方へ。渡長福院壹岐に流人、松浦肥前守渡。翌末次平右衛門追放。四月廿五日蔭山九太夫・下田彌三右衛門磔、彌留九郎右衛門並九太夫悴刎頸、卓順官・王喜官（マヽ）日本渡海御停止被ニ仰付一也。

日向に漂着のハタアニ人の事

一　延寶八申年六月日向伊藤出雲守領内に異國船一艘漂着す、乘組人數十八人長崎に差送、則十善寺藥園屋敷へ入置。此異國人の形長高く色薄黑く、髮は中剃にしてかむろの如く、手足長く物云聲ひうゐ、着類は肩に油單(マヽ)のやうなる切を懸、下帶は前にて結び後(うしろ)にたれ、不斷はだかにて居者と見ゆる。腰に脇差と見え、鞘は木にて身は庖丁の如く、鐵打の物をさす、食事の時には椰子油のからに入て手づかみに食。諸事の道具何にても無之、食物には雜穀芋などを食、米を珍しく思ふ樣子に見ゆる、常に犬を好て喰。此詞阿蘭陀人に不通、尤諸通詞にも不通、只ハタアニと云事計幾度もいふ。依之ハタアニと云所の者と申、十八人之内段々病氣、漸六人殘、彼者共阿蘭陀へ相渡、ハタアニへ便有レ之は可差送之由申渡す、阿蘭陀人咬𠺕吧(じゃがたら)に連越、奉行牛込忠左衛門支配の節。

阿蘭陀人洋中にて唐人船を奪取其過怠銀出す事

一　寛文元丑九月唐船一艘柔佛と申所より出ル處、阿蘭陀人洋中にて奪取、荷物悉己が船に取乗、水主二十人阿蘭陀小船に乗せ置ル處、逆風にて薩摩の甑に漂流し、則長崎に送来。奉行黒川與兵衛詮議の上、阿蘭陀海賊に無紛、因茲カピタンに申付ルは、兼て日本に趣く唐船取ル儀為二御停止一之處、致二海賊一之段不レ軽二其科一、急度此船之荷物代銀相辨ル様に申付、銀二百七十二貫六百目餘カピタン差出ルを右之唐人に遣す。

朝鮮に阿蘭陀人漂着之事

一　寛文六午年松平甚三郎在番之節、阿蘭陀人八人小船に乗組五島へ令二漂着一、早速長崎に指越被レ遂二詮議一之處、阿蘭陀人逢二難風一朝鮮の地にて令二破損一、漸く十五人相助り陸に揚ル處、朝鮮人共捕置之、然處に小舟を盗取乗五島に遁参ル由申、殘七人朝鮮にいまだ居可レ申

間、返候様に願により對馬へ申遣。寛文八申年七人共に送來、此時之奉行川野權右衛門支配。

勢州の者風被放天川え漂着南蠻人送來事

一　貞享二丑六月二日に南蠻船一艘令入湊、諸人等不思議に存致騒動、然に此舟に日本人乗せ來。彼日本人共野母の番所を招候故、番船押寄候處、十二人の日本人共申候は、我々義伊勢渡會郡神社村の者にて御座候。去年十一月風に被吹放天川へ致漂着候。然處南蠻人共日本を大切に存召連渡ると申。同日に湊へ乗入させ、先舟の玉藥武具を取上げ、奉行川口源左衛門段々吟味有之處。勢州之者漂流に無紛、南蠻人方より唐文字にて書簡有之故唐通詞共和る。天川沖の島へ日本人漂着仕助け候様にと申付、相助送遣候、船は天川にて解、荷物にたばこ十俵有之を賣候て、銀にて遣よしに候書簡、南蠻の年號千六百八十五年と有之由。右日本人送來處無僞に依て、八月朔日船中の飯米薪等爲取歸帆被仰付、右伊勢の者

は牢屋揚屋に差置、其後勢州被歸遣。

紀伊國ゟ呂宋船漂着之事

一　貞享四卯年紀州南海大島に、異國船一艘に三人乘組漂着す、依之同年十一月に長崎に被送届、三人の内二人は船中にて病死、一人存命にて相届く、其形色黑く身內に縞樣の入墨有之、阿蘭陀出候て通ずるに、呂宋に居候南蠻人の由申、則牢屋揚屋に召置の處是も病死す、奉行川口源左衛門・山岡十兵衛支配。

薩摩之者廣東之湊へ漂着送來之事

一　元祿元辰六月十五日八十八番廣東船より、薩摩の者十人乘せ來る、旨趣は同年三月逢難風廣東ゟ致漂着候を、帝朝ゟ達之處、日本へ送屆候樣にと、被申付によつて召連渡候由、唐人共申に付、奉行山岡對馬守（十兵衛）・宮城越前守（主殿）遂吟味無紛に付、薩摩へ被歸。唐船は粮

米三十俵水薪其外食物等取せ歸帆被申付ヿ。

薩摩に漂着之言不通異國人送來之事

一　元祿元辰八月薩摩に異國船一艘漂着、則長崎ゟ差越、乘組人數二人、其形異體の者にて有之故、唐人共に爲見候處、詞不通諸通詞にも不通候。然處臺灣出之唐人申候は、臺灣より二十日路程外に、淡水と申所に斯様なる形の漁獵居申候、纔に此所の者にて可レ有御座候と申。則牢屋揚屋に召置候處、二人共に病死す、其節の奉行山岡十兵衛。宮城主殿。

一　元祿五申六月十七日に薩摩より異國人二人送來る、諸通詞並唐人共に爲見候得共、言不通唐人共申候は、臺灣の奥山の者か又雞籠の者にて有之哉不分明ヿ。因レ茲其年二十六番臺灣船に乘せ八月に歸帆す、船中爲糧米五十俵爲取、此野人本所へ送屆、證文を取來渡候様にと申付。依之臺灣正堂之官張氏より證文取來、奉行川口攝津守宮城主殿支配。

薩摩國の者廣東に漂着送來之事

一　元祿五申年三月五日に十番唐船より、日本人十一人爲乘來る、遂吟味候處、彼者共申候は、薩州山川と申所の者にて御座候處、十二人乘組午十二月逢難風、廣東雷州府に致漂着、一人は船中にて病死す。漂流の段帝都へ達候得者、可運渡由申付によつて、送來候と唐人共申、此段無紛に付、十一人共に薩摩へ差返す。唐人共へは爲褒美商賣割付三十一貫目增、並爲糧米百俵爲取之歸帆す、奉行川口攝津守・宮城主殿。

普陀山に漂着之日本人送來之事

一　元祿六酉八月七十六番・七十九番、普陀山出之唐船に、日本人十四人乘せ來、此日本人讃岐の者にて有之候。同年二月に逢難風普陀山沖之島、馬跡山と云所にて令破損、橋船に乘陸に揚候處に、普陀山の出家是を見付帝都へ達候、依下知衛(衙?)に江寧波府部院より申付、七

人宛二艘に爲レ乘之送遣ル段唐人共申出。無レ僞に付、四人は松平讃岐守、又四人は京極越中守領の者、六人は御代官萬年長十郎懸りの者、何も被ニ相渡一、奉行川口攝津守。山岡對馬守。

長門の者廣東に漂流送來事

一　元祿七戌七月に六十九番宋居勝船より、日本人十二人乘せ來る。旨趣は申十一月に上納米を積廻船の處に、逆風にて酉正月十五日に、廣東肇慶府湧江縣と申所に致ニ漂着一、寧波へ送來、夫より普陀山の本寺に戌三月十九日に送屆、同六月廿二日に右の唐船に爲レ乘、普陀山より令ニ出船一由唐人共申。無ニ相違一に依り、松平大膳大夫方へ被ニ相渡一、奉行山岡對馬守。宮城越前守支配之節。

長崎町使の者始の事

一　奉行小笠原一庵支配の節に、町目付無レ之故内町中の結扶持にて五人召仕、右之人數

にて用事難レ達故、長谷川權六郎奉行之時、外町より四人相加九人に成、此時迄は目付と云、後に町使と名付。其以後段々加り十三人にて年久鋪打過候故、寛文十二子年牛込忠左衛門支配之砌、二人差加十五人に成る。

一　町使の者居所の儀、奉行水野河内守支配迄は、本博多町に有之、奉行屋鋪の長屋町筋より口を明召置。寛永之比奉行竹中采女正下知にて、今の引地町、野山にて有之を、地を引小屋を建、内町町使の者を置。外町町使は末次平藏附にて外町所々に居、奉行牛込忠左衛門支配の節、南馬町と出來大工町の間に、空地有之を地引小屋を建、外町町使又は散使を召置。

船番始之事

一　阿蘭陀船唐人船番之儀、昔年は奉行、歩行・同心等を差出船番を爲仕候、同心の儀は長崎附代々之者に候へば、無覺束所も無之、歩行は年々相替るものゆへ、勤方も不勝手に

可有之とて、寛文十二子年奉行牛込忠左衛門支配之節、長崎に有之浪人共十七人請分、其比は市法商賣の餘慶を以扶持之、居所之儀、奉行東屋敷を立山へ引、東屋敷明候て有之付、此所之古小屋を令修覆、十七人共召置。

唐人番始之事

一　元祿元辰年迄は、唐人町屋に在留して商賣す。則此年町屋に居候事御停止に成、十善寺御藥園の地を引小屋を建、翌巳年より入津の唐人此園内に悉く被召置。依之番人二十人抱、右の者共唐人屋敷の門番の勤、其外出島門番に相加、奉行川口源左衛門・山岡十兵衛・宮城主殿。

長崎馬込に有之御川船始之事

一　正保四亥年肥州唐津領主寺澤兵庫頭死去、跡相續之子孫無之令斷絶候付、兵庫頭早船

之内宜船五艘被召上、長崎に乗来ル船頭之内二人、加子二十人被留置御扶持方致拝領。

馬込有之御船藏船頭水主之小屋此時出来、奉行馬場三郎左衛門。

一孔雀丸　　六十四挺立

一龍王丸　　五十挺立

一雲龍丸　　四十二挺立

一鸞鳳丸　　八挺立

一無　名　　八挺立

合五艘は　　寺澤志摩守船

一獅子王丸　　四十六挺立

是は　　生駒壹岐守船

一麒麟丸　　十六挺立

一番　船　　六挺立

右二艘は　末次平藏船延寳三辰年被召上

一東京船

是は　馬場三郎左衛門支配之節出來

一小鷹丸　十六挺立

一水中船

一五ッ入子箱船

右三艘は牛込忠左衛門支配之節出來

一やけん船

是は牛込忠左衛門支配之節流舟有之ヲを御藏に入置也

御藏の次第

一八間半に十三間　御藏一

一七間に十一間　同斷

一六間に十二間　同断

一七間に十　間　同断

一五間に七　間　同断

一四間に十　間　同断

是は御船之道具蔵

寺社建立初並開山之事

一崇福寺　開山　超然

寛永十二亥年建立

一興福寺　開山　如定

元和九亥年建立

一晧臺寺　開山　龍湯

元和四午年建立　御朱印寺地子御免許

一妙相寺・　開山　一庭

寛永十九午年建立

一光雲寺　開山　一庭

正保三戌年建立

一永昌寺　開山　一庭

同年　建立

一高林寺　開山　一庭

同年　建立

一大香寺　開山　傳譽

元和三巳年建立　御朱印寺地子御免許

一三寶寺　開山　轉譽

同九亥年建立

一延命寺　開山　龍宣

寛永七午年建立　地子御免許

一能仁寺　開山　龍遍

同十九午年建立

一青光寺　開山　慶順

正保元申年建立

一萬福寺　開山　神鏡

同四亥年　建立

浦上
一山王宮　開山　龍宣

慶安元子年建立

一聖無動寺　開山　専音坊

正保四亥年建立

一影照院　　開山　圓廟

（氏閣宮）一現應寺　　開山　高覺院

寛永十七辰年建立

同九申年建立　地子御免許

一正覺寺　　開山　道智

慶長十巳年建立

一寶輪寺　　開山　增慶

寛永二十未年建立

一金剛院　　開山　良圓

寛永十七辰年建立

一大光寺　　開山　慶了

慶長十九寅年建立
一體性寺　開山　宥道
寛永十三子年建立
一清水寺　開山　慶順
寛永四卯年建立　地子御免許
一禪林寺　開山　石峰
正保元申年建立
一聖徳寺　開山　玄讃
同三寅年建立
一光源寺　開山　松吟
寛永八未年建立
一福濟寺　開山　覺海

同五辰年建立

一八幡宮　　開山　式部

正保三戌年建立

一安禅寺　　開山　玄澄

慶長五亥年建立

一諏訪社　　開山　金重院

寛永元子年建立　地子御免許

一本蓮寺　　開山　日恵

元和五酉年建立　御朱印寺地子御免許

一正覚院　　開山　大賢房

元和元卯年建立

一泉蔵寺　　開山　泉蔵坊

寛永十一戌年建立

一西勝寺　　開山　守讃

同九申年建立

一伊勢宮　　開山　南覚院

同十六卯年建立

一八幡宮良賓院　開山　大學院

正保三戌年建立

一雲龍寺　　開山　心傳

承應二巳年建立

一聖福寺　　開山　覺堂

元和九亥年建立

一春德寺　　開山　泰室

寛永二十未年建立　地子御免許

一大明院　開山　大明院

明暦元未年建立

一文殊院　開山　快高

寛永八未年建立

一愛宕山　開山　宥慶

同二十未年建立

一長照寺　開山　日興

同八未年建立

一浄安寺　開山　誓譽

同元子年建立

一雲光寺　開山　誓譽

同十酉年建立

一和光院　開山　和光院

同十八巳年建立

一大寶院　開山　大寶院

正保二酉年建立

一寶正院　開山　幸覺院

寛永元子年建立

一壽福院　開山　壽福院

寛文四辰年建立

一不動院　開山　不動院

正保二酉年建立

一一學　開山　能授院

寛文元丑年建立

一都光院　　開山　都光院

明暦三酉年建立

一明定院　　開山　明定院

寛文三卯年建立

一位光院　　開山　位光院

同四辰年建立

一圓壽院　　開山　圓壽院

同十二子年建立

一徳苑寺　　開山　周敬

正保三戌年建立

一天満宮　　開山　修理大夫

寛永六巳年建立
一光永寺　　　開山　慶面
慶長十九寅年建立
一長覺院　　　開山　長覺坊
寛永五辰年建立
一多門院　　　開山　永傳
慶長三戌年建立

長崎根元記　五終　（尾題新補）

長崎根元記　六・七　（内閣本補）

阿蘭陀商賣御定高並間金(あひだきん)之事

一　阿蘭陀商賣　御定高五萬兩

右者御書出しを以、毎年商賣高五萬兩と被　仰付候、阿蘭陀人ゟは三千貫目と讀聞せ申候。此段は五萬兩の金高を金一兩に付六十八匁兩替に仕、三千四百貫目にて有之内、三千貫目をコンハニヤ、四百貫目を脇阿蘭陀共に賣せ申候。

一　出島役人方ゟ金子一兩に六十匁の相場に仕候て、三千四百貫目分金高五萬六千六百六十六兩餘、コンハニヤ並脇荷物代金ともに、商人方より出島役人方へ受込申候。

一　阿蘭陀人ゟは舊例之通、代物代金一兩に付、六十八匁替にて相渡也。

銀高三千四百貫目　兩替六十八匁にして金五萬兩なり

內

三千貫目　　コンハニャ分

此金四萬四千百十七兩二歩餘　但兩替六十八匁

四百貫目　　脇荷物分

此金五千八百八十二兩一歩餘　但右兩替

二口合金高五萬兩

右之通阿蘭陀人に相渡、出島に

間金殘高　六千六百六十六兩餘

此積は　御定高五萬兩之金高を銀にして三千四百貫目に仕候、每年實不足御座候故不定也。右は金一兩に付八匁宛の間金と成。

去子年間金請拂書付

一 間金高六千六百六十兩一歩銀七匁

長崎根元記　六、七

長崎[illegible]　六、七

内

御足金渡り高

金三千八百五十八兩銀十匁余

右は阿蘭陀人日本より致買物、積渡ゝ金高凡二萬八千九百三十六兩一步銀七匁餘也。日本商人方ゟ阿蘭陀人共右受取ゝ六十八匁兩替にて相渡ゝ故、金一兩に八匁宛の御足金拜領被申付ゝ。但六十匁兩替に相渡ゝ、右一兩に八匁宛の損失有之に付如斯也。

殘る二千八百二兩銀十一匁餘

右は高木清右衛門方へ相渡町中助成に出る。

阿蘭陀ゟ金子渡り始兩替并間金初り之事

一　寛文四辰年以前は異國ゟ金持渡事御停止也。此時奉行は黑川與兵衛・島田久太郎在長崎也。此年右與兵衛・久太郎ゟ阿蘭陀人方より、金五百兩兩替之儀御赦免被下ゝ樣にと奉

願處に、然らば金子一兩に付六十八匁の兩替にて可二持渡一哉、左候はゞ可レ遂二赦免一之由也。阿蘭陀人方より直段は如何程に成共、仰に隨ひ可レ申之旨領掌、則其年より初て五百兩願之通被二赦免一、翌年より段々四年の間左之通相調候。

一寛文五巳年　五　百　兩　兩替六十八匁

一同　六午年　三　萬　兩　右兩替

一同　七未年　五萬七十五兩　右同

右之通四ヶ年之間願之通被二許容一持渡る。

一阿蘭陀は右の通被渡也、長崎之相場金子一兩五十七八匁仕、六十八匁にて持渡り候へば、金子一兩に付十匁餘程の利潤有レ之候。右利潤を間金と名付、長崎諸役人並地下中は助成に被二申付一候、夫より間金と名を付る。

一寛文七未年迄は異國へ金子渡候儀御停止にて、異國商賣白銀計にて仕る。然處寛文八申年諸方由々より出候白銀次第に減少故、此年より商賣の儀金子を以仕候、金子直段の儀

は、時々の相場にて可ニ相渡一の由被ニ仰付一故金子一両に付五十七八匁の相場にて、阿蘭陀・唐人金子持渡候。阿蘭陀方は本国にて金子一両、百目或九十目餘仕候由、大分之利潤取。唐人方は唐にて金子殊外下直にて、大分損失有レ之由、其時分取沙汰仕候、右申年より亥年まで四年之内金子商売也。

一　寛文十二子年牛込忠左衛門・岡野孫九郎支配之節、異国商売市法ニ申御仕置に成、其剋阿蘭陀人ゟ被ニ申懸一候は、先年黒川與兵衛・島田久太郎ゟ金子持渡度願申候、其節金子一両、六十八匁の両替に於レ可ニ請取一は赦免可レ申由申付い処、其通請合候て段々に大分相調候。右舊例有レ之候間阿蘭陀は金商売に申付候。依レ之小判の儀古例の通六十八匁にて可ニ請取一やさ被ニ申渡一之處、奉レ畏候之旨領掌仕。就夫市法之時分大分之商売金子にて仕也、唐人は金子唐にて下直に御座候故、及ニ迷惑一候に付銀商売に被ニ申付一也。市法十三ヶ年之内間金は高木作右衛門又は高木彦右衛門方へ受取、奉行参府の節、大阪ゟ上納之由。

市法商売十三年之間間金納高書付

寛文十二子年納高　金一萬九千五百四十五兩銀二匁餘

延寶元丑年納高　同一萬六千三百八十一兩銀九匁餘

同　二寅年納高　同九千二十五兩一步銀十三匁餘

同　三卯年納高　同二千八百四十七兩二步銀八匁

同　四辰年納高　同三千八百八十一兩一步銀三匁餘

同　五巳年納高　同五千九百五十一兩一步

同　六午年納高　同四千九百三十三兩銀九匁餘

同　七未年納高　同四千八百九十四兩三步銀四匁餘

同　八申年納高　同千八百七十一兩一步

天和元酉年納高　同五千八百十三兩三步銀九匁餘

同　二戌年納高　同九千二百七兩三步銀十匁

同　三亥年納高　同五千四百五十兩三步銀七匁餘

貞享元子年納高　　同一萬九百二十三兩二歩銀九匁餘

十三年分

間金納高合十萬七百二十七兩二歩銀三匁

右之分高木作右衛門又は高木彦右衛門方へ納、毎年大阪へ被差登之由。

一　貞享二丑年市法被御定高商賣に成、此年より間金町中助成被仰付、

市法破五萬兩商賣に罷成、長崎助成出候間金十二年分書付。

貞享二丑年　金千三百四十三兩銀一匁餘

同　三寅年　同千八百三十五兩一歩銀十匁餘

同　四卯年　同三千三百八兩一歩

元祿元辰年　同三千九百十二兩一歩銀十二匁餘

同　二巳年　同二千兩二歩銀四匁餘

同　三午年　同三千百八十五兩二歩銀十四匁餘

同　四未年　　同四千三百六十兩銀九匁餘

同　五申年　　同二千四百十兩二歩銀四匁餘

同　六酉年　　同三千三百四十九兩銀十四匁餘

同　七戌年　　同二千四百十兩一歩銀四匁餘

同　八亥年　　同二千百二十一兩三歩銀十四匁餘

同　九子年　　同二千八百二兩銀十一匁餘

十二年分

間金助成高合三萬三千三十九兩三歩銀七匁

右之通也

市法商賣之事

一　昔年より異國商賣相對にて、金銀の渡高無御構、異國人心次第に金銀いかほどにても

持渡る。然處に寛文八申年川野權右衛門・松平甚三郎支配之節、諸國銀山より出候白銀次第に令減少、漸七千貫目に不過出候に依て、異國へ持渡高二十年の平均候へば、一ヶ年に三萬貫目餘持渡る、此分にては次第に日本の銀絶可申。依之異國へ銀子不渡工夫可有之候。第一異國諸色商人共高直にせり買仕るにより、銀子過分に持渡候。長崎商人共了簡を以、諸色せり不申、下直に買可申手立を可仕由、町中に被仰付、依て役人共色々詮議候といへども、下としていか成方便も無之其通に被差置候。

一　寛文十一亥年九月に牛込忠左衛門初て着被致、異國へ大分の金銀相渡、日本の金銀次第に減候間、阿蘭陀・唐人商賣の樣子役人共に被申付、異國にて諸色の元直段密に吟味被遂、段々工夫有之て、其年に秋冬唐船入津仕候付荷役被申付。右荷物品々に商人共入札可仕由被申付、入札之儀、高札より一番三番の直段平均、此直段に唐人共賣候哉、不勝手に有之ば可積歸の由被申付の處、何も無異儀賣可申由に付て、其後商人共に被申聞候は、右品々今度入候高札の直段にて三番札の商人迄に被爲買候間、受取候樣にと被申渡候へば

商人も無異儀買取候。唐人方へは平均にて代銀被爲拂候へば利分有之候。此利銀內町外町に拜領被申付、翌春唐船入津、此時も去年之通被申付候。商人勝手に罷成候故、入札數無限有之てせり合、騷動仕候ゆへ、此仕形被止候。其後色々鍛煉被致候へども不相極、一二艘宛樣々に被致也。

一 寬文十二子年市法と云仕置被申付也。江戶・京・大阪・堺・長崎右五ヶ所より、札宿老と申商人頭二人宛、支配人四五人宛、糸・端物・荒物・藥種、目利十二三人宛、被撰出被定置、異國諸色之儀上方之相場を考、三四割宛も下直に目論入札可仕旨被申渡。唐人・阿蘭陀總見せの節、目利共吟味仕り、品々帳面に捺、一冊宛入札を五ヶ所より取之、其節諸色之內より一色宛の手本を取、右帳面同前に差上候。其砌御奉行所へ高木作右衞門町年寄罷出、右の札を披き、其札の內より被考之、縱ば其年持渡候品々の內、多持渡候物は下直成直段に被極、又少分に持渡候物は高直の札に被定、書付を以唐人・阿蘭陀此直段に賣拂可申哉、不勝手に候はゞ持戾可申旨被申渡候へども、無異儀令領掌致商賣。

一市法十二年の間唐船荷物入ル藏に封無之、尤惣見せ荷渡の節も檢使不被出、宿町附町五ヶ所會所之役人等立合總見せ等仕ル。

一　唐船方宿町附町之儀舊例之通被建置ル、宿町附町德分には、唐船荷物高の内三歩一被爲買之。但宿町に銀高四十貫目分、附町に二十貫目宛被申付也。附町之儀唐船銀高に應じ二十貫目宛を限り、何町にても被申付なり。縱ば積高三百貫目の船は、二百貫目五ヶ所商人、百貫目は宿町附町、此内四十貫目は宿町、六十貫目は附町三丁、但一丁に二十貫目宛。斯樣に被申付船々にて宿町附町申合三ヶ一分配分也。

一　右之通唐人共領掌、其上にて五ヶ所商人に買せル工夫種々有之ル。然共商人大中小の分限高何共不極の處、與風被申出ルは、異國商賣五年之間仕來ル高、有體に書出し可申旨、唐船方は右宿町より、阿蘭陀方は出島より、荷物賣渡ル帳面可有之間、其所より分明に證文を取、地下中は其町々乙名可致吟味ル、四ヶ所之者共は札宿老方にて致吟味、其懸り／＼より右五年之間、商人買物之分限高を帳面に仕立差上可申の由被申付ル。右

之様子四ヶ所並長崎の者共、如何樣成譯共不存、無レ偽書付差出す、其後二三ヶ月も過被ニ申出一候は、未年より亥年迄五年の買物惣銀高五ッ割、是を夫々の分限に立べし、又亥年計買候者は、其年を分限高可レ致。依之分限高に應じ三十二段の書出しを被出候條、右書付之通可ニ相守一由被ニ申出一候也。

分限相應之割目錄

一、銀三貫目より	以下に	五百目増
一、銀四貫目より	五貫目迄	買高之通
一、銀六貫目より	九貫目迄	五貫五百目
一、銀十貫目より	十三貫目迄	六貫目
一、銀十四貫目より	十七貫目迄	六貫七百目
一、銀十八貫目より	二十貫目迄	八貫百目
一、銀廿一貫目より	廿三貫目迄	九貫六百目

長崎根元記　六、七

一、銀廿四貫目より　廿六貫目迄　十一貫二百目
一、銀廿七貫目より　廿九貫目迄　十二貫八百目
一、銀三十貫目より　卅二貫目迄　十四貫三百目
一、銀卅三貫目より　卅五貫目迄　十五貫八百目
一、銀卅六貫目より　四十貫目迄　十七貫目
一、銀四十一貫目より　四十五貫目迄　十八貫二百目
一、銀四十六貫目より　五十貫目迄　十九貫目
一、銀五十一貫目より　六十貫目迄　廿貫二百目
一、銀六十一貫目より　七十貫目迄　廿一貫二百目
一、銀七十一貫目より　八十貫目迄　廿二貫二百目
一、銀八十一貫目より　九十貫目迄　廿三貫二百目
一、銀九十一貫目より　百貫目迄　廿四貫二百目

一、銀百十貫目より　百卅貫目迄　廿五貫三百目

一、銀百四十貫目より　百六十貫目迄　廿六貫四百目

一、銀百七十貫目より　百九十貫目迄　廿七貫五百目

一、銀二百貫目より　二百五十貫目迄　廿八貫七百目

一、銀二百六十貫目より　三百貫目迄　廿九貫九百目

一、銀三百十貫目より　三百五十貫目迄　卅一貫二百目

一、銀三百六十貫目より　四百貫目迄　卅二貫五百目

一、銀四百十貫目より　五百貫目迄　卅三貫九百目

一、銀五百十貫目より　六百貫目迄　卅五貫四百目

一、銀六百十貫目より　七百貫目迄　卅七貫目

一、銀七百十貫目より　八百貫目迄　卅八貫七百目

一、銀八百十貫目より　九百貫目迄　四十一貫目

一、銀九百十貫目より　千貫目迄　四十三貫目

右之外千貫目より上の買高いか程にても千貫目に可為同前者也。

一右之通五ヶ所商人並諸國商人、古來より長崎にて異國商賣仕來ゆ者共、買高割付目錄にて有之ゆ。此年始て長崎に來商賣に取付ゆ者は、所持銀の高を以可割付由被申付也。

所持銀之目錄

一、銀高一貫目より以下之者は有高之通

一、銀一貫目は　八百目

一、銀二貫目は　一貫目

一、銀三貫目は　一貫二百目

一、銀四貫目より　五貫目迄　一貫五百目

一、銀六貫目より　九貫目迄　二貫二百目

一、銀十貫目より　十三貫目迄　三貫目
一、銀十四貫より　十七貫目迄　三貫五百目
一、銀十八貫目より　二十貫目迄　四貫目
一、銀廿一貫目より　廿三貫目迄　四貫三百目
一、銀廿四貫目より　廿六貫目迄　四貫五百目
一、銀卅貫目より　卅二貫目迄　五貫三百目
一、銀卅三貫目より　卅五貫目迄　五貫五百目
一、銀卅六貫目より　四十貫目迄　五貫七百目
一、銀四十一貫目より　四十五貫迄　六貫目
一、銀四十六貫目より　五十貫目迄　六貫三百目
一、銀五十一貫目より　六十貫目迄　六貫八百目
一、銀六十一貫目より　七十貫目迄　七貫五百目

一、銀七十一貫目より　八十貫目迄　八貫三百目

一、銀八十一貫目より　九十貫目迄　九貫二百目

一、銀九十一貫目より　百貫目迄　十貫目

此外百貫目より上之買高之者、何程にても百貫目可ㇾ爲二同前一者也。

右二通之目錄被ㇾ出、分限高に應じ會所に集所之利銀買人に割付給る、然ども長崎の買人の内、其節他國へ出候者、或は二三年商賣中絶の者共有ㇾ之候。五ヶ所商人共右吟味之節不ㇾ居合者共より訴訟申上、毎日何百人と申限もなく差出。是も被ㇾ致吟味、其節懸り合不ㇾ申は越度之由にて、少宛割付之帳面に入也。段々訴訟人有ㇾ之て人數總分限高不ㇾ究、翌丑年にて漸相極る。

五ヶ所并諸國商人之人數分限高之事

五ヶ所並に諸國共に

総人數　五千六百四十六人
五ケ所並諸國商人分限高の
總銀高合　一萬八千二百六十三貫三百四十目餘
内分
江戸商人數　五十八人
銀高　五百四十六貫六百目餘
江戸裁判
七ケ所商人數　二百七十一人
銀高　千二百九十六貫五百一匁餘
近江　伊豫　讃岐　豐前　豐後　肥前　平戸　駿河町　是は追て訴訟也
京商人數　百三十九人
銀高　千二百六十九貫六百廿四匁餘
長崎根元記　六、七

京裁判

七ヶ所商人數　百七十人

銀高　六百廿七貫三百廿六匁餘

和泉　安藝　筑前　筑後　唐津　大村　天草

大阪商人數　百十七人

銀高　八百六十六貫百八十九匁餘

大阪裁判

七ヶ所商人數　百八十二人

銀高　八百六十五貫百五匁餘

石見　周防　長門　肥後　薩摩　島原　對馬

堺商人數　二百八十五人

銀高　二千九百十六貫百七十六匁餘

堺裁判

六ヶ所商人數　十二人

銀高　七十七貫四百十七匁餘

伏見　伊勢　紀伊　播磨　備後　求摩

長崎商人數　五千四百十二人

銀高　一萬百四十四貫四百一匁餘

五ヶ所商人數〆　六千六百四十六人

總銀高〆　一萬八千二百六十三貫三百四十目餘

内

六千三百六十五貫七百目　大商人三百廿二人

五千五百三貫七百九十目　中商人八百六十四人

六千四十五貫三百七十八匁　小商人五千三百八十八人

二百四十貫八百五十五匁　商人五十八人

但新下り

三十六貫目　御納戸方四人

五十四貫目　御細工方六人

十七貫六百廿目　商人四人

是は泊商被申付

右之通人数又は商人分限高を分料之高也

商人貨物銀高大中小を被定事

一、銀高十八貫目より三十三貫目迄は　大商人

一、銀高八貫目より十七貫目迄は　中商人

一、銀高三貫五百目より五貫目迄は　小商人

右之通相極る、五貫目より已下五百目までも有之候、いづれも小商人也。
一、右之外に異國物を取あつかひ、家職に致來候者、總割に成候ては渡世に離候故、遂訴訟夫々之家職之者被割渡人數、
一、百四十八貫五匁餘　鮫屋四十三人
一、百六十貫卅一匁餘　伽羅屋二十八人
一、砂糖五萬七十四斤　菓子屋四十五人
一、錫三千斤　錫屋三人
一、四十九貫二百目　切革屋五十四人
一、廿六貫八百六十目　裁賣二十二人
一、二十五貫目　牛皮目利十人
一、白糸五十斤　織物屋一人
一、十九貫二百十六匁　長崎かはた九人

〆二百十五人

一、長崎諸役人並五ヶ所之札宿老目利、夫々に役料貨物拜領被申付書付。

諸役人役料貨物

一、銀高百貫目　　五ヶ所札宿老十人

但一人に十貫目宛　三ヶ二は色貨物拜領之
三ヶ一は總增銀の內

一、銀高百八十貫目　　唐人內通詞中

但唐船舟々にて色貨物拜領此增銀受之

一、同五十五貫目　　出島宿賃

右半分阿蘭陀貨物之內にて望の物取之、但家賃、銀小判兩替一兩に付、六十八匁にて阿蘭陀人相渡候に付、損失御座候。右之是に半分貨物にて拜領、此增銀受之。

一、銀高三貫目　　出島乙名

右同斷

一、緋柄糸千七百斤　　　　　　　　　船番十七人
但一人に百斤宛本直段にて拝受仕、此増銀を以給分之足に成ル也。
一、同　千七百斤　　　　　　　　　古年行司三人但年代り
右者阿蘭陀脇荷物支配仕に付、一人に五百斤づゝ本直段に付拝領仕、此増銀受之。
一、同　二千五百斤　　　　　　　　出島筆者五人
但一人五百斤宛本直段にて拝領仕、此増銀受之。
一、同　五百斤　　　　　　　　　　出島金子目利一人
本直段にて拝受、此増銀受之。
一、同　百十七斤　　　　　　　　　出島金場小頭一人
右同断
一、同　五百斤　　　　　　　　　　出島金場者卅五人
右同断

一、同　六百斤　江戸阿蘭陀宿

右同斷

一、同　四百斤　京阿蘭陀宿

右同斷

一、同　四百斤　大阪阿蘭陀宿

右同斷

一、白糸四千五百五十斤　五ヶ所目利廿六人

一、辨柄糸三千九百斤

但白糸一人に百七十五斤宛
辨柄糸一人に百五十斤宛　本直段にて拜領、此増銀受之。

一、漆四百斤　漆目利五人

但一人八十斤宛右同斷

一、鮫千二百本　鮫目利四人

但一人に三百本宛右同斷

一、茶碗藥五百六十斤　　　茶碗藥目利六人

但一人に九十三斤宛右同斷

一、銀高二貫五百目　　　伽羅目利五人

但一人に銀高五百目宛、伽羅本直段にて拜受、此增銀受之。

一牛皮二百枚　　　長崎牛皮目利二人

但一人に百枚宛拜受右同斷

一、五ヶ所の商人に年々割付被致拜領被申付也、延寶元丑年より、貞享元子年迄十二年之間、五ヶ所會所江集處の增高書付左之通也。

延寶元丑年より貞享元子年迄十二年之間市法阿蘭陀唐人增銀之覺

丑年

一、増銀高二千八百十一貫八百五十六匁九分程　阿蘭陀船六艘

同年

一、同　高二千九百貫五百四十一匁八分程　唐船二十艘

〆五千七百十二貫三百九十八匁七分程

内

百廿貫二百卅四匁四分五厘程　長崎諸役人拜領其外雜用

三百卅五貫四十七匁七分程　長崎中平等助成

二千七百卅八貫九百七十四匁八分程　長崎中、大中小之商人拜領　但一貫目に付二百七十目宛

〆三千百九十四貫二百五十七匁程

右者長崎に留る分

一殘而二千五百十八貫百四十一匁七分程

右之内より四ヶ所並諸國の商人二割七之割付拜領被申付、相殘所會所に被差置。

寅　年

一、増銀高九百九十三貫五十目八分程　阿蘭陀船六艘

同　年

一、同　高千九百十九貫九百七十一匁五分程　唐船二十一艘

〆二千九百十三貫廿二匁三分

内

百卅二貫七百七十七匁六分程　長崎諸役人拝領其外雑用

千三百七十九貫二百八十一匁九分程　長崎中、大中小之商人一貫目付百三十四匁五分宛

〆千五百十二貫五十九匁五分

右者長崎に留る銀也

残而千四百貫九百六十二匁八分

右之内より四ヶ所並に諸國之商人一割三歩四五之割付拝頭被ニ申付、相残所會所に

被差置。

卯年

一、増銀高二千百八十九貫九百卅九匁六分程　阿蘭陀船四艘

同年

一、同　高三千九百九十九貫八百十八匁四分程　唐船二十七艘

〆六千百八十九貫七百五十八匁程

内

一九十二貫四百廿一匁五分程　長崎諸役人拝領其外雑用

三千四十六貫九百九十四匁六分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付二百八十五匁宛拝領

〆三千百卅九貫四百十六匁程

右者長崎に留る銀

残而三千五十貫三百四十一匁九分程

右者四ヶ所並諸國之商人二割八歩五之割付拜領被申付、相殘所會所被差置。

辰　年

一、増銀高千百六十五貫五百十四匁一分程　阿蘭陀船四艘

同　年

一、同　高千七百十二貫三百八十七匁二分程　唐船廿四艘

〆二千八百七十七貫九百一匁三分程

内

七十二貫八百五十六匁程　長崎諸役人拜領並雜用

千四百四十八貫八百七十六匁九分程　長崎中ゝ大中小之商人一貫目ニ付百卅六匁宛拜領

〆千五百廿一貫七百卅三匁程

右者長崎に留る銀也

殘而千三百五十六貫百六十八匁三分程

右者四ヶ所並諸國之商人一割三歩六之割付拜領被 申付、相残所會所に被 差置。

巳　年

一、增銀高千四百廿七貫八百六十八匁八分程　阿蘭陀船三艘

同　年

一、同　高二千四百廿三貫十八匁四分程　唐船廿八艘

〆三千八百五十貫八百八十七匁二分程

内

七十六貫七百卅匁二分程　長崎諸役人拜領其他雜用

千九百廿五貫七百卅七匁四分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付百八十目の割付拜受

〆二千二貫四百六十七匁七分程

右者長崎留る分

殘而千八百四十八貫四百十九匁五分程

右者四ヶ所並諸國之商人一割八歩之割付拜領被ㇾ申付、相殘所會所に被ㇾ指置。

午年

一、増銀高千三百九十一貫七百廿二匁程　阿蘭陀船四艘

同年

一、同　高四千四百廿二貫十五匁二分程　唐船二十三艘

〆五千八百十三貫七百卅七匁三分程

内

百七十六貫九百十八匁七分程　長崎諸役人拜領其外雜用

二千九百一貫三百七十一匁七分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付二百七十目宛拜領

〆三千七十八貫二百九十目四分程

右者長崎に留る銀

殘而二千七百卅五貫四百四十六匁九分程

右者四ヶ所並諸國之商人ニ割七歩之割付拜領被申付、相殘所會所に差置。

未年

一、増銀高千五百卅四貫八百六十五匁五分程　阿蘭陀船四艘

同年

一、同　高二千六百七十四貫百四十三匁二分程　唐船三十一艘

〆四千二百九貫八匁七分程

内

百八十四貫九百卅匁三分程　長崎諸役人拜領其外雑用

二千七十貫四百六十二匁五分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付百九十目宛拜領

〆二千二百五十四貫九百九十二匁八分程

右は長崎に留る銀

殘而千九百五十四貫十五匁九分程

右者四ヶ所並諸國之商人一割九歩之割付拜領被申付、相殘處會所に被差置。

申年

一、増銀高千廿九貫百七十六匁六分程　阿蘭陀船四艘

同年

一、同　高二千九十七貫九百九十六匁四分程　唐船二十八艘

〆三千百廿七貫百七十三匁程

内

百八十七貫百六十三匁五分程　長崎諸役人拜領其外雜用

千四百卅五貫二百七十八匁五分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付百三十目宛拜領

四十三貫二百八匁六分程　長崎普請方入目

〆千六百六十五貫六百五十目六分程

右者長崎に留る銀

長崎根元記　六、七

残而千四百六十一貫五百廿二匁四分程

右者四ヶ所並諸國之商人一割三歩之割付拜領被申付、相残所會所に差置

酉　年

一、増銀高千二百七十五貫五百九十五匁一分程　阿蘭陀船四艘

同　年

一、同　高四百八十貫六百十六匁六分程　唐船九艘

〆千七百五十六貫二百十一匁七分程

内

百八十八貫八百十一匁六分程　長崎諸役人拜領其外雜用

七百二貫八百一匁一分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付六十五匁宛拜受

二十六貫八百目程　長崎中へ被下候米代

〆九百十八貫四百十二匁七分程

右者長崎に留る銀

残而八百卅七貫九百九十九匁程

右者四ヶ所並諸國之商人六歩五の割付拜領被申付、相殘所會所に差置。

戌　年

一、增銀高千七百廿六貫二百九十八匁九分程　阿蘭陀船四艘

同　年

一、同　高二千七百八十八貫六百四十八匁七分程　唐船廿六艘・

〆四千五百十四貫九百四十七匁六分程

内

百九十一貫四百九十五匁六分程　長崎中諸役人拜領其外雜用

二千八十六貫七百四十一匁八分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付百九十目宛拜受

〆二千二百七十八貫二百卅七匁四分程

長崎根元記　六、七

右者長崎に留る

殘而二千二百卅六貫七百十匁二分程

右者四ヶ所並諸國之商人一割九分之割付拜領被申付、殘所會所に差置也。

亥　年

一、增銀高千七十八貫四百四十七匁三分程　阿蘭陀船三艘

同　年

一、同　高千六百廿八貫八十二匁五分程　唐船廿七艘

〆二千七百六貫百五廿九匁八分程

內

百八十一貫二百八十八匁五分程　長崎諸役人拜領其外雜用

千二百十一貫二百四匁三分程　長崎中ゝ大中小之商人一貫目に付百十匁宛拜受

〆千三百九十二貫四百九十二匁八分

右者長崎に留る

殘而千三百十四貫卅七匁程

右者四ヶ所並諸國之商人一割一步之割付拜領被申付、相殘所會所被差置。

子　年

一、增銀高千二百七十二貫四百九十一匁九分程　阿蘭陀船五艘

同　年

一、同　高千三百三十五貫二百十五匁四分程　唐船廿三艘

〆二千六百七貫七百七匁三分程

內

二百貫五百二匁八分程　長崎諸役人拜領其外雜用

千二百八貫五十五匁八分程　長崎中、大中小之商人一貫目に付百十匁宛拜領

〆千四百八貫五百五十八匁六分程

右者長崎に留る銀

残而千百九十九貫百四十八匁七分程

右者四ヶ所並諸國之商人一割一歩之割付拜領被申付、相殘所は會所に差置也、

市法十二年之間增銀の寄せ

一、銀一萬七千八百九十六貫八百卅七匁五分程　阿蘭陀方增銀高

一、同二萬八千三百八十二貫四百五十五匁三分程　唐人方增銀高

二口合　四萬六千二百七十八貫七百八十二匁八分程

內

千八百五貫七百卅匁七分程　長崎諸役人拜領並雜用之分

三百卅五貫四十七匁七分程　丑年長崎平等助成銀

二萬二千百五十五貫七百八十一匁程　長崎中、大中小之商人割付拜領之分

四十三貫二百八匁程　申年長崎普請方入目錄

二十六貫八百目程　　酉年長崎中助成被下米代

〆二萬四千三百六十六貫五百六十七匁四分程

右は市法十二年間に長崎に留る銀

殘而二萬千九百十二貫二百十五匁程

右は四ヶ所並諸國大中小之商人共御割付拜領、其外五ヶ所の會所仕建諸事入用。

此外に唐人賣高三ヶ一は宿町附町心次第賣増銀之町々配分仕也

市法十二年之間阿蘭陀唐人持渡銀之覺

一、銀三萬六千五十七貫八百八十匁程　阿蘭陀方

右十二年に平均一ヶ年分

三千四貫八百廿三匁程

一、銀七萬千四百廿四貫五百卅匁程　唐人方

右十二年平均一ヶ年分
五千九百五十二貫四十四匁程

市法之内糸被　召上候事

一　市法十二年之間、白糸黄糸銀高千貫目分唐人阿蘭陀より、五ヶ所入札の直段にて御買上にいたし候。此段は異國諸色市法にいかほど下直に被致候ても、上方江戸にて直段思の儘に不下直に付、千貫目分之糸毎年長崎に被指置、上方糸類高直に成候節、與風被出之、入札にて被爲拂候へば、其段上方へ相聞相場俄に下直に成候故、商人〆賣〆買難成、當分當分の商買にては高直に不罷成之積也。依之右之通有之候、毎年高千貫目に被致、年々糸高に應じ銀高高下有之て、此糸代銀は出島間金などにて被爲買、利銀は町中助成等にも成る。

長崎根元記　六、七終　（尾題新補）

海表叢書　卷五目次

海叢表書 第五卷 解說

暹羅國風土軍記　七卷

暹羅國山田氏興亡記　一卷

以上二書ともに明治以前に單行した山田長政の偉蹟志中有數なるものである。もつと所傳の確かな史實を錄した記錄編著はあるが、纏まつた一部のものとしては、以上の二書が屈指である。この外には、「山田仁左衛門紀事」又は「同渡唐錄」などと題して種々の書の中に收錄されてゐるものを始め、ずつと後世の寄せ集めものや編み上げたものは多いけれども、割合に古い系統に出でた記傳

では、この風土軍記と興亡記との二書が最も出色であつて、幾多の山田長政關係の編纂物に利用されてをる。共に從來未刊のまゝであつた。

二書とも同じ實質で同じ文句が多く、而して興亡記の方が簡單であり、風土軍記の方が敷演してあることは、一讀何人も直に氣づく所である。見聞所傳の誤りの甚だ多いことは固より言ふを俟たない。要するに暹國舊都アユーチヤ城外の日本町の住人智原五郎八なる者が戰亂中に書留めたものを土臺とし、彼が歸朝後長崎に在つて暹國の消息を暹羅船に由つて傳聞したものを附加し、元祿以前に筆錄したものが根本である。私の考では、興亡記の方が純古の姿を存してをると思ふ。齋藤拙堂の鐵研齋輶軒書目に錄せる暹羅物語二卷と題する本は、木下八右衛門なる者の所錄で、延寶六年の跋があるといふ。私は今この本の存否を知らないが、蓋し興亡記の原本とすべきではないかと思ふ。延寶六年（一

六七八)は長政沒落の寛永十年(一六三三)よりは四十五年後にあたる。暹羅船の渡來は、その後明曆二年五月(一六五六)にあるが、それから延寶六年までは二十二年ある。この二十餘年のうちに興亡記また暹羅物語の原本は出來たものと考へてよいのでなからうか。興亡記本文の末に、元祿の頃長崎より寫し來る人有て江戸にて密々に寫し廣めた由が記るしてあるから、旁々延寶年中の筆錄と見てよからうと思ふ。智原五郎八宗因は物語の談話者であつて、木下八右衞門をその筆錄者とすべきであらう。

興亡記の彰考館所藏本(刊行圖書目錄八二八頁)には寛政六年近藤守重の識語を有し享保二十年所記松井經長の淺間社繪馬之記を添へてある。東京大學史料編纂掛謄寫本によつて傳寫した京都大學國史研究室所藏本を以て底本とした。今片假名交りを平假名に書改めたことは例の如くである。內閣文庫には

三巻中巻二を缺ける合綴一冊本が存し(一六〇〇二號)官原五郎八撰となつてゐる。通航一覧巻二六六は之によつたものと思はれる。

風土軍記七巻は内閣文庫の所藏で是亦京都大學國史研究室本を底本とした。原書は平假名交り文で、興亡記の文章の敷演にすぎない。巻七にあたる附錄一巻は天竺徳兵衛の物語であるから、七巻に編んで風土軍記と呼んだのは寛永四年以後のことであらう。

二書とも暹羅日本交通史料第一集として故内田(銀藏)博士が暹國の嘱によつて謄寫して同國に送付したことがあつた。その副本が即ちこの叢書の底本となつたのである。是に於て私は故博士を偲ばざるを得ないと同時に故博士及び國史研究室に感謝の意を表する。

軍記二六頁第八行と興亡記二三頁第八行に地名配列の誤植(邑牛・羅宇・茶宇)

あるを始め、原本にも地名人名等の誤謬誤寫が甚だ多いが、その儘に保存し敢て一々註記訂正を加へない。

渡鳥集　二巻

渡鳥集二巻、長崎の蕉門俳人にして去來の一族なる卯七の編、上巻たる夜の巻と下巻たる晝の巻とより成り、例の京都寺町井筒屋庄兵衛の板行である。原本は毎頁九行、夜巻は主として連句の部で二十三葉、晝巻には俳句の部で四十二葉をかぞへる。元祿壬午十五年十一月丈草の後序(晝巻の末)と同年同じころの先放の句とがある所から察すると、此集の出版は、同年中とするよりも寧ろ翌元祿十六年か、或は俳諧書籍目錄及び俳書大系の解題に見える如く寶永元年(去來の歿年)とすべきであらう。この叢書の底本としたのは、酒竹文庫本の夜(上)巻と北田

氏所藏本の晝(下)卷と、各零本から影寫して完本とした所の京都大學圖書館の藏本であるが、この影寫本は、大正十五年八月、日本俳書大系三(芭蕉時代三、蕉門俳諧後集)に用ゐられて既に刊行された。聞く所によれば、本年の春本書原板本の零卷があらはれたさうであるが、十年程前久原文庫に夜卷(上)の寫本が入つたことを加へて、極めて稀有である。私は大正二年七月大野洒竹君が在世のをり沼波瓊音君に伴はれて訪ねて其珍藏の零卷(夜)を借り來り抄錄したことがあつた。その後紫影藤井乙男君より大阪の俳書所藏者として名ある紫水北田豐三郎君の秘藏の零卷(晝)を示され、彼此相補充することが出來、京大圖書館に於て影寫することとなつた。以上數氏の厚意を感謝せねばならぬ。大正十三年頃樋口功君が古俳書文庫の中に於て校訂刊行を計つたことがあつたが果さなかつた。約二年の後俳書大系に收められて普く人々の愛誦する機を得たのは慶ばしい

ことであつた。同書の解題も亦參考すべきである。

渡鳥集は、長崎天草平戸等の俳人四十五名、それに京都に移住した向井氏一門數名を加へて約五十名ほどの連句俳句を主として、九州では筑前の二十一人、近畿では伊賀のこれも二十一人、近江の十九人、山城は京都や嵯峨の十五人、それに蕉翁をはじめ丈草支考惟然等の名家をも寄せ合計百八十七人の作家の名が列ねてある。全人數の約四分の一が長崎系統に屬するのである。句數全體も亦それに準じて長崎人のが最多數を占めてをる。此集はかくの如く長崎俳士の句集ではあるが、長崎の異國色はさほど浮立つてはゐない。元祿十一年七月の去來が入長崎記は、この集にはない往年元祿三年春の去來文における長崎を夢むるの記や、風俗文選に載つてゐるやはり元祿十一年十月の作とおぼしき後丸山賦などと共に、重要なる一類を成すもので、阿蘭陀人の住む出島のことや、山海

の名所その他、あの名高い繪會の光景なども描かれてをり、「故郷も今はかりねや渡り鳥」の發句がある卯七との歌仙を以て結ばれてゐる。この發句は雲の卷の首めに支考が卯七に與へた贈芭蕉翁句文の劈頭にある翁の「目にかゝる雲やしばしの渡り鳥」（元祿七年）といふ句と共に、今も石に刻せられて、長崎から日見峠へとさしかゝる路のほとりに、句碑となつて存してゐる。私もその拓本を得て愛藏してをる。雲卷の卷首には、右の翁の句を始め支考史邦浪花北枝丈草正秀の如き名家たちや、去來魯町卯七先放牡年の如き長崎俳人の錚々たる者の渡鳥の句が合計二十句揭げてある。以て上卷卷頭における去來の名句と相呼應してをる。私はこの「故郷も今はかりねや」の句と、雲の卷に出てくる「名月や誰が身にせまる旅心」の句と、この二つの句を誦する毎に、やるせなき旅情がひしひしと胸をついて堪へきれなくなるのを常とする。去來の追善の句集には、「十

日菊」のほか、一族久米吾仲等の編した「誰が身の秋」(寶永四年去來三周忌)といふのがあるさうだが、書名の由來は、かの名月の句に出てゐるのである。

去來の入長崎記に接して、西華坊梟日記にもみゆる支考の長崎滯在記があり、遡つて元祿八年の惟然卯七の連句や卯七が去來の歸京を送つてよんだ渡鳥の發句を隔てゝ、更に支考が大音寺あたりで去來卯七等と共に連ねた一折がある。それについで翌年の元祿十二年に野坡が來て翁の時雨塚を立てる會をしたときに卯七と共によんだのがある。隨分長崎の地方色はあざやかだといつてもよいけれど、異國情調は存外うすい。これは蕉風のおのづから然らしめる所で、私らは異國趣味をその土地の人殊にこれらの蕉風俳士に求めるのは見當ちがひであらう。

去來は猿蓑のできる前年の元祿三年に卯七を慕つて京から長崎に下つたこ

とがあつたけれど、最も重要なのは、元祿十一年七月から翌十二年の秋へかけて約一ケ年間の在鄕であつた。それらの中間に、芭蕉は元祿七年に西遊を企てゝ果さなかつたいきさつがあり、翌八年には惟然が長崎に來て卯七亭を訪うたことがあつた。酒肆の泥足が「其便」を編したのも七年のころのことであつた。元祿三年のときには、多分あの名高い日見峠の花薄の句をよんだと思はれるが、渡鳥集にみえる去來の多數の作は元祿十一二年のものと思はれる。この一年間の初めには支考が來り會し、すぐ後には野坡が來た。素堂が來たのは惟然よりも前か後か。三千風も天和元祿間再三來遊し、宗因の來たのは少し以前かも知れない。遠く貞門の維舟はあげずもがなであるが、少くとも元祿期に於ける蕉門俳人と長崎との關係を知る上に於て興味最も深き集は、何といつてもこの渡鳥集である。長崎の作家四十餘名中の多數は、多士濟々たる崎陽の鄉土史家

の力を俟つて漸次顯れるであらうが、私たちは春德寺の碑に見える宇鹿の名や、三千風の行脚文集に出てくる如曳(片山氏)や不休(內田氏)の如き名をも、諸名家中に見出す。私は泥足の名のなきを怪むが、その「其便」(元祿七年)や支考の「東山萬句」(寶永三年)のうちの作家なる一介の名をも亦見出す。詳細なることはこれを自他今後の考究に期したい。

海上物語　二卷

海上物語上下二卷は、石平道人鈴木正三の門人釋惠中の作、寬文六年三月京都寺町二條上ル堤六左衞門板行。平假名交り總振假名の美濃紙本、每頁九行、無框無界。本文は上卷は三十四葉、下卷は三十二葉、別に挿畫は兩卷に各五枚づゝ丁附を異にして添はつてゐる。いま海表叢書に收めて刊行する際、都合により畫

圖を每卷から一二省いた。即ち上卷より第二圖(原本八丁)第三圖(原本十九丁)を割り、下卷より第一圖(原本四丁)の後半と第二圖(原本十一丁)の前半と第三圖(原本十五丁)全部とを略すこととした。底本としたのは藤井紫影博士の所藏本である。その厚意を感謝する。

原本には序跋なく又作者の名もない。元祿五年頃の廣益書籍目錄第二冊(六十五葉)のうち法語の部に海上物語二冊惠中作と見えてゐる。尙古い目錄にも出てゐるであらう。惠中は肥前蓮池の人であるといふ。驢鞍橋(三卷)といふ鈴木正三の名高い法語をこの惠中の綴つたものがある。海上物語よりも六年まへの萬治三年の出版である。驢鞍橋下卷の末にも正三の被吉利支丹のことが出てゐるが、本叢書第一冊所收の鬼利至端破却論傳卷中の方にも惠中の驢鞍橋の名が擧げてある。

本書は、吉利支丹を破したものではないけれども、間接には破邪に關する顯正の說法書であるから、叢書に收めることにしたのである。但し叢書本四三及四四の兩頁中に、南蠻の宗旨に關する所說があるのを聊か注意すべきである。作の趣向は、明曆二年八月、諸國一見の僧が長崎より薩摩へ航する乘合船の上で多くの貴賤男女に說法するといふことになつてゐる。上卷第一圖の光景と共に、海洋情趣がたゞよひ興味が深い。私一個としては昨年の夏あの邊の海上の一部を航行したため一層面白く感ずるのである。吉利支丹の海、吉利支丹の島、その海上での說法だと假想してこの書を見ると殊更趣味が涌く。

本書については、藤井博士の「江戸文學研究」(大正十年刊)のうち、第二の論文「江戸初期の三教一致物語」(二一頁至二六頁)、第三の論文「假名草紙の作者」(三六頁)、第四の論文「鈴木正三」(四〇及四一頁)、それらの處々に參照すべきものがある。

聖教初學要理　四卷

文祿慶長のころ吉利支丹の信徒が、日本文のドチリイナ・キリシタンを刊行また謄寫したものが、今日內外の文庫及び藏書家に少しばかり殘存してゐるが、それらの書物にもあらはれてゐる言葉遣ひや文句、原語の讀みくせ譯語の撰びぶりなどに現はれてゐる舊代の傳統を成るべく保存しつゝ、古來の語態を損ぜぬやうにと顧慮しつゝ、幕末キリシタンの復活後新に編輯した所のドチリイナ・キリシタンが卽ちこの聖教初學要理四卷である。長崎近郊に舊い信者の後裔を發見したプチジャン師等がその纂譯者であつた。それについて長崎大浦の浦川和三郎氏が著はされた「日本に於ける公教會の復活」(大正四年刊)また其の再版本「切支丹の復活」(昭和二年刊に於て、その邊の消息を語られた所を左に引用

する。初版本に於ては二七六乃至二七八頁、再版本に於ては三五八乃至三六〇頁に出てゐるが、初版本の方には慶應四年長崎版すなはちこの叢書所收本の原本の本文初頁と慶應元年横濱版の原本との寫眞が載つてゐる。

兩師(プチジャン Petitjean とローカニュ Laucaigne)は每日々々用務に忙殺されて居ながら今の場合何よりも急務は公教要理の飜譯なので、共に力を合せて其飜譯に取掛つたが、夫れに就いて一つ面倒な問題が持上つたと云ふのは、プチジャン師等は親しく浦上(うらかみ)・外海(そとめ)地方の舊信者に接して居た所からして彼等の手に遺つて居た寫本、彼等が平生誦へて居る祈禱文に用ひてある舊來のラテン語やポルトガル語を捨てずに、なるべく其句調までも取入れて譯し出したら、今度自分等が宣傳へる宗教は、彼等が代々信じて來たのと全く同一であると悟らして、安堵させることも出來れば、耳遠い漢語を用ひるよりか、寧ろ聞

慣れた原語を用ひた方が、彼等の爲にも解り易いので、一擧兩得だと考へたのである。所が横濱のジラル(Girard、ムニクウ Mounicou の兩師は全く異教者の中にあつて、夫等に傳道するが目的でもあれば、ムニクウ師は多少漢學を心得て居たので、長崎の宣教師とは全く反對の意見を抱き、舊來の半ラテン半ポルトガル語を排して、一々漢語を當嵌めて、公教要理を作り、一月(慶應二年か)には取敢へず三十部だけを送り間もなく五十部ほど送つて來た。見れば支那四川省の教會で用つて居る公教要理に、日本流の裝束をさした迄なので、プチジャン師は受取つたまゝ、深く筐底に藏ひ込み、自分等は別に編纂を續け、出來ただけは片端から「無元罪の御孕の間」で寫本さして、信者間に配り付けた。

此の事は多分慶應二年(一八六六)のことであらうと思はれる。卽ちその前年慶應元年(一八六五)横濱に於て出版した聖教要理問答と題したムニクウ師等の譯

本には飽き足らず、翌年以來舊傳統を尊重した所の別の譯本、聖教初學要理を編しはじめて、翌々慶應四年戊辰卽ち明治元年(一八六八)長崎に於て木版にて刊行したのであつた。海表叢書本は、この長崎版に由つたのである。

本書は四卷合綴一册、目次一葉と本文七十五葉、每卷の丁附を別にし、第一卷九葉、第二卷十四葉、第三卷二十四葉、第四卷二十八葉を算する。每頁十二行、框ありてその竪六寸六分横五寸四分といふ、割に横びろの木版本。平假名交り文の總振假名、原本には洋語だけ平假名の右傍に一線を畫して目じるしとしてある。鼇頭には語釋を附載してある。但しこの叢書に於ては、洋名は例の如く片假名に改め、語釋は括弧内に省約する等、原本の體裁に順ふことが出來なかつた。

扉(タイトルペイヂ)らの紙面には日本司教伯爾納鐸(ベルナルド)(卽ちプチジヤン)の名が印してあり、下に竪二寸横一寸一分ほどの楕圓形の押出しスタンプがある。内部は海表叢書初卷

所收の「聖教日課」の印と同じであるが、別葉には Bernardus T. J. Petitjean Episcop. Myriophitanus Vicar. Japoniae. とベルナルド・プチジャン師の名があらはされてゐる。われらの叢書にはそれを複製して現はし得ざるを遺憾とする。底本としたのは京都大學圖書館の新得本である。

本書については姉崎博士の「切支丹禁制の終末」（大正十五年刊）の附錄二なる「明治初年の天主敎書」を參考されたい。尙ほ海表叢書第一卷に收めた「再刻とがのぞき規則」および「胡無知理佐无之略」に關しても亦同書の同章に參照すべきものが存することを同卷解說中に書落したから、序でにこゝに補註しておく。

暹羅國風土軍記

暹羅國風土軍記目録

巻之一

巻之二

巻之三

卷之四

卷之五

卷之六

巻之七

總目錄終

暹羅國風土軍記　巻之一

外國通貢始之事

抑我朝より、外國へ通ぜられし始は、人皇十二代垂仁天皇の御宇八十六年に、異國へ使を遣さる、此時異國は後漢光武の末年に當る、是れ始て中華へ通ぜらるゝ始なり。其後人皇十五代神功皇后三十八年、異國へ勅使を遣はさる、此時は三國魏の代にて、魏の國よりも我朝へ使を奉る。其より後は推古天皇の御宇、隋の世亡びて唐の代となるにより、犬上御田鍬と云人を勅使として大唐へ被遣、是を名付けて遣唐使と云、唐へ遣す使といふ事也。其より後度々唐へ勅使を遣はさる舊記に見へたり、然るに中華への勅使をば遣唐使と覺たるは僻事也。又外國より我朝へ貢せし事其始を詳にせず、されども神功皇后の元年十月始て三韓を征伐し給ふ、是は上古より三韓日本へ從ひしが、此時勅に應ぜざる故征伐し

給ふにや、不詳、かゝりし後には新羅。百濟。高麗の三韓日本へ隨ひ奉り、百濟王の世子新羅王の世子、人質こして我朝へ來り、官位を授け召仕れし、其家督の時は國に歸らしめたる事なり。此三韓は外國こいへごも、我國に近き故貢も有べし、其後渤海國王より節度使を奉りし事あり、今は其國海に沒して滅たりこ云、是は古へ渤海郡こいへるにや、又日本より蕃國へ廻船を遣し交易せらるゝ事久し、蕃國こはもろ／＼のゑびす國の事なり。されば大明國より諸國へ勘合こ云切手を渡し渡海せしむ、日本へも勘合を渡置往來せしむ。右勘合を大内左京大夫代々是を預りし處に、天文二年八月大内介義隆家臣陶尾張守晴賢が爲めに亡され、長門國深川大寧寺にて自害の時、大明勘合紛失してより日本の渡海止みぬ。されごも外國へ商船は猶も往來せしかば、寛永の頃までは日本より天竺へ商船渡海しける、其節往古より御免ありて天竺へ賣買せし者は、

角倉與市　茶屋四郎二郎　平野屋半三郎　絲屋紅白粉屋

右之類御免ありて渡天しける。

暹羅國地方之事

抑天竺國は甚大國にて、東西南北中央と五部に分り、一部の内にも又數部に分り、大國は一國二國三ヶ國、或は十ヶ國二十ヶ國合て國王たるものあり。是を如何と尋るに、たとへば日本と中夏とは、其海内一國の天下にして、其内に五畿七道などゝ分りて、一道の内に何ヶ國と一國づゝ割付、國の下に郡あり、郡の下に郷あり庄あり、其下に村あり里ありて一統す。唐土とても此通りにて、代々に其名は替れども實は違はず、上古の堯舜の御代には、天下を十二州に分られし、又禹の時には九州と分られし、是皆日本の五畿七道と云るがごとし。後世唐の代には十道に分け、宋の代には二十三路に分け、明の代には十三省に分たり、今清の代にも省と云、路と云ふも道といふも文字はかはれども皆同じ義なり。天竺には土地廣大なりといへども、一國の天下一統と云にてなく、其むれ／＼幾つにもわかりて、土地大小あり皆國王となれり。本より年號といふ事もなく、禮義の備りたる事も

なく、其國々の風俗によりて色々の法式あり、其一むれを名付て部落と云、落と云は人の大勢集り居たる所を云、百姓の居村を村落と云、村とは大勢むらがりゐるといふ事にてむらといふとの訓をば付られたり。さればゑびすと云ものは、其むれ〳〵一かたまりに成て一國となる故に、日本唐土の一天下を統らるゝとは違ふ事なり。凡世界の内に日本と唐土ほど名義正しく海内一統したる天下はなし、中にも日本の様に海から海まで一統の國はなし。扨暹羅國といふは西南夷の内（中華より西南に當る）交趾國・占城國・東蒲寨國を經て行く所なり、日本を去る事、海上三千餘里（但日本六町一里）の積にて南天竺の東南にある一大國なり、東は東蒲寨國に隣り、西は辨喝喇海と云大海をへだてゝ、向は孟留國にて是も南天竺の内なり。暹羅は如此南海便能き所なれば、諸國の賣買船集る所にて、大國と云繁昌の地なり、日本よりも商を通じて往來する事年久し。故に元和年中より寛永の末に至るまで、大阪落の諸浪人、或は關ヶ原又は天草落人ども賣人と成て、多く暹羅國へ渡り逗留す。若海賊強盜あれば、武勇を以て追拂故に、暹羅國王も是を調法に思ひ、地を借して日本人を一郭に置、

日本町と號し海邊に數百軒の町屋あり、永く留るものは妻妾ありて子を設く、故に今此時に至て住居する人數八千餘人ありしとかや。されば天竺德兵衛と云者あり、彼は播州高砂の出生にて、十五歲の時より角倉與市が船頭前橋淸兵衛に雇れ、天竺へ兩度渡りし。此前橋が暹羅にて旅宿の亭主は本下六右衛門と云、是は本日本の人にて暹羅へ渡り、彼國のテビタイと云所の長者の妹聟になり、暹羅王へ番茶を勤め日本にて三百石程の宛行を取、天竺にては侍の位を日本の大納言に當るよし、加樣の類を以て考へ知るべし。

暹羅國行程之事

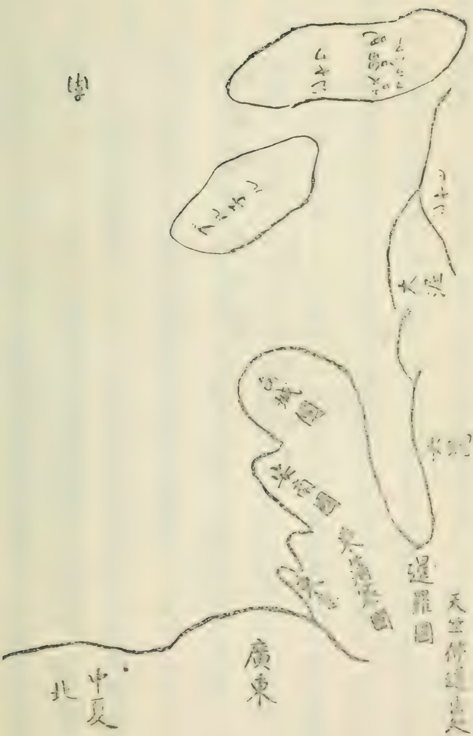
長崎より女島男島まで九十六里、女島男島より高山宮へ六百五十里、高山宮と云は一國長さ七十五里、此國の都より十三里沖にウッラダゲンと云島二つあり、是迄日本より南へ走る也。高山宮より六百五十里西へ走、カン東の天ノ川といふ所を見て通る、此川深さ九百八十尋といへり、すぐれて深きゆへ碇を下す事ならず、是まては北斗の星見へけれども

是より北斗は地中に隱れて見へず、依て磁石を以て方角を定め船を走らす、此所に大クルス・小クルスと云星二つ出るよし。天ノ川より三百里南へ走り、南京の境の出鼻あり、ヒヤウ鼻と云ふ、是より三百里西の方へ走り、カウチのトロンが嶽と云、此所より大山見ゆるこれ達摩大士誕生の地なり。是より南へ走て占城のクワロといふ島あり、夫より南へ四百里走てカナウチヤナルトントウロと云島あり、是より八百里戌亥の方へ走れば摩迦陀國流沙川の口なり、長崎より三千百九十里なり。暹羅國流沙川の川口より三里川上にハンテヒヤと云城あり、此所にて日本より持參せし御朱印を改て、摩迦陀國へ早船にて遣すとなり。流沙川より七十五里川上に大海と云都あり、是まで商船參る、夫より川上へは法度にて入れず、此都より八百里餘沖の大シントと申へ行て、シヤカタラといふ所より革類・鮫など出る、是摩迦陀國の内なり。是より未申の方に南蠻國あり、戌亥の方に阿蘭陀・イキリス・クワシニロ・ダツタンなど國つゞきなり。摩迦陀國都より四十二里川上に靈鷲山あり、高さ一里、横幅八町、長さ十六町有之よし、此所に大岩あり、此岩上にて釋迦如來說法あ

りし、此岩の高さ三十二町、流沙川の中へおほひ掛りたる大岩あり、テヒヤタヒこ云寺あり、昔須達長者屋敷跡のよし。此長者は暹羅國一國の長者なるよし、テヒヤタイより町續き七里行て、長さ二十里づゝの堂三つあり（此七里は日本道四十二町なり／堂の長さ二十里も百二十町也）其本尊立像の釋迦東向、又一つの堂は坐像の釋迦北向、又一つの堂は涅槃像南向なり、右佛像の小指の長さ三間餘あり、是にて佛像の大さ堂の大さ計り知るべし。

西南夷方角繪圖

（○圖は次頁にあり）


暹羅國
廣東
中夏
北

暹羅國風土軍記 卷之一 （尾題新補）

暹邏國風土軍記　卷之一

暹羅國風土軍記　卷之二

山田仁左衛門立身之事

去程に暹羅國は西南夷の一大國にして、殊に榜喝刺海といふ大入海を受て、南海第一の港にて繁昌の土地なれば、日本の船は云に及ばず、四夷八蠻の商船ども入津する所なり。爰に日本の廻船ども代る〳〵往來する折なれば、元和慶長の間、關原、大阪落の諸浪人ども、渡天の商船に取乘て賣人となり、外國へ身を隱す者多しとかや。されば日本人の武勇は萬國に勝れ智謀賢こければ、蕃國の戰、又は海賊の強盜にも、日本人を恐るゝ事恰も鬼神の如くなる故に、暹羅國王も日本人を重用し、一の屋敷を與へ日本町と名付て一郭を設け、數百軒の町屋造り並て妻子眷屬を設くるが故に、寛永の頃日本人の數八千に過て、暹羅國の土地に住居す。自餘の蕃國ともに日本人の武勇を恐怖して、暹羅國へ寄せざれば、

暹羅國民安堵の思ひをなし、國王もいと調法に賴母しく思ける。中にも山田仁左衛門と云者あり、此仁左衛門は生國は尾張國の者なるが、其人となり放蕩にして、力量才智ありて賢き者なるが、父母の命をも用ゐず、産業を事とせず、所にも住がたくや、駿州などに來りて、彼方此方としたりけるが、身の置所なくや、番國貢貨の廻船に打乘暹羅國へ渡り、年久しく逗留せしに、初の程には商賣の事にて、彼國の官人とも馴染しが、後には官人共とひたすら出合ける。此仁左衛門生得才智ありて、小學問をもしけるに、其發明倫を出て、日本の軍法にも通じ、古今の戰をも能覺へて物語し、少々經書も辨へければ、經書軍書和漢の物語しける故に、官人共段々と招請し、仁左衛門を尊敬す。元來暹羅國と云は、西南夷のゐびすなれば、中夏より文學の通用もなく、況や經學禮義の士の來ると云事もなく、誠に戎狄是膺(レアタリ)荊舒是懲(レコラス)と聖人の戒置給ひし夷狄にて、害をなす時は是を討し、平生は威を以てをどしこらして遠けらるゝゐびすなれども、後世に至ては人の心も化に趣きけるにや、聞馴ざる經書軍書古戰和漢の事を聞て、仁左衛門が發明なる才智を神の如く思ひ、

國王へも稱美しける程に、頓て國王仁左衛門を召出し、日本中華文武古今の事を尋しめけるに、明々こして聞の聲に應ずるが如く、水堅板を走るが如し。依之國王深く感じ、仁左衛門を登庸し、官人こなし食邑を與へ、すなはち國王の師範こして、暐亞仁左衛門こ號せらる。此の暐亞こ云事は日本にて國主こいふ事なり、仍て食祿日本にての三千石程の采地を與へて暐亞こなりし、是本朝の寛永四年の事なり。

一說に云、天竺德兵衛曰、山田仁左衛門こ云人天竺にあり、シャム一國の主なり。元來日本勢州山田の御師の手代なり、武州江戸廻りして徒なる事有て、公儀御吟味に逢、長崎へ逐電してシャムの出船に乘り渡り、國王に賴れ所々の軍に立、高名をして國王の聟になり、其後國王の跡をつぎけるこ語りし。又一說には生國駿河國なり、故に仁左衛門暹羅より駿河の淺間へ繪馬を奉納したり、其繪馬今に淺間にあり。繪馬は大なる繪馬にて、彼國にて軍の體を書たり、名をば山田仁左衛門こ記有之、今は淺間の別當寶藏に納て、所望なれば見物させける、甚見事なる繪馬なり。又一說仁左衛門が守して入都の

體なりともいふ。又或云仁左衛門生國尾張の人なれども、駿府へ來て住ける故、淺間へ奉納したりとも云、其實否はしらず。

山田仁左衛門立身之事 附 逸比留國城攻 並 仁左衛門逸比留國王となる事

扨も山田仁左衛門は暹羅王の臣となり、食邑三千石程の主となりしが、程なく加増を給はり二萬石ほどの主となる、仁左衛門拜謝して、日本町に在ける所の者共に告て云けるは、各日本に歸る心なくば我臣下とならん者は召抱べしとありしかば、諸浪人とも喜悦して、仁左衛門が家臣となる者多し。仁左衛門悅て其器量を撰見る所に、勇士四十餘人、雜兵百餘人、足輕中間二百餘人を召抱、日本流の行列に出立、此度拜領したる釆地へ入部す。暹羅人是を見て、誠に勇々敷嚴重なれば皆目を驚かす事限なし、彌仁左衛門が武勇智謀を感じけり。角て一年ありて暹羅國都へ參勤し、常々國王の側に在て政務を司り、國王

の師範たり。或時國王仁左衛門に語て云、予汝が說く所を以て日本並中華の法を聞に、世界皆世を子に讓る、只堯舜の德に讓る德ある人は希なり、子に讓るの道もなり。我國法は古より父の子あらんほどは弟に代を讓り、父の子絶て子に讓る故、嫡流と云事なく正統を失ふなり。よつて我より法を改て子に讓るべし、我に末弟只一人あり、しかも若年なり此時法を改て子に讓るを以て國法となさんとて、舍弟をは菩提所久留園精舍といふ寺へ遣し弟子とし、則分國へ觸て此後家を子に讓るを以て法と定けり。然處に暹羅國の分國に逸比留國といふ國あり、此國王年老て時亞茶へンと云弟を繼子と立置けり、此度暹羅王の觸を受て使者を暹都へ遣して奏して云、臣は兄の繼子と定ける上は、今更變じて兄の子を立がたく存ず、某より已後をば子に讓るべし、某に於ては只今までの法に任せ給はるべしとなり。暹羅王許容せず、法は重し人は輕し、法に背く者をば死刑を給はらん、汝すみやかに兄の子を立て相作ひ、王城に來て罪を謝すべし、左なくば汝に兵威を以て攻亡さんとなり。使者恐怖してしか〴〵の由申けれども、逸比留王曾て命に從はず、況や謝罪の沙汰も

なければ、暹羅王大に怒て山田脩亞を召て云、我汝が說を聞、法を改太子を以て世繼とす汝太子の師となり、文武の學を能教へよ、國に師たらんものは小身にては威勢なし、何とぞして汝に大國を與へんと思ふ所に、幸なる哉、今逸比留國王我命に背て自滅を招く、汝兵を卒し彼城を受取れ、則汝が領地に與ふべしとありければ、仁左衛門有難き身心に銘じ拜謝し既に打立ける、軍兵には暹羅王ノ兵二萬餘、仁左衛門手勢五百餘兵、彼是都合三萬に及ぶ軍勢にて打立けり。此逸比留國と申は日本にて二十五萬石程の國なり、仁左衛門が手勢は日本裝束にて聲花(はなやか)に出立せ、行程七日にて敵國へ着陣して先城外に陣取、使を以て告て曰、汝茶ヘン王法を背く逆臣たり、城を獻じて他國へ走るべしとぞ呼りたり。茶ヘンは兼て期したる事なれば、使を追反し門扉を開て勢を押出し合戰に及ぶ、都合五度石火矢を發し、弩を放て巳の刻より未の刻に至まで戰ふ程に、手負死人幾らと云數を知らず。仁左衛門は日本兵の手馴たる者に、大筒小筒三百餘挺持せて、透間なく覘ひ打にしければ、城兵若干打倒しければ、殘兵城に向ひて引退、仁左衛門手勢も終日戰勞れければ、輕く追

捨相引にして陣をとる。逸比留人の討死算を亂したる如く凡一萬に及ぶ、味方は四百餘人討死と記しける。然るに逸比留の隣國に、琶牛國王の一族嘮亞茶キリと云人は、逸比留王の一族たるを以て、仁左衛門が陣に來て拔んと云ひ、城に入て嘮亞茶キリに渡して逸比留國の地へ立退ければ、仁左衛門是を受取城に入て國を治め、家臣大塚十左衛門を城代とし、始臣となりたる日本人を譜代とし、降人其外暹羅・逸比留人を召抱、都合二萬餘人、大禄それ／＼に與へ國を守らしめ、仁左衛門は手勢二千餘人日本行列に隨へ、其身は緋威の鎧に鍬形の兜を豬首に着なし、大纛を以て牽せたる國王の車に乘り、官軍二萬餘人を前後に引卒し、天竺の帶樂を奏・鐃鉢・太鼓・鉦鼓、行軍せり。是を見る人山野に充滿して見物し、天晴國王哉とてほめぬ者こそなかりけれ。仁左衛門かくの如くして、暹都に立歸て國王に拜禮す、暹羅王軍の次第一々に聞て大に感賞し、仁左衛門が武略、暹羅人の及ぶ所にあらずと、登用ひて長臣として、常に側に在て國事を沙汰す。されば暹羅國代々の舊臣の上に、此時カウハムと云者、仁左衛門が上にあれども、只其座にあるのみなり。よつて國

臣等山田が昇進を半ばそねみ、半ば媚諂ふ者もあり。

暹羅國風土軍記 卷之二（尾題新補）

暹羅國風土軍記　卷之三

暹羅國王卒去 附 遺命之事

斯て山田仁左衛門は逸比留國の軍功によつて、彼城地を給り、二十五萬石ほどの國主となり、逸比留國王となる、暹都に在宿して國王の師範として、國中に肩を雙ぶる者もなし。如此する内に、二三ヶ年の星霜を送りしが、暹羅王病に伏して醫藥數を盡すと雖も、更に驗なかりしが、暹王も本復なからんと覺悟し、カウハム（一長臣）仁左衛門を始其外の長臣を招て遺言して曰、我病治療あるべからず、太子に國を譲るの間、カウハムと仁左衛門兩人して太子を輔佐し、國政を我仕置たるごとく少も變ずべからず。今年はカウハム在府して太子の後見し、仁左衛門は領國逸比留に歸て國中の仕置を治め、明年の此月に代り暹都へ出府し太子を補佐し、カウハムは領國忽利宇國に歸て仕置せよ。每年如斯隔年に交代せよ

と遺命せられければ、兩長臣謹で許諾しける。かくて其年の五月十六日暑熱に勞しけるが、暹羅王卒去し給ひければ、上下の悲歎限なく、菩提所久留園精舍へ送葬す、其規式樣々にて、和朝にて見ざる殊勝なる事ども多かりし。是は佛在世の國なる故ならんと、日本人も感じける、是寬永九年の事なり。

國母不義國中騷動之事

斯くて暹羅新王の卽位元年は日本寬永九年に當る、八月には纔日の規式濟ければ、山田仁左衛門遺命の如く、暹都を立て領國逸比留へ入都し、暹都にはカウハム新王の補佐として日々出仕、政道を執行事先主の時のごとく違ふ事なし。然るにカウハム今年二十五歲未妻女なかりしが、母后彼が美男に迷ひ、いつか道ならぬ心付てひそかにカウハムと密通し、剩夫婦の契約し、カウハムを新王の養父として國王に立んとの企あり。新王今年纔に十三歲なれども、才智勝れて心正ければ、此事を聞大に憤り、所詮カウハムを呼で力士を

以て殺し、母后の念を止んと謀られけるが、如何して謀をもらしけん、人ありて母后に告げれば、母后大に恐悲み、先カウハムが殺されん事を悲しみ、新王を後宮に招き腹心たる官女にしめし合て、終に毒飼して急に頓死せりと披露す。誠に夷狄なれば恩愛の道を辨へぬと云ながら、婦人の心色に迷ふて血を分けし子を失ふ、夷狄なれども傑りなり。暹羅國人再思をいだき形の如く葬送事畢りぬ。されども國に繼嗣なき故、母后臨朝と云て、母后自ら政務を執て女王とぞ稱しける、是同年十一月の事なり。仁左衛門逸比留に在て傳へ聞、急ぎ暹都に出て實否を糺さんと用意する所に、新王の近臣より密かに女王が不義を制さんとて、却て新王毒殺の難を得給ふよし委く告げれば、仁左衛門大に怒り、いでや女王、カウハムを討て先王の弟久留園精舍にあるを迎立て、亡君舊主の怒を休んと、俄に兵を集るよし暹都に聞へければ、暹羅女王大に驚きカウハムと謀て、出頭人チャントホウと云ものありしを使者にして、逸比留國へ遣し、僞て仁左衛門を諭して云けるは、我子新王頓死あり悲涙止む時なし、されども一日も國主なくんば有べからず、依て我女人ながらも

止む事を得ず朝に臨む事は、國家一日も君なくんばあるべからざるを以てなり、汝山田脩亟速に暹都に來り、朝議を凝し後主を立よ、左あらば我速に朝を讓り尼法師こならんと望の所なり、然るを佞奸邪推の人ありて、我身新王を毒殺するのよし、浮說を汝信用し討手の兵を集るの旨傳聞所なり、是全く汝聞所の誤るなり、それ人の親こして子をかなしまぬものやある、是は汝が心にくらべて見よ、則天帝御祖先主の靈魂等に誓て一書を送るこて恐ろしき誓言を立、猶此上にも疑ひあらば我身自ら汝が國に行、直に罪なき心を明し見せんこ樣々あはれに恐ろしくぞ書のせける。扨其上に汝が子チイン未だ所領なければ、此度大泥・六昆の二ケ國を給る間、遙比留に合て領知あるべしこ證印を給り、兩國へも下知狀を添て贈られければ、仁左衛門誓詞を見又兩國の加恩に心ひかれ、何こなく心こけ許諾し、理に於てかくこそあらんこ、兩國の證印を拜受し、大に酒宴し使者をもてなし遣り、チヤントホウ一禮して旅館に歸れば、仁左衛門は使の禮を拜謝せんこて、チヤントホウが旅館へ行て拜禮す、則仁左衛門を客屋へ請し入、酒宴饗應刻を移し夜に入て仁左衛門城へ

歸ければ、チヤントホウは翌日未明に進比留を立て暹都にこそ歸りけれ。

山田ヲイン大泥六昆入都並仁左衛門チヤントホウが爲に毒殺せらるゝ事

斯て仁左衛門は嫡子ヲインを呼で云けるは、此度國王より汝に大泥・六昆の二ケ國を給ふ、則兩國への下知狀證印を以て、兩國へ行て入都せよと示しければ、ヲイン先大泥國へ趣けるが、大泥國は女王たるを以てヲイン城中へ入らず、城下に止宿し、大泥の長臣等が屬國の拜禮を受、卽日大泥を立て六昆へ入都すれば、城主香を炷て出迎へ永く臣屬たる禮をなす、ヲイン則城に入て屬國の禮を受、國主善盡し美盡したる饗應數を盡す。ヲイン久して六昆に止り、兩國の仕置を沙汰し、土地を見立城を築て國務を執行せんとす。然るに先日暹都より仁左衛門方へ來りたるチヤントホウ、暹都へ歸り女王へ申けるは、仁左衛門王命を受愼て拜謝し、某を饗應し敬ふといへども本心全く服せざる色あり、但王命を返さ

ゞる渠が心中、大義を思ひ立折からに大國を、（大泥は東西日本の三十餘里ほど有、六昆は十六七里もあらん、此知行高兩國合せて十萬石餘なり）屬國に受る時は、兵を起すに便あるに依て、僞て心服の體をなすと見へたり。故に某旅館に饗應せし時、密に鴆毒を食はしむ、三ヶ月を出ざる内必病發し五臟爛て死すべしと云ければ、女王大に悅び汝が働き感ずるに餘りあり、今汝が申如く仁左衛門死するならば、大泥・六昆の二ヶ國を汝に與ふべしとて、是より傍亞チヤントホウとぞ呼れける。其程に仁左衛門は逸比留に在て、其毒五臟に惱しければ諸醫技を盡すといへども、本是鴆毒の五臟に入りたるなれば、治療すべき樣なし、仁左衛門も今は堪へ難く覺へければ、密に近臣を呼で我チインが兩國を服し畢るを待て、大軍を調へ暹羅に攻入て、女王とカウハムの罪を問んと思ひしに、國使チヤントホウが僞に毒を飼れ、今病にかゝりて起る事なし、我死したらば此旨をチインに告て志を繼すべしと云けるが、次第に弱り翌年の春終に空しく成にける、時に暹羅女王の二年日本の寛永十年に當れり。

暹羅國風土軍記　卷之三　（尾題新補）

暹羅國風土軍記　巻之四

チイン於大泥六昆起兵之事 附チャントホウ向討手討死之事

去程に、山田仁左衛門が嫡子チインは、六昆にて父の死を聞大に悲み大に怒り、天地に誓て父の仇を報ぜんと、六昆にて兵を集る所に一國皆下知に應ず。大泥國主は聞之、我國は小國にて貧困の貯金に困難し、何とぞ今年の軍役をゆるし給らば、来年は急度軍役を率ひ從はん、と答ければ、チインは此義を疑ひ、我軍立せし後、大泥國兵我後を討ならば、必軍難義ならん。實否糺さずして軍立なりがたしとて、兎角猶豫しける内、此趣暹都へ聞へければ、女王大に驚き、則嗋啞チャントホウに大軍を添て六昆へこそ向せけれ。チャントホウ六昆に馳付使を以てチインに告けるは、「嗋啞仁左衛門遂比留國に在て病死する事、

チャントホウが謀なるを以て、毒殺すると稱し、兵を集て暹都を討んとするの由、其聞へあり、跡形もなき僞謀を以て國家を傾んとする汝が逆心疑なき所なり。若又異心なきに於ては、速に城を明て六昆・大泥二ヶ國を返上すべしと呼ければ、テイン暫く思惟しけるが謀こそあらめと思ひ、僞て領掌し使者に向て申けるは、王命の趣畏り存す、既に父仁左衛門病死の上は、我に賜りたる六昆・大泥二ヶ國は本より返上すべき所なり、然らば城を渡すべし、されども城中悉く掃除して相渡すべければ、二三日は待給へと云へば、チャントホウ尤と許諾し、城外に陣取て相待ける。テイン思ふ儘に敵をたばかり、兵具十分に調置、扨三日目になれは城外へ使者を立て、兼約の如く今日城を渡すべし、城を受取渡す法あれば、其法式を以て受取給へと云送る。チャントホウ實尤と心得て、行粧を引つくろひ、僅に手廻りの兵三百餘を卒し、城へ入らんとする所、テインあくまで敵を僞引寄、時分はよしと相圖を定、伏兵左右より起立てチャントホウが前後を包み、左右に廻りて挾み討に討ほどに、敵は思ひ寄ざる事なれば騒立けるを、兎角して取合防ぐといへども、本よ

り備全からず、思ひ掛ざる事なれば、旗を亂して崩立、大將チヤントホウも討死しければ、殘兵右往左往に敗軍し、我先にと逃歸る。ヲイン大に悦び、父を毒害したる天罰にて、チヤントホウ自ら來て亡ると云ふ事、是天の與ふる所にして物皆よしとて、いざや急に暹都を攻拔、亡君の怨を休め、亡父の仇を報じ新王を立て、國家安全の謀をなすべしと、六昆十三頭の領主へ檄文を走し、不日に軍立せんとの用意しきりなりとぞ聞へける。

日本町の船頭暹都へ呼るゝ事

去程にチヤントホウ等が殘兵共這々逃歸りて、暹羅の都へ右の次第を告ける處に、又風說しけるは、ヲイン逸比留國本部の兵に、六昆・大泥二ヶ國を合、其外琶牛羅・宇荼宇・三佛齊などの諸國に牒し合て、其勢三百餘萬にて、幾日には某の地に至る、明日は何方まで來るなどゝ、虛說まじりに雜說しきりなれば、暹羅女王大に恐れ、カウハムに謀を問とへども、カウハム元來臆病第一の怯弱者なれば、甚恐怖して十方を失ひ謀の出ん方もな

し。然どもヲイン恨を含て三國を合せ大軍を傭ひ来らんに、日本町の者共内應せずと云事あらじ、然らば都はたもつべからず。先達に日本町の者どもが船を残らず取上、逃道なくして軍兵を以て焼拂んとて、日本町へ使を立、船頭二人用事有之間城中へ来るべしとなり。船頭と云へば、世上に船こぐ舟子の様に聞ゆれども、左にはあらず、蕃國渡海の船頭と云者は、何も大商にして名ある者なれば、軽々しき者にあらず一船の主なり。此日本町の船頭は、鈎屋庄左衛門・玉屋忠兵衛とて、福徳良智の者どもなるが、此使を得て總元じめ岩倉平左衛門が宿に往て相談す。平左衛門聞て頃日ヲイン六昆に在て義兵を催す所に、國使六昆に在て此事を糺し、大泥・六昆二ヶ國を召放すの旨云渡し、城を受取らんとして、却てヲインが爲めに討殺さる。依之ヲイン義兵を募り近國に牒し合、近日此國へ攻入らんとするの由、其沙汰有故に我々此地に在ては、必内應せん事を恐て呼寄、兩人が旨を聞命に随はずんば打殺さんとの事なるべし。然る時は往も大事往かぬも大事なれば、能々謀を定め兩人の心腹を示し合され然るべしとて、日本町にある所の頭分の者、並に思慮あ

るべき者ごもを招集め會談しける者には、

金屋源三郎　大阪屋助作　綿屋市郎兵衛　岸部屋九郎右衛門

岸部屋甚三郎　谷久兵衛　今村佐京　山田仁太夫

山田仁兵衛　（兵法者）有門太夫　（能太夫）速水又三郎　智原五郎八

此智原五郎八後に入道して宗因と云、此人後に日本長崎へ歸り、日本町の軍中に在て書留たる物なれば、此書の作者なり。

扨て右の者ごも會合して相談して云、案ずるに船頭二人を城中に呼は、人質に取置時は日本は義を重んずる國なれば、我々二人を見殺にして城をば攻まじ、然れば兩人に說て、我々をも段々城中へ呼入置、ヲイン來る時は和睦など云ふて事を寬くせば、ヲインも日本人の城中に捕れあるを以て、急に城を攻伐べからず、此間に國軍を召集めヲインが後を討ぜんとの謀なるべし、然らば往べからずといへごも、往ずんば急に都兵をもつて此所を攻討ん、所詮殿りを備へ此所引拂ひ船に浮む用意あるべし、と云處に、又城中より使來て船

頭早く來るべしとなり。日本人は今も討手の來るかと、武具兵具取出しひしめく中に、左はなくして、只しきりに呼使四五度に及ければ、庄左衛門・忠兵衛談じて云、如此度々使を得て往ざるは臆したる樣なり、逃去がたき此處、爰にて討死するも同じ事、今出したる武具を卒して城に入らん、城中に鐵炮の音せば我々が最後と思ひ、志あらん人々は城に打入討死し、日本人の武名を揚給へと云へば、各勇進んでいたくも宜ふものかな、死なば一所ぞとく馳付べし、とく／＼城に入て樣子を伺給へといへば、庄左衛門・忠兵衛すはともいはゞ、火花を散し花々敷合戰して討死せん、暹羅人の手並は知りぬ、仕合よくば旁も跡に續て城を乘取給ふ事あらんと云て、鐵炮二十五挺・弓十張・鑓十筋を隨へ挾んで城にぞ入にける。總元じめ平右衛門は日本町に兵を調へ、城中の矢玉の音を待居たりける。去程に船頭二人城に至り、召に應じて參るよし中門より云入ければ、カウハム渠等は兵具を携へ來ると聞て大驚、官人を出し難じて云、汝等武具を携へ來るは何事ぞや、船頭曰、チインン六昆に於て君に疑はれ兵仗に及び、國使を討取と承る。依之我々も日本人なれば同意す

るかと疑はれ、死を賜ふもあらんか、然らば日本人の作法、最後の一戰花々しく討死せんこの覺悟のみなりと云へば、カウハム噂恐怖し、官人を出し云せけるは、オイン六昆に兵を遣し、貢物使を討て狼藉に及ぶ事は官軍を以て征伐あるべし、次に汝等が事は、日本に家財あるを以て、初より仁左衞門とは引分れ、渠が臣下にもあらざれば、日本へ歸るべき者なり。然れども此處に在ては、若ヲインに内應内變の疑なきにしもあらず、依て借地日本町を差上速に日本に歸るべし、但日本船を渡しては働自由にして海濱狼藉あらんか、依て日本船は不殘此方へ差出し、當國の大船六七艘を以て、交趾（カチ）邊まで送るべしとなり。庄左衞門。忠兵衞聞て一同云、日本町は元より借物なれば命に應じ差上べし、船の義は我々が船にていゝへば得こそ上申すまじ。其上今引替て乗馴ぬ此國の大船に乗込、何として楫を取帆を揚下しして、日本へ渡海なるべきや、無理千萬の難題思ひも寄らず、只日本船を以て歸國すべしと云切て城を出たるに、留る者一人もなし。兩人日本町へ歸て、右の次第岩倉始め同友共へ語ければ、何も大笑し、扨々無用の事に兵具を調へ死を極ける事よ、然れ

ども永く留るべきにあらず、近々に引拂て日本へ歸帆すべしとて段々荷物を仕舞ける。

暹羅國風土軍記 卷之四

暹羅國風土軍記　卷之四

暹羅國風土軍記　巻之五

源藏遊遊女町 附 孟留國信使扱之事

斯る處に暹羅女王より令して、日本町の者共引拂ひ、地を揚日本へ歸るべきに極るの間、向後一人も城中へ入べからず、若忍入者あらば重き罪科たるべしこそ觸れ來りければ、總元じめ岩倉平右衛門此旨領掌、船頭中へ申送ける樣、暹羅の王城といふは、國都入津の湊より城中へ巡り入川あり、城の外郭には町をも構の内へ圍み入、其外は外國より來る船掛りの宿を借す町屋數十町あり、日本町も此内三郭ありて尤城外なり、城の外廓大にして、練塀に揚土門も數ヶ所あり。又入津の大河あり、是も外郭の塀迴りには橋を仕かけ、橋の上は廊下の如く家を作りて多門の如く、兩壁に石火矢窓あり。二の郭も亦斯の如し、官人家屋相交り。本丸は王城にて人の出入を改るなり、依て常は二の郭迄も、日本町

の者共往來せしを、此度改て外郭へも入べからざる旨觸なり。然るに長崎五島か島の者に源藏といふ男忍んで遊女町に遊ぶ、是外郭の內なる故中官下官集て捕んとす。源藏脇差を拔て切て廻る程に、卽座に四人を切殺し九人に深手負せて迯去る處を、漸々と源藏を討留ぬ。翌日官人日本町へ來て、夜前源藏法に背き城中へ入故、官人をして捕んとする處に、却て四人を切殺し九人に手負す、源藏をば討留けれども、又外に十三人解死人を出すべしとなり。平右衛門答て云、源藏一人入て死罪にあへば、頃日被仰出通りにて申分なし、源藏に討れたる人々は其面々の不調法なり、解死人に誰を指し出すべきや、向後ケ樣に思召ば、日本人狼藉せば一人に付何人づゝ日本人を科に行はんとの條目を出さるべし、左あらば此方にも組を立其人數を出すべし、此度此定なければ、解死人に出んと申者なくばと返答す。時に此比孟留國より、大將晗噻インハと云者、暹都に信使として來居ける、日本町へも賣買の事にて度々出入しけるが、此事を聞、總元じめ平右衛門並船長共を諭して云、各々には此度兩度まで、女王の官人に向て雜言せられし由、只今まで借地して年久しく居

られし上は、國王は地頭なるに、命に背くのみならず、兵具を帶して城に入、惡口して居らるゝ事、日本の地頭ならば片時を待ず罪せらるべけれども、天竺は柔和の風儀なるに、殊に當國は女王なる上、大臣カウハム志弱き故、此の如く手延して置るゝとも、定て官軍を募りマインが來られに備へ、且は各を刑せんとの業なくんばあるべからず、先々日本船を獻じ給へ、我取持て能々計るべし。天竺銀を貴む事甚し、後々銀を以て買ひ返さるべしと云へば、日本人其理に伏し、先カウハム方へ使を立云ひ入けるは、先日の罪を謝し、日本船を獻ずべしと云へば、カウハム大に悦び是を許し、日本船三百餘艘受取らしめ、廊下橋より引入、城内の船倉に納む、其後高當國のインル取持て云、日本人當國の大船に乘事を得ず、銀を以て獻ずる所の日本船を給ふて出帆せんとの旨、利害を以て說ければ、カウハムも今大分の銀を獻せば、去年より打續たる物入に、官庫乏きを續ぐと思ひ、たとへ日本船にて歸るとも、あくまで氣を折和をと歸らん事を思ふ者どもなれば、何事をも仕出すまじきと思ひ、此旨をインルに答て許容しける。インル是を背ひ、日本町へ行て相談し、銀

三百目二斤とし、七十斤を献納すれば、日本船三百艘を船倉より漕出し、日本町に繋ければ、日本人も大に悦び、此地を引拂ふて日本へ歸らんとす。然れども六昆・逸比留に在ものどもの妻子男女上下七十餘人捨がたき者なり、先是を送届けて後、日本へ歸らんとて悉く日本町を引拂ひ、一物も殘さじと船積の用意しきりなり。

日本町之者退口 並 船軍之事

去程に暹羅女王の二年は、日本の寛永十年に當る、此年の二月十九日、日本人は大小三百餘艘の纜を解、日本町を跡に、底なし大海へ漕出す、此時舊年より呼集たる暹羅の軍兵ども、陸地に見物して居たりけるが、日本人速に自國に歸るべきに、テインが從者の妻子を引連行、是至し六昆へ行てテインが道引して、再當國へ攻來る謀なるべし。幸に集居たる官軍なれば、追蒐て打留よとの命を受て、龍頭鷁首の官船の廣大なるを數十艘漕連て、軍鼓をならし追掛たり。日本人は是を見て、すはや敵船を出し討留んとするぞ、とく〳〵

漕返し討死せよ、とても適ぬ戦ぞ見苦しき振廻して、神国の名を落すなと、互に呼り合船を返し合せ〳〵、船軍の備を立る、総元〆岩倉平右衛門は、兵法者有門太夫に兵を配らせ、今村左京と談じて木綿帆を悉く横に張て船舷に廻し、敵の矢玉の当る為に船ごとに張らせ、所々を押捲り、大石火矢。大筒を差出し、敵船矢所に近付を待掛たり。邏羅船打寄て石火矢五六十挺を放掛〳〵、日本船よりも同く発しければ、百千の雷の一度に鳴るが如く、黒烟天を掠め波上に横はる、湊の内闇夜に異ならず。此隙に有門太夫馳廻り早合を以て石火矢。大筒を繰廻し〳〵、先に立たる邏羅人を拜々と打倒せば、邏羅船も石火矢を再放し得ず、総元〆平右衛門船屋形に取り上り扇を開き、面白の有様や音に聞たる源平両家の船軍も是程にはよもあらじ、庄左衛門。忠兵衛はなきか、船唄の音頭を出し水主ともに諷はせて、敵に聞せよと云ければ、両船頭水主の音頭を出し、船唄を諷ふといへども、水主とも怖震て諷えず、平右衛門は今村左京を呼で、いざひといきみ揉立られよと云へば、有門太夫は猶も石火矢。大筒・小筒三段に入替々々、玉薬を惜ず打立々々、敵船を打砕き、

矢種盡る者ならば、太刀かたなのあらんほどは少も引ず、死ねや〳〵と呼りければ、平右衞門再扇子をひらめかし、聞しに增る面白さや、此働を我朝の大將軍に見せ申さぬ事の殘念さよと云ば、左京は老武者なるが、我關ヶ原の大合戰より、大阪鴫野合戰にも手に合て見たれども、船軍といふは是が始てなり。然れ共敵を打取透間を見るは遊なしと、長刀を持て踊り上り〳〵、軍よくせよ人々、打物の届く程ならば、左京こそ一番に討死するぞと、人々を勵しければ、此詞に勇まされ、金屋源三郎・大阪屋助作・綿屋市兵衞・岸部屋九郎右衞門・同甚三郎・谷九兵衞・山田仁兵衞・同仁太夫・速水又三郎・智原五郎八等得物を把て船の艫先に大筒・小筒入替〳〵打立させ、船三艘打沈め、猶も船を進め近寄る。敵船よりも石火矢を打けれども、帆幕に玉を請流し落ける故、日本船には怪我もなし。然れども是に當りて死する者折に有之といへども、屑ともせず早く死するを手柄とす。手船をば後に圍み乗つれ〳〵大筒打ほどに、餘火帆幕に燃付を、刀を以て切破り切捨、折節濱風烈しく吹て火炎ともに敵船に飛かゝれば、暹羅人是を避けんとする内に、船底にある塩

硝瓶に火入、霹靂一聲震動して、數十の大船皆裂て、暹兵大軍火に飛され、水に入て死するもの數を知らず。殘兵漸々小船に移て陸に遁れ上る、日本人是に機を得て、是偏に只事にあらず、日本の神靈加護なさしめ給ふらんと、船を廻し歸帆せんとする處を、廊下橋の窓を開き、石火矢數十挺打出す、其間遠ければ玉は屆かず、味方の船は帆幕の楯を賴み、廊下橋に漕近づき、廊下を的に大石火矢を放ければ、廊下の屋根を打崩す、暹羅人ども堪兼、艪より出でゝ逃退く、味方の勢は、斯く目に餘る大敵を不思議に免れ、兎角して船を沖へ漕ぎ出しける。

暹羅國風土軍記　巻之五

暹羅國風土軍記　卷之六

日本船於亞シノキと船軍並六昆國背ヲイン合戰之事

さる程に此間暹都より召に應じ來集る軍兵の內に、於亞シキノと云者、後れ馳に暹都に來り、日本人退口船軍に、暹羅人共打負たる樣子を見て、女王へ奏しけるは、我射手を以て日本船を喰留べき事掌の內にあれども、官船大半損失し、殘る船は遙の沖に浮たれば用立がたし。今南蠻の黑船かゝりて幸湊口にあり、是を借て日本人一人も殘さず海に沈むべしとて、黑船を借り六七十人取乘り、チアシノキは船端に打出て、士卒に鑓を持せ、石火矢を發して日本船へ掛る。日本船には帆幕を能調たれば、矢玉是に膈まされ內へ貫かず、日本船は態と漂ふ體をなし、敵の玉藥を詰替るを待居たり。既に數挺の石火矢を打拂ふと見ければ、日本船進出、大筒・小筒を以て船を矢頃に近付て、折節引汐日本の小船ども、手

早く雜々と黑船に引付たり。於是シキノ大に呼で下知をなし、鎗を以て日本船に乘移るべき體をなす。日本人は失所燒付ばかりなれば、目當を違はず撲打にひし〳〵と打倒せば、シキノ肝を消し一番に小船に乘て眞先に逃失たり。大將如此なれば士卒何ぞ堪ふべき、小船に取乘〳〵逃んと迫合ふ所を、石火矢七挺を以て黑船を難なく打沈めければ、今は湊に敵一人もなく、夜の明たる如くなれば、日本人を吟味するに、死たる者四十三人、手負は算ふるに暇なし。然れども名ある者には、堺の彦太夫一人死したれば、不仕合なるは此人ばかりにて、湊を出て、順風に帆を揚六昆國さして渡りける。六昆に至りヲインに此由語りければ、ヲイン聞て大に感じ悅ぶこと限りなし。且相從ふ者共の妻子ども、無事に對面する事偏に各の情なりと悅び、此上は一日も早く暹都に攻入て、君父の仇を報ずべしとて、ヲイン檄文を傳ふる所に、大泥國は未年の明ざるを以て延引す。六昆國の者共三十餘主は、元の六昆國王に會合して云、暹羅王は數代我が屬する所なり、今ヲインに從ふも暹羅王の下知故なり。然るにヲイン日本の胤とて暹羅に背き、却て本國を討する逆臣なり、

何ぞ逆臣に與して王都を討んやとて、忽チインに背き、國兵を集てチインが城を攻んとす。チイン是を見て少しも氣を屈せず、手勢を勝りて其中に日本人を將として城を出で大に戰ふ、六昆勢を追捲り、大筒・小筒・火矢を以て打倒し射倒しければ、寄手其儘右往左往に逃たり。既に其日も暮ければ、チインは夥しく燭をともして、其日の功臆を分ち、明日は彌國兵を攻伐て再歸服せしめんと云所に、國勢遠里に烟を燒事甚し、チイン斥候を出し樣子を窺見する、候士歸來て云、敵兵は大泥・琶牛羅・宇茶宇其外暹羅よりの檄文に從ひ、諸國より追々來る兵凡三百萬も集るべしとの沙汰と云へば、城兵どもは聞怖して、暹都にて先に仁左衞門が召抱たる者どもは皆落失敵へ降參し、行末不知なるもあり、今は城中に殘る兵とては、日本人ばかりにぞ成にける。

日本人六昆國落足之事

斯て暫時チインは、城中の人數減じたるを見れども、猶も氣を落さず、將士を呼て曰、

此體にては最早軍も叶べからずといへども、某大軍を引受て花々しく合戦をし、日本人の勇を外國に殘さん、各魂を爰に止られよ、我君父の仇を討ずして終らんは、殘念ながら志は足りぬべし、各したゝめよくせられよ、明日の巳の刻には切て出討死すべし、然ども城兵の闘諍等しからず、餘りに敵大軍と聞て夜逃して落去者多く止る者少し。依之ツインは再下知を改、我明日討死すべしと思ひつれども、餘り小勢に成ぬれば戰も見苦しかるべし、先此城を開て外國へ落去り、重て謀を廻すべし、先城を開各も妻子引連れ心々に落去べし、我も逃去んとて、心服の者僅十六七人誘ひ、隣國東蒲寨國へと志し城を出、途中より邈比留の城代大塚十右衛門方へ使を遣し、右の趣告げ志あらん者曳て、東蒲寨へ引退べしと云つかはして、東蒲寨へ向て落行ける。此時和朝の人々散々に成て道を求め、諸所より乘船して、南海へ出る者は兵難を凌ぎ、苛くして漸暹羅の屬國の地を離れ、占城國・交趾國の地より出て、日本平戶へ歸着せり。

山田ヲイン東蒲寨國へ落行並ヲイン討死之事

去程に山田ヲイムは六昆を落去、隣國東蒲寨國王は、父仁左衛門時より好友の交たるを以て、是を憑み兵を借て暹羅を討んと思ひ、東蒲寨國へ入る。彼時の國王は既に卒去し、次男國王となる、其兄是を奪はんとて合戰度々に及しかども、國王毎度利を失ひ今は亡んとする折節なれば、ヲインが來るを殊に喜び、ヲインを留て兄と戰はしめ、利運に於ては其兵を以て暹羅を討しむべしと約諾す。ヲイン大に悅軍卒を領して戰に赴き、しば〳〵戰ふといへども、初より利を失ひ弱み切たる味方なれば、終に軍威振はずして、ヲイン戰負是にて討死す。相從ふ兵士には、大塚十左衛門・今村左京・明石舍人・明知十大夫・後藤又六・山田仁兵衛・速水又三郎等死を等しくしける事誠に憐むべし。ヲイン志を遂ざるのみならず、暹羅の仇を報ぜずして、却て命を東蒲寨國王の爲にをとすこと、如何なる天命ぞや、天道も亦恨る所ありとやいはんか。

日本八士哇呱國軍を破 附暹羅女王並カウハム病死新王即位之事

是より嚮日本町を引拂ふ時、日本の八士檀林山ロウトウ精舎と云寺へ参詣して、歸道にて官軍の出るに逢ひ、生捕られ在けるが、ロウトウ精舎の住僧の願に依て、命を助り座鋪牢へ入て在ける。かゝる折節、暹羅の南海千里向に哇呱國と云あり、日本人歸國して日本町空虚になりたる事を聞傳、大軍を起し船に乗て、暹羅の表舞伽羅海に入て、直に暹都を攻んと窺ふ。時にカウハム大に驚きて云、南人日本人を恐るゝ事猛虎の如し、今日本人實になき事を聞かば、速に入て亂賊せん、先日捕へ置し日本人を出し南人に備へ、南人歸らば褒美を免し歸さんとて、ロウトウ精舎の住僧を呼で、此事を課らしむ。八士聞て云、今官軍に日本の甲冑をきせ先へ備へ、次に官軍の跡に從へ、且大象八疋を借し給はば出て海賊を追返すべしと云。カウハム大に悦び、兼て日本町より求置たる所の甲冑、且引拂時殘した

る武具、彼是七十餘人日本兵に拵へ、其外都に在合官軍合て五百餘人を出し、日本の八士へ渡す。八士は大象八疋の背に掛たる櫓ごとに大石火矢二挺づゝ載せ、此後に一人宛乗て耳押への鉢巻し、左右に日本仕立の暹兵を立て、眞先に海面に押出し、大象に能心をしめし、背中より打出す鐵炮に驚く心なからしめ、哇呱船に望む。賊船よりも斥候船を出し、兩三度往來せしめ事を告る體なれば、再び緡の近付を待にける、象の背中に石火矢をのせたる事は、野開の合戰などの時、急に石火矢臺などを拵へ難きを以て、斯樣の時用ゆべき爲に、兼て天竺人習はせ馴て置故なり。去程に斥候再び來て見積るかと覺しき所を的に、乗りたる象の背中より、大石火矢を切て發せば、其船微塵に碎て沈けり、爪哇の大軍是には懲けん、又日本人あるとや思ひけん、船を廻らして本國へ引去ければ、八士も暹兵を率して城へ入。右の次第を申ければ、カウハム大に悦び日本人を晁るし、合力の品々有て、官人とならんと思ふ者は留るべし、日本へ歸らんと思ふ者は返すべしとぞ申ける。是より暹羅國靜謐に成けるが、間もなくカウハム大病を受て死ければ、女王も續て病死せり。臣下

大に驚き、是只事に非ずとて、始出家と成し久留園精舎に在し先主の弟を迎、國王とせんとす。此僧還俗を恐れ三度辭退ありけれども、是非と勸めて迎へ、國王として國家に兵なく給りけるも、代々の國法に立歸り弟をして世を繼しめ治りたるも不思議なれ。

此書は智原五郎八日本町の軍中に在り書留たる物なれば、日本町の事は委き所多し、山田仁左衛門並ヲインが部は聞書故大體なるよし。又暹羅女王カウハムが病死、弟を以て世を繼しめたる事は、五郎八長崎に歸りて暹羅船に聞て書留たるなり。

暹羅國風土軍記　卷之六

暹羅國風土軍記　巻之七

附録

抑暹羅國と云は中華の西南に當る、圖を以て考へ計るべし。爰に播州高砂の浦に、天竺徳兵衛と異名したる者あり、後には法體して、法名を宗心とぞ申ける。年老て大阪上塩町に居住す、此宗心若年の頃、日本より天竺へ渡海しける故、天竺徳兵衛と名付たり。寛永四年まで行年八十九歳にて在けるが、記憶殊に勝れ、末の噺の種なるべしと、天竺までの海陸覺し分書付歸朝せしが、其趣を物語せしを、傍に在ける人書留て、其名を天竺徳兵衛物語と號して、世々傳はる、然るに今智原五郎八が暹羅山田軍記に、引合見るに、彼風土の趣考合するに足れり、依て徳兵衛が物語を、聊此末に記して暹羅風土記と號するのみ。

徳兵衛が曰、私儀は角倉與市殿商船頭前橋清兵衛と申船頭に雇れ、年十五歳より長崎へ出船仕候て致渡天候、初は寛永三丙寅年十月十六日長崎福田を出船致し、翌三月三日中天竺摩迦陀國流沙川ハンテヒヤまで参候。日本へ帰朝の時は、中年一年逗留し、三年目の辰四月三日に摩迦陀國流沙川の川口を出船、其年八月十一日長崎福田へ着船仕候。

一　天竺へ乗渡候角倉與市殿唐船は、長さ二十五間横幅九間有之、乗船人数三百九十四人乗渡候、八重洲は長崎屋敷有之、日本より知行千石賜り、江戸にも屋敷有之、其所を八重洲河岸と申、ヨシヒロ市右衛門と申長崎者にて、阿蘭陀船共條船と申、人数三百八十四人乗渡候。此節私十九歳にて二十一歳の時帰朝仕候、右十九歳の時渡天仕候は、十一月十四日長崎福田を出船致し、翌三月十八日摩迦陀國へ着岸仕、其翌年八月十八日長崎へ帰着仕候。

一　長崎より道法（みちのり）は、女島男島まで九十六里、女島男島より高山宮へ六百五十里、是まで日本を南へ走る、高山宮より六百五十里西へ走り、カントウの天ノ川と云、天ノ川より三

百里南へ走り、ヒヤウの鼻といふ南京の境目なり、是より三百里西へ走りカウチのトロンカ嶽と云、是より南へ走りチヤンハのクワロといふ島あり、是より南へ四百里走りカナウチヤナルトントウロといふ島あり、是より八百里戌亥の方へ走て、摩訶陀國流沙川の川口なり。長崎より是まで道法三千百九十里、此川口より三里川上に、ハンナヒヤと云城あり、此所昔空海と文殊と智惠論なされたる所のよし、此所より二十五里川上に都あり、大海と申所なり。流沙川の川口まで道法七十五里なり、都より四十二里川上に靈鷲山、高さ一里横八町長さ十六町、此所に大なる岩あり、此上にて釋迦如來說法なされたるよし。都より四十二里の間、毎年三月より四月末まで商市立申候。是より三里川上に座禪石と云大石あり、此石より二里川下に恒河の川口カホウチヤと申候、恒河の長さ奥まで千二百里程御座候由。流沙川より七十五里川上に大海と申都有、是まで商船參候得共、夫より川上へは御法度にて御通し不被成候。小船は川上へも參申候、流沙川の川上までの內道の程考申候者に尋候得共、往來六年振にて上下仕候由、此川上ダンドク山までは不參候よし申候、

鬼の影敷違き様子に御座候。

一　チヤロクワンヒツヒルと申所へ都より八百里餘、沖カ大シン中へ參候得者、ジヤガタと申候革類色々鮫など出申候、是まで摩訶陀國の内なり。是より未申の方に南蠻國あり、アリトキス戌亥の方に紅毛イキリスクワンニヨロタンタン國續なり。

一　靈鷲山の廻りに生へたる、タラヤウの木の葉、毎年一車づゝ出申候、高砂の十輪寺と申寺に在之、タラヤウの木の葉は、佛在世の時、御說法の聞書を御弟子達被成候文字御座候を、デビヤタイと申所の長者申請參候、是は私を雇申候前橋清兵衛旅宿の亭主、木下六右衛門と申仁の妻女は、長者の妹にて御座候故被申請候を、一葉申受當寺へ上げ申候、此六右衛門日本の人にて國王の番衆にて、日本の三百石程の宛行の由。

一　萬里ヶ瀬と申は、南京と東京との境目、ヒヤウの鼻と萬里ヶ瀬と毛抜合せの鼻なり、此瀬の間十五里あり、萬里ヶ瀬の末ジヤガタラの口まであり。

一　摩訶陀國の領内シンシモウルサントメと申所あり、都より其道程千里宛あり、棧留は

三千里あり、都より道法如此なり。革類・織物色々商物出申候、此所は大分極暑の所にて、往來の人車に乘往來仕候、自然車より落候へばミヒラに成よし申候。

一　伽羅山は中天竺シヤロクコンの伽羅山と申て、此所より大分出申候獣の類虎・象・師子多く御座候、象は國主の象部屋を拵へ飼置申候、象の面に鎚を打立引廻し水など飼申候、象の面の疵星出ると其まゝ愈申候。

一　牛は無御座候、水牛御座候故、日本の牛の如く水牛を飼入車牛に遣申候、馬は日本の馬より少し小く御座候、猿は無御座候。

一　摩訶陀國にも伽羅山と申林御座候、伽羅は八月切候へば來年三月比皮を去り、悪き所を沈香となばんに致し、眞の能所を伽羅と申候。

一　珊瑚珠は流沙川の口・恒河の口に御座候、又南京の都の口にも大分有之由申候、兎角川口に有之由申候。

一　摩訶陀國に松は無之候、赤檀・黒檀・千檀の木有、此外種々の樹木御座候、竹大分御

座候、大竹の太さ二かい程御座候、然共ようは殊外細く、漸々小指の太さ穴明き、節の間々一尺斗り御座候、竹のよう細く御座候故、小家の柱引物に遣申候。

一　疊は藤筵、人倫は日本人よりせい高くして、生付けだかくきれいに御座候、耳より剃頭より上髪置候、當京の風のよし。女は伽羅油を用申候、身にも伽羅油をぬり、髪はからわげ、單物・じゆばん樣成物着申候。

一　男は腰にヒツク、と申て、かいふ庖丁の樣成脇差をさし、天くわんと申て上下共に冠を着す、上官はインスの瓔珞、下官はしんちうの瓔珞を下げ申候。

一　總體出家は、女人の通り候道を通り不申、男の通り候道に行請申候故、道人出てチヤカと云て十念仕候得ば、道を通り申候、チヤカとは釋迦と申事なり。

一　俗人は日本人を見候へば、手を合チヤカと申候て拜し、殊外敬申候。

一　三月より六七月迄少冷敷御座候、八九月より三四月迄は夏氣の如く、各別あつく御座候、夫故日々の内三四度づゝ水かひ申候。

私云、是は南國は夏至より巳後冬至迄、月輪南へ下り給ふ故、八九月より三四月迄暑有レ之事也。

一　金銀は、灰吹にて金目を定置、秤不ニ入申一候。

一　米は春植付、三月六月十月三度出来申候、後二度ひつし米の如く出来申候。米は中米は六月出来候を納米に仕候、米藁は取不レ申、穂を首苅に仕其儘置候へば、二番米出来候、三番米も同斷。俵は藤のかますねひ一つに米四五斗程入候様致し、縄は藤をへぎなひ申候、米ごく（ママ）の長さ一番米の出来候は廣さ長さ五尋、二番は四尋、三番は三尋餘有レ之候。

一　麝香犬は鐵炮にて打申候、其儘にて壷に入埋申候、後に取出し賣申候、尤むさき物にて天竺人は嫌申候、麝香犬に似たるヒロウミ申獣有レ之、時により見違打申候、何の用に立不レ申候故捨申候、是を日本の詞にヒロウの死ミ申よし。

一　流沙川に色々の魚あり、蛇多御座候、面は日本の車牛の大さ、角は無レ之、長さ七八間十三間計も有レ之物にて、晝日和能き時分、流沙川の砂原へ上り、晝寝致し大いびきかくも

のなり。所の者長き捧持て大勢行て、能獲入たる所を其の跡先を押、捧しはり付て大勢懸り生捕里へ出し切腹にする。尤是四ッ有、鱗大さ小判の大さ程あり、色青く黒き物なり。日本より渡ゅ茂兵衛と云者、兩度迄渡天致し、河の出船の時、雨龍の鱗三枚紙に包懐中して出船仕ゅ處、流沙川の口にて此船出不申ゅへば、船頭申ゅは、乗合の内雨龍の骨か鱗か持たる人有之ゅはゞ、早々川へ御捨ゅへ、左なき内は何年にても此船出不申と斷りゅへ共誰も持ぬと爭ひ、都の乗船及暮ゅへ共、更に出不申ゅ故、茂兵衛無是非懐中の鱗三枚共に隠し捨ゅへば、早速出船の由、茂兵衛直咄しを承りゅ。加様の通を得ゅ雨龍の生捕に成申ゅ事、一圓合點不参ゅ。流沙川の深さ處中にては七十五尋、所により百尋有之由、流沙川の水などあび申子共後をかけ其内にてあび申ゅ、自然雨龍にとられゅへばニヒヤタイの長者を頼み、文字書もらひ川上より流しゅへば、蛇半死してせり上り申ゅを取ゅ由申ゅ。流沙川に居ゅ蛇に角なきは、釋迦如來御說法已後角落于今無之由申ゅ。

一　孔雀は、家々に鶏飼申ゅ様にかひゅ、鳳凰客を通ゅへば、家の内へ迯込申ゅ、鳳凰は

孔雀を捕候故と申候。

一　鷹鳥有之候、鷹は日本と同斷、烏は黑無之不殘白烏なり。

一　天竺に山田仁左衛門と申仁有之、シャム一國の王なり、日本出候御朱印改申候。此仁左衛門元來日本勢州山田の御師の手代の由、江戸廻りに下り徒成義を致し、御吟味に逢長崎へ欠落し、シャムの出船に乘、暹羅國へ渡り國王に賴れ、所々の軍に立手柄を致し、國王の聟に成、其後國王の跡を續申され候由、此仁左衛門をソヤカウナンと申候、侍大將の事なり。侍はナンフウと申候て左大臣の位なり、侍は相衆と申又ナンマンソウと申て、王の御番衆相勤申候。

一　角倉與市殿船頭前橋清兵衛は、大阪塩屋道薫へ出入致候由、其時分大阪の町年寄は濱屋幸安、大阪屋心齋、塩屋大薫にて御座候、私義は清兵衛に賴れ天竺へ渡申候。

一　角倉與市殿船に水主八十人乘候、尤長崎・南蠻・阿蘭陀其外所々海上案内功者のものを遂吟味雇申候、人數三百十七人。

一　ケイメンとは　楫取役人　　一　ロハンとは　桂立役人
一　タキンとは　兩帆手繩役人　　一　ワン　上繩三筋役人之事
一　トロウランとは　碇役人　　一　テツカウとは　荷物積役人
一　サナンとは　さう官役人　　一　笠ツケとは　物書役人

右之通國々浦々人數雇乘せ、種々の人數湊より湊まで存知候人。

一（イン）　二（カウス）　三（ケンス）　四（サウス）　五（シン）　六（シンセイ）　七（スセイ）　八（ヲカ）　九（キイノ）　十（レヲンテ）　百（カン）　千（テキ）　萬（ハン）

一　タンキンカウチ、達摩誕生の所なり。

一　ルスンヒヤレスカナウシヤメ、五帝都なり。

一　私義始て天竺へ渡り候時分、長崎御奉行は竹中釆女正殿、寛永四年迄七十四年なり、

私義八十四歲にて髮剃宗心と申候、當年八十九歲に成、去年牙掛切申候。

大阪上塩町　　宗　心

右物語に、暹羅國の事のみにあらずと雖、天竺の風土を考ふため、並に山田仁左衛門

が事蹟居住の樣子、宗心正しく見たる事なれば、此書の末に附錄して參攷に備ふるのみ。

暹羅國風土軍記　卷之七　終　(尾崎宗心)

暹邏國山田氏興亡記

暹羅國山田氏興亡記

目録

暹羅國山田氏興亡記　（題號新添）

於暹邏（シャムロ）國山田仁左衛門立身之事

天竺國は、甚大國而東西南北中央と五部に分て、其一部の内にも亦數部有て、大國相分て一國二國又は十ケ國二十ケ國分て國主たる者最多し。暹邏國は其内の大國なり、中華の西南交趾（コウチ）國・占城（チャンパ）國・東埔寨（カンボチヤ）國を經て行所也、日本を去海上二千餘里（但三十六丁を以てつもりたる詞也）南竺の東南に有るの國なり。東は東埔寨國に隣、西は辨喝喇（ベンガラ）海と云ふ大入海の隔て、向は孟留國にて是も南天竺の内なり。暹邏國は如此南海便能き所なるを以て、諸國の買賣船の集る所にて大國と云繁昌の地也。日本よりも商を通て往來すること久し、故元和年中より寛永に及で、大阪の落人其外の諸牢人など、賣人と成て多く暹邏國に渡り逗留す。若し海賊あれば武勇を以て追拂故、暹邏國王も是を調法として、地を借して日本町と號し、一曲輪海

邉にして數百軒の町屋あり。永く留る者は妻妾有て子を産する程に、今此時は住する人數八千に過ぐ。寛永四年山田仁左衛門と云者其中に有り、日本尾張國の者にて、久しく暹羅國に留り、初め賣買の事にて暹羅國の官人に馴れ、詞悉く通て能く日本の軍法古戰物語りし、中華の記錄經書にも悉通て、才智發明倫を出、仍暹羅國の官人段々諸招、其事を聞て是を稱美し、終に國王の前に出て、日本・中華の文武學を說に、明々然として響の聲に應ずるが如く、國王深く感じて仁左衛門を揚用て官人とし、食邑の地を番國の內にて賜ふ、日本の三千石ほどのところ 則王の御師として唠亞仁左衛門と稱號を名る。唠亞と云は、日本にて國守と云と同じ、仍又領地を加增有て、二萬石ほどの主となる。仁左衛門拜謝して、日本町に有所の者に告て、日本に歸る心なく我臣とならん者召抱へんと云に、諸浪人は悅で臣となる者多し。仍其器を撰むに、勇士四十餘人・雜兵百餘人・足輕中間二百餘人召抱て、日本流の行列に出立、番國食邑の地へ入部す、見る人目を驚す。斯て一年有て又暹羅の都へ參勤し、常に國王の側に在り。一日國王仁左衛門に曰、朕汝が說を以て、中華・日本の固法を

聞に、世界皆子に讓る、只堯舜のみ德に讓る、德有る人は奇稀にも再なし、子に讓の道尤也。我國法は古へより父の子あらん程は弟に讓る、父の子絕て子に讓る故、嫡流と云ことなく正流を失也。朕よりして法を改め子に讓べし、朕に末弟只一人有しかも若年なり、此時法を改め子に讓を以て國法となさんと。舍弟を國の菩提所久留園精舍へ弟子に遣し、則分國に觸て此以後家を子に讓の法とす。其中に逸比留と云ふ國有り、國主老て弟夸邏茶へンと云ふ者繼子に立て有、使を暹邏の國都に立奏して曰、臣は兄が繼子に定あり、然る上は今更變じて兄か子をば立難し、某より以後子に讓らんとなり、國王許さず、法に背く者は皆死を賜ふ汝速に兄の子を立て、相具び王城に來て罪を謝すべし、さなくば汝に兵威を以て攻亡んと也。使者恐れ歸て勅諚を演れども、曾て命に從はず並に謝禮の沙汰もなし。國王大きに怒り、山田仁左衛門を召て曰、朕汝が說を聞て法を立て太子を繼とす、汝太子の師と成て文武の學を能く敎へよ、國に師たらん者小身なれば威なし、何こぞ大國を與ふべしと思ふ所に、今逸比留の國の王、背て自滅を招く、汝兵を卒して討取れ、則汝が領國

に與へし、仁左衛門拜伏して恩を謝し、既に打立の軍兵官軍二萬餘兵、仁左衛門が手勢五百餘上都合三萬に近き軍兵にて打立ける。是適比留國は二十五萬石程に當る故也、手勢は日本服にてはな〴〵しく出立て、行程七日にて適比留國に着き、先城外に陣を取り、使者を以勅定を告て云、汝茶ヘン王法に叛く逆臣なり、城を献して他國に走り去るべしと云。茶ヘンは悟しめる（マヽ）事なれば、使を追歸し門を開て勢を押出し合戰に及ぶ、互に大石火矢を放弩を發し巳の刻より未の刻に至て戰ふ程に、手負死人尤も多し。仁左衛門日本兵の手だれの者に、大筒三百餘挺を持せて、透間々々を伺ひ打たしむれば、城兵皆矢表に打倒され、殘兵も城に向て引退く。仁左衛門が勢も終日戰ひ勞れたれば、輕く追捨相引にして陣を取る。適比留人の討死は算を亂して凡一萬に及ぶ、暹邏人は四百餘人討れり。然る所に隣國造牛國の一族夸亞茶キリと云者、兼て適比留國の王の一族なるを以て、仁左衛門が陣に來て扱はんとぞ、城に入て利害を說く。國の主茶ヘン領掌して城を夸亞茶キリに渡して孟留の地へ立退きけり。仁左衛門是を請取城に入て國を治め、其臣大塚十左衛門を城代と

し、初て臣となつたる日本人を譜代とし、降人其外暹邏・逸比留人を召抱て、都合二萬餘人大祿小祿夫々に與へて國を守らせ、仁左衛門は手勢二千餘人を日本行列に從、其身は緋威の鎧に鍬形の甲を着し、大纛の車に乘り、官軍二萬餘人を前後に卒し、天竺の笛・鐃・鉦・大鼓に琴瑟を鳴し和して暹邏の音樂にて行程を往く、見物人の群集山野に滿つ。仁左衛門旣に如此にして暹邏國に立歸て國王に拜禮して、王軍の次第を逐一聞て大に悅び、仁左衛門が武略は、暹邏人の及ぶ所にあらずと稱ひて長臣とし、常に側に在て國事を談ず。されば暹邏世々の長臣の家にて、此時カウハムと云者、渠が上に在れども只其座に在のみなり。仍て國臣には仁左衛門が昇進を悅ばざる者も多く、又仁左衛門へこび諂ふ者は甚多かりける。如此なる中に三年の月日を經て、一日國王病に掛り、暹邏は云に及ばず近國の醫師を招けども驗なし。王は病のいゆべからざるを知て、カウハムと仁左衛門を始め其外の重臣を呼で曰く、朕病治すべからず、太子に國家を讓るの間、カウハムと仁左衛門太子を補佐して、國家の政道は朕が仕置の如く少も替らず執行べし。今年はカウハム都に

在て太子を後見し、仁左衞門領國逸比留に歸て國の政道を治め、明年の今月皆て都へ出て太子に教をいたし、カウハム領國悪利宇國に行て仕置し、毎年隔番に勤めよと云ふ。兩眼に泪を流し、大王如何なれば如此心弱き事を曰、病重からず月を追て快然たるべしと、力を添ゆれども、重りに重りて五月十六日暑熱ともに勞れて崩（時に日本の寛永九年也）后。太子は云に及ず、國臣上下萬民に至るまで、悲ひなげくこと深く、闇夜に燈の消たる心す。斯て葬禮の規式を調へ、菩提所久留闍精舎に送て重く葬り奉り、其式様々日本に見聞ざる殊勝なる事共多し。誠に佛在世の生國たる故なるべし、と日本人も感じける。

太后不義にして國家騷動之事

暹邏國新主即位の元年は、日本寛永九年也。此は八月迄に纔日の事ども濟しける故、山田仁左衞門は遺言の如く、都を立て領國逸比留に入る、國都にはカウハム太子を補佐して日々朝廷へ出、事を太后に伺て政道を執行ふ事、先王の時の如く少も違ふことなし。然に

カウハム年三十五歳いまだ妻なし、太后はカウハムが美男たるに迷ひ、密通し剩へ夫婦の約をなし、太子の養父として朝廷へ入らるべき企あり。太子位に在て時に十三歳、才智有て心正かりければ、此事を傳へ聞て大に憤り、カウハムを召して力士を以て殺さしめんと計り給ふ。時に人有て此義を母公に告る、母后大きに恐れけるが、カウハム死せんを悲んで、太子新主を後宮に召宮女の内に心願なる者に令して、新主を毒殺し急病頓死と披露有り。又國家患を抱き葬送事終る。時繼き無を以止むことを得ず太后朝に臨むと稱して、自ら女王と即位し此事を國家に觸る、是同年十一月なり。仁左衛門逸比留に在て此事を傳聞き急ぎ上洛して伺んと思ふ所に、太子の近臣より密々に女王の不義を制せんとして、太子毒殺にあひ玉ふ旨を告る。仁左衛門大に怒り女王とカウハムを討亡して、先王の弟を立て亡主兩君の憤りの靈魂を休めんと思ひ立て兵を催す。此事暹邏の都へ聞へしかば、女王大きに驚き、嬖臣チャントホラを使者として逸比留へ遣し、偽つて仁左衛門に曰く、朕が子新王頓死して止むことを得ず朝に臨むことは、國家のこと一日も君なくんば有べからざる

を以て也、汝先づ早く暹邏に來て評議して後の主をさゝし、速に朕は朝を讓て尼とならん
の望なり。然るを佞奸邪推の者共有て、太子を毒殺すると雜說あり、汝是を誠として朕を
憎み兵を起さんとすと聞く、甚だ相違の事也。朕卽天帝佛祖先王の靈魂に誓の一書を送る
とて、恐ろしき誓紙を調へ、人として子を悲まぬ者やある、汝が心に比べよ、若此上に
も疑ひあらば、朕自ら汝が國に行て直に罪なきの心を明にせんとのことを、樣々に細に
述、汝が子オインいまだ領國なし、今度大尼・六昆の二國を賜ふ、適比留と並び持つべし
とて爵印を賜り、則兩國へも令狀を添へて贈られければ、仁左衛門は勅使に達て此儀を許
容して理に於て斯こそ侍ならんと、兩國の印を拜受し大に酒宴を饗應して勅使を敬ふ。勅
使チヤントホラ心悅び禮終て旅館に歸れば、仁左衛門勅使へ禮を謝せんが爲めに、旅館へ
出てチヤントホラを問ふ、則ち客屋に迎へて酒宴饗應あり、夜に入て仁左衛門城に歸れ
ば、勅使は未明に適比留を立て、暹邏の都に歸る。仁左衛門は嫡子オインを呼で、國王の
印を持たせ、先づ大尼國に至つて、領國たるの儀を示し城に入らんとしけるが、此時大尼

國は女王なるを以て城下に止り、大尼國の長等を召て屬國畏り入るの拜禮を受、則日立ち六昆に入る、城主香を焼いて迎へ永く臣たるの禮をなす、ティン則城に入て屬國の禮を受け、六昆の國主より善盡し美盡し饗應あり。ティンは久しく六昆に止り、兩國の公田を受取らせ、地を見立て城を築かせ國家を治む。是より先き暹羅國女王より仁左衛門方へ遣したる勅使チャントホラ、暹羅の都に歸て王に曰く、仁左衛門勅命を受慎て恩を謝し、臣を敬て饗應すといへども、本心服せざるの色あり。今勅命を返さゞる事は、大義を思立折から大尼（東西平均して日本道廿四里あり）六昆（十六七里もあらん公田南國十萬石餘）の二大國を屬國に得る時は、兵を起すに便り有を以て、僞心服の色を成すと見たるを以て、臣が旅舘に於て鴆毒を食はしむ、三月を出ざる内に、病を發し五臟爛れて死すべしと云、女王大に悦で、汝が明感するに餘る、將して汝が詞の如く仁左衛門死せば、大尼。六昆を召放して汝に報國に與ふべしとて、是より夸亞チャントホラとぞめされける。案の如く仁左衛門は逸出留に在て、其毒五臟を苦しめ醫師數を盡せども、是毒の五臟へ入たるなれば不治の症なりと云。仁左衛門密に近臣を呼ん

曰く、吾チインが兩國を服し終るを待て大軍を調へ、暹邏に入て女王とカウハムが罪を問はんと思ひしに、勅使チャントホラに毒を飼はれ、病に掛りて今は起つことを得ず、吾死なばチインに告て志を繼がせよと云けるが、次第に弱て翌年の春に至て死す、時に女王の二年日本の寛永十年也。世子チインは六昆に在て父が死を聞、大に悲み且つ毒殺の事を聞て甚怒り、誓て父の讐を報ぜんと計りて、六昆國に兵を集むるに一國の者共從ひ屬す。大尼の國主は是を聞て、吾國小にして資用の貯へ急に成し難し、今年の軍役は延賜るべし明年必軍に從はんと云ふ。チイン是を疑て猶豫する所に、暹邏よりの勅使として寺亜チャントホラ、兵を卒て六昆に來り、寺亜仁左衛門病死したるを以て、是を毒殺と唱へ兵を起すの聞へあり、汝が逆心疑なし、若し異心なくば城を渡すべし、六昆・大尼の二國は召上げらるゝ所也と云ふ。チイン計事を廻て偽て領掌し、勅命畏入畢ぬ、王へ城を獻ずるの法悉く掃除して相渡すべし三日を待玉へと云。チャントホラ是を許容す、仍チインは思ふ儘に敵をたばかり、兵を十分に調へ、城を渡すべきの儀を云遣す。チャントホラ實と心得

て、手廻りの兵三百餘を率して城に入らんとする所を、チインが伏兵左右より起つて挾み討程に、チヤントホラが兵閙しく戰ふといへども、本より備なきことなれば大に討れ、チヤントホラも亂軍の内に討死して、殘兵大に敗れて大將無れば迯歸る。チイン甚だ悅び、父を毒殺したるチヤントホラ、自ら來て亡びたるは天の賜る所にして、父が讐を討取もの也。物始め能ければ、急に暹邏を攻て亡君の讐を討新主を立んと、六昆十三頭の領主の本へ檄文を傳へ、不日に軍を出さんと用意專ら也。

日本町の者共退口船中大軍之事

去程にチヤントホラが殘黨、這々迯歸て暹邏の朝廷へ右の次第を告るに、風說日々にて、チイン逸比留本部の兵に六昆。大尼の兵を合せ、其外琶牛羅。宇茶宇。三佛齊の諸國を降し三百餘萬の勢と成て、何日は其地迄至る、明日何方迄來らんと、虛說まち／＼取沙汰あれば、國王は女心に大に驚、カウハムに謀を問ふ。カウハム本より智勇なく臆病の者なれ

ば、甚懼れチャイン俣を指挾て勢に乘り、三國を傾けて大軍を催ひ來らんに、日本町の者共内應せば、吾進退の都保つべからず、先づ日本町の者共の船を取上げ、逃れん道なくして官軍を以て燒拂はしめんとて、日本町へ使を立、船頭一人へ用ある間城に入るべしと云。船頭と云は世俗の語には輕く聞ゆれども、異國渡りの船頭は何れも大商人にて名ある者なれば、日本町の船頭は鈎屋庄左衛門・玉屋忠兵衛とて、福徳良智の者共なるが、此使を得て總元帥岩倉平右衛門が宿に往て相談す。平右衛門聞て、嘗て承るチャイン頃日六毘に在て義兵を催す所に、勅使六毘に至て此事を詰、大尼・六毘の二國を召放さるの勅命を國へ申付、城を請取んとして却てチャインが兵に討殺さる、仍てチャイン義兵を舉て、近々此國へ攻入の沙汰城下紛々たり。故に吾々此地に在ては、内應の程を恐れて兩人の旨を聞、命に從はぬことあらば討亡ぼさんとのことなるべし。往も大事なり能く謀ごとを定め、兩人の心腹をも示し合せて然るべしとて、日本町に有る所の領分の者並に丁簡有べき者を招集めて、既に會しける。其者どもには、金屋源三郎・大阪屋助作・綿屋市兵衛・岸部屋九郎左

衛門・同甚太郎・谷久兵衛・今村左京・山田仁太夫・同仁兵衛、兵法者の有門太夫・能太夫の速水又三郎、智原五良八（後入道して宗因と云ふ筆道者也）等相談して曰く、思に船頭両人を召は、人質こして取置の時は、日本町は義に重ければ、吾々必両人を捨て見殺にしては城を攻めじ、然らば両人に說て吾々も段々呼入れ、ヲイン攻來る時に、和睦なごして事を寛くせば、ヲインも日本人の内に捕られて有こ知らば、急に城を責打つべからず、此間に官軍を召集めて、ヲインが後を撃せんこの謀こそなるべし。然らば往べからずこ雖も、往かずんば急に都の兵を以て此所を討ん、所詮船を備て妾を引拂ひ、船に浮ぶの用意然るべしこ云。此間に城中より使來り船頭早く參るべしこなり、日本人は今にも討手の來らんかこ、武具甲冑を出してひしめく中に、さはなくして只頻に呼使四五度に及べば、鍋屋庄左衛門・玉屋忠兵衛こ談じて曰、如此使を得て往ざるは臆したる様なり、迚も遁れ去難き此所、是にて討手を受くるも同事、今出したる武具を卒して登城せん、城中に鐵炮の音せば吾々最後こ思召し、志有る人々は城に伐入て討死し、日本人の名を揚玉へこ云。各勇み進て能こそ云い

王ふものかな、死なば一所表馳付べし、早々城に入王へと云にぞ、仁左衛門・忠兵衛は驚破とも云はゞ、鐵炮を打掛花々しく合戰して討死せん、暹羅人の手並は知れたり、仕合よくば各には跡に續て城を乘り取り王ふもあらんと云て、鐵炮二十五挺・弓十挺・鎗十筋を從へて、兩人進で城に入る。總元帥岩倉平右衛門は日本町に兵に調へ、城中より鐵炮の音をこそ待たりける。去程に船頭二人、城に入て召に應じ登城の旨、中門より申入るれば、カウハムは船頭二人が兵を屯て來るを聞て官人を出して問て曰、汝等武具を携へ來るは何爲ぞ、船頭曰、チイン六昆に疑はれ、兵杖に及び勅使を斬ると承はる。仍吾々も日本人にて候を以て、チインに同意するかと疑はれば、勅定の旨に仍て死を賜ることあらん、日本の作法にて最後の一戰仕らん覺悟のみなりと云。カウハム此答を聞き、例の臆病なれば甚恐れ官人を出して云、偖は汝等は此城を窺に來か、曾て左樣のことにあらず、チイン六昆に兵を起し、且勅使を伐つて狼籍に及ことは、追て官軍を以征伐すべし。汝等は日本に家財有るを以、初より仁左衛門と引分て渠れが臣と稱せねば、日本へ歸るべきの者共なり。

然れども今此所に止りありては、若内應内變の疑なきにもあらず、仍て借地日本町を差上て速に日本國へ歸べし。但日本船を渡しては、萬自由にして海邊に狼藉あらんか、日本船は不殘此方へ獻上せよ、當國の大船六七艘を以て交趾迄送るべしとある。庄左衛門一同に曰く、地は借物なれば命に應じ差上べし、船は吾々が物にて候へば、得こそ上申間敷候。今引替へて聞き大船に込乗て、何として梶を取り帆を上卸をして、日本迄渡海はいたし得申べきや、無理千萬の難題思もよらず候。只日本船を以歸るべしと申きつて城を立て出る、一人も留る者なし。庄左衛門。忠兵衛は、日本町へ歸りて右の旨を同友共に語れば、何れも大笑して、偖々無川の事に兵を調へ死を窮めけることかな、然れども永く止るべきにあらず、近々此所を拂ひ日本へ歸國すべしとて、段々と荷物を仕舞ふ。然るに國王より觸れとして、日本町の者共引拂て地を上げ日本へ歸るに成り候間、向後日本人一人も城へ入るべからず、若し忍入候者は重き罪科たるべしの旨觸來る。惣元締平右衛門領掌して右の段を申次けり。抑暹邏の城中と云は、國郡入津の湊より、城中へ廻り入る川あり、城の外

曲輪は町をも構の內へ圍入て、其外には外國より船掛り等の宿を致す町屋只數十町あり、日本町も此內一曲輪ありて是も城外なり、城へ外曲輪大きにして練塀に揚土門數十ヶ所にあり。又大津の大河にも外曲輪の昇通りには橋をかけ、橋の上を廊下の如く家を作ても門の如く、南壁に石火矢臺ありて曲輪も又如此、官人の屋形相交あり、本丸は則禁中にて人の出入を改る也。仍て常は二の丸迄も日本人往來せしを、此度外曲輪へも入るべからざるの觸なり。然るに長崎（五島町）の者に源藏と云男忍て遊女町に遊ぶ、是外曲輪の內なるを以て、暹羅の中官下官夫に集て捕へんとす、源藏脇指を拔て斬て廻る間、即座に四人切殺し九人に深手を負せて去て漸々討留。翌日暹羅の官人より日本町へ使を以て、長崎五島町の源藏前夜法に背き城中へ入る、故に官人に命じて捕へしめんとして、却て四人を殺し九人深手を負、源藏は討取ぬ、外に十三人解死人を出すべしとなり。本右衛門答て曰、源藏一人入て死罪に逢へば、頃日仰出さる通りにて申ぶんなし、源藏に討れたる人々は其官人衆の不調法なり、解死人に誰を指て出すべき者なし、向後斯樣に思召ば、日本人一人狼藉せば、

一人に付て何人づゝ日本人を科に行はんとの條目を賜るべし、さあらば此方に組を立人數を相渡すべし、今度は未だ此定なければ、解死人に出さんと申す者無しと云還す。此頃兼て孟留國より大將夸亞インルと云者、暹邏國に通信使として來り居けるが、日本町へも買賣の事有て出入せし故に、此時來りて總元御平右衛門並船頭庄左衛門・忠兵衛に逢て曰く、各は此間兩度迄王の官人に向て雜言せられし由、今迄地を借りて久しく居られし上は、國王は頭なるに命に背くのみならず、兵器を帶して城に登り惡口して居らるゝこと、日本の地頭ならば卽時に討伐なくて有べきか、天竺は柔和の國なるに、當暹邏は女王なる上に大臣カウハム志弱き者なるを以て、如此手延にして置かるれども定て官軍を募り集めて、且はチインが來らんに備へ、且各を刑罰あらんとの謀なくんばあるべからず。先づ早々日本船を獻じ玉へ、吾取持して能きに計るべし、天竺銀を貴むこと甚し、後に銀を以て買還し玉へと談る。日本人等是に從ひ、先づカウハムへ使者を立、門外より云入れ、先日の罪を謝し速に日本船を獻ずべしと云、カウハム大に悦び是を許し、日本船三百餘艘を受取せ、郎

橋より引入れて城内の船倉に納、其後滯留の寺亞インル取持て、日本人は吾國の大船に乘ることを得ず、銀を以先日獻する所の日本船を賜ふて、出船して歸んと云ふ旨を以て、利害を說。カウハムは今大分の銀を獻ぜば、去年より打續て物入多く空き官庫を償んと思ければ、たとひ日本船にて歸すとも斯く逆氣を折て和して立去らんことを思ふ日本人なれば、何事を仕出すまじと思ひければ、此旨を寺亞インルに答へて終に許容す。インル是を背則日本町へ出て相談し、銀三百目を一斤とし七十斤を獻納すれば、日本船三百餘は船倉より漕出して日本町に繫ぐ、日本人共大に悅び此地を引拂ひて日本へ歸らんとす。然れ共六昆國・滿比留國に有る所の妻子男女上下七十餘人捨がたき者有、先是を送り届けて後に日本へ歸らんとて、悉く日本町より引拂ひて一物も殘さず船積し、大小三百餘艘に取乘り、暹羅女王の二年（日本にて寛永十年）二月十九日纜綱を解て大湊へと漕出す。此時舊年より召しに應じ官軍共漸く集り、陸路より著て在けるが、日本人速に日本へ歸るべきに、ヲインが從者の妻子・曳退は是必す六昆へ往、ヲイン鄕道して再び當都に攻來らんとなるべし、幸ひ集たる

官軍なれば、追掛て打留よとの令を受て、龍頭鷁舟取首の官船、廣大なる大船數十艘に、軍鼓を鳴し流れに從て追掛ける。日本人是を見て、あはや敵、舟を出して喰止んとするぞ潔く漕返して討死せよ、迚も遁れまじき戰ひを、見苦しき振舞して、日本の名を穢すなと互に呼合〳〵、船を廻らして返合て船軍の備を立る。總元締岩倉平右衛門は有門太夫に勢を配らせ、今村左京と談じて、木綿帆を悉く横に張つて船幕之（マヽ）足し、敵の鐵炮矢玉を留る楯に船毎に張らせ、所々を押捲りて大石火矢筒を指出し、敵船矢頃に近づくを待たりけり。暹邏の官軍相寄せて石火矢五六十挺を放し掛る、日本船よりも同く放せば百千の雷の一度に鳴が如く、黒烟を天に突き江に横たはり湊の内闇となる。此のひまに有門太夫隨廻り早合を以て、石火矢。大筒。小筒を繰り廻して、先に立たる暹邏人をひし〳〵と打倒せば暹邏も並び石火矢を放、總元締平右衛門船屋形に登つて扉を開き、面白の有さまや、音に聞ゝ源平の兩家の船軍も是程にはよもあらじ。市左衛門。忠兵衛はなきか、船歌の音頭を出し囃子も謳はせて敵にも聞せよと云ふ、兩船頭囃子の音頭を出して船歌を謳ふと云へど

も鹿子ども辟易へて諷へず。平右衛門は今村左京を呼て、いざ一勇揉立てられよとある。有門太夫は猶も石火矢・大筒・小筒を三段に立、入替々々玉薬の續程は打立て、敵船を打砕く、矢種盡るものならば、太刀の有ん程は少も引ず、死ね／＼と呼廻れば、平右衛門は扇をひらめかし、聞しに増る面白さ、此働を日本の大將軍に見せ申度ことの殘念さよと云ふ。今村左京は老武者なるが、吾れ關ケ原大軍にも大阪鴫野の戰にも手に逢ふて見てあれども、船軍は是が初め、然れども敵を討取る透間を見るに違ふまじと、長刀を持て踊上り／＼軍能くせよ人々、打物の屆く程に成ならば、左京こそ一番に討死ぞと、人々を勵ます る。是等に勇まされ、金屋源三郎・大阪屋助作・綿屋市兵衛・岸部屋九郎左衛門・同甚太郎・谷久兵衛・山田仁兵衛・同仁太夫・速水又三郎・智原五郎八等、得物々々を抱て船の先に立ち、大筒・小筒入替々々打立せ、敵船三艘打沈め、猶も船を進て近寄れば、敵船よりも石火矢を打て、此帆幕に玉を受なやされて落る故、日本船に怪我はなし。然れ共足に中つて死者折々有之と云へども、屑（モノ）かずとせず早く死するを手柄とせよと、女舟を後ろに圍

ひ乗つれ〳〵大筒を打程に、餘炎帆幕に燃付ければ、閙しく刀を以切拔離。折節風に吹れ、其火帆敵船の内に飛掛れば、暹邏人是を遁んとする内に、船底に有焰硝瓶に火入て、霹靂一聲震動して數千の大船皆裂て、官軍大半火に飛され水に入て死す。殘りの者は漸々と小舟に移て陸に逃れ上る。日本の人是に機を得て、是只事に非すと、ひとへに日本氏神達の被成加護ぞやとて、船を廻し歸らんとする所に、廊下橋の窓を開ひて石火矢數挺を打出す。其間少遠ければ玉は屆かず、日本船は幕を楯に頼んで廊下橋に漸近付け、廊下を的に大石火矢を放掛け廊下居形を打崩す。暹邏人等たまりかね橋より出逃退く、日本人は如此目に餘る大敵を不思議に遁れて、兎角して湊に出るに、此時官軍の召に應じて來る内にオヤシノキと云者、後れて暹都に來り國王に奏して曰く、我が新手を以て日本人を喰留べきこと掌の内にあれども、官軍大半損し殘るは遙に川上になりたれば川ひがたし。今南蠻の黑船掛りて幸に湊に繫ひで有是を借りて、日本人を一人も殘さず海に沈むべしとて。黑船を借り五六十人取乘て、夸亞シノキは船端に出て士卒に鎗を持たせ、石火矢を放して日本

船を打。日本船には帆幕を詰認たれば、大凡是になやまされて内を貫す、態と漂體をなして敵の火薬を詰替間より待たりける。既に數挺石火矢打拂たりと見ける程に、日本船より進て大筒・小筒を持て、船を矢頃に近くるに、折節引塩に成つて、日本の小船共足早にひし／＼と黒舟に引付たり。夸亞シノキ大に呼んで下知をなし、鎗を以て日本船に乗移るべき體をなす。日本人は鐵炮の矢頃燒付る許りなれば、的を違ず操ふ打にひし／＼と打殺せば、夸亞シノキ膽を冷て一番に小舟に移り眞先に逆失たり。大將落て士殘るべき、小船に飛來々々遁んと込合所を、石火矢七挺を以て黒船を難なく打沈めたれば、今は湊に敵もなく夜の明たる如くなつて、日本人を點檢するに、死失せたる者四十三人、手負は數ふるに暇なし。然れども名有者には堺の彦太夫一人死たれば、不仕合は此人計りとして湊を出、各順風に帆を揚南さして、六昆國に入てヲインに此由を語る、逐一聞て大きに感じ悦こと限りなし。且相役者共妻子無事に對面のことを各の情なりと悦び、此上は一日も早く暹邏國へ攻寄て若父の讐を報すべしと、ヲインより檄文を傳ふ所に、太尼國はいまだ年の明ざる

を以延引す、六昆國の者共三十餘主本の六昆主に會して曰く、暹羅國は數世我等が屬する所也、今ヲインに從ふも暹邏の下知なる故なり。ヲインは元日本の舶進邏に背て却て本邦を伐つは逆臣也、何ぞ共に組して王の國を討んやとて、忽ちヲインに叛き國兵を集めてヲインが城を攻る。ヲイン是を見て少も屈せず、手勢を勝て其中に日本人を將として城を出で、大きに戰ひ六昆勢を追捲り、大筒。小筒。弓矢を以て打倒し射倒せば、寄手たまり兼ち右往左往に迯散たり。既に其日も暮ける故、ヲインは移して燭を燈して、今日の功臆を分ち、明日は彌國勢を攻伐て再歸伏せしめんと云所に、國兵遠里に燗を燒こと甚し、ヲイン斥候を出して樣子を伺ふに、歸て曰く、敵兵太尼。琶午羅。宇茶宇。其外暹邏よりの檄文に從ふ諸國、追々來るに凡三百萬も集るべきの沙汰と云ふに、城中の勢懼れて、暹邏にて先年仁左衛門が召抱へたる者共は、皆々落失て敵に降も有、行衛知らずなるもあり、今は城中に殘る兵とては日本人計也。

日本人六昆國より落足之事

奪亞ナインは、城中の人數減じたるを見ても、猶氣を落さず將士を呼んで曰、此體にては最早軍も叶ふべからずとも、其大軍を引請て花々敷戰つて、日本人の勇武を殘さんと、各魂を爰に止められよ、吾君父の讐を討ずして終らんは、殘念ながら志しは足んすべし、各認(マヽ)叔せよ、明日の巳の魁には斬つて出て討果すべしとある。然れども城兵の闌膽脅しからず、餘りに敵の大軍に恐れて夜逃し、落去者多く留ることを得ず、仍ナインは再び下知を改 我明日討果すべしと思ひつれども、餘り小勢に成つたれば戰ひも却て見苦しかるべし、此城を一先開いて外國へ落去り、重ての計ごとを定むべし、各も妻子を引て心々に落出べし、吾れも遁れ去らんとて、心腹の者僅十六七人を誘て、隣國東埔寨へと志し城を出で、途中より渙比留國の城代大塚十左衛門へ使を立、右之趣を告ぐ、志あらん者を跟ひて、東埔寨國へ引取來るべしとて、東に向て落去りける。此時日本人も散々に成て道を求

め、諸所より乘船して本國日本へこ歸帆しけるが、南海へ出たる者は兵難を凌いで、あやうふして漸く暹邏の屬國の地を離れ、占城國・交趾國の地より出、日本平戶へ歸着せり、時寬永十年八月下旬なり。

追加 知原宗円歸國の後長崎に在つて渡海の聞書

山田夸盛チインは、六昆國より落得、隣國東埔塞國王は仁左衛門時より好交の事有るを以、是を賴み兵を借つて暹邏を伐んこ思、東埔塞國に入る。彼時の國王は旣に崩じて次男國を繼て國王こなり、其兄是を奪はんこして、合戰も度々に及びしかども、國每度利を失今は亡びんこする所なり。されば國王は山田チインが來を聞て大に悅び、チインを留めて先兄が軍と戰はしめ、利運に於ては其兵を以暹邏を伐すべしこ約束す。チイン悅で軍兵を請取、戰に趣て數々戰ふこ云ふこいへども、初より利を失つて弱み切たる味方なれば、軍威揮はず衆川ひられず、チイン終に戰負て爰に討死す。相從ふ者には大塚十左衛門・有門

太夫・今村左京・明石舍人・明知十太夫・後藤又六・山田仁藏・速水又三郎等死を同ふす。憐むべしチインが志し遂ず、暹羅の讐を討果さずして、此國の爲に死する如何定命にや、天道も又恨る所ありとやいわんか。

又聞是より先、日本町を引拂ふ時、八人日本人檳林山ロウトウ精舍と云寺へ參詣して歸る途にて、官軍の出るに逢ひ、生捕られて有けるを、ロウトウ精舍の住僧の願に依て命を助かり座鋪牢に入て在にける。然る所に暹羅國の南海千里向哇呱の國より賊を出し、日本町空虚になつて要害を失ふと聞て、大軍を起し暹羅表の辨迦邏海に入て、直に邏都を窺ふ、時にカウハム大に驚き南人日本を恐るゝこと虎の如し、今日本人實に無ことを聞かば、速に人來て亂賊を成さん、先日捕置たる日本人八人を出して南人に備へしめ、歸らは日本人を免し歸さんとて、則ロウトウ精舍の住僧を呼んで此事を計らしむ。八士聞て曰、今官軍に日本の甲冑を着せ先に備へ、次に官軍の儘にて從へ、且又大象八疋を借し給はゞ出でゝ海賊を追歸すべしと云ふ。カウハム大に悦び兼て日本町より求たる所の甲冑、且引

拂ふ時の殘し武具、彼是七十餘人日本兵に拵へ、其外都て有合軍五百餘人を出して、日本人の八人へ渡す日本の八士、八大象八疋の背に掛たる櫓毎に大石火矢二挺つゝを乘せ。此後に一人づゝ乘て、甘押の顱卷し左右に日本仕立の官兵を立、最先に海面押出し大象に能く心を示して、背より打出す石火矢に驚く心をなからしめ哇呱船を望む。哇呱船よりも斥候舟の往來兩三度して事を告る體なれば、再び敵船に近づくをぞ待たりける。象の背に石火矢を乘せたる事は野合の合軍などの時、急に石火矢臺拵難きを以、斯樣の時用ゆべきため、兼て天竺人等習はせ馴れて置く故なり。去程に斥候舟再び來て目積ると思しき所を的、乘つたる象の背より大石火矢を切つて放せば、其船微塵に碎けて沈み失たり。哇呱の大軍是にや恐れけん、又日本人在るをや思ひけん、船を還らして本國に引去りければ、官軍を引て八士城に入て右の次第を言上す。カウハム大悦して日本人を発し合力の品々あつて、官に進んと思ふ者は止むべし、日本へ歸らんと欲せば歸るべしとぞ申ける。是より暹邏國靜謐なりけるが、間なくカウハム惡病を受死す、續ひて女王も同病ひして崩す、臣等

大に驚き、是只事にあらずとして、初め出家して久留圖埼舎に有ける先王の弟を乞迎へて國王に立んとす。此僧俗に還ることを恐れて三度辭しぬれども、是非にと諫めて迎へ歸らしめ國王とし、國家に兵なく治りける。今ぞ上古よりの國法の如く弟に立歸ることぞ不思議なる。ー畢ー

右此書は畑原五郎八日本町の軍中に在つて書留たる物なる故、日本町のことは委細なる所多し、山田仁左衛門其子チインが手のことは聞書故大旨也と見る。此書元祿之頃、長崎より寫し來る人有て、江戸にて密々に寫し廣む、板行には一切なきものなり、みだりに他見を許すことなかれと云。

此時に播州高砂の德兵衛とか申者、外の商に天竺抹喝國に渡り、山田チインが城下にて、日本の御制物を改めたりと見ゆ。和漢三才圖會にも書載せたり。案するに山田仁左衛門は日本にては伊勢御師の手代、江戸へ出で科有り逃げて異國へ渡ること詳なり、住國は尾州か。

淺間宮繪馬之記

奉掛御立願
諸願成就
軍備之所
當國生
今天竺暹邏國住居
寛永三丙寅年二月吉日
山田仁左衛門尉長政

某年駿府之商賣某と云者、船颶に放れ、暹邏國に漂着す、其地の有司これを國王に告ふす。國王命じて漂客の謁を受んと、有司客を伴つて國府に之きて朝謁す。既にして暮

を又宮裡に召し私に見ゆ、王座をすゝめて曰、汝吾を知れりやと、答曰不知と、其言語我國に同じ、甚だ怪しと思へり。上曰我は本と日本人也、汝が郷馬野町にありて山田仁左衛門と云り。某の年月船風に放され漂流して此國に到る汝が今日に同じ、昔此國隣國の仇あり、先王曰、汝日本人吾兵の援となれと、對曰諾、而後此國の隊伍を看るに日本の兵の節制あるに不及．茲に於て策して兵謀を獻す、國王諸大夫然として我を大將軍に任す、則仇を撃てこれに勝ぬ。其戰ごとに勝ざることなし、こゝを以て上下僉我を賢なりとす。先王娘あり我に許し嫁し嗣とし以國を讓らる、この故に今國王となれり。已に汝を見るや郷情頻也、親戚の念を發せり、幸こゝに止ることを得ば家を富し位を貴くしててんと。答曰豈はからんや今日此事あらんとは、況や富且貴むや實に千載の一會なり、然りと雖故郷の親を棄るに忍びず、願所は歸帆する事を得ば再造の深恩なりと。王曰女が言理有謂べからず、姑くまて吾兵を率ひ敵に克の體勢を以て圖を作り、之を淺間の社頭にかゝげ、郷黨を忘ざるをしるし、武のなる日本の義氣によることを顯んとはつ

す。圖既になれり、王自ら姓名を其後に書して之を與へ、倚纜倒萬千ありて纜を解き。已に駿府に歸り、其畫を掛ること王の言の如す。祠官久して朽ち壞れんことを恐れ、此を藏めて秘せり。某氏駿府に在し日是を請て描せり、余このごろ又其模する所のものを寫すことを獲たり。故に嘗て听ける所を以其後に書すと云、此を古に考ふるに、源爲朝勇を琉球に奮ひ、中山王となれり。阿部仲丸遣唐使の時、肅宗皇帝其才を愛して是をとどめ顯官に昇進せらる。大伴部博丸百濟國へ援兵たりし日、唐軍の擒となれり、三十年を經て歸ることを得たり。朝廷朝を尊び國を愛するを嘉し、重く祿を與へ賜を厚くして之を賞せり、國中に之を著明せり。

松井經長貪誌焉

享保二十龍次乙卯年

小春上浣莫

松井經長謹識

遐邇國山田氏興亡記　終　（尾題新補）

此一卷松平周防守殿之御留守居松井氏記也。余當時一列。故借謄而寫之者也。

旹元文三戊午年季春中旬書之　松山照誠

我邦之人王于外國也。如義經將蝦夷。爲朝王琉球。鄭成功王臺灣。皆史乘所傳也。如山田長政王暹邏。亦近世之奇聞也。頃得興亡記一册併淺間社誌。始得其始末矣。他日將以備方輿之志。如太閤征朝鮮世疑之。殊不知風雲有會。則英雄之功業。豈啻一二韓而已也哉。

寛政六年甲寅五月十日　近藤守重題

渡鳥集

渡鳥集夜巻

入長崎記

落去來

錦をきて故郷に歸る人は、さたにや及べき。墨の衣の麁きに草鞋はゝきはきしめ、頭陀修行して父祖の墓の塵うちはらひ、經よみひろげたらんさまは、さすがに尊ときすぢも有べし。たゞ長途に垢つける衣裳の上に腰刀よこたへ、あふつけといふ物鞍坪にくゝり付、笠まぶかに雨足ふらめかし、こゝかしこ案内がほにのゝしり來らんを、産神もいかに口をしと見給ふらん。漸く弟の家にたどり入侍れば、親しきかぎりの悦あへるにぞ、せめてはるゝの風波凌たる甲斐有とは覺らる。凡長崎は日の本に三津の湊ときこゆ。山／＼とりかこみたる砌り、戸町西泊の方より潮さし廻り、流一里斗にしてから・やまとの船をこゞめたり。江のうち一の島を築て、オランダといふ國の人を住ましむ。向は水の浦・あくの

浦・浦上。稻佐の山並はえ茂り、辨才天の社有。放火山・無凡山の漢めける、かさかしら・鍋かぶりの鄙びたるもおかし。乾の山の木の間に諏訪大明神の宮居をしめて、此浦人を守り給ふ。三段の石壇・二つの華表、昔見し光にやゝまされり。

　尊さを京でかたるも諏訪の月

麓の松の森は、天滿宮をあがめ奉りぬ。誠に天みてる御惠みあればにや、所としてまつらすと云事なく、人として祟まずといふ事なし。日見の峠はきのふの跡のしら雲に埋れて、都の空いとど遠し。沖はしる舟の上に、帆たけ山は見ゆらんと思ふ物から、愛宕といふ名の戀しく成ぬ。ひんとく坂は田別當にかよひて、肥後・さつまの旅人をすゝむ。小島・大浦は秋の氣色ながら、なつかしき梅が崎の匂ひすればにや、丸山の山陰に遊女の一里はさだむらん。すべて家富、鄕榮へ、町すじ内外にわかれ、六萬の人を住しむれば、寺〳〵の數さへ多く、折ふしの彿會に照り渡りたる燈籠の火影は、去年みし人も今はた戀く ばかり也。

見し人も孫子になりて墓参

見る事、聞事につけ、旅ねのまくらうちかへし、此文月もくれんさやすらん。かくて住果べきおもひには有ラねど、いつ立出ん空もしらねば、よろづおぼつかなき心にぞ、住習ひ侍りける。

故郷も今はかり寝や渡り鳥
　ひどきほのかに夜の明る月　卯七
大木の榎木一本色づきて　同
　かくれまがひもなき御方也　去來
五器皿を仕舞へばいつも晝さがり　同
　うちかぶせたる雪前の空　卯七
ういウ事は類腫物のはやりかぜ　同
　そなたに人が戀をして居る　來

祭過ギ月は次第に有明に　七

京へ／＼と時鳥飛　来

百枚の捨も中／＼おもひ草　七

年は十六智慧は六十　来

前かたの手代小者もうちそろひ　七

きつうふけたる庚申のよさ夜　来

石部まで通しの駕籠をいふてきて　七

御食くやれとこゝら中呼ブ　来

大分な今日の花見の出樣哉　七

東風氣に成て晩はあぶない　来

二

こう／＼と狐鳴行春の宵　同

殿をはるかに見て野雪隱　七

あたらしき草履草鞋腰につけ　來
ふらりとさゝく名月の文　七
女房衆の出ていなれしは去年の秋　來
稲も木綿もはいる最中　七
かき曇り雨は霰とふりかゝる　來
山伏ひとりくれに失けり　七
さるほどに荷物もつきて椽の先　來
茶のたばこのといふて約束　七
世の間(なか)は氣勢でやればやりすます　來
やつぱり元のこぬかあきなひ(商)　七
ナ
鴨川や吉田白川しゝが谷　同
比叡の根嵐吹たてゝ行　來

日振ゝまい今日は朔日神無月　七
取出して見る物の古びな　來
田舎にて娘そだつる花の陰　同
すゑのたのみのつゝじ山ぶき　七

元祿十一の秋七月九日、長崎にいたり十里亭に宿す。此主は洛の去來にゆかりせられて、交通の風雅に眼をさらし、長崎に卯七持たりと、翁にいはせたる男也。予此地に來たり、酒にあそばず、肴にもほこらず、門下の風流たれが爲に語らん。

錦襴も純子（どんす）もいはず月よ哉　支考
磯まで浪の音ばかり秋　卯七

唐黍の穂づらも高く吹あげて　素行

素行亭興行

三味線に秋まだ若し涼み舟　支考
西瓜／＼の橋の夕月　素行
よい宿をさがせば庭に萩咲て　卯七
むすこの將棊肝のつぶるゝ　去來
晝食はこちで喰ふたる呼使　素民
雨があがればちさ川もあり　風叩
肥後米イは石で八十三匁　先放
夕アの坊ンは面白イぼん　考
誹諧で隱居の病氣さたもなし　行

柿に葡萄に秋は来にけり　七

みわたせば月は法輪醍醐の寺　来

うき世めぐりて跡はしら露　民

孫八に聞けば秩父も息才に　即

ころゝ数奇かとおもふ出来相　放

惣〳〵が御輿おがみに打明て　筆

河原ばたけのあるゝ麥の葉　行

鵯も鳩も寝による藪のはな　考

春の小雨の座敷轉ける　来

二

よその子の覗に来たる雛餝り　七

うそ八百に嘲す商人　即

幸とおぶくいたゞく晝さがり　民

榎の木に陰る門のほし物　考
おか様はいなせてかのに島ざらし　放
鐘木の戀を見習ふてやる　七
松坂もこへぬ躍の汗くさき　行
かほはほこりに宵の間の月　民
盆比に吹直したる浦の浪　來
愛宕の坊でちよつと盃　放
風かざ何やらかゆき旅妻　叩
あたまに隙のされる若衆　行
かんがりと取ひろげたる窓明り　考
まだほつこりとならぬ二月　來
西腰はつぼんだ迄に地主の花　七

かねかゝり遂の春はうかるゝ　叩

うちつゞき治る世こそめでたけれ　民

ことしで丁ど長百になる　放

各五句　筆

元祿八年の秋、西の羈旅おもひ立、月に吟じ雲に眠りて、九月一日崎江、十里亭に落つきける。

朝霧の海山こつむ家居かな　惟然

このごろ秋の鯏うり出す　卯七

素行亭

浦人を寐せて海見る月よ哉　去來

渡り仕舞て雁靜也　　素行

送二去來歸一レ京

此ごろの客引のべよ渡鳥　　卯七

芦間の月の先にたつ旅　　去来

送二卯七歸一レ國

枝／＼に分るゝ秋や唐がらし　　洒堂

草鞋をしめす椽先の露　　卯七

影照院は崎陽の辰巳に有。入江みぎり
に廻り、小島山向に横たふ。吟友支考

か。

當季にまだ染かはりけん山畠

と聞へしは、秋の比にや來りけん。其年の名殘惜まんと、人〳〵に誘れて

山畠や青み殘して冬構　去來

朝霜寒う村雀啼　素民

そろ〳〵と駕籠の荷造ふみ出して　先放

酒にしたがる饅頭の代　素行

御部屋には四季をうつして月の影　風卯

錆ほどひかる隈篠の露　卯七

ウ

なつ。しくめがさ男鹿のつれ渡る　民

墨の袂ももどが戀かぜ　來

たび〳〵に文のしるしのおとゞましき　行
寒の入からひたと煩ふ　放
當年も鯨中間のそは〳〵と　七
二介がいやで半介になる　叩
ま賣分付直したき島の帶　來
松坂よりはいせ(伊勢)に日だより　民
夏切の茶をとりはやす朝の月　放
竹の葉ごしにやね(屋根)かすか也　行
花のちる比は夜晝笙吹して　叩
春の名殘と京に逗留　七

一折出來ぬれば、釣うち噴ひ出ししこ

りて、あとつゞけんとも謂はず。例の卯七火燵の方位を分ちて、其題を探らしむ。それが中に主の炭つくろひ、先放があたりかねたるもおかし。櫓の上に眠たる猫をかはらせて、小僧が何となし、各〳〵其題を賦ス。

東

折ふしさ阿彌陀にむかふ火燵哉　　風叩

西

火燵でも秋好の宮は此座かや　　卯七

南

眞夜半や火燵際迄月のかげ　　去來

北

此方は火燵も寒し雪おろし　　素行

上
猫出して火燵の上のかざり哉　小僧
中
足あぶる火燵でいつも手鍋哉　素民
角
せり込んで見ばや火燵の人の間　先放

此浦に先師の石碑立なん其處もとめに、かたはらなる山ゝに行やすらひて。

籾摺や日なたしに寄小六月　卯七
かきねをせゝる冬の鶯　野坡

元祿壬午の歳、都にのぼり落柿舎に會す。

梟(ふくろふ)に数よまれてや村千鳥　先放
海もきこゆるこがらしの月　去来
膝皿のひゆる机を押やりて　支考
おとこ世帯のいま味噌をする　放
松の有ところ／＼坂のあがりたて　来
合羽たゝめばすゞしかりけり　考
ウ
狀箱に髭籠一荷の瓜の色　放
あたりのかゝがよつてついしよう(追従)　来
たま／＼の晝ねに屏風引廻し　考
盆の川意のはし(箸)にかはらけ　放

唐黍のこなたは月の葉がくれて　來
　あきかぜそよと木に登る猫　考
白壁の日にたつ岡の番所　放
　錢一文の念佛尊とき　先師ノ云捨　來
奉公にくるしき木履提まはり　考
　日ぐれてのぞく市の賣物　放
此神の衣更着寒き森の花　來
　雪の果とや村がらすなく　考

二

藪入の馬と連だつ在郷道　放
　芝居の札にしつた名が有　來
雨の日のほろみだしたるところてん（心太）　考
　見事な帯にじばん一まい　放

君はなつ我は清十郎と冬の来て　来
ことの餅つきのあかつきの戀　考
鷄はなく臺所には有明し　放
いつでも風のあるゝ白須賀　来
浪人を面白がるもうこのかは　考
芋名月もやはり饅頭　放
あのごとく萩は錦と咲みだれ　来
惟喬（これたか）ばかりうらめしの秋　考
ナ
文よんで顔とかほとを見合する　放
夜はほの〴〵と無縁寺のかね　来
咲初る花に名殘の橋のしも　考
下向のみちをいそぐ苗代　放

日中に雲雀の聲のはるかなり　　來

此のどけさは京も田舍も　　考

風叩が春の氣色見んと、舟さし寄けるに乘て

鶯が人の眞似るか梅ヶ崎　　去來

柳見たてにこちは深堀　　風叩

有がたや一盃すれば春めきて　　素民

さきの頭痛を透さわするゝ　　卯七

うす〳〵と西に出て居る三日の月　　素行

蕎麥のはな咲岡の白妙　　先放

歌よみの御守のいほの秋更て　　叩

折々見ゆる愛の家中衆　来
から尻も足がふらりと邪魔になる　七
あほうのくせにせい斗(は)のび　民
きる物の形(なり)につけても物おもひ　放
むかしは〳〵さん(散)ちや(茶)よし原　行
水風呂に二人ヅヽ入組あわせ　来
くはらりとあぐる車戸の音　叩
つかえたる雲を嵐の吹やりて　民
松のあちらを通る公家衆　七
月花にかりの用意の板びさし　行
ごうならうやらしれぬ出替　放

二

朝起ておれが数寄にはい(凧)かのぼり　叩

堤の上のひろき芝はら　來
占の看板出して枝折垣　七
廿ばかりはいさゝうかるゝ　民
てんかうが後は思ひの種となり　放
逢はで死んだら阿波の浪風　行
電の光つめたる閨のうち　來
薄にさるゝ入かたの月　呼
寒うなる秋をよいとはよい衆也　民
一膳殘る蕎麥のあぶなき　七
ふまえ物せねばとゞかぬ棚の上　行
豆うつ音のよそは節分　放
浮世から烏の戻る日枝の山　叩

ちさき草臥て面白さみち　来
孫ごもの給仕に姥の取はやし　七
又灯燈を筋違に置　民
降らうやら降まいやらさ背の花　放
旅のこゝろも浦山の春　行

送ニ怒風歸レ國

花鳥をいつの分れやあら莚　卯七
羽織をすつる春の胴中　怒風

先放が別墅

朝〳〵の薬の働きや杜若　去来

客はんなりと夏は來にけり　先放

小包に皆飛乘の支度して　風叩

座敷の餝は吸物のだん　素民

月かげに砂のびかつく八ッ時　卯七

おやくいふて鴈の這寄る　素行

元祿のはじめ都にのぼり、去來舍を訪ひて

京入や鳥羽の田植の歸る中　卯七

うれしさつゝむ初茄子十ヲ　去來

さはりたる御脇の物をいたゞきて　同

霧立のぼる庭の椽先　七

朔日に鱸分るさごよむ也　　　同

　瘦たる胴をさするやゝ寒　　　丈艸

ウ
うき戀にわり(破)ご(籠)もてなす草の上　　　同

　室(むろ)の游女の年〳〵に減ル　　　來

ばた〳〵と湯殿の内を吹嵐　　　七

　奥の千手は燈をこぼしけり　　　艸

立臼を歸しがてらに荷ひ出し　　　來

　蜂にさゝるゝ片頬の腫　　　七

花咲や跡四角なる大屋敷　　　艸

　種籾おろす水のしづけさ　　　來

やりくばる山田土産のはり(張)かはご　　　七

　物からかひも宵の雜談　　　艸

戸障子の繪もすごう成秋の月　來
　露けき蓑を腹巻のうへ　七
かたぞきの眞鍮さびて忍卓　之道
　鰯もらひの桶持てまつ　同
山石を道筋たてゝころばかし　七
　園は周防のおなご四五人　同
錢賣の腰にさしたる箱秤（はかり）　琶扣
　庭鳥の毛をちらす供べや　同
きる物の褶引のばし丸寢して　七
　若衆短氣に涙ぐみけり　道
夕がほの畠隣に立しのび　扣
　す駕籠をかきて歸るひだるさ　七

月影に流す伽藍の柱よせ　酒堂
一息野分あるゝ村雲　車要
ナ双六の簺(さい)ふりこぼす草の露　道
舟に淺間を拜む鳥羽浦　堂
笠の雪猪頭になりておしまるゝ　七
むねにたゝみし日蓮の御書　道
折針の壹歩日出度花ざかり　要
やがて雉子の戸をたゝく見ん　堂

七十二　來六　岬五　道五
扣三　堂三　要二

此一卷は十年あまり昔にて、今樣に叶はざらんなれど、其比先師の我が手筋を失なはずと、評し給ひしになつかし

く此に記ス。

追加

田上山游吟

とぢ葉うつ豆も一夜のよ寒哉　卯七

岸に雀の並ぶあさ月　素鹿

初汐になるやら船のかぶつきて　素行

ふとんの裾に物のつかゆる　風叩

今晩も奈良茶と見へて蓋茶碗　先放

乳母が我で持これの内證　錦水

ウ
薪賣の樽に仕替て戻る也　一介

やぶの鶉のつれ〳〵の聲　槇里
立ながら直に御寺の花を見て　素民
此季においた下女のこなるゝ　行
機嫌にて一座の客はいなれけり　鹿
伊駒すゞしうはるゝ青空　七
暮がたは鷺のあつまる大堤　叩
偕のちよこ〳〵かよふ裏門　放
謂事も先隠密のさたになり　水
籠に入たる干鱈こんにやく　介
明石より初て渡る淡路しま　里
一村雨のうちあぐる月　民

二

秋さむき彼岸の内のつゝみ銀　行

葉の出来ほめて菊の花待　鹿
千石とのぼれば人も人らしき　七
とまりまれなるかんばら（蒲原）の宿（しゆく）　叩
しけことをす客は師走の廿日過　介
畠のへりで鵠の物喰ふ　水
家〱もまだ定まらぬむしろ懸　放
一夜〱といふて戀する　里
旦那より内儀の顔のうらめしき　民
質の古手が山のやうなる　行
秋風のいせの白子は爰なれや　叩
鱸（すずき）をつりに連て兄弟　介
ナ
棒だけに月は登れど暮の雲　鹿

向ふがなうてわるい店つき　七

聲かけてぼつぼなしたる駒の口　里

かねのきこゆる黒谷の山　民

ふだん見る松の木の間に花咲て　水

人は歌よむ鳥は囀る　放

各同員

名二卷説

物にたよりて性情を樂む事、專ら吟詠の道なり。其道またあまたなる中に、誹道殊にやはらかにして情を寫し、興を催すことつきず。此比崎江の卯七子、渡鳥集を選びて、晝夜の二卷となしぬ。是をよるひるとかさねんや、將〃晝夜と並べんや。たゞ渡鳥のとしく〵

行廻り、已が初おはりをしらざるがごとく、撰者の心もかくおもふなるべし。されば呉燕・楚雁・蜀魂・仙鶴のたま〳〵有が中に、秋来る鳥のおほく侍れば、其名を當季にさだめられて、實は春夏冬枯の時にも、猶たへざる物ならんかし。

湖南竹節堂正秀漫書

京寺町 井筒屋庄兵衛板行

渡鳥集畫卷　秋部

贈二芭蕉翁御句一文

十里亭が何がし、撰集の望ミ有。其名を渡り鳥とかいふなるよし、先師に此句有て、西花坊が笈の中に、久しくかくし置ける。此度此名の相あへる事の尊とければ、贈りて此集の獻に備へける。

日にかゝる雲やしばしのわたりどり

其序にみづからの句も申侍る。

柴賣に連てや市の渡り鳥　　文考

雁金や一鼻かけてわたり鳥　　史邦

雲の根を押て出るや渡り鳴　　浪花[化]

先鳥の渡りつけてや雲のみち　素民

秋風や浪をしのぎて雲に鳥　素行

晴になる沖のもやうや渡鳥　風叩

地につゞく沖の夜明や渡り鳥　野明

鶴なくやひゞきの灘を渡り口　荒雀

唐鳥の渡る目當や富士の山　魯町

一羽(ひとつよ)にかはすや峯の渡り鳥　卯七

朝あらし(嵐)あたまの上を渡り鳥　去來

戸をたつる空もいそがし渡り鳥　先放

たそがれや雀もつれて渡り鳥　牡年

粟稗と分て落やわたり鳥　丹山

粟の穂にあそべ小鳥の渡りかけ　北枝

かけひきの薬武者もかくや渡鳥　從 縱吾

山鼻や渡りつきたる鳥の聲　丈艸

さたなしに渡りて居るか四十雀　田上尼

御林や日高にとまる渡り鳥　正秀

雁がねの竿に成時猶さびし　去来

かりがねのしろさだまらぬとよみ哉　魯町

秋らしき樣子出來けり蚊屋の外　苔蘇

あき來るや人のこゝろも打むいて　福翁

海山の心くばりやけさの秋　風國

面白し秋を待えて馬の上　求聽

立山下、弁町がもとにて

山木や鳥入来る星迎へ　去来
七夕やつゞらをかゝる明日(あす)の旅　斜嶺
七夕や幾瀬もすはる汐びかり　半朱
中ふさに流れてつらし天の河　千川
夕がほの行衛もしろし天の河　野紅
黍の葉にかげろふ軒や玉まつり　洒堂
送り火の山にのぼるや家の数　丈艸
辻踊一崩して丸ふなる　釣壺

支考をやどして、雪の淡路島の圖を望みけるに、山は饅頭と云物のごとく、雪水は蚯蚓に似たり。墨を默々として雪と名づけ、西花坊が一世一幅となん。其禮に、

燒酒に明日の望みやへちま汁　素行
朝皃のはえあふ紅粉のねまき哉　春子
蕣の開き揃ふや裸はら　鐵幽
蕣のつぼみて渡す芙蓉哉　卯七
夕皃の身をかためけり秋のかぜ　臥高
山畑や日景うち散る秋のかぜ　先放
網かけて臂吹せけりあきの風　半朱
すれ〳〵の雲のいろめや秋の風　林下
それを此茄子の蓋に萩の花　左次
あきもはや薄見よせて穂に出る　荻子
さびしさの皆穂に出たるすゝき哉　厚爲

送二去來一

朝風やまて荷にさはる花薄　　如叟

おのが尾の聲につれたる鶉哉　　探竿

我が數寄な粟津の原に鳴鶉　　支考

粟の穂はあとでふらつく嵐哉　　素民

はしり穂の朝陰清し久我縄手　　卯七

早苗(わせ)の香や取越す家の茶湯事　　桐之

こけなりに人待がほの案山子哉　　正秀

起さます(に)もそつと長し鹿の足　　いがの人の句

月しろの拍子に立や鹿のあし　　潘川

女鹿(めか)つれてたゝずむ峠の月よ哉　　野明

岩鼻に立あがりてや鹿の聲　　春汲

小男鹿やかしらかたげて瀧の音　　浪化

かのしゝの多さに出るや書のつじ　牡年

食堂(じきだう)のかねを聞しる男鹿哉　許六

病床

虫のねの中に咳出す寝覚哉　丈艸

虫の音のほどけてはつと薄哉　桐水

定まらぬ朝の曇りやきり〴〵す　梅

きり〴〵す鳴落したる日景哉　素行

汐風の中より百舌(も)の高ね哉　惟然

秋の日のうしろに鳴や鶸(ひわ)の聲　風叩

湯の山や夫婦白髪の薬ほり　自笑

風雲や分別いそぐ蕎麥畠　思睡

ひけらかす口にもいらすそばの花　魯九

先放をあくの浦に訪

八月や潮のさばきの山かづら　去来
友船に鱸釣たるやみよ哉　素行
相撲殿待日になるや濱の市　卯七
さかやき(月代)を皆すりたてゝ駒迎　蘭國
日にかゝる在所の山や月の晴　配力
月のよの夜明にうつる野原哉　水札
戸を明て月のならしや芝の上　丈艸
下刈や月の場ごりの小松原　爲有
待宵の月に打出す鐘木哉　素民

長崎より田上山に旅寝移しける比、卯七・素行に訪れて、共三句

名月やたがみにせまる旅ごゝろ　去来

名月の麓を呼や茂木肴　卯七

伏日といふて山家も月見哉　素行

名月や晝より高きならのしやか(釋迦)　桃妖

旅籠屋をさがして見ばや月の友　半残

十六夜や宿(しゆ)くもつまりて峯の月　先放

いざよひや月をたづぬる峯並び　風叩

電(いなづま)や足にもつるゝ酒の酔　先放

電やとつくり提て行かゝる　蘭國

電のめくるや藪の音もせず　丹山

いなづまのわり入る松のひゞき哉　孫七

太宰府に詣ける途にて

鶴小屋にかけて稲葉の入日哉　卯七
稲かぶの中に照込む楓かげ哉　汀芦
落水の田をはなれ行夜寒哉　柿川
木枕にすゞしの蚊屋のよ寒哉　厚爲
山陰の藪うつりして砧哉　素行
稲の葉のおさへて遠き砧哉　單才
雞頭の傍にまじりて砧哉　砂笠

千句興行有ける里神楽に

錦積む餉も興あり里神楽　卯七
花の端や奈良で開くる菊の花　東耕
秋も今里にさがるや菊の花　宇鹿
菊咲て宿は曇るがおもしろい　颯聲

戸袋の板の透間やきくの花　李由
さし寄に酢壺すえけり菊畠　素民
薄濁る酒やこさしの菊の花　濫吹
同じ香に菊や匂ひて色ばかり　春子
菊の香をぬすみておかん菊の月　安重
大空にきほひうつすや菊の霜　卯七
行秋のあとやふらつく菊の花　杜若
力なく菊につゝまるばせを哉　素堂
鶏頭に蓑のさはるや妹が門　素鹿
鐃持に酒のませてや鶏頭花　牡年
十五夜の主は客よ後の月　此筋
牡年亭にて

海山を覺へて後の月見哉　去來

嵯峨の古跡見廻りける比

世のさがと人のいへばやならず柿　先放

朝鹿の妻乞ふ傍に紅葉哉　長崎の人の句

小男鹿の寢あたゝめたる紅葉哉　木導

肥の杉が嶽にて

古寺を取ひろげたる紅葉哉　花明

牆(かき)を干す濡手の下やつは(石蕗)の花　古童

行秋のさむさいそぐやつはの花　之次

行秋や壁に打むゝ一羽とり　朱拙

明朝は鴿(やとす)を致せ神おくり　野明

渡鳥集坤巻　冬部

鶴の來る空や見る〳〵神無月　正秀

鳴渡る鶴の高さよ霜の月　卯七

國〳〵に入込つるや神無月　先放

大名の耳にもさむし鶴の聲　風叩

乘懸の見廻し寒しつるの聲　呂倘

しぐれ初て汐ふく海士の行衛哉　土芳

柳などあたまぞ寒き初時雨　去來

有やうは純子にねたし初時雨　支考

小蒲團に爪とぐ猫や初時雨　勝秀

鵯（ひよどり）に上戸の名ありはつしぐれ　從吾

潮先にうちむく鴨のしぐれ哉　久任
水鳥の雫をそへてしぐれ哉　西貫
うはがけに馬のかほふるしぐれ哉　霜林
天晴の使者のうつむく時雨哉　野谷
さし足をわすれて闇の時雨かな　正秀
明星を西にふり出す時雨かな　素介
坊といふ音にしぐれて山路哉　文鳥
猿の聲きやつと言ふたがしぐるゝか　万乎

春日山の山陰に、しばしが程住ゐし侍りて

時雨行室にしまるや笛の聲　風叩
しら雲や時雨かゝゆる町の上　卯七

さむからふ障子ひとへのしぐれ哉　衣行
實綿の煎つくかざに時雨哉　子直
鍋本にかたぐ日影や村しぐれ　丈艸
後の世の事など松のしぐれ哉　諷竹

長崎に先師の碑を建て、時雨塚と名づく。今年神無月十二日人々と詣て、
共四句

拜處にのぼる小坂の時雨哉　卯七
樫の木にたよる山路の時雨哉　牡年
踏分る杖のあまりのしぐれかな　野坡
こゝはまた汐の傍ふる時雨哉　素行

父の身まかり給ひけるあとの事ども、

頼み奉る僧の其事を仕果ず、世をさり
給ひければ

あさきに時雨荷ふや手向水　先放

別そうな時雨の中の俄あめ　南甫

霜さむし鴨は身幅の石の上　車袋

茶畠に霜こそつゞけ筑波山　千調

大根の根ぬけて寒し今朝の霜　素民

朝霜に足くびおもき濱出哉　野谷

朝霜に味噌摺り出す隣哉　魯町

せんじ茶の湯氣にしめるやけさの霜　篤有

行燈のねむり入たる霜夜哉　錦水

風に一のくらゝみや岡の松　牡年

こがらしを捨てあしらふおばな（見花）かな　洸流
こがらしを杖につきけり芭の坂　智月
こがらしの都に入るや初鯨　諷竹
木枯にかくれすますや四疊半　素民
こがらしや戸を明て來る有明し　昌房
搗米の舟に舞込おちばかな　汶村
野も山も取つくろはぬ落葉哉　西貫
南天や砂にこぼれて花かたち　車來
水仙や貧る物なき二王立　斜嶺
柚垣にたよるや虫の冬構　素行
物賣の一きわ遠し冬構　使帆
椿見る座敷の內や冬籠　勝之介

うき人の養は來もする火燵哉　花明
水風呂に筧しかけて谷の柴　丈艸
談合の崩れ口にはさむさ哉　諷竹
門番の時ごはれたるさむさ哉　素行
おとがい(頤)とひざ(膝)の間のさむさ哉　風叩
鋤鍬の光りもさむし庭の隅　先放
火燵から誰も寢にこぬ寒哉　遠之

宿二丈艸草庵一

さむきよやおもひつくれば山の上　去來
蟹の子のかじけて寒し磯馴(そなれ)松　野明

父の喪に

降物のふりもそろはぬ冬至哉　此筋

膓や寝ぬ間にこほる切小口　徐刁
枯芦を手悪にして米哉　北枝
頭巾の風さえつゐてつらゝ（氷柱）かな　福翁
乞食の尾頭もなし冬の月　許六
町陰や水の便になく千鳥　素行
白鷺の氣色つきたる霰かな　柳線
疊屋の仕事おはるゝ霰哉　紗柳
歯朶賣のきつき仕舞ふてあられ哉　配力
初雪やちらすにそつき草の上　陽和
はつ雪に地の上かろし駒の足　野明
今ふりて根雪となるやつは非坂　正秀
雪雲や横に折たる山の先　素行

狐なく岡の晝間や雪ぐもり　丈艸

頃日（このごろ）や曇れば雪のごとゝふる　猿雖

雪あれや舟に鷗のよりかゝり　勝之介

沖中に一きは高し雪の島　素民

游二籬雪庵一　幷序

柳谷子の常に興ぜられしは、東の角に椎丸太の床をまうけ、薔薇の瓶・竹の筒、門人の數有、寒菊のわりなく、水仙のおもひ切たるかほも、折からの花とこそ。爐中に一樽のうつるをしらず、半にかへる有、來かけに中のむあり八ツの鐘に飩をさだめ、曉のひゞきに起あがりて、各此庵のことぶきを申されける。予も重て一句を留、其あそびを共にし侍る物ならんかし

日晴らしや昨日降たる山の雪　　卯七

譜の中に居て見る雪の山家哉　　去来

美濃の國、關山和尚が古跡を見て

雪霜の折目疊むや勅使岩　　雲鈴

鑓持の小股になりぬ雪の上　　風睡

出女のかほは變りて今朝の雪　　先放

橋さなる中から末や雪の竹　　浪化

我やどの音嬉しいかゆきの竹　　千友

雪の日や里ごまりする鶸の聲　　卯七

生垣をからす見込むや雪の朝　　古勇

雪の篠さがせごおらぬ小鳥哉　　大助

雪ちるや鷹すえながら酒のかん　　北枝

狩衣の袖蹴放すや雪の鷹　　支考

はしたかの心に馴る羽つきかな　　宇白

一度は亭主のきたや鰒の友　　素鹿

干鮭と鳴る／＼行や油筒　　雪之

煉味噌の雫さびしき紙衣哉　　李由

佛名やあまに成たるあだごゝろ　　許六

冬の日のきうに暮たる浮世哉　　如元

煤掃や何ぞのたらぬたばこ盆　　我峯

すゝはきや胴うたせずば雉子一羽　　紫道

餅つきの手を拂ひけり衣配り　　木導

年忘若菜も近しかぶら汁　　万子

泥坊の目つきも寒し年の市　　毛純

泥雪とくるゝや年の門ならで　卯七
大風の落たやう也年のくれ　ひろの何鳥
浦に居て年とる魚や波うつり　素行
大年やたしかに見する臼の尻　一介
大としや数たび蹴ちらす馬の沓　史邦

渡鳥集晝巻　春部

燕の鴈に間てや鳩まはり　丈艸
燕の門うたがひや旅もどり　素民
痩せ〳〵と来るや燕の旅衣　卯七
燕の巣も修理にかゝるや彼岸過　素行

つばくらの往たり来たりて日は長し　諷竹

飛車角行と燕〆働く野づら哉　一定

破魔弓で殿様事をはじめけり　勝之介

ふり袖に庖丁入てつむ若菜　游芝

たしにする乳母がたもとのわかな哉　支浪

鶯のきよろ〳〵したる風鈴哉　爲有

鶯の来たとてだまる子ども哉　諷竹

鶯の縄目をたゝく車簀戸　野徑

うぐひすの松にとまりて鳴なをす　勝之介

うぐひすの梅に飛つゝ機嫌哉　素鹿

うぐひすの尾に振廻す華心　土芳

鶯の香に乗てやはなの露　半残

うぐひすの誘ひ出すや寺若葉　先放
うぐひすのでつち連けりみそさゞい　風叩
鶯に燈を引しほの茶湯かな　野角
鶯や夜ル着く室の舟がゝり　素行
うぐひすの海むいて鳴須磨の浦　卯七
日に立て正月はやしむめの花　猿雖
面白や正月まはり藪のむめ　卯七
東雲の残して行や梅の華　風叩
三日月の座ははつきりと梅花　浪化
梅が香や其尾に附て朧月　吾仲
花は朝香は夕闇の梅の花　長緒

太宰府にて奉納

千歳ふる梅の匂ひの若さかな　倫

人氣なき雨の匂ひや梅山櫻　呑水

春風さおぼゆる雪のにほひ哉　風叩

野も山もくつろぐ水のぬるみ哉　藺翁

よし原やたばこも入らず猫の戀　許六

いがみあふ中にうき名や猫の妻　舎六

二月や椎の木しろき雨びかり　業行

行鴈の松よりつゞく尾上哉　牧童

紅梅に白みつけてや歸る雁　范孚

紅梅によりうく鴨の名殘哉　素行

空はまだ鴨の羽音の柳かな　木導

雪汁を桴に挿込むやなぎ哉　卓袋

軒口を出るや柳の一せごし　野坡
反橋にすべり闌たるやなぎかな　毛紈
手形出す柳の中の小舟哉　砂丈
折／＼にひかれて暮す柳かな　砂明
櫓拍子や霞のうちの九十九島　風毛
朧夜を出ぬけて松の鳥崎　卯七
海山を袋に入れしおぼろ哉　先放
松ばらの水に顔出す野馬哉　鼠彈
陽炎やちぎれてあそぶ波の上　卯七
陽炎のかりのやどりや牛の角　探志
陽炎のあさかからめぐる野焼哉　先放
後（うしろ）むく野焼の森のからす哉　龜文

うそなくや野路の嵐のたらりふき　一介

近江さや都にちかきはな曇り　許六

芭蕉居士の舊跡を訪

志賀の花湖の水其ながら　素堂

田上尼の前栽の花見にまねかれて

海を見る目つきも出す花の空　去来

有明に潮のたゝえや花の雲　卯七

手間の入花のあたりの夜明哉　風叩

明がたにつれてや花の鳥あつめ　田上尼

梟や夜の花見のたまり物　浪化

啄木鳥の枯木さがすや花の中　丈艸

隼の花に舞込巣山かな　素行

雪の日の寒さ忘るな花に鳥　支考
花盛けうとき笛のひゞき哉　荊口
万日も紐解く花のさかり哉　正秀
うきついて花の香のする男哉　万平
各別な顔や華見の道具持　杜若
唐人の仰(む)く嗇あり花の陰　先放
雑木のおつさり廻す櫻かな　素民
松風を賑かしたるさくら哉　松星
春風やまゝしき中も櫻狩　習水
明につく闇の淺さや山ざくら　若芝
蟹の泡吹ている日や山ざくら　臥高
櫻ちる其比ふとし瀧の水　洞梅

はじめ見た櫻に戻る垣ね哉　谷幅

桃咲や蘇木すだれの日のうつり　里東

桃ちるや葛(つゞ)籠片荷の大工箱　卯七

馳走する身も我なれや雛の客　梅

これもかも雛の男は烏帽子哉　勝之介

脇指は落して求(あさ)る汐干哉　半殘

湖上先師の御墓に詣て

無き影をゆすり起すや墓の蝶　荊口

此中のごの花吸ん飛胡蝶　素交

春の野や蝶もうかれて菜種いろ　重晴

鳰(にほ)てるや志賀の雲雀の水はなれ　福翁

陽炎の糸よりあがるひばり哉　支考

雨雲にぬれて落たるひばり哉　乙双

鶏はやねの上にてきじの聲　万子

旅籠屋や門からぬける雉い聲　野径

苗代や東寺の塔の水かゞみ　朱廸

苗代や皆人間は土あそび　晩海

三日月を鼻にいたゞく蛙哉　先放

草庵

火を打ば軒に鳴合ふ雨蛙　丈艸

角落てごうやら有か鹿のつら　風叩

菜の花や引のけられて種大根　倫

なの花に割木飛込日和かな　素斗

なの花やあたりのかゝの機見廻　野坡

なの花に六藏こそ來れ關の女郎　　荒雀

山吹やゆらぐ筧のこぼれ水　　春子

目利する顏おぼつかな藤のくれ　　不休

牛の尾ととまりかゆるや藤の虻　　風毛

行春のうしろ便や藤の花　　可南

三月こ衣にかゝのも名殘かな　　去來

拔綿に疊み込るゝ彌生哉　　千川

渡鳥集晝卷　夏部

時鳥疊のうへに初音かな　　半殘

時鳥ひとつは花の引うつり　　錦水

鶯もやゝ受太刀やほとゝぎす　去来

青麥も空もみどりや時鳥　浪化

茶むしろと枕あはせやほとゝぎす　衣行

時鳥なくや茄子の花むすび　紫道

うちかぶる森のあかりや時鳥　單方

わんといふ大佛殿のほとゝぎす　汶村

雨虹の消うきへしやほとゝぎす　寿民

水あさや雲もしまらす時鳥　魯町

木曾川の邊にて

ながれ木や篝火の空の時鳥　丈艸

みやこにのぼりけるに

時鳥當た明石もすらしけり　卯七

時鳥帆裏に成や夕間暮　先放

有明に濱の手もなし時鳥　風叩

一聲や小瀬戸に餘るほとゝぎす　素行

高濱やついて廻りてほとゝぎす　探吟

四方の雪眼に寒し衣更　支考

山吹に月をめされて衣更　吉仲

空色に祝儀すまして衣更　斗従

墨染や衣の下の衣がへ　哺川

卯の花も照や垣根のあかね染　荊口

卯の花に笠きて行む川むかひ　支考

うの花に似合た星のひかり哉　不睽

さまざまの花に酔てや若楓　文鳥

明がたの空のしめりや夏木立　砂丈
狩人にさられて眠る鹿子哉　林陰
雨雲に伸込麥のさかりかな　素行
朝かぜや雀がくれの麻ばたけ　船彦
竹の子や雫におきるゝ一夜鮓　支考

妻におくれける人に申侍る

紫のさむるやゆめの花あやめ　卯七
眞菰刈榎木が下や薄濁り　哥峰
梅つはる匂ひに曇る五月かな　先放
枇杷の葉の手強くなりぬ五月雨　紗柳
山見する雲のかはりや五月あめ　爲百
川音の入組にけり五月あめ　金海

笠の端の清水にめぐる田植哉　酒堂

右の手の左うらやむ田うへ哉　支考

青雲のきほひ見せてや田植哥　北人

谷ひとつ植て出たる田歌哉　一定

家〱の門や田植の仕舞歌　卯七

粟蒔きのあさふしづけに村雀　可南

涼しさの匂ひはせねど粟のはな　竹水

田舎じみてなつかし昨の桐の花　千川

葉がくれに先こそ見ゆれ桐の花　玄梅

火を消して狐のだまるほたる哉　爲有

螢火や容にさかまく大井川　千月

夜や更る螢の影のぎやう〱し　土芳

行燈はきへて涼しきほたる哉　帖甫

船頭がぬれて夜明の螢哉　猿雖

うつり行喘しや蚊屋の内と外　非群

暗がりを蚊に取れたる小僧哉　霜林

明石舟中、先師の句を吟ず

蛸つぼの上に重ねや夏がゝり　風國

藻の花を力にゆるゝ海月哉　恕風

白蓮に朝日こぼるゝ匂ひかな　古勇

蓮の葉の水打こぼす寝覚哉　素民

蓮の花ちるとはなしに欠にけり　水音

石竹の一もと露のふたけ口　時吟

百合の花生れればあちら向たがる　支考

もがれてもそれなりに咲きけり哉　里花
うつむいて泣く相手あり百合の花　魚素

手取川にて

晝がほや夜の間もしらず手取川　支考
晝がほの花に釣出すねむり哉　風叩
夕顔に井戸へ落なき窓の聲　半残
夕貝にいつをむかしぞ茶湯釜　何麦
日もごりや鳥羽にかよひて瓜作り　卯七
侍(こむらい)やかほくつきりと夏引縷　桐水
香附子のたけ見渡して暑さ哉　紫白
腰懸て飛のく石のあつさ哉　正秀
暑き日や笠で扇(あふ)ぐも物たらず　柳士

蓑笠をはなれぬ蟬の暑哉　　嵐雪
大名の書中通るあつさかな　　李由
藪醫者のごこ迄ふさる暑かな　　朱廸
溫飩屋は人に喰れてあつき哉　　許六
汁椀のじり〳〵いふて暑かな　　一歌
夕立や戸板おさゆる山の中　　助童
白雨やわづかに降て田の黒　　紫白

筑紫に下りける比、伏見の舟中

夕立の雲もかゝらす留主の空　　去來
そろ〳〵と帆もふくるゝや夏の月　　風叩
刈麻を露にさらすや夏の月　　半綾
汗の身に薫りかゝるや松の風　　巴兮

元休法師の身まかりけるに
世の中を投出したる闇哉　丈艸
すゞしさや小舟の網のふりまはし　風叩
すゞしさや日待舟の帆ごしらへ　正秀
涼しさを都にしたし下り舟　牡年

眞島にて
涼風や板屋をかける猿の音　怒風
すゞしさや八景に晝膳所の城　許六
蚊屋越しに虹見る朝の涼哉　千鶴女
山木のさゝげすゞしき朝曇り　楓里
御袋のかし屋廻りや夕涼　素行
蜘の巣を取て仕舞て涼かな　書方

居替りて尻冷さばや竹莚　　先放

五百羅漢寺にて

凉しやと羅漢の数に並びけり　　如叟

駕籠かきの待する森の凉哉　　梅

夕立を忘れてつするゝ蔭凉　　芹花

一日の息つきながす青田哉　　一保

杣人(そまびと)も鳥も通はぬ雲の峰　　林紅

すゞしさの盞に成けり雲の峰　　砂笠

江を染る入日の前や雲の峰　　卯七

賀渡鳥集句 并序

崎陽の風土卑むは、蕉門の誹諧ふかく、盤桓て高吟醉をすゝめ、酣醉今に戯る。一句人を躍せずば、死ともやまじといへる勇ミ有けり。此頃撰集の催しありて、野僧が本へも何なんど求らる。松の嵐の響をだに耳の外になしぬれば、かの詩に多く人の吟ずるを聞て、白一字を題せずとかや、古人も草臥たりけり。彌其くさの方人とうち眠ながら、つく〴〵其誹諧の序にさぞ、さこそおかしく興ぜられんと、おもひやる心に引立られて、聊拙き詞をまうけて、集のことぶきを申おくる物しかり。

何撰やみぞれ降よのみぞれ酒

壬午仲冬日　　粟津野々僧丈艸塗稿

渡鳥集作者　次第不考

一處不住
芭蕉　丈艸　支考　惟然　雲鈴
山城國
去來　可南(同妻)　荒雀　風國　吾仲　范孚
子直　洗柳　重晴　習水　許方　潤梅
爲有(サガ)　太助(同子)　野明
大和國
玄梅(ナラ)
攝津國
諷竹(大坂)　車要　晝扣

伊賀國

半殘（上ノ）　土芳　桐水　荻子　配力　東耕

杜若　万乎　雪之　雷聲　陽和　猿雖

千友　我峯　卓袋　素交　諸甫　非群

苔蘇　時吟　車来　不知作者

伊勢國

斗従（山ダ）

尾張國

鼠彈（ナゴヤ）　左次　吞水（犬ヤマ）

武蔵國

素堂（エド）　史邦　野坡　花明

近江國

正秀　智月（尼）　船彦　洒堂　野径　臥高

游川　芹花　昌房　探志　里東　許六

木導　汶村　朱廸　徐寸　毛紈　如元

（僧）李由

美濃國

荊口（大ガキ）　斜嶺　支浪　此筋　千川　文鳥

怒風　衎九（ハチヤ）　松星（セキ）

陸奥國

千調

越前國

水音

加賀國

北枝（金ザハ）　万子　牧童　長緒　從吾　南甫

桐之　魚素　林陰　厚爲（大セウジ）　關雪　桃妖（山中）

自笑　汀芦（未考）

越中國

浪化（イナミ）　林紅　野角（高ヲカ）　乙双　北人　何麥

呆聽（魚ツ）　濫吹（下[?]）　宇白[?]　半綾（ツクマ）　巴兮　柳士

安藝國

島屋少年（ヒロシマ）

筑前國

古勇（フクオカ）　雪林[?]　砂笠[?]　爲百[?]　千雀妻　呂角（ハカタ）

舍六　哺川（ハコザキ僧）　晩海（アキヅキ）　丹山（僧）　一定（直方）　衣行（未考僧）

竹水　一保（クロサキ）　水札　助童（[?]子）　砂明　至海[?]

不唉　游芝　素斗

豐前國

中ツ 曾幅

豐後國

日タ 朱拙　野紅　日田 倚

苔芝　釣壺　柿川

紫道

肥前國

長サキ 田上尼　長サキ 春子　日子 勝之介　小女 梅安　福翁　如叟

一顯　歌峯　一介　先放　風叩　素民

素行　卯七　錦水　久任　宇鹿　勝秀

之次　野谷　春波　單才　半朱　林下

思睦　安重　遠之　素介　鳳里　里花

柳線　沙柳　古童　僧鐵齒　總文　砂文

不知作者　牡年　素鹿　魯町　不休　風毛

天クサ孫七　平戸蘭國　田シロ女紫白

肥後國

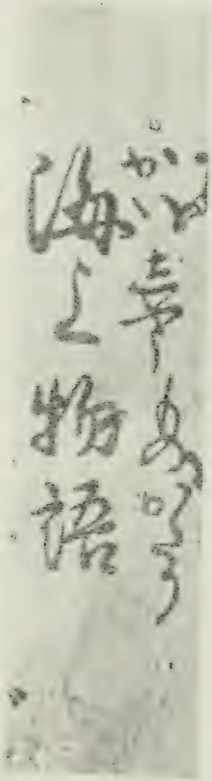
明成寺使帆　僧西貫

不考園

探吟　探竿

都　百八十七人

京寺町　井筒屋庄兵衛板

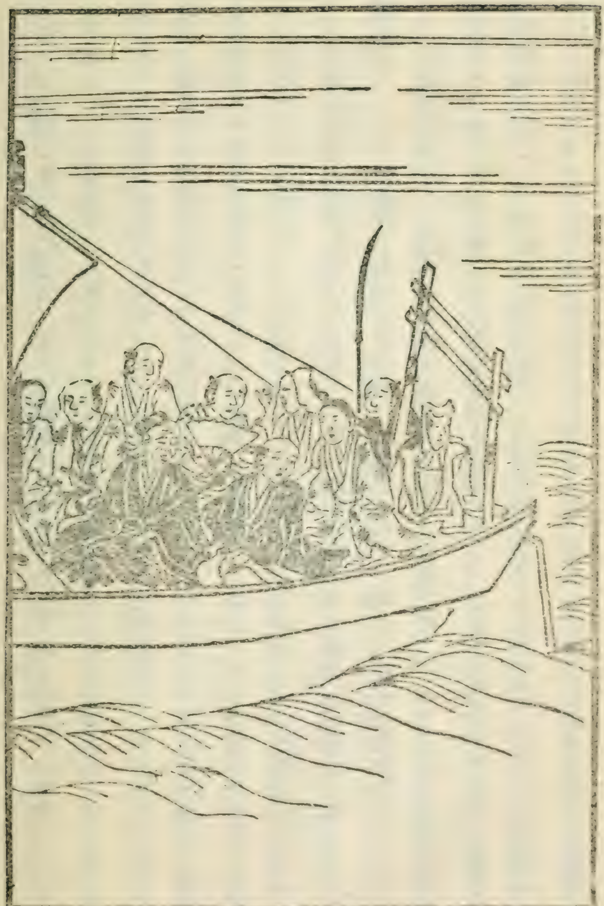

海上物語

海上物語　上

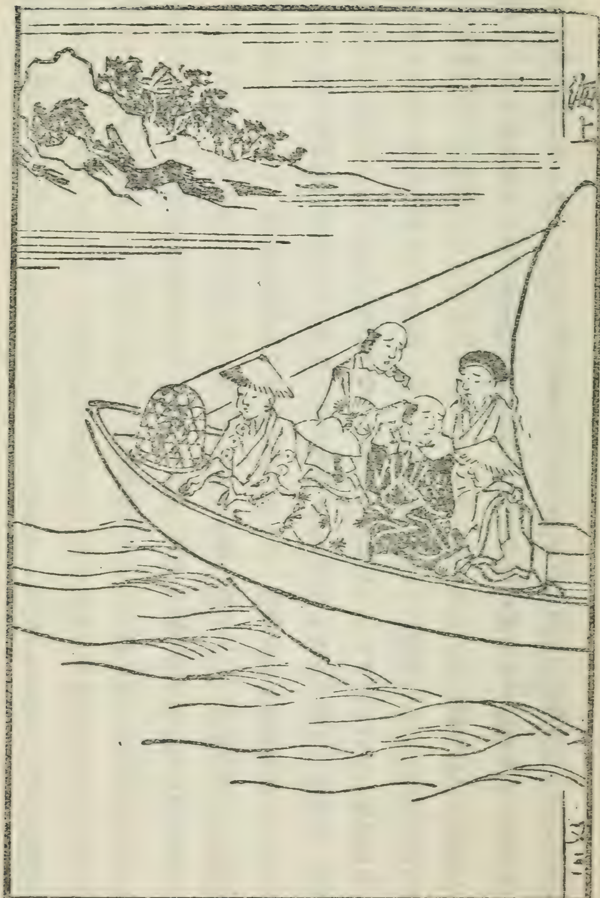
人間一生の戯れ、幻化頭上に模をなし、様をなすこそ哀れなれ、朝に存し暮に亡して、刹那に世をここにす、誰か遂に此身を樂まんや。されば明暦二年八月時正の比、薩摩の方へ趣き長崎の津より便船す、彼船廣博にして、貴賤夥敷乘居たり。さても大勢の乘合かなとおもひ左右を見れば、侍中も餘多めされ、商人百姓ども見へたるも、其數多し。又かたはらに女性三人、そのほか色々の籠鳥を乘せたり。かやうのものまでいかなる人のぐそくしたるぞと思ひ、いよ〳〵船中を見れば、爰に坂東方の御僧とて、年のよわひ六旬ばかりとうちう見え、白髪ばう〳〵として、眼ざし人に替り、其のかたちかそうさしたる御僧の、諸國一見に身をやつし、此比は長崎に逗留在。又是より薩摩日向へ心ざしゆきて、めされけるが、氣に隨て諸人のうたがひを破り、眞の道に引入給ふこそ有難けれ。去程に諸國の乘あひなれば、思ひ〳〵に來しかた行末の事ども語り慰めども、彼の御僧ばかりたゞ默然

さして、人々何事をいふぞとも思ひ給はぬ體にておはしける。客方に山寺の入道の身、かすかに客船にをとづれければ、不圖高聲に南無阿彌陀佛〳〵と念に唱へ給へは、其氣色諸人の氣にひしと移り、何となく心せつになり、船中しづまりてみな彼御僧の方をぞ詠め居ける。かゝりける所へ、一人の女人罷出、御僧に近付よりて申けるは、かやうの旅路にても、俗は古鄉のおもひも有べき事なり、出家の御身はいかなる野の末山の奥にても、心にかゝる事あるべからずとこそ、思ひまいらせゆところに、何とやらん物おもはしき御有樣、うけたまはりたくこそ申しける。僧答て云く、只今一つの大事胸にせまれりとなり、又やゝありて御僧のたまふやう、皆人一大事を忘れて、むだ口をきゝ、むだ事を思ひて日日を過すものなり、扨も愚なるかな。時々に生死の到來する事をもわきまへず、念々無常なる事をもしらず、假りの世に深く執着して萬年の思ひをなし、日夜罪業を造る事大なるあやまりなり。佛も一大事因緣のために世に出で給ふとこそ、說給ひたれ、大事成哉〳〵。女人又問ふ、一大事とはいかなる事やらん、御慈悲にしめしたまへ。僧答て曰、一大事とは、心

にそなはる大事なり、口にて云、耳にて聞事にあらず、さりながら道理を少申すべし。其方只今死に極まりたらば、大事にあるまじきや、人間の身の上には死ほどの大事なし、此死また貴も賤も老も若もえらばず、終に一度は、ひしとつまる期あり。是を忘れず常に思ひ知り、胸に引うけ修し行じて、生死に離るゝはかりごとをなすを、後世ねがふとも修行とも申すなり。扨又人間の一生ほど、愚成事あらんや、大は大につき小は小につき、生より死に至るまで苦み絶えず、一世かくのごとく苦しむのみならず、又今世善悪の業によりて、永劫苦患を受る事悲しきにあらずや。我人無相の中より不圖かりに受生して、一點の無明により、かりの此身を我れと思ひ始しを根本として、次第に萬事を實となし、いつとなく、無始無終の凡夫と成て、今日に及べり、口惜しき事にあらずや。又是より世々生々異生となり、終に離るゝ事なく永劫苦海に輪廻せん事、いつをかぎりとせんや、思へば〳〵淺間敷次第なり。兎角我と修し行じて、本にかへらざるあひだは、千生にも萬劫にも終に出る時なし、いつまでもかくのごとくなるべし、是れを常沒の凡夫とも永劫の輪廻と



海上物語上



も云也。佛是を憐み給ひて、諸經を說き給ふ、是を信じて修し行ずる者は、終に生死のやみぢを出て、本來空の都に歸り、涅槃の妙樂を得る、是を成佛とも極樂に往生するとも申すなり。然る間生類として、此道を信ぜぬと云事あらんや、人間は申すに及ばず、鳥けだものに至るまで、生を得たる程のものは、つとめて一度本に歸らでかなはざる道理なり、此外何事か大事あらんや。女人又曰、承ればさても大事の御事かな、女人なれば一生の苦みだにたえがたきに、況んや永劫かくのごとくと承はり、肝魂も消うするばかりにこそいへ、とてもの御慈悲に生死をまぬがれ、此苦を離るゝ心づかひを示し給へ。僧答曰、唯今其方の一切の苦みは、いづくより出るや、たゞ此身を思ふ一念より起るなり、誠に此の一念、苦みの源、迷ひの根本なり。然る間勇猛堅固の心とて、成程強き心を以て、此くされ肉を打捨る事を仕習事なり、別に入る事なし、其故はたとへば人來て頸を乞ども何共なく指出して、とらする程に至りなば、何事か苦ならんや。かくのごとく此身にはなれたる人を、生死自由の道人といふなり、專此道を修すべしとありければ、女性大ひに信受して退

く。亦一人出て問、扨ては堀川にも身を投げて死せば成佛ならんや。師曰、夫は氣違のわざなり、誰かよしとせんや、着の氣だに離れなば身は在ても障なし、强捨身の心を守りて有相執着の心を滅する事なり。わざにはよらず心一のつとめなり、心に負ば地ごく心に勝ば淨土なり、心の外に佛なし衆生なし、心の鬼身をせむる事を能知るべし。嗔恚は地獄、慾は餓鬼、愚癡は畜生、勝負は修羅、五戒は人間、十戒は天上、かくのごとく一心のうちにある六道なり、故に三界唯一心、心外無別法、心佛及衆生、是三無差別と說き給へり。唯心一を淸むばかり也、別に子細なし、何れも覺え有べし、我と我心に負る時は、日夜苦みたえず、又心に勝うる時は安樂なり。故に佛も我心を急に取りひしゐで縱適ならしむる事なかれと教給へり、先きに申所の永劫輪廻もかれがわざ、三界を出ると云も心一を滅する事なり、强く眼を付けて心に勝つべし。毘沙門のあまのじやくを踏付居給ふ所是なり、萬法萬行有といへども、强き心を以て身心をせめほろぼすの外なし。亦た人問ふ、見性成佛と申して承り候所に只此身に離れよと計、示し給ふ事心得がたし、但身心にさへ離れな

ば、悟らずとも苦しからず也。侍答曰、悟をもとめずとも只己が業障を修し盡べし、若し一切に修し離れて、此身もうそ娑婆もうそに成侍らば成佛なるべし。其方國土にても何にても、身に替る實有べからず、然るに其身にさへ離て惜む事なくんば、法界虚空の中何事かさはらんや。古道人の曰、

捨つる身に殘る心のあらざればまよひさとりといふ事もなし

又釋迦如來一代藏經を說終り給ひて、涅槃の夕べに到て一切衆生に遺言して宣く、吾只今死する事は、惡病を除がごとし、是はこれ身とたのしむべき物にあらず、生老病死の苦海に沒在す、寔とに捨ずして不叶、罪惡の借物なり。只智慧有もののみ是をよくしり、此身を捨る事を得て、いやなあだにくき敵などを打殺て、隙をあけて悅がごとく、悅て死に行也。然る間汝等よく一心に此出道をつとめよ、一切世間の動不動の法は皆これ擬壞不安の相なり、と云終て涅槃に入給ふなり。誠に修行の本意は此體を離るゝの外なし、出離せよ〳〵。又一人出て曰、右の仰尤なり、さりながら佛法を用る者は、世間に背くと云人あり

其いはれありや。答曰、是佛法をしらざる人の云事也、佛八萬四千の法門は八萬四千の煩惱に對す、又一切の法を說給ふ事は一切の心を度せんが爲なりといへり。如此佛法と云は人間一切の惡心を滅する法なり、但惡心を滅してあしひと云人ありや、いはんや又諸法則佛法なり、世間の外に佛道なし、故に佛曰世間に入得すれば出世餘りなしと說給へり。佛法世法二にあらず、身は是佛體心は是佛心、わざは是佛行、心を付て用る時は皆是佛道なり。爰を以て佛も四部八部と機に隨て敎化し給ふ。又一切衆生濟度の經文分明也、古道人此斷(こゝわり)(マヽ)をわきまへ、士農工商に對して、四民日用といふ書を作して示し給ふ、今盛に世に行る、是を見るべし。其上三寶とて世間第一の寶なり、是を修して、それ〴〵の家職の上のたすけとならずんば、三寶の名も僞と成べし。佛法を聞時は、侍は侍の本意に達し、商人は商人の本意に達するの得益あり、誠に佛法の寶無量無盡なり。又一人問、佛法を聞者は機違と成病者と成と云人あり此道理ありや。僧答云、是大なる惡見なり、夫佛法と云は、一切の妄想を滅却して、本心本性に住するなり、何ぞ機違と成と云事あらんや。又七情の

修滅する故に、還て無病になる理也、醫者にも萬病は七情より起ると云り。年久修行者の中にも病者あり、是法の咎にあらず、我過去の因果也。故に法をきかざる者の中にも、若者機遊あり、是は何の咎といはんや、是等の説は無道の者非徒を以て人をしらざかしむる因縁なり、さもあらばあれ、法を聞て病者に成たる者を恐れんより、何ぞ法を修して成佛したる人をまなばざるや。

亦一人の若侍出て云、佛法を聞者はこゝろをくるゝと云者有此理ありや。僧答云、佛法は生死透脱の法也、故に常に死に習て死を自由にする事を守る也、何ぞ心をくるゝと云事あらんや。亦侍云、常に死を守ると云は臆したる心にあらずや、我は死を何とも思はぬ也僧曰、其方は死を忘れて居る油斷者なり、愚成人必心やすく思ひ居、ひしとつまりたる所にて俄に變じてうろたゆるものなり。侍の上にても是を不僉儀の人とて、無下に思ふ所なり、夫れ侍の二字と云は、生死の二字を以て云との說あり、常に是二字を首にかけ居るをこそ、誠の武士とはいふなれ。此前小田原の陣中に、松田某といふ強者あり、智なき僧を

きが故に、得る所の感狀數をしらず、しかも十八歳の時名譽の鬪をいたし、則大將より異國の樊噲長良(マヽ)に勝れりと、自筆の感狀を被下。彼の松田某、つね〴〵息男に向ひて、夫侍と云ものはせめて朝晩日中日に三度づゝは、死ぬ事を思ひ出すべしと云ふくめけり。かやうに死を守てこそ、樊噲に勝るゝともよばれし也、何と是等をも聽したる仕業といはんや、佛法といふもかくのごとし、常に死習て死の際をあけ、窮に死する時不驚自由に死する事也。見ずや古人に同身脫去の人あり、坐脫立亡の人あり、又窮に侍の常に死習て誠の時自由を得たる證據を申すべし。武藏國太田の道灌(マヽ)敵に鑓つけられて末期に云く、

かゝる時さこそ命のおしからめかねてなき身と思ひしらずば

亦蜷川新右衛門辭世なりと云ふ歌に、

生れけるその曉にしにければけふのゆふべは松風ぞふく

となり。又侍曰、常に死を守て手柄をもなす道理尤なり、乍去我は何時にても修行者よりすゝみ出、死を自由し手柄をなさんと思ふなり。僧答云、尤手柄をもし見事に死をもめさ

るべし、さりながら血氣の勇と義の勇とのわかちあり、當代もやつこの中に成程强者ありて、兒事に死する者あれども、誰か是をよしとせんや。皆是愚痴より起る所にして義のなす所にあらず、血氣を以て一旦鐵壁をやぶる威勢ありとも、血氣盡て片息に成たる時、何と用や、大に様子在事也。又古へ去國の執權侫人にて私曲多し、家中の人々其家の亡ん事をなげき悲しむといへども、彼者威勢つよきゆへ、主君に訴る事成難し、時五三人思ひ切、身命を拋て、此事を上に告んと擬す、其中に一人戰場にてたぐひなき高名を極めたる者在けるが、爰を退く。時の人是を僉儀して云、勢ひにのぞんでは、一騎當千の働きをなすといへども、義を重じて命を拋つ、疊の上の武邊に臆したりと判ぜり。又あるひは武功ありといへども、還て主君に不忠をいたし、傍輩をぬき家人をくるしめ、奉行役人として私曲を構へ、民をなやます類もあり、如此の輩はいかに其心つよしと云とも、仁義の士卒と云難し、故に賢聖の道を學び、不忠不孝等の一切の不義心を修し盡し、定の心に至て君をうやまひ民を安じ、義を守て命を輕するを、誠の武士と云なり。もし修行なくんば一方につよし

と云とも、又一方に不義多かるべし。亦去家中に猪瀬某と云者有、少子細有て切腹す、時に傍友の僧如水至て訪ふ、彼者語て云、扨も平生思ひたるに替り、死はいやなものかな、又勇猛心はきみよひ物也、踏破て捨たるはいきた物なりと、いさみにいさんで語りける。又云、殺生せよ〳〵、刹那も殺生せざれば地獄に入事箭のごとしと云佛語にあたれり、先程よりともすれば、見事に腹をきらんと思心時々に出るなり、やれ名利の地獄に落つるはと制すれば、無為に成たりと語る。かゝる所に傍輩衆あまた来る、彼人々に語て云、何れも必佛法を聞めされよ、武士たる者聞で不叶事也と只今よく知たり、其方などご後日に何事ぞ有て切腹めされんに、成ほど見事に切たりとも、皆是こらゆる心、たしなむ心、名利の心なるべし、只何ともなく離れたる心に有べからず。我は今只死ぬ也と云て、亦手をあはせかんるいをながして云、扨も佛祖の御恩有難事哉、ことつきて死すべき身が、加様に大安楽に死する事、謝しがたき御恩徳かなと、悦事かぎりなし。もはや時節よしと云て卵塔場へ行、傍輩の者此方西なりと云、かれ聞て西はどち東はどち、なんのすだわ事と云て、西

にむかひて切腹す。是を以てしるべし、佛法によらずんば生死自由の渡と成るべからず、古より末代まで、勇者と人にしられたる者ども、彼猪瀬が云處の名利の地獄に落たる者多かるべし、大ひに替り有事なりと語り給へば、侍中愛におゐて心をひるがへして、信心を起されたり。

時に又一人の商人出て申けるは、われらごときも修行の道大切には存けれども、今時は正直計にては渡世成がたき故に佛法に入得ずと云。僧曰、是大なるあやまりなり、古来より正直慈悲の人の餓死したるを聞ず、不正直者こそ古へも今も、身を亡ぼし家をも破る者多し、正直慈悲の人は一旦貧しき事ありとも、すへ頼母敷二世めでたかるべし。只思ひ切て正直にあきなひして見給へ、火のかはけるにつき水のくだれるにしたがふがごとく、幸身にあまるべし。むかし須達長者福報おとろへ、財寶こと〴〵く盡果けれども、無欲清淨の心中より、無量の寶、藏毎に充滿して、再び富貴の人となれり。又日本山城の京にも、無欲清淨の心中より、金（こがね）の丸かしをもふけて、富貴の人となり、因果居と云といへり。又

只今も無欲清浄の心中より寶を得たる者あり、肥前の長崎にすあひの市左衛門と云もの、過ぬる承應二年の大雪ふりに、かしばたにて壹貫五百匁入の金袋を拾ひ、悦び懐中して行ければ、向ひより侍一人小者をつれ、忩敷四方に目をつかひ色をうしなひて馳来る。市左衛門見て其方達は何にても落し給はずやと云、彼侍いやと云て頻りに左右を見る、市左衛門我不思議の物をひろふなり、ありやうに仰られ候へといへば、其時心付きて、近比たわけたる申事に候へども、金袋を落したりと云、市左衛門是にあらずやと云て右の袋を出す、二人是なりと云、市左衛門扨は参らすべしと云て是を渡す、此時侍少し色をなして申しけるは、扨も是は覺なき御恩賞に預る事かな、偏に其方さまは二人の者の命のぬしなり、拙者ども大むら家中の者にて、買物のかけ拂ひに申付られ候所に、此者手こゞゑて持たる物の落るをもおぼえず、取をとし候なり、其方の御情によらずんば、跡へも先へもまいるべき様なし、一命爰に極る所に、御情ゆへに再び宿本へ罷歸る事、有難次第なり、此金封ながら申請たる所、近比無作法千萬に候へども、右申仕合なれば、ちからなしと再三

いたゞいて云、さても其方はいづこの人なりや、御名は何と申ゆや、重て御禮に參らんと云。市左衛門聞て御覽ずる體の者にてゆへば、名と申事もなく、亦腰かけらるべき宿も持ゆはずと云。侍しゐて尋ければ市左衛門云、しからば申べし、我は長崎六十人のすあひの中にごもりの市左衛門と申て、かくれなき者にてゆと云。侍重て御尋申さんと云て別ぬ。然に彼市左衛門次の年銀を八百目餘り儲く、是をもとゝして一兩年の間に、富貴の身となり、古へは破れた借屋に在けるが、頓て家屋敷をかまへ、男女を仕ひ俄に德人と成たる人あり。是無欲の中より寶を得たるにあらずや、是れ唯今の事也、何も此旨を信受して、正直を守るべしと語り給へば、又かたはらの人指出て申けるは、中々彼の市左衛門は拙者も近付にて、おほせのごとく今程榮る人なり、惣て此人は替りたる所在人なり、先年一人の娘をもふくるに、三つ口也、親類ども女人の三つ口生け置て何とすべきと云て、すでに殺さんとす。時に市左衛門聞て云、殺すべからず、是我因果のむくひ也、我若時分より此の年まで、釣を好てなしけるに、魚のあぎとを引かく事、幾千萬と云數を不知、適に其報な

りと胸にあたれり、諸人へのよき見せしめなり、又我菩提の種なり、我實むすめなりと云て助置、當年六歳になる也。それより殺生をやめて修行の道に信心ありと語。僧聞て曰、是れ貴人也、各も此心を學で報を恐れ給べし、因果歴然なり。又江州にも棠と云ぬし居あり、にぎり雀と云事をなし得たり、湖のはたなるよし原に留る雀を夜中にかくれ居てこと〴〵くにぎり殺す也。若侍茶多是を習といへども二つと取人なし、一つされば聲を立るによつて、餘は皆にぐるなり、彼ぬしやはいくつとれども、きつともいわせざる故に、皆にぎり殺すなり。然に彼者一人の娘を儲に、きつ共いはざるおし也、是唯今親子ともにそくさいなり。我生々の苦と成のみならず、かやうに子孫までのわざはゐとなる事をかへりみぬと云事あらんや。是をわきまへず強て殺生を好む人は、直に我子の命をたつに同じ、甚つゝしむべき事也。畜生をころすだにかくの如し、いはんや一人成とも人を殺におゐてをや。佛は一生に人をころさば七生迄殺さるゝとこそ說給ひたれ。又短命は殺生の中より來とも示し給へり、人として是を恐れざらんは人倫にあらず、俗にも情を先とし、萬憐心有

を仁こすと云り。又此比島原より來る人語けるは、島原に大座頭あり、彼祖父朝鮮の軍に木佛の玉眼を多ぬき取、其の報により同専妹兄弟三人まで生ながらの盲目と生を得たり。是唯今の事なりと云、此類世に多し。就中三寶の境界を輕んずべからず、佛祖神明をうやまひ奉り、ふかく愼で萬事道理にたがふ事なかれ、善惡ともに元にむかふの理を信ずべし。又一人出て申けるは、因果の證據尤にはいへども、惡人の還て榮ゆるは如何なる道理なりや。答、今生に業を作りて今生に感むくふを順現業と云、次の生に報を順生業と云、又其次に報を順後業と云。此外時を定めず、よわめの靈化とて折々に報もあり、是を不定業と云。けしばかりもなしたる業の不報と云事なし、堅いましめて一惡をも成べからず。然ば惡人は榮ほどいよ〳〵末をそろしき事也、佛は惡人の榮るは前世の善果皆盡る瑞相也、來世惡計にて必地獄に入べし、たとへば燈の消んと欲して光を增がごとしと說給ふ也。又問、善人の彌不吉成あり、是いかなる道理なりや。答云、それも過去の業つよき故なり、善事を勤めてさへ不吉なり、もしなさずんば如何あらんと思ふや、是も偏は先世の惡果盡る瑞

相なり、来世みな善計にして成佛すべしと說給ふなり。如此の語を引まわるも、次に愚なり、實を申さば善者の不吉なることこそ善根の功德なれ、古歌に

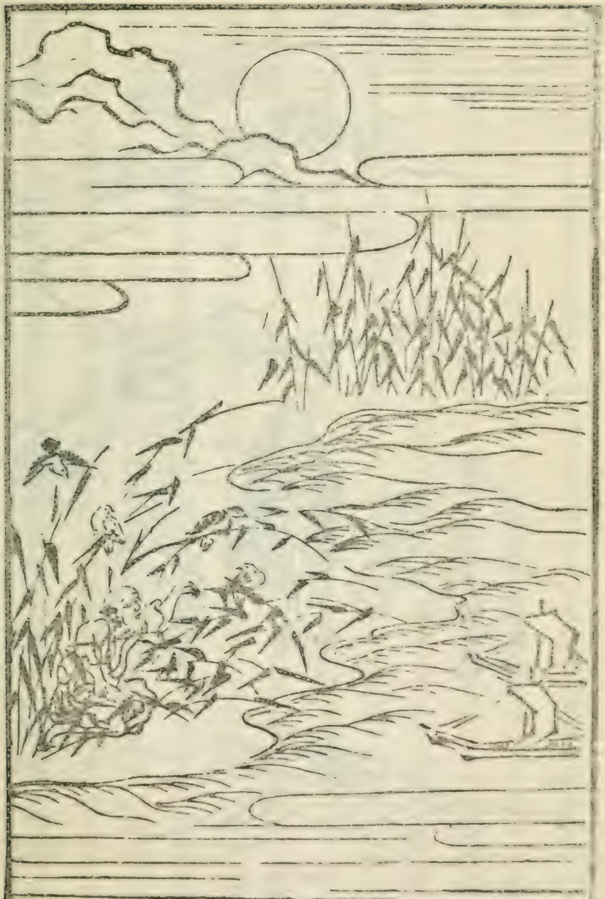
憂き事の重なる世こそうれしけれ身をいとふべきたよりとおもへは

となり、憂きは實に菩提のたより也、其上夢の世に何の吉不吉を論ぜんや。時に又一人出て曰、勸善懲惡の敎を以て、此世を治めん爲の方便成べし、實には後世と云事有べからず、死て後何者か殘て輪廻し苦をうけんや。僧云、其心が殘て苦を受なり、たとへば家はやくれども亭主は出るがごとし。又問、人々死するを見るに何にても殘る物なし、若あらば出して我に見せ給へ、僧答云、拙は某が心今いづくにあるや、いかやうなる色かたちなりや、云て見よ、いへ〳〵とせめ給ふ、彼ものきこえず。僧云、但我に心なしや、其方が目にみえねども有證據是也、見えぬとてなしと云べからず、心は無相成が故に體はみえても心は見えず、體は死ても心は死せず、必ず有物なり。佛も其方ごときのゝを無の見の外道とも、因果撥無の外道とも說給へり。其上ありとみてなき時はもとなり、若なしとみてあらん時は大な

る思ひ違なり、近比あやうき推量かな。佛は三世通達とて過去現在未來の事を明にしり給ひて、今日の一念によつて、未來永劫苦海に沉む事を衆生に示し給ふなり。たとへば圍碁の上手、前後の分別明にして幾手も先みえて、一目の手を肝要にするがごとし。然に愚者は前後の分別くらふして、今日目の前の事ばかりをみて、後世をうたがふ事下手の碁うちの一手先みえずして、盤中の死する事をしらず、上手の幾手も先のみゆると云をうたがふと同じ。くらき己が分別を先とせんより、佛にまかせ奉り後世菩提を信ずべき也。

又問曰、心殘て苦を受る事心得申ゆ、乍去、人の畜生道に落ると云事僞成べし、麥をまけば麥生し、粟をまけば粟生ず、人死しては人となり、馬死ては馬と成べし、何ぞ畜生に成と云事あらんや。答云、有情非情の道理さへ不辨、木草も人間も一に思ふや、非情の類とて草木は心と云物なし、只實を以て種とす、有情の類とて人間畜生は心を以て種とす、畜生なりとも人間の心を起せば人間と成なり。龍女は畜生なれども佛にさへ成たり、又人間成とも畜生の心をもてば、忽ち畜生に生を得なり。此故に心ひとつを滿むるを本意となし





へ給ふなり。又、問此の道理も尤也、去ながら来世にては他人に成間かまはず、今生のなにがしと云事を覺ざれば、畜生に成ても耻なし、何たる苦を受るともくるしからず、善果を得る事もかくのごとし此理いかん。僧答て云、其方只今苦を受る時くるしからずや。彼者云苦なり。僧曰、扨は其前生を覺えめされたるか、苦といふ物は前を覺ゆるが故に苦成にはあらず、只其時が苦なり、其上覺えざれば畜生に成てもくるしからずと云やうなり。不義至極の事あらんや、死して後聞にもあらねども、跡の名を惜む事は生中の恥よりも肝要とするは人間の本意なり。たゞ其方は狂人と成事を悦んや、狂人こそ元の心を覺えず、耻をもしらざるものなれ。又一人出で云、我等も後世の道大事には存ずれども前來死たる者のかたより、たすかりたりともたすからざるとも、終に便を不聞故にうたがひをこると云。答云、便りなきこそ道理なれ、現世に生て居ながらさへ、遠く別るれば便なき物なり、況や死して生を隔るのみならず、たすかる者は十萬億土へ行、たすからざる者は八萬劫があひださかしまに地獄に落行くなり、いづれの暇にか便をなさんや。又死霊さま〴

意根(マヽ)をなしたる識擇も三國の書に多し、是をみるべし。又みづから能便あり何ぞよそに便を求んや、其方先につとめざる故にたすからず、今に凡夫地に有て苦を受るにあらずや。又問、人何してか先の世を覺えざるや、僧答云、無明ふかくして宿命通なき故也、今時も修行力なく、機をぬかし居るものは老ぼれて性こぼくる物なり。況んや生を隔つ一大事の時節、忘せざる者あるべからず。昔大宋に及第の儒者潮南の小景淳と云者あり、一日靈隱寺と云寺に遊んで椽より落、足をくじきけるが、其端的悴朦して踏の事をうち忘れて、一字も不覺。時に一偈是をみて、かりそめの事にさへかくのごとし、況や隔生の時さこそあらんと思ひ、萬事を抛て工夫三昧に入、終に大事を發明して都率照禪師と出世し給ふ。もし如此非を知てつとめば、宿命は申に不及、無量の壽命を知べし。又問、死すればねぶり入やう成べし、何の苦有てかわすれんや。答、只今其方を此海中にしづめんに、ねぶり入やうに心やすく死にめされんや、死出の山の大難、三途の大河とてたえがたき苦み、通身にせめ求る時なり。命の切る程の苦みなる間、言語の及ぶ事にあらざる也、智ある人はかね

て是を知り、愚成者は時に望で俄かに行あたり苦むなり。又問、此苦みは尤なり、乍去死して後はねぶりて夢をも不見時のごとく成べし、何の苦みかあらんや。答、其儀にあらず死すると忽苦を受るなり、中有の苦み絶がたき物とぞ佛は說給へり、たとへば貧士の立寄所なく、一夜の宿もなくして、たゞよひ廻るがごとし。よし又ねぶり入たるごとくなるにもせよ、又生れ出て苦をうけん事、眠さめて是非の苦をするがごとくなるべし。たとへば毒腫身中に有てうはなをりして悦がごとし、又再發する時有べし。一度迷ひの根本をきらずんば、萬劫千生終に安堵の時なし。又一人出て云、いかにしても死て後の苦み心得がたし、我は生れぬ先に歸なり。僧曰、扨は其方は生ぬ先を覺えめされたるや、大略生ても二つ三つの事は覺え有べからず、いかでか其先をしり給はんや。佛曰高位は禮拜の中より來り、下賤は輕賤の中より來る、長命は慈悲の中より來り、短命は殺生の中より來ると云云。扨其方はいづくより來るや、大略地獄餓鬼畜生成べし、もとに歸らんとならば三悪道成べし。彼者云、本來空に歸也、僧笑て云、扨も心やすき歸りやうかな、天然の釋迦自然の彌

勤なりや、修行なくして至事にあらず、三歳の童子もいんもに云事を得たり、八十の老翁もおこなふ事かたしといへり。本来空とは誰もしれども、五生三生つとめても在りがたき所なり、今其方一悪をも空ずる事なるべからず、但其身を始世界國土皆空なりや、大略にくいもかわいもおしいもほしひも皆有事成べし、少も空成べからず、其空成ものは口ばかり成べし。無相無念の人となりて始めて知るべきなり。又一人出て云、悪人の悪道へ墮するは尤なり、我れに悪なし、後世不願とも浮べし、終に人あしかれとも思はず、人をもころさず人の物をもとらざるなり。僧聞て云、八萬四千の煩惱の根本、三毒十悪を胸の内に置ながら、身に悪なしと云程のおろか成事あらんや、歌に

ぬすみせず人ころさぬをよきにして身にとがなしといふぞはかなき

又古人是を賊をとめて子となすといへり、はやく退治すべし。時にすこし年老たる女人出申けるは、先程承るは或は十萬億土に趣き、或は遠く黄泉に沉むゆへに便なしと。然ば爰元にて何ほどの供物備へ供養をなすとも屆くべからず、追善の弔もせんなかるべしや。僧





答云、其義にあらず、上有頂天より下金輪水際に至まで、佛力の不及所なし、故に佛事をなすなり、佛經佛行の功德移て、道師の心清淨にして、無二無三となる、此心虛空に同して不通所なし。一滴の水則甘露となり、三界の萬靈にそゝぐと云も、佛咒力衆僧威神の力なり、供物を備て誦經するも此心なり、一味備て誦する則は、百味となりて通ず。譬へば蜂の花をとるがごとく只味ひのみを採つて色香を損ざるがごとし、供物の多少によらず、只志によつて通ずるなり。又世間の禮義も禮物の多少によらず、志を受くるがごとし。又問、佛力に依て通じ候理り承屆一だん有がたく候、乍去誦咒念佛の功力屆候へば何としてたすかり候や、此理を子細にしめしたまへ。僧答云、是佛の妙なり、道理の及ぶ所にあらず、自も不可思議と說給へり、只佛と佛のみ能しり給ふ、其外誰にても知者なし。然ればとて疑ふべき事にあらず、その道理はしらねども、祈禱などの不思議の驗有を以て知べし、又似我の功德とも云也、似我蜂と云もの、菜虫や蜘などを取來て我に似よ〳〵といへば、頓て蜂に成となり。佛の衆生を憐み諸經を說給ふに似たり、此故に信心に誦經念

佛すれば、自佛心に近付なり。又道理を以て申さば、萬德圓滿の佛意爲が故に淨土なり、たとへば船中の人々に、野僧が氣爲諸念を忘れて居給ふがごとし、是を以て知べき也。

又一人出て云、衆生本佛也と承に何として迷ひはじめけるや。答云、分別の間にてしられざる所なり、修行の後自分を悟て知給ふべし。又問、衆生本來佛なれども凡夫と成と承ける、然る時は修行成就し佛に成けんも、又迷ひける時はいたづら事に有まじきや。答云、成佛して二度迷ふと云事なし、成佛と云は我を盡して虛空一まいに成事也、我すでにつきたり、何ものか迷んや後來空中より迷もの出とも、空ものを生るなり、汝にあらず、元來の佛性迷て凡夫と成と云も、空より初て我執おこるを云なり、成佛の心得に錯り多し、よく成佛の體を知べき也。

海上物語上　終

海上物語　下

又一人出て問、上代には大悟大徹の人あり、當代はなし、故に正像末を立給へり、たゞ末法の衆生は時に隨て人次第にして、ならぬ事をばつとめずともと云人あり、此道理ありや。僧云、佛法と云物は、時にはよらず心によるなり、末法にても信心さへ强くんば、古人と一枚の境界を得べし。其故は上代にも惡人は法度にあひ、末代にも忠有者は賞を得なり。又人次第との仰こそ猶以心得がたし、只今此舟かへりなば、我も人次第と思ひ給はんや、何とぞして我さきにとあがり度こゝろ有べし、若しからば何ぞ我獨浮ぶべき事を思ひ給はぬや。人次第にしてならぬ事をやめんとならば、何ぞ欲德立身の望を休給はぬや、過去に種なき事は何と求ても得ざる物なれども、種々の望をなすは人々の事也。又問、尤我一人成とも能事はなすべき道理なれども、年去若悟を得ずんばいたづら事と成まじきや。僧答云、强つとめば今生に悟ずとも、來生には得悟すべし。たとへば今日なし始たる

事の明日成就するがごとし、此度發心せずんば、何れの時にか企てんや、今生にいさゝかも制伏の念なくんば、大なる後世のあだなりといへり、それ佛道と申は、悟らずともつとむれば分々に德を得事なり、佛八萬の大衆も一やうにはあらず、分々に德に至り給へり。古に龍肝鳳骨にあらねども、味を好者は味を好むといへり、萬石取には及ばねども、千石とれば百石取には增がごとし、人にはかまはず、たゞ我に勝事なり。昨日の我に今日は勝ち、去年の我に今年は勝道理なり、古人は一日の座禪は一日の佛、一生の坐禪は一生の佛とおしへ給ふなり。又彼者云、如何に人にはかまはぬと云へども、今時の出家の行をみれば信心おこしがたきなり。僧聞云、それは人の咎にして法の咎にあらず、僧の行あしきは僧の咎なり、儒にも君子は德を取て失をさらずといへり、人もぬすむと云て我もぬすまば同罪なり。何ぞ人のあしきを鏡として我身をつゝしまざるや、いかに行ひ惡き僧なりとも、能理だに說ば是を信ぜよ、必德に至るべし。たとへば如何に病者の醫師なりとも、藥だにきけば用がごとし、今時の人愚にして此病あり、人の善惡を我胸の中に取こんで、地

獄となして何の徳ありや、惣じてまがりて我にしたがふをよしとし、賢にして己が不及をそしる物也。又人に用有者必人をそしる物なり、大なる恥なり。まことの理をこそしらずとも、何ぞ我耻をかへりみざらんや、古文にも人をも身をもたのまざれば、是成時は悦、非成時はうらみずといへり。古歌に

我よきに人のわるきがあらばこそ人のわるきは我わるきなり

誠に世の人に咎をつくるは、己が心あしきゆへなり、慚愧せよ〳〵。又一人出て云、佛法は女犯を制し給ふ故に、衆生絶んと存ず、此故に我儒を信じて、佛を不信といふ。僧謂云佛法にも出家にこそ、不犯戒を授けたまへ、在家には邪婬戒とて、たがひに我妻ならぬ者に、心有事をいましめ給のみなり、何と儒家には亂にたはぶれをなすや。又何ぞ衆生の絶ん事をなげくや、悪人絶て聖人の多く成事をかなしむに同じ、佛の衆生を絶さんとの御願は、衆生を皆佛になし給はんとの儀なり。然に大六天の魔王は、衆生の絶て佛に成事を悲しみ、一人成とも三界を出ぬやうにと、謀をなすといへり、其方が心は是に同じ、菩薩法



に似たり、佛此悲願成就せざるを、衆生界を盡す事かたしとなげき給ふ、是佛の三不能の一なり。扨又佛法を難ずる者は能佛書を知らざる故也、昔唐に韓退之と云儒者あり、大に佛法を難ず、大顚和尚かれに向て云、汝曾て佛書をみざる故に誹す、儒書をば見なれたる故にかたんず。汝只舜犬のごとし、舜の犬は舜を見なれたる故にはえず、堯を見なれざる故にほゆる、堯の聖なきにはあらずとのたまへば、彼者心をひるがへして佛法に歸す。又王荊公、張文定公に向曰、孔子世を去事百年にして孟子生ず、其後何としてか聖人なきや。文定公答曰、何ぞなからん、孔孟に過たる人多きや、荊公曰、誰ぞ、文定曰、江西の馬太師、坦然禪師、汾陽、無業、雪峯、岩頭、丹霞、雲門也。荊公何を以か孔孟に過たりと云や。文定曰、儒門は淡薄成故に不留、皆捨て釋氏に歸す、愛におゐて荊公大に嘆服す、後張無盡是を聞て達人の論と判ぜり。此外東坡、山谷、樂天等の儒家の達者、又道家の達者等、此宗に歸する者數を不知。然ば梁の普通の後、上王侯より下賢臣に至まで、歸せずと云事なしといへり、其上天竺におゐて九十六數の外道、樣々に道理を說、神通をなし

佛法を難じけれども、終に非をしり不殘佛弟子と成、是れ勝を愛する者は勝を愛するの情なり。其方我執を立て正法をそしる事、鷃燕つばさを爭ひ、月螢光を論ずるにことならず、誠に邪を捨正に歸するの道をわきまへざるに似たり。又一人問、儒道佛道にかうぐわありや。僧の云、儒釋道ともに勸善懲惡のをしへにて世間の噵也。然といへども佛意に比せば、毫厘の差ありて天地遙かにことなり、又同じ佛道中にも有漏無漏と云事あり、孔老の道は彼有漏の善に當れり、三教一枚なりといふも、彼有漏の佛法と一枚なり、輪廻の業はまぬがれず。扨無漏の佛法とは、思慮の及ぶ所にあらず、惣じて古來より賢聖の人多しといへども、三界の大導師、萬德圓滿の釋迦如來とは、大にかうぐわあり、上代有道の人聖意はかりがたしとす、況今時愚昧の人々、佛意を推量すとも、いかであたらんや、凡夫の境界さへ一分成とも、我より上の人はみえざる物なり、山僧人我を以て申にあらず、法猶かくのごとしとなり。又一人出て云、某に一人の子あり、此子出家を好むといへども、某同心なし、忌何醫者か出家になさんと存候、乍恐かれが卦體を御考へ給はり候へかしと

云ふ。僧答曰、我佛祖の道を學で陰陽道をしらず、乍去人として出家になりて、あしいといふ性あらんや、夫は成佛して能性なりや惡き性なりやと問かごとし。出家は成佛のはじめなり、位は三界をこへ、德は十方に高しといへり、大千世界の中何人か趣を同じうせんや、一人浮ぶのみならず、一子出家すれば九族天に生ずと說給へり、人身受けがたし、況や佛弟子と成事、盲龜の浮木にことならず。先きに申ごとく、一切衆生一度生死を離れずんば、萬劫千生輪廻をまぬかれず、然に出家は先まぬかれ結なり、戒經には三世諸佛一人も在家にて道を成じ給ふ事なしと說たまへり。さて又世間身すぎのわざには、性の相應不相應と云事も有べし、佛に成てあしひと云性有べからず、四河流て海に入て本名なし、四性出家して佛子と稱すと云ふ佛語を思ふべし。本源に還りて何の障あらんや、天地同根萬物一體の性と成、何事にか相應せざらんや、出家の功德を申さば申ても〳〵盡きがたし、此功德にてはいかなる惡業惡心怨靈寃敵も忽滅する也。眼前の證據あり、何たる咎人成とも寺に入出家すれば、忽咎消て命をたすかるにあらずや、況眞の出家にをゐてをや、自と

業生と共に佛道を成じ、是三界を出離し、上四恩を報じ下三有を救はん事、生々世々の本懐何事か是にしかんや。又問、扨は出家人計成佛いたしけや。答云、在家にても出家の心あれば成佛す、又出家にても在家の心あれば二重のひが事なり、如何にかたちは出家に成たると云共、無道心にして世渡りの爲なるは、還て悪業の因縁也、實には佛行はそれ〴〵の家職の上にあり、相によるにあらず、殊に侍などの出家するは機たるみて修行の爲にあししといへり。又問、出家は難行苦行にして、下根叶べき所にあらずと承、其道理ありや。答云、中々難行なり、然といへ共人々の根に應じて修事なれば下根を嫌事なし。扨又何と難行成とも死より上の事は有べからず、たとひ死す共道ならば何ぞ退かんや、古にも道ありて死す共、道なくして生べからずといへり、道の爲にこそ命をもたつべけれ、道なくして存命（ながらへ）何かせんや。其上定業かぎりあれば、樂に居ても死せば死すべし、たとひ惜とも惜遂べきにあらず、いたづらに山野に捨てんよりは、何ぞ義の爲に捨ざらんや。扨又世間を渡る人も難行苦行也、大は大につけ小は小につけ、生涯をたのしみ、世を渡る有さまをみ

るに、一人として心やすしともみえず、氣の毒成事耳多く、生より死に至るまで、くるしみのみにこそ見え侍れ、殊に念々の思惟は、未來地獄の業因なり。事を申さば出家こそ還て樂なれ、世の望なければはたらざる事なし、あれば有に任せなくても又事かゝず、人をたのまざれば恨なし、恨なければいからず、いからざればうれひもなくかなしみもなし。飢れば乞食して食し、寒ければ紙のふすまあり、むさぼりなければ人に心をおかず、あだをなさねば何事にも恐なし。妻子を持ざれば心のまゝに諸國に逆旅す、路錢十方にあり食物も先々に見つ、是如來の福分盡ざる故なり。又人々食分命分福分あり、必天道のあたへあり、一命を拋て行脚すれば、あやうき事あれ共おどろかず、唯わが身ひとつ思ひ切て捨る迄なり、更に心にかゝる事なし。つくろいの心なければ恥べき人もなく、世を捨ればうらやむべき人もなし、心ひとつの切端(きれは)にてさて／＼身はやすきものかな。世界のうちに障事なし、しかも又終には佛果に至也。又問、一衣一鉢の身なれば望なく身上輕して樂なる事は尤なり、然ども當代は俗にも智者多し、不學にして人につゝめられたらん時は、くるしみ

有まじきや。答曰、僧にも鈍なる僧なくては俗にも利根なる俗有べし、しらざる事は俗にもならはでは。趙州和尚の曰、三歳の童子成とも、我にまさらん事あらばならはん、百歳の老翁成とも我におとらばおしへんとなり、しらざる事はならふ法なり、我執をたて習はぬこそ、還て恥なれ。智慧は是我菩提の爲なり、人にまさらん爲にあらず、惣じて知たるを知たりとし、不知を知ぬと云て、心一ぱいにしてあらば何の害かあらん。僧は世捨人とて、世の人のおもはくを捨て少もこらぬなり、昔師子尊者は大王に頸をこはれて不惜あたへ給ふ、是れ境界に離れたまふ故に、一念のいかりなく苦なし、かくのごとく身だに捨て惜み不給、何ぞ野人小口のそしりを聞入ると云事あらんや。古き文にも、ほむるとも悦ばじ、そしるとも聞いれじといへり。經云惡人善人をそしるは風に向てちりを上るがごとし、人はけがれず我身にこと〴〵くかゝるなり。如此禍必己に及となり、人は何ともおもはざるに、情(せい)を出し他人の事をそしりありく程の愚なる事あらんや。又昔一人の外道佛をのる、佛かまひ給はず、外道のり疲(くたび)れて止、佛かれに向て云、汝禮を以て人につかはんに



人納すんば其禮物は汝に歸せんやいなや。かれ答曰歸せん。僧宣く汝今我をのる我いれず納ひ却て汝が身に歸すとのたまへば、外道非をしり弟子と成なり、沙門の本意如此、何事にかくるしまんや。又問、修行者は人の日口に恐すとて悪事をなしても恥すや。答曰、法猶捨べし況や非法をやと說給へり、何ぞ非法をなさんや、只人めにはかまはず我心に慚てつとむる事也、畢竟は我行ひをよくして人のそしりを聞入ぬ事なり。夫れ修行者と云は人そしるとも正法なれば用ひ、又ほむるとも非法なればなさず、大略今時の人のほむる僧は、必世間僧の非法者なり、そしらるゝ者却て人情なき眞の出家也。九の鼻かけ猿がひとつの鼻有猿を笑に似たりと有ければ、彼者大に得意して退ぬ。一人年比成侍あり、御僧に尋申度事共餘多有と云て問曰、追腹は不義の由承る其趣子細に示し給へ。答曰、凡後世引導の理と申は、不生不滅不去不來寂滅爲樂と輪廻を離るやうに示すものなり。然るに供を尋つれてよき處へ行と思ふ樣成輪廻を授ると云事あらんや。今時の出家此道理をしらざる故に、此悪事おこるなり、如此主人の罪業と成事を說示ば誰か是をなさんや、世人の迷に

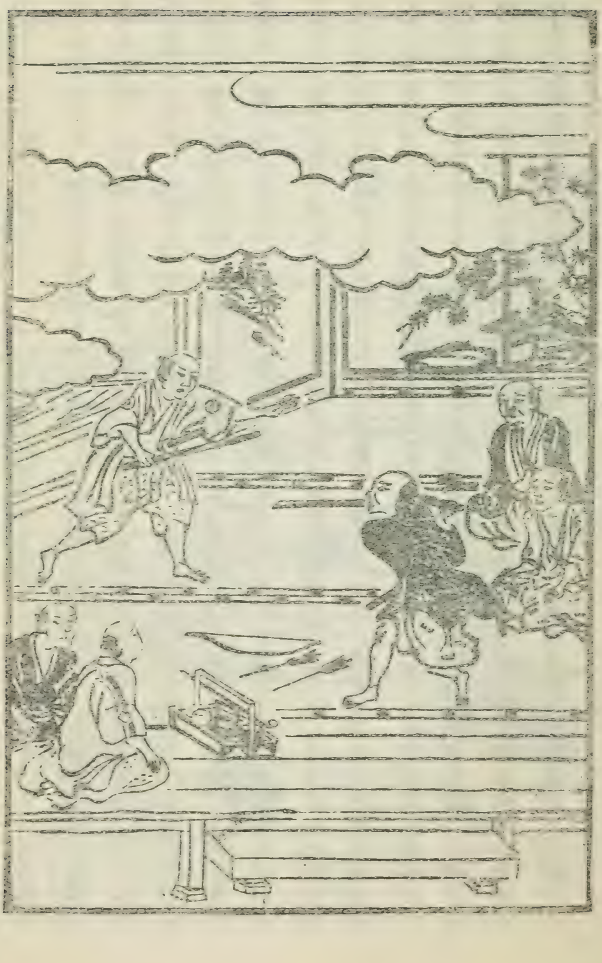
あらず出家人の過なり。乍去出家此道理をすゝむと云共、我云出したる事をたがへじと思ひて、不留もあり、是は主人への忠にあらず我名利の爲なり。又主人も此道理は聞分ぬれども、死に相伴を求むる心を制し得ざる人も有りと見えたり。此前共大名死期の時餘多の小性を近付て云、汝等定て此度供を致す成べしと有ければ、各御請を申されたり、其中に一人進出て申けるは、此御供におゐては罷ならず御免あるべしと云て退去す。時の人判じて曰、心闘にあらざれば死ぬ事を得れ共生る事を得ずと云り、生きがたき所を生たる強ものかなと、是をかんず、生るも死するも、唯義によるべきなり。又問曰、中華は大國にて法度もしまりがたかるべし、然も法度なしといへ共、南蠻の宗旨なしと承る。日本は小國なれば治まり安かるべき事なり、殊に御法度きびしく、況や彼國にも遠けれ共、何としても爰もとには絶ず、年々一人二人づゝ出てなり、是何の道理なりや。僧答云、大國は正法流布の國にて諸人道を能しる、故に邪法贊興せず、日本は正法流布せざる故に、邪法にたぶらかさるゝなり。又問、さては大國の者より日本の人は愚にゆや。僧答曰、其の義にあ

らず、只正法不信故に愚痴の者ども、南蠻の亡びすにたぶらかさるゝ也、正法だにあらばれば、御法度迄もなく、忽おさまるべし、邪法のみにあらず餘の御法度も能治まるべし。是則愚痴心やみ悪人なく成故也。最勝王經にも正法あれば國に七難なしと說き給へり、其例三國に是多。昔大唐に武宗と云王あり、會昌元年に卽位す、同十五年に異端寂滅と云て、僧を殺し寺を破りて、佛法を滅却す。然に次の年武宗せなかに毒瘡を發して崩御し給ふ、忽國に七難おこりて、民の煩と成、是を會昌沙汰と云也。時に大中の天子卽位して、三寶を信仰有ければ、則世すめりけり。日本の聖德太子も國を治んが爲に、佛法をわたし給ふ是本朝の最初なり、世を治むるの本と成が故に、世界の三寶と云なり。又寺號を安國寺、國清寺、大平寺、護國寺、安樂寺などゝ云も此心なり。然るに今の諸宗佛意を忘れて、國の寶と成事をしらず、還て國家のあだと成事多し、若出家の人誠の心をおこして、民をみちびく時は、佛の萬德圓滿の威光あらはれて、佛法世法一切を成就すべし。

又問云、萬德圓滿には何と用ひゆはんや、答曰、我に離べし我に離たる時、萬德圓滿を

つかふなり、其行とする所は勇猛心なり、此心熱して強ふなるほど、次第に自由に使はるゝなり。如何なる強着なり共、佛法なればこそにぬくる所有るべし。修行無くして大丈夫の漢と成べからず。此前宮本武藏と云兵法者あり、十六歳より名ある者と仕あひをなす事六十餘度に及ぶに、皆利を得たり。一とせ播州明石に住す、或時人來り案内をこうて、無双權之助と申者なり、承及ぶ間、御見舞申と云、武藏が弟子共出て見るに、六尺ゆたかの男大刀をさし、我におとらぬ弟子共を八人までつれたり。彼權之助も名有者にて、内々聞及びし所に、殊に大勢にて來れば、武藏が弟子共おのゝけをたつる事少なからず。折ふし弟子二人付居けるが、爰を一命とさわぎて此よしかくと云、武藏楊弓をけづりて居けるが、是へいらせ給へと云、則弟子共權之助を請じければ、其器量人に勝れたる大男、座敷へむずとなをる。折しも六月の事成に、羽二重のひとへ羽織に大きなる朱の丸を付、かたさきより帯しまでに、兵法天下一日本開山無双權之助と、金を以て書たるを着たり。八人の者も一面になをる、武藏が弟子共是を見て、既に一大事爰に極りたりと思ひ、はやきも

こをくつろげ、かの男に目を付て居けれ共、武藏はたゞいかにもつれにして、楊弓をみがきながら、權之助殿とは御手前か、承及候へ共、遂に御意不得、御見舞致者なりといふ。權之助も如仰たがひに御床敷候へ共、終に不得御意、今度九州筋へ心指、此所に罷かゝり仕、是に御入候よし承、推參申候とあいさつして、頓て兵法物語になり。權之助申けるは關八州は不及申、奥迄も修行仕手合を見候へ共、我にあはする者なし、故に西國方へ兵法修行に罷下候なり、御親父無二の太刀は見申候へ共、又御手前の代につかひなをし給ふと承、ちと樣子を御見せ候へかしと云。武藏聞て無二が太刀を御覽ぜられば、別に替事なしといふ、權之助聞て、弟子衆を合手に被成是非とも一太刀御見せ候へと云。武藏云、いや我兵法は打太刀をこしらへて、つかふやうなる事にあらず、其故は何と打てくるともあまさずとゞむる兵法なり、左樣におぼしめして御手前打太刀して御覽ぜよと云。權之助よろこび、さらば某打太刀仕らんと云て錦の袋より、本より末まで筋がねを渡したる、四尺餘りの木刀を取出す。武藏は楊弓をわりたる木の片の二尺計なるををつ取てあがり、打て御



見せよと云。權之助透間なく打てかゝる、武藏かい木のきれを以て、ちよつ〳〵ととめて
太刀を出させず。權之助太刀をかへしてなぐりければ、武藏が袖の下目績の襟に、木刀の
さき少當る、此時權之助高聲にあたれり〳〵と云。武藏聞いやかやうに當をあたりたると
は云はず、かやうにあたつて何の用にたゝんや、さらば我當て見せ申さんと云て、又打合
せける。權之助隨分うたんとおもふ氣色面にあらはれて、打てかゝりけれ共、太刀を出す
事不叶、覺えずしざりけり。むさし座敷の隅に追つめ、ひしと眉間を打、僅に色付はれ上
りたり、爰にをゐて權之助大に非をしり弟子と成也。武藏かやうの名人たりといへ共佛法
修行の力なければ臆する所あり、かれ又畫筆の名人成ければ、在時主君より達摩の繪を書
上べしとの仰也、時に武藏情を出して書けれ共、筆はたらかずして常よりも不出來なり、
終に其日出來せずふせりけるが、夜半に不圖起あがり、我本意の兵法を不出故に、繪不出
來なりと云て火をともさせ書ければ、いかにも見事に出來する也。後に弟子共此心を尋け
れば、武藏答曰、我兵法をうち落し、上に臆する故にかゝれざるなり、我兵法と云は、太



刀を取則は我もなく人もなし、天地やぶれて皆なり、何の高位下賤と云事あらんや、此機を以て書ゆへに満出来する也と云ければ、弟子共大に感ぜしとなり。古道人の曰、兵法者は太刀を取たる時は禪定なれども、太刀を置とはやぬけて凡夫に成也、佛法者は常住金剛心に住する故に、何事にあふてもぬくる事なく、萬事に使て自由なりと教へ皆一事是なり。彼者随分兵法の時は、用得たりといへ共、繪に逢て聽したる事有のごとし、専勇猛心を用て大丈夫の人と成給ふべし。爰におゐて侍大に悦び勇猛心を修すべき道理尤なり、年去末世愚凡のものたゞあるにしては、此機受がたかるべし、機に随て行力を授給へと云て、船中を見まはし、いかに各千歳の一遇とは此時なり、爰を過して又いつれの時をかまたんや、末世に生を得てかやうなる、結縁に逢事忝次第也、いざや心を合せ御僧の御前にて大願を起し、菩提の道に趣かんと在ければ、上下の人々尤なりと、一同に禮をなし、御慈悲に我等ごときの愚昧の者の、助かりゆ行力を授給へといふ。僧曰、古人は上根下根によらず、座禪の一行尤精要なりと云り、年去末代なれば、只は座禪の機うけがたかるべ

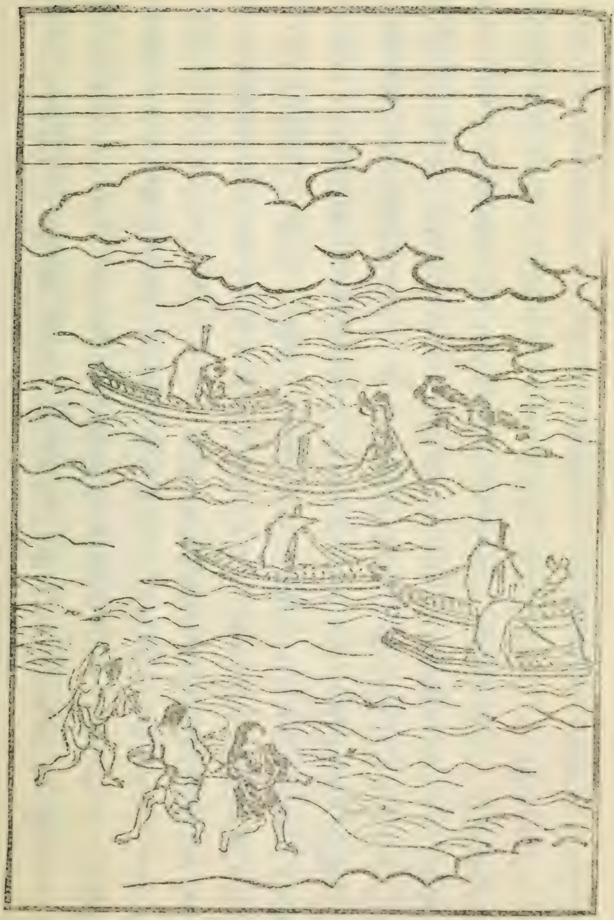
し、強念佛せば、おのづから禪定の機に住すべし、是則禪宗淨土無二無別の作略なり。永明禪師の曰、有禪無淨土は十に九は蹉路す、有淨土無禪は萬修萬善と云云、此行賢愚僧俗男女貴賤をえらばず、上代末代ともに相應の一行なり。殊に道の爲には無智なるがよし、覺る事は皆あだなり、小智は菩提のさまたげといへり。道元和尚の云、高野の空阿彌と云し人、顯密の積德なりけれ共、後念佛門にいられたり、或時學人來り教中の事を問ければ我一字も不覺皆わすれたりとて、只念佛しておはせし也。是道心の手本なり、文筆詩歌の學解を悉打捨、一筋に勤むべし、法語等を書とも、文章にかまはずつぶ／＼と書べし、理だに聞へたらば學道の實なり。若文章惡しと云てみざるほどの人は、見るとも又何の益かあらんとなり、是道元和尚の本意なり。又法然上人はたとひ一代教を學得したる輩なりとも是を捨、一向の尼入道の輩にひとしうして、南無阿彌陀佛と唱ふべしと、教へ給へり誠とに學解は詮なきものなり。今時廣學の人多けれ共、ここに望たる時一字も用たる人を見ず、結句智慧出ては僞あり。或は山居の詩道歌などゝ云事をなす人有、頭は見事に山居

すれ共、其人は少も山にいらす、歌はいかにも道にいれ共、其心はけし計も道にいらす。拙も詮なき物かな。余の法中の棊もかくのごとし、唯土に成て一筋に念佛申さるべし。又問、何事をしらずとも念佛だに申せば、たすかりぬ道理千萬に承候ぬ。答曰、念佛の功德にて惡業煩惱こと〳〵滅するがゆへに成佛する道理なり、此六字の義理は我等衆生の思量の及ぶ所にあらず、只佛と佛とのみしり給ふ。眞言念佛はたとへば陣中の密語のごとしといへり、此前去陣中に密語を無か有かと定む、無と云は味方、有と云は敵となして是を殺す、然に城中の落人共無々と云てのがるゝと也。無と云義理はしられ共、人まねに云たる者ども皆のがるゝが如し。阿彌陀と云義理は不知ども、唱ふれば皆たすかるなり。法然上人は疑ひながらも念佛すれば、往生すと示し給へり、實に阿彌陀如來五劫思惟の御法門なれば功德無量なり、六方諸佛明に讃嘆し給ふ、うたがふ事なかれ、餘法にすぐれ、功德あり。佛曰末法萬年餘經悉滅彌陀一敎と說給へり、末法に至てもろ〳〵の敎皆々盡果、此名號計は不滅殘りて衆生を濟度し給ふとの事なり、かたじけなき法門にあらずや。然るに今

すでに末法弘法の時に當ると覺えり、傳へ聞く大國の佛法おとろへ果たるを、近年蓮池大師と云人出世して再興し、八宗をせつし給ふ、是より大國又佛法大に起るといへり。然るに彼蓮池大師もみづから念佛の行を本意とし給ふ、其後曹洞の壽正博山も是を用ひ給ふ。博山禪師の警語にも、古則を念ぜんより何ぞ彌陀佛を念ぜざると也、又濟下の密雲費隱もかくのごとし。向來朝の隱元和尚、超元道者の會にても、二時の勤行或は彌陀經或は念佛なり。又日本にても修行の沙汰廢(すたり)果たるを二たび建立し給ふ、正三道人、雲居禪師なども是を專とし給ふ。雲居禪師は往生要歌と云書を作して、衆生をすゝめ給ふ。正三道人は念佛草紙、二人比丘尼と云書を作して、五種の念佛とて五段に分て敎給ふ、只今其四段目の臨終正念の念佛と云を申べし。其言葉に曰、生死を離るべき心を本意として、只今を臨終と思ひ定め、一念一念に命を捨る心にて、今生の事を捨、切に急に念佛すべし、是偏に臨終正念の念佛なり。古人の曰平生臨終なれば臨終も又平生なりと、かくのごとく敎へ給へり、此意を能受て只今生死到來することも、思ひ切て死すべしと手强思ひ定め、にくいもか

はゆいも、おしいもほしいも皆こと〳〵く打捨て、南無阿彌陀佛〳〵と念佛すべし、其功積る則ば有相執着の一念消滅して、生死自由の心に至り、臨終正念に往生すべし、生々世々の本懐何事か是にしかんや。時に船中の上下是を聞、一文不智の身において、生死自由を得る事有難事ともなり、是を不勤と云事あらんやと云て、信心歡喜して念佛門にぞ入にけり。船中すでに疑を懐くものなし、念佛三昧にして他念なく、決定往生と覺えしところに、又一人ぬり出て申けるは。何と仰ありても、某ばかり太信じ難し、何ぞ欲を離れ身ををしまぬ心になり、心やすく死すると云事あらんや。僧聞云、汝が疑のごときは、上戸の人の下戸を見て是ほど味よい酒を何故に嫌ふべし、下戸と云は僞ならんとおもふがごとし。又生れながら目しいたる者の、人の日月の明なる物語を聞て、何ぞ左樣の事あらんとおもふがごとし、佛祖をはじめ一切の聖人は皆そらごとをなし給ふと思ひ、只おろかなる已が心ひとつを本として、更に正理を聞いれず、古人是を狐疑不信の者といへり。何程聞ても理をしらず、義をわきまへざるものは人倫にあらず、佛も無愧の者は諸の禽獸にことな

る事なしと說給へり。佛說誠に明なり、此船中の人々乘衆は申すに不及、かこ船頭に至るまで皆聞分あるに、耳にいらざる者は目前の籠鳥と其方ばかり也、一念ひるがへして佛祖の道を信じ給ふべし。若ししからずんば千佛の出世にもうかぶ事あるべからず、いつまでも地獄のすもりたるべし、恐るべし〳〵。又問、それは佛道に入らざる御にくみにて、佛のひとり地獄のすもりとなし給ふや。答曰、汝が業にて留り居るや、佛は惡人ほどあはれみ給へども、自業力强して佛敎に不隨故に、うかぶ事なし。つとむる者は終に成佛する故に佛の御歎なし、愚人は永劫浮ぶ時なき故に、是をかなしみたまふ、可憐愍の者とは是なり。一時佛兩眼より紅の淚を流し給ふ、阿難尊者其故を尋給ふ、佛曰衆生の無道心にして、地獄に落る事のかなしさに如此となり、無緣の衆生度し難しと歎き給ふも是なりと、念比に說示したまへば、彼者爰に於てこゝろをひるがへし、手をあはせて悔謝す。御側打うなづゐて云、よし〳〵少成共心をひるがへしめされば、萬劫の寶なり、只念佛申に成めされよ、老少不定なれば若くても、急べきは菩提の道なり、況や年半百に過る人すへいか程と





思ひて、行業おろそかに成や、最早としより先もかくなり、今生の事を忘れて、念佛計にて有度事が、結句世間を大切にして、菩提を忘る事は、偏に悪業深くしみつきたる故なり。かやうの人世にをし、たゞ今生の事を打捨て、貪著執着の念を忘れて、一筋に念佛申すべし、世間を離れて世にすまば、世も又渡りやすかるべし、古歌に、

過去よりも未来へ通れ一休み雨ふらはふれ風ふかはふけ

又　哀れけにたとへはおもふあらましをかなへたりともいゝ浮の身そ

又　有るはなくなきは数そふ世の中にあはれいつれの日まてなけかん

又　身をおもふ心そ身をばくるしむれ身をおもはねは身こそやすけれ

となり、只身心を放下して南無阿彌陀佛〳〵と唱ふべし、信力なくんば力なし、老僧が申所かくのごとし。畢竟は他の事にあらず、人々の一大事なりと、こぶしをにぎり涙をすへて南無阿彌陀佛〳〵と唱へ給へば、船中の人々、いよ〳〵感涙をながし一心不亂に同音に念佛して、他念なくぞ見え侍る。乗衆は船ばたをたゝいて念佛すれば、船子共は櫓拍子に

かゝりて念得す、微風帆をうごかせば、光りかくやくとして船は虚空を飛がごとし。觀音勢至の檝をうごかし給ふ弘誓の船に乗て、八功徳池に浮ぶかとうたがはれ。海水も實に金色の光りを放つがごとし、砂も金銀水精と成、濱千鳥の友よぶ聲は、念佛念法と耳にひゞき殊勝肝に銘し。天人もあまくだり龍神も浮あがり、恒河のうろくづまで忽佛果を得らんと思はれ、十方の諸佛歡喜の光りに乗じて、ともに極樂淨土に往する心地して、隨喜の涙袖にあまりて、前後を忘する計也。此時御僧杖を以て、やゝね〳〵と船板をたゝき給ふ、諸人興をさまして聲を失す、御僧船中を見まはし、高聲にの給ふやう。抑も沈みたる念佛かな、はや相に著し殊勝に落ちたり、老僧が機に移りて僅かに覺えあり、わづかも相に著せば輪廻の業なり。それ佛道修行の本意は離相離名なり、強き心を以て一切の相に著せず、一念々々に命を捨る心にて、萬事に拋て念佛するを臨終正念の念佛と云なり。強き心には一念の病なし、是を無心無念の念佛とも申なり。こぶしをにぎり眼をすへて十二時中油斷なく、此身を思ふ念、娑婆を思ふ念を、こと〳〵く申消べし、もししからずんば臨終に至

て少もつかわるべからず。扨てもぬけたる心かなたるみたる念佛かなと、大にいさめ給へば、船中の人々ひしと此機をうけ、一切に勝得て物の上となり、いさみにいさみて念佛し、晝夜を論せず行ほどに、船は程なく薩摩潟に着にけり。彼岸にも至りぬれば、人々同事に御僧を禮し奉り、おもひ／＼に別れ行、彼御僧も立あがり旅人ともつれて、いづちへか行給ひけり。

海上物語下　終

寛文六丙午年彌生上旬
寺町二條上ル町
堤六左衛門板行

天主耶穌降生後一千八百六十八季
日本慶應四年歳次戊辰八月
刊布皂許

聖教初學要理

日本　司教　伯爾納鐸

聖教初學要理目次　（新編）

聖教初学要理目次

卷之三　十ヶ條御掟

聖教初学要理目録

コンヒサン迚目様之事

コンピサンを申之仕形

償之事

インドフルゼンチヤ之事

最期之サガラメント

オルド之サガラメント之事

婚姻之サガラメント之事

毎日行儀

已上

聖教初學要理

目錄

卷之一

卷之二

卷之三

巻之四

目錄　畢

聖教初學要理　卷之一

切支丹來歴

第一　天地人間之始

天帝（天主）と申奉は、天地之御主、人間萬物之御親にて在すなり。天帝は、無始無終御物也、天地萬物未不有時に、天帝獨在也　○此天帝は、パテル（父）ヒリヨ（子）スピリトサント（聖神）と申奉る。天帝パテル、ヒリヨ、スピリトサント三つの、ペルソナ（位）と申奉りても、唯御一性御一體にて在す天帝は、無限福之源、萬事に叶ひ給ふ御物なり。無限幸福之源にて在す故に、萬之御作の物不有しても、天帝は我と共に、自身に、自からに計りにて、無限御果報者にて在す、萬事に叶給ふ御物にて在す故に、無所より思召儘に、有と所有物を、御作り顯し給物なり　○天地開闢之前には、天帝パテル、ヒリヨ、スピリトサント之外には、何れの物も未だ不有物なり。然れば天帝始には、天地其外被見

不被見物、御等萬象、御アンジョス(天神)人間を、御作顯、天帝被仰に於て、無處より萬物を引出し給ひ、思召儘に、一命を以て御アンジョス、光明、空、日、月、星、土、海、草木、鳥獸終に人間を作らせ給ふ　○天帝六日之間に、萬物を御作給ふ。六日目の終に、御自身の御肖像に隨て人を御作給ふ。其人を作らせらるゝに於ては、天帝赤き土を以て男の體を拵給ひ、未だ活て非る人の體に御自分の御息を入給ひ、アダン(人間始の男の名)と名付玉ふ　○天帝アダンに御自分の息を入給ふに於ては、御作被成し諸の有情無情に施し給ふ德義を兼備給ひて、其上御アンジョスに又自らに似たるアニマ(靈魂)を與へ被下し物なり　○此アニマに、智惠、分別並自由之德義を與給ひ、猶又天帝を辨、御大切に存じ、直に拜樂み奉るべき情を與給物也。辨大切に奉存情を人のアニマに與給に於ては、天帝御自身之御肖像に隨つて人を御作被成し物也　○人は御作者天帝を辨、御大切に存するに、全く氣を附奉るに於て、無限御快樂を可奉崇物也。若人罪科に不落して、一心に天帝を奉尊し奉りて居たらば、天帝の仰に因て、死する苦を不知して、アニマにも、肉身にも、

無終御命を永らえ奉らん物なりと云事。

第二　アダン、エワ（人間始の女の名）の科御助の約束

天帝男の片腹之一骨を以て、女一人を御作玉ふ。男をばアダンと名づけ、女をばエワと名づけ給ふ。天帝思召儘に隨て、アダンとエワと夫婦に成て、一切人間の先祖也　○天帝は此兩人を世界のパライゾと云樂の有所に置給ひ、御身は御主にて在すと覺えさするが爲、又も二人の志を試み給はんが爲に、一誡を御與へ玉ふ。善惡の智惠の樹と名づけ給ひし木の實を喫る事勿れと云付玉ふ。喫れば死すべしと宣へり　○若アダンとエワが天帝之言付に能從奉りたらば、此樹は善の智惠の樹に有りたらんに、天帝の言付に背て有に因て、此樹は惡の智惠の樹に成にけり　○天帝の御作のアダン、エワが始めは善人に有たれ共、自由成に因て罪科に不落事不叶と云事　○天狗より被欺アダンとエワが、天帝の言付に背て、禁制したる善惡之智惠の樹の實を喫たり　○忽ち天帝。彼等を世界のパライゾよ

り退け給ひ、始に極難成たる罰を出し給ふ。元祖アダンとエワの科。子孫成一切人間之科に成たり。同く元祖アダン、エワ之罰。一切人間之罰に成たり　○體においては。元祖の科の罰は病氣、害、色々の難儀終に死する事也。アニマに於て罰は、元のガラサ（聖寵）を失ひ智慧分別の暗し。有欲、貪欲、我欲又も天狗の奴と成事也　○アダン、エワを世界のパライゾより退け給ふに於て、天帝は、憐の御心を以て、彼等二人又も子孫に成べき一切人間を助け玉はんが爲、子孫之内に一人生れ玉ふべしと御約束し給ふ、天帝よりアダンとエワに御約束成玉ひ、此御助けにて在す御物は四千餘年の後、ビリゼン（不犯）サンタ（聖ノマリヤ（聖母之御名）より生れ給ふべき御主ゼズス・キリシト（天帝ヒリヨ人界を清め玉ふ時の御名）也　○此四千餘年之内に、世を去たるものは後悔の道を以、又未來の御助にて、ゼズス・キリシトに頼を掛、天帝を奉公したる物はアニマをも助る物也と、疑なし。

第三　人間之惡虐に成事並洪水之事

元祖アダンの罪科を以て、源より傷被たる人間が増る程に、悪虐無道成者に成、アダンの子供の内カキンと云壹人が悋氣の心を以、善人なるアヘルといふ弟を殺すもの也。カキンの子孫、親の悪虐に從ふ　○天帝はアヘルの代りに、セツトと云男子壹人をアダンに與へ玉ふ　○セツトの子孫が天帝を辨へ、御大切に奉存て御教を永く守り奉るなりとは雖、段々セツトの子孫、カキンの子孫と相交るに因て、一切人間悪敷成にけり　○其時天帝は人間の悪行を見て是を大に悪給て、善人成ノヘと云壹人、其妻子凡八人を除て洪水を以て、一切人間を滅没すべしと思召給ふ　○洪水を降し給ふ前に、天帝、ノヘに被仰には、材木を以て大なる船を造れ。我大雨を降して洪水が出來るべし、其時人間後悔せずんば世界に於て活きたる者は滅すべしと宣へり　○數年の間に善人成ノヘが、人々の目前にて船を造りても、此悪人共は構わぬもの也。船成就の後、天帝ノヘと其家內妻子眷屬と、種々の畜類一番宛を船に乘せ給物也　○其後四十日の間に大雨止まずに降續く。洪水漲り、第一の高山の嶽をも隱す程に上りけり　○命を助りたる八人を籠入處の舟は、洪水の上を渡りけ

り。右八人の外の人々、悉く水に溺れて死したり　○死ぬ前に後悔せざる者はインヘルノ(死後悪人の霊魂を留し玉ふ果しなき苦みある所)に堕たり。返て後悔する者はリンボ(地窄)迄、世界の煉獄に落たる也　○一年経に洪水引退て後、ノヘを始として、其妻、子供、子供の妻船より御て、天帝に御禮を申上たてまつるが為に、御祭をさゝげ給ふ物なり。

第四　洪水より御主ゼズス・キリシト迄之事

洪水引退て後、再ノ間も畜類も次第に多く成、國々の人々セム、カム、ジヤヘ、(ノヘ之子達の名)といふノヘの三人の御子より出る者也　○最初より、離る程に、人々が、天地人間萬物之御作者にて在す天帝を忘れ奉りて、彌御作の物、日、月、星、人、禽獸、草、石抔に祭を捧げる迄も、悪虐無道に成ける。然と雖、天帝之道を守者は、未だ少々残りて有ける　○天帝之御道を守奉りて、天帝を敬欽て拜禮する人之内に、セム之子孫なるアブハム(人名)といふ聖人有。此御人は天帝より撰び出され、誠之敬欽拜禮する者之頭に成

給ふ物なり　◯アダンに言渡し給が如く、天帝はアブラハムに未来の御助之御約束を致し給ふ。又もアブラハムの子孫より生れ玉ふべしと御約束し給ふ　◯アブラハムの子、イザアラキ、ジヤコボ(人名)といふ御人は、御親の如く天帝を敬ひ欽拜禮する者の頭に成て、天帝より未来の御助之御約束を承わる者也　◯ジヤコボは十二人の子を持玉ふ。其子供よりジユデイ迄大成民が出生いたしたり。ジヤコボの子十二人の内に一人はジユダと名づけられ玉ふ。此御人は御主ゼズス・キリシトの御先祖也　◯ジヤコボの子供より出生のジユデイ迄、大成民の外に、誠に天帝を敬欽拜禮する人少く、あるが故にジユデイは天帝之民と名付らるゝもの也　◯天帝の民之長の内にモゼス(人名)と云聖人有。天帝はモゼスを以、其民に数々の御恩を與へ被下、十ケ條の御掟を授け玉ひ、種々之雜儀より民を選したもふ　◯ジヤコボの御子ジユダ(人名)の子孫之内にダビド(人名)と云聖人もあり。ダビドは天帝の民の王となつて、未来の御助之御先祖に有べしと天帝より御約束を承わりける
◯ダビドより御主ゼズス・キリシト迄数百年を經たり。其間に天帝はジユデイ迄其民の適

を諫め玉ひ、また善に立返らせんが爲、數多の善人を顯わせ給ふ　○天帝の御使にて、此善人が惡人成ジユデイ(國名)迚民にアニマの助かりを教玉ふ。御主ゼズス・キリシトの御出現迄後悔の道を以、未來の御助けに賴を懸るに於てはアニマの助かり不叶と云事なし。

第五　御主ゼズス・キリシト之御來臨より御上天迄之事

先四千餘年之前に、天帝の御約束し玉ふが如く、一切人間を助給わんが爲に、御子ヒリヨ、下界に天降せ玉ふ。天帝の御使にてサンガフリエル(天神一位之名)と云アルカンジヨス(天神之爵位)天より降り給ひて、ビリゼン、サンタ・マリヤに顯れ玉いて、御主の御母に成玉ふべしと御告有ければ、サンタ・マリヤ母に成において、御産の前に、いつも不犯に有べしと、サンガブリエルより御約束を蒙り玉いて、御告に承知し玉ひて、夫婦の交なくして、スピリトサントの御力御奇特を以て、御子ヒリヨ、サンタ・マリヤの御胎内に宿給ふ　○又霜月陸分に、ベテレエン(ジユデイの國の内の府の名)と云所に生れ玉ひ、八日

日にシルコンシソンを請給ひ、ゼズス迄、御助てと名づけられ給ふ　〇唯御主ゼズス、サンタ・マリヤと御養父サン・ヨゼの言聞に、一心に隨ひ玉ふに於て、成長し給ひて、三十歳に成玉ひサン（尊稱）ジユワン・ハプチスタ（人名）より御水を授り給ひ、ジユデアと云國に聖教を弘め給ふ物也。此御教を信じて、其御掟を守る人は、科之御許又無終御命を蒙る物也　〇サンタ（聖）エキレンジヤ（會）を立弘め玉わんが爲、アポストロ（宗徒即御弟子也）迄、十二人の御弟子を召出し給ひてサン・ペトロ（御弟子十二人の内一人サンは尊稱也）を其長となし玉ふ　〇然るに御主ゼズス・キリシト、過罪科を諫められたるジユデイ之僧徒、役人、學者が悋氣の心を發して、御主の教に成ける、御主異叛人成、弟子ジユダス（御弟子十二人之内の一人）より其敵の手に被渡搦められ給ひ　〇然とは雖、御主我等人間罪消之代として、御自由の御上より敵之手に被渡給ふ。其後にアンナス、カイフハス、ピラト、エロデス（皆人名）之前に捨物に被拔さし給ふ。又僞成證據人より被訴、呵責打擲を被與唾を被吐掛、御頭に茨の冠を戴き給ひ。御顔を被打し付にて打擲を被與、クルス（十字架）に打

付被押立、悪人の中に被加、酢き膽さを味ひ玉ひ、終に思召儘に死し給ふ物也　○又其時御主之御肉身、石之御棺に被納、尊御アニマ、リンボ迚、大地の底に下り給ひて、此場所に居なさる善人達のアニマを召出し給ふて、三日目に御蘇生給　○夫より又四十日の間に、御母サンタ。マリヤ、アポストロ迚御弟子達を屢御見舞御指南し玉ひ、四十日目に御力を以てサンタ。マリヤ御弟子取囲大會之面にて御上天成玉ひ、天帝パテルの御右に、無量無邊之業花之御臺に備わり玉ふ御物也。

第六　御主之御上天より唯今の時分迄之事

○御上天不被成前に、御主御弟子に、御指南を御盡し給てより、彼等に向ひ給ひて、無程スピリトサントを授るべしとの御約束し給ひて、被仰には、スピリトサントを授けて後、世界の四方へ行て、國々の人々を教てパテル、ヒリヨ、スピリトサントの御名を以て、彼等を洗奉りて、云附た教を彼等に爲守よと宣へり　○御主の被仰たる通に、御弟子達ゼル

ザレン（地名）と云ジユデイの都において、スピリトサントの天降を待給ふ。御主の御上天被成て後、十日目に、御約束之通に御弟子達之上に、スピリトサントを天降らせ玉ふ　〇スピリトサントを授かり奉るに於て、御弟子達は澤山の御力を蒙り給ひて、御主の尊き御教を世界の四方に弘め給ひて、國々の中に、弟子取聞が多く成にけり　〇御主のアポストロ御弟子達、又其指南に懸りたる人は、カトリカ（公の字義）にてサンタ・エキレンジヤ辻聖會之始也。サンタ・エキレンジヤの御開基成アポストロ、又其第一番之御代（かはり）、大方皆御主ゼズス・キリシト之如く、命を捨給、御血を流給迄も教へし御指南を證據し玉ふ物也

〇切支丹宗を殺さした第一番之帝王ネロ（人名）と云、羅瑪之國の王也。就情なき帝王、羅瑪に於て、サン・ペトロ、サン・パウロ（十二人之御弟子之内之一人之名、サンは亦尊稱也）殺しさ（マヽ）する者也。三百年之間にサンタ・エキレンジヤ之御大將、唯之切支丹宗之内にも、數萬人が天帝に對して惡人より被殺給もの也。雖然御主のサンタ・エキレンジヤ負給事不叶もの也　〇却て其敵は天帝に對して被殺たる切支丹宗之達（たつ）たる行儀、又堪忍を見る

に於て、感心して自ら切支丹之御教に任せる物に成けり　○國々の帝王達は、切支丹に成給ひサンタ・エキレンジヤを守護し玉ふ。天下の四方に弘がりたるカトリカにてサンタ・エキレンジヤは、御主ゼズス・キリシト、又パッパ（位之名即教皇也）並サン・ペトロ之御名代にて、羅瑪の御大將に從ふ物也　○此御頭の御云附に不從人は誠の切支丹に非ず。最初より今迄、誠之切支丹宗、御主より言顯した御教、又定置給ふ貴きサカラメント（秘蹟）を以、善に上り、ベアトス（聖人死して後アニマの位之名）の位に至る事叶ひ給者なり　○サンタ・エキレンジヤの始より今日迄、一千八百年餘立たり。今生之終迄サンタ・エキレンジヤ、御主之被仰た通續くべし　○御主ゼズス・キリシト一切人間を助け玉わんが爲めに百千萬の苦難を凌給が如く、サンタ・エキレンジヤも、亦其子供成切支丹宗は於此世は、可致難儀　○夫に依て、我等は切支丹にて御主天帝に願を奉掛に於ては、毎日アニマにも、肉身にも、發程の苦を罪消の罰として、忍へ奉りて、肉身に復活事を、活たる人死したる人を御糺し給べき御主ゼズス・キリシト再天降給事を、頼母敷可奉待もの

なり。

聖教初學要理　卷之一　終

聖教初學要理　卷之二　ケレンド

切支丹宗の御教之略

○天地人間萬物を御作なされた御物は誰歟△天帝（でうす）（天主）と云御物は、天地、人間、萬物を御作なされた御物也　○何故天帝、人間を御作なされたか△此世に於て、天帝を辨へ、大切に存じ、一心に奉公し奉る者には、後之世に終なきパライゾ（天堂之事）の御快樂を御授け玉わんが爲是也　○天帝を辨へ、大切に存じ、一心に奉公し奉る者は澤山有歟△切支丹宗より外には天帝を辨へ、大切に存じ一心に奉公し奉る者なし　○切支丹宗と云は何歟△尊きバプチズモ（洗滌）の水を授り、切支丹の御教を信じ、是に從ひ奉る者は切支丹と云物也　○其許は切支丹の一人に在歟△天帝の御慈悲之上より、私は悪人なれども切支丹の壹人に在　○切支丹の壹人に在に因て、切支丹の教を細かに存るべし。此御教と申奉るは何

獻△御主ゼズス・キリシト人に言顯し給ふ御詞に有。御弟子達は三年の間に承り給て、夫等を略にして、ケレンドといふオラスショ(經)の中に載せ給ふ物なり　〇ケレンドのオラスショを細かに語れよ。

萬事叶玉ふ、天地をつくらせ給ふ、御親天帝様其御一人の子、我等の御主ゼズス・キリシト、スピリトサントの御奇特を以て、やどらせたもふ、ビリゼン、サンタ・マリヤより、生れいでさせたもふ、ボンショヒラトの下においては、かしやくをうけ、クルスにかゝり死し給ふ。石の御棺に、おさめられながら、大地の底にくだらせたまふ。夫より三日目に蘇生せたもふ、天にあがらせたもふ、御親天帝のおんみぎに、備わり座したまふ。是からは、活たる人、死したる人も、御たゞし玉わんが爲に、天降らせ玉ふ、スピリトサントをカトリカにてましますサンタ・エキレンジヤ、サントスのコムニヨ、科のおんゆるしを、にくしんによみがえらせたもふ、おわりなき御命を、まことに信じ奉る。

アメン。

ケレンド第一ヶ條之事

○ケレンドの第一ヶ條を語りなされ△萬事叶玉ふ、天地を作らせ玉ふ、御親天帝、誠に信じ奉る　○天帝萬事叶玉ふ御物に有と申奉るは何之意か△萬の物は天帝の御勝手次第に隨ひて、易く叶ひ奉るによりて、萬事叶ひ玉ふ御物也と申奉る　○何を以て天帝は、天地萬物を御作りなされたか△天帝唯御詞を計持なされた　○天帝は何之御物賊△天帝と申奉る御物は、萬事叶ひ玉ふ。天地神等萬象御つくり給ひ、夫々の御計らひて、御物に有　○天帝に始が有賊△いゝえ始もなく終もなし　○天帝は何所に在賊△天帝は萬物を御作給、又御計ひ給て、在す所にて何所にも居ましませども、御色體を持ざるに因て、五體の六根に懸られん御物也　○天帝の御智慧に就て如何△天帝の御智恵は無量無邊にて在す。過去、現在、未來と共に人の心中を透見給へば、人の第壹番の内密なる積を御存じて居まします

○數々の天帝が在か△いゝえ天帝の御尊體は唯御一體にてまします　○パテル(父)ヒリヨ

(子)スピリトサント(聖神)三ツの天帝に在歟△パテル、ヒリヨ、スピリトサントを三ツのペルソナ(位)にてましませども、三ツの天帝にて在さず、唯御一體にて在す天帝なり ◯パテル、ヒリヨ、スピリトサントと申奉るは何之意歟△此御言葉はラウマの國の詞にて、パテルと云は御親と同じ、ヒリヨと云は御子と同じ、スピリトサントといふは、御親と御子とより出玉ふ。御大切にて在すものなり ◯パテルは天帝にて在す歟△パテルは天帝にて在す物なり ◯ヒリヨは天帝にて在す歟△ヒリヨは天帝にて在す物也 ◯スピリトサントは天帝にて在すか△スピリトサントは天帝にて在す物也 ◯パテル、ヒリヨ、スピリトサントと申奉るは、サンチイシマ・チリニダテ(三位一體)と同じ事に有歟△少しも違有と云事なし ◯パテル、ヒリヨ、スピリトサント之内、何れを大とし何れを先とするべき歟△三ツのペルソナ悉相並御物に有に因て、前末大き事、小き事抔の差別有と云事なし ◯右の御教を能分るか△よく分らざれ共、天帝より私共へ被教たるに因て、少しも疑わず誠に信じ奉る。

ケレンド第二ヶ條之事

その御宿人の子、我等の御主ゼズス●キリシトをまことに信じ奉る　○御主ゼズス●キリシトと申奉るは、何之御物哉△一切人間を助け給わんが爲に、人界を受けさせられ玉ふ、天帝ヒリヨ也　○御主ゼズス●キリシト誠之天帝にて在哉△御主ゼズス●キリシトは、天帝ヒリヨに有に依て、則パテルとスピリトサントと誠の天帝にて在す　○御主ゼズス●キリシト何(いつ)も天帝に有哉△御主ゼズス●キリシトは、天帝にて在す御所にて、始もなく、終もなし　○御主ゼズス●キリシト誠の人に有哉△御主ゼズス●キリシトは、我等と同くアニマ(靈魂)肉身をば、御身に取合せなされしに因て、誠の御人にて在す　○御主ゼズス●キリシト、何も御人に有哉△いゝえ唯人界を請させられ玉ふ時から計り御人と成給ふ　○御主ゼズス●キリシト誠之天帝、誠之人に有に因て、二體を持被成哉△天帝の御尊體と人之御身體を持て居ましますなり　○何故御主ゼズス●キリシト、人界を請け玉ひしや△我

等の罪科とインヘルノ（死後靈魂を罰せらるゝ所也）の苦を遁し給わんが爲是也。

ケレンド第三ケ條之事

スピリトサントの御奇特を以て宿らせ玉ふビリゼン（不犯）サンタ（聖）マリヤより、生れいでさし玉ふ事を誠に信じ奉　○スピリトサントの御奇特を以といふは何之意歟△唯スピリトサントの御力御奇特を以、夫婦之交なくして、天帝ヒリヨは、サンタ・マリヤ之御胎内に於て御人に成給と云事　○ビリゼン、サンタ・マリヤより生出させ給ふと云は、何之意歟△御主ゼズス・キリシト之御母サンタ・マリヤ御産之前に、共にビリゼン迚、一生不犯之御身に有と是也　○何處に御主ゼズス・キリシトは生れ玉ひし哉△ベトレヘン（地名）と云所に於て厩の中に生被成た　○何頃御生被成た歟△夜の眞中、霜月時分に。

ケレンド第四ケ條之事

ポンシコピート(人名)の下において、呵責を請、クルス(十字架)に懸り死し給。右之御悟に被納給ミ誠に信じ奉る　○ポンシヨヒラトミ云は何賊△御主ゼズス•キリシトをクルスに打付させたる大將、御奉行の如き役人なり　○御主ゼズス•キリシト一生の間に、澤山難儀を凌ぎ被成た賊△三十三年之間に、種々千萬之御辛苦御苦勞を御凌遊ばし、殊には御バツシヨ(御主ゼズス•キリシト御臨終際苦難之事)之時分に　○御バツシヨ之時分に、御主ゼズス•キリシト之御苦患を語られよ△ヘリヤキンタ(七日之中日)の日に、ユカリシチヤ(聖體)之サガラメント(秘跡)を定め置給ひて後、ゼセマニヤ(或森)ミ云、森の中に於て、血の汗を流し玉ひ、ヂウタス(御主の御弟子の内の一人之名)から敵の手に渡され玉ひ、石の柱に搦付られ、呵責を受け玉ひ、御頭に茨の冠を押込れ玉ひ、クルスを擔げカラワリウ(或嶽の名)が嶽に赴き玉ひ、盜人△二人の眞中に、クルスに掛り死し玉ふ　○何故御主ゼズス•キリシト左程に御辛苦を凌ぎ被成た賊△一切人間元祖アダン(人間始の男の名)より傳へられたる科ミ、又銘々の科を通し給わんが爲に是也　○何日が御主ゼズス•キリシ

ト、クルスに懸り死しなされたか△尊きセスタ(七日之第六日なり)の日に　○何處にクルスに掛り死しなされたか△カテワリヤと云山之上に　○何故を以て、切支丹宗はサンタ●クルス之御印を成に於て、パテル、ヒリヨ、スピリトサント之御名を以、アメンと奉申哉△二ツの子細に依て、切支丹宗はサンタ●クルスの御印を成に於て、パテル、ヒリヨ、スピリトサントの御名を以アメン(そうあれかし)と申奉る。一ツにはパテル、ヒリヨ、スピリトサント三ツのペルソナと云に、御一體にて在天帝を敬拜み奉る爲也。一ツには、天帝ヒリヨは、人界を受け、御主ゼズス●キリシトと成給ひ、一切の人間を助け玉わんが爲、クルスに懸り死し玉ふを、覺えさするが爲なり　○何頃サンタ●クルスの御印を可行哉△寝時、起て後、勤を始るに止るに、喫前喫て後、悪心が發る時に、アニマにも肉身にも災を恐れば、此サンタ●クルス之御印を行へば、澤山益に成事也　○御棺に納められながらと奉申は、何之意哉△御主ゼズス●キリシト、クルスに懸り死し絶て後、其御肉身は、新成石の御棺に被埋たと云事也。

ケレンド第五ヶ條之事

大地之底に下らせ給ふ。夫より三日目に、蘇生らせ給ふと誠に信じ奉る　○大地の底に下らせ給ふと云は何之意歟△御主ゼズス・キリシトの御アニマ御肉身に被爲離、端的大地の底に有リンボ（地牢）と云ふ所へ下らせ給ふと云意也　○リンボと云は何歟△夫、人天地開闢より、死したる善人達のアニマ、皆集め被成たる所なり　○何故此善人達の、アニマは肉身に離れし時、パライゾの御快樂を不蒙して有歟△元祖の罪に因て、四千年之間にアダンより御主ゼズス・キリシト迄、誰にもパライゾの御快樂を蒙る事不叶事なればなり　○然れば何故御主ゼズス・キリシト、リンボと云所に下り給ふか△此所に集らせたる善人達の、アニマを悉く被召出、夫々にゴロリヤ（天堂の御快樂之事）の御快樂を遂げさせられんが爲是也　○三日目に復活らせ玉ふと云は何之意歟△クルスにかゝり死し玉ふ御主ゼズス・キリシトの御アニマ、御肉身に被爲離たる時より、三日目に元之御肉身に被爲合給ひ

て、復活らせ給ふと云意なり　〇何頃御主ゼズス◦キリシト復活被成たか△バスクワ（御主の復活之日）と云、大成祝ひ日に、復活被成た。

ケレンド第六ヶ條之事

天に上らせ玉ふ、御親天帝の、御右に備わり座し給ふと誠に信じ奉る　〇何頃御主ゼズス◦キリシト天に御上り被成た歟△復活給ふ時より四十日目に、アポストロ（御弟子十二人の事宗徒と同じ）とて御弟子達、取聞、御大會の前に直の御力を以、御上天被成し也

〇天に於ては、御主ゼズス◦キリシトは天帝にて在歟。御人にて在歟△へい御主ゼズス◦キリシト、天帝にて在す御所では、天帝パテルと相並ぶ御物なり。御人にて在す御所でも天地とインヘルノの所有程の御作の物を、治め掌り玉ふ御物也。此御恩の所を天帝パテルより御受取被成しと云事。右之子細に依て、御主ゼズス◦キリシト天においては、萬事叶玉ふ御親天帝の御右に、備わり座し玉ふ御物なりと申奉る。

ケレンド第七ケ條之事

是からは活たる人も、死したる人も御糺給わんが爲に天降らせ玉ふと、誠に信じ奉る
○此第七箇條之意は如何△此世界の終に御主ゼズス・キリシトは、人々善人と惡人との御糺明の爲に、再び天降給と云事　○此世界の終に、一切人間之御糺明の事を細かに語られよ△天帝の定め玉ふ時分に、人間皆死果て後、御主ゼズス・キリシト、萬事叶玉ふ、量なき御力を以、塵埃と成たる人々の、アニマをば元之肉身に合せ玉ひて、復活し玉ふべし。其時御主ゼズス・キリシトの御威勢御威光にて、天降らせ給ひて、萬民の人々の前にて人々の詞、心、仕業を以、善惡に隨て、アニマにも肉身にも、御報を與へさせ給ふべし　○其時善人は何之報を可蒙歟△善人は、天帝と共に、アニマにも肉身にも、パライゾの御快樂を受奉るべし　○惡人は何の報を可蒙歟△惡人は天狗と共に果しなくインヘルノの苦を蒙るべし　○何頃此御糺明之日が來るべきか△夫は天帝の定め給ふ事なれば、我等人とし

て少も奉存事なし　○此世界の終に来るべき御糺明より、外に御糺明あらざる哉△人々壹人宛、死し奉り端的天帝より、御糺明遂げさせらるゝと云事有　○我等が死して後如何△アニマ肉身に離るゝ時、軀は塵埃と成と雖、アニマは死する事なし。然るに我等のアニマ肉身に離るゝ時、天帝より卽時に御糺明せられて、善悪に隨て、賞罰を不蒙と云事なし　○世界の終迄死したる人のアニマは、何處に住居なされるか△善悪に隨て死したる人のアニマは、或はパライゾ、或はフルガトリヨ（煉獄）、或はインヘルノに住居奉るべし　○何頃我等は死するべき歟△少も不奉存、夫に因て不止に、善に上りて可恐愼。

ケレント第八ケ條之事

スピリトサントを信じ奉る　○スピリトサントと奉申は何之御物歟△スピリトサント申奉るは、天帝パテルと天帝ヒリヨとより出玉ふ御大切にて、ましまず天帝は、サンチイシマチリニタテの第三番之ペルソナなり。パテル、ヒリヨと相並御物也　○スピリトサント

と申奉るは、何處に在す歟△天帝にて在すに依て、何處にも居まします。併し、格段に善人達のアニマに、御逗留し玉ふ　○スピリトサントは善人のアニマに御逗留し玉ひ、何を致被成歟△善人のアニマに種々の、潤澤成ガラサ(聖寵)を御與へ玉ひて、夫等のアニマの助りをするに於て、深く御合力被成物也　○切支丹宗は、スピリトサントを屢可賴歟△スピリトサントの御合力なくしては、アニマの助り曾て不叶事なれば、毎日此御物に賴奉らずしては、不叶と云事　○何頃スピリトサントは、御弟子達の上に天降なされたか△御主ゼズス・キリシト御上天之日より十日目に　○何故を以、スピリトサント御弟子達の上に天降給歟△御主ゼズス・キリシトの御約束之通承りた。切支丹の御教を四方に弘める力と間とを御與給が爲也。

ケレント第九ケ條之事

カトリカ(公)にてまします、サンタ(聖)エキレンジヤ(會)を信じ奉。サントス(聖人)の

コムニヨ(互に通る事)を信じ奉る　○カトリカにて在すサンタ・エキレンジヤは何之意か△悉誠之切支丹宗の聚(あつまり)也　○サンタ・エキレンジヤ之御大將は誰歟△サンタ・エキレンジヤの第一番の御大將は御主ゼズス・キリシト也。然るに地に於ては、パツパ迚、御物はサンタ・エキレンジヤの御大將也　○パツパ迚御物は何處に御住居被成歟△羅瑪國に御住居被成　○何故パツパとて御人はサンタ・エキレンジヤ之御大將にて在すと申奉る歟△御主ゼズス・キリシト之御名代成サン・ペトロ(サンはサンタの略言、ペトロは御弟子の内一人之名)代々之御代(かはり)とする御物成に依て也　○カトリカと云は何之意歟△サンタ・エキレンジヤの御教は少も不變に、萬方萬民萬代迄も通じ給故にカトリカと奉申　○何故エキレンジヤは、サンタと奉申歟△唯御主ゼズス・キリシトのエキレンジヤ計り人を勸めたまひて、ベアトス(聖人)之位迄屆し玉ふ御物成に因て、サンタと申奉る　○サンタ・エキレンジヤは違(ちが)(マヽ)ひ違ふる事有べき歟△いゝえ違は少も不叶事也　○何故間違不叶歟△御主ゼズス・キリシトの御金言に、天狗皆悉有てもサンタ・エキレンジヤを勝事不叶と宣へり　○サン

トスのコムニヨは何欤△善人成切支丹宗の互々に功力を通ずる事也　○善人成切支丹宗の互々に功力を通ずる事はパライゾ迄も屆く欤△我等はパライゾに在すベアートスを敬ひ奉ればベアトスは我等のアニマの助かる御合力に成玉ふ物也　○サントスのコムニヨは、フルガトリヨ迄も到る欤△へい夫に因て此世に居善人は、フルガトリヨに、苦玉ふアニマ達を助るに油斷せざるものなり　○フルガトリヨと云は何欤△此世を去たる善人之アニマ、パライゾの御快樂を請奉る前に、苦患之其過の償を可勤處を、フルガトリヨト申奉る　○何れの人之アニマは、此世を去て後、フルガトリヨの苦患を奉凌欤△モルタル（重き）科を不持して、或はベニアル（輕き）科計、或は科送と申其科に當る過退をば、此世界に達して遂げざるもの死してから、フルガトリヨの苦患を凌ぎ奉る。

ケレント第十ケ條之事

科の御許を信じ奉る　○御主ゼズス・キリシト罪科を可許勢を以、何れの人に預け被成

た歟△アポストロ迚御弟子達に御預被成た　○アポストロ之外に斯様の勢を預るもの有歟
△へいアポストロ迚御弟子達、パツパ、エピスコポ、コンエソル（皆切支丹大將之位之名）
とてアポストロに御代とする人は此勢を預被成た　○アポストロ、パツパ、エピスコポ、
コンエソルと云御物は、何れの御名代に有歟△地に於ては、天帝の御名代也　○何之サガ
ラメントを以、罪科を許事有歟△罪科を許すにパプチズモ（洗滌）とコンピサン（告解）との
二ツのサガラメントを以するなり　○罪科と云は何歟△天帝の御掟を自由に背く事也　○
源罪と云は何歟　△元祖アダンより被傳たる罪也。　源罪は人之母胎に有ながら穢れたる物
也　○本罪と云は如何なる事ぞや△人として自ら犯す處の罪科を本罪と云　○モルタル科
は何歟△ガラサを剿滅して、人を天帝の敵とならしむるモルタル科を又死罪と云　○ベニ
アル科は何歟△少し斗ガラサの位を減する罪也。　又小罪といふ　○モルタル科とベニアル
科の差別は如何に△モルタル科を仕る者は、天帝を本意に背、其御掟に敵對し、ガラサの
位を失て、唯天狗の奴に成、天帝ベアトス達の御敵に相代り奉る。乍去ベニアル科を仕る

者は、是程深き科を犯し奉るに非らず。唯天帝の御内情に不合して、少し迴れて、天帝のガラサ、一味を不失して、唯其淺き科に當る過退をば、有に無に、此世界に贖、プルガトフリヨに贖、勤め奉らずして、不叶と云事也。

ケレンド第十一ケ條之事

肉身に蘇生らせ玉ふ事を誠に信じ奉る　○肉身に復活し玉ふと云は何歟△世界の終に人間皆死果て後、天帝死したる人々之アニマをば、元之肉身に合せ給ひ、復活らせ給ふべしと云事也　○死して後、人の體は塵埃と成なれば、復活事出來申歟△萬事叶給天帝の、無量御力にて易く出來るべし　○何故天帝人々を肉身に蘇生し給歟△此世に於てアニマは肉身と共に、善惡を同じくした故、世界の終に、後の世に於ても、肉身と共に、賞罰を同く蒙る事、宜ならざらんや。

ケレンド第十二ケ條之事

終なき御命を誠に信じ奉る　○終なき命と云は何歟△人々肉身に復活て後、終なき御命を得て再び死する事不叶と云事也　○悪人には此終なき命は何歟△天狗と共にアニマにも肉身にも、果なきインヘルノの内に苦之命也　○善人には此終なき命は何歟△天帝と諸々之ベアトスと共に、アニマにも肉身にも、パライゾの御快樂を請奉る事也　○善人と云は何れの人歟△罪科に不落して、天帝とサンタ●エキレンジヤの御掟を能守る人は善人と奉申、又も罪科に落る者は、頼母敷心を不失して、後悔の道を以、天帝に立返りてガラサ之位を再請奉れば、同く善人と申奉る　○誠に信じ奉ると云は何歟△ケレンド十二ケ條之事は、天帝の御詞成に因て、此十二ケ條を皆不殘不疑に堅請奉ると云事なり。

聖教初學要理　卷之二　終

聖教初學要理　巻之三　十ヶ條御掟

切支丹之御行儀之略

○切支丹の御教を信じ奉れば、アニマ(靈魂)を助かるに足る歟△いゝえまだ天帝とサンタ(聖)エキレンジヤ(會)之御掟を守るべし　○天帝之御掟と云は何歟△天帝より授けられたる十ヶ條之御掟也　○此御掟を細かに語りなされ。

第一　御一體之天帝を而已奉拜て、萬事に超て深御大切に可奉存と云事。

第二　天帝之御名に掛て虚誓不可申。

第三　ドミニカ之日を勤守るべし。

第四　親共に孝行すべし。

第五　人を不可殺。

第六　邪淫を犯すべからず。

第七　偸盗すべからず。

第八　人に讒言を懸るべからず。

第九　他人の妻を戀すべからず。

第十　他人之財を猥に不可望。

第一番之御掟

御一體之天帝を而已奉拝て、萬事に越て深御大切に可奉存と云事　○御一體の天帝を而已奉拝と云は何之意歟△天地と其外、有と所有物之御作者今生後生之御計ひにて在ます、天帝を辨へ敬事也。又も天帝之外に、何れの物をも奉拝事は、曾て不叶と云事也　○萬事に超て深御大切に可奉存と云は、何の意歟△科を以、天帝を奉背よりは、財寶妻子眷屬本身之命をも捨るは、増こするべき事也　○アニマの助かりをするがために、唯心の中計、

天帝を拝て大切に奉存は足れる歟△いゝえ心と體との力を盡て天帝を拝みて、大切に存じ奉るべし　○何を以第一番の御掟を奉守歟△天帝の思召儘に任せて、サンタ・エキレンジヤに云顕被成た御教を信じ、今生にガラサ（聖寵）、後生においてゴロリヤ（天堂の御快樂）を頼母敷望て御主を大切に存じて、終に拝み之務を盡す所之人は、第一番の御掟を守る者也　○何故天帝の思召儘に任せる歟△天帝は萬之物之御作者、御計らひにてましますに依て、我々等此御主之思召儘に、有に無に任せるべし　○何故天帝之サンタ・エキレンジヤに云顕被成た御教を奉信歟△天帝は偽給事叶玉はざる御物にて在せば、我等其教を不疑に信じ奉る　○天帝サンタ・エキレンジヤに云顕し被成た御教、又ヒデス（純實なる信德）之條々之事違奉る歟△いゝえ少も奉違と云事なし　○ヒデス之條々之事に就て何をして、罪科に落る歟△ヒデス之條々之事に就て疑を發、或はヒデス之御教を皆不受して少し捨奉ればば罪科に落るもの也　○心中にヒデスのおん教を信じて、口にて斗捨る事は如何△外面計にても ヒデス之御教を捨奉れば大成罪科也　○ヒデスのオラシヨ（祈念の經）を申上被

成。

如何に天帝は、カトリカにて在す、サンタ・エキレンジヤ之御教を、皆不殘信じ奉る、僞給事叶玉わざる、御身天帝樣は、此御教を、サンタ・エキレンジヤに云顯し被成たに因て、少も不疑に信じ奉る

○何故天帝より、於此世、ガラサ、於後の世、パライゾ(天堂)之御快樂を被下とっ賴母敷に奉存歟△廣大無邊の御威光、御善德之源にて在す天帝之御約束と、御主ゼズス・キリシトの御功力とに奉依物也　○如何成人は賴母敷心を失ひ奉るか△力を落して、天帝は我科を許し玉ふまじきと思ひ奉りて、或は天帝の御憐に餘り賴みを懸て、罪科を犯して此御主に、立返事を差延る人は、賴母敷心を失者也　○賴母敷心を失事は、罪科に有歟△大成罪科也　○賴母敷のオラスシヨを申上被成。

如何に御身天帝樣は、御約束之通。御助にて在、ゼズス・キリシト樣の御功德を以て、此世においては、御ガラサを惡人成我に御與給ひて、若御身樣の御掟を守奉れば、後の

世に、パライゾ之御快樂を爲御蒙被下と、深く、頼母敷奉存。

○何故萬事を超て、天帝を大切に可奉存歟△天帝は無量無邊の御善德、御大切之源にて在すに因て、我々等萬事に超て天帝を大切に奉存べし　○何をして我々等天帝を御大切に奉存之心を現し奉る歟△天帝之御掟を能守らば、此心を現す物なり　○何をして、天帝を大切に奉存事を背き奉る歟△御作の物に、心を移て天帝を後に奉成者は、御大切に可奉存事を、背き奉る也　○御大切のオラショを申上被成。

如何に御身天帝様は、無限御善德、御大切之源にて在すに因て、御身様を心の底より、萬事に超て御大切に奉存。又御身様に對して、他人を我が如く愛し奉る。

○我が如く愛し奉る他人は、何れの人歟△人々我等の敵も皆此他人也　○何故他人を愛し奉る歟△我等の御親天帝、我等に被仰に、因て我等之兄弟ゆえ人々を愛し奉るべし　○何をして、他人を愛し奉るの心を顯し奉る歟△力之及びに、都ての慈悲の所作を以、他人を愛する心を顯し奉る　○拜之勤と云は何歟△心と體との力を盡して、人々の目前にて、

萬の物の御作者、今生後生之御主の天帝を、敬ひ拜み奉る事也　○如何樣にして拜の勤を盡す事は出來る歟△御ミサさ、サンタ•エキレンジヤより定置給ふオラスシヨを以、此拜の勤を盡す事は出來る也　○拜のオラシヨを申上被成。

いかに御身天帝樣は、我實性御作者にて在に因て、欽敬て奉拜。思召儘に任せて、萬事に付て御主樣の被仰に隨ひ奉り度、アメン。

○天帝之外に誰をも奉拜事は不叶とは申たれ共、貴御母サンタ(聖)マリヤ(御名)御アンジヨス(天神)ベアトス(聖人死後靈魂の名)逹を敬ひ奉るべからざらんや△へい此御方々を深く尊び敬べし　○天帝を敬ひ奉るが如く、サンタ•マリヤ、御アンジヨス、ベアトスを可敬歟△いゝえ其謂、天帝は萬之物之御作者にて在す。返てサンタ•マリヤ、御アンジヨス、ベアトス逹皆天帝之御作の物なれば也　○然れば如何樣にして、此方々を敬ふべき歟△天帝之後、先づサンタ•マリヤ、天帝より撰び玉ひて御主ゼズス•キリシト(天帝ヒリヨ人界を受玉ふ御時よりの尊名)之御母となさしめ玉ひし故に敬ひ奉るべし。其次御アン

ジョス、ベアトス達を、天帝の御知音成が故に敬ひ奉るべし　○御影御像を敬ふ事は宜しかるべき歟△へい宜き事也。如何となれば、此御影御主ゼズス・キリシト歟、ベアスト達之御姿を現わし奉るに依て也　○御影御像を敬ふに何をする歟△御主ゼズス・キリシト之御影御像を敬ひ奉る時に、御主ゼズス・キリシトを欽敬て拜み奉る、ベアトス達の御影御像を尊び奉るに、此御方を頼みて敬ひ奉るなり　○神佛を敬ふ事は如何△大成罪科なり
○拜の勤は如何なる罪科禁する歟△都ての罪科、格段に異端にして、天狗を敬に替る事を禁る　○異端と云は何歟△不可信不可敬共是を信じ敬事を異端と云。譬ば夢を信じ、日を撰び、占考、山伏を呼、祓祈禱をさせ、守札を懸させる抔之類、皆此罪科之類也　○異端を助け勸むべき歟△いゝえ助け勸むべからず、譬ば金を出し、道具を貸し、或は唱、或は書、或は讀、或は賣、或は可防を不防抔の情、悉不可致事也。

第二番之御掟

天帝の御名に掛て、虚誓不可申　○此第二番の御掟に從が爲に、何をするべき歟△先天帝之御名を愼て尊び奉るべし。又も立たる至極道理に有、誓文と願とを悉可守　○誓申と云は何歟△人に語歟、約束歟を誠に請さするが爲に、天帝之御名に懸る事也。誓申と云は、誓文を立る事も同事也　○誓ひ申事は、罪科にあらん哉△若正公にして重大成事に於て、御掟に叶詞を以誓奉らば罪科に非ず、唯虚誓申事計罪科也　○天帝之目前に願を立る事は如何△愿を立る事は宜けれ共、猥りに立べからず。如何にとなれば、一度願を立て後返事、速かにして全るべし　○天帝は第二番の御掟を以、何を誡め給歟△虚誓と、呪ひと、謝瀆とを戒め給ふ物也　○虚誓と申は何歟△無益無用之誓文する事也。或は空言を誠に受けさするが爲に、天帝之御名に掛る事、或御掟を背事を、仕らんと誓文を立る事、是皆虚誓と云事也　○御掟に背く事を仕らんと誓文を立たる人は此誓文を可守歟△いゝえ少も守るべからず。如何にとなれば、其誓文を立つるに、既に罪科を犯して、若是を守れば、重ねて、罪科に峯落物なり　○呪と云は何歟△呪とは或は我身に、或は他人之身に大成災を

呼願事也　○黷瀆と云は何歟△天帝或はベアトスに凌辱を掛る言葉也。

第三番之御掟

ドミニカ（主日也）之日を可勤守　○ドミニカの日と云は何歟△ドミンゴの日と同く御主之日也。毎日は御主之日に有ても、ドミニカ之日、御主之格段成祝日也　○ドミニカを勤守るが爲に、何をするべき歟△何れの仕事をも休て、拜み之勤をするべし　○何をしてドミニカ之日に拜之勤を盡し奉る歟△妨なくんば御ミサ（聖祭也）の拜と、サンタ・エキレンジヤより定置給オラシスヨと慈悲の所作を以、拜之勤を盡し奉る　○ドミニカ之日に自身に不働して、他人に仕事をさせる切支丹宗は、罪科を犯すか△他人に仕事をさせる人は自身に働が如く、罪科を犯す者也　○或時として、ドミニカ之日に、罪科を不犯に、働事は出來る歟△仕事せざるより大成損を蒙人、又は貧乏なる人は拜の勤をして後働かば、罪科を犯し奉らずと云事なり。

第四番之御掟

親共に孝行すべし　○何を以、親共に、孝行するか△親共を愛し其正しき言付に從ひ、心之力を盡して事へ、其肉身とアニマを顧事は、是皆親共に孝行する事也　○子供として行儀正からざるに依て、親共は深く悲み、大に腹を立るに及べば、子供の罪科有歟△重罪科也　○子供に於ては、親共の勤は有歟△多して重勤が有　○其第一番之勤を語被成△心と力との及程、子供を顧養すべし　○何を以親共は、此第一番の務を犯す歟△猥に米錢を費して家務を不顧んば、則此第一番之勤を背者也　○親共之第二番の勤は如何成ぞや△子供に教て、彼等之鑑と成て、過を誡て諫る事は是也　○何をして、親共は、此勤を犯す歟△早切支丹の肝要成御教を學、天帝之御掟を守事を習せず、子供の匪類と交る事を不禁して、却て猥に我儘にさせるは、是皆親共之勤を犯す事也　○親共は如何にして、子供の鑑と可成勤を犯す歟△至極道理に背詞、仕業を以、子供を率て、罪科に落す事は是也

○又何をして可謹誡之勤を犯す歟△子供の行儀悪を不考、過有を不責、或は麁に待らい、或は是を罰する事、矩を過るものは可謹誡之勤を犯す者也　○子供は娶り或は嫁する時分に當時、親共の勤は何歟△子供は娶るも或は嫁するも、自由にあらずはなるべからず。夫に因て、子供の婚するに當りては、親共之勤は彼等を無理に誣べからず　○親共死して後、兄たるもの、兄弟姉妹を誣て婚姻に進めば、罪科有歟△へい其罪科は、親共之儘に均敷罪科也　○親共は子供を待さる事に厚薄の別有て、家業配分する事、立たる法に從わずば、罪科有歟△へい斯様成親共は愛を偏り、公儀を破る處の大成罪科を犯す者也。其上又兄弟姉妹を率て、永く怨を結ばしむるもの也　○アニマの御親共は如何なる物ぞや△サンタ・エキレンジヤ之立所。パツパ、エビスコボ、パテル(皆切支丹の御教を掌る御頭之位ゝ名)と云御方々也　○其外又孝行すべき物は、何之人歟△是則ち天子將軍政府之役人也　○何をして、彼等を孝行する歟△彼等は民の父母に有に依て、親共の如く彼等を敬ひ、天帝の御掟を不背命令に可從。

第五番之御掟

人を不可殺　○人を殺事を禁る御掟は、又人を打事を禁る歟△猥に人を打恥かしめ、悪口雑言すれば、是皆第五番の御掟を犯すもの也　○又も何之罪を誡歟△人を怨み、猥に腹を立、人を勸めて悪を犯させる事ぞ戒しむる　○藥を用て胎を墮し、或は添寢して心を不用故、嬰孩を押え殺すは、是皆此誡を犯す歟△必定是大成罪科也　○自害するは如何△是は第五番之御掟を犯す處の大成罪也。自害する者之助かり、不成に因て彼等のアニマの爲に、オラスショを不申上、サンタ•エキレンジヤの法度なり。

第六番之御掟

邪淫を不可起　○第六番の御掟は何を戒る歟△都ての醜陋成罪科を誡むる御掟也　○何を醜陋之罪と云歟△目之猥に視、耳之猥に聽、口之猥に語り、心之猥に思ひ、終に何れの

邪に従ふ事を、醜陋之罪と云　○何をして醜陋の罪を遁る事成哉△何時もビリゼン（不犯）サンタ・マリヤ之御取合を以、天帝に御ガラサを奉頼、酒を防ぎ、匪類悪き友達を避け、終に已に克人は、醜陋之罪を遁るゝ者也　○親共は何を以、其娘に可戒哉△娘の獨行、山を廻り家を出で、牛を放ち、薪を拾ひ、往来の不明事を戒むべし。

第七番之御掟

偸盗すべからず　○此御掟は何を誡むる哉△他人の財を猥に取、或は是を猥に留る事を戒むる　○誰が他人の財を猥に取る哉△盗人、不忠成家来、不廉直なる商人、金を貸に非道の利倍を取人、不義成公事を懸る人、終に他人の害を做。是等之人は、他人の貨を猥に取者也　○如何様にして他人の實を猥に留る哉△借銭掛を不拂、預或は偸盗したる物を、本の主に不返、又も遺したる物を拾て後。主を索求すに取遣ふ人は、他人の貨を猥に留る者也　○他人に害を成たる人は、罪科を許さるゝが爲に、何をするべき哉△成たる害を悉

不直、猥に取たる物を、本主に不返ば不叶と云事也。

第八番之御掟

人に讒言を不可掛　○天帝は第八番之御掟を以、何を戒給ふ歟△僞成證據、空言、讒言、邪推抔之罪科を戒給ふ物也△僞成證據と云は何歟△捌く役人の前に、誠を背く處の證據する事也　○空言を吐事は何歟△人を欺が僞に自らの、思に敵對して物云事なり　○讒言を掛ると云は何歟△他人の非る不束を、或は不犯罪科を言出す事也　○邪推と云は何歟△輕々敷、他人の行儀に就て、惡念を發す事也　○無益無用に他人之過、罪科を言顯事は、第八番の御掟に背歟△大に背事也　○何をして讒言を以て、他人に成たる害を、直す事出來る歟△言出した僞成過罪科を言戻さずば、不叶と云事　○無益無用に他人之過罪科を言顯に依て成た害を、何をして直すか△他人の過を陳じて能行儀を言出さば、成た害を少し直す事出來る也　○猥に讒言を聽人は如何△無益無用之讒言を掛る人も、聞人も、訴る人を

信ずる人も、均く罪科を犯て、均く罸を可蒙者也。

第九番之御掟

他人之妻を不可戀　○此御掟は何を誡むる歟△都て之邪色の念を、發事迄も禁むる。

第十番之御掟

他人之財を猥に不可望　○此御掟は何を戒る歟△他人の寶を望迄も誡むる　○何故天帝は、我等に右之二ツの御掟を授け玉ふ歟△罪科を悉遁がし給わんが爲なり。如何にとなれば、財と邪淫との望は、人の心に去らば、外の罪科進みがたかるべし。

サンタ・エキレンジヤ之御掟

○何故切支丹宗は、サンタ・エキレンジヤの御掟を守るべき歟△天帝之被命所なれば

也。サンタ・エキレンジヤ、又切支丹宗之、御母に有に依て、其御云附に可從事也　○サンタ・エキレンジヤの御掟を難守時分に、守らねば如何△實に其守事より身の害、不發と云事なければ、不守しても罪科に非る事也。

サンタ・エキレンジヤより定給六ツの御掟を爲聞被成。

第一　御祝日を可勤守。

第二　ドミニカ、御祝日に、御ミサを可拜。

第三　責て毎年一度コンピサン（告解）を申べし。

第四　責て毎年一度御パスクワ（大き成祝日也）之頃、尊きユカリシチヤ（聖體）のサガラメント（秘跡）を請（うける）べし。

第五　サンタ・エキレンジヤ之定置玉ふ時日に、ゼ、ン（大齋）を可致。

第六　セスタ（七日の第六日）、サバト（七日之第七日）之日に、肉を食すべからす（不肉食は小齋）

第一之御掟

御祝日を可勤守　○御祝日を勤守が爲に、何を可爲歟△仕事を止て、拜之勤を盡すべし。

第二之御掟

○妨なければ、御ミサをドミニカ、祝日に可拜歟△ドミニカ、祝ひ日に當て、始より末迄御ミサを拜むべし。是のみならず、御ミサを拜みに參る時は、信心を發して、夫に念をかければならぬ事也。

第三之御掟

責て毎年一度コンピサンを可申　○サンタ・エキレンジヤ之第三番之御掟の意は如何△

少くして毎年壹度コンエソル（切支丹教を掌る頭之位之名）之有所に、切支丹宗は、其罪科をコンピサンに於て云顯すべし。

第四之御掟

責て毎年一度御パスクワ之頃に尊き、ユカリシチヤ之サガラメントを可請　○パテル（切支丹を掌る頭之位之名）の有近邊に居切支丹宗は、返々もユカリシチヤ之サガラメントを可請歟△へいサンタ。エキレンジヤ之願に從ふ切支丹宗は返々、ユカリシチヤ之サガラメントを請るものなり　○若ユカリシチヤ之サガラメントを請る便、自由にあらねば如何△責て毎年一度請べし　○何時に當て可受歟△惣別悲節之終、御パスクワ之頃に當て尊きユカリシチヤ之サガラメントを請べし　○コンピサンを可申勤は、何歳頃に可始歟△大方七歳に當てコンピサンを可申之勤は始る　○尊ユカリシチヤ之サガラメントを、請る事は何歳頃に始むるべき歟△是はパテル之定むる所に隨ふべし。併（しかし）切支丹之教を、能分る所之十

歳十二歳之子供は、尊きユカリシチヤ之サガラメントを請ても宜しいと云事。

第五之御掟

サンタ・エキレンジヤ之定置給ふ時日に、ぜゝんを可致　○サンタ・エキレンジヤ之第五之御掟を以、何を云付給ふ歟△毎四季之始、三日有祝ひ日之前之日にカラマ迚悲前之間にぜゝんする事を云付給ふもの也　○ぜゝんと云は何歟△肉食せずして、日々唯一度計給る事也　○何故サンタ・エキレンジヤはカラマ之ぜゝんを定め被成た歟△御主ゼズス・キリシト四十日之ぜゝんを覺さするが爲也。又もぜゝんを以、我等を後悔之道に導入して、罪科を罰し御バスクワ之頃に、コンピサンとユカリシチヤとのサガラメントを可請之勤に覺悟をさせるが爲也　○何故四季之ぜゝんを被定歟△罰之道を以、春夏秋冬を、天帝に捧げ奉るが爲也。又天帝よりサンタ・エキレンジヤ、能司を崇するが爲也　○何故或祝日之前に、ぜゝんする歟△此祝日之覺悟之爲也　○切支丹宗は皆ぜゝんを可守歟△廿貳歳之下之

若者と病氣或強働者を除て皆可守之。

第六之御掟

セスタ、サバトの日に肉食すべからず　〇サンタ・エキレンジヤ之第六之御掟を以、何を戒給歟△セスタ、サバト之日に肉食を戒るもの也　〇何故セスタ、サバト之日に不肉食歟△是はセスタに御主ゼズス・キリシト御バツシヨ（御主御死去前日千萬之御苦患之事）御死去、サバト之日に御棺に被納事を尊ぶが爲也。又もドミニカ之日を、勤守に覺悟之爲也　〇切支丹宗は皆、セスタ、サバトに肉食せざるべきか△七歳之下子供病人を除て、悉切支丹宗、此兩日肉食せざるべし。

罪科之源成七科之事

〇罪科を悉く可恐避歟△へい罪科を悉可恐避、隔段(かくだん)に罪科之源成(いづるなる)七ツの科を恐避ねば、

不叶事也　○此七ッの科を語被成△我慢之科、貪欲之科、邪淫之科、嫉妬之科、忿怒之科、飲食之科、不精之科　○何故彼等を罪科之源と言歟△人々犯處の罪科は、悉此七ッの科より出るに因て、源成七ッの科と言　○我慢之科と言は何ぞや△自らの德義に就て猥之思を發事は、我慢之科也　○我慢之科より出る罪科を語被成△我慢之科に落人は、他人の上に勝たる者に有と思ひ、人々に左樣に有と被思度物也。是のみならず、又ゝ譽を好、他人を輕んじ、名聞の心を發し、一々之變成事抔をするもの也。我慢之科は天狗の罪科也　○我慢之科に向成善根は何歟△謙事也。若我等が御主ゼズス・キリシトを、御手本として謙り奉る物なれば、我等の發した科を不止に覺えて、少も他人を輕んずる事なくして、人々の家來と成て悅ぶもの也。

○貪欲之科は何歟△浮世の財寶に、猥に心を掛る事也　○此科より出る科を語り被成△浮世之財寶に猥に心を懸る人は、惣別慈悲の所作を嫌、他人を欺し、偸盜之科に落る物也　○貪欲之科に向ふ成善根は何歟△浮世之財寶に不構して、力之及に施しを爲事也　○

邪淫と言は何歟△天帝之第六番之御掟に詳に依て略す　○嫉妬之科と言は何歟△嫉妬と言は、他人の福を見るより出る悲也。或は他人の禍を見るより出る悦也　○嫉妬より發科を語被成△遺恨、邪推、讒言抔の事也　○嫉妬を懲が爲に、何を可爲歟△天帝に對して、他人の幸、或は災を我事の如く別て愛すべし　○飲食の科と云は何歟　△食物を餘り過る事也　○酒を飲過して、何も不覺程、本心を失者は如何　△斯樣成人は大成罪科を犯す物也　○醉の科より何之罪科出る歟△本心を失ひ、都て之勤を忘、愚痴成詞、喧嘩、邪淫抔之罪科是より出る也　○飲食に就て何をするべき歟△食事を喫、酒を飲に、分量の外を不可過　○忿怒之科と言は何歟△損を請るに因て或は氣に入ぬ事に依て、心の不正動也　○忿怒より出る罪科を語り被成△憤、口論、悪口、雜言、喧嘩、公事抔之罪科、是より出る　○忿怒に向成善根を爲聞被成△是は堪忍也。堪忍する切支丹宗は天帝に對して、他人之不足と今生之難儀成事を、安然として凌ぐものなり　○不精之科と云は何歟△忽、油斷と同じき事なり、不精成人は働を嫌、勤を怠る者也　○不精より出る罪科を語被成△後生之助

りを忘、徒事に閑を費し、職分之勤を油断する抔之罪科也　○不精之科に、向成善根は何歟△働を好、都ての勤めに、心を專ら掛る事也。

慈悲之所作に就て

○慈悲之所作と言は何歟△體とアニマとに就て難儀する他人に仕業を以、憐之心を現す事也　○慈悲之仕樣を語被成△慈悲之仕樣十四有なり。七ツは肉身に當り、後に又七ツはアニマに當る　○肉身に當る慈悲の所作を爲聞被成△壹では、餓たる者に食物を與へる事。貳では、渇したる者に飲物を與へる事。三では、裸なる者に着物を與る事。四では、身を賣或は人質に成たる者を贖ふために、不足之金目を出す事。五では、宿なき者に宿を貸事。六では、病人と囚人を勞る事。七ツでは、人の死骸を弔ひ收むる事　○アニマに當る七の所作をきかされ△壹では、猥成人を善に立返らする事。貳では、天之道なき人に道を教へる事。三ツでは、不足な人に異見を加へる事。四ツでは、悲之有人之心を勇める事。

五では、短氣ある人の心を宥る事。六ッでは、恥辱を請て許す事。七ッでは、活たる人、死したる人、又害を成たる者之爲に、オラスショを申上る事。

ガラサ、オラスショ之事

○唯人之力を以て、天帝の御掟を宜く守事は出來る歟△いゝえガラサなくしては、天帝の御掟を宜守事は、曾て不叶事也　○ガラサと言は何歟△後生之助りを働かし給わんが爲、御主ゼズス・キリシト之御功力に對して、天帝之人に、施與玉ふ御合力也。逗留するガラサ、又も暫時之ガラサと云事有　○逗留するガラサは何歟△善人成切支丹宗之アニマの内に、逗留する所の御ガラサ也。御合力と成ガラサと同じき事也。此ガラサ之御蔭を以、我等彌善人に成て、能天帝之御氣に入奉る者なり　○何をして此逗留するガラサを蒙歟△惣別サガラメントを以、此御力を蒙もの也　○逗留するガラサを失事出來る歟△へい壹のモルタル（重き）科を犯さば、直に此逗留するガラサを失物也　○暫時のガラサは何歟

△善に立上り悪を戀に、我々を勸玉ふ天帝之暫成御合力也　○御ガラサは甚肝要成歟△へい御ガラサなくして、アニマを助かる事は、曾て不叶事也　○天帝は人にいつ迄も御ガラサを御施し與へ被下歟△へい天帝は宜奉賴上人に、入用之程に隨て、御ガラサを施し與へ給ふ也　○何をして、御ガラサを蒙り奉る歟△オラスショとサガラメントを以、御ガラサを奉蒙事出來ると言事也。

オラスショ之事に就て

○オラスショと言は何歟△天帝に向て、アニマ之上り奉る事也　○何をするが爲に、アニマは天帝に向て上り奉る歟△先天帝を敬ひ拜み、アニマ之入用を顯し御ガラサを乞奉るが爲也　○御主ゼズス・キリシト、オラスショの勤を定置被成た歟△へい御主ゼズス・キリシト、オラスショの勤を屢言付なされた　○何頃此勤をするべき歟△御主ゼズス・キリシト之御金言に不止に、オラスショを申上よと宣り、夫に因て屢格段にドミニカの日に、

毎日之朝晩に、吃る始に仕舞に、終に危き時にオラスショ之勤を盡すべし　○オラスショ之勤を能盡すが爲に何をする歟△オラスショ之勤を盡すに於ては、心を納ると、謙と、頼母敷心を以、天帝之聞召給迄、混に可奉希　○何れ之御名を以、オラスショを申上奉るべき歟△御主ゼズス・キリシト之御名を以、オラスショを申上べし　○御主ゼズス・キリシト之御名を以、オラスショを奉申上事は何歟△クルス(十字架)の道を以、一切人間の御掛りにて任す御主ゼズス・キリシトを、取別信じ測なき御功力をば、心に引當て、此御主に頼を掛け奉る事也　○オラスショの勤をするに於ては、何を願ひ奉るべき歟△天帝之尊れ悪人之立歸、我之アニマ之助りを、終にアニマにも肉身にも、用事有事を願ひ奉るべし　○肉身に用事有事を御主天帝に奉願事、出來る歟△御主の思召す儘に任せて、又もアニマ之助かりに對して、此御恩を希奉れば、出來る事也。

天に在之事

○第一番勝たる、オラスショは何歟△天に在すと奉申事也　○誰天に在すと言オラスショを、仕立被成た歟△御主ゼズス・キリシトは、此オラスショを仕立被成た御物也。夫に因て、天に在すといふ。オラスショを御主のオラスショと名づけ奉つる。

天に在すオニスショを申上被成。

天にましますわれらの御親さま、御名は尊ばれたまへ、御國をきたらせ玉へ、天においてはおぼしめすまゝに、なるが如く、地においても、あらせたまへ。日々の御養を、こんにちわれらに、あたえくださりませ。われら人にゆるすがごとく、われらのとがをも御ゆるしてくださりませ。われらをテントに、はなし申事なかれ、われらけうあくを、御のがしてくだされませ。アメン。

○誰に天に在す我等の御親樣と奉申上歟△天帝に申上奉る　○何故天帝を我等之御親樣と奉申上歟△天帝は我等のアニマと、肉身とを、御作合せ、バプチスモ(洗滌之サガラメントを以て、我等を御養子に召被成、尊きユカリシチヤに籠玉ふ御血肉を以て、御養育し

給ひ、終にはパライゾを讓り玉わんと待玉ふ物成に因て、我等の誠之御親樣にて在すと申奉る　○何故我等の御親と申上て、我之御親とは不奉申上歟△兄弟成人々之御親にて在すによりて其文也、又も此オラスショを自らの爲にのみ有べからず。諸々の人の爲にもするべしと言事　○御名は尊れ玉へと言は何歟△天帝之尊名は、人々より尊ばれよかしと同意也。此御詞を申上る時分に我等が御主に向て、普く天下の人々天帝を存じ、恭敬ひ慈しみ奉りて御主の榮花之美を、此世間之人に顯し被成かしと希ひ奉る　○御國を來らせ玉へとは何歟△御主に向て、此世に御ガラサを以、壹人宛アニマ之王とせられ玉ひ、後の世に萬民と共にアニマにも肉身にも、パライゾの御快樂を請させられがしと希ひ奉るなり　○天に於ては思召儘に成るが如く、地に於てもあらせ給へ、と言は何歟△天に於ては御アンジョス諸々之ベアトスは被仰に隨ひ玉ふが如く、地に於ても我等は御ガラサを以、天帝之御掟を守がしと希ひ奉る也　○日々の御養を今日我等に與て被下は何之意歟△右之詞を以て、アニマと肉身との、御養を天帝に希奉る。肉身の養は、誰も存ずる、アニマの養は、切支へ

丹の御教サガラメントと格段に尊きユカリシチヤのサガラメント也　○我等は人に許す如く、我等の科をも許して被下は何之心歟△我等は他人の我等に犯した罪科を許が如く、天帝は我等の犯した罪科を、御許被成がしと奉希　○テント（誘惑）に放申事なかれと云は何歟△何れの罪科を犯すに勧めることは、テント迚、誘惑と云天狗之勧に、或は私欲に陥らしめざる様に希ひ奉事也　○凶悪を遁して被下とは何歟△災を悉格段に此世に於て罪科、後生に於てインヘルノ（永苦之所）の苦患を避させる事を、天帝に慎て奉希事也　○アメンと言は何歟△左様にあれかしと同じ事なり。

ガラサ充満之事

○天に在すの後に、何之オラスショを奉申上歟△サンタ・マリヤ様に可奉申上ガラサ充満と言オラスショなり　○此オラスショを申上被成。

ガラサみち〳〵たまふマリヤ、御身に御禮を奉成。御主様御身と共に在す、女人の中に

於ても、別て御果報いみじきなり。又御たいないは、ゼズス様、尊きにて在す天帝之御母サンタ・マリヤ様、我等今最期の時は、悪人なれ共、愼て可頼上(たのみあげたてまつる)。アメン。

○誰ガラサ充満と言、オラスショを御誦被成たか△此オラスショ之内に三分有。第一分は、サンガブリエル(天神一位之名)、アルカンジヨス(天神之品級之名)之サンタ・マリヤ様に御告之時分に云出し被成た御詞なり。ガラサ充満賜マリヤ御身に御禮奉成。御主様、御身と共に在すと言御詞是也 第二分はサンタ・マリヤ之御親類成サンタ・イサベリナ(聖母之表姐)之御詞也。サンタ・イサベリナ、サンタ・マリヤ之御見舞を請るにおいて、御禮を成奉るときに、女人の中において、別て御果報伊美敷也。又御胎内は、ゼズスさま尊きにて在すと言御詞を云出し被成た。第三分はサンタ・エキレンジヤ之添たる所之御詞成に因て、此ガラサ充満と言御オラスショを天帝より出るといふべし。天帝之御母サンタ・マリヤ我等今最期の時は悪人なれ共、愼て奉頼上アメンと、是第三分なり ○ガラサ充満賜マリヤと云は、何之心ぞや△先マリヤと奉申は、御母之最尊きにて名迚、天帝之自ら立

被成たに因て、我等屢此尊き名を唱るべし。サンタ・マリヤ、罪科之穢なく、其徳行十分
に備われたに因て、崇り被成た處の御ガラサ全かる程に到る。是に付御アンジコス、サ
ンタ・マリヤにガラサ充満賜マリヤと言御詞を申上奉る　○御身に御禮奉成と言は何歟△
サンタ・マリヤを尊び敬ひ奉るが爲に、禮拜之詞也　○御主様御身と共に在すと言は何歟
△御主天帝とサンタ・マリヤとの並びなき心の交を云出したる詞なり　○女人の中に於
て、別而御果報伊美歟也と言は何之心歟△此御詞は、サンタ・マリヤ之大榮大福を譽る言
葉也。是は天帝之諸々の女の中に、たゞサンタ・マリヤを御撰給ひて、御母と成給に因て
なり　○御胎内はゼズス様、尊きにて在ますと言は何の意歟△是は御子天帝ヒリヨの人界
を請給ふの御恩に就ての難有詞なり。是を以、サンタ・マリヤ天帝之御母也と誠に信じ奉
りて、天帝の御母サンタ・マリヤ之榮花を譽め上げ奉る也。如何にとなれば、御子ゼズ
ス・キリシトの譽れ、御母之譽在す故也　○天帝之御母サンタ・マリヤ。我等今は最期之
時は、悪人なれども、愼て奉頼上アメンを奉申上に於ては、何を希奉る歟△此御詞を申上

奉るに於ては、我等は大悪人成とは雖、我等の訴訟無双御取次にて御母サンタ・マリヤに向て、其御取合を奉頼、其間にも、死する時分にも、後生を助る、御ガラサを得さしめ被成がしと、只管に希ひ奉る也　○御母サンタ・マリヤを深く尊び敬ひ奉るべき歟△へい天帝之御母成によりて　○御母サンタ・マリヤ之御取合に、深く頼を掛奉るべき歟△へい我等之御母なるに依て、御主ゼズス・キリシト、クルスに掛り死し被成た時分に、此御與を譲り玉ふ物なり　○御母サンタ・マリヤを尊び敬ひ奉るが為に、何をするべき歟△屢サンタ・マリヤにオラスショを申上、格別其高徳を、我等之鑑と成し奉るべし。

聖教初學要理　巻之三　終

聖教初學要理　巻之四　サガラメント

サガラメント之事

○サガラメント（秘跡）と云は何歟△逗留するガラサ（聖寵）を人に授けるが爲に、御主ゼズス・キリシト之定置給御印也　○サガラメントは唯印成歟△いゝえサガラメントは、一所に御ガラサを、しるして含みて是を人に授くる物なり　○何故御主ゼズス・キリシト、サガラメントを定め置被成た歟△世界之終迄、一切人間に御バッショ（御主御死去前之苦難之事）御死去之無限御功力を配分し給わんが爲也　○サガラメントの数は如何程ぞや△七ツのサガラメント有　○其七ツのサガラメントを語被成。

第壹番に　バプチスモ（洗滌）之サガラメント

第二番に　コンヒルマサン（堅振）之サガラメント

第三番に　ユカリシチヤ（聖體）之サガラメント

第四番に　コンヒサン（告解）之サガラメント

第五番に　最期之サガラメント

第六番に　オルト（品級）之サガラメント

第七番に　婚姻之サガラメント

○七ツサガラメントは、同じ様に逗留する、サガラを御授被成歟△いゝゑバプチスモとコンヒサンとの二ツ之サガラメントは、罪科より天帝え立歸人を率ひて、ガラサ之命に蘇生す物也。又外の五ツのサガラメントは、既に持所之逗留するガラサを、我等之アニマ（靈魂）に加へ被成物也　○唯壹度授るべきサガラメント有歟△へいバプチスモ、コンピルマサン、オルト之サガラメント唯一度授る物也。如何にとなれば、此三ツのサガラメントは、授かるアニマに、消られぬ判を居るに因て也。

バプチズモのサガラメント之事

○バプチスモ之サガラメントと云は何歟△元祖アダン(人間始之男之名)より被傳たる科を、許されるが爲に、授かるべきサガラメント也。此サガラメントを授かるに於ては、我等は切支丹に成て、天帝とサンタ・エキレンジヤ之養子人數に被召加物なり　○バプチズモの御功徳を奉請者は、唯アダンより被傳たる科を而已消滅せらるゝ歟△いゝへまだ銘々の科と、科之代に請べき苦患をも、消滅せらるゝ物也　○バプチズモ之サガラメントを授る事は、肝要成事歟△このサガラメントを授りなくしては、アニマ之助かり曾て不叶事也　○併或時として、バプチスモの御水を授なくしても、アニマの助かり可叶歟△バプチズモ之御水の授なくしても、天帝に對して被殺子供は、疑なく助かる物也。又も若御水を授からざる、七ツの歳の上に有人は、バプチズモ之望みありて、或は天帝に對して被殺、或は達したる後悔を起して死すれば、此人はバライゾの御快樂に到るべき事疑なし　○バ

プチスモ之サガラメントを授けるべき者は誰ぞや△惣別にエピスコボ、パテル（切支丹教ノ掌御頭之位の名）とて、サンタ・エキレンジヤ之御司、此サガラメントを授けるべき者也。併パテル之無所に、バプチズモに就て、パテルの代とする御水を授ける人は、此サガラメントを授けるべき者也 ○ゼンチヨ（切支丹宗に非る者）之子供に御水を授るべき歟△いゝえ唯無程死ぬと見へる者に、妨なくんばバプチズモ之サガラメントを授けるべし ○切支丹之新く生れたる子供は、何頃御水を授かるべき歟△子供は死なんとすると見へば、不待に御水を授かるべし。達者ならば三日之内に授かるべきものなり ○若バプチズモ之御水を未だ授からざる、七歳の上に有人は、此サガラメントを授からんと思はゞ、何を致す可き歟△先切支丹之御教、御行儀を稽古して、ヒデス（純實なる信徳）之事を皆不殘信じて、犯した罪科を深く後悔するべし。後方若死なんとする者なければ、御水を不授内に、パテルに御目に掛るべし ○バプチズモ之サガラメントを授かるより發る勤を語被成△第一番に、切支丹之御教を、誠に信じ。第二番に天帝とサンタ・エキレンジヤ之御掟を守

り。第三番に天狗と、天狗之企と仕業とを、捨てるべき事是也　○天狗を捨てる事は何樣△御主ゼズス・キリシト之御掟に任せ奉らんが爲に、天狗の味方を遁ぐると、堅く約束を致す事なり　○天狗の企は何歟△此世界の墓なき危き樂也　○天狗之仕業は何歟△都ての罪科也　○抱た子供に就て、抱親之勤は如何△若實の親共死に奉れば、或は死なずに、子供を切支丹之事に就て教をせねば、抱きた親は、實之親の代に、此子供を教るべしと言事　○肝要成時は、如何成樣にして、御水を授かるべき歟△御水を授かるべき人之天窓の上に、誠之御水を掛る内に、エゴテ、ハフチソ、インノミネ、ハチリス、エトヒリイ、エトスピリトウスサンチと云尊き詞を申上べし。

コンヒルマサンのサガラメント之事

○コンヒルマサン之サガラメントと云は何歟△御水を授りたる人に、スピリトサントと、其潤澤成御恩を與え給わんが爲に、御主ゼズス・キリシト之定置玉ふ、サガラメント

也　○何故コンヒルマサン之サガラメントを以、御水を授りたる者は、スピリトサントと、其潤澤成御恩を奉蒙歟△ヒデスを堅固にして、全之切支丹に成が爲也　○如何成様にして、コンピルマサン之サガラメントを以、全成切支丹に成歟△バプチスモより請たる御ガラサは、潤澤に成て人之打擲歟に不構、御主ゼズス・キリシト之道を守り奉らんがため、澤山御力を蒙り奉る也　○誰コンピルマサン之サガラメントを授けるべき歟△常にエビスコボ也、併し時としてパテルも、此サガラメントを授けるべき物也　○エビスコボはコンヒルマサン之サガラメントを授るに於ては、何を致し被成歟△エビスコボは此サガラメントを授かる人の上に、手を置給て、尊き油を以、此人之額にサンタクルス之御印を掛給ふ　○コンピルマサン之サガラメントを授る人の上に、エビスコボ之手を置給ふ事は、如何成言譯成歟△スピリトサントは、此サガラメントを宜くに、授る人之アニマ之内に天降給いて、御逗留し給ふと言譯也　○エビスコボ此サガラメントに於て用る、尊き油之言譯は何歟△スピリトサント之御ガラサを以て、切支丹人一同に、柔に又丈夫に成て何も切

支丹之行儀を盡して貴油の如き香敷匂ひ四方に、薫るべきと言事　○何故エビスコボは貴油を以、コンピルマサンを授かる人之額にサンタクルス之御印を懸る歟△コンピルマサンを授りたる人は、御主ゼズス・キリシト之サンタクルスに不可恥と知らせんが爲也　○何故エビスコボ、コンピルマサンを授る人之頰を輕々と打給ふ歟△御主ゼズス・キリシトに對して起る程之種々之恥辱、色々之難儀を可凌と知らするが爲也　○誰コンピルマサン之サガラメントを授かるべき歟△バプチズモ之サガラメントを授かり、七歲の上に有人は、若切支丹之教を分りて、御ガラサニに逗留し奉れば、此コンピルマサン之サガラメントを授かるべき者也　○コンピルマサン之サガラメントなくして、アニマ之助りは叶ひ申歟△へいコンピルマサン不授にも、アニマ之助かり不叶と言事なし。され共、恕に因て此サガラメントを不授人は、罪科を犯もの也。

尊きユカリシチヤのサガラメント之事

○ユカリシチヤのサガラメントといふは何歟△小麥で造れたる餅、又葡萄酒之見え之下に御主ゼズス・キリシト之御血、御肉、御アニマと、天帝之御尊體を含サガラメント也

○何頃御主ゼズス・キリシト、ユカリシチヤ之サガラメントを、定被成た歟△御死去之昨晩成、ヘリヤキンタ(七日之中日ナリ)において、御弟子と共に御飯をつがせ給ひて後、此尊きサガラメントを定被成た　○いか樣にして御主ゼズス・キリシトは、此尊きサガラメントを定被成た歟△御主ゼズス・キリシト小麥で造れたる餅を、御手に取給ひて、此餅之上に御詞を唱へ給て、アポストロ(御弟子十二人之事也)に、御與被下内に、被仰には、汝等取て喫よ、是は我の肉身也と宣へり。其後葡萄之酒を以、此酒之上に御詞を唱給て、アポストロに被仰には、汝等取て飮よ、是は我之血也と宣へり。又も汝等は我之形身に對して、是をせよと宣へり　○御主ゼズス・キリシト是は我之肉身也、是我之血也、と唱被成た時は如何なる奇特を致し被成た歟△餅酒を變化し給ひて、其眞實之御血肉と成給物也

○何故御主ゼズス・キリシト、御弟子に向ひ給て、汝等我之形見に對して、是をせよと宣

へる歟△其御名代成アポストロ、エピスコボ、パテルと言御人に自らの如く、ユカリシチヤ之サガラメントを造る御力を預け給わんが爲是也　○唯今之頃に、いつ尊きユカリシチヤ之サガラメント出來給ふ歟△御ミサと云尊き祭に於て、パテル辻御主之御名代、御主ゼズス・キリシト之一度言出し被成た御詞を唱へ被成時に、オフスチヤ（麥の粉にて燒きたる菓子）辻小麥で造れたる菓子、又葡萄之酒變じて御主ゼズス・キリシト之御色體、御血に成給ふ　○此不思議成變化之後、菓子、酒之性體、尚殘て有歟△いゝえ少も不殘全く變じて、御主ゼズス・キリシト之御色體、御血に成給ふ　○然れば何故此不思議成變化之後、我等は先之如く、オノスチヤ辻菓子酒を奉見歟△我等之見處は菓子酒に非ず、唯菓子酒之色形計也　○我等は如何にして御主ゼズス・キリシト、菓子酒之色形之内に在すと奉知歟△ヒデス之教に因て堅く奉知、果て御主ゼズス・キリシト自ら宣ひし處なれば、何之疑かあらんや△諸之切支丹可知條々の事之內には、御主ゼズス・キリシト此世界之留守に於ては、慥成御證據に預る、我等がアニマに御力を、御添給ひ、又凶惡を遁し給わんが爲に、

忝くも天之食物にて在す。ユカリシチヤ之サガラメントを定玉ふ也。されば此御主定置玉ふ御詞の御盛徳を以て、サセルドテス・パテルは、御名代として、パンと酒の上に其御詞を唱へ玉ふと共にパンと酒とし、色と形は不變と雖、其性體は誠の天帝、誠之人にて在すゼズス・キリシト之御血肉と成變り給ふ。則御アニマ、御肉身、天帝にて在す也。全く其パンと酒と之色形之内にて在す。然るに人之眼には、パンと酒との色形は見ゆると雖、ヒデス之眼を以、夫に在す御主ゼズス・キリシトを、奉拜と言事 ○唯御主ゼズス・キリシト之御肉身計、パンの菓子之色形之内に隱れて有被成歟△いゝえ左樣にはあらず、御主ゼズス・キリシト之御血と御アニマ、其天帝之御尊體と共に居被成 ○如何成譯に而左樣に成歟△御主ゼズス・キリシトは蘇生給ひて後、再死給事叶不給に依て、御肉身御血御アニマいつ迄も、相離不給物なれば也 ○御主酒之色形之内に、全隱て居被成歟△へい尊きオフスチヤ、大く有ても小く有ても、當然に御主ゼズス・キリシトを含給歟△小き尊きオフスチヤは大成オフスチヤ之如く、御主ゼズス・キリシトを全含給物なり ○何故御主ゼズス・

キリシトは尊ユカリシチヤ之サガラメントを定置被成た歟△自らを犧牲として、御親にて在す天帝に、自らを捧げ奉て、又も我等之アニマを養給わんが爲也。

御彌撒之事

○何頃御主ゼズス・キリシト、御親天帝に自らを犧牲として捧給歟△御ミサ(聖祭)と言尊祭に於て、御親天帝に捧玉ふ　○御彌撒とは何歟△御クルス(十字架)之上に捧げたる御祭を、續き現わし給わんが爲に、飯酒の色形之中に、隱給ふ御主ゼズス・キリシト之、御肉身御血之祭也　○如何樣にして御主ゼズス・キリシト御ミサを以て、御クルスに捧たる御祭を續き給歟△御主御ミサに於て、御クルス之上に、御親に犧牲として捧げ玉ひし所之、直之御肉身、直の御血を上げ玉ふに依て也　○さすれば御クルス之御祭、又御ミサ之御祭、不相變歟△へい相變ざるもの也。唯此尊き祭を捧げたる、仕形に於て少しの差別有　○此差別は何歟△御クルスの上に御主は、御血を流し給ふに於て、自らを捧げ被成

た。御ミサには、御血を流不給して、其御名代なるパテル迚之使を以捧げ玉ふ　○誰に天帝之御名代成パテルは、御彌撒之御祭を上げ被成歟△御みさは恭敬を盡して拜禮する勤に依て、唯恭敬を盡て拜禮仕るべき天帝に計、上げ奉らねば不叶事也　○如何成心得を以、我等が天帝に御ミサを上げ奉る歟△天帝に恭敬を盡て拜禮し、被下たる御恩を謝し、犯た罪科を被許、入用之御ガラサ之蒙を希ひ奉らんが爲也　○如何して御彌撒を可拜歟△御ミサ之御祭り御主之御クルス之上に、上被成た御祭と不相變と存奉りて、此御助にて在す耶蘇基利斯督（ゼズス・キリシト）、御パッショ御死去之御難儀御苦勞之事を、覺へ奉りて、是等を見るが如くにして御ミサを拜むべし。

尊ユカリシチヤを請る事サンタコムニヨ

○何故御主ゼズス・キリシト、パン酒の色形之內に、尊きユカリシチヤ之サガラメントを、隱して定置被成た歟　○パンと酒は人之肉身之養成如く、パン酒の色形之下に、隱れ

たる尊きユカリシチヤ、人之アニマ之養成給ふと、知らせ玉わんが爲也△尊きユカリシチヤ之サガラメントを授り奉る人は、御主ゼズス・キリシト之誠の御肉身、御血を奉請か、尊ユカリシチヤ之サガラメントを授る人は、童身(不犯)サンタ・マリヤより生れ玉ひ、クルスにかゝり死し玉ひ、三日目に復活給ふ御主ゼズス・キリシト之御肉身御アニマ、天帝の御尊體を奉請也　○いつ頃尊きユカリシチヤ之サガラメントを奉請べき歟△パチル之有所に、毎年責て壹度御パスクワ(天成祝日)之頃に當て、並最期之時に此尊ユカリシチヤ之サガラメントを可奉請、併サンタ・エキレンジヤ之御望に隨ふ人は、是より多く屢尊きユカリシチヤ之サガラメントを可奉請物也　○尊ユカリシチヤを授る人は、如何成御恩を奉蒙歟△尊ユカリシチヤを奉請に於ては、我々は御主ゼズス・キリシトの猶親敷知音に成て逗留する御ガラサを増され、私欲を責るが爲、猶丈夫に奉成、又も尊きユカリシチヤ、我等の肉身に復活し玉ふ事之御驗也　○尊ユカリシチヤを授る人は、皆此御恩を奉蒙歟△いゝえ唯宜き覺悟を成た人は、此御恩を奉蒙物也　○尊ユカリシチヤを授るが爲に、肝要成

覺悟は何歟△アニマに當る覺悟有、又肉身に當る覺悟有　○アニマに當る第一番之覺悟は何歟△心中に天帝之御逗留するガラサ有て、モルタル（重）科なきより、勝れたる覺悟なし　○何故モルタル科を、尊きユカリシチヤを授かるに、妨也と云歟△死したる人は飲食する事不叶と言が如し　○然ればモルタル科之ある人、尊ユカリシチヤを不授内、何を可致哉△先コンピサン之サガラメントを可請　○アニマに當る外の覺語を語被成△切支丹之御教の第一番之事を合點して、御主ゼズス◉キリシト尊きユカリシチヤ之内に在すと堅固に存じて、賴母敷心を以、敬ひと大切之情を發す事は、尊きユカリシチヤをさづかるが爲に、アニマ之肝要成覺悟也　○猥に尊きユカリシチヤ之サガラメントを請る事は大成罪科に有歟△是はジユダス（御主之御弟子十二人ノ中ノ壹人之名）迚謀叛人成惡き弟子の罪科也。此罪科を犯す人は、自らの案を飲有也。彼等未だ生れざるにしかじ　○肉身に當る覺悟は如何△夜眞中より何をも不給(たべず)不飲して、潔着物を着て眞實成心と顔を持べし　○尊きユカリシチヤを奉請內には、何を可致歟△愼て手にも齒にも不用して、唯舌之上に奉請

て、徐々と胸に下し奉るべし　○此尊きサガラメントを奉授て後、何を可致哉ム大切之情を發て、此難有御恩を謝し奉りて、御主ゼズス・キリシト我之アニマを離玉ふ事勿れと、混らに可奉希。

尊ユカリシチヤ之サガラメントを奉授前に可申上オラスシヨ

ヒデス之オラシヨ　如何に御主ゼズス・キリシトは、誠に尊きユカリシチヤ之中に在すと奉存、我受奉らんとする此拜むべきサガラメントは、御身天帝樣之御肉身、御アニマ、御血、天帝之御尊體也給ふと少も疑奉らずして、誠に信じ奉る。

謙のオラスシヨ　如何に御身樣は、限なき御善德之源にて在す。唯拙き惡人成我が尊ユカリシチヤに籠玉ふ。御身樣を、授奉る功力に不及物也。然とは雖、若御身樣之唯一命を、言出し給へば、我之アニマが直り奉る。

御大切之オラスシヨ　如何に御助にてましますゼズス・キリシト樣は、無量無邊之御

慈悲之上より、尊ユカリシチヤに籠給ふ御血肉を以、我之アニマを、養ひ給わんが為に、天降玉ふ御身様を、御大切に不奉存して可有哉。萬事に超て心之底より唯今死する迄も、御身様を御大切に存じ奉る。

後悔之オラスシヨ　如何に御身天帝様限なく、嫌ひ給ふ科を以、廣大無邊之御善徳之源、御大切に在す御親様を背き奉りし事、心之底より深奉悔悲、御子ゼズス・キリシト様之流し給ふ御血之御功徳を以、我罪科も御許被下、御身様之ガラサを以、今より我心底を改、再モルタル科を犯て、御内情を奉背事有間敷と、堅く思切奉る。

望之オラスシヨ　如何に御助けにて在すゼズス・キリシト様は、我の心の内に御出被下、我アニマの御養なり給ふ御身様を、奉請事を希ひ奉る。

同授り奉りたる後に可申上オラスシヨ

恭敬拜禮之オラスシヨ　如何に御主ゼズス・キリシト様は、唯今我之心の内に、御逗留

し給ふ。一切人間を助給わんが爲に、御親天帝樣に犧牲として捧給御身樣を、深欽敬て拜禮し奉る。パライゾの御アンジョス、諸之ベアトス樣が御身樣を奉るが如く、御身樣を欽敬て奉拜。

雖有又捧之オラスショ　如何に御主ゼズス・キリシト樣は、我アニマを助給わんが爲に、人界を請給ひ、三十三年之間に、御難儀御萬苦を凌ぎ給ひ、數々之打擲呵責を請忍へ、クルスに被掛死し給。唯今も尊きユカリシチヤ之サガラメントを以、我之心中に降給ふ御物也と、扨も難有御恩、心にも詞にも不及御大切哉。斯程之御恩如何樣にして奉報哉。我之命千度百度奉捧ても、御志之萬ケ一をも奉報事不可有。乍去別に可致樣無之故、先御奉公として體、アニマ、所持之物を、皆悉御身樣に奉捧、思召儘に我身に御計ひて被下。

所望之オラスショ　我心に逗留し給ふ御主樣、我之アニマ今より天狗之奴と成事を放給事勿れ、我再天狗之與力し御身樣之敵と奉成より死かしと、何之罪科に進者を逝給て死す

る迄御掟を、一心に奉守んが爲に、御合力を御與被下ませと混らに奉希。

コンピサン之サガラメント之事

御主ゼズス・キリシト、人之淺間敷見習しにて、バプチズモ以後も、又科に可落事を憐給ひ、其後悔之爲に、コンピサン之サガラメントを定置給ふもの也。故に如何成罪科成と雖、御名代と定玉ふコンエソルに、數之儘に達して、コンピサンを申に於ては、所有罪科悉許給ふべき事、何之疑歟有。因茲誰にてもバプチスモの以後、モルタル科に落たる程の人は、其科の御許を可蒙ために、コンピサンを不申して不叶と言事能辨るべし　○然ればコンピサン之サガラメントと言は何歟△バプチズモ以後犯した罪科を許玉わんが爲に、御主ゼズス・キリシト之定置給ふ所之サガラメント也　○いつ頃御主ゼズス・キリシト、コンピサン之サガラメントを定置被成た歟△或日御主ゼズス・キリシト、御弟子アポストロ之上に、御吹給ひて申被成には、スピリトサントを請取れ、汝共より罪科の許を蒙人は、

罪科を許さるべし、汝共より罪科之許を不蒙人は罪科を被許間敷と宣へり。此時に當てコンピサン之サガラメントを定置給もの也　○誰に御主ゼズス・キリシト、罪科を許す力を御預け被成た歟△其御名代成エピスコボ、パテル、コンエソル迚、アポストロに御代とする人には、此御力を預け被成た　○左すればコンピサン之サガラメントに於てコンエソルは、誰の御名代成歟△御主ゼズス・キリシト之御名代成物也　○コンピサン之サガラメントを以て、罪科の許を蒙るが爲に、何を致す可き歟△第一番はコンチリサン（我罪を悪み嫌事詳かに下に見へたり）之事。第二番に白状之事、第三番に償之事を盡すべし　○此三ツの内、何れを第壹之肝要と可致哉△コンチリサン也。コンチリサンなくしては、罪科之許は、曾て不叶事也。

コンチリサン之事

○コンチリサンと言は何歟△コンチリサンと言は、我犯せし程之罪科は、天帝を奉背狼

籍成處を深く悔悲、其科を心の底より悪嫌、我と心を苦しめ、如何成事に對してもせまじかりしを、と思ひ自今以後モルタル科を以て、天帝を再び奉背事不可有と、堅く思定むる事也。是を略してコンチリサンと言は犯した罪科を眞實に深後悔と、再び以後罪科を犯間敷と堅く思定る事也　○若犯た罪科を後悔するに於ては、唯口にて悔悲み奉れば、誠之コンチリサンに有歟△いゝえ輕々と外面に後悔するべからず。天帝は人之心中を見給へば、欺奉る事は曾て不叶、夫に因て心の底より犯せし科を、悪み嫌心を悔悲むべし　○犯せし罪科悉後悔するべき歟△へい壹ツも殘さずに、モルタル科を悉後悔すべし。左もなければ罪科を被許奉らん事曾て不叶事也　○コンチリサン迚、後悔するに於ては、何之位迄後悔するべき歟△天帝を奉背犯した罪科を以て、萬事に越て後悔し、如何成利得を得と言共、身命を果と言共、終に如何事に對てもせまじき物をと悔悲むべし　○我金銀面目機嫌を失わせしに依而罪科を而已後悔し奉れば、此コンチリサン宜しかるべき歟△いゝえ斯樣成コンチリサンを以、科の許は曾て不叶事也。此僞なるコンチリサンを發すものは、唯浮世之

故也、誠之コンチリサンを發すべき御物は、スピリトサント也、ヒデス之故也　○誠之コ
ンチリサンを、發すべきヒデス之故を細かに被語よ△先眞實之コンチリサンを發すが爲
に、勝れたる事は、此御恩を天帝に希ひ奉る事也。此訴訟之御取次には、御母サンタ・マ
リヤを可奉頼、其後第一には罪科を以、我等は、無限御善德、御大切にて在す天帝を背き
奉りたと。第二番に罪科を犯すに於て、我等が御主ゼズス・キリシトを、クルスに掛けて
死にさせ奉りたと。第三番には罪科を以て、パライゾ之快樂を失ひ、唯インヘルノの無限
苦患を請べしと思案する事は、眞實にコンチリサンを發すべき故也。此コンチリサン之當
所二科有、達したるコンチリサンと、達したらざるコンチリサンと有　○達したるコンチ
リサンは何歟△達したるコンチリサンは、人之心身に、萬事に超て、心之及び、力を盡し
て、御大切に思ひ奉るべき、高大無邊の御主天帝は、無限嫌給科を以、背き奉りし處を、
専一に悔悲事也　○達したるコンチリサンは如何成本より出る歟△是は一偏に天帝之御大
切より出る後悔なり　○達したるコンチリサン之功力は如何△コンビサン之誠之望有て、

コンピサンを、未だ不申しても、達したるコンチリサンを催す人は、直に所有罪科之御許を蒙る物也　○達したらざるコンチリサンは何歟△科故に、インヘルノに可落事を恐れ、パライゾの御快楽を失ふべき事、其外身之損失を顧み悲みて後悔する事也　○達したらざる、コンチリサンは、如何成本より出るか△是は一編に天帝之御大切より出る後悔に非す。苦患を恐れ、パライゾを失ひし身之損失を顧るより起るが故に、我身を思ふより出る後悔也　○唯達したらざるコンチリサンを以、罪科之許を蒙る事出來るか△いゝえ曾て不叶事也。併如此之後悔を以て、コンピサンを申事を、合せ奉れば、達したらざるコンチリサン之不足なる處を補添て、達したる御許蒙るもの也　○達したらざるコンチリサンを申奉るは、御許を蒙るが爲に、又も何を可爲歟△天帝を大切に存するに、仕掛て、御主より科之御許を、賴母敷存じ奉るべし　○誠之コンチリサンを成が爲に、唯犯た罪科を、悉く悔悲事は足れる歟△いゝゑまた自今以後再モルタル科を不犯、御掟の儘に行儀を守るべしと、覺悟を守るべし　○コンチリサンを成に於ては、今より以後再モルタル科を犯す間敷

と、思切事肝要成賤△へい過し科を如何程悔敷思と雖、再科に落る事有間敷と、堅き定めなきに於ては、科の許あるべからず。故にコンチルサンを成べき人、本の妻の外に思物を持つか、其外何にても、如此之妨有に於ては、速かに夫を捨、再び此道に立返間敷と強く思切べし　〇コンチリサンをなす時には、如何成コンチリサンに到たく可有賤△達したるコンチリサンを其眞底迄到たく有べし　〇毎日寢る前に犯した程の罪科を後悔するべき賤△後悔すべし。如何にとなれば、若犯した罪科を、後悔し奉らずして寢る内に死せば、インヘルノに落べきに因て也　〇寢る前に後悔を發す便となるオラショを申上被成。如何に御身天帝様、無限御嫌給科を以、廣大無邊御善德之源、御大切にて在す御親様を、背き奉りし事心底より深く悔悲奉る。御子ゼズス・キリシト様の流し給ふ御血之御功德を以、我罪科を許て被下、御身様之ガラサを以て、從今我心底を改め、再びモルタル科を犯て、御内情を背奉る事有間敷と、堅く思ひ切奉る。

〇又も其外いつ頃、後悔のオラスショを可申上賤△罪科に、不幸に、落て後、天帝之御

名代、コンエソルよりコンピサンのサガラメントに於て、科之御許を蒙る時に、後悔之オラスシヨを申べし。

コンピサン迚白狀之事

○コンピサン迚白狀之事は何歟△天帝之御名代成コンエソルに犯した罪科を云顯し奉る事也　○何故コンエソルに犯した罪科を云顯し奉る歟△御許を蒙り奉るが爲也　○コンピサンを宜しく可奉申爲に何を可致歟△我越方之心底を顧て、モルタル科に落たる事を、索し求むるべし　○如何成樣にして、此罪科の糺明を可致歟△先スピリトサント之御合力を奉希て後に心、詞、仕業を以て、犯した罪科を索し求むるべし　○如何成事に就て、糺明を可致歟△天帝とサンタ・エキレンジヤ之御掟と、罪科之源成七ツ之科と、職分之勤と惡癖と可成事を以、此糺明を致すべし　○罪科を思ひ出して後、何を可致哉△眞實之後悔を發が爲に、コンチリサン之オラシヨを、心と口とを以て申上、謙てコンピサンを申に行べ

し　○唯コンピサンを、申さんと思時、罪科の糺明を可致歟△いゝえ毎日寝前に、犯した罪科を、思出して、後悔するが爲に、糺明をするべし　○如何成心得を以て、コンピサンを可申歟△コンピサンを申さんと思ふ人は、先第一番に謙て深く悔悲、犯した罪科を、陳ぜずして云顯すべし、第二番に思出した程に、罪科を不増、不減しても、不斜白状すべし。第三番に他人之科を不顯して、我自らの罪科を顯し、宜き言葉を以て白状するべし。第四番に、終にモルタル科を悉壹つも不隱して云顯すべし。夫に因て、モルタル科之數迄も覺る程に白狀すべし　○罪科之情由を言顯すべき歟△へい顯すべし　○情由と言は何歟△是は人、時、心、有様抔之事に付て、罪科を重となして、或は罪科之品、變じさする處也。譬ば御堂に偸盜する事は、盜之品を變じさずして、罪科を重きと成情由也　○コンピサンを申に於ては、モルタル科を一つ隱さば如何△是大成罪科なり、コンピサンに於て、モルタル科を隱す人は、隱した科之許不蒙而已ならず、又も白狀した罪科之許をも、不蒙ものなり　○先のコンピサンに、罪科を忘れた人は、何を可致歟△忘れた罪科を、次之コ

ンピサンに云顯すべし　○コンピサンを申時に於て、惡き罪科を隱した人、並眞實之後悔なくして、コンピサン之サガラメントを請たる人は、何をするべき哉△此人は此譯備に白狀し、又成丈け早く、前之コンピサンをも云直して、科の御許を蒙るが爲、再覺悟を可成、

コンピサンを申之仕形

○コンピサンを申が爲に、コンニソル之側に近寄時に、何を可致哉△跪てサンタ・クルス之御印を成て後申には、我惡人成に因て、パテル樣に奉頼て申てより、コンピサン之オラスシヨを始る　○コンピサンを申時可唱コンピサン之オラスシヨを唱へよ。

萬事叶給天帝を奉始、いつもビリゼン、サンタ・マリヤ、サンミギル、アルカンジヨ、サン・ジワン、バプチスタ、尊アポストロ、サン・ペトロ、サン・パウロ諸々之ベアトス樣、パテル樣に、心、詞、仕業を以、多くの科を犯したと白狀し奉る。

爰には何頃よりコンピサンを申た數を云べし。並コンニソル之許を蒙りた數、科迄を物

果した歟を言顯べし。其時無益無用之詞を不申して、犯した罪科を覺の程に、悉く白狀して、コンエソル之問毎に返答すべし　○罪科を言顯した後、何を可申上歟△我罪科を白狀してより後は、覺ざる罪科をも、悉白狀し奉りて、御身天帝樣に御許、又我之パアドルあなた樣に、科送と、科之御許を憤て奉希と可申上、後方コンピサンのオラスショを續て申には

我誤なり、我誤也、我深き誤也、依之いつもビリゼン、サンタ・マリヤ、サン・ミギル、アルカンジヨ、サン・ジワン、バプチスタ、會アポストロ、サン・ペトロ、サン・パウロ諸之ベアトス樣パテル樣を頼みて、御主樣の御前に、我御取次をましまず樣に、憤て奉頼上。

○コンピサン之オラスショを奉唱て後、何を可致歟△御主ゼズス・キリシト之御名代成、コンエソル之おん教の儘に任せて、科送を請て、科之御許を蒙る内に、後悔之オラスショを、心と口とを以可申上　○若コンエソルは、科の御許を差延被成ば如何△其時にも

コンエソル之御意次第に可致　〇コンエソル之側より出て後、何を致す歟△蒙り奉りた罰譯成ガラサを覺えて、天帝に此難有御恩を可奉報。其後コンエソル之御意を繰返々々自今以後、唯善事を勤て、再びモルタル科をすまじきと、思定めて成丈早く、科送を勤果すべし。

償之事

〇科之償と言は何歟△罪科を以、天帝になした狼藉、他人に成た害を直す事也　〇コンピサン之サガラメントを以、科之御許を蒙る人は、又も天帝に償を可成歟△へいコンピサン之サガラメントを以、インヘルノに可請苦患之許を蒙り奉るとは雖、罪科之代に、此世界に歟、プルカトリヨに歟、苦患をも凌ぎ不奉ば、不叶に因て、償を可爲と云事　〇如何して天帝に償を可奉勤歟△オラスショ、ゼセン(大齋)施し。終に慈悲之所作を以、格段にコンエソルより授けられた科送を勤るに因て、天帝に償を奉成　〇今生之難儀を以、天帝

に償を成事出来る哉△へい若此世之難儀を尋こして、其恐を以て凌ば、是甚善に在事也
○如何にして他人に、償之勤をなす哉△人之アニマ、徳、外聞、寶に就て、なした害を直し奉れば償を不勤と云事なし。

インドフルゼンチヤ之事

インドフルゼンチヤと言は何哉△罪科之代りに、此世界に哉、フルカトリヨに可請苦患を被許事也　○如何成様にして、センタ。エキレンジヤ、インドフルゼンチヤを以、右之苦患を許給哉△御主ゼズス。キリシト、センタ。マリヤ諸のベアトス之十分成功力を、我等に懸るに因て、右之苦患を許給ふ也　○誰サンタ。エキレンジヤに、此力を授被成た哉△御主ゼズス。キリシト、アポストロ並御弟子サンタ。エキレンジヤに、此御力を授け被成た　○インドフルゼンチヤ之品は幾つ　○貳品有、インドフルゼンチヤ・ペレナリヤ、又インドフルゼンチヤ。パルシヤリス、○インドフルゼンチヤ。パルシヤリスと言は何哉

△此インドフルゼンヂヤを以、唯科之代に可受苦患之歩分を許、奉被許　○インドフルゼンヂヤ・ヘレナリヤと言は何歟△此インドフルゼンヂヤ之御功德を奉蒙人は、科之代りに此世界に歟、プルガトリヨに歟、可請苦患を不殘悉く被許物也　○インドフルゼンヂヤ之御功德を蒙るが爲に、何を可爲歟△先第一番に、モルタル科を壹つも不持して、又インドフルゼンヂヤを御與るパツパ、エピスコポより言付らるゝ仕業を、信心を以勤る人は、インドフルゼンヂヤ之功德を蒙るに當る物也　○サンタ・エキレンジヤ、インドフルゼンヂヤを與るに於て、後悔之道を滅し給歟△いゝえ左に非ず。唯天帝に對して、我等之罪科償之爲に潤澤成御合力を施し給ふ　○プルガトフリヨに苦しむ、死したる人之アニマに、インドフルゼンヂヤ之御功德御合力を、回向する事奉叶歟△多分之インドフルゼンヂヤ之御功力を、フルガトリヨ之、アニマに回向する事、不叶と言事なし、又もサンタ・エキレンジヤ之御憐之御心に從ひ申人は、暫死したる人之アニマに、インドフルゼンヂヤ之御功力を、回向するもの也。

最期之サガラメント

最期之サガラメントとは何歟△病人のアニマと肉身とをも、救ひ助け玉われんが爲、即ちゼズス。キリシト之定置給サガラメント也　○如何成樣に最期之サガラメント、病人之アニマを救ひ助給ふ歟△先病人之ベニアル（輕）科を消て、コンヒサン之サガラメントを、授る事は不叶時に、モルタル科をも許し給ふ也、其上此サガラメント、最期に及ぶ人に、アニマ之力を加えて、天狗と、私欲との違を通して、パライゾに到奉られんが爲に、潤澤なるガラサを與給ふ也　○如何成樣にして、最期之サガラメント、病人之體を救給歟△時として最期之サガラメントは、人之體に尊き薬之如に成　○いつ頃迄サガラメント、病人の病を直し給ふ歟△天帝之禁と病人のアニマ之助かり之爲に、益に立つ時は、病をも直し給　○誰此サガラメントを授けるべき歟△唯天帝之御名代パテル達は、此サガラメントを授けるべし　○誰此サガラメントを可請歟△死活を分る程之、重き危き病氣に落れば、或は年寄て甚弱き物なれば、此サガラメントを請奉るべし　○忽に因て、死期之来迄待て、

此サガラメントを請る事は如何△夫は不宜、介抱人、親類、家内之人は早くパテルを呼て、病人に此サガラメントを請さすべし　○何故パテルは尊油を以、病人之五體之六根を、サンタ・クルス之印を塗給歟△五體之六根は人之犯す罪科之器物成に依て、是等六根より犯された、罪科之御許を希ひ被成　○最期之サガラメントを再可請歟△病は均敷なれば唯其一度計、病が直りて又返れば、再び請ても宜しく有。

オルドのサガラメント之事

○オルドのサガラメントと言は何歟△御主之御名代成、パテル之勤を行之力、勢を授給わんが爲、御主ゼズス・キリシト、定置給サガラメント也　○パテル之勤は何歟△御ミサを行ひ、サガラメントを授け、談義を致す抔之事也　○パテル之勤の内に、第一番勝れたる勤は何歟△御ミサを行、又コンピサン之サガラメントを授る事也。御ミサを行ひ奉るに於ては、パテルは尊ユカリシチヤ之サガラメントなして、已が爲にも、サンタ・エキレンジ

ヤ之爲にも、御主ゼズス◦キリシトを犠牲として、御親天帝に上げ奉る也　又コンピサン之サガラメントを授けるに於ては、御主ゼズス◦キリシト之御名代にて、人にパライゾを開る或は閉奉るもの也　○是を以見れば、パテル之勢は、大きならざる賦△大成御アンジヨスと雖、是程之勢なき物なり　○オルドのサガラメントを授かるべき者は、如何成人賦△唯天帝より被召たる人計奉授　○パテル之位に昇る人は、オルド之サガラメントを授るに於ては、如何成御恩を奉請賦△スピリトサント之御澤成ガラサ、滅すべからざる御印しを、アニマに奉請なり　○誰オルド之サガラメントを御授玉ふ賦△バッパ、エビスコポ計、此サガラメントを、授給御物也　○如何にして御主ゼズス◦キリシト、其御名代パテル達を、尊び重んじ玉ふ賦△御主之御金言に、汝等を請る者は、我を請る、汝等に聞者は、我を聞、汝等を侮賤する者は、我を侮卑んずる者也。

婚姻之サガラメント之事

○婚姻之サガラメントと言は何歟△婚姻之サガラメントと言に、夫婦之勤を行が爲に、隔段成ガラサを授け玉ふサガラメント也　○夫婦之勤は何歟△相互に愛し、不足を忍らえ、慥なる妻之一心を守、子供を養、その進退行儀切支丹之善堅儀抔奉構事は、是皆夫婦之勤なり　○誰婚姻之禮を定玉ふ歟△天帝世界之始より、元祖アダンとエワとを、夫婦と成給ひ、婚姻之禮を定玉ふ。後には、御主ゼズス・キリシト婚姻之禮を擧げ給ひて、是をサガラメントと成給ふ物也　○何故天帝は婚姻を定被成たか　△夫婦一緒に相互に助け給わらんが爲也。又も夫婦之和合より、天帝に奉公するべき子供も生れるが爲なり　○夫婦に成たる者は、離れる事叶ひ奉るか△いゝえ死する事を除て、夫婦は相互に離れる事、不相叶と云事　○婚姻之サガラメントを授かるが爲に、肝要成事は何歟△先婚姻を無にする妨げ壹つもなくして、天帝之御名代パテル之前に、或はパテル之なき所に貳人の證據人之前に、婚姻之禮をする事は、肝要之事也　○婚姻之サガラメントを授るに、如何成覺悟すべき歟△オラスシヨとコンピサン之サガラメントを請事を以、此サガラメントを授るに覺

悟すべし。コンエソルなければ、責て深く悲て、犯しに罪科を後悔するべし　○昔初より勝れたる、有様あらざる哉△是は非と言事なし。不犯之行儀を成者也　不犯成者は、御アンジョスに似たり、甚天帝之御意に奉入者也　○切支丹宗意不犯之行儀を可為哉△いえ雖天帝より被召者而已、此行儀をなすべし。

毎日行儀

○切支丹人は、起時は何を可致哉△切支丹人は起時に、サンタ。クルス之御號を成て、天帝に奉向て申上には、御身様を奉拜て、大切に奉存、今日之善業を御身様に奉捧と申べし　○後方何を可致哉△早起て天帝之寳前にて、着物を着るべし　○衣服を着より、何を可致哉△随て朝之オラスショを可申上　○朝のオラスショを唱て後、何を可致哉△職分に随て各仕業に心を掛べし　○如何成志を以、仕業に可心掛哉△天帝之思召儘に任せて、罪科之償之志を以仕業をするべし　○給る時分に何を可致哉△吃る前に、給て後に、短オラ

スショを誦て食之強を保つべし　〇何頃に御告之オラスショを申上に宜哉△朝晝晩方に此オラスショを誦て宜し　〇物語之中、何を可避歟△空言、淫語、悪口、讒言を吐事抔を愼て可避　〇テンタサンが發ば如何△天帝を親母敷奉存、テンタサンに放玉ふ事勿と、混らに可奉頼上　〇若不幸に罪科に落るならば、何を致すべき歟△罪科に落入は、頼母敷心を不可失、却而忽深後悔して、仕合有て、早〻コンピサン之サガラメントを可請と思切るべし△苦しき難儀起る時には、何を可致歟△是を罪科之罰として、天帝に可奉捧　〇晩方に有て、何を可致歟△晩方之、オラスショと、朝より晩迄之、犯した罪科之糺明をなすべし　〇寢所に入に於ては、何を致す歟△天帝之御臺前に衣服を脱で、サンタ・クルス之御印を成て、アニマと、肉身とを天帝に可奉捧。

聖教初學要理　巻之四　終

海表叢書　卷六

内容目次

海表叢書　巻六　解說

長崎土産　一巻

これは弘化四年の長崎版の方であつて、古い延寶九年(天和元年)京都版の同名書五巻は大正十三年旣に稀書復製會によつて新刊された。弘化版の方は、延寶版ほどの稀書ではなく、往々坊間にあらはれるけれども、昨今何人も得易い本ではない。然し版本の樣式として、又特に長崎版として、却つて珍重すべき點は多い。

この弘化版長崎土産並に著者磯野信春については今年五月創刊された長崎談叢第一輯において同地の渡邊庫輔氏の詳かに書かれたものがあるから、こゝ

には解題を略する。著者磯野文齋は崎陽の畫家として名高く、既に井上和雄氏は雜誌「浮世繪」の第四十八號に於て、黒田源次博士は「西洋の影響を受けたる日本畫」中に於て、その作品版畫を說いてをられる。永見徳太郎氏は、長崎版畫集」第一輯に於て、第一に文齋のオランダ船の版畫を載せられた。私が南蠻叢書第二卷の書箱（ケース）のカットとして借用したのはそれであつた。

本書の挿畫および序跋奥附等は石版に附して載せたが、縮小した爲め鮮明を缺き趣味を失ふこと甚だ大なるは私の最も遺憾とする所である。然しそれも出版上の手都合で止むを得ないとして書肆より大方の寛恕を請はねばならない。せめて文字の明晰を期したいと思ひ、この解說中に於て、別に序跋等を活字に印行して示すこととした。本文は原書には總振假名であるが、特別の場合を除いて、振假名を削ることにし、又支那語や洋語は原本の如く大抵片假名として

おいた。

長崎土産序

有京畿名勝圖會之作。而諸邦相蹈襲而出焉。頃文齋主人。丹青於崎陽山水之勝。寺觀之美。紅毛胡商。吳越書籍等之數條。名曰長崎土産。欲使人人不必親入其境。而坐知其勝狀壯觀。請說於余。余以講經不暇。固辭强之。因錄其大指。以贈主人云。

弘化丁未春二月

有年惰農饒田集義 〔饒田新齋〕〔一號有年〕

唐山吳越王孫錢少虎書 〔錢氏武虎〕〔吳越王孫〕

いま世に、國々の名ところ圖會てふ史、これかれもてはやせるによりて、こたび磯野文齋わが長崎の名たたる所どころのおもかげをうつゑになし、そのことがきをくはへ、長崎土産と題せしことは、都吾妻の遠き國人にもゐながらに、そのおもかげをしらしめんがためなり、こはまことに文齋のいさほといふべし。さればこの地にあそばんよもつ國人は、かならず此一卷を、家づとにもせよかしと思へるまゝに筆とりしは、ひろきめぐみ四のとしやよひはじめのいつかになむ。

瓊迺浦人

しるす

於登多家

からふねのいりつどへるをよめる長歌

饒田喩義

いはまくも、あやにたふとし、かけまくも、あやにかしこし、住のえの、あら人神の、かみかぜの、いせの國の、百傳ふ、わたらひのあがた、さく鈴の、いすゞの宮の、つき賢木、いつのみたま、天さかる、向津媛の、かしこきや、おほみこゝろと、あたまもる、つくしの國の、ちはやふる、香椎の宮の、かり宮の、沙庭のとこに、たらし姫、神のみことに、かゝりまし、をしへたまはくは、おほきうみの、浪のいほへに、たちさわぐ、西のおきべに、をとめの、まゆひきのごと、久かたの、天津水影の、おしふせて、雲ゐに見ゆる、むかつ國、韓國の島は、目かゞやく、こがねしろがね、くさぐさの、うるはしきいろ、いやさはに、國にたゝはし、みかのごと、たからものあり、神ながら、まつろへたまひ、高光る、わが日の御子が、きこしをす、瑞穗の國に、玉藻なす、うくたからして、船の艫の、棹

かちほさず、やそつゞき、たゆることなく、かよはむと、のらしたまひし、神言の、そのことのごと、いまもかも、うながけるとふ、みすまるの、玉の浦廻に、ことさへぐ、から國人も、赤毛のおらにやつこも、をちかたや、しらぬ國邊の、百たらず、八十の島曲ゝ、人までも、眞帆にかたほに、玉だれの、小船大船、へづなとき、ともづなときて、わだの原、千重のしらなみ、かきわけて、わたらひ來つゝ、千鳥なす、つどへるからに、たへの穂の、たへなる物も、あやめぐさ、あやなるものも、ことゞゝに、ふる野の澤の、いやさはに、ならびの岡の、岡のごと、もちきつめれば、うつそみの、人もにぎはひ、月に日に、くにもさかえぬ、玉ちはふ、神の御世より、かくしもよ、しろしめしけむ、神言は、くすしきものか、神わざは、あやしきものか、うべならうべな、そのいにしへに、日の本の、これのやまとは、春日の、うらやすの國、くはしほこ、千足の國、みはかりの、もとつおや國中つくに、國の眞秀良と、かたりつぎ、たゝへし國ぞ、これの山常は、

觀清人戲場作歌

中　島　田　翁

うつたから、みつぎまつると、すがのねの、長崎の津に、まゐり來る、もろこし人を、ねぎたまひ、めぐみたまふと、うなかみの、小じまの山の、山もとに、やにはたまへれ、こゝばくの、家つくりなべ、ことゞゝに、たびゐをしつゝ、行かよひ、ありふる事を、よろこほひ、おもひほこらひ、大御代を、ほがひまつると、あらかねの、土まもるとふ、からの神、いはへるむろの、庭中に、さずきゆひあげ、たはぶれの、わざをきをすと、年ことの、春のなかばの、きさらぎの、月たつほどに、玉くしげ、ふた日をえらび、くれなゐの、をはたをたてゝ、たかきやに、花むしろしき、くさゞゝの、をしものそなへ、此さとの、つかさ人をし、こひむかへ、あぐらすゑなべ、たわやめも、來入まじらひ、酒ゑらぎ、

ゑらぎどよもし、庭中に、見おろすわざをぎ、あやしくも、めづらしきかも、さきぐさの、三にわかれし、みだれ世の、其國ぶりを、まつぶさに、まねひなすと、引ならす、をごとのまにま、打ならす、かねにあはせて、戸ぼりより、出くる人は、そのくにの、ゑらきがともか、さにぬりの、おもわいからし、まなこをら、見くるへかし、ほことりて、ふりめぐらしゝ、あしをふみ、きかみたけひて、のゝしらふ、ことこそわかね、をとめらは、をとめさびして、にしきあやの、袖きそなひ、玉もなす、かよりかくより、打なびきなきみわらひみ、さへづらふ、ことこそわかね、よしゑやし、ことはわかすと、よしゑやし、わざはわかすと、やまと人、から人まじり、うたげして、たぬしきをふる、けふのよろしき、

もろこしの人にまじらひあそべるもうらやすき世のめぐみならずや、

ことのはをつたふる人のなかりせば何わざすともしらえざらまし、

磯野信春書

（以上序文）

日本弘化二年乙巳中秋後十日僑寓崎館偶書

山闢都邑在西邊、百里闓然是洞天、岸列層城分兩戍、港廻一水引群川、紅毛綠眼諸蠻客、翡翠明珠於越船

聖代乃知柔遠化殊方重譯問津年

勾呉沈萍香　香蘋　沈印鳳翔

日野前大納言資枝卿御歌

唐人のみつぎそなふる船あまた
みなとのどかにかすむあさなぎ

萍香［瓊館翰翠］

友人文齋。著長崎土産。襍以圖畫。傍及詩歌。其土風事跡。粲然可觀矣。
余賞藏蜀山人歌詞一章。今附之於卷末、以助其好雅備云。

玉ひろふうらとしきけばしら波のかげだもふまじ濱の眞砂地

蜀山人

（以上跋文）

江戸渓齋池田英泉義信門人 文齋磯野信春著倂畫 文齋

淨書 赤松鶴洲 鶴洲

剞劂 江戸 石上松五郎刀 信定

唐紅毛小間物御土産之品數品 長崎畫圖異國人物錦繪類下直ニ奉指上ル

長崎今鍛冶屋町角

弘化四丁未年春正月發兌 大和屋由平壽梓

以上奥附）

瓊浦偶筆　七卷

長崎に關する他鄕人の著述としては最も出色のものであるが、從來未刊の儘であつた。刊本で廣川氏の長崎聞見錄は文化年中の刊本であつて、趣味の豐かな書であるが、この偶筆は漢學者の旅行誌觀察記であつて、而も漢文で綴られた爲め、聞見錄ほどの面白味が求められないのは致方ない。然し太田南畝の既刊全集所收本また未刊漢文本併せて數種存する所の著述と共に、或る點に於ては、南畝よりも一時代古いのと學術史上並に貿易史上重要な史料を含むのと、兩方から見て價値が高いと思はれる。

この偶筆には異本が數種ある。私がこの叢書の底本に用ひたのは、家藏二册本であるが、久原房之助氏所藏本、＝京大圖書館寄託の久原文庫ではなく、攝州住

吉の自鄂文庫の藏本である」に著者自筆本と標してあるけれども、それは確かではない。それには卷數の記入なく、上中下三册より成り、もと大野氏の酒竹文庫に屬した半紙型の薄茶色表紙の本で、東京小石川喚代氏藏書、中川氏藏、俳諧書二酉精舍第一主萩原乙彥記灌莽軒堂之記、これら四家の藏書朱印が押してある。中川氏とは、中川重麗のこと、帝國圖書館所藏の古版伊曾保物語の藏書印にも見えた。萩原乙彥(明治十九年歿六十一)は幕末明初の戲作家であつた。されば由緒の上では、この久原本は興味のある本である。內容は次に擧げる帝國圖書館本と同一にして、予の家藏本にある所の卷頭の踏海紀行はなく、第六卷に當れる卷の末尾に、安永五年來舶風說書及び稀瘡方の二記事を附してをる點に於て、家藏に優つてゐる。共に收載してこの底本を補つた。

帝國圖書館本は七卷三册の丹表紙本であつて、每卷に帯葉山房藏書の朱印が

ある。この本には首に井上金蛾の序文があるのを特長とする。この底本にはなかつたのを、今この叢書本の卷頭にそれを加へた。第五第六の兩卷の末に、天保十年己亥七月校畢云々といふ東條琴臺の識語がある。琴臺の名は儒學史經籍誌の研究家として普く人の知る所、明治十一年八十四を以て歿す。若し夫れ井上金蛾は天明四年五十二を以て歿したる有名なる折衷學者にして、この偶筆の著者平澤元愷の親友であつたことは、私の既に記るしておいた所である。以上二家の序文と識語によりて、この本も亦尊い書とすべきである。

私の藏本は甲乙二册で、甲卷には四卷を收め乙卷には三卷を收めてある。卷五は南懷仁 F. Verbiest の坤輿外記の抄錄に平澤氏の異聞を附註したものである。卷首に序文なく、同著者の名著漫遊文草卷二中より汎海紀行を拔いて之を錄して、安永甲午三年の長崎までの道行を叙するに代へてある。書物としては、

たゞ木村藏書および松田氏家藏記の朱印が二箇押してあるだけで格段の出來はない。京都大學圖書館には、この本を謄寫した本を備へておいたが、その後零本一册を獲て藏して居る。但し別に特色を見ない。

著者平澤元愷は山城宇治の人、字を弟侯といひ旭山と號した。享保十八年の生れであるから井上金蛾よりは二歳若く、而して金蛾よりは七歳後の寛政三年に五十九で歿した。彼れの略傳と事歴とは、大正四年九月の歴史地理に、「平澤元愷の長崎松前漫遊」と題して載せ、その後『續南蠻廣記』にそれを收めた。この偶筆に四庫全書の事を錄してあることは拙著にも記るしたが、その後狩野直喜博士は、內藤博士還暦祝賀の支那學論叢(大正十五年)中に、「山井鼎と七經孟子考文補遺」と題せる一篇の一九頁以下に於て、その事を明細に紹介された。

今海表叢書にこの偶筆を收めるについて、文字句讀を正すに方つて、矢野仁一

博士の厚意に依つて浦廉一氏を煩はしたことが多大である。特に之を記して深謝の意を表する。

呂宋覺書　一卷

原本は立原翠軒自筆の寫本といひて、其子杏所の印記あり、今同種多數の立原氏本と共に、京都同志社大學圖書館の所藏である。寛文十一年(一六七一)川淵久左衛門の咄だといふことが奥書に見える。この人のことは私の未考とする所であるが、海表叢書第三卷に收めた元和航海記中の所說に似た點をこの呂宋覺書のうちに見出すのは私の愉快とする所である。蓋し幕末に出た大槻磐溪の呂宋漂流記と併せて德川時代に現はれた日本呂宋關係史料の重要なものとすべきであらう。寛文十一年といふと、寛永鎖國より三十五年後であつて、日本人

の南洋雄飛時代の傳統追憶の尙幾分殘つてゐた頃である。川淵久左衞門とは多分鎖國以前に呂宋へ渡つたことのあつた貿易家航海家の殘存者であつて、本書はその思出話を綴つたものであらう。高山右近のことも見え、吉利支丹史料としても有用な記錄たるを失はない。

西洋畫贊譯文稿　一卷

本書の原本は大槻如電翁の所藏寫本であるが、それを大正二年六月謄寫して一校を經た所の京都帝國大學言語學研究室藏本に由つて刊行することにした。安永八年(一七七九)二月、江戶蘭學者の俊傑たる前野蘭化の自序がある。當時の將軍家治(第十代)の命によつて、蘭化は佛蘭西國製の洋畫、たぶん銅版畫であらうと思ふが、その洋畫の贊文のラテン文であるのを飜譯することになつた。吉利

支丹時代にはラテン語の學修ラテン書の飜譯はあたりまへであつたが、寛永以後百五十年も經過してをる安永年代には、纔かに蘭文の中にまじるラテン單語を、羅蘭辭書によつて知り得た位なものであつて、ラテンの藥物名彙のやうな字引は古くからも存在しラテン語の重要なことは新井白石の西洋紀聞や采覽異言中の所説でも知られてゐたけれども、文句を讀むことに至つては全く破天荒の難事であつたに違ひない。稍々下つて天明の蘭學階梯には羅甸語のことを記し、以下蘭學全盛期に入れば、多少讀めたらしいが、蘭學草創期に屬する安永年間に、簡單なりともその文句を讀破したのは、さすがに蘭化先生だと驚歎せざるを得ない。先生は安永八年己亥には五十七歳であつた。自序をみると唯恨むらくは衰晩獨學未だ能く其彷彿を窺ふ能はざるなりと嘆ぜられた。今や若命閞辭すべからざるを以て力めて其訓を尋ね其義を捜る云々と其苦心を述べら

れた。君命の重きや、當時にあつて羅甸語學の難を以ても猶辭するを得なかつた。この事は文化年間における高橋觀巢の滿洲語學と共に特筆大書するに足るべき業であつたのである。

安永八年といへばトウンベルグの歸西から三年目で、チチングの初渡の年にあたる。解體新書の刻せられた安永三年からは五年の後であつた。將軍の命じたのは、多分その當時蘭使よりの獻上物であつたらうと思はれるが、今その詳を得ない。

こゝに謂ふ所の西洋畫の集は完全な一冊ではなかつたやうであるが、その數は九枚あつたらしい。蘭化の解說した順序によると、第四號第二十號第二十四號、第二十九號、第三十五號、裏第十二號、裏第二十九號、裏第三十六號、裏第三十九號、かういふ順になつてゐる。自序によると、畫贊は要するにラテンの譬喩寓言の

類で、童蒙をして畫圖に因つて文辭を解せしめるもので、ラテンでそれをエンブレマ Emblema と名づけるといつた。松浦伯爵家所藏のもので靜山公の樂歲堂藏書志にも著錄されてゐる佛蘭西版の本に、この種の畫と併せて考へ得べきものが二部あるやうに思ふ。又京都の好古家横地石太郎翁の所藏の古渡りの銅版畫帖に見える所の年中行事の風俗圖の如きは、やはりラテン文の説明があつて、この西洋畫贊と甚だ似てゐる趣があるのに氣がつく。

本書のラテン文には、恐くは原書に於ても、然し多くは謄寫の際に誤謬を生じた點が散見してゐる。京都大學の西洋古典語學者たる田中秀央氏を煩はして、かなり是正復原を試みたが尚ほ不明の點が少くない。今同氏の厚意を以て直譯を試みられたものを、參考のために茲に錄する。

〔第四號〕魚は水中より岩上の音を聴き取ること鋭かなり、浮び出づれば、水中に於ける柔かき働により（網又は釣糸のこと？）捕へらる。

〔第二十號〕空中に於けるいと度々の勞働によつて渇せる蜜蜂は、甘き蜜蠟及び香しき洞穴の方へ呼ばれる（＝歸り來る）。

〔第二十四號〕畑を作りし時、その表面に水を撒きし後、網を張つて、温和しき金ヒワを欺く。

〔第二十九號〕黒鳥を捕へんとする捕鳥者は、晝は注意深く網を張り、夜は燈火の光にて（それを）欺く。

〔第三十九號〕Beccafico（鶲）は奢侈な日には珍重される、巧なる捕鳥者は冬の初期の頃に、已が身を葉多き場所に隠して、この鳥を捕ふ、罠にかゝれる鳥を火箸の如く揃へ且つ壓す。

「裏第十二號」捕鳥者は頭巾を紙にて巧に造り、その內面に黐を塗り、それを畠に置き、その中に豆を入れる、鶉餌を求め來り頭を急ぎその中に突込む、黐着し、紙は鳥の眼を覆ひその飛翔を妨ぐ。

「裏第二十九號」いと猛き野猪は激怒し小道に立止れるが、彼は或は犬達に捕へられ或は前面の水中に沒する。

「裏第三十六號」獵人は洞穴より虎の仔を取り去り、而して罠及び張れる網の中へ再びそれを入れ、鏡を仕かく。母虎はこの奸計を知らず、眞物であると信じ、網を動かし捕へられて怒吼す。

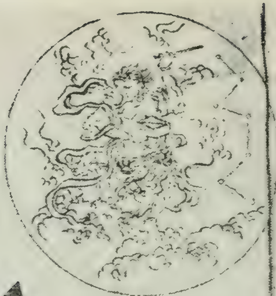
「裏第三十九號」印度にては人日中に胡椒の柔かき枝を樹よりもぎ取るを常とするが、その枝は夜間に猿それを蒐集す。獅子怒りて猿を喰はんとす、印度人は高所よりこれを攻め、投槍大槍にて戰ふ。

以上田中氏が意を致された譯解の勞に對しては深厚なる感謝を表しなければならない。なほ大槻如電翁が原本を貸與されたこと、並に蘭化先生年譜（明治二十七年成及刊）その他新撰洋學年表に此書を著錄されたこと、この二事について特に謝意敬意を表したい。蘭化先生が八種字考の著を以て、本邦博言學者の先驅をなしたことにつき、尙又この西洋畫賛文稿に於て、時に漢詩を以て羅典詩を譯出せんと試みた餘裕につき、私は私自身の學問及び趣味の上から格段敬慕の情を宣明せずにはをられない。

附言

本卷收むる所の**呂宋覺書**は、初め刊行を豫定せし所の**破吉利支丹**を削除せし

ぶための補充にかゝる。又併せて此卷中に加へんと欲したる異國情趣集は紙數と製本との關係によりて亦之を取除きたり。而も豫定の六冊以外の別冊として刊行するの止むを得ざるに至れるは、出版者のために切に讀者の宥恕を希ふ。



立斎廣重画

草筆画譜

全一冊

齋嶋書房

大和屋正鋪并梓

長崎土産目次（新補）

長崎土産目次

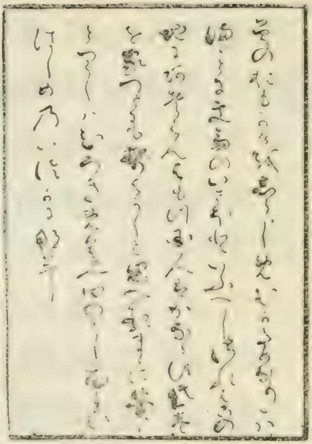
以上

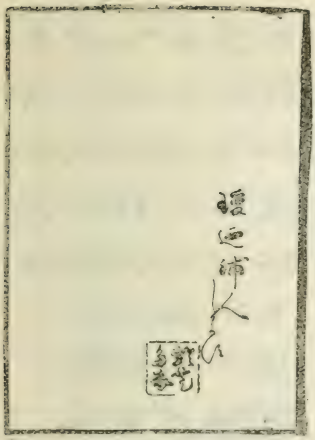
長崎土屋孝
斉東義名勝圖繪之
佐而諸邦祖顯藤而
出寫頃文金玉人丹
青於崎陽山水出墨
寺觀之美紅毛韻寒

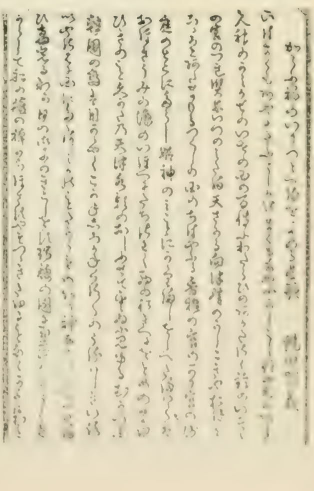
呉趙亞樅等之戴像
名日長崎土屋義依
人入不久氣入寔見
而異知其勝狀壯觀
請題於余余曾讀經
不暇國所聞之國錄

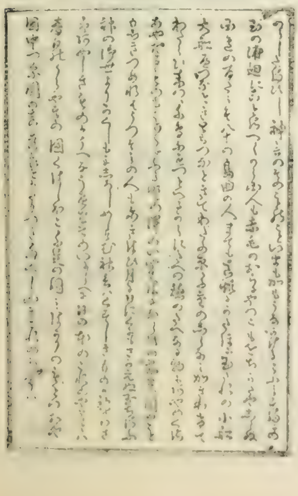
其大搢凱贈王父之云
弘化丁未春二月
青年情慶 鏡田
集畫
莅蕃呉越王孫
錢少甫書

[illegible]





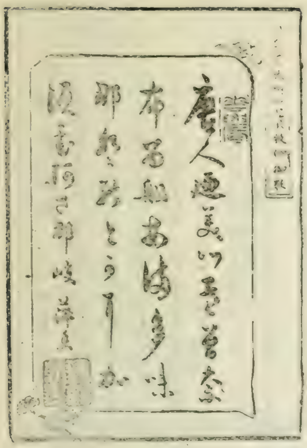


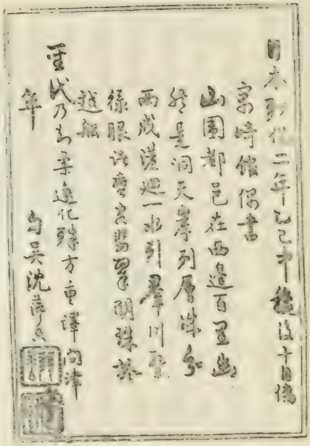


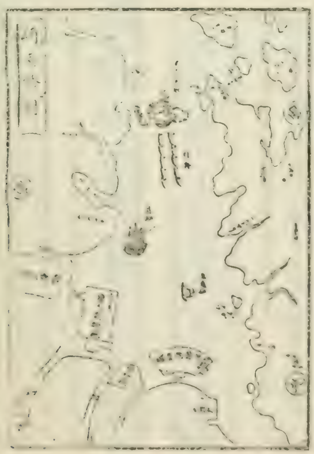
觀清人戲場作歌

中島田翁

[illegible]





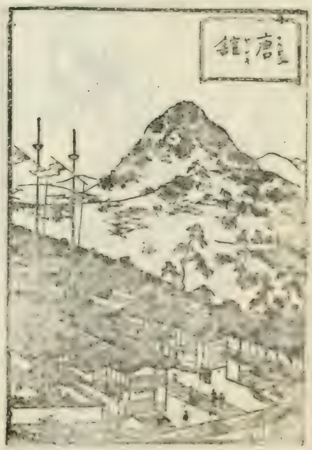



HOLLAND
SCHE




唐船

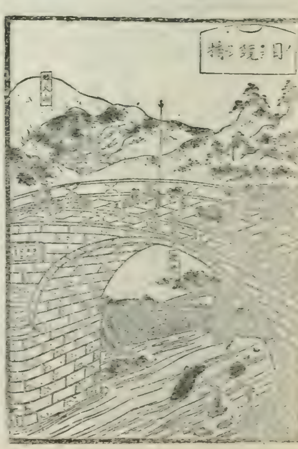


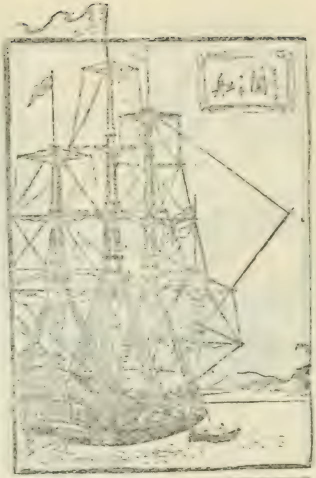

唐館

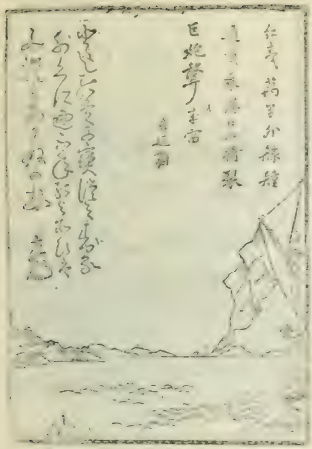








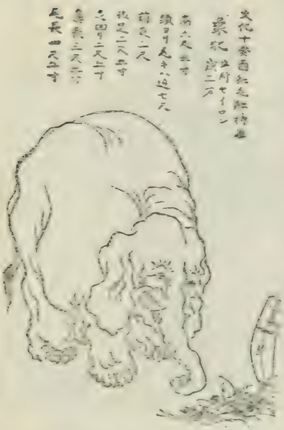




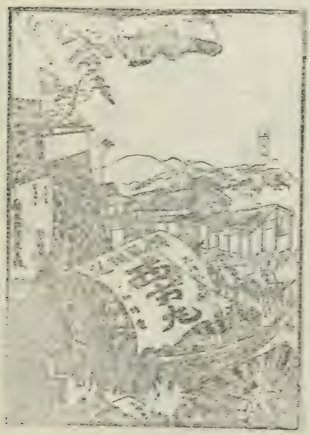


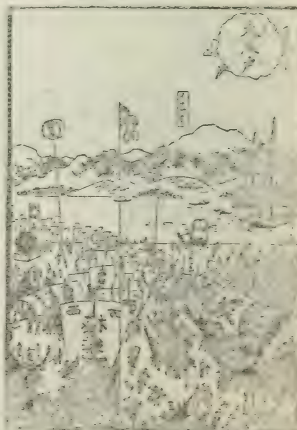


OLIFANT

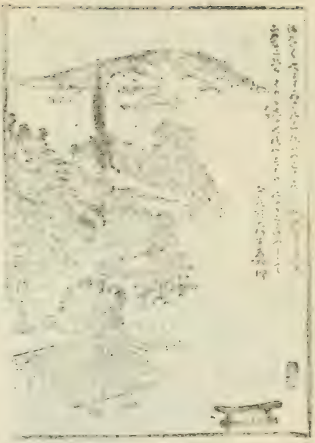

文化十癸酉紅毛船持渡
象牝 出所セイロン 歳二才
高六尺五寸
頭ヨリ尾ギハ迄七尺
前足二尺
後足二尺五寸
足回リ二尺五寸
鼻長四尺五寸

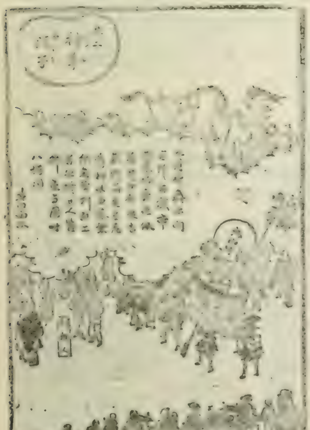








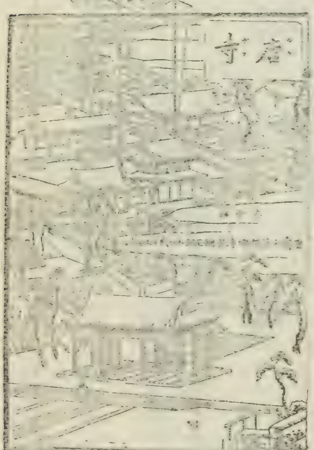




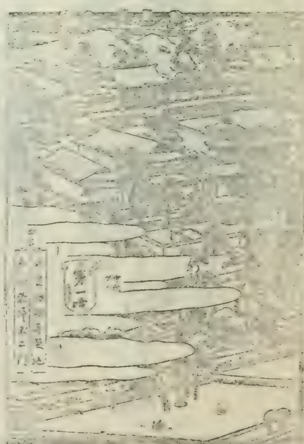








唐寺




百尺紅衫作錦屏重々樓閣逈
蒼冥錄王隔水天然白獅子臨
春分外青十里煙花歸指顧
千家燈火照禪府雲臺梵靜闌
蕭鼓中國帆檣泊晚汀
唐山道人

長崎土産

唐館

唐館造立の事は、元祿元年戊辰九月廿五日經營始りて、翌年の四月十五日に功成就すと云ふ。

唐船の入津する事は夏船冬船とて年に兩度なり、已に港に來り碇を入れて後は、唐人悉く館内に移りゆき、載來る所の貨物、皆新地の庫に入れおかるゝ、貨物運送の時は諸吏是を監し、丸荷役・精荷役等の名目あり。船中人衆の名稱は、正船主 大船頭　副船主 脇船頭　財副 筆者勘定役　總管 一船の諸用を司る　客長 船中客　[illegible]主 船持主　夥長 按針役也、船中水手を夥計と云ふ、按針役は針を考へ、方角を教へ、水手を下知して、船を乗り取る役也、故に水手の長と云意を以て、夥長と稱す、　舵工 揖取役也　頭碇 碇り役　香工 船魂神に香花を供ふ　押工頭 棟梁大工

押工（平大工）　直庫（武具役）　大繚（帆綱役）　一仟（大帆の役）　二仟（第二帆役）　三仟（第三帆役）　亞班（帆柱に上る役）　總哺（炊飯役）

老大頭（水手）　工社（水手なり、長崎の俗コヲシヤと稱するは誤なり、泉州の言葉にてコンシヤと云ふ）　小廝（小者等なり。）

新貨庫、唐館の西の海中にあり、元祿十五年建、唐船の貨物を入れおかるゝ處なり。

唐人踊は、春二月の初にこれを行ふ、土神祠の祭禮なり。二月二日を祭日として、前後三日の間此事あり。土神祠の前に高大なる舞局の臺を設け拵へ、色々に粧ひなし、在館の唐人其事に巧なるもの、種々の衣冠裝束を着け、綾羅錦繡を裝ひ、臺上に出て、歌舞をなせり。其事體は水滸傳・三國志或は稗官小說の內を用ゆるなり。樂器は銅鑼・拍板・喇叭・嗩吶・鈔鑼・笛・大鼓・片張を用ゆ　提琴（胴皮柄ともに竹を以てこれを作る、蛇皮を張り二筋の糸をかくる、こゝんちくの所に橄欖の核に穴をうがちたるを着て糸を留む二筋の間に馬尾を通して、これを以て摺りならす、）三絃（木にて作り蛇皮を張り、糸は三筋撥は龜甲を以て造る、）にて拍子をなす、是他邦に比類なき美觀なり。

金毘羅山紙鳶會

金毘羅山は崎中の北にあり、一名無凡山又瓊杵山と云ひ、麓に曠野あり。三月十日金毘羅大權現の祭日にして、其日は大人小兒各々行厨を携へ、酒樽を擔して曠野にいたり、紙鳶に硝子よまをつけて共に勝負を決す、これをつるばかしと云。蘭人の持渡たる硝子器の割たるを至極細末にして糊に和し、是を苧よまにぬり日に乾し。束ね置、名づけて硝子よまと云。紙鳶の糸凡てよまと云 時に紙鳶を放たんとするに臨で、是を五十間。百間。二百間紙鳶の大小によりて着け、手許は皆平生の苧よまを用ゆ、これを呼て根よまといふ。互ひに此法を以て紙鳶を放つ、野を隔て谷を越て空中にかけ相爭ふ。彼よま此よまと交り、風に乘じて摺合、遂に切れてゆくを負と定む、且風の強弱により勝負の遲速あり。能揚りて切るゝ時は雲に入り霞に消て境を越ておつ、素より業の巧拙、其人の手の裏にあれば、紙鳶の製一ならずといへども、此時や專らあごはたを用ゆ。是則初め崑崙奴の製作にして、風に放ち

て左右するに便利なり、凡つるぼかしに至りては見物の樂みのみに非ず、赤寺時の合圖なり。

目鏡橋

酒屋街にあり、寛永十一年興福寺住持唐僧如定築、是長崎石橋の始め也。慶安元年平戸氏好夢といへる人重修せり。其形の似たるを以て目鏡橋の名を得たり。

紅毛船

紅毛船の來津するは、季夏より初秋に至るまでを候とす。其始め寛永十八辛巳の年なり、今に至りて年ごとにたゆることなし。渡來の紅毛人の名稱は、ヲツプルホーフト（かぴたん）、ハツクホイスノーストル（へとる）、デイスペンシール（對所諸雜費支配役）、ニゴーシシイブツクホードル（商賣勘定役）、シキリイバア（筆者頭）、アシステント（筆者）、ヲツフルメーストル（上外科）、ヲンドルメーストル

下外科　ホフメーストル　厨所役　スネイエル　縫物師、テインムルマン　大工　カピタイン　船頭已下船役なり　カピタインロイトナント　上按針役　ロイトナント　平按針役　シユワヮイトナント　又はカツテツト云按針役見習　デンメーストル　外科手傳　ボーツマン　總水手頭並に帆綱支配人　ボーツマンスマアト　同手傳　シキイマン　荷物入所並表柱よりやり出し迄の支配人　シキイマンスマアト　同手傳　コンスターブル　石火矢役並洋中にて碇綱支配人　コンスターブルスマアト　同手傳　ボトリイス　厨所調並食用品支配人　ホトリイルスマアト　同手傳　コック　料理人　コツクスマアト　同手傳　シケーブステインムルマン　船工、セイルマーカル　縫帆　スミツツ　鍛冶　コイフル　桶細工人　クワルティールメーストル　端船支配並水手夫々の場所に遣す支配人　トロンペツトル　チャルメイラ吹　等なり。

紅毛館（おらんだやしき）

紅毛館は海中にあり、門前は即ち江戸町通り、狀ち扇面に似たりよつて扇嶋と稱し、俗に出島（でじま）と云。館中において年々定れる祝日は阿蘭陀（おらんだ）正月　冬至の後十二日、にあたるを用ゆ　戰勝日　彼國の六月十八日にし

て、日本に於ては芒種な月節の後十一二日比にあたれり　ジャガタラ亦業喇児の誕生日なこなり。此日は紅白青の旗を建て、盛饌を設けなして、館中大に賑をなせり、こゝに食册を挙ぐ。

阿蘭陀正月献立

大蓋物味噌汁、鶏・かまぼこ・たまご・椎茸　大鉢潮煮、鯛魚・鯱魚・比目魚　鉢牛股油揚　鉢牛脇腹油揚　鉢豕油揚　鉢豕頬　鉢野猪股油揚　蓋物味噌汁、牛　蓋物味噌汁・麩?・木耳・葱　鉢野鴨全丸　鉢牛豕研合せ同く帯腸に詰納る　鉢豕の肝を研り一帯腸にむすぶ　鉢豕を研り麦の粉にて包み焼く　鉢ボートル煮おらんだ菜　鉢ボートル煮萵苣　鉢ボートル煮胡蘿蔔　鉢ボートル煮蕪根　鉢豕の臘干　鉢鮭臘干　酒ローイウエイン、セネーフル、アフキ酒、　菓子紙焼カステーフ、カネールクウク、タルタ、スーフ、丸焼カステーラ

凡阿蘭陀の食事をなすには、箸を用ひずして三叉鑽・快刀子・銀匕の三品を以てす。ホコは三股にして尖りあり象牙の柄を着く、これを以て器中の肉を刺し住め、ハアカを操て切割、これを匙にすくひ取て喫ふなり。匙は銀を以て造り其ふち花形をなせり　豫め右の三器と白金巾を中皿に

盛れてタアフル卓子の上、主客の前に各一枚を具す、白金巾を膝の上に蔽ひ置て、一菜を食し了れば、則三器及金巾を易置なり。紅毛人の常食はパンなり。（パンとは小麦を粉にして固めむし燒にしたるものなり）ボートル（牛の乳汁を取り濃く煎し煉りたるもの）を以て諸食に和し用ゆ。又コーヒー（日本の大豆に似たる木の實なり）是を磨し碎き、湯水に入れ煎し、白糖を加へて常に服す、我國の茶を用ふるが如し。

大波戸鐵丸

大波戸は波戸場なり、西衙の下にあり、廣さ東西廿七間南北廿五間、北の方竪十四間横五間半の入海なり。是風波烈しき時、役船を挽入れ、風を凌ぎ、波に便りて置がためなり。側に鐵丸あり、周圍五尺八寸、重さ唐目一千餘斤と云ふ。即石火矢の玉なり。

聖靈祭

聖靈祭は例年七月十四日十五日なり、同十三日の晝後より、家々別に壇を設け、其上に

莚の編たるをしき、〔名づけて聖靈莚といふ〕佛間の位牌を移して並べ、是を聖靈棚と稱す。代々の諸聖靈此夜の丑の刻を待て、我家々に入り來るとて、婦人女子團圝盛饌の設けをなし、門には家紋をつけ大なる燈籠を挑ぐ、これを門燈籠といふ。古風を守る家は深更に至るまで、戸を鎖さずして之を待つ、頑愚老嫗の輩は、實に亡者の十萬億里の淨土より、艱難辛苦して來ると思へり。又棚經と云事あり、雲水の僧諸宗の比丘尼等案内もこはずして、家々に突入して靈前に向ひて誦經す、名づけて棚經といふ、是許多の布施物を利するにあるのみ。同十四日種々の佳饌を設け、朝夕靈前に供ふ、尤料理は皆人先祖よりの仕來り有て、老婆などある家は堅くこれを守て、古式を變ずる事なし。扨此日中の中刻比より、男女各行厨を携へて墓所に至り、酉の刻ごろを待て燈籠を塔前に挑ぐ、一所の點燈或は三十或は四十、新死の家は百餘燈にいたる、是親族知音の贈る所なり。墳墓には豫じめ燈籠掛をしつらひてこれを掲ぐ、諸吏は多く上下を着し、商家は平服にて參詣す。小家下賤の輩は塔前に筵を展べ、毛氈を舖て酒宴を催し、相共に拳を打て興を催す。凡て長崎の地は山々相

環り、其もとは皆梵刹相連なる所ゆへ、數多の墳墓に萬燈を點したるさま、他邦に比類なく。因て羇旅の僧俗一たびこれを視ては、各奇觀と稱せざるなし。扨戌の中刻ごろに至て、山々數萬の點燈漸々に消滅し、人皆山を下りて家に歸る、因て墳墓點燈の間は老漢阿婆の家を守るのみ。又諸國遍歴の僧侶回國六部の徒、家々の門に立ち鉦を叩き木魚を打て回向し、念佛の聲かまびすし。

附法界餓と云事あり、家々聖靈の壇脇に無縁の靈魂を祭り、また供饌の餘りを供ふ。朝夕取おろすに臨んで、奴婢もこれを食する事を忌む、故に非人乞食の輩暮比より小田子また(○は)籠を提げ、これをこふて町々を廻る、名づけて法界餓といふ。

同十五日魂祭り並墓所參詣、十四日の式の如し、此夜丑の刻に到り聖靈流しあり。預め竹を撓めて船の形を造り、麥藁を以てこれをつゝみ、潮水の防とし、帆柱を立て白紙をつぎて帆とす。帆には極樂丸・西方丸・弘誓丸・淨土丸、或は六字の名號・七字の題目、各宗旨に隨ふ所を以て大書し、又は觀音・地藏の像を畫き、四更の鐘を聞て皆茶を煮て靈魂に供

ふ通俗是を三番茶と云、まさに流し送らんとする前、家々かならず煮て供ふるなり、暫く有て供物の温團菓實の類、悉く壇上よりおろして藁船に積み、舳艫には數十の竹の筒を設けて線香をたつ、種々の燈籠を小さき檣の上に挑ぐ。吏人巨商の家は奴僕これを肩にし、貧賤のものは父子兄弟これを舁て、海濱に送りゆく。素より船具の設けなし、風に任せて飄蕩し、水面に飄り出、恰も船の順風に送り洋中に漂ふが如し、通俗これを聖靈流しと云ふ。町々小家下賤の輩は、家ごとに舟を造らずして、近隣町内もやひて巨船一艘を製作して、相共に供物を積み、家々より燈籠を持出て、舳艫帆柱等にあまたの燈籠を挑げ、外に造り物をなし、船の先に立て町印とし、途中鐃鈸を叩き、鉦を鳴し、同音に念佛を唱へて送る。其聲喧しくして、乳兒もこれが爲に睡りを覺すにいたる、通衢観る者堵の如し。流し場は多く大波戸なり、見物の男女見帬肩をすり群集をなす、新死の家は若聖靈と稱し、興家名殘を惜みて五更に至る、前後の賑ひ曉天にいたりて止む。

諏方社

諏方の社は、長崎鎭守の神社にして、祭る所の神三柱なり、中、諏方大明神、左、森崎大權現、右、住吉大明神なり。往古は三社各別所にあり、鎭座の始めを詳かにせず、これを奉祀する事已に久し。爰に肥前佐賀の住靑木賢清（舍重院と號す）其先は大職冠鎌足公の孫、太宰少貳藤原廣嗣廿六代の後胤、靑木中務大輔藤原鎭永の三男にして、頗る勇氣あり且武術を善す、故ありて山伏となり、役の小角の道を學ぶ。元和中始めて長崎に來る。然るに元龜天正の頃より、蠻賊來りて脅かし犯せしより、鎭内の神社一時に沒倒していよ〳〵微なり。賢清こゝに慷慨し、前の宮司の孫、公文九郞左衞門に謀し、三社を併せて同殿に祭り、長崎鎭守再興の事を謀る、九郞左衞門大に歡び、一封の讓り狀を賢清に與ふ、是に於て書を致して京師吉田兼英卿に達するの處、卽ち雜掌鈴鹿采女正に命じ答書して許容あり、實に元和九年春二月なり。翌寛永元年官に申し社地を願ひ請ふ、圓山の地（今の松森是なり、正德四年此地狹隘にして、祭祀に臨

んで便ならざる上與二、　を寄附せり。これよりして後、賢清いよ〳〵精誠を抽んでゝ欽崇する事圓し（今の玉園の地に遷宮あり）。同九年紫英師より更に金亜院を宮司とし、其子伊兵衛永忠を宮内大輔に任じ、祠宮に補せらるゝの許しを蒙る。同十一年祭祀を修せんことを請ひ、官府の許諾を得て、九月七日九日を以て卜し神事を行ひ、神輿御旅所に渡御あり。又御供町と號し（通俗神事町、又踊町と云、町ごとに凡七年を驅て、是をつとむ）長崎七十餘町の内十一町、府衙にて圖をとり次第を定む、即ち舟津町・本博多町・樺島町・平戸町・新紙屋町（延享八年改て八幡町とす、）・麹屋町・馬町・本紙屋町・濱町・銀屋町・諏方町これ其時の順列なり。翌十二年丸山町・寄合町（二町即遊街）より官廳に乞て遊女を出し、猿樂の曲舞或は切の舞をなして（是を小舞と云、小舞を始めしは高尾・音羽といへる二人の傾城なり）廟前に献す。これより後内町外町の諸町これに慣ひ、兒子をして種々の踊を催し、其後に從はしむ、今猶華街の諸町に魁り、踊を献するはこれを曠としよれるなり。然るに寛政年中故有て、七日九日を改め、九日十一日となす。因て御供の町々は重陽の日をまち曉より踊を出し、踊に今様本踊・唐子踊・風流獅子舞踊・薩摩踊・角力踊・狐竹升踊あり。笛・太鼓・三弦・嗩吶

囉叭を以て、それ〴〵の踊に應じて拍子だて町々の趣向一様ならず。又一町の踊ごとに笠鉾と稱するものあり、是竹を組、笠とし、大さ五尺輔の如く、羅紗・猩々緋・色䋫・宋錦の屬ひを用ふ。又金線を以て人物・鳥獸・花卉・樂器等を繡ものにし、笠を環りて下に垂しむ、これを呼て下りといふ、其形花蓋に似たり。上にはさま〴〵の造り物をなす、名づけてだしと稱す。だしには行草篆隸又は國字にて町號を書し、右笠鉾を踊の先にたて目印とす。踊の跡には其街々の人々上下を着し、各奴隷に挾箱を持せ、儼然として列を正しくつき従ふ、諏方の長坂には（諏方の二の鳥居の上、すいじん門の下にあり）一郷の壯若雲の如く集り、棧敷には他邦の男女蟻の如く群り居る。踊りの始まるに臨んで、衆人褒貶の聲天地を轟かす、同所の踊終りて、諏方・森崎・住吉の三社の神輿、御旅所として大波戸の假殿に降臨あり。此日は北馬町・南馬町（是片側町なり、南北を分ちて二町とす）勝山町・櫻町・豐後町・新町・堀町・本博多町・島原町・外浦町を以て通り筋とす。家々には竹を立並べ簾を垂れ、幕を張り座敷を粧ひ、美酒佳饌を設けて賓客を饗應す。（これを通り見物といふ）辻々には男女老弱、嬰孩を抱へ、童稚を携へて視るもの堵の

如し、踊場は第一諏方社。第二西衙。第三御旅所。第四東衙。第五岩原郭。第六代官。」土間々題刻を立ておざる。是よりおもひ〳〵知音の方に至る、凡そ踊場ごとに遠近の士女田夫野嫗、肩をすり、見物群集をなす。

御旅所に唐人桟敷あり、在館の唐人数十人こゝに至りて踊を見る。素より唐子踊と称するものは、唐土の風俗に做ひ、水滸傳。三國志等の諸書より抜き取り、或は桃園に義を結ぶの踊り、猶護讐を報ずるの踊、又は草廬三顧、呂望投綸、布袋嬰兒を愛する等の趣向、其数舉てかぞへがたし。四五歳の稚兒も相雜り、我國の衣服を着け帽子を着、華音の歌をうたひ、喇叭。嗩吶。太鼓。笛を以て拍子を爲すゆへ、見物の唐人おのづから故園の情を動かして、涙を流すもあり、又は輿に入て硝子の笄。鉛錫の指環、これを擲して踊子に投與ふもあり、羈客おの〳〵其光景を見て、感をなさゞるはなし。

又南人の桟敷もこの所にあり、然れども是は其年の在館の甲比丹の心によれるがゆへに、年々定式にはあらず、若出て見る事あれば、甲比丹。遣登留輩おの〳〵倚子に憑りて

崑崙奴あとに從ふ、四方の觀客却てこれを見て、奇觀とし愉快とせざるはなし。甲比丹大波戸に出る事あれば、出島門前にも棧敷を設け、るすゐの蘭人どもこゝにありて踊を見るとなり。

同十一日大概九日の式のごとし、兩遊女町並に町々踊の趣向を易ふ、此日は外浦町・大村町・本博多町・堀町・本興善町・豐後町・櫻町・勝山町・兩馬町通り筋なり。踊場は御旅所を第一として、西衙・諏方社これに次ぐ、また安禪寺廟前に踊を獻するなり、其外九日の順列に準す。

神輿渡御、九月七日丑刻社司神膳を供し、神樂を奏し大祓を誦て、三柱の神を神輿三基に遷し奉り、寛政の頃より同月九日をトし、社頭踊の終りを竢て、御旅所の假殿に昇入、行列の始めには大鉾　勅裁綸旨・弓・楯・鎗・長刀等の神具、其數勝て計ふべからず。神輿の後には社司輿に乘り、下巫の面々は騎馬にて供奉す、一郷之產子、幼稚の者は白張烏帽子を着て、奴隸の肩に踞し、遠近の士女雲のごとくつき從ふ、實に壯麗なる粧ひなり、以前は通俗七日を御下り、九日を御上りと稱しけるに、今九日十一日をもつて御上り御下

りを唱ふ。神輿は長崎村の農夫あらかじめ齋戒沐浴して、多勢打圍れでこれを肩にす、里長先にたちて警衛し、藥師寺氏神寶の次第を糾して啓行をなす。其外の諸吏供奉絡繹として排行嚴肅なり。神輿御旅所に遷座あり、十一日還御の儀式九日の如し、此日廟前鹿を供す、時に湯立神樂あり、其事終りて流鏑馬始まる、觀るもの堵垣のごとし。其等の式終りて互ひに相賀して退散す。

神輿行列の式

但神輿を舁き神具を持つもの烏帽子白張を着す、下同じ、

大鉾五本、皆白の絹を着く、三社の御紋藍にて染む、御紋は梶の葉（諏方）三蓋松（住吉）三つ巴（森崎）一本ごとに雜民三人にてかはるがはるこれを持つ　猿田彦左右に脚立持なり

六つ、御旅所にて神輿三基をおく　百合匣人々これを肩にし、途中所々にて賽錢を受く　弓數十張、二張立にしてこれをもつ　容總　柄　長刀數十振あり

鎗數十本　猩々緋虎皮投鞘鎗數十本　刀筒數十腰　太刀白鞘の大なるもの一振あり、高力氏の奉納する所なり　法性造胄

獏に入る　四神鉾青赤黒白絹旗を着け一本の頭ごとに朱鳥玄武青龍白虎の四獸をおく、　獅子二疋、緋緞子を以て身體とし、途中二人宛にてこれを被る　蓋數十　小鉾數十　纏數十　笏臺においてこれをもつ　割竹二人、左右に立てこれを曳く

勅裁綸旨　諏方社取締掛街長　社用人　猿樂師　當人町街長　太鼓　神鏡臺にして青糸の綱をかけ、四人にてこれを持つ　藥師寺氏　長崎村里長　神輿三基、一基ごとに駕を用ゆ　大宮司位階の裝束を着け肩輿に座す、　祝部乘物又は騎馬、時により同じからず　神馬三疋　社家數人、騎馬にのる　此前後一縛の男女跟從ふ、これを御供と稱す、これより後諸吏供奉あり、こゝに略す。

附神輿御供排列の後、華街兩町の傾城幼より長に次第し、左右に立並び、舒々として御供す、錦繡の袖、綾羅の裳、翩飜と輕風に飄り、金釵銀簪白日に輝き、淸香衣を撲つ、其行列亦嚴重なり。遠近の遊冶兒これがために魂飛び神馳て、皆鴛鴦の契りを冀はざるはなし、亦艶陽たる美觀なり。

祝島

祝島、或は硫黄島、深堀の西にあり、長崎圖志に云、もと島の北を呼んで松浦潟とし、南の濱を薩摩潟とす。古へ遣唐使の船多く此所を過るによつて、遂に其名を命ぜり。今蕃夷の來貢するもの、皆こゝによつて路を取る。相傳ふ嘗て俊寛等こゝに流さる、後深江によぎりて歸れりとぞ。古來平家物語に治承元年平相國の命として、丹波少將成經、平判官康賴、僧都俊寛三人を、肥前國硫黄が島に流す、二年安德帝生れ給ふ、命じて天下に大赦を行はる成經・康賴赦免を得たり、獨俊寛のみこれにあづからず、二人甚だ憐みおもひて竟に俊寛を伴ひ出て、鹿背の庄に入しが、俊寛つゐに鹿背に於て病て死しぬ、しるしの墓存せりといへり。盛衰記・龍造寺家の日記の説もまた同じ。然るに今の本誤りて薩摩の國に放たれたりとす、薩摩にも亦硫黄島あれば、疑らくは是其名の混同せしものならんかとぞ。島の内に僧都の蹉跎石・成經漱水等の舊跡あり、こゝに長福寺といへる一小寺あり、

堂前に石碑を立て銘を勒す。

御崎

御崎觀音寺、圓通山と號す御崎村にあり、和銅年中行基菩薩の剏むる所なり。往昔は規模雄莊にして數十の僧房ありしが、後元の賊徒邊を侵すに遭ひ、殊にこゝにおよんで遺り存する所なし。天文六年御崎備後守源廣重かさねて建つ、寛方四年僧良圓募り修む、今寺の前數頃の田は即ち古寺の遺趾なり。供する所の千手大士は行基菩薩の嘗て長良の橋の梁を取りて、七軀の像を刻むこれ其一なり、其材は榧の樹なり、立身高さ七尺其製恰も長谷寺の像にひとし。此寺昔よりの勝區にして、靈跡極めて多し、元亨釋書に釋叡好嘗て横川の勝行と同じく諸の勝地を遊歷して肥の御崎にいたるに、奇石異木ある事世にまれなる所なりと、いへる是なり。

唐寺

唐寺は興福寺東明山と號す、元和九癸亥年建、開山唐僧眞圓にして南京寺なり、崇福寺聖壽山と號す、寛永六己巳年建、開山唐僧超然福州寺なり福濟寺分紫山と號す、寛永五戊辰年建、開山唐僧覺悔漳州寺なり之三箇寺なり。

大釜

崇福寺にあり、萬人鍋といふ、鍋の大さ四石二斗を受く、天和二年當寺第四世唐僧千呆これを鑄る、此時長崎飢饉にして粥を煮て、多く餓莩のものを救ふと云ふ。

關帝堂

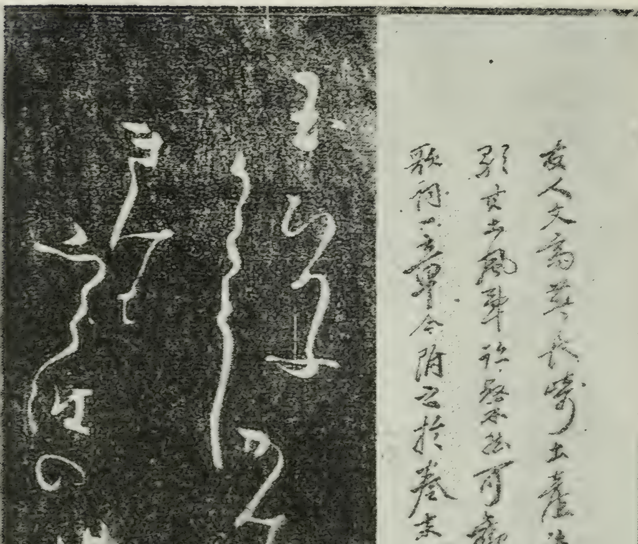
關帝は蜀漢の關羽、字は雲長なり、もろこし元•明以來代々殊に尊び奉じて、州縣ごとに皆其祠廟有て、普くこれを祀る、關聖帝君と稱す、唐三ヶ寺皆奉祀せり。

媽姐揚

唐船湊に入て後、媽姐揚といふ事あり、素より船ごとに媽姐棚とて、船魂の神を祭る所を設けて、天妃の像を安置し、海路の患難なからんことを朝暮に祈る、既に湊に来り碇を入れて後は、船中の唐人悉く館内に移りゆきて、神像を保護する事能はざるを以て、唐三ケ寺に輪番を追て捧げゆき、在津の間の奉護を托するなり。其行装は香工船魂神に香花を供する役、の唐人二人、燈籠を左右に持ちて並びゆく。次に銅鑼を持つ二人左右に並ひもつ、次に直庫長さ六尺計りの棒の頭に、赤き木綿を結びたるものなり、これを操る者をテツコフリと云をとる、其次中央に老媽の像多くは木像にして、後より開扇をかざしたる像なり、左右に侍女の像あり、或は前に千里眼順風耳の像、又は神虎を置もあり、神虎は土神の使わしめといふを臺上に安置して是を捧ぐ、後より蓋傘を掲げ、守護の唐人両三人譯司吏目附添ゆく。途中十字街に至ることに、銅鑼を鳴らし、直庫を振る直庫をとる者は、長袖の紫衣を着し、帽子をいたゞき僧形をなす、まさに振らんとするとき、先づ直庫の袖の上に横たへ、両足をも

つて地上に心の文字を踏むといへり。振り終つて東に行んと欲すれば直庫の頭を東に向け、西に行かんと欲すれば西に向く、南北もまたかくの如し。然ふして上下に轉じ左右に振り、手足進退種々に曲節をなせり、其手段數曲あつて曲々皆名ありといふ。其間銅鑼を打鳴し曲勢を助く、寺に至ては山門・中門或は關帝堂の前・媽祖門・媽祖堂にて銅鑼を鳴して、頻に直庫を振るなり。他人若過ちて其前を犯し通る事あれば改て振り直す、ひとへに障魔汚穢をはらひ除くのしわざなり。其後老媽の像及直庫を媽姐堂に納めて、館内に歸るなり。出船の前此像をもとの如く守護し歸りて船中に安置す。實に　聖朝の德化廣達にして異邦の來貢絕ゆることなく、唯長崎の繁榮のみならず、亦四海の繁榮なり。

長崎土産　終



江戸渓斎池田英泉
義信門人

文斎磯野信春著併画　文斎

浄書　赤松霍洲

剞劂　江戸　石上松五郎刀

唐紅毛小間物衒土産之品数〻　長崎画図異国人物錦絵板下直奉指上ル

長崎今鍛冶屋町角

弘化四丁未年春正月發兌

大和屋由平寿梓

瓊浦偶筆

瓊浦偶筆

余壯游于二毛間。途出山中。見丈人與僧偕行。乃謂余曰。斯棐々者。無乃獨行與。蓋與我後先相從。余曰不敢請耳。遂相與三日夜。因視其起臥行止。僧專其所。丈人則大畏縮之。而以齒言此。丈人之於僧。實大父行也。余怪問僧曰。汝將奚適。曰吾則東西南北之人。夫丈人者汝之鄉人與。何其恭遜之甚。曰。人也竢男女嫁娶既畢。與我訪求斯道。今既歷十有餘年。其所以敬我。時爲有三寶故也。余曰。苦哉。吾少長乎人間。世徒知有天下國家。焉知復有寂滅之教。今既邂逅相遇。是天之假良緣。二子試發一言。使我得聞之乎。僧曰道豈可言得之乎。余曰。然。汝不能靜處一室。豈以爲足得之邪。僧不應。乃顧丈人。逌然一笑如有所得。自是三人者相言爲樂。僧每不如丈人。丈人僅能與余言也已。臨其將別。余執僧手語之曰。汝勿以形骸驕人。夫茹蒿芹。披緇艾者。然後皆爲有道之人。則天下之爲僧者皆佛

也。倍又不慊。乃顧丈人。亦似有不滿之色。蓋借之見觀。固宜爾々。於丈人乎何有。
唯爲習所錮也。凡今之人游于長崎。往往漢賈。其不爲丈人者殆希矣。余讀澤弟
侯所著瓊浦偶筆。而後始知往古今制不槪見載籍者。其他則土地所生。風氣所
異。及日用瑣褻不可闕之事。未嘗以文學號而質焉。可謂卓識矣。答雖不足酬其
問。而亦有稗於學者。則可以傳焉。況其紀行循記之類。有大可觀者乎。詩曰采葑
采菲。無以下體。弟侯有焉。嗟乎。文官于斯。緣飾以斯文者。皆如弟侯之處彼。彼亦
自生畏敬之心。不以形骸賤人。終至于不能譸張無稽之說。則不亦四海大快乎。
及來徵余言。題其編首。以告世爲丈人者

金峨井純卿撰

踏海紀行

兎道 澤 元愷 著稿

安永甲午之秋。八月八日。亭午。羣駕至室。此日以雨不上船。我曹才休半日之肩云。司驛事繁。自七月十八日先駕發東都而来。惟日徧々。不能措意於山水之際久矣。初登金川之丘。呼墨斗將記可記。里正亭長。相集請命。乃擲筆而起。而程谷。而戸塚。而藤澤。巠亦如此。宿北條氏之墟。因謂函嶺之嶮。不可不記。平旦復先駕而發。出治城可半里。路已羊腸。時々闖轎窓。炬火數十。夾我前後。疑將茶毘余耶。東方已白。舍轎而步。同僚憩店。乃憩乃飲。故態大發。路愈嶮。意愈暢。亦復舉白無算。漫誦青蓮蜀道之詩。使氣登坂。傔僕趁而告。駕至駕至。急呼轎而乘。復下視

事。文思索然。難與出關。可惜矣。湖上之觀。然雖譬萬狀。草閣看者。猶觀雲而過。雖則觀雲。富山之舊因。豈得遽相忘耶。何況巴縣吉原之勝。嗚乎天地一尤物也。嗟昔踰坂之日。心約再登。至今不果。怨耶非耶。嘆冒累而不見。時自遣別者。舍此其復何奇。足文此行。須磨赤石之勝。亦無為作記。既而轉繪變寫。萬頃一碧。島嶼磊落。如棊子之在局。如瑠璃盤上之璧。其名可辨者。若島。鶴島。三蟹。大高。其兄挺者。為江島。為豆島。金崎之觜。與毛振相對。室祠巢立其灣中。而岸上民屋千數鱗次。亦海路之一勝也。然地以包海。而山環其外。是以無處立錐。宜哉。我舶僅頃數里。徑奈波。抵石神。石神一呼坂越。昔轉而字依訓也。海島之名。不可辨者。皆此類。石神亦一聚落。適則小嶼有黑島。鎧島。隣石神者。名尾崎之濱。又五六里。一山流入海。名曰赤穗岬。山趾有祠。乃古史所謂伊和都比賣神也。赤穗城在目下。距海濱可二里余。同行人々。豐々譚大石氏之忠義。彼亦一時苦。因問余。以太宰純四十六士論。余欲辨難為言。呼酒傷之。船行半更今用六十里一更之法、陸路亦借用山里法、播磨往。而備前來。

徑大多府。不舍泊。筏渕。頭島。而得牛關門。亦一大泊所也。相傳神功后征三韓。水牛出護鎮。故有此名。然字或作宇志。亦好事之謬耳。其作窓者。自關風轉用關門爲窓之義而謬爾。自室至牛窓。凡一更。渾在未申之交。上柁樓遠望。海中皆島嶼。其麗不億。何以一一紀其名。而由無奇峯。水唯蕩雲。送日而已。偶有足譽。棹手柁工。何能專對。唯豆島之陂阤。偃蹇於其間。應泊牛窓。而畏有秋風。嘗止不止。又行可半更。經蓬崎。大子島。而稍出崎之渕。夜將三更。忽咿々作聲。起而睹之。水手倉惶。挽錨復進。行十里。乃泊手島。手島亦屬備前國。十日黎明。以待潮。食時發纜。適上蕩二島日企。則讃與備。兩地突出。似將相倚來侑者突。其間僅十數里。作聲可答。遙望五劍之峯。不必待問而知之。吾友伯和嘗遊其地。據其狀。以余語之。奇險可想。屋島之山連簇。一轉爲象頭山。其濱則志渡高松。昔時羅虜之困於源豫州。人與昔今已突者。近則大槌小槌。相對作門。俗呼龍宮門。門前綠島松島。點々相纏著。塩飽之七嶼。自餘無名小渕。布置其間。倏由象頭。復出沒其間。須臾改觀。不可

端倪也。蓋闘壇他之島。彷彿千里。民屋充塞。宛然都矣。而租調唯是庸。播軍於官船。余所乘之水手。亦皆島人也。適壇他赤島。則雁戸口。維昔佐藤潮顧為假乗船之處耶。予嘗稱吾家先世。不但錯。今廬誇賈勇也。其賞賜之地。占其島嶼。今則小山在地。桑田之變。何足深嘆。日暮至下津井。此亦室津千戦。比岸櫓其。青帘時相望。豈當燧灘遊人耶。今合艣而升。有禁。待漁舟來買而烹之。相飲相歡。亦復一時而已。十一日。向風逆潮。舷鏘鏘。舍聚一處。將何相講。日聞呼帆聲急。忽破余睡。起登飛廬。衆船亂行爭先。其復何役。余則尋詢洲嶼之名不止。皆備人所轄。櫃石。辨于。大小提島以西。行凡二十里。泊亭島。小泊。此亦余番諸公事。蓋十二日復雨。食時發水島。從此已西。隷備中。阿部侯治城在近。其司船役使。董舳數十。引挽我船。又使使贈遺焉。瀆海之邦。歳然。是日余與故記。所過大約。小樽加納。浮嶼。智士。多加。佐奈。諸島在焉。行又半更。抵白石迫門。海之港口。是謂迫門。可泊之處。是謂渡門。大抵白石峡已東。島小而多泊。出峡則海勢鴻洞。島峯而大。距白石十

八里。有鞆湊門。鞆讀二合。音獨木。亦一通邑也。古來有名于酒。亦有折柳持觴云。地則屬備後。距此十許里。泊曰阿斧兎。望之嵐烟蔟々。紫翠當反照。稍近怪巖特起于沙際。其上構一小堂。廊廡遠通。如覆斗然。一奇也。堂置觀音。有寺名盤臺。地足可遊。亦傍觀徒望而過。十三日別邑。正東風急。船行駛快。徑田島因島。而風微轉。勢如萬馬並奔。激則飛入我座。余素患注痔。被覆而臥。臥而問。乃告。此名道士峽。相傳。豐閤白征朝鮮。船泊于此。有道士。升船獻物而去。公使人尾之不得。故有此名。余謂公之踏躪三韓。其勢覆鎮。堂々大邦。爲之鼎沸。勇哉。異人陰助。亦或然也。臥而不動。船抵蒲刈。又告。昔者平相國。每謁嚴島祠。患海路迂曲。卒破山通海。是日御門。余遽然起而望。罵曰。猜公汝嬲我耶。渠縱令得寵於天女。何得遽然。然其辭之溢。亦相國之威武備。船泊加詩。日亦俱西。厥明仲秋之望。海上平穩可眺。西南伊豫。東北豐也。而佐田岬與左峨關。奇勢相迎。趨此大西洋。紫瀾滿滄。觀念壯。意不復在洲嶼之際。行可半更。稱仙巴泊。仙巴周防之山。山足浸海之處。亦名

云爾。過此大小礁黃島。相傳。島中有童有王之墓。誕亦至此拙者。日沒船抵上關。暗昧不詳地勢。唯兩山相對。海路在其中。灌洩如逆流。如入石門。而兩岸喧嘩。何富。問之果是一馬頭。昔時置關宜矣。海面燁々。月出兩山之間。一行船人。競起開戶。余亦酒詩膓。小詩首々。拙速誇俗。將嗜郵人眼。可恥矣。望後一日。距關二更。有泊曰笠戶。不至笠戶。沿管松而行。一島不甚大。沙背細而長。松樹森列。蒼翠襲我船。明爽淡々。眞如畫。亦憾不俱伯和。其他地不同。而觀則不異。無可記者。泊母奇島邊。有小島名龍王。其側呼龍口。泊所也。諸侯行人。檣纜相望。下從本山碕。時太山陶氏之故墟也。陶晴賢殺其君。一旦霸于西陲。卒爲毛利氏死於嚴島矣。此夕將泊田浦。比抵長府之濱。日將下舂。維昔　仲哀天皇行在所地。今猶有原廟。所謂豐浦宮。神功后所築長堤。及乾珠滿珠之島。皆相近云。已抵田浦。諸侯行人。魚貫而進。余專爲之小相。何邊回首極浦。日已浴海。赤馬之關。早友之祠。皆晴裡過。卒泊內裡之墟。壽永之役。乘輿沒海。變亂寔極。翌十八日。望門司關。吊古戰場而

過。抵小倉下船。驛吏街長。亦復齊至。待蘇旛之臨。自茲事務復紛然。然蘇旛之所指。如風偃之草。汎掃供給。奎盛。誰則當乎。裕我亦已甚。文之余所不欲也。而九州之地。峯奇水明。民俗淳朴。頗存古風。自發東都。閲月兩回。八月二十五日。日出至長崎鎮府。

詩海紀行 一卷 （[illegible]）

[illegible]

瓊浦偶筆 卷之一

兎道　澤　元愷　著稿

盈科之水。其長十餘里。廣則在二里內外。而深殆無底。夾之以連山重崎。名曰長崎。仄聞西蠻能航九萬里之海。而獨長崎爲天下第一泊所。余謂多不誣矣。赤縣之州。固亡論。大凡西蠻所謂。亞細亞。歐羅巴。其瀕海之萬國。下碇於此。以通有無。至今海舶輻湊。其殷富亦宜矣。古昔稱福富之津。是耶。其稱瓊浦。因神功后鎭懷石事云。今茲甲午之秋。官遊此地。事物莫非飛耳長目之具。亦我林祭酒之賜哉。略記聞見。供他日之說話爾。

八月二十八日。鎭臺巡視海口。余與(帝本作輿)謁者事。別色抵西府。而兩臺乘船波渡。余以單舸先抵西泊衞。衞所肥筑侯臣。輪當番居。兩臺步入衞所。遂登銃

臺。復駕船抵戸町衙。行登小瀬望洋臺。臺在小山之巓。靉靆遠望。則五島隱然於雲烟之中。余則在蠻館而待至。至則蠻酋出迎門左。譯官銜頭。叩頭庭上。兩臺遂登樓。樓則蠻西甲必丹之居也。硝板隔外。雲帳用黄緞。榻子纍々。裝以錦繡。四面掛玻璃鏡及書扁。亦皆用硝板覆。反照相暎。殆眩人哉。水晶宮奚若。外面露臺。列置玉壺。壺中種々。咸海外之異。見而可觀者。蛟子。竈龍。瀰猴之孕。兩頭之蛇。盆則異帥奇木。不能盡記。自鳴之鐘報時。人不必奇。獨自鳴之簫奏（頭註、編(ハルコウル)簫）樂。何其奇哉。下樓。則諸司局連簷。一部考工記何讓。其他大武數十元。羊豕雞鴨。亦皆有主宰焉。花園樂圃。則在宴息樓之側。樓上爲鬪丸之戯。其法甚奇。丸如雞子大。蠻人執竿。相對刺之。兩丸相擊走盤。蓋有巧拙勝負云。兩臺不卜夜而歸。

其瑩檢於蠻舶。舶大如廈屋。如山嶽。樓櫓百重。上懸五色幡幟。桅上有棚。棚下細條。如蛛網。閣老(クロンボ)奴上下其際。如行平地。捷於獼猴。內則含伏佛朗機數十。外則牛革包裹。塗以馬油瀝青。梯則藤結縣度。登則舶長夥人。脫帽作禮。黧面黄髮。眼

睛碧綠。若無由而至。魑魅罔兩。誰不驚走。既已睹事。因就譯官而問前制度。不能詳。姑期他日。

重九之日。鄉人祭土神。先是。移神輿於假殿。此日還祠。祠前設觀臺。兩鎮諸隣歲登。既而俳優諸舞次第進。舞樣多模唐山。蓋學之唐商云。讀畢兩臺謁祠。祠曰諏方。枕山之腹。規模頗宏。祠頭下瞰。小哉蕞爾之邑。管闔戶不過四千。而人口餘五萬。轂擊肩摩。吁巧拙之民何多。

節後一日。兩臺巡視市井。余與同僚先行。閱西阪庫藏。有豐公征韓所用戰艦一隻。其制奇異。頭尾俱圓。不用櫓檣。轉機於內以行。他有艇舩數種。其明。諏方祠後宴演劇。余亦與焉。猿舞五番。雖不足悅目乎。觀者如堵。亦輕剽之然哉

九月既望。有事唐館。館中自一壺天地。比宇連檐。每戶書門神。掛聯額。招牌亦用堂。酒店獨關當爐耶。蓋心之具。借之我。縱使目悅心爽。均是亞子喫瓜(舊本作瓜)哉。此日有喪事。雖不云其易矣。柔毛翰音粗具。雖不至寧戚乎。賓主拜哭頓顙。

但無奈髡頭故服耳。於乎。堂々禮樂之邦。忽爲西爪（常本作瓜）田。可舉而嘆哉。

故事。蠻舶以九月廿日開帆。九州諸侯。以此爲瓜期。十八日唐津侯至。十九日筑前閩侯至。皆在邸。待蠻舶銃聲而起程。十九日二十日。並余棲于蠻舶。先取帽硝銃箭於西阪藏。而還與蠻舶。初舶入港時。收箭藥兵仗。亦故事也。自此之後。筒登乃發。上掟乃發。事々必發空銃。每舶大銃卅餘口。每銃用藥三斤以外。銃手發用呼筒呼命。左右應聲而發。黃霧蔽人。咫尺不辨。聲如叢雷。轟閒座底。餘響振動。遠聞百里外矣。

或謂。和蘭長伎。船與銃耳。以余所見。誠然。銃筒數種。有如杵者。二丸大如斗。用鐵筋相連。有如葡萄者。小丸數十。以領相繫。其餘大小重丸。或內空鑿小孔。或大丸孕小丸。不一而足。鎗戟雖有。恐不能殺人。劍亦薄片如紙。屈之可作輪。自我觀之。不知濟何用。船舶之制。余所見者。舶身長三十丈。廣五六丈。深十餘丈。厚板數重。外面覆革。釘之無間。塗以歷青。光澤可鑑。望之漆塊湯々焉。兩檣長十餘丈。橫

木作十字。布帆大小十數張。帆綱交結如網羅。又有幡幟。掛其間。船腹三層。每層開雀窓數十。以　瓈嵌之。檣上飛臺。置木偶。置小銃。若大銃則左右列置三十餘門。又藏數門於船底。以備不虞。亦以爲鎭。相傳。戰艦之銃。大如車輪。放之能裂石城云。

長崎波渡涉際。有礮筒一隻。大可二尺。主人云。古昔蠻船所載來者。或謂。欲令外夷知我善用大礮。故置之。以威遠人。未知孰是。衡之得重八百五十觔。其大周五尺六寸。古昔西南諸蠻之來。未有禁令。則載車輪大礮。或有之。今西泊衞有南蠻製大銃。見存。

余嘗著著萬國圖說。而稍未脫。如今質之荷蘭通事本(帝本作木)榮進。松君紀。而得解其惑矣。二子之贈寔多。其不繫屬圖說者。姑錄備他日之參考。

地球周圍。入爾馬泥亞海路里法。凡五千四百里。中心横截直徑。一千七百十八里。入爾馬泥亞一里。當日本一里十二町百三十尺。和蘭道里法一里。當日本

一里十七町。海路一里。當陸路一里三分里之一。

歐羅巴。於四大州最小。緯自三十六度至七十一度。西洋法。東西爲經。南北爲緯。亞墨利加。北緯三十六度。至南緯三十四五度。其經自二三度至六十七八度。地中有海。海濱之國曰巴爾巴里。曰度爾獨見偉立亞西則大北海。其國曰尼及亞西亞。曰鳥匿亞。曰工鄂。曰葛叭布利亞。南地稱葛亞不怪具島。煙忽屋不在。東曰莫諳木太彼亞。曰木諳摸榿。曰剛孤詔微爾。又有西紅海。其瀕曰牲平。曰厄日多。

余問。福島蠻呼田泥復。是耶。君紀曰。田泥復。福島中一島。而蠻人多起緯度於此。故或混耳。此際凡(帝本作元)八島。四方萬借福湊之地。故總名曰福島。蠻呼谷魯吉(帝本作古)。又問。或以福島起度。或福島爲十度。或以鐵島起度。孰是。對曰。起度之法不一定者。制圖之地不同故也。皆以其國所近立初度已。

余問。都爾古國。似有二者何故。君紀曰。都爾古人。散往四方。以占地。皆以本國

之稱。故有亞細亞都爾古。有歐羅巴都爾古。
余問。印度是亞細亞部中大邦。古昔有五印度之目。今所呼印度。似非其舊地。何故。君紀曰。古稱印度。與今西人所呼印度。其地不同。其義亦似有異。今西洋諸書。指亞細亞東南邊之諸國。爲東印度。指南北亞墨利加。爲西印度。皆非五印度之地也。
余問爪哇。一名咖嚠吧歟。咖嚠吧是爪哇國中小地名歟。君紀曰。以所聞。爪哇一轉閣婆。再轉三轉。今爲咖嚠吧。非別名。又聞。其地多耶子目。耶子西人呼曰加剌佛爾。故名其國爲咖嚠吧。即加剌佛爾轉音也
余問。蠻奴。此呼昔爲把。皆云。崑崙奴轉訛也。其人紫黑。故稱爲黑色之義歟。余聞之。蠻人隨使。本皆爪哇國人也。崑崙何地方。前之崑崙奴。君紀曰。蠻人所使役。寔多爪哇人。間有則意蘭人。則意蘭人其色最黑。崑崙一作閣老。即則意蘭中小地名也。其爲黑色之義或然。

君紀云。前年蠻舶一隻漂到阿波國。其人言語不通。形狀粗類紅毛夷。其所書示。橫行蠻字。人不能讀。即宣　官府。　官下之長崎鎮巡。鎮府即命和蘭譯司。譯其書。譯司亦不能通。問之蠻人。蠻亦多不知。適有一蠻。粗通西方諸國之言者。因譯以和蘭語。而後譯司得讀而通。其言甚怪。曰。船係英斯哥未亞國所出。其徒一員。却是露斯國人。爲英斯哥未亞歷觀海上地理。遂載至于茲。緯度在三十四五之交。定知日本地方。已辱給薪水。爲貴國告示。方今英斯哥未亞國主。盛征鄰敵。亦將伐野素東北諸島。島距貴地不甚遠。宜備不虞也。其細覽(三字帝本作恰)不可通。因留裝一鎮。即開帆。後不知所往也。

余嘗聞之。和蘭之俗。通市海外。贍給國用。其設場置務。凡三十(帝本作千)餘國。而東南互市之場。以爪哇爲本。爪哇蠻城。其大殆百雉云。蠻與國人雜居。往々生事擾動。距今十數年。將大戰而罷。自後不許雜居。今復稍々有居城外者。長崎夜話所載。牛皮之謀。殆不減張儀。竊見其行事。常啗人以利。其情可推矣。余謂爪哇

金銀。日夜西移。園竟卒落其手哉。爲爪哇者。可不痛心哉。

和蘭。本北海小島名。其先入爾馬泥亞人也。其國分七部落。服屬伊斯把儞亞。後與之絶。伊斯把儞亞舉兵伐。累戰失利。和蘭自是張甚。遂略其十州。禍結八十餘年。隣國亦厭其亂。爲之謀平(帝本作卒)二國之怨。於是和蘭還其侵地。退自保。定爲七州。俗素多知。兼善天文地理之學。所經國地山川。遠近夷嶮。其地氣風俗物產。皆有誌。萬國輿地全圖。所由作也。竊聞如我日本。亦有一部圖誌而存焉。厥後二百年間。連檣萬里。靡有覆溺之患。到今市舶所通。東南三百餘國云。余聞本國地方。其幅員不過四日程。而兵威所震。隱若一大國。其人長身白皙赤髮深目。藍睛有黥。戴氈笠。穿窄袖。紅罽紬絨。僅容支體。金鈕連綿。長不過膝。毛布裹脚。而無裁縫。登堂則脫屐。見尊長去其笠。尊者被皂縵如帽。翁浮屠僧儞黎也。白石先生異言所載。皆得其實矣。近時聞翁山廣東新語。言之頗悉。

明和辛卯夏。和蘭商舶載來我漂民孫太(帝本作七)等。領府命有司。歷問其所

由。有口供一冊。和蘭通事俗元綱。考其所經地方。並為之圖。其略曰。該運船一隻。人口凡二十口。係貨蘭運糧船。甲申九月開幫。留之仙臺。遂漂流西洋。凡大吉其水手也。十月十六日。船抵呂宋島。遇颶。舵折。船危。所載物件。半投之海。卒不可救。急破篷檣。百方禱神。風章不止。船具已破。唯餘一碇。船隨所往。濛雨曉曉。不復辨西東。凡數十日矣。雨霽風歇。始得一島。不知何地方。上岸可二里。有居民。言語不通。面色黧黑。尺帕裹髮。窄袖套褲。群居食薯蕷。及指畫乞食。絶無粒食。此夜露宿其野。翌日黑人無數。齊至號呼。奔走剽掠我船。一應物件。俄頃一空。無奈之何。孫太謂。後考其地方。蓋崑倫奴國也。譯司質之和蘭人。則曰。地名葛刺合奈。即浡泥屬國也。黑人遂以小船載漂民而行。行凡五晝夜。抵一海國。名蘇祿。一酋來援。其形貌與黑人不異。及命置漂民於空屋內而不出。給以薯蕷魚蝦類。亦無粒食。時或令其掃除庭內。或作薪仕事。雖不復記月日。已經年所。船長重右。舵工金七。水手某々。俱十名。相繼染病。求藥不得。盡斃于此。其他稍々為崑奴引去。然亦不知其

所往。屋中唯孫太及水手幸五者在。後復率二人乘船。雖疑懼其所爲。亦惟無奈之何。船行月餘幸五病死于船。遂以孫太抵一海國。其地頗殷富。唐山和蘭商旅。有互市淹留者。孫太帶。其意旨雖不通乎瞎昆奴收銀錢三十枚。寔賣我於唐商也。始覺向來八名。亦爲彼所略賣也。此地名鬱的刺蕃亭。和蘭人日。卽浡泥國海口也。自此孫太僕從唐商。出則負行李。入則役薪水。但不許輕出外也。唐商粗解和語。因懇求歸國。每慰喻曰。得便必歸汝矣。居六年所。和蘭人通商我土者來此。唐商與之議。和蘭商卒攜我歸咬𠺕吧。咬𠺕吧卽爪哇國。距浡泥海路二十日程。此地有和蘭互市場。其酋長因熱溼刺兒。命給與銀錢五枚。孫太以此貨。得木綿二匹紬布一匹。手自裁縫以服焉。其去浡泥。唐商與之鍋一口。琉璃一枚爲贈云。我鎭府有制。海舶載來漂民者。(帶本有銀兩二字)加頒。恩准以(以帶本作越次而放歸)。故唐商善人。見以爲奇貨。不然要是越人肥瘠。豈能萬里護送乎。遠矣大矣。

我　王上之德。

金剛鑽出西域。深山高頂。人不可到。乃鷹鶻打食。同肉喫於腹中。而土人於鷹糞中得之。此說出食組條功。而異于余所聞。余聞之荷蘭人之言曰。鑽石產所產。國人於深谷中。搜出燕巢中。捕其雛。置之岩石上。覆以硝板。則燕隔板視其子。不可入。乃含來鑽片。自板上投之。碎破硝板。而取其子。國人因收其鑽云。

蘭園雜志載。西洋人善以木(帝本作木)冒皮帛。制藏婦。其短如人。秘之匣中。抽押捧之。吹氣則纖者忽然肥澤。通體如經辛所云。抱膩頭搖之衾中。謂之出路美人。銀一流貫一軀。一流十二兩也。余問之譯士。則曰質諸和蘭人。皆未知也。或以鄙猥故爲不知已。高江村雜記載。宜大內。見三異物焉。其一鏤宗爲球。周身百孔。凡九層。亦有七層五層者。以金釘自孔中撥之。圓轉活動。層々相似。又皆刮磨光澤。中藏骰子一枚。金碧粲然。其外潔白無縫。非有湊合粘連之跡。名鬼工球。余曩聞此物。今復憾不親見。此物出西洋。前年海舶載來數種。今猶往々珍藏。

烟葉。初傳自西域。今則彌布海內。余聞之蠻人。方今天下萬國。莫不食烟者矣。

或謂。烟有毒爲陰害。余亦好喫。終日手不捨管。然未見有毒也。蠻人甚好之。有直啖其葉。葉覦之和產。脂膏種多。其色如鐵。王肱枕云。閩邊寒疾。非此不治。關外人至以匹馬易烟一斤。崇禎癸未。禁烟之令。民間私種者。問徒。法輕利重。民不奉詔。尋令犯者斬。然不久因邊軍病寒無治。遂停是禁。

池北偶談載。俄羅斯國。以順治十七年。遣使入貢。不知正朔。自稱一千一百六十三年。西洋諸國。皆用此法。我安永四年。入貢和蘭。自稱一千七百七十五年。或以其國開闢爲初年。又以耶蘇降誕年爲元年也。

雲谷臥餘載。明正德間。佛狼機國入貢。使者名加必丹。每歲入貢和蘭人。其酋稱加必丹。加必丹和蘭官名。猶曰將校。彼稱佛狼機。恐是和蘭人僞稱耳。明朝與和蘭絕故已。

瓊浦偶筆卷之一終 （尾題新添）

瓊浦偶筆卷之二 筆語（帝本久末此二字無）

兎道 澤 元愷 著稿

余指唐商所穿問之。有施心對者。書答曰。所服衲褶羽毛邊。大呢便服。余復問其下服。施曰。套褲棉韈。青官仕傍。請余。集善小楷。余乃書曰。久聞見留商客。有善細書者。得非鄒曹壺。施曰。小楷不端。聊且塗棄。不敢云善。前年會處有松先生。最相好。余因謂。前年漂到八丈島商客。如今在館。或此耶。秦甫答曰。松生為誰。不曰石修齡乎。別號松窓也。施曰。松名延年先生。余問曰。曾充爽賓耶。子孫今猶存於臺灣與。施曰。臺灣與敝地福建。遠隔重洋大海。此人未及詳者。不敢懸對。余曰。閩漢人與韃子不相婚。今猶然耶。施曰。從古以來。並無婚配。余又曰。滿洲家。今則紳貴。得莫相混。施曰。滿洲漢人。紳貴一體。同事韃衙。自有分別。余又曰。閣侍從親臣。

會不用漢人。於今有然。施曰。大清本朝。雖係滿洲。但在朝廊相。滿漢兼用。不在此論。余案分甘餘錄曰。旗下滿洲人。准預會試。自順治壬辰科始。然則今制滿漢不分者。信矣。

余問堤塘報房制。張蘊文者書答曰。堤塘。有京堤塘省堤塘。係官報房之總。凡皇上一切旨意。須行天下。堤塘領旨意。即速抄刻。發報房通行各省。其官府陞降。亦係堤塘官頒行。又曰堤塘官。係武舉人武進士出身。

余復問靜鞭制。張曰靜鞭。係黃緞裹成。如鞭。長有三四丈。大如碗口。御前侍衛。掌此鞭。皇上升殿出入。先將靜鞭三鳴。然後各官齊集。恭竢出入升殿之用。其所擊之處。有其長其大之青石。其聲極響。

余嘗聞。唐商多喘人。言說不足信也。獨汪竹里者。其人信謹。亦好讀書。其言足。(帝本作至)可護矣。今茲幸留于此。因就譯司。問所蓄。質解惑者多。

余問。紅樹皮何樹。此物產何地方。此際用此爲染料。作業何主能。汪曰。紅樹皮。

産于西洋。其木不知何名。凡染紅色。先以此爲地。入藥未詳。

余問。此際度衡。雖有小異。本沿李唐之制。獨量法。別有損。而不相沿。敢問。此際一升當唐山幾升。汪曰。官斛一斗。重十五觔。稱之重輕與貴國相等。約略此地一斗。唐山斗五升耳。

余問。姑絨羯支。此際都呼兜羅綿。按西洋物產。有呼兜羅綿者。今所交易姑絨羯支。與此同異如何。又元好問詩云。兜羅綿界寶光雲。雲際同瞻化現身。此自別義。蓋指文殊大士也。汪曰。姑絨羯支。產于山西陝西。非兜羅綿也。西洋有此稱者。其明鏡之類歟。近世大臣薨逝。朝廷有賜多羅被殯殮者。係西洋所貢。猶如明鏡。疑即此。

傳聞。今朝代警蹕以鳴鞭。余謂恐譌傳。敢問。汪曰。警蹕。天子駐蹕之所。禁衛不時巡警也。帝入寢宮後。鳴金鐘。鐘聲起而百職事靜肅。無敢譁。此定制也。鳴鞭則陞殿視朝時。鞭于殿後之地。凡三響。所以肅官儀也。

余問。螭(久本作蟒)頭指何官。汪曰螭頭非官。疑是殿陛間有螭頭之處。宋詩有十年不作螭坳夢。言十年不夢到帝京也（俗書中有螭頭傳呼之語、故問及此、）

余問滿洲本無姓氏。當世紳貴滿子。有賜姓之制否。汪曰本朝祖制。異姓不封王。宗室無藩封。鑒前代之藩鎭爲亂也。亦無賜國姓之例。

余問。載來鷄哥鳥。說者謂卽秦吉了。然否。汪曰。是否未考。按明人有咏秦吉了詩。不與鷦鷯同宿食。只和鸚鵡鬪聰明。疑卽此也（余按廣東新語曰、秦吉了、一名了哥、亦曰嘹哥、亦曰嘹喇、此說亦未足據也、）

余問。古稱比目之魚。出東海。此際所謂比目者。比則比矣。其在水中時。其行如鶩。非兩々相比也。日給客館。或有此物。見以爲何如。汪曰。比目魚。江南浙江。皆有。俗名篛魚。以其形似篛葉也。其游泳並非兩々相比。疑所謂比目者別有一種。

余問。棘鬣魚。貴處呼黃山魚。嘗聞中土無有此魚。豈得無謬傳耶。汪曰。黃山魚。中山無有。惟石首魚相似。石首一名黃魚。起網時。通體皆黃。燦々可愛。

余問。此際有鯖魚。來往之間。若知此指之爲鯖者歟。閩越鯖魚。以食靑苦名焉。

恐非同物。汪曰。鯖魚。江浙多有之。此際未之見也。鯖魚俱作鮭。所爲五侯鯖。本作鮭鯖是也。

余問。喫檳榔。和蔞葉。蘸少灰。咀之。蓋閩之俗習也。近於來館中見此事。乃試咀少許。頗快齒頰之清菁。但其灰制未及討之。敢請。汪曰。閩地水寒。俗尙喫檳榔。取其煖中寬氣也。其灰係蜆殼灰。或取其性寒稍制熱性。

余問。此際單稱櫻者。貴處假以櫻桃呼之。亦多盆栽而歸。不知中土無此樹耶。其花雖缺芬芳。麗艷則不讓花王也。果無耶否。汪曰。中土櫻桃。其花相似而略紅。結實甘美。紅如火齊。所以比美人之口。即禮經含桃薦寢廟之含桃也。盆栽而歸。好事者爲之。非罕貴也。

余問。我俗呼水門止水之處爲閘。中土所謂閘。與此不同。其制大段可得而聞乎。汪曰。凡河道。水勢高下。必須設閘。否則一瀉而盡矣。其制兩岸石礎。內鑿槽。中間閘以厚板。蓄水則加之。放水則去之。

余問。西洋地圖。明人譯語。極爲難讀。倘知番語而後讀之。則亞細亞歐羅巴。乃得相副。不知番呼。以京音呼之。多是相乖。如元朝人名。亦多據音云。或謂。得蒙古韵略一書。乃可涌掌矣。此書今有否。汪曰。蕃語音。舌尖而圓捷。是以正音讀之。多相乖。蒙古韵略一書。誠有。或恐未能即解。

余問。俗呼書皮爲面頁。頁字何音義。或爲頁義。似不然。汪曰。頁之爲言葉也。幾張爲幾頁。葉並通。

余問。有記事者云。鈕鐵爲扣。聯扣爲索。扣制難會。汪曰。扣形如環也。聯之即成索矣。

余問。見載來染呢。有番字識號。定是西洋所產。然亦通市之番舶。未嘗帶來此物。不知染呢姑絨類。出何地方。汪曰。呢即明鏡也。粵山呼爲哆囉呢。係西洋所產。故有番字識號。姑絨。山西陝西皆有之。非一類也。

余問。物雷何物。嘗聞此物出閩越山中。形如鱷魚。汪曰。未詳。不敢妄對。後讀道隶鉤雞肋編

一云、勿雷、鰐魚一名、恐未然

余問。排行之說散見諸書。但考之唐明宋書。有如說不可排者。或謂排數之法。依地不同。此說甚可疑矣。故今復質之。汪曰。行次原應同胞兄弟排數。至從兄弟再從。則人數多矣。如唐人元九崔二十制官。非親兄弟可知。蓋因同曾同祖者難以稱呼。不得不從排。若各立門戸。則彼此各長其長。各次其次。可不必排矣。非地有不同。勢有不同也。

余問。近時載來諸器皿彩畫。或山水。或花卉。或雀鹿。其側多畫一蝙蝠。殊不相關。有何意旨。汪曰。蝙蝠。音同福字。故彩繪中。多用襍之。如畫一蝙蝠。共一壽字。即爲福壽。或畫水中小山。加一蝙蝠。即壽山福海。

又問。盌碟繪畫。有似此者。卍。或謂積禮壽字。又偶有中央作一大字者。其形粗如此卍。頗似琴譜。又似同回字樣。果是何音義。汪曰。磁器盌碟之粗物。畫工任意爲之。取其形似而已。實無音義。

余問。稱鷁船。稱鳥船。有無同異。且鳥讀爲鷁音耶。汪曰。尖底而首尾昂者爲鷁船。平底而面坦者爲沙船。此閩廣洋艘之稱呼也。詩賦中所謂彩鷁畫鷁非是。

余問。項尖何義。載來貨物外套。有此印記。顧是品頭之意也。汪曰。項尖。非頂尖也。項尖者。猶言極高之品。

余問。藥劑分量。古今有異。多謂古三兩當今一兩。然則桂枝湯一劑。桂勺(帝本作與薑各三兩。甘草大棗各二兩。通計十一兩。卽當今三十三錢也。如今唐山俗中所施用。一劑重大概幾錢。與其水率。顧有大段定限。聞汪氏繩武。妙精此伎。請爲余討來垂似。汪竹里曰。藥劑分量。重輕較古方懸絕者。其故有三。如仲景先生。生于漢代。去古未遠。權衡之大小。尙有不同。而人之稟質厚薄。亦逈異。卽如今時同一中國。西北人與東南相去數倍。如麻黃桂枝附子肉桂等藥。西北每劑。常用四五錢。東南人。則自數分至一錢爲率。而東南西北之中。又有稟質厚薄不同。貴在臨症酌量。不可執古方治今病也。余曰。所問者平生所用藥劑。一貼輕重。大抵

錢兩。且劑藥。用秤子一々稱去點。日巧斟量。以些劑之數。而以古今人禀受不同。古今方分量不同見答。此等議論。要是醫家常言。何必待問。余所以發問者。此際醫人。劑藥頗微少。煎者極淺薄。殊不濟用。是以思欲徵之。如今唐山所施用。且質正吾俗習耳。若夫不可執古方治今病之說。則近世醫家腐言。何是信用。何者。人之禀受果有今古乎。則歸根本度亦有今古。以古藥治古病。以今藥療今病。亦惟天地之始。今日是也。方豈有古今哉。然余非醫。輙亦非醫。何還種論。但所問前段二義耳。汪曰。服藥家。配合藥劑。必須用秤準稱。至藥肆中配劑。則手熟不須秤矣。信手撮來。分釐不爽。至于分量。補劑則重有二兩外者。發散之劑。每服不過兩許。以其峻劑故也。

余問。余嘗聞鄭克塽歸降。臺灣入版圖。後封鄭別地。子孫襲封。猶在(帝本作存)乎否。汪曰。鄭氏歸降本朝。貝勒王自漳州挾(帝本及久本作狹)之北上。後不知所終。其子成功等。復縱兵入海。閩廣底定後。不知去向。余曰。余之所以問鄭克塽之

後者無他。克塽之父曰經。經之父曰成功。成功初名森。鄭芝龍之子。而吾平戶島之産也。其人隱然。吾土氣稟。(俗本有武字)健精忠。一旦霸于中原。而三世奉遺明之年號。而不墜家聲。何其勇義。如足下之言。則克塽之子爲成功。而克塽歸降。成功再唱義海上。爲可羨爾。注曰。清朝定鼎後。芝龍歸順。而其弟芝豹。與成功仍入海唱義。此見之于明季遺聞。其後不知所終。抑或仍歸東土。亦未可知。

余問。人言蘭花有毒。不可食。或云。此爲珍珠蘭。二花則無毒。建寧人家。蜜漬蘭花。冬月以之點茗。又或云蘭花蜜漬後。猶可食。未知孰是。敢質。注曰。蘭花無毒。珠蘭有毒。誠然。若珠蘭茶者。必將數紙包裹。複點焙者。不令傷損。遂謂其有毒也。

余問。南方交趾之俗。戰鬪進止。以讙呼助威。曰鶻鶻號。何義。注曰。臨陣戰鬪。未有不喊。漁人放鸕鷀下水捕魚。則助以喊聲。譬如曳一大木。必須齊聲打號。不能默然而舉。喊者所以齊心用力也。

余問。嘗宗金鑑載種痘法。甚悉。此際未聞有行之者。不知中土一概皆用此術否。汪曰。種痘之法。由來已久。中土高貴之家。種者十居八九。

余問。逼汗草何物。嘗聞之紅樓旗亭之地。提籃高聲賣此草。汪曰。俗名奶孩兒。有香氣。佩之可辟汗臭。與醒頭草同時。（帶本及久本註 醒頭草出開元遺事）

余問。猧兒謂拂林狗耶。汪曰。猱獅狗也。長毛如獅子形。

余問。巧藥闌邊攙玉馬。玉馬謂何物。已與金錢對。定是寶貨。汪曰。唐山猜枚。以象牙水晶瑪瑙玉石等。彫琢成花葉魚鳥形。謂之拳馬。玉馬。即玉之拳馬也。

余問。蘼蕪。熱都梁（久本頭註 按都梁即蘭草澤蘭亦名都梁香）陰麋是甚。不知都梁是何。汪曰。疑是香名。若非香。何以云熱。

余問。卯飲。汪曰。即卯時飲酒也。東坡以卯飲爲澆書。午睡爲攤飯。

余問。半臂。汪曰。半臂短袖之衣。僅掩半臂。此下役之服。

余問。簷馬之制。汪曰。以燒料或玻璃小片五七。掛絡于一處。懸之簷前。風來互

擊。其聲丁當。

余問。長崎人鬪手謂之拳。拳則角抵之類。非杯酒間事也。或謂猜地酒陣之拳。呼之曰豁拳。然否。汪曰。以紙團。或菓核。藏于拳中。角酒。謂之猜枚。若空手出指角酒。謂之豁拳。

余問。龍虎山張天師。世祿數百世。至於與聖胤曲阜公並稱。何其盛哉。仄聞近時張師。忽奪其爵。貶爲庶人。有何辜然耶。汪曰。天師歷代優隆。爲武臣班次之領袖。近惟乾隆初年。因有微譴。降奪其爵。列于三品。今屢次祈禱有驗。禮遇復隆。貶爲庶人者。齊東之語也。

余問。片紙印板彩畫。俗呼名歡樂。是耶。汪曰綵繪印板畫耳。民間歲除即別易新者。小兒女見之盡皆歡喜。故爲之歡樂。

余問。市肆各色間道。別有稱呼否。汪曰。間道各色者。謂之柳條。其制仿荷蘭爲之。諒非中土之本名。

余問。今朝嚴禁娼妓。但土妓私窠子者有之。不知龍陽習唱者。亦有否。汪曰古有官妓。凡公讌俱有承應。所以私者爲之私窠子。其禁例。自明朝中葉始。本朝沿襲。其禁愈嚴。龍陽之風。漢晉代卽有之。近世惟閩人爲最。

余問。吾俗近世剃髮之後。丁憂者不剃而居喪。有罪者。有譴者。亦不剃也。貴國之制。有似否。居喪之間。以不剃爲禮耶。汪曰居喪。不剃頭。滿漢亦有別。漢人只彌留日爲始。蓄髮四十九日。滿洲則百日後剃。罪人自軍流以及絞斬。俱蓄髮衣赭。慮其逋逃也。

余問。方今中華服色。一掃無遺。固也。嘗聞婦人粧飾。猶沿襲前代之制。今考之畫圖中。似不必然。無諱而見對是祈。汪曰。本朝服色。惟喪服與婦人。仍沿前代。此民間之制也。若大臣命婦。遇朝覲之事。亦必須遵清朝服制。著袍套。掛素珠。戴帽。男女相同。無大異也。

余問。俗語帖括何意旨。汪曰。猶言刻畫彫琢也。

余問。嘗聞中土買奴婢。婢價倍於奴價。余謂賤男貴女。恐不然。汪曰。中華生齒。女少於男。是以婢價倍于奴價。且婢之美者。常十倍于一奴矣。

余問。狐狸之狸。與貍猫之貍同異何如。汪曰。在野爲狸。在家爲貍耶。字則互通。書面何以辨別。汪曰。貓爲貍奴。則貓非貍可知矣。猫之斑者。俗謂之貍猫。詩云。貍首之斑然。非謂猫也。書面貍與狸互通無別。

余問。吾土無鶯。而呼爲鶯者。形似鷦鷯。而色柳黃。其聲瀏亮閒雅。可愛矣。說者謂。報春鳥也。余未能之信。卿曹頻次來往。或親見之歟。汪曰。中土之鶯。遍體皆黃。嘴爪微紅。其音瀏亮悅耳。春深新柳成煙。則鶯聲滿樹。入夏漸無聞矣。余復歷問數人。皆云。所謂黃鳥。未之見。亦皆所答非所問也。

余問。呼爲水鴉兒者。是何鳥。汪曰。身似鳧而較小。能沒入水中。食魚。鳧喙扁。鴉喙尖。

余問。載來水銀出自何地方乎。且卿等往來海外。其取之之法。或知之歟。如本

草所言。頗涉誕妄。何可信乎。汪曰。水銀產于雲南。取法未詳。

余問。爆竹之戲。自古有之。但其制未之聞。大略可得而聞乎。汪曰。爆竹之戲。每用于除夕歲朝。蓋袪除不祥之義也。其制以細紙百十層捲而爲筒。兩頭用線紮之。中實火藥。貫着藥線。沿及中間。火藥響振。一聲如爆竹然。故謂之爆竹。

余問。香鼠。汪曰此鼠一名臭鼠。唐山亦有之。生于陰濕糞汚之地。其目不甚明。往々爲人所攫。或云。見之則有喜事。

余問。莉藤。汪曰安南暹羅皆有之。紅毛者更粗大。

余問。報時之鼓。自一番至十番。因何立數。汪曰。唐山只有司夜之鼓。日間則以自鳴鐘時辰表驗之。夜間每一鼓。分五點。至五點則三點而止。通夜共計二十三點。

余問。傷寒論中。有薤白白酒湯。白酒是何。或云。古呼醋爲白酒。然古人酒以紅爲惡。白爲美。所謂玉醴玉液等。名皆謂白也。故疑。汪曰。白酒。未熟之生酒也。酒煮

過則紅。毎調藥。宜用生酒。又問。古方又有半夏苦酒湯。注家云。苦酒。卽醋也。但所謂醋古制不可考。且此土所釀。與中國醋。同異亦不可考。卿等或知此地之醋耶。其物與中土苦酒相類否。汪曰。酒品以苦辣爲上。甜次之。醋則味酸澁不可飲也。唐山酒味酸變不可飲。則以焦飯投之。再用燒紅鐵器淬之。卽成醋矣。

余問。俗有伊蒲之祭。伊蒲。或是梵語。果然否。汪曰。伊蒲。梵語。未詳何義。大約蒲藿之供耳。

余問。漢制大臣之門施行馬。行馬之制其說不一。後世邊舍交木。皆謂之行馬。今猶然耶。汪曰。漢唐已來。貴官皆得用之。本朝惟皇上宮門前。及各省行宮前(帝本及各省行宮前六字無)用之。雖親王公侯等。皆不得用矣。余曰。國朝之制得而聞之。然余所問者造作之制。其形狀也。請略圖其樣以示。汪便圖。因謂其制有小異者。大段如圖。門前連置數馬止其闌入者。

余問。以馬名物。不一而足。梐枑謂之行馬。猶杖之物謂之拳馬。衡物之銅謂之

法馬。自餘俗中以馬呼者多。馬子者賭博之用。甲馬者。紙上畫神之名。作馬者。三木爲岐。匠家之所用也。其不可解者。都會之地以(帝本作似)謂之馬頭。果何義。汪曰。水路盡而登陸。陸路盡而登舟。皆謂之馬頭。言夫馬聚集之所也。

余問。近時俗呼乩者。間見之俗書中。其言多類狐怪。或是道士術人之妖術耳。所謂乩云者。果何物。汪曰。扶乩請仙。道家之一術也。凡人有疑事不決。或有奇疾難治。則不得已。問之鬼神。其法。善此術者。書符念咒。則空中過(帝本久本作過)往。或神或仙。下降則以所請之事叩之。置一砂盤于几上。懸一箸于砂間。自能運動作書。隨問而答矣。

余問。馨之與香。其別何如。古語云。香而不馨。此等此際之人。所不解也。汪曰。香字屬實。馨字屬虛。字義本聯屬。亦無二解。左傳云。明德以薦馨香。馨香二字無別也。所謂香而不馨者。諺所云纔子。得食肥而不澤也。

余問。頃得中土木尺二。即卿等所常用者。較之李唐尺。其大者長於唐尺一寸

三分。小者短於唐尺八分強。此二者。何所施用。或是大尺布帛尺。汪曰。丈量田畝以及造屋之高廣。僅以八寸爲一尺。其大者量布之尺。較小者爲量帛之尺。

余問。明朝崇禎已前。京師錢價。紋銀壹兩買六百。其貴賤大抵在零幾與十之間。是錢價之大較也。當時錢價幾陌爲通用。汪曰。近時以錢七百代銀一兩爲通用。崇禎末年。錢法大亂。每銀一兩易錢千幾百不等。所以有鵝眼錢水上浮之名。

余問。唄吶何義。汪曰。荷蘭人以之代音語。其義未詳。

余問。明末燈市廟市之戲。嘗聞江浙爲盛。今猶有此事否。汪曰。燈市以江浙爲最。此沿襲南宋風氣也。廟市西北省最盛。非徒采集百戲。寔爲交易期會之場。

余問。頃因見玫瑰露者於行李中。叩客問取露之法。遂及髯雲樓雜記所載非烟香法。客以不讀雜記爲解。顧稠人喧塡之間。以言長遁辭耳已。得蒸花之法。望蜀之情不能止。更問非烟香法。汪曰。非烟香法。此亦蒸花取露之事也。非別義。其如所言。乃辟語耳。

余問。溫州歲貢有龍頭黃鯽蝦米。或謂蝦米蝦子如米者。龍頭即老蝦。黃鯽疑是黃山魚。鄭等以爲何如。汪曰。不然。龍頭桔也。亦名獅頭柑。黃鯽未詳。蝦米。蝦肉。乾之細小如米者爲佳。

余問。磁器細小理紋俗謂爲何。又研石有火捺紋者。火捺何義。汪曰。細小理紋謂之氷裂。如氷之拆裂也。火捺紋。惟端溪石研則有之。青質而赤斑。纔々如字之捺者。

余問。籠街何事。或謂卽喝道也。李義山所謂。松下喝道是也。汪曰。籠街。疑卽烟籠寒水月籠沙之義。非喝道也。

余問。今頒曆書。有白黑綠碧黃赤紫圖。不知是何義。或謂卽洛書之數。其法可得而聞乎。汪曰。曆汪未詳。不敢妄對。

余問。馓子。汪曰。馓子。以油調麪。綿綿如索。入油灼之。鬆脆可口。吳俗生子三日。用之配以各樣菓品。倂染紅雞鴨卵。餽遺親友。謂之喜馓。

余問。近俗有西洋輪榠之術。果是何術。汪曰。輪車輪。榠關榠也。如自鳴鐘之類。皆輪榠之術也。

余問。魴魚一名鯿魚。其狀方而扁亡論。但口尾色樣。欲聞之。汪曰。魴魚。卽鯿魚。產漢水者爲佳。江浙皆有之。其色靑白。嘴尾皆小。而身極濶矣。

余問。伯勞此際呼爲百舌。覺非是。汪曰。伯勞卽鶡鴂也。春鳴之鳥。又名反舌。禮五月月令所謂反舌無聲。是也。

余問。燕子花又名紫燕。此地亦多有之。但名謂當否未安也。汪曰。群芳譜謂之紫羅蘭。江南人亦呼爲紫燕。以其花翩飜似燕也。後木世肅贈寫生數幅。請質問。其中有燕子花。復問之。汪指燕子花曰。此名紫蝴蝶。其色紫內帶藍。深翠可愛。一株二三朶。又睎白花者。汪指曰。此是粉蝴蝶。其花略小。一株花起續開四五朶。俗名蝴蝶花者凡三種、

俗呼做纓萬花者。藤生蔓延。綠色細葉。如線纓。秋間開花。形如丁香。而深紅。亦

以寫生賞之。汪曰。此名鳥蘿。其顏色須大紅。鮮明可愛。又曰釣船草。草棣棠。汪曰。釣船草。及四瓣黃花二種。皆係唐山所未見者。並不知其名也。草棣棠。花樣略似棣棠。三四月開花結莢。中有細子。釣船草有黃白紫三種。莖葉如海根而短。花如鳳仙。而橫排。似船。余嘗登富士山。山中多有。

余問。鬪草之戲。漢時已有之。今俗有之否。此際。古俗有鬪扇之戲。其法或便面或撒扇。依題作栞書。新奇百出。更番對舉。有勝負。亦風流事也。不知唐山有似者否。汪曰。鬪草之戲。近亦未見。唐時某公主得謝靈運之鬚獨勝。今唐山絕無談及者。

余戲問羞牌呼盧。汪曰。鬪牌之事。俗而不古。賭博之下乘也。呼盧之戲。六朝卽有之。以骰子六顆賭擲。千變萬化。難以言喩。余問骰子之稱有六鶴。不解何義。汪曰。骰子有六面。稱六鶴。然未之詳也。

余問。此際俗樂有呼三絃者。相傳。傳自琉球國。其形似阮咸稍大。繫手鄭哇。君

子則不御也。不知中土亦有此器否。楊升庵曰。今之三絃。始於元時。知亦稱三絃。汪曰。中土之三絃。與貴地之置小異。其音則大不相同。蓋度曲合樂。必需之物。乃雅樂非鄭音也。

余問。稗史載。唐明崇儼作買鬼。還無作謎。盧敖作市語。買鬼是何戲事。汪曰。謎語示語。俱隱語。當面欺人市井小人之常技。亦謂之搗鬼。或是。

余問。余嘗聞之。團茶之法。今不傳也。前年歸化僧竹庵。名瑞者。蓋南京人也。有故人遠寄贈團茶數枚。乃有見及者。然則今猶存其遺歟。此際制茶極精巧。盧陸曾不如也。但團茶之法。振古未之有。深爲遺憾。汪曰。茶則唐宋以來充貢者。磨細印成。花片成小團。上有龍紋。故有龍團雀舌之名。近世則非古制矣。然西北與東南不同。北人則將茶葉入鍋。熬而飲之。南人則以沸水沖飲。今雲南省普洱府所產之茶。尚作團。徑二寸許。則以原瓣葉爲之。非磨細也。

余問。有人問余七星魚能用。嘗聞。此魚產山東深山澗水。煮之以其汁浴兒。則

免瘡患。自餘何功驗尤著。汪曰。七星魚之効。專任袪風。中土之俗。每婦人產後。嗜感微風。則頭面發痒。必以七星魚乾煎湯薰洗之。立愈。又小兒瘡毒。食此魚。能去風消毒。

余問。嘗聞備邊之方作高臺。臺上設桔槹。桔槹頭有兜零。以薪草置其中。常低之。有寇即燃火舉之。以相告曰。烽望。不知兜零何物何義。汪曰。中土城郭之外。或十里。或十五里。設一營(帝本作宮)房。制烽火墩五座。瞭望樓一所。以備不虞之警。承平日久。徒虛設也。汪亦不解爲何物耳。

小說載。一富人內室亡金。詰群婢不承。忽買狼筋治之。一婢驚懼欲逃。余問。狼筋何物。能察竊盜。汪曰。此金瓶梅中說也。蓋妄語以嚇無知婢子耳。余嘗讀續博物志。有狼筋事。亦見小說故問及此。汪未讀續博物志耶。何言之易。

余引夢溪筆談珊瑚詩話等所載。制掐五圖。以問。汪曰。素不諳碁。莫喻其旨。又作彈碁圖雙六圖說以問。亦皆妄對。不足錄已。

余問。嘗聞在大洋中。偶失方向時。或見巨魚如山。急將明鏡照之。山耶雲耶。抑巨魚耶。可以的知矣。有之乎。汪曰。洋中方向。全以指南鍼盤爲主。無時或失。雲影山影。亦易辨。無照鏡之事。亦無見巨魚之時。見之則不祥矣。余嘗讀使琉球錄乃云。遙望如山。亦如雲。急照鏡始知爲巨魚之背。故有此問。渠實不知此術乎。或諱言洋中艱險也。

長崎聖廟祭器。與國學所用。大不同。故略制圖。以問中土當時所用者。汪即對曰。所圖大略相似。然近見祭器所陳者。俱無上蓋。均以帛覆之。未知果合古制否。

余作法馬圖問曰。此是此際所用法馬圖也。中土法馬之形。同異有無。汪曰。中土法馬。方者居多。圓者與此式。間或有。

余作林家所用第涉盆圖以問。汪曰。中土盆較淺而無足。東茅亦略不同。因作東茅圖以示。

余聞。念字兒謂之丁。馬吾博士家有定制而存。略圖之以問。汪曰。中土未之見。

亦不知此名。

海舶載來冬蟲夏草者。其根蟲而蔚莖發自尾端。略似黃蚓矣。或是蟬花類也。余問。此物產何地方。如譯士之言。則冬時爲土中之蟲。至夏變爲草。何奇甚。本草諸書不經見。何書言及。其入藥。果何等奇能奇功。舶主施生對曰。名爲冬蟲夏草。詳見丹溪醫案。唐醫家多用春藥。想其理至冬屬陰。則伏爲虫。至夏屬陽。則發爲草。亦陰陽生々之理。但未親考。不敢强對。未知高明以爲然否。余又問。此物得之何地方。施曰。產陝西地方。又問。其在冬爲虫之時形似如此。抑蠢動有情之物歟。施曰。如聞定有情之小虫也。又問。其爲草之形狀。可得而聞乎。曰。未親見也。所載來者。其發生之時。堀取陰乾者已。余後歷問諸醫。皆云丹溪醫案未曾見也。歸程就木世肅而正焉。木亦不見此書云。

顧璘憑几集所咏鳥名。多不可知。世肅錄示請正。余歷問賈客數人。而得其二三矣。泥滑々（久本頭註　月池案泥滑々竹雞非鷓鴣也、）鷓鴣也。姑惡。斑鳩也。婁餅焦。栢搵鳥也。不如歸去

之爲鵑。人之所共知。行不得哥々之爲鷓鴣。鄭元祐遂昌錄載之。其呼看蠶看火。
竟莫知何鳥矣

瓊浦偶筆　卷之二終（尾題新添）

瓊浦偶筆　卷之二

瓊浦偶筆　卷之三

偶得（常本久本此二字無）

兎道　澤　元愷　著稿

長崎有異鼠。香氣似麝。多穴糞穢之傍。以故。上府署之厠。往々馨香襲人衣。相傳。此鼠東蹈日觀嶺便死。嘗聞。鴻鶵鳥。唯北方有之。有人携此鳥渡黃河。纔上匪頃。鳥斗死。物性之異。往々如此。

在崎唐商。話和之言曰。人不情。花不香。錢不臭。皆謂海舶載來香草。上岸則香頓滅。最奇。余聞。蘭過嶺始芬。亦皆天地之異氣耳。

乙未元日。澪波船一隻到著。越二日。有御牌之役。余與焉。船上載相思鳥。因得偶目矣。余聞此鳥情好極密。雌雄放其一。則必歸來相合。若不得百方尋求不措。夜則雌以翼抱雄首。雄亦抱雌首。望之殆如一。今就通事質之唐商。果如言。余對

此鳥。內懈不能無感。

三條贅筆載。今世俗用金銀爲環。置於婦人指間。謂之戒指。唐商汪竹里。嘗爲余言之。唐時。宮人有月事。則帶之。蓋不便明言。暗爲標記也。今人婦女。不詳其義。混帶之。則可笑矣。長崎女子。無少長皆帶之。以爲飾。

外科頴川道庸。爲余語取蟾酥之法云。捕癩蝦蟆。以快刀刺眼傍痱瘰處。則酥出。和米粉陰乾。其功甚奇。寔疔家之要藥也。豈供閭閻密用者哉。取之之後。便於蝦蟆。亦能跳躍而去。又云。距今十數年。在崎唐商。忽患舌腫痛苦。不可忍。食飲頓廢。衆藥環繞。未如之何。館中有游學之醫。最後往診。急命取來癩蝦蟆。手自刀裂腸腹。推出其膓。擇取其肝。以少許置之舌頭。暫時痛定。腫亦隨消。衆皆驚異。道庸亦親見云。或云。取癩蝦蟆。實棒瞞其口。內密器。燒爲黑霜。解諸毒之奇藥也。

精貨之役。行季中有小壺數十。題曰玫瑰露。問之曰。玫瑰花露也。其取之之法。大放之時。將花採摘。去其蒂葉。獨留花片。將花片盛錫蒸內。下用火燒。其露自出。

用以點酒巵。香美可愛。玫瑰花。其本有刺。大小不等。其葉小。有似薔薇花葉一樣。其色深紫。甚香。余因舉釋雲樓雜記所載非烟香以問之。則云。雜記未曾讀之。余復作蒸花爐圖以質。往復再三。始會其旨。其法全與取燒酒法一樣相同。顧其器之雅俗。小大不等耳。

余之耽博。就譯士求韃書讀法書法。皆云。唐人罕識韃字者。然亦錢文頒曆印章等。皆用之。其民而不知之可哉。顧以不知爲解者已(帝本作也)強煩林百十以物氏滿文考請。則曰。清書非童而習之。則知之者鮮矣。本朝重漢言。不重清文。是以諭旨誥勅。悉用漢文。惟印信。滿漢並用。今則易以古篆。亦不復用清字矣。只有錢文背面年號二字。尚沿初制。卒不得學焉。

桂元去殼。不拘多少。入礶內。清水煮。入白糖在內。卽桂元湯。又桂元去殼。去核搗爛。煉白蜜打和爲丸。則桂元丹。又將桂元。去殼去核。搗爛。加入酒炒歸身。名歸元丹。大補心血。如桂元肉乙兩。歸身六錢。七星蛋者。將鷄蛋七枚。其蛋黃不用。打

碎其蛋白。打匀(帝本作白)入氷糖。不拘多少。將黃鋪在上面。入鍋內。蒸熱。其黃俱在上面。如七星排列。故名。張蘊文云。養魚之器。名曰魚穿。余所見青磁古物。係宋窰云。大三寸計。有覆。有底。有窓。略如小屋。金魚于此穿過。故曰魚穿。

吾丘集載馬印事。以爲奇怪。觀其所言。因非關災祥。又非所謂鮓荅。要是一種馬病耳。余聞之屠者之言。死馬腹中。往々有此物。名曰石糞。其大如斗如升。色似雀卵。又或灰色。碎之重輪如厚紙。

筍節(帝本作筠節)偶筆載。大內有壽亭侯印。方一寸。瓦鈕連環。四刻壽亭侯印。朱文四字。余曩與闕居(帝本作君)長論此事。闕以漢壽爲地名。亦有據。余遂引容齋隨筆等說。明不然。是亦一證。(頭註 東華記事紹興中洞庭漁人獲一印方僅二寸制甚古其文乃壽亭侯印四字)

近世施生雨者。能於方寸之楮。作小楷數千。點畫不淆。於粒麻上宛轉書之。成五言詩一絕。人甚奇之。是未知有術也。余嘗見麻粒米粒上書數百字者。又嘗見一華子握中沙漏作字於濕地者。投錢卽書細大楷草。惟意。頗作龍蛇飛動之勢。

亦何奇。

宋牧仲云。明末親見人面豆。余亦在鄉時。見人面荳。雖無耳髯，亦宛然眉目鼻口皆具。

高士奇五臺山記云。靈鷲之所。四方人士盛暑時。各持香花拭巾投之。蓋佛教之論民。俗態何甚相似。

富士山上有駒岳。文士或惡名之不當。改爲駒峯。然清涼山東峯曰龍岳。見太平廣記。

余嘗見唐商以名爲諱。問之曰。唐山今皆然。余謂是鄙俗中陋習。如讀書之人。必不然。後讀天祿識餘曰。今士大夫文字中。稱生者之名曰諱某。非禮也。果不誣余哉（頭註　游宦紀聞云今人往々有台諱尊諱之語持此其謬亦尚矣）

近時海舶多載來蘭紬。余亦貿得一匹。以爲常服。比之此際山繭紬爲劣。猶稱五善云。色不加染。黯而有章。一也。浣濯雖敝不易色。二也。日御之。上者十歲。而不

敗。三也。與韋衣處。不已華。與紈縠處。不已野。四也。出門不二服。吉凶可從焉。五也。周櫟園云。蓋蘭紬。明初尚未行。至崇禎時。臣僚(久本作億)聞上惡其華麗。遂多以之爲服。始盛行。今則山東各處有之。歲以爲常。其蠶散生野樹上。土人蠶時必架廬林下。把竿逐鳥鼠之害。槲生者名槲蘭。椿名椿蘭。椒名椒蘭。大如鳥卵。生深山叢條間者。視他蘭。特小。才如指上螺。名山蘭。質更佳。歲風三稔。山東人特此爲業。

屈翁山云。志稱。高昌有草實。如繭。繭中絲如細纑。名白氎子。織之爲布白疊。即吉貝也。此物亦出崖州諸地。或謂吉貝。即木棉也。

海舶載來。西洋小自鳴鐘。或謂此物非出喎蘭地也。閩小記載。龍溪孫孺理造一寸許自鳴鐘。此伎今已入中原。則其它可知。

夾竹桃。一名俱那異。此種初出西域。俱那異。即番語。

吾聞。樵川黃孝廉家有高一丈餘。園可二寸許秋海棠。余嘗見丈高菊花於東都。蓋種培有術而然。皆非異品也。

蕃薯。近時滿布海內。其產東國者。皮白而味美厚。西土者。皮赤而味淡薄。其始傳自呂宋國。名曰朱薯。乃西土之種也。關東稱薩摩薯。西國呼做琉球薯。

浪華木世肅。錄草藥異名數十品，就余請質其正名。因聞之唐客。乃云。此宗藥名。俱係草頭藥品。而本草綱目等書，實所未備載者。某僅知其名曰草頭藥，定不知其形狀若何。余聞之。近時有一種專門家。名曰草頭醫。亦有草頭藥舖。其草藥千百種。對症處治。功效甚速。但深穩不多傳也。

藏香者。以錫爲匣。中爲一隔。而多竅。焙其下。又養香法。塗煉蜜。藏密器。乾復塗。

香匠。謂之香師。此際制茶者。謂之茶師。通達其道。故謂之師已。

或謂。香之美者。宜煎不宜熱。熱者有烟而無氣。煎則反是。此不知香隔之制故也。以隔。則不烟而熱。不遺其氣。實用香之善者也。隔板。雲母爲上。金銀者微帶其臭。近時有以火布造者。亦佳。又有鉤香之法。欲多熱者用之。其制以金線作小毬。鉤以懸于火上。皆中土所不及知也。

合香。若香才過。即以酒潠之。復香。中土亦有此法。

生香之美者。莫盛於蘭花。故號曰香祖。香味最厚者。一莖多岐。枝頭五十餘花。色黃有紫點。名曰柄蘭。號稱隔山香。

草之以蘭名者。草蘭。葉短花肥。喜食霜雪。風蘭。以空爲根。以露爲命。其花如水仙。而黃。鹿角蘭。葉似鹿角深。花如秋海棠。石蘭。生於石上。葉長四五寸。小而柔韌。花色淡白。小玉蘭。花亦淡白。色黃清香。倒蘭。花倒垂。紫色。報喜蘭。如臘梅。而色紅紫。遇吉則開。亦風蘭之屬也。賀正蘭。每當立春元日而開。翡翠蘭。鶴頂蘭。鳳蘭。龍蘭。皆以形似名。

鳳仙花。一名金鳳花。有紅白紫碧數種。婦女以花及莖葉。包染指甲。亦稱指甲草。有歌云。指甲花連指甲草。大家染得春纖好。

鍾馗。即終葵。草名。蔓生。葉圓而厚。考工記。大圭長三尺。杼上終葵首。言圭頭圓而厚。如終葵也。齊人謂椎爲終葵。或作鍾馗。俗遂畫一神。執椎擊鬼。後好異者。戲

立之傳。謂開元進士後復代椎以劍。則其義亡。而鐘馗爲眞。院本畫人曲。殺生石。亦皆此類。

北越多瘴。颶風破裂肌膚。俗謂風中有物。不見其形。名曰鎌鼬。按水經注。畫水傍。瘴氣特惡。中有物。不見其形。其作有聲。中木則折。中人則害。名鬼彈。亦此類。蜀都賦。鬼彈飛丸。似與此不同。

中土北方。亦多瘴氣。苗中最甚。其作如彈丸。自空而下。漸如車輪。飄撒四散。名曰瘴母。中之者即病。又或有氣。一道上衝如柱。少頃散。如黃霧。中之者亦病。見之即屛氣伏地。俟其過後方起。無恙。不獨苗地爲然。深山幽谷。不擇地而有。有烟霞之嗜者。不可不知也。

苗夷火器。有名過山鳥者。能打越重山。彝曰偏架。苗人以毒蛇含其矢鏃。而燒其尾。毒氣聚於鏃尖。中者必死。治之之法。先堀土坑。用火燒濕。將人納其中。以甕片劃辟其體。久之遂有小蛇迸出。方得無恙。余嘗聞之。燒地臥其處。能解中毒。嘗

書中亦載此法。又聞苗夷能爲蠱。不唯用毒矢。凡制人多用毒。其法五月五日聚毒蟲於一器之中。使相吞噬。併而爲一。乃諸毒之尤也。用此行蠱。中者立斃。

南地有蜑人。以舟爲宅。瀕海而居。其人目皆青碧。能辨水色。知龍所在。引繩入水。探螺蚌以爲業。能伏水三日。手持利刀。以拒蛟鱷。名曰龍戶。此際海濱之民。亦有以舟爲宅者。一舟之內。父母妻子同居。亦聚舟相保。宛如村落。婚娶交易。與平地相似。

江瑤柱。名曰西施舌。佳絕之稱也。周亮工。呼蠣房爲太眞乳。可謂名對矣。

龜脚。蚌蛤之屬。以形名之。海濱之民食之。此際呼曰天狗爪。人不食之。或謂江淹賦石蛣。謝靈運詩紫囂是也。未詳然否。楊用修亦作石蛣賦。

鰇魚。狀似墨魚。出日本。火炙揉而爲絲。味勝墨魚遠矣。見閩小記。

陸次雲曰。播州古郎夜地。昔有女子。浣於水濱。見竹筒流至。內有啼聲。剖之得一嬰孩。長大遂雄荒徼。以竹爲姓。號曰竹王。棄所破竹於野。竟成竹林。此地之苗。

多其後裔。信鬼好詛。射獵爲業。此說似此際竹取說話而巧者也。暫錄爲談柄。太抵南地多怪談。或謂能以木換人手足。人初不覺。久之行遠。痛不能勝。有不信其說者。死之日。剖股視之。則果木也。又謂能置汗穢於途。人觸之者。變爲羊豕。以鏹贖之。復爲人。有知之者。易置穢物於他方。則其人反自變爲異類。此類不一而足。

蠻獠。有事爭辨不明。則對神祠。熱油鼎。謂理直者。探入鼎中。其手無恙。愚人不勝憤激。信以爲然。往々焦潰其膚。莫能白其意者。此習。土着之民。亦皆從之。少抱微冤。動以探油爲說。此事與此際鄙俗探湯誓。何太相似（頭註　湯誓故事日書紀應神紀何暫部俗耶當作古俗、）

古詩越鳥巢南枝。或謂。越鳥。卽三客鳥也。孔雀曰南客。白鷴曰閑客。鷓古曰越鳥。是謂三客鳥也。

三山余澹心。著板橋記。誇稱華柳之盛。其有與吾俗相似者。敎坊妓家之處。謂之曲。曲中稱妓曰女郎。妓家僕婢稱之曰娘。外人呼之曰小娘。假母稱之曰娘兒。有客。稱客（帝本作之）曰姐夫。客稱假母曰外婆。妓自稱曰兒。假母。蓋此際所謂遣

手類(帝木蓋已下八字無)卽鴇母也。初破瓜者。謂之梳櫳。已成人者謂之上頭。衣衫皆客爲之措辦。巧樣新裁。出於假母。以其餘特自取用之。故假母雖年高。亦盛粧艷服。光彩動人。衫之短長。袖之大小。隨時變易。見者謂是時世粧也。

曲中景光。亦略相類。其言曰。屋宇精潔。花木蕭疎。迥非人境。到門則銅鐶半啓。珠箔低垂。升階則猧兒吠客。鸚哥呼茶。登堂則假母肅迎。分賓抗禮。進軒則丫鬟畢粧。捧娘而出。坐久則水陸備至。絲肉競陳。定情則目挑心招。綢繆宛轉。紈袴少年。繡腸才子。無不魂迷色陣。氣盡雄風矣。

余又曰。南曲。衣裳粧束。四方取以爲式。大約以淡雅樸素爲主。不以鮮華綺麗爲上也。又曰。曲中女。多親生之女。故憐惜倍至。遇有佳客。任其留連。不計錢鈔。其傖父大賈。拒絕勿與通。亦不顧也。從良落藉。屬於祠部。親母則取費不多。假母則勒索高價。又曰。曲中市肆。精潔殊常。香囊雲舃。名酒佳茶。餳糖小菜。簫管瑟琴。並皆上品。外間人。買者不惜貴價。女郎贈遺。都無俗物。又曰。名妓仙娃。深以登場演

劇爲恥。若知音密席。推獎再三。強而後可。歌喉扇影。一座盡傾。主之者大增氣色。纏頭助采。遽加十倍。

又秦淮之燈船。與東都兩國橋邊之火樹。可以比擬矣。其言曰。秦淮燈船之盛。天下所無。兩岸河房。影欄畫檻。綺窗絲障。十里珠簾。客稱既醉。主曰未晞。遊船往來。指目曰。某名姬在其阿房。以得魁首者爲勝。薄暮須臾。燈船畢集。火龍蜿蜒。光耀天地。揚槌擊鼓。蹋頓波心。自聚寶門水關。至通濟門水關。喧闐達旦。桃葉渡口。爭渡者。喧聲不絕。有燈船曲。中有云。遙指鍾山樹色開。六朝芳草向瓊臺。一圍燈火從天降。萬片珊瑚駕海來。又云。夢裡春江十丈長。隔簾偸襲海南香。西霞飛出銅龍館。幾隊蛾眉一樣糚。又云。神絃仙管玻璃杯。火龍蜿蜒波崔嵬。雲連金闕天門迥。鶴舞銀城雪窖開。若載之服子遷集中。遽然兩國橋頭景光。

世俗。婦人裙腰繫處。忽爾解散。謂之腰歡喜。輙相賀曰。必有喜事。此說唐時已有之。王建詩。忽地下階裙帶解。非時應得見君王。即此意也。此際俚俗。亦以帶自

解爲合歡之兆。

俚俗有守庚申夜。其說出于修眞家言。曰。身中有神。以庚申夜。將本人罪過。奏之上帝。減其祿命。徹夜不臥至曉。則尸神不得上奏也。其神有三。上尸名彭倨。次名彭質。下名彭嬌。虞兆隆。辨之曰。彭字一訓近。而倨傲之性。質見之性。矯戾之性。人皆有之。所謂三尸神奏帝者。不過謂人之性情。一近於倨傲。一近於質見。一近於矯戾。則罪過日多。而上帝視之。如見其肺肝。然其守庚申者。正欲人斷此三種性情。方可入道也。必限以庚申者。蓋庚取更新之義。申取申明之義。欲乘此時以自申明其勇於更改耳。豈眞有三尸神哉（頭註此一條屬刪）

陳尚古云。滇南有樹。名曰鵲不停。枳棘滿枝。群鳥避去。不復下。惟鴉之交也。則棲止而萃其上。精溢于樹。則瘤生焉。土人劉瘤成丸。大如鳥卵。一近人肌骨。輒自相跳躍。相傳。閨閫密用。然滇中殊貴重。不能多得也。此際有俗呼鳥不停者。亦有棘刺。而群鳥不集。蓋此。

麒麟血。或謂紫鉚樹之脂也。紫鉚樹未之詳。蠻產染料。有呼紅樹皮者。此際呼做丹加羅。或此。

蒙恬造筆。蔡倫造紙。其謬妄自事始。人皆知之。或謂。簡牘之筆。乃个竹管。非毫也。至恬始用兎毫。人皆信之。殊不知。莊子書中。有舐筆和墨之句也。竹筆豈可舐哉。毫亦不始恬明矣。蔡倫後漢人。前漢書。赫蹏乃小紙也。紙亦不始於倫也明矣。

稗史云。鶺狀類燕。紺色錯出。有文采。與此際呼做鶺者異。

顧諸山記云。山中有鳥。如鴝鵒。而小蒼黃色。每至正月二月作聲云。春起也。至三月四月。作聲云。春去也。采茶人。呼爲報春鳥。此際指爲報春鳥。似非此鳥。（近時以俗呼爲黃鳥者、爲報春鳥、報春鳥類鶺鴒、非此物也、此際黃鳥、中土呼爲柴春鶯云、（帝本此注無））

竈邊小蟲。俗呼油蟲。形略似促織。棕色光澤。手觸臭甚。京畿之俗謂。多生此蟲。其家必富。偶得載。杭州人家。多臭蟲。入夜緣入幬。嘬人肌血。最可厭憎。然杭人相戒不敢治。謂以臭蟲多寡。卜家業盛衰。俗情一般。何其獃哉。

王肱枕云。崇禎年。市上有湖廣人。持白鼠數百來售。毛色如雪。眼赤如火。閃爍有光。識者曰。此碩鼠也。見則天下將亂。此鼠此際不甚奇。市上賣果者。以此引小兒或謂此非眞白鼠也。白鼠。眼黑如漆。出則有變。

昔年源公賴朝。捕鶴一千隻。懸金牌。放諸鶴岡。若人有盜殺者。論死。距今五百年所。猶有存在者云。嘗聞。明朝南京孝陵內。蓄鹿數千頭。懸銀牌。有盜宰者。抵死。事太相似。然漢時已有銅牌鹿。則其致(帝本作段)以鶴爲古。頭註 賴朝放鶴事係俗說余考之于諸舊錄未有所見恐齋東之語也

鷦鷯。一名相思鳥。非所謂雌雄必合者也。其色紅黑如棕。似紅豆。紅豆一名相思子。故鷦鷯亦名相思。又名桃蟲。又名巧婦鳥。

鵜鶘。謂之逃河。或謂逃河。即淘鵞之訛。

食鱔魚中毒者。間嘗聞之。或云。海鱔有毒。或云。食鱔忌酢。皆不然也。因一日食鱔。言及于此。有客云。一種毒鱔。其狀短而肥。食之殺人。予未之信。偶讀雜說載。康

熙癸酉六月旱乾河涸。石邑西門外。有沈姓者。家貧乏食。塴游泥中鰌鱔之類食之。得一物。全似鱔。身短而粗。重十四兩。烹啖。甚肥。一家父子四人同食。沈腹痛脹悶。不能言而死。其子女三人。頭面身體。俱發大毒。幾死。或疑爲蛇所化。或云。別是一種毒蟲。人不識耳。又載。湖州有貧儒。其子二人以鬻書爲業。辛未夏。兩書船同泊。書賈及舟子共八人。買鱔四觔。煮麪爲晚食。中有一鱔。特肥壯而短。或疑其形異有毒。或愛其肥不忍棄。遂併烹之。其一人不食鱔。餘七人共食之。至二鼓。七人皆腹痛。下血升許。號呼輾轉欲死。不食者。夜叩醫家。求解毒藥服之。始安。然各瀉利十餘日而愈。姑書爲異食之戒。

屈翁山曰河魨終歲皆有。入秋宜多食。益胃煖人。可減一衣。產婦每以爲補。其腴有膓。膓即肝也。俗以爲八珍之一。此際近俗。多嗜食者。然中其毒必死。以故士君子不食。獨疑廣東之魨無毒。而益人賊。余問之唐商。而未得之詳也。

玳瑁。產厓瓊州。夜伏沙汀。注目上視。與月爭光。月之精華因入焉。而爲文介。漁

人捕得之。殺其背。即不能去。比鱗。其介文采益鮮明。因阨於沙而磨瑩焉。自脊兩分。得十四版。以厚而黄。多有物形者爲貴。區懷瑞賦有曰鳴鏤鬼繪。卹禦鴆毒。甲搖轟敖。島之諸民。是帶是佩。蓋其甲作器。帶之。遇毒自動搖。稱俗婦女。以此爲首飾賦。余聞之長崎人。近時翠產西國海中。有舟人及見者。

余嘗見豪猪。大如兎。編體有刺。如笄如箸。白黒相間。聞之。粵婦女以金銀鑲之爲釵。能止頭癢。除白屑。鶴林玉露載。泡魚大者如斗。化爲豪猪。

俗說。蟢絲垂衣上。必見所思者。西京雜記載。目瞤得酒食。燈花見錢財。乾鵲噪而行人至。蜘蛛集百事喜。採覽蘭雅集載。昔有母子離別。母每見蟢蛸垂絲着衣。曰。子必至矣。已而果然。故曰喜子。子思其母。亦然。故亦號曰喜母。

海珠。狀如蚯蚓。大如臂。所茹海采。於濱淺水吐絲。是爲海粉。賈舶間載來。綠色似海藻。食之能治痰疾。一名海珠母。

今茲賈舶。多載烏白蛇。烏蛇。即所謂烏梢蛇。野遇之逐人者。白蛇。其乾者灰色

質。而黑點。首大而有耳。此際未之見。

此際呼做兜鱟者。即鯊魚也。洋中倘遭龍起。則急擂金鼓。焚黑殼郁之。今茲來船。遇颶於五島外洋。有舟子殞命者。時見洋中龍起。約在十里以外。怪雲蔽海。蜿蜒攫雲而升。雲間出沒。大如合抱。臭氣射人。百計拒防。始得無恙。或船上燒穢物。或大（齋本久本作火）毛毡多投海中。金鼓擂鳴。一齊怒叫。爲之勢云。

南海多龍。漁人與龍相習。率見以爲蝘蜓。相傳龍性畏鐵。嫌辛。爲目害故也。

讃岐之海有怪。人首鱉身。土人呼做龜入道。入道僧也。此即人魚類也。人魚。雄號海和尚。雌爲海女。又有呼盧亭者。亦人魚也。粵人有得其牝者。與之婬。不能言語。惟笑而已。久之能著衣食穀。携至大魚山。仍沒入水中去。

長崎哨官。嘗見海上龍起。急取遠眼鏡照之。其狀略如鱉。蹣躍踏雲而飛。漁人亦往々見之。不知爲何物（土俗云、紅魚能飛化洋中、似龍起、觀之如龜形者即紅魚飛化也、未知然否、）

距今十數年。海船漂到一島。二人上岸求水。島中見一巨人。長丈餘。一眼在額。

見二人而喜。乃所(久本帝本共作見)擒而往。遂入一巖窟。巨人取一巨石。窒其口。內亦有一巨人。蓋雌雄也。窟中寬敞。石隙爲牖。獸畜極多。一巨人復出往。窒其口如初。一巨人捕二人。置一處。熟視稍久。忽攫一人。自頭而嚙啖。一人視之。驚駭如夢中見夜叉。不知所遁。旣食盡其半。掩面不忍視。巨人如醉而臥。鼾聲似雷。其人欲逸。惟恐追及。卒決意。以匕首急刺其眼目。大呼一聲。忿激狂走。摸索尋求。其人穿巖下而伏。巨人雖猛獰也。旣瞎一箇明。卒不能捕得。乃徹開洞口。驅其獸畜。一一放出。似極意討之。其人窮迫。急攀據一大野豬腹下。巨人不覺。放其豬。因得脫。走歸上船。遽開帆而去。余聞之。不復措意。按西洋萬國圖說。但有長人國名。而不言食人等事。偶讀東軒述異記載。通年有泛海歸者。嘗遇颶風。飄至一島。山勢高峻。海岸寬衍。舟中共百五六十人。因見天宇晴爽。有七十餘人。相拉游步上山。行一數里。忽見一人。長三丈餘。見衆人來。喜動眉宇。迎揖使前。衆以爲仙。隨之而行一穴口。復盡揖之入洞中。內約畝許。寬廣高朗。衆方玩視。長人忽取一巨石。窒其穴。

引手從旁穴中取一人。捩其頭。飲其血。而拋其屍。以次執三十人。如此飲之。餘人驚惶無措。忽見長人憩穴外石上。如醉然。餘人遂得從穴隙奔出。登舟詳其事。適風便。挂帆行。未數里。長人舉步如飛。踏海水。僅及脛。追舟將近。衆議曰。此怪一至。吾輩無噍類矣。遂協力施銃箭擊之。長人以有退縮之狀。風駛帆速。遂得脫。嗚乎天地之大。無所不有哉。見少者怪多。余猶未能之全信也。其後讀西樵野紀載。成化辛丑。蘇衛數軍士。被公遣赴崇明。事畢泛海還。遇大風。飄至島嶼。一人從林中出。長可三四丈。深目黑面。獰醜異常（頭註 是物狒々之類疑非長人、）見數人。悉以藤貫掌心。繫樹下。已而復入。衆極力斷之而竄。始放舟。長人追上以手攀舷。舟中一勇士。急掣刀斷其指。始獲捨舟而去。辨之。乃一指中一節耳。試以小尺度之。尺有四寸。因獻嘉定。今貯藏中。余終不得并前說不信之已。

瓊浦偶筆　卷之三　終（尾題新添）

瓊浦偶筆　卷之四　集錄（帝本久本此二字無）

兎道　澤　元愷　著稿

安南雜記載。其俗被髮。以香蠟梳之。故不散。跣足々無塵芥。以地皆淨沙也。男女衣。皆大領無分別。無裾褌。女有無襠圍裙。其王與官。或時冠帶韡韈。然非其好也。稱其貴人。曰翁茶。翁茶者。大官也。又云。每用藥物。塗其齒。黑而有光。又云。風俗婬蕩。無耻。洗浴便溺。男女裸體。往來坐立。不相迴避。又云。貴者以網（久本作綱）爲兜。兩人擡之。大貴者有轎。似車。上轎盤脚坐。或用八人四人擡之。最可笑者。其王傘扇轎夫。全體俱露。止用一股青布纏腰。從尻下裹勒至臍。雖寒天。不着寸衣。又皆形狀肥實。名曰好漢。

尚谿織志載。苗童之未娶者。曰羅漢。苗女之未嫁者。曰觀音。皆髻插雞羽。於二

月。群聚歌舞。自相擇配。心許日成。即諧好合云。陸次雲作之記。記曰。苗人之婚禮。曰跳月。跳月者。及春月而跳舞求偶也。載陽展候。杏花柳稊。庶蟄蠕蠕。蓄處穴居者。蒸然蠢動。其父母。各率子女。擇佳地。而相爲跳月之會。父母群處于平原之上。子與子左。女與女右。分列於原隰之下。原之上。相喜樂。燒生獸而啖焉。操之不以箸也。漉酒而飲焉。吸管不以杯也。原之下。男則椎髻當前。纏以苗帨。袄不迨腰。褌不蔽膝。褌袄之際。錦帶束焉。植雞羽于髻巔。飄々然當風而顫。執蘆笙。笙六管。長二尺。蓋有六律。無六同者焉。女亦植雞羽于髻。如男。尺簪寸環。衫襟袖領。悉錦爲緣。其錦藻繪遜中國。而古文異致。無近態焉。聯珠以爲纓。珠纍々繞兩鬟。綴貝以爲絡。貝搖々翻兩肩。裙細褶如蝶版。男反褌不裙。女反裙不褌。裙衫之際。亦錦帶束焉。執繡籠。繡籠者。編竹爲之。飾以繪。即綵毬是也。而妍與媸。雜然于其中矣。女并執籠。未歌也。原上者語之歌。而無不歌。男并執笙。未吹也。原上者語以吹。而無不吹。其歌哀艷。每盡一韵。三疊曼音以繚繞之。而笙節參差。與爲縹緲。而相赴

歌且歌。手則翔矣。足則揚矣。肆轉肢廻。首旋神蕩矣。幼則欲接還離。少且酣飛暢舞。交馳迅逐矣。是時也。有男近女。而女去之者。有女近男。而男去之者。有數女爭近一男。而男不知所擇者。有數男競近一女。而女不知所避者。有相近復相捨。相捨仍相盼者。目許心成。鐃來笙往。忽焉挽結。于是妍者負妍者。媸者負媸者。媸與媸。不爲人負。不得已而後相負者。媸復見媸。終無所負。涕淚以歸。羞愧于得負者。彼負而去者。渡澗越谿。選幽而合。解錦帶而互繫焉。相携以還于跳月之所。各隨父母以返。而後議聘。聘以牛。牛必雙。以羊。羊必偶。先野合而後儷皮。循蜚氏之風歟。嗚乎苗矣。

廣州記云。狸獠鑄銅爲鼓。鼓以高大爲貴。面濶丈餘。初成。懸于庭。尅晨置酒。招致同類。來者盈門。豪富子女。以金銀爲大釵。執以叩鼓。叩竟。留遺主人。後漢書。馬援于交趾。得駱越銅鼓。即此物也。又隋書地理志。載其制。高可三四尺。有上面而無下底。其聲亦不甚大。名曰諸葛鼓。猺人謂是孔明所造。今觀東漢時已有。豈謂

諸葛乎。想諸葛所造。自是別制。而妄附會。但花紋纖細。似非近時可能也。是圖小記所言也。余嘗聞之長崎譯司河間氏家。珍藏孔明行軍鼓。相傳其先辟亂而入我土。所携來也。扣之粗得其制。卽隋志所言。蓋亦此物已。近時石鎭巡來數金買之。後獻之　上府云。

陳資齋聞見錄。東洋記曰。天地之大。何物不容。輕清之氣。包涵萬類。星辰日月。亦有所不及。而聖人測理備至。定四方。制指南。分二十四籌。由近之遠。莫出範圍。啓後世愚蒙。識萬國九州。然而九州之外。又有九州。謹按。四方外國。地方海道。人物風土。粗據所見聞。而略誌之。俾後之君子。有所採擇。朝鮮居天地之艮方。聯盛京。對天津。古箕子地。分郡縣。幅員里道。朝貢經由。歷代史典。與圖備紀。無容勦說。其南隔一洋。日本國。屬之對馬島。順風一夜可抵。明關白爲亂者。是自對馬島而南。寅甲卯。東方一帶。七十二島。皆日本倭奴之地。而與中國通貿易者。惟長崎一島。長崎乏粟菽。難供食指。開貿易。入公家。通計終歲所獲利。就長崎按戸々均分。

國王居長崎之東北。陸程近一月。地名彌耶穀。譯曰京。受封漢朝。王服中國冠裳。國習中華文字。讀以倭音。予奪之權。軍國政事。捅於上將軍。王不干預。僅食俸米。受山海貢獻。上將軍有時朝見而已。易代爭奪。不爭王。而爭上將軍。倭人記載。自開國以來。世守爲王。昔時上將軍。會篡奪之。山海應貢之物不齊。五穀不登。陰陽不順。退居臣位。然後順若如故。至今無敢妄冀者。官皆世官世祿。遵漢制。以刺史千石爲名。祿厚足以養廉。故少犯法。即如年僉舉一街官。街官。者鄉保也。歲贍養五十金(帝本作人)事簡而閒。(帝本作閒)通文墨者爲高士。優以禮。免以徭。俗尙淨潔。街衢時爲拭滌。夫妻不共湯莢。飲餘婢僕尙棄之。富者履坐絮席。貧者履坐薦席。名曰毯踏棉。各家計攤毯踏棉之多寡爲戶口。男女衣服。大領濶袖。女加長以曳地。畫染花卉文釆。褌用帛幅。裹繞足。著短襪。以曳履。男束帶以插刀。髡鬚而薙頂。額留髮鬟。至後枕。闊寸餘。向後一挽而繫結。髮長者修之。女不施脂。而傅粉。不帶鮮花剪綵簪珥。而插玳瑁。綠髮如雲。日加滌洗。薰灼楠沈。髻挽前後。爪甲無痕。

惟恐納所吞於男女眉目肌理。不敢比擬中華。亦非諸番所能比擬。實東方精華之氣所萃。人皆覆姓。其單姓者。徐福配合之童男女也。徐福所居之地。名曰徐家村。其塚在熊野山下。其國男子。年五十餘。陽多痿。奴者儂也。故呼之曰倭奴。俗尊佛。倘中國僧。敬祖先。時掃墳廬。得香花佳果。非敬佛僧。則上祖墳。人輕生。有犯法者事覺。向荒山割肚自殺。無累他人。立法最嚴。人無爭鬪。語言寂々。呼童僕。鳴掌則然諾。無傳買人口。傭口期滿即歸。所屬國二。北對馬島。與朝鮮爲界。朝鮮貢於對馬。而對馬貢於日本。南薩峒馬。與琉球爲界。琉球貢於薩峒馬。而薩峒馬貢於日本。二島之王。俱聽指揮。氣候與山東浙江齊。長崎與普陀東西對峙。水程四十更。厦門至長崎。七十二更。北風從五島門進。南風從天堂門進。對馬島。坐向登州。薩峒馬島。坐向溫台。地產金銀銅。漆器。磁器。紙箋。花卉染印。海產龍涎香。鰒魚。海參。佳蔬等類。薩峒馬。山高巉巖。溪深水寒。故刀最利。兼產馬。人壯健。嘉靖間。倭寇者。薩峒馬是也。日本原市舶。永嘉因倭之漁者十八人。被風入中國。奸人引之爲

亂。兇鬚薙額。雜以遠處土語。遞相擄掠。佯稱倭奴。後平回國。僅十八人。王正以法。隨禁市舶中國。聽我彼往。至今無敢來者。倭載十八奇士。普陀往長崎。雖東西正向。直取而渡。橫洋風浪巨險。諺云。日本好貨。五島難過。廈門往長崎。乘南風。見臺灣雞籠山。北至米糠洋。香蕈洋。再見薩峒馬。大山天堂。方合正針。糠蕈二洋者。洋中水面若糠粃。水泡若蕈菌。呼之爲米糠洋香蕈洋。薩峒馬而南。爲琉球也。居於巳方。計水程六十八更。中山國。是也。習中國字。人弱而國貧。產銅器紙螺甸玳瑁。無可交易。其衣冠人物。貢由福州。久熟習見。故不詳載。自日本琉球而東。水皆東流。莊子所謂尾閭洩之不知何時已。而不虛也。

餘氏見聞錄載。徽人吳三英。曾至日本國。言貨至彼。則島上市官。判價無欺。客買彼貨。亦不貳價。不似中國市井多欺僞。其風俗淳朴。道不拾遺。婦人女子。與人極褻狎。終不亂。捫其乳。甚尊曰。儞愛我。若揣其足。謂有意私之。出刃相刺。其姦禁甚嚴。不惟奸夫奸婦並死。其家不舉。則闔門論死。客中有文人墨士。奇材異能者。

王聞必召見。然毎紓其途。以示土地廣闊。又黎媿曾筆記云。有人至日本支國東埔寨。呼中國人唐人。猶西北人呼中國人爲漢人也。國雖有王。專政者爲將軍三舊（晉馬）王擁虛位而已。俗至潔。男女着白布衫。長垂至足。又云。中國伽楠。皆非眞。眞者彼國亦不易得。取伽南法。先期制性。密卜（卜下久本者字有）有無。走密林中。聽樹頭小兒語。急斫數斧而返。遲則有鬼搏人。隔年始一往。取先上其王。及三傳。重加洗剔。上者留之。厚酬其直。次下者聽別售。又云。將至東埔。過黑水洋。最險。吹沙無刻停。若無風緩渡。則沙壓舟沉。嘗覽異域志云。日本乃徐福所領童男女。避秦之虐。遂國於彼。而中國詩書亦得相傳。故其人多尚詩寫字。流傳既遠。數千年間。聲音不同。其文荒遠。不足以讀。聖教故不相合耳。然猶市價不貳。道不拾遺。女不淫亂。何風之淳也。聖教不行。容其有浮海之嘆歟。

譯士吳生家。藏海路記一本。相傳。古昔和舶入唐時所錄也。余請而讀之。始載祭周公旦文一通。鄙陋不足觀。其他定月定日定方。及下針法等。皆時俗禁忌之

說也。其語其事。決非和人之口氣。蓋唐山商客所筆也。今鈔錄其一二。其行船更數法曰。凡行船。先看風汛(久本作汛)急緩。流水順逆。可明其法。即將柴片。從船□丟下。與人齊到船尾。可準更數。每一更二點半。約有站腳。每站者計六十里。如遇風船走。潮水却向船頭滾來。此來逆流柴片雖丟順水流向後來必緊。不可使作船走議論。古云。先看風卂急緩。流水順逆。可明其法也。其更數曰。大擔往日本針路。大擔放洋。用甲卯。占离山單艮七更。取烏坵。內有湄州山。娘媽。往回祭獻。用艮寅十一更。取雞籠頭。艮寅二十更。單艮十五更。寅十一更。取天堂。用壬亥十更。收入柯子松浦港。妙也。又日本回大担針路。松浦港放洋。用單申九更。取五島山。用單申三十更。用單申五更。用單申十更。取溫洲地面。用丁未六更。取霜山。單丁三更。取東湧山。用丁未四更。取官塘。有三礁。外過看見白見。用丙巳五更。單午二更。取牛嶼。外洋中有沈礁。生平々出水。行船仔細。丁未一更。及坤未二更。用坤申一更。取烏坵。用坤申七更。取大武。收入大担門。妙也。又長崎往大港針路。二月十八

日長崎開船。東風用坤申八更。在美濃島上勢。又三更。東北風用丁未二十七更。用單□十三更。見山。正是赤坎嶼。指美山。開有一更。東北風用丁未九更。見山。在上勢。是諾嶼。洋中山頭有一個圓山。仔細。有一個礁山。仔細。東北風用丁未十二更半。用單丁六更半。見山。有三個。在上勢過船。東北風。用丁午八更。初六早見山。便是紅豆嶼。用巽巳五更。收入港爲妙。又打水考曰。太武山。打水三十托。係是漳州港口。開用坤未四更。取大小柑山。又牛嶼山。打水二十五托。洋中有礁。仔細行船。烏垢山內。打水二十五托。外打水三十九托。用坤申二更。取漳州山。其他自漳州廈門。往東西諸國。針路水托。備載。中有萬曆二十八年。崇禎二年語。距今不甚遠也。

唐客有爲余艷說四庫全書之舉者。余就譯司尋討。乃出浙江采集目錄以示。因謄其叙言。叙曰。乾隆壬辰之歲。天子紬繹典學。發明詔。下各直省。徵訪遺書。於是浙前撫臣富勒渾。署撫臣熊學鵬。今撫臣三寶。會同臣王杰。暨臣王亶望。奉命

慤恭。設法開局。移諸監司郡守。各論所部。徵書上送。延致在籍。侍講臣沈初總其事。遴取教官之有學識。黃璋張義年朱休度花鑠等。日夕分校其中。隨所得叙日以進。繼以故家之長篇鉅牘。山林之僻見解詩。權有所偏詐。慎閉而弗克理也。用羅聖懷。屢降溫旨。而縉紳士。尤踴躍爭先。善本四出。浙中藏書之家。夙所著稱首鄞縣范氏天一閣。至今猶克世守。餘若誠(帝本久本作越)中祁氏鈕氏。禾中項氏朱氏曹氏。錢唐趙氏其間不無釐轉割散。而流落人手。尚多可稽。近當文治久長。好學嗜古之士輩出。若杭城之英王璪鮑士恭汪啓淑汪汝瑮孫仰會。慈谿鄭大節。續皆儲貯篇籍。頗有可觀。凡是諸家。欣值表章盛舉。鼓舞奮興。各願整比所藏。稽首上獻。即寒儉士。一編一冊。或有世不習見。亦不敢抱爲秘文。挾囊而至者源々不絕。措頓列室。當充牣乎其間。校閱諸員。日益淬厲。乃心罔懈。求稱德意。薈萃檢理。除還複重。一々條其篇目。攄其指意。自壬辰秋。訖甲午之夏。作十二次。綜錄奏進。統計之。凡爲書四千五百二十三種。爲卷凡五萬六千九百五十五。不分卷

者二千九十二冊。一方之書。若積若是。將合天下而類次之。盛美可想見矣。臣備位浙藩。獲與董督之末。親見夫獻納輸運之勤。未嘗不嘆古人之遺(久本作遺人)搜括。為未善經理也。事既竣。條爲譜以所集目錄。謹遵四庫成例。略爲序次刊刻以備浙中掌故。臣竊唯蒐得故書。往々爲臣等所未經見。祇奉明訓。不復先行檢別。其中文義純駁。流傳真僞。刊定訛正。應不免于參差。且僅以一省所採。雖不拘計地產。而究屬一編之藏。未能通編外羣中秘。薈萃成林。斤々焉謂爲異本。欲藉以展芹曝之忱者。又未必非策府所先備。他時九(帝本作凡)有畢彙編摩。自鴻碩廷臣之手。呈斷宸衷。勅成一代鉅典。所謂昭鴻運垂休光者。方于是乎在。而此特(帝本作時)瑣細者耳。然天聲和于上。而大地之一水一木。悉應于下。風動之休。不嫌于推廣也。況國家良法美政。凡直省所經奉行。大小悉其(帝本久本作具簿祿)登載。俾後來有可考。豈于稽古右文大典。而不爲垂示乎。爰據各教官類次之本。謹加釐正。捐貲以付諸梓。乾隆三十九年。歲次甲午。四月上浣日。浙江布政使司。

布政使加三級臣。王亶望謹序。

烏程南潯董說。嘗立非煙香法。使百草木皆爲異香。亦作衆香評。余录其雅致。而悅其詞。評云。蒸松霰則清風時來拂人。如坐瀑布聲中。可以消憂。蒸梅花。如讀酈道元水經注。筆墨去人都遠。蒸蘭花。如展荊關氏畫軸。落々穆々。自然高絕。蒸菊。如踏落葉入古寺。蕭索霜嚴。蒸芍藥。香味嫻靜。昔見周昉倦繡圖。宛轉近似。蒸荔子殼。如拂寒犀。使人神竦。蒸橄欖。如遇雷氏古琴。不能評其價。蒸玉蘭。如珊瑚木難非常物也。若霞燿人。蒸薔薇。如讀秦少游小詞。柔而艷。蒸橘皮。如登秋山望遠。蒸木犀。如褚河南兒寬贊。挾篆隸古法。白露文采。蒸菖蒲。如煮石子爲糧。清瘠而有至味。蒸甘蔗。如高車寶馬。行通都大邑。不復記行路難矣。蒸薄荷。如孤舟秋渡。蕭々聞雁南飛。清絕而悽愴。蒸藕花。如鼓琴得緩調。蒸艾葉。如七十二峰深處。寒翠有餘。然風塵中不好也。蒸紫蘇。如老人曝背南簷時。蒸梔子。如海中蜃氣成樓臺。世間無物髣髴。蒸水仙。如宋四靈冷絕矣。蒸玫瑰。如古樓閣樗蒱。諸錦極文

章鉦震。蒸芙蓉。知話應出時、立書堂崎。望雨後雲烟出沒。無一日可忘于懷也。

乙未仲春、長崎聖廟行釋采之禮、鎮臺命元愷上香焉、廟在府城東邊、距府舍數里矣。既至門。主人立侍門左、廟門有兩掖、入自西掖門。堂大僅數丈。甃塼鋪砖。堂上有壇。聖像位焉、四配則牌。十哲之牌排列左右壁上、壇前復壇以為桌。潔肥其陳。余上堂一叩頭桌前。上香畢。乃入向氏輔仁堂。飲食焉、皆故事也、陳設之品。帛用白絹丈二尺、三獻之爵。古色可掬。盛和羹於鉶。豚背也、盛大羹於登。鏑音也。黍稷二簠。稻粱二簋。亦皆銅造古器也。八籩則形鹽。藻魚。鹿脯。及棗栗榛黃麥。以榧充榛。麥則銀杏。八豆則韭、菁。芹。筍之菹、及魚醢、如夫鹿醢、兎醢、豚胉之三牲。亦皆烏魚。以充焉、兩邊之長壇薦魚。籩豆。亦各有獻爵。執事者祝燭一名。清道前驅二名。掌儀一名。贊二名。開垂帳二名。迎送者一名。奠帛一名。司奠二名。傳供二名。祝一名。分奠二名。三獻奠撤則主人向余美掌焉。禮畢之後。余往。故駕鶩之儀不及視之。每門有聯額。門扇大書大學首章。萬世師表之扁。則乾隆帝宸筆云。因請

摹之。並古器數品。圖于玆。余按濟南王子禎池北偶談載。康熙二十三年。駕幸闕里。御書萬世師表四字。懸大成殿。次年以四字頒行天下。此匾傳爲乾隆御書者恐非是。其頒行天下。流入我土。理宜然也。

瓊浦偶筆卷之四　終（尾題新添）

祭器圖

爵三



兩柱二足重十四兩通柱足高六寸三分深二寸七分口徑長四寸五分濶一寸六分


登一
通蓋重四斤十二両強高
八寸口徑五寸七分

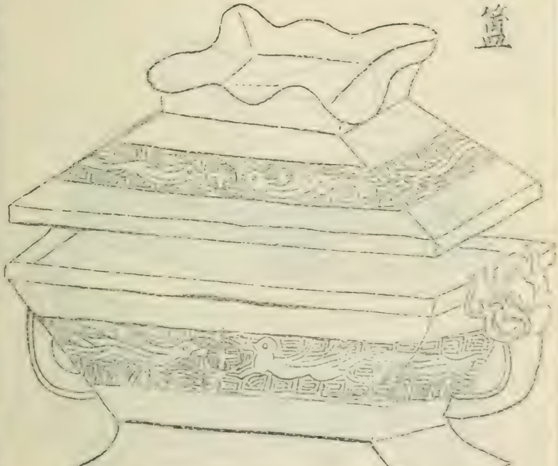
鉶一



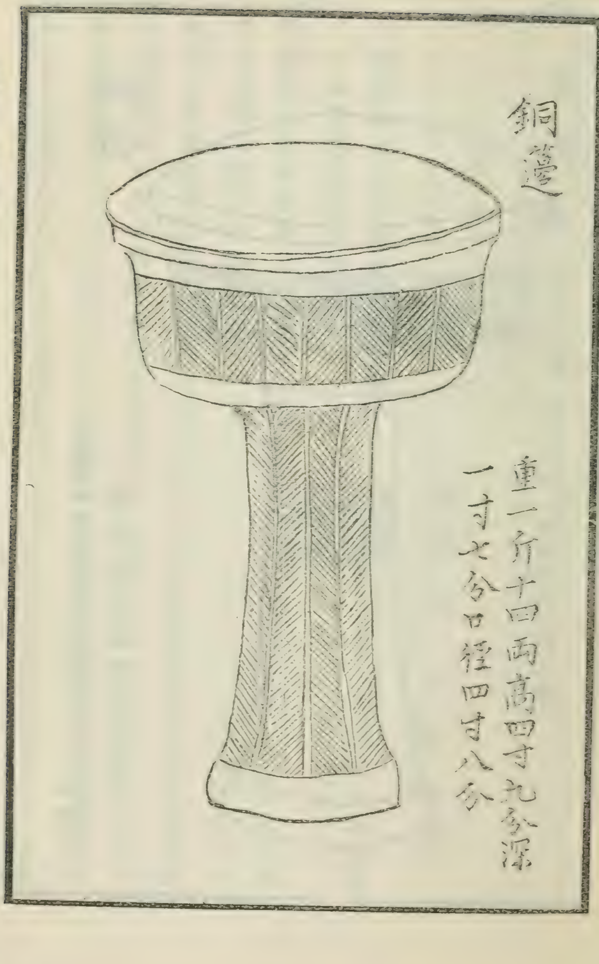
通蓋重五斤十兩強通足高七寸深二寸五分



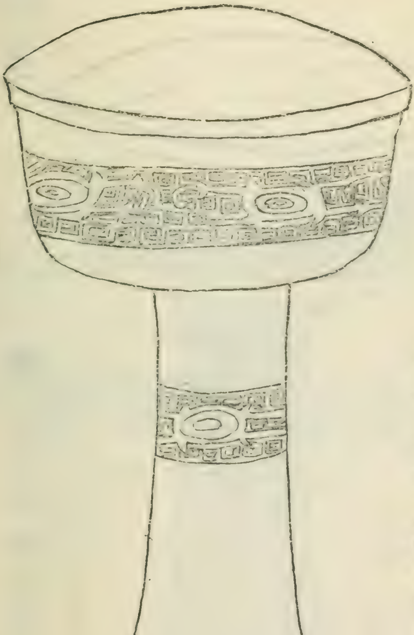
銅簋



通蓋重七斤
高六寸二分
深二寸濶六
寸七分腹徑
長九寸


銅籩
重一斤十四両高四寸九分深
一寸七分口徑四寸八分

銅豆



重一斤十四兩高四寸五分深一寸三分口徑四寸八分

瓊浦偶筆　巻之五　坤輿外記（帝本久本此四字無）

兎道　澤　元愷　著稿

坤輿外記一本。載在說鈴。多記外國奇事。其說與他書所言。或同異有詳略。今就譯士質問。其異聞並錄。

莫臥爾（モヲル）國人。奉四元行之一。及其死也。各用本行葬其屍。奉土者入土。奉水火者入水火。奉氣者懸尸于空中。

紅夷亦有此法。謂之四大。余聞。莫臥爾國。古昔印度之地。在亞細亜部爲大國。其俗最武健。多呑併隣國。此地有大河。名安日。國人謂。一浴此水。頓滅所作罪惡。四方常往沐浴。白石先生曰。此即元明之世。呼爲回々者。明人以默德那爲回々祖國。蓋言敎門所自出也。據元史。回々。本唐之回鶻國。其地最大。亦總名

西域。

印第亞(インデア)。有巨鳥。吻能辨百毒。一吻直金錢五十。象能識人言。命負物至其帝木久木作某)處。往輙不爽。他國象遇之。則蹲伏。其地多毒蛇。泉水染其毒。人畜飲之卽死。有獸名獨角(頭註獨角卽ウニカウル)每日以角攪其水。人畜鳥獸。方敢飲。有牛。大如象。生兩角。一在鼻上。一在頂背。皮如鐵甲。頭大尾短。能居水中數十日。百獸懾伏。值象與虎。必逐殺之。骨肉皮角牙糞。皆爲藥。西洋貴重之。其貓有肉翅。能飛。蝙蝠大如貓。

印第亞。卽印度國。在印度河左右。故名。古有五印度。惟南印度尚仍其舊。餘四印度。皆爲莫卧爾併矣。莫卧爾。地接韃而靼。南印度爾接莫卧爾。地勢三角。東南瀕海。蓋亦大國也。其俗大低奉佛敎。頗曉天文。於今無筆札。以錐書樹葉爲書。國多異禽。椰樹極良。有名陰樹者。花如茉利。且晝不開。至夜始放。向晨盡落。國人好卧于樹下。至朝。花覆滿身。又一木。不花而實。其枝下垂。附地便生根。歲

久結成巨林。無異屋宇。國人多蔭其下。大者至容數百人云。所謂獨角。即鹽納所罕載來者。相傳。勿搦祭亞國宮庫。藏其角二隻。稱爲國寶。其貴重如此。其似牛之獸。即犀類也。

納多理亞（カトリア）國。有山。多瓊石。國人往鑿之。至一石穴。石人無算。皆昔時辟亂之民。穴居于此。死後爲寒氣所凝。漸化爲石。

那多里亞國。在亞細亞度爾格西北。其界歐邏巴之處。隔一帶海。廣可五里。昔時國王。令造跨海之石梁。後爲風浪所衝頹。其地産異羊。其毛細密。作裘衣之。雨略不沾。又有一種犬。性好竊物。稍不警。衣履巾幘。輙爲竊匿矣。有一山。草木皆香。過山下。芬芳襲人衣裾。亦皆尤異。

韃而靼（タルタリイ）人。性好勇。以病沒爲辱。嗜馬肉。以馬頭爲絕品。貴者方得食之。又有晝行夜。伏身蒙鹿皮。喜食蛇蟻蜘蛛類者。有人身羊足者。有長人善躍。一躍三丈者。氣候極寒。夏月層氷二尺。

其地廣大。中分亞細亞南北。其北皆韃靼種類也。大抵江河少。而土卒多沙。大半皆山。人罕得至國。亦無文字相通。故未悉其詳云。其俗多習(習下當本久本非字有)互盜爲業。居無定處。亦無城郭。有構屋於車。便遷徙者。人多嗜酒。以一醉爲榮。更多殊異不倫。

渤泥國。有獸。名把雜甫。似羊鹿。腹內生一石。療百病。極貴重。至百換。國王嘗以爲利。

余嘗聞之。渤泥島名。其地在赤道下。距爪哇不遠。地產片腦。極佳。把雜甫。即鮮頭。

熱爾馬尼亞國。其人工作精巧。（頭註 紅夷即此）制器匪夷所思。能於戒指內。納一自鳴鐘。有一大銃能於二刻間。連發四十次。部屬七島。總稱曰入見瑪尼亞。每歲互市於我和蘭國。乃其一也。風俗侈汰。衣服精好。宮室多用帷幔障屛。其人易良而多智。曉天文地理。亦有學四力之學

者。俗好飲酒。故善造酒。但不多飲。若一泥醉。爲終身之過。其銃與礮(久本作炮)最著。可記者不少。余有志作志。尋討未悉。姑期他日。

莫斯哥未亞國。其地夜長晝短。冬至日。止二時。氣候極寒。室宇多用火温。行旅爲嚴寒所侵。血脈俱凍。纔入温室。耳鼻輙墮。自外來者。先以温水浸其軀。俟僵體漸甦。方可入室。八月至四月皆衣裘。

莫斯哥未亞。歐邏巴東北之國。而在亞細亞西北。其地廣大。東西一萬五千里。南北八千里。中分十六道。俗尚勇強。國主日事吞併。四方咸懼其威。其土極寒。常衣獸皮。熊皮爲臥褥。出皮之處。藉充賦稅。以遺鄰境。多至數十車。國多盜賊。故競畜猛犬。犬見人則噬。國都有一大鐘。以搖不以撞。搖用三十人力。又多造大銃。其最長三丈七尺。一發用藥二石。二人入內掃除。又有一蜜林。其樹悉爲蜂房。土人界其樹爲恒產。

諳厄利亞(アンゲリヤ)國。有怪石。能阻聲。長七丈。高二丈。隔石發大銃不聞。有湖長百五十里。

廣五十里。有三奇事。一魚味甚美。皆無鱗甲。二天靜無風。倏起大浪。破壞舟楫。三有小島。無根因風移動。人弗敢居。草木極茂。滋息牛羊鹿豕甚多。

諸厄利亞國。在歐邏巴西北海中。氣候融和。地方廣大。俗能學其學。其近地。有一異。死者不殮。但移其尸於山中。千歲不朽。子孫亦能認識。其地無蛇。有從海舟來者。上岸即死。又有湖。其傍一窖。能吸其水而不盈。當吸水時。人立其側。衣若沾水。即被吸入。時亦噴水。其高如山。余嘗聞。我奧羽。亦有無根島。吾友左子岳。昔遊其地。親睹之。土人曾不異。或就浮島耕種。白石先生曰。其俗勇悍習戰。亦善作劍。號爲天下名器。西南諸國。皆畏其人。以爲海賊。主懸闕其名。即下令禁市舶。不聽國人闌出外洋。其國素習天教。今門十戒。他犯莫大焉。及王慶其妃以妾爲妃。邏馬教主以爲捨戒。乃與諸國共謝絕。二事皆在我寬永年間。又曰。慶長五年春。此國人與和蘭人。各駕一大舶。共到泉州界浦。世傳。和蘭始附此人得通海外矣。

利未亞國。百獸所聚。異類相合。輙產奇形異狀之獸。有鳥。名亞旣刺乃百鳥之王。羽毛黃黑色。高二三尺。首有冠。鉤喙如鷹。飛極高。巢于峻山石穴。生子令視日。目不瞬者。乃留之。性鷙猛。能攫百鳥羊鹿食之。毒蛇害其子。此鳥先尋一種石。置巢邊。蛇毒遂觧。有山羿。似豶。臍後一肉囊。香滿輙病。就石上剔出。始安。香如蘇合油。黑色能療耳病。產異羊。一尾重至十斤。味至美。土人冒險者。能制毒蛇。且探亞旣刺巢中餘肉。可供終歲之食。

利未亞。五大洲之一。其部大小百餘國。其中奇異甚多。大抵近海諸國。最豐饒。五穀一歲再熟。每種一斗。可收十石。穀熟時。外國百鳥咸至其地。辟寒就食。有木。文彩堅緻。入水土永不朽。有毒蛇。能殺人。土人有能制蛇者。蛇至其前。不能動。而非有方術而然。此人世々子孫皆然。尊貴行路。必覓此種人自隨。又有獸。如狼。其手足似人。專穴墳墓。食人尸。一獸軀極大。其長五丈計。口吐涎。極香。其地馬甚猛。能與虎鬭。又有一高山。惟此山天下最高。山頂終古晴明。視日星倍

大。昔人有書字於灰上者。歷千年不動。風雨雷露無有故也。國人呼爲天柱。又甚爲奇者。此方人睡無夢云。

厄日多（エジト）

厄日多國。女人恆一乳三四子。不以爲奇。獸傳種生騾駒。

厄日多國。在利未亞部爲大國。五穀極豐。畜產最多。凡他方百果草木。移至此地。卽茂盛倍常。其異者。此地千萬年無雨。亦無雲氣。國中有一大河。名曰泥祿河。々水每年一發。自五月始以漸而長。土人視水漲多少。以爲豐歉之候。大率最大不過二丈一尺。最小不下一丈五尺。至二丈一尺。則大有年。一丈五尺則歉收矣。凡水漲無過四十日。其水中有膏腴。而浸潤卽膏著土中。故地極肥饒。艸木暢茂。然當水盛時。城郭多被淹沒。國人預杜門戶。移家於舟以辟之。相傳昔時有一知巧士。爲作一器。以時注洩。卽今龍尾車類云。俗多機知。最精天文。又有一石臺。狀如浮屠。非以石砌。是擇大石如陵阜者。鑱削以成。其下趾濶三百二十餘步。高二百七十餘級。每級高四尺。登其臺頂。極力遠射。箭不能越其

臺趾也。都城極厚富。屬國甚多。

莫訥木大彼亞（モトマタビア）國。產象極大。一牙有重二百斤者。獸如猫。名亞爾加里亞。尾有汗。極香。拌于木籠。汗沾于木。乾之。以刀刮下。便爲奇香。

莫訥木大彼亞。或作馬奔莫大巴者。其地方在利未亞之南。俗最愚蠢。不識義理。氣候甚熱。沿海之處。皆沙石。人踐之成瘡。土人坐臥其中。安然無恙。所居臭穢。殆如豕牢。喜食象肉。有食人肉者。皆生齡之。其齒鋒銳如犬牙。然面色漆黑。不衣衣。反笑人衣服者。或塗油於身以爲美飾。其走疾於奔馬。殆非人類耳。又聞。黑人善泅水。他國呼爲海鬼。土地出烏木。亦多黃金。但絕無寸鐵。俗特貴重之。其屬亦不一而足。

聖多默（サントメ）島。產百果。俱無核。

此島。亦在利未亞部。正當赤道之下。周圍一千里許。土地常濃陰多雨。愈近日處。雲愈重。雨愈多。

白露（ペルウ）國。有樹。生脂膏極香烈。名拔爾撒摩。傅諸傷損。一晝夜肌肉復合如故。善接不癒。塗屍千年不腐。一鳥名厄馬。最大。長頸高足。翼翎美麗。不能飛。足如牛蹄。善奔走。馬不能及。卵可作盃器。今番舶所市。龍卵即此物。

白露國。南亞墨利加中國。而分屬數十國。幅員萬餘里。奇異甚多。有泉如脂膏。常出不竭。取之然燈。亦塗舟砌墻。當油漆用之。又一泉出於石罅。離故處纔數十步。即變爲石。其地善震。一郡一邑。至沈墜無遺。或平地突起山阜。或移山置別地。時亦有之。人性良善。因地多金銀。任意取之。故亦無竊盜。粗似淳古之風。但珍寶嵌面爲飾。或穿環於耳。或繫金鈴。帶寶玉。至夜中光照一室。其間亦有醜陋之地。人拾虫蟻爲糧。掛網樹上爲巢居。土多毒蛇故也。所謂龍卵。歲貢番舶時々載來。余所見者。大如斗。敲之硜々爲聲矣。

蘇木（ソモ）國。一獸名獺面甚猛。爪如人指。禁如馬。腹垂着地。不能行。盡一（久本作二）月不踰百步。喜食樹葉。緣木取之。亦須兩（常本久本作兩）日。下樹亦然。有獸。前半類

狸。後半類狐。人足梟耳。腹下有房。可張可合。恆納其子于中。欲乳方出。

國號伯西爾。土多蘇木。故亦稱蘇木國。其地在南亞墨利加東邊。境土廣大。起赤道以南二度。至三十五度。其土肥美。人壽綿長。亦無疾病。他方有病不能療者。至此即瘳。多產白糖。嘉木種種。而蘇木最多。俗多裸體。婦人僅蔽前後。少時鑿頤及下脣作孔。以貓睛夜光諸寶石嵌入爲飾。最異者。婦人生子。即起作務如常。其夫則坐蓐數日。服攝調養。親戚俱來問候。海外奇異。難以理推曉有如此者。素無君長。亦無書籍。散居聚落。惟意所欲。西土有言。伯西爾國有三無。王法文是也。

長人國。又名智加國。地方頗冷。人長一丈許。遍體皆毛。好持弓矢。矢長六尺。每握一矢插入口中。至沒羽。以示勇。男女以五色畫面爲文飾。曾掘地得人齒。闊三指。長四指餘。蓋昔時人更長矣。

此國。亦屬南亞墨利加。

墨是可（メキシコ）國。有鷄。大如鵝。羽毛華彩。味最佳。吻上有鼻。如象。可伸可縮。縮僅寸餘。伸可五寸許。憤怒則血聚于鼻。正赤。尾開如孔雀。

北亞墨利加南邊。總名新以西把尼亞。其內數國。其大者曰墨是可。土地豐富。禽獸魚鼈極多。至富家畜羊有萬頭云。余弱冠在京時。見此鳥。俗妄呼曰加辣君。頭註 解云國俗喚做加辣君者吐綬鷄也是鳥酉陽雜俎其他多所見圖說載在拙編寫生禽譜不亦贅　乃謂蠻舶中物。後問之長崎人。皆不知。蓋其名之不傳故歟。

爪哇（シャワ）島等處。有鳥名無對。無足。腹下生長皮如筋。纏于樹皮以立身。毛色五彩。光耀可愛。不見其飲食。意唯服氣而已。

爪哇。卽亞細亞南海一大國。華人稱咬𠺕吧。是也。地方在蘇門荅剌東南。屬國亦數多。非孤島也。前年亦歲貢長崎。如今入貢蠻舶中僕僮。亦多爪哇人。此際所謂崑崙奴也。其地豐饒。產丁香・龍腦・胡椒・肉荳蔻・椰子・檳榔・班枝花・木藤・甘蔗・燕窩・蜜蠟等物。其鳥・鸚鵡・逡哥・啁々・孔雀・火雞類也。未聞似此異鳥產爪哇

地方。姑俟後之張華已。

印度國。產獨角獸。形大如馬。極輕快。毛色黃。頭有角。長四五尺。其色明。作飲器。解百毒。其銳能觸大獅。若誤觸樹角。不能出。反爲獅斃。此獸。天下最少最奇。其地有毒蛇。蛇飲水。水染其毒。人物飲之立死。百獸在水次。雖渴不敢飲。必俟此獸來。以角攪其水。而後百獸始敢飲焉。西洋諸國。貴其角。作器以相隨。或飾爲鹵薄。今時蠻舶多載來。互市益廣。貴貨無羽而飛故已。世人其多故。疑非眞者非也。今茲貢舶。復載數枝來。其形粗如象牙。光澤過之。大如竹筍。長々於牙。最長者九尺以外。其稱如馬。就中其小者耳。大小皆正直。銳如錐。而其理立起纏繞如絢索然。是與自餘獸角獨異者也。長崎醫師。爲余語其奇驗。亦鑿々有徵。

印度國。喎覇亞地。產獸。名鼻角。身長如象。足稍短。遍體皆紅黃斑點。有鱗介。矢不能透。鼻上一角。堅如銅鐵。將與象鬭時。則于山石磨其角。觸象腹而斃之。

全身皮甲如鎧甲。々而牢勁如鐵皮。雖銃箭不能入。蓋犀類也。

南印度國。產山羊。頂生兩乳。下垂乳。甚肥壯。眼甚靈明。

意太理亞國。巴鐸河。產般第狗。晝潛于水。夜臥旱地。毛色不一。以黑爲貴。能齧樹木。其齒利如刀。

意太理亞國。在歐邏巴爲大國。地與拂郎察接。周圍凡一萬五千里許。地產豐厚。物力十全。歐邏巴諸國多服從焉。相傳。昔者國王建一大殿於都城。壯麗宏大。殆無比。西方稱號羅瑪都城。尤顯著。其苑中有種々機巧。有銅造禽獸。機動自鳴。各類其聲。但苦無泉。後卒造一高梁。長六十里。梁上立溝。接遠山之水。如通流河也。又一種異犬。能與人戰。一犬可當一騎。其國布陣。一騎間置一犬。反有騎不如犬者。

意太理亞國。有蜘蛛類。名大欄毒辣。凡螫人受其毒。即如風狂。或嬉笑。或跳舞。或仰臥。或奔走。其毒中人氣血比年必發。療其疾者。以各人本性所喜音樂解之。

余嘗聞之。意太理亞國內。生一種毒艸。名撒而多泥。若人食之。則笑死。其狀雖如笑。中實苦楚。故西方諺。謂無情之笑名撒而多泥。又聞之荷蘭譯司。某地有一毒艸。名大爛。其根生一蟲。名大爛毒辣。有人中其毒。則狂。其以音樂解其毒之說。就譯士質之。荷蘭人皆云。所未聞也。

里多瓦備亞國。產獸。名獲落。身大如狼。毛黑光潤。皮甚貴。性嗜死屍。貪食無厭。飽則去入稠密樹林。夾其腹。令空。又覓他食。

　里多瓦備亞國。未聞。

熱爾馬尼亞國。獸名撒刺漫大辣。產于冷濕之地。性甚寒。皮厚力能滅火。

額第約必牙國。有獸。上截如狸。下截如猴。色如瓦灰。重腹如皮囊。遇獵人逐之。則藏其子于皮囊內。竄于大樹中。其樹徑約三丈餘。

　額第約必牙國。亦未聞。其獸與前載蘇木國一獸人足梟耳者。相似。

利未亞州。多獅。爲百獸王。諸獸見之。皆匿影。性至傲。遇者亟俯伏。雖至飢。不噬。千

人逐之。亦遲行。人不見處。反任性疾行。畏雄雞車輪之聲。聞即遠遁。又最有情。受人德。必報。常時病瘧。四日即發。一度病時。躁暴猛烈。人不能制。擲以毬。則騰跳轉弄不息。

嘗聞之。利未亞諸國。禽獸極多。獅亦往々成群。頗爲行旅之害。昔時一國主。命一官驅之。其人計無所施。乃擒捉數隻。斷其頭足。遍掛林中。後稍々驚匿。不復爲害也。

利未亞州。有獸。名意夜納。形色皆如大狼。目睛能變各色。夜間學人聲音。喚誘人而啖之。

利未亞地方。大抵多廣野。而乏水泉。水之所濟。百獸聚焉。異類相合。輙產奇形怪狀亦多。

智勒國。產異獸。名蘇。其尾長大。與身相等。獵人逐之。則負其子于背。以尾蔽之。急則吼聲洪大。令人震恐。

智勒國。在南亞墨利加南方。即前所謂長人國是也。

伯西爾。喜鵲。吻長而輕。與身相等。空明薄如紙。

伯西爾有蛇。大而無目。盤旋樹上。凡獸經過其傍。聞氣。即緊縛之樹間而食。

伯西爾。即蘇木國。々人能居水中多時。復能張目明視。恒追執一大魚而騎之。以鐵鈎々人魚目。役使捕他魚。

南亞墨利加州。產駱駝鳥。形似駱駝。禽中最大者。首高于乘馬之人。走時張翼。大如棚。疾于馬。腹中甚熱。能化生鐵。

此際人物強健善走。有一大山。々谷野人最猛。其走。馬且不及。

墨是可國。有四絕。一馬。二屋。三街衢。四相貌。

墨是可國。亦南亞墨利加部國。故其馬健於他國馬。其都城周圍四十八里。不在地面。直從大湖中創起。以堅木密植水中。上加板以承宮室。而宮室亦皆宏敞精絕。是其一絕也。其人眉目秀美。強力多壽。

七奇。一亞細亞州巴必鸞城。二樂德海島銅人巨像。三利未亞州厄日多國孟斐府尖形高臺。四亞細亞州嘉略省第索祿王塋墓。五亞細亞州厄弗俗府供月祠廟。六歐羅巴州西嘉亞省石造供木星人形。七羅法海島高臺。

西國號稱天下七奇者。余所嘗聞者。韃而靼遮西。有女國。頭註　是女國明朝時爲韃而靼所併。旣亡也久。見艾儒略記中　名亞瑪作搦。其地有一神祠。宏麗奇巧。殆非思議所及也。百爾西亞國。有一苑囿。造之空際。下以石柱擎之。上承土石。凡樓臺池沼艸木鳥獸之屬。無不畢具。大殆踰於一邑矣。地中海中一島。名羅得。其海畔嘗鑄巨銅人形。高踰浮屠。海中築兩臺。以盛其足。風帆直過跨下。其一指中。可容一人。直立掌托銅盤。夜燃火於內。以照行海者。鑄十二年而成。後爲地震而崩。國人運其餘銅。以駱駝九百隻負之。是其最奇者也。

海族不可勝究。自鱗介外。凡陸地走獸。海中多有相似。此魚族。一名把勒亞。身長數十丈。首有二大孔。噴水上出。勢若懸河。見海舶。則昂首注水舶中。頃刻水滿舶

沈。過之者。以盛酒巨木罌投之。連呑數罌。俛首而逝。淺處得之。熬油可數千斤。一魚名斯得白。長二十五丈。性最良能。保護人。或漁人爲惡魚所困。此魚往鬬。解漁人之厄。故國法禁人捕之。一名薄里波。其色能隨物變。附土則土色。附石如石色。一名仁魚。西書記此魚嘗負一小兒登岸。偶以鬐傷兒。々死。魚不勝悲啼。亦觸石死。西國取海豚。嘗取仁魚爲招。每呼仁魚入網。卽入。海豚亦與之俱。俟豚入盡。復呼仁魚出網。海豚悉羅。一名劍魚。嘴長丈許。有齒刻如鋸。猛而多力。能與把勒魚戰。海水皆紅。此魚輒勝。以嘴觸舡而破。海舶甚畏之。一魚甚大。長十餘丈。濶丈餘。目大二尺。頭高八尺。口在腹下。有三十二齒。々長經尺。頭骨亦長五六丈。遇風起。嘗衝至海涯。一魚甚大。有力。海舶遇之。其魚竟以頭尾抱舶兩頭。舟人欲擊之。恐一動舟必覆。惟跪祈天帝。須臾解去。一如⊙魚。名剌瓦而多。長尾堅鱗。刀箭不能入。足有利爪。鋸牙滿口。性甚獰惡。入水食魚。登陸人畜無所擇。百魚遠近皆辟。第其行甚遲。小魚百種。嘗隨之以辟他魚呑啖。生子。初如鵞卵。後漸長。以至二丈。每

吐涎于地。人畜踐之。即仆。因就食之。凡物開口。皆動下齶。此魚獨動上齶。口中無舌。冬月則不食物。人見却走。必逐而食之。人返逐之。彼亦却走。其日入水則鈍。出水極明。見人遠則哭。近則嘆。故西國稱假慈悲者爲剌瓦而多哭。獨有三物。能制之。一爲仁魚。蓋此魚。通身鱗甲。惟腹下有輭處。仁魚鰭甚利。能刺殺之。一爲乙苟滿。鼠屬也。其大如猫。善以泥塗身令滑。俟此魚開口。輙入腹。嚙其五臟而出。又能破壞其卵。一爲雜腹蘭。（頭註蕃紅花也）即香狸也。此魚最喜食蜜。養蜂家四周種雜腹蘭。即弗敢入。有名落斯馬。長四尺許。足短。居海底。罕出水面。皮甚堅。用刀刺之不可入。額有角。如鈎。寐時以角掛石。盡日不醒。又有魚大如山。昔西舶海島纜舟。登島行遊。復在島造作火食。漸次登舟解維。不幾里。忽聞起大聲。回視所登之島已沒。方知是一魚背。有獸。形體稍方。其骨軟膜。有翼。能鼓大風以覆海舟。其形亦大如島。又有一獸。二手一(帝本久本作二)足。氣力猛甚。遇海舶。輙顚倒播弄之。多遇沒溺。稱爲海魔。其小者。有飛魚。僅尺計。能貼水面而飛。有狗魚。善窺飛魚之影。伺有所

聞。先至其所。開口待啖。恒追數十里。飛魚急則上舟。爲人得之。舟人以雞羽或白練。飄揚水面。上著利鉤。狗魚認爲飛魚。躍起吞之。爲舟人所獲。又有麻魚。狀極龜桀。飢餓時潛于海底魚聚處。凡魚近其身。卽麻木不能動。因而食之。備人以手足近之。亦必麻木。又海蝦蟆。產地中海。與石同色。餓時潛身石中。鼻吐一紅線。如小蚯蚓。以餌小魚。衆魚悞以爲石內小虫。群爭食之。旋入其口。西紅海內產風魚。可以占風。國人晒乾。挂于房內。以其身首所向。卽爲風起之方。有介屬之魚。僅尺許。有殼六足。々有皮。如欲他從。則堅半殼當舟。張足皮當帆。乘風而行。名曰船(帝本久木作舡)魚。有蟹。大踰丈許。其螯以箝人首。人首立斷。箝人肢。人肢立斷。其殼覆地如矮屋。然可容人臥。有海馬。其牙堅白瑩淨。文理細如絲髮。可爲念珠等物。復有海女。上體如女人。下體爲魚形。其骨爲念珠。服之可止下血。二者魚骨中上品。各國貴重之。海鳥有二種。一宿島中者。常飄海面。海舶遇之。可占海島遠近。一生長海中。不登岸。舶上欲取之。以皮布水面。以鈎着餌。置皮上。鳥就食。輙可鈎。至若

鈎魚然。有烏。能捕魚者。身生皮囊如網。入水裹魚而出。人因取之。又有極異者。爲海人。有二種。其通體皆人。鬚眉畢具。特手指粗相連。如鳧爪。西海曾捕得之。進于國與之言不應。與食飲不嘗。王以爲不可狎。復縱之海。轉眄視之。鼓掌大笑而去。二百年前。西洋喝蘭達地。（頭註喝蘭達即荷蘭紅毛也）曾于海中獲一女人。與之食輒食。亦肯爲人役使。且活多年。見十字聖架。亦能俯伏。但不能言。其身有肉皮。下垂至地。如衣袍服者然。但着體而生。不可脫卸。二者俱可登岸。第不識其性情。莫測其族類。又不知其在海。宅于何所。似人非人。良可怪。

海產。以明珠爲貴。則意蘭最上。土人取海蚌。置日中晒之。俟其口自開。然後取珠。則珠鮮白光瑩。有大如雞子者。光照數里。南海皆剖蚌出珠。故珠色黯無光。有珊瑚島。其下多珊瑚。初在海中。綠而質軟。上生白子。土人以鐵網取之。出水便堅。有紅白黑三色。紅者堅而密。白黑者鬆脆。大浪由東北有暗礁。水涸礁出。悉是珊瑚。猫睛寶石。各處不乏（帝本作乏）小。西洋更多。琉珀則歐羅巴波羅尼亞有之。沿海

三十里。皆是因風浪所湧。堆積此地。龍涎香。黑人國與伯西兒兩海最多。有大塊。重千餘斤者。望之如島。每爲風濤湧泊于岸。諸蟲魚獸並喜食之。

瓊浦偶筆 卷之五 終（尾題新添）

瓊浦偶筆　卷之六　交易（常本久本此二字無）

兎道　澤　元愷　著稿

溫室之樹。猶且不欲言。況於事係蒲盧之末者乎。故紙堆中。更擇不涉公署之祕者。集錄以藏焉。

○通船貨册

今將通船粗細貨物。開列于左。

計開

一　宏義湖絲十六箱　　計重一千斤

一　成順三套紗二捲　　計一百匹

一 豐茂同二捲　計一百五十匹
一 德隆同三捲　計一百匹
一 恒隆同四捲　計二百匹
一 洪義同二捲　計一百匹
一 元利四縐紗二捲　計八千匹
一 興義同四捲　計一百六十匹
一 天吉大錦紬四捲　計八百匹
一 垂興線緞五箱　計二百匹
一 恒興江毡五十捆　計一千五百條
一 同順同二十八捆　計八百四十條
一 大昌花毡七件　計二百八十條
一 元色[illegible][illegible]毡一件　計四十八片

一　伯召奏木六十簍　計三百刀
一　元昇同五十簍　計二百五十刀
一　義達同三十六簍　計一百八十刀
一　元高同十九簍　計九十五刀
一　犀角二箱　計重一百九十五斤
一　一番玳瑁四箱　計重三百四十七斤
　　二番同　三箱　計重一百八十七斤
一　沉香四十一箱　計重二千五百四十八斤
一　咬𠺕肉桂三箱　計重三百十斤
一　黄芩十八色　計重三千九百六十九斤
一　褒仁六十九包　計重七千六百斤
一　乳香三十箱　計重三千三百七十斤

一柯子二十包　計重二千〇八十斤
一石黃五十件　計重五千七百二十七斤
一白芍一百〇五包　計重一萬二千二百〇六斤
一萸肉一百三十九簍　計重二萬斤
一漳水一百十五桶　計重二萬四千七百三十斤
一蘇木一百十一枝　計重一千八百三十二斤
一蒼朮五簍　計重七百斤
一大腹皮三件　計重一百二十斤
一廣扇一件　計重一百五十三把
一十三經　計三部
一廿一史　計三部
一淵鑑　計一部

一　類書　計一部
一　五彩茶盞鍾　計三百隻
一　同盖碗　計三百隻
一　同茶鍾　計五十隻
一　同酒鍾　計三百隻
一　同小酒鍾　計二百隻
一　細彩茶杯　計一百隻
一　御官盖碗　計二百隻
一　同盖碗　計一百隻
一　同茶鍾　計一百隻
一　細花酒杯　計二百五十隻
一　小酒杯　計一百五十隻

一 上官圍碟一桶 計四十件

一 三套頭緊蓋碗一桶 計四十套

一 茶杯二桶 計九百隻

一 花瓶四簍 計一百隻

一 大小獅頭壽石(帝本久本作岩)圖書(帝本作書)一件 計十七方

一 泉潮一千五百四十包 計重十五萬〇五百十二斤

恭幣

一 聖廟門糖二包

預備 上用

一 嘉靖年雕漆筆斗 計一個

一 宋趙昌眞蹟手卷 計一幅

一 名人王守愚花卉冊頁 計一本

一　同沙壽昌花卉手卷　　計一軸

一　鸚哥一籠　　計四隻

一　八哥　　計六隻

一　班鳩　　計一隻

　求領

一　花陵馬　　八十切

安永四年六月　　日。未八番廈門船主。陳鳳吉。

右貨冊一本。與人名冊同。每船入港之日。繳牌畢卽呈。諸船亦略同。而人名冊。與後所載。回唐名冊一例。但無題引耳。

○回唐船憑照。

　某年。第幾番。某地。船主。某。回唐。具立憑照。

一遵法所禁。呂宋其外毋論何處。天主教寄住等國。俱不敢前往。

一再來日本之日。不特拔帖逕。與爾蠻。南蠻庿和尚之徒。及天主教門黨類。一人不敢載來。

一日本軍器。及武將畫像等件。不敢帶回。

一日本金銀。分厘不敢帶回。及犯禁物件。亦不敢帶回。

一日本之人。一人不敢載回。

一洋中不敢爲非劫掠。

一館中與日本人。並無交加舛差。

一領定銀額。一萬一千兩。換雜色銀額。三千兩。送庿送寺各項人。事原價銀一千四百八十三兩三錢三分。餘賈(帝本本久作賣)銀額。一萬四千二百三十五兩二錢四分九厘四毫五弗。共計二萬九千七百十八兩五錢七分九厘四毫五弗。交易已竣。內計一萬一千五百兩。銅觔一萬五千零五十一兩七錢四厘五弗。包頭什色。三千一百六十六兩八錢七分五厘四毛。合算清訖。毫無差錯。並

無寄留貨物。

一本港登船。以至開駕之後。一如從前。甘結確守。若遇風飄到意外之地。亦照條約。甘結遵守。

一再來日本之日。帯來貨物。照額定銀額。不敢過多少緒。

一再來日本之日。從前約遵守。不敢違忘。

以上各款。不敢有違。如有毫犯。某等人船再來之日。任憑處治甘願受罰。立此爲。

年號。某年某月　　日。某。支。幾番。某地。船主。某。

右領定銀額。本各港不同。近時南京寧波廈門三所。俱銀一萬一千兩。雜貨三千兩。內折銅十萬斤。爲定式。

○人名册。有題引。

某年。第幾番。某地。船主。某。切本船於去年某月某日。由某港開駕。於某月某

日。收入長崎港內。其貨照額定銀。交易俱竣。合算清訖。准帶銅觔包頭什色等。俱已收明。毫無差錯。今欲回棹。理合報明本船客梢人數。但開船之日。准帶貨物之外。不敢私帶違禁之物。又不敢前往呂宋。其外天主教寄住處。來時不敢載天主教門黨類。及犯禁貨物。假貨材信石猫斑莞青等毒藥。併不敢販日本別處港門。私放人衆上岸。往來一如從前條約。甘結確守。若有毫犯。人船及貨。甘願受罰。爲此具册存証。

計開

船主汪繩武年六十歲

方西園　三十九歲

財副顧泰雲　二十五歲

吳中柱　四十四歲　附巳十番船回

夥長林宗瑚　四十六歲　附午一番船回

總管陳友勳　五十歳　午年七月二十病故

舵工張孟枝　三十六歳

　傳建使　四十九歳

工社余松齡　三十八歳

工社下略

管公司余慶　二十二歳

隨廝王紹先　五十歳

　以上共計七十二人

　內病故一人

　附搭回唐四十一人

　寔存在館唐人三十人

在館各船附搭本船

計開

午九番船

林道大年四十歲

某

某船

某下略

以上附搭本船回唐共六十八人

通船共計九十八人

右憑照一本。名册一本。領牌之日。差使在船上。依册查明人數。畢卽呈。

船主。非貨主也。貯載貨主之物件。交易取其利者。

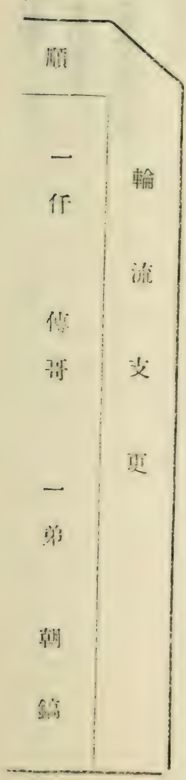
財副。凡諸貨物價等事。總掌登記算決者。

夥長。主針盤打水等事。

總管。主水手等人衆事。
能丁。主柁。
工社。即水手也。
管公司。主船主事務。公司。即船主也。
隨斷。家僕也。

○更牌圖

此牌。與刁鍍。俱船上耳目。



風相送

二仟　和弟　二弟　副哺國才
三仟　思商　其才　昌德

二掟　寧弟　克昌　三喜　盛餘
杉板　則化　則合　朝富　漢卿
信庫　春弟　佑弟　合珠（又本作殊）
二繚　茂才　良福　克貴　文達
觀　總管　領掟　亞斑　香供
風　板主　押工　大繚　正哺

週而復元

一仟。主大桅綷索。大掟索。繇絞索。大桅車繩。

二仟。亦主縴索絞索車纜。專主副椗索。

三仟亦主三(久本作二)索。兼車子数根。一仟或稱頭仟。字亦作阡。余問之譯士。則曰仟本船上隔板之義。船身有三隔。而某役分掌事務。一仟各名。主某事。二仟各名。主某役也。按仟本自阡陌轉来。此說亦有據。

二椗。每船有正副二椗。四名主之。

杉板。船上小船也。主其上下等事者。四名。

値庫。主裝載物件。

二繚。又有正副。共主繚母棕繚。繚下帝本久本等字有)

覲風在行船時。兼役。總管以下。皆兼覲風事也。

頭椗。即正椗。亦呼大椗。

亞斑。主登檣瞭望。其最趫捷者爲之。亞本作鴉。

香供。亦稱香公。主天祀諸神座事務。

板主。或是專掌杉板者。
押工即木匠。主修理船具。
大繚即繚手。有正副。故云大繚。
正哺。主鍋飯柴米事。亦有副。

○唐船互市雜記

唐山互市。每歲定額十三隻。每舶銀額壹萬四千兩。內計紅銅十萬觔。諸費亦各有定額。而所餘備以物產。々々海參第一。次乾鰒。次海帶。自餘鯗魚。魚鰭。壚鰮。黃連伏苓樟腦黃柏。土(帝本作上)硫黃。雞冠蚺。海草。乾蕈。漆器。白錫(帝本作銀)等。彼過多此少綺。非有定式。其好惡亦有時。大抵每歲所來。凡二十遠近。至若不追。寘貨於權貴。遲留待番。此往彼來。源々舍尾。無有虛月。其留在館者。常不下三百口。

入港　小瀨晴官。常久遠眼鏡瞭望洋中。略知爲唐舶。則健步去(帝本作走)報。稍近數船隻報知。其將入港。命差土官步卒各名。監船看護。方下掟於波戶。船戶長

報告。乃差檢使二員檢討。

徵牌　檢使二員。大小通事。土官數十名。登舶。々主已下迎拜。呈信牌并名册貨册。二使命船戶長。查明舶身短長。命通事。詳問發權地方。開港月日。命土官。照册檢人數。因令踏天主像。載貨若有人蔘奇楠龍腦金銀等。封套焉。二使復命。乃差通事令起貨。邑正肆長街長土官諸看官皆與焉。

起貨　厥明別色。檢使二員。復登舶。諸役相從。以小艓運貨於權場。檢使四員。眼同官一員。在場諸役分司。照册收明登記焉。行李路具。一應物件。一々查檢。送致館內。

清庫　有司者如前日。黎明聚集權場。檢使至則經承看官。各照貨册定其品。一々立記。每品置一。爲陳貨之料。取一爲樣。唐賈會同土官眼同。翌日檢使一員至場。取所置諸貨陳列諸府廷。鎭巡親閱。唐賈諸役咸至備顧問也。

講價　通事夙以唐賈。集于會館。與諸看官講物價。此役數日。邑正掌焉。不差檢

使也。貨物出入。凡有開庫者。其役雖小也必差。

揷番　物價既定。則陳貨樣於會館。又陳于權場。開示之。土商檢使蒞焉。土官看官。該官分司。

丟票　土商群集于會館。肆長督課之。諸役列坐。檢使蒞焉。

出貨　丟票之後。開庫出貨。其粗者一々秤去。細貨照定品册交授。小舠運送。

裝銅　出貨已後。逐番回唐。回唐之命下。開放船隻。裝載紅銅。檢使一員在舶。一員在場。經承諸役土官咸至。舠送單票互證。如起貨之法。

裝苞　該管算決投單。而後裝載各色苞貨。有司如前。

領牌　開帆之日。運載行李。檢使各在館內舶上。搜檢如初。小舠單送。又查閱名册。送致人衆。而後船主抵府請牌。鎭巡親見給與之。船主已登。檢使諸倍皆下。船戶長發遣小船數十引挽。監船護送。出海口。是其大略也。其間事務亦甚繁。余不能悉記也。

互市之初。未有唐館。而唐賈寓宿街市。今猶存保更番。掌其事者。入港之日。輪番當街長。聽命登舶。衛役至開艙。其人船載貨一切事務。街長必與焉。有書辨十數名。管其記載矣。

長崎之俗。以八朔爲大節。和蘭甲必丹。唐山船主。亦皆陞府廷拜謁獻遺。但不用當日。別選日而行之。若夫和蘭互市。其法略同。但和蘭不給信牌。不踏像爲最異。

凡出入唐館蠻館。權場上下。蠻舶唐舶者。除土官執役之外。蠻子唐賈至雇夫門子。一切搜檢其所携來領物件。及貨物路具之運達。一々照憑查閱。然後敢許出入上下焉。

凡唐舶入港。即日郵報。蠻舶則速刻抄飛報。亦皆問取外域風說以報聞。

○和蘭互市雜記

蠻舶。大抵五月開駕爪哇。八九月之交。入長崎之港。哨官報知最嚴。其在大洋。帆影可見。則遠近立標飛報。方砲聲隱々相聽。乃有看旗之役。檢使以蠻人數口出

海口。待舶來。稍近砲聲轟然如雷。蠻奴建幟旗於小船以迎。舶上搖旗以應焉。西洋諸國以號旗爲識記故也。幟旗已無可疑者。而後檢使使已下。土官通事。以在館蠻人俱登。甲必丹諸晉迎拜。呈名册貨册。及西國風聞記。略同唐舶。檢使復命之後。乃使通事譯蠻書。

蠻舶將入港時。兩衞所番頭。諸侯留守。咸集府廷。聽處分。檢使已復命。則告以所由。有單貼。其出港及唐舶開放。亦皆有單帖。報知九州諸侯。但蠻舶入港最嚴。

其將下碇時。差檢使收砲箭火藥。檢使二員。通事土官。登舶取箭藥。運致西阪。藏于庫內。互(帝本作立)約束。檢人數。而後舊甲必丹登舶。新甲必丹諸校。相從下舶。

其搜檢之法。一如唐山。

凡舶之在港。看護船數隻。晝夜更番。夜則巡視官一員。巡檢護者。蠻舶之入。番船加數。看護益嚴。

搜檢行李之法。一如唐山。俱蠻舶廣大。裝載貨物。非一旦可得而起也。檢使二員。

書卯登舶。二員登場。亦有眼同官。單票相證。日々起貨。至十數日矣。然舶腹空虛。有傾覆之患。故起貨過半。而載所易之銅數千觔。以填塞舶底。始得盡起其貨也。蠻舶。每歲二隻爲定額。新甲必丹諸校。留在長崎。明年進謁東都焉。在崎舊甲必丹。今歲乘其舶去。今茲縮額。所來止一隻。故貨物亦少縮。互市諸額。皆不得如法。是以聞見不可悉記也。但講價。挿番。丟票。出貨。裝銅。裝貨之法。略與唐舶無大異也。

甲必丹云。五月某日。兩隻同駕。已至東洋。其一不知所在。今已失風候。竟不復可東也。幸免覆沒。或達爪哇諸國矣。皆謂蠻人多譎。蠻譯多僞。其言不足信。恐縮額故强遁辭也。未知然否。

今茲所載來。猩㒸各色絨各色羯。吉貝布。柳條閃緞。各色鎖哈刺。銀錢。白錫。白鉛。象牙。玳瑁。白糖。氷糖。蘇木。丁香。胡椒。土伏苓。阿仙藥。木乃伊。每品數千觔止。是爲正貨。獨角。的利阿加。自鳴鐘。撚金錦類。則甲必丹已下諸校。別所齎。非本國互市

正貨也。
蠻舶兩隻。紅銅定額一百八十餘萬觔。內計藥物荳貨。磁器漆器等。買辦自有伸縮。
七八月之交入港。翌年正月發長崎。進謁東都。五月歸長崎。九月廿日開帆長崎。
開帆之日。還致所收箭藥於舶上。而後打砲萬雷。黃霧四塞。諸侯留守。聽砲卽集。
乃取處分。如入港法。先是檢使在館。搜檢使人物。一如入港。舶(帝本作船)上檢使二員。眼同官坐床。蠻校進捧名册。蠻語呼名。和語念庋。面前逐一查檢。土官通事。諸執役咸在前。若夫護船挽船。如唐舶而加數。舶將出港口。檢使復命焉。
○雍正元年五月初十日。禮部奉旨。行查各省。春秋祭祀。聖廟銅器。及樂器等物。有司奉行。日久不無廢弛。宜照京都全副。設立製造。以供祀典。縣學只設半副。至于民間。不得私設私造。違者從重處治。合行移咨江南浙江及各省督撫。遵照行查。文內事理。速行製造。立册附卷。所有宜用全副欵件。開載于後。

計開

祭祀銅器

大小香爐五個　大二十四觔小四觔

太乙香爐四個　三十二觔

燭臺四對　一百一十觔

籩豆二百九十一個　一千一百七十八觔

簠三十三付　五百五十八觔

簋五十七付　六百六十九觔

爵八十八隻　一百十七觔六兩

犧罇三個

象罇三個　二十七觔八兩

毛血盆一個　五觔

罍洗一付杓一把酒鐏二個　二十六觔

登五個　七觔十二兩

鉶七個　四十九觔八兩

沙池五個　三十三觔八兩

玷八十五片　一百六十觔八兩

焚帛盆一個　六觔四兩

鐘二十六口　二百五十五觔八兩

大香爐一個

大燭臺一對　通二百二十二觔

大花瓶一對

祭器樂器

麾旛二面　用黃綾綵畫升降二龍四條　麾竿一對　麾架一座

掛鐘磬簨簴二座　張飾龍鳳頭鉚掛綵線串絡索

大瑟二張　瑟弦瑟馬瑟架各二付

瑟六張

琴桌六張　琴弦軫足名六頭

篪二個

塤二個

鳳簫六隻

龍笛六隻

鳳笙六隻

楹鼓一面　鼓架一座

應鼓一面　鼓頂上用五綵綢布　鼓架一座

搏拊二面　拊架二座

鼗鼓二面　鼓架二座

柷一個　柷架一座

敔一個　敔架一座

旌節一對　用紅黃綠串紛索　旌節架二座

翟竿三十六付

籥羽三十六付　用雉尾一百八根

桌圍六個　用綢布綵畫龍鳳

帳幔五個　用綢布綵畫龍鳳

供桌六張
木燭臺二十對
右

○享保年。來崎唐賈。朱佩章所記。臺灣事實記。
臺灣之亂。事非一朝一夕而言也。凡到臺灣。文武官員。利欲薰心。無處不需索其財。上下交征利。以致民疲不堪。日深一日。人々思亂。個々寒心。舉出幾人無賴之徒爲首。同在關帝廟中。歃血聚衆。擇日起首。思量亂出無名。不若立一宗室。以作興復故明之舉。彼此相商。有高過我等大才大能。恐我等爲彼所治。不若尋一無用之人。以借其名耳。聞得有一看鴨之人。名喚朱一貴。約他出來。以充宗室。師出有名。立他爲王。我等俱爲國公。宰牛殺馬。告祭天地。以便興師。有一人知其詳細。報給府縣知。而府縣呵叱不理。又在道爺梁文瑄衛門首告。而道官亦不爲意。報給總兵官知。而總兵亦不信。自後謀逆顯露。此人又來府道衙門出首。而道官可

喉。即將此人責打三十。枷號示衆。以此人搧惑軍民。治世稱亂。蠱惑人心。架號二日。爲逆黨破枷而逃矣。自後無人敢來報信。而賊黨任意施爲。於四月初一。風聲大露。而府道知縣。得聞實信。携家口眷屬。渡海逃至彭湖。朱一貴等。蜂擁而出。總鎭措手。不及與朱一貴等。交鋒臨陣。爲自己長隨亂刀砍下馬來。而總鎭歐陽凱嗚乎哀哉。衆兵俱泥首投降。謝國公掌管其事。即將甲子門把守堅固。以圖長策。就發奸細各處。散劄付招兵買馬。起初之勢。似有可觀。而反亂之後。漸圖怡樂。互相爭奪。擄掠財物。而烏合之衆。不戰形即露矣。四方報到。各處動兵征剿。有一奸細。稱吳國公。投到厦門。提督施世標麾下。私散劄付。爲厦門提督知覺。即將吳國公擒拿。吳云。倘留我。而臺灣方能得開。倘若殺了我。而甲子門不能過矣。施提督。依彼之言。差人看守他。一到臺灣。吳國公云。旣打他的旗號。而守甲子門之人。見其吳國公的旗號。即放空砲幾砲。施提督之船。一擁而上。而兵船已進甲子門矣。衆賊不能抵敵。遂一鼓而擒之。朱一貴乃無知小人。而衆國公無賴之徒。天兵一

到。引頸受縛。而臺灣頃刻平復矣。朱一貴割剮。藥國公俱梟首。彭臺如湯潑雪即化成水。後查逊走府道縣。拿到臺灣。斬首示衆。此臺灣之事實也。

雜貨單。票式。

恒興。自造選料。頂高大紅放大洋氈發票。

姑蘇閶門內。下塘寶蘇局前。西首坐北。朝南門面。自置本機。大紅五錦雜色。時式新花洋毯。純絨墩錦。五彩獅鳳戲毬。各色氈貨發兌。凡士商賜顧。須認本號圖記。貨眞價實。庶不致悞。　恒興號圖書。

天吉字號。隨捲訪帖。

本號開創有年。極盡心力。方得四遠馳名。近有無恥棍徒。希圖射帶本作財利。將低貨。假冒本號印信。以僞襍正致誤。四方拿客。深爲痛恨。今特告白。凡後賜顧者。須認訪帖稍印圖書。庶無差誤。謹聞。　天吉字號。

燕賦外套印記。

關雲號家洽記。雙鳳僞記。近有無恥纔徒。竊冒本家私記式樣。低貨混充。識者莫悞。

關雲號製造。兩京各省。大樣紫艷雙紅嫩上粉佳。抗大街。茶安橋坐東朝西。下顧君子。須認双鳳字號。不悞。　關雲號。(此三字依斎本)

兆興號。純緯線緞印記。

本號。向在京江發客。今開張姑蘇閶門專諸巷内。左首第五家。賜顧者須認明。謹白。

(已下二文依帝本久本)

安永五年來舶風説記

去年八月間。山東東昌府壽張縣地方。歳荒有該縣擧人王倫者。將家藏米穀。依散人民。救其飢困。買服人心。該縣知縣。疑其王倫所爲。拿獲收監。前得王倫救恩人衆。謀叛殺死壽張陽谷二縣知縣。救出王倫。更其主將。槍奪倉庫。征發人民。無

數。各官衙門。將其情由奏聞。聖上特差大學士舒赫德。率領官兵。征討王倫黨。奪獲者即行處死。該王倫一人。雖備火器打死。未獲確是。但恐該犯逃跑。聖上疑信相參。為此行文各省所屬地方。查訪等情。至于上年十月內。纔得王倫死信報到。已經平定。此罷。未七番船主周壬錄　申二番船主張蘊文

稀痘方　方係癸未來舶所載

凡嬰孩無論男女。用肥大光潔川楝子。一歲至三歲者七個。臼內搗爛。水三碗。新砂鍋煎濃。傾入盆內。避風處。將新稀白布。一方蘸水。自頭至足。遍身洗擦。不留餘空。仍將布拭乾。避風一刻。四五歲者用川楝子九個。水五碗。六七歲者用川楝子十五個。水七碗。八歲至十歲。用川楝子二十個。水九碗。十一歲至十五歲者用川川楝子三十個。水十五碗。照前煎濃擦洗。搗藥忌鐵器。非但不出痘。還能免瘡癤。若不信。或手或足留一處。倘出時。必聚一塊。此係神效仙方。此方係新安吳春山先生作官時。三子俱患痘。殤而沒。齋戒虔詣城隍廟。夢神授此方。後娶妾。連生二子。

即照方洗浴。後俱長成。深感神效。刊佈。庚辰年。吳義豐在楚地。見痘疫流行。刊刻佈送。救治萬々嬰孩。予有孫男女者五。亦照此方洗浴。左右隣家俱出。惟予家不染。其見神方之靈驗矣。凡洗浴。願擇七個除日。洗七次。如五月至八月初止。內有七個除日。俱在熱天更妙。倘仁人長者。見方廣傳。則陰德不淺矣。

壬辰仲夏　　桂香集敬刊

瓊浦偶筆　卷之六　終（尾題新添）

瓊浦偶筆 巻之七

國字（常本久本此二字無）

兎道 澤 元愷 著

或得之矢口。或抄錄渉筆零細。截然不遑類聚。糅䔧錯雜幷收。備余之易忘耳。

モヽイロ　淺桃紅 海棠紅

モヘギヒロウド　淡砂綠 又深萱青 鸚鵡綠爲正

コイモヽイロ　正桃紅 又嬌紅

アイミルチヤ　青銅色 深萱（久本作官）綠 爲正

ウクヒスチヤ　淺柳黃綠 又秋蔡（久木作葵）

クロトビ　深鐵色 又棕色

ウスガキ　正牙色

ウスミルチヤ　駝絨色

モヘギ　萱（久本作官）冬 又鶯歌綠

ウスモエギ　淺萱（久本作官）綠 又萱綠（頭註モエキ、ウスモエギ、皆萱綠）

ウスハナイロ　深月白

シユスチヤ　沉香色 又[illegible]圓眼串香

モヽイロ重出	淡海紅又深銀紅
ウスアサギ	水緑
ヒワモヱギ	荳黄又淺荳緑
中トビイロ	深古銅アカトヒ淡古銅
水色モヱギ	淺蜜合
シロチヤ	甕紬色庫灰色
コン	石青又寶藍
アイビラウト	深砂緑鴨頭緑爲正
カウハイ	二紅又双紅又大紅
コイシユスチヤ	正沉香
ギカ（帝本久）（本作ガ）ラチヤ	正圓眼正カラチヤ黄串香
チ（帝本久）（本作コ）ヒチヤ	深墨色淡沈香

ネズミスヽタケ	淺墨色正スヽタケ黄古銅
ネズミ	鷹背香灰
コイネズミ	正墨色鼠色
ヒワダイロ	淺玫 又玫瑰紫 荔支紅
ウスアサギ	水緑
ヒワモヱギ	荳黄又淺荳緑
中トビイロ	深古銅
ヒワイロ	黄玉蘭 又ハ柳黄 柳芽緑爲正
ヒワモヱギ	蘭花色
ウスモヱギ	淡蘭花
フジイロ	正藕合又荷花色
ウスヒワ	淺玉蘭

ウスモヽイロ　銀紅又血牙
コイフジイロ　淡青蓮
トビイロ　紅古銅又栗色
ムラサキ　青蓮
コイムラサキ　燕尾青　深青蓮（三字依帝オ久本）
コイアサギ　京月白　又深魚白（頭註、月白魚白無差別最淡者洋魚白其次爲魚白又其次爲深魚白）
アサギ　魚白
チクサ　月白　深月白爲正
シロ　雪白　西湖色
ベニクチバ　虎黄色　此與ベニカバ不異然仔細ベニカバ丁香色ベニチクバ杏黄
ゴイベニクチバ　深血牙杏黄爲正

ベニウコン　淺杏黄鬱黄爲正
ウコン　鬱黄　後以顔買商此色則丁黄
ニコン　元青
ベニイロ　大紅
ベニカバ　深杏黄　棣棠黄丁香色爲正
アイミルチヤ　油綠　深荳（久本作官）綠（頭註、京師センサイチヤ即東都ノナンントチヤ是爲黑油綠）
コイハナイロ　寶藍　與翠藍與寶藍同微淡爲翠愈淡者天藍
コイタマゴ　水紅　松花色爲正
ウスタマゴ　葉白　又檀香又蜜翔
柳モヘギ　深柳綠
キヽヤウ　葡萄色

アカトビ　茶色淡古銅
ミヅイロモヘギ　淡密合
ウスフジイロ　野花色
クロガヽチヤ　淺鐵色古香色
タマコイロ　淺象牙又蜜雲
右染色六十品

アユ　本名溪鰮俗呼淡鮓魚
ハゼ　俗呼年從又名鰊鮀
トンボハゼ　本名杜父魚又作渡父作
土附又呼黄鰤魚舶可魚
又名鱸土名伏忘魚
シロウヲ　本名膾殘魚又呼王餘魚
銀魚
タイ　本名棘鬣又作吉鬣又呼
鬐鬣俗名鮫䱱又黄山魚
（頭註、朝鮮呼做[illegible]味魚）
ヲヽメダイ　俗呼青嘴魚
クチヒダイ　本名離鮎
黒ダイ　本名烏頬
スヾキ　本名鱸魚又四鰓魚
クチ　俗呼白治
コノシロ　本名鰶魚又油鰶俗呼黄
魚
ボラ　本名鯔魚又子魚俗呼梛

根鯖或云是烏魚

エソ　本名狗母魚

アゴノウヲ　俗呼飛烏魚

エイ　本名燕魚尾有毒刺者名
魟魚俗呼鍋蓋魚

サヨリ　俗呼竹魚又石嘴尖魚

キスゴ　俗呼飼子飯子沙梭

サバ　俗呼青花

アヂ　俗呼鲃鮱音巴老

カマス　俗呼梭子本名梭魚

ホシカマス　俗名一字鯊

カナガシラ　俗呼六角魚

アマダイ　俗呼昔鯖又馬頭魚

ナベクサラシ　俗呼鸚哥魚

イワシ　本名鰮魚俗呼鰮子

トビウヲ　俗呼鑼通

イトヨリ　俗呼金線魚又金絲魚

フグ　本名河豚又名鯸鮧又名
鰗鮧又名鯢魚嗔魚吹吐
魚氣色魚俗呼鮭魚

クジラ　俗呼海翁本名海鰍

ワニ　本名鱷魚

イルカ　本名海豚又名海豨

ガゼブカ　俗名犁頭魚又呼犁頭鯊

サメ（久本頭註、シヤクシサメ也） 本名鮫魚又名沙魚䱜魚鰒魚鯔魚

ブリ 俗呼海鰱

サワラ 本名鰢鮫

ヲキサワラ 本名泥鱝魚俗呼土鱝

ムツ 俗呼花鱙

ドヂヤウ 本名泥鰌又鰌魚俗呼土鰍

ウナギ 本名鰻鱺又名白鱓又蛇魚俗呼烏鰻又鰻魚

ハモ 本名海鰻鱺又慈鰻又狗魚

タチウヲ 本名白帶魚

ナマズ 本名鮧魚又鯷魚鮎魚俗名泥鰍

タコ 本名石拒々或作鮔音同

イヽタコ 本名章魚又章舉又傽魚

イカ 本名烏賊又烏鰂黑魚纜魚

シヤクハチイカ 本名鎖管又名靜斑

キタコ 俗名錢鰻

ホシイカ（久本作スルメ）俗呼螟蜅

スルメ（久本作イカ） 本名鰇魚

ウミタケ　本名沙蠶

クラゲ　本名水母又海蛇又石鏡又樗蒲魚俗呼蚱又呼海蜇

ソラゲノカサ　俗呼蚱

イセエビ　本名海鰕又紅鰕俗呼龍鰕

シラエビ　俗呼白鰕

ヒイラギ　本名花鮯俗呼狗鯁魚

イツサキ　俗呼雞魚

コウムキ　本名鱐魚音壽

ヒウチ　肥前海有多　俗名馬面

マツカサ　俗呼荔枝魚或云海牛

コチ　本名牛尾魚

ラス　一名ダツ略似巨鮫　俗呼鷺鷥魚

ホウボウ　俗呼國公魚又飛角魚類公魚

アコフ　俗呼朱鱺音冀

シヤコ　本名蝦姑

ホヤ　出筑前海　俗呼海鮎（帝本久本作鮎）性寒滋陰

スツボン　本名鱉又名團魚名神守

石ガメ　俗呼脚魚

本名水龜又呼玄衣督郵

バイ　俗呼烏鼬

テナガヱビ　本名黄螺俗呼王螺

コヱビ　俗呼大脚鰕又大股鰕

コタイ　本名黄＃米＃或作枝

シロダイ　俗呼鮩仔

チコゼ　俗呼蜂頭魚又白鱓

ヒメチ其色赤　俗呼虎魚

モロアチ　俗呼胭脂魚

ジタチ　俗呼青飛魚又黄雀

アラカブ　俗呼鰱魚音連

ヒサ　俗呼紅艙

　　俗呼石鯽

ワセ　俗呼壽仙魚

ハタサシ　俗呼旗魚

シヤチホコ　俗呼飛龍

シビ　俗呼金鎗魚

カワヱビ　俗呼土鰕

コヱビ重出　俗呼鰕米

アミ　俗呼鰕虷々音千

カイバ　本名海馬又水馬

カセガニ　本名蠘出廣東通志

タウチガニ　俗呼步蜞

ヅガニ　俗呼毛蟹

カニ　本名蟹又螃蟹又郭索又

横行介士又無膓公子皆釋名

ハマグリ　本名車螯俗呼蟯

タイラギ　本名馬甲（帝本久本作田）柱俗呼馬頰（頭註、或以此爲江瑤柱者非是江瑤柱別物）

ヲヽガニ　本名蝤蛑又名蟳（帝本久本作蟳）

タニシ　本名田螺

コカニ　俗呼沙裡狗

イタヤガイ　俗呼半邊蚶

ウンキウ又兜蟹　本名鱟魚

カツヲ　本名鯛魚俗呼鯛鯆又作鉛錘

アワビ　本名石決明俗呼鮑魚鰒魚

ナマコ　本名海參

ヨメノサラ　俗呼石𧍧々音暴又龍目又鋪螺

イシモチ　俗呼鮫鰺々音參

アカヽイ　本名魁蛤又魁陸又蚶俗名瓦屋子又瓦壟子

ギヾウ　俗呼沙魹々音毛

ハヘ　俗呼鯖鰷鯧音倉

アラ　俗呼鬐魚
アイノウヲ　俗呼象耳又梁矮
マナカツヲ　本名鯧魚又名鱠魚又名鯧鯸魚又名昌鼠
カレイ　本名鰈又名比目魚俗呼鞋底魚又呼貼沙魚
モチカレイ　俗呼土魾
アンコウ　俗呼厘絳魚又呼蝦蟆魚
アサリ　本名文蛤又花蛤俗呼蛤仔
シヽカイ　俗呼蚶出臺灣府志魁蛤同名
ウバガイ又馬ノツメ　本名蛤蜊
シヾミ　本名蜆又扁螺俗呼蜆仔
カキ　本名牡蠣又牡蛤又古賁又蠔(帝本久本作蠓)俗呼蠣黄
ケガイ　本名蚶出福建志俗呼毛蚶
シマムカイ　俗呼青曼
ツキヒガイ　俗呼日月殼又日月蠔又磾蜻(帝本久本作蠣)
イガイ　本名淡采又殼采一名海蜌又名東海夫人

マテ　本名蟶俗呼土蟶竹蟶

ミルクイ　俗呼江珧浙江志名曰西施舌

メクワシヤ　本名土杯又江蟯呼名海豆芽

ウニ　本名海膽

ボラ　俗呼响螺

サヾイ　俗呼拳螺又草螺

ニシ　本名蓼螺

マルニナ　本名珠螺

ハナニナ又呼南京ニナ　本名花螺

ムギニナ　本名蚶鐵出沉氏食物本艸會纂俗呼土鐵

ツベタ　本名油螺出福建志俗呼肉螺又酥螺又觀音螺

ホウゼウ　俗呼鐵釘螺

ネコガイ　俗呼和尚螺

ガウナ　本名寄居蟲又寄生

ヒヨロヽガイ　俗呼蟳

右水属

ヤギウ　山羊與本艸綱目載山羊不同

カモシカ　羱羊又羚羊麢羊九尾羊

ヲシドリ　黄鴨即匹鳥也頭註、鴛鴦

モス　伯鷯又博勞又鵙又鴂

コカモ又タカベ　鴨又須嬴又水鶩又鸍

頂又子(帝本久本作刁)鴨

又水胡鸕又油鴨

クイナ　俗呼瀬鳩又野竹雞

シギ　鷸又橋口烏

アヂシトゞ　蒿雀又黄鳥(帝本久本作雀)

ウグヒス　俗呼柴鶺鴒

カイツブリ　水鷗鴨俗名水裡鑽

バン　田雞

ゴイサギ　俗呼水鶏兒又布俗烏

右禽獸

セウロ　松菰又松乳

センニチカウ　千日紅別名未聞

マツダケ　松簟又紫蘑菇

アサツキ　香葱又麥葱

ワケギ　冬葱

ネギ　夏葱

ニンニク　大蒜又葷菜

ニラ　草鍾乳又起陽草

フツ草　蓬蒿又艾蒿又薄(久本作蓴)荷蓮

スミレ　ツルボウシウロ(依久本)　山蒜又金連又臭頭香

レンゲソウ　略似瓦花折之雖無水不枯　旱蓮又火丹草
イワレンゲ　山蘿蔔又瓦花
ホクリ風蘭　石蘭又帯草
ルウダソウ　苓栗香又臭蒿又土荊芥
ハコベ　繁縷又鵝腸菜又鵝兒腸
ヒヨドリジヤウゴ　綠毛歸又靑子
ムメモトキ　凉茶
クサギ　臭梧桐又香木梨又野木梨
モチノキ　白芒又野松
モツコク　百歩香又野桂又山瑞香
ウツギ　山紫荊又溪梛

ギヤウジヤニンニク　辣薤賞註ラツキヤウ常漬ナルカ
ノビル　野韮蒜又野薤
ビヤクシン　瓔珞柏又刺柏
ヒノキ　俗呼檜柏
クス　香樟
エノキ　沙樸又過羅樹
カヒデ　野雞楓又機楓
アヲキ　植楠
ハチ　念々樹
モミ　土杉又温杉又柳杉
シイ　椎樹
ネズミモチ　冬青

右生植

シロマガイ絲　湖絲
クズマガイ　亂線又綃線
ツヾキハヾビロチリメン　雙連加潤紗
チリメン　縐紗
シヤ　夏紗
モンシヤ　白絨紗
モンチリメン　錦縐
トビサヤ　大花紬
クロジユス　元靑八絲緞
シロシヤ　銀條紗
シユス　八絲廣緞

ムリヤウメ也 クヒス　蒙絲緞
ゴロフクレン　羽毛緞
タケナガヒヂリメン　加長大紅紗
ミンキン 唐ラシヤ　哆囉呢
同 ヲヽヒラシヤ　大紅呢
クロミンキン　玄色呢
ゴロ　線緞又油線緞
同　牛郎緞
ヌメリンズ　聖綾
タケナガリンズ　長尺綾
ヤマヽユ　繭紬
リンズ　綾綾紬

シマジユス　柳條八絲緞
アミザヤ モン ザヤ　錦紗又界地紬
ビラウド　羊絨
金イリビラウド　金花絨
ムリヤウ　五絲緞
カタツキモメン　花布
サラサ　西洋紬
カナキン　西洋布
アヤメモン　斜紋布
イロドンス　色緞
アカモウセン　紅毡
ハナモウセン　花毡

ホロモウセン クヽリ ソメ也　嗶嘰緞
ダンツウ　[illegible]毯
ニシキヲリ　閃錦緞
チヤウ　兒女絹
カイキ　閃紵 經緯不同者爲閃
リンズ　綸綾又双連素綾
無紋ザヤ　紡紬
ビラウド　剪絨
右疋布
吉餅　ミカンヅケ
梳[illegible]　クシガタ

螺柱　ネジ
臙乾　カンザラシ
加紋席　アンペラ
蠟甲　クスリヤの香板の鼈甲
火鐘子　螢ヒウチ
飲片　ヤザミ藥
孩兒香線　カラコデ線香
天蠶絲　テグス
科藤又魁藤　トヲ
水藤　割トヲ
壙采　クキヅケ
桂元　龍眼肉

桂圓　同
戒指　ユビカネ
片刀　ナギナタ
槍　カマヤリ
雌金不換　ヤスニンジン
臭婆娘　ノヂシヤ
九龍草　キツネノミノカサ
箭頭草　コマヒキ
燕脂花　ヲシロイ
野良姜　メウガ
神仙掌　トリノアシ
皷槌風（久本作瘋）　エノコヅチ

樺皮臉　ドクスミレ
蛇苺草　クチナハイチゴ
牛口刺　ヲニアザミ
雪裡青　タビラコ
馬蘭頭　ヨメナ
酸眉草　カタバミ
夜合草　ノエンドウ
龍鳳藤　イトカヅラ
珍珠蘭　チヤラン
火疽草　レンゲソウ
破凉傘　フキ
接骨草　ムグラ

官司草　ヲヽバコ
山棟青　ヤブカラシ
蕀蓼草　ノタデ
石珊瑚　クワンスイチゴ
佛指甲　マメヅタ
光石蠶　シダ
浮苔　タカノツメ
遍(久本作匾)　ニワヤナギ
猢猻竹　イタドリ
灰莧　アカザ
扞々活　タズノキ
雞楓　カイデ

櫚木　シュロウ竹
泛潮　シメリのイル事
挨次　シダイダンダンの義
疊滾　かきまわすにへかへるのい
點卯又畫卯　當番に卯の時に出るゆへ當番の義なり
講價　直ぐみ
掉番　商人に貨物をみする事
丟票　入札なり
出貨　荷わたし藏出しなり
裝銅　銅づゝみ

裝苞　俵物づゝみ
領牌　信牌領受
放船　船うけ
開船　出帆
貨冊　荷物帳
名冊　人別帳
鈕子　ボタン
裌衬　キヤハン
短襯　チカメ
短襪　日本タビ
奏本　唐紙
册頁　折本

箱 竹の四カクなる箱なり
捲 一ト丸の丸の如し端物を巻きたるなり
梱 捲と同じ一トくゝり也
簍 ヒゲコなり
包 タワラ物なり
只 若干只即ち若干隻なり
伙食糖 食料の沙糖
梅花雀 紅スヾメ
丁香鳥 丁子ドリ
孩兒茶 阿仙藥と同物小異
血歇 樹脂なり蓋しタンカラのアブラ也

螺旋糸 ネジ
揜不倒 ヲキアガリ小法師
淘米 米ヲトグ
糊紙 馬糞紙
顯微鏡 ムシメガネ
緊固子 舎利也
白鉛 トタン
馬子 博場の札
發客（発又發） ヲロスと云ふ義
總管 惣代
嬭 乳なり

發〻又喃喊　カケゴエ
揚船又杉板　テンマ船
買辦　買もの役
日侶　メッケ　類　帝本頂註善庵案ズレ
ニ日侶ハ水主ノコトナリ
彩長　磁石盤を司る役
總哺　メシタキ
荷包　キンチヤク
別子　ネツケ
勒珠　ヲジメ
礤砂滾石　赤の縫りたる蠟石
念兒又念字兒　字サシ

口票　口上書
口供　口がき
眼同　立ヤイ役
經承　カヽリ役
箱票　箱のフタ
箱單　一箱の入日記
都盛盤　硯墨筆几上の雜品を盛
こ
菓牌　巴牌を巴牌と呼者これ
に同
謠喙　ウタウタとの類
坐門招夫　後家イリして其家姓を

つぐ

徵牌 又起牌　信牌サロシ

起貨　マル荷役

清庫　精荷役

包帆　帆カコイ

挤須ー　ヒタスラの意

扣選　扣の字待の意ヒカヘル也

撞歳 帝本久本歳字無　忌憚なき小人を云

投遞　宿繼の役へわたす

科派借端ーー　威を借て民へわりかける

貼切　シツカリトクトなどの意

節年　年限なり

塡砌　キリイルヽ

央托 又央囑　タノム也

訂交　シツカリこ交る

訂約　シツカリと約する

帳をトジル事を許すと云ふ

市儈　スアヒ

盤纏　路用

鑽營 又鑽造　鑽字トリコシスル意

躲避　ハズスヌケル也

飭催（又知飭） きびしく催促する也キツト也

僉名 連名

浼屬 タノム即ち央屬の意

蓋印 證文など損じたる所へ印を押し置くを云

面頁 本の表紙なり又書皮書面とも

甘結 キツト請合なり

巡風 風セワリ

回風 風マハリヨリ回る

手揺 手ビカへの折本

黒大陽 タドン

勾窩 ヒキコム

伊何 如何の如し

傾塌 クヱルクズレル

包攬 ヒキウケル

挑唆 チタテケシカケル

毛病 クセガツククセ

彈兌 天秤にてカケル

兌換 兩替するなり

瓊浦偶筆 巻之七 終 （尾題新添）

呂宋覺書

呂宋覺書

一　日本長崎より南に當る、長崎より千二百里餘、長崎より日本の內妻島まで九十里程、西の方による。

一　妻島より高砂の東をのる。

一　高砂よりハヽヤンと云島をみる。

一　ハヽヤンよりカヾヤン崎をみる。

一　ヒヤウと云出崎あり、左の方に見て通り申候。

一　カヾヤンより呂宋まで三百里餘ほど。

一　呂宋より沖にバン島あり。

一 バン島より呂宋まで十里。

一 カベイタと申所有之候城あり、侍分の者居申候、城の内より石火矢たくさんにしかけ有之候。

一 城の向に石の家あり、此内に兵粮有之。

一 石の家の寺あり、此寺幾利支丹寺なり。惣別、寺は不殘キリシタンの宗旨也。

一 此邊に町屋あり、所の者・日本・唐人打まじり、みせを出し居申候。

一 カベイタにくろふね、大船小船ともに繫ぎ申候。

一 カベイタよりマネイラと申所は三里ほど有之候、此所則呂宋の屋形城本也。

一 城の大きさ四五町四方も有之候、石垣は切石にしつくいつめに仕り、高さ一丈四五尺それより高き所も有之候、一方は川、一方は海、二方は堀なり。川はゞ三百十足かと覺申候、橋有之候、川上大分遠方。二方の堀、はゞ五六間ばかりも有之候。此堀は松倉豊後守殿責らるゝとて用心にほるなり、寛永六年の事也。明る七年に渡り、其通うちたま

はり候、竹中采女殿よりマネイラへ豐後守殿より責らるゝ由、さきへ告られ申候由、マネイラに居申候日本人申聞せ候。

一 日本よりまいり候船カベイタと申所に三十日餘留置、其内より頭分の者七八人マネイラの城へよび寄、めし置、正月四日此船をカベイタよりカネイラにまはし、荷をあげ、あきなひ仕候へとゆるし申候。

一 マネイラの家大形二階作り、やねは瓦ぶき、天井もやね板なり、かべの所の分、皆石也。家の作やう日本の瓦ぶきのやう也。

一 マネイラ城外の町やは大形かや屋、かやかべ也、カチヤンと申かや也。

一 城近に少の田畠あり、山は遠に見へ平城也。

一 川は城のきはの大川、其枝川何ほども御座候。

一 町は城の出口に番所コイと申町有、又其次にかや家作りの町屋御座候、日本人、唐人打まじり商賣仕居申候、大なる石の家二三間も有之候。

一　又城の出口に二三町のき唐人町有、ハリヤンと申所なり、商賣仕唐人十二三萬有之由承候、此邊に大なる寺あり。

一　城外に引のきデウと申町有、長屋作に致し借屋あり、日本人、モウル人打まじり見せ出し居申候、二三間作りのかや屋、方々にあまた御座候、町はづれに大なる石の寺あり。

一　マネイラ人衣裳はヲランダ人の如し、されども袴少しりゝしく見へ申候、人相もヲランダに替事無之候、劍を左右に指申候。

一　女の衣裳腰より上は男に替らず、袴男に替る、腰のまはりにひだをとり、すそ廣がり大口のやうなる物也。なるほど見事也、髪とふりとの間に金きんもめんにすかしぬひ色々結構に致しまき申候、是又殊外見事にて御座候、髪のゆひやう日本の女の結やうに似申候、少高くゆひ申候、色々作花を指申候、髪の色赤を上と申、何れも願申候、人相色白く見事也、されども目はヲランダの如くさめなり。

一　ヲランダの如く下に居事なく、曲ろくに腰をかけ居申候、手前能者は結構なるまきも

のに枕の如く綿を入しき申候、振廻のときは長き曲ろくにかなきんを敷、其上に食物を並べ置てくふなり。

一 ふだんの食物はパンなり。牛・鶏・ブタ・鹿・魚。鳥ヲランダに替事なくたべ申候、身代の薄き者パンはたべ不申候、食をたべ申候、手前の能者ばかりパンをたべ申候。

一 マネイラに四月中比いなごふり申候、但雪ふる如く見へ申候、是を取所の者、いり候てたべ申候。

一 味噌無之、黒砂糖に似たる物にて汁をこしらへたべ申候。

一 日本にてばせをのみをマイネラにてはフランタと申候、是を菓子にたべ申候、但不断御座候也。身（實カ）に上中下有之。

一 な・野菜・茄・瓜・まくわ其外何にても不断有之候。

一 米を一年に二度づゝ作申候。

一 砂糖にこしらへ申候草は日本にてきびの如に候、大分作申候、マネイラの砂糖にまし

申候はわきには無御座候。

一　マネイラの風俗ヲランダに似申候、大膽なる心持たる者なり、されども盗人は少し。

一　日本にて鐵砲の者をマネイラにてはソルダアトと申候、是七組有一組に五六十人ほどあり、町屋に出盗をする也、此者ども毎日ひる時分七組ともに出で、太鼓を打てはそれに付、城の内のまはりを鐵砲を打まはる也、鐵砲は七八匁玉の筒也、一組々々に大將あり。

一　用心に家ごとに唐犬飼申候主人は二階に寢申候、下の用心のため飼申候。

一　身だい宜者はのり物にて行申候。馬にても行申候、乘物高さ一間長さ四五尺ほどもあり、内に曲ろくをすえのり申候、棒はのり物のまんなかほど兩わきに付、四人にてかき申候。

一　馬ははみなし、草ばかりにて飼申候、繋ぐ時ははづなしに四足ともにめい〳〵にゆい、くい四方に打つなぎ申候。

一くつわらくつにては無之候、黒金にてくつを作り、かな釘を爪先に打申候。

一馬を轡のからくりにて舌ををさへ、馬鹿なしにとめ申候。

一草木は日本のより葉少あやし、材木竹奥山より出、大竹あり、城近邊草木に替事なし。

一マネイラ人寄合なぐさみはかるた・すごろくにて御座候、かるた法度にて候。かくし打申候。

一鳥獣日本にかはることなし、水牛多し、川原に出、草をたべ申候、日本の牛二つほど大きに見へ申候。

一馬も日本より少大きに御座候、ぢ道かけ計乗申候、早道は見不申候、くつは大きなり、何ほどかけ出候馬も少し引けばとまる。

一子どもの遊び物とては別に見不申候、十二三になるは手習を致候、手習も紙にはせず、折敷に沙を入、指にて書習申候。

船の作やうはオランダ船の如し、黒船の事也、船の大小により石火矢しかけ申候。

一ガレイと申軍船有、長くひらき船也、一艘に二三百人ほどのり申候、石火矢長に一挺しかけ候、長さ二間計、大さ二尺四五寸も有なり、脇より尺ども取事大に法度也、此船は波の内もくゞる也、かいを左右に立る。かい一つに四五人もかゝるなり、かいの數大形七十挺ほど立申候、ヲランダ船の取るには此船にて取るなり。此船にいる者皆罪人なり。常には足くつを入をく也、手柄をすれば不殘ゆるし、殊にほうびくれ申候、事外早き船なり、石火矢一つ打かくるとひとしく阿蘭陀船に切のり取申候。

一田畠、城近に少づゝ候へ共、作やう見不申候、兵粮其外マネイラより十二三里ほど脇の在郷より出申候、ハツハカイと申候所也、マネイラの内、サミゲルと申所に高山右近殿子息居被申候、年二十四五計の能き若き人にて有之候、衣裳はマネイラ人の衣裳也。

一所のくわい船、チンバンと申五枚帆の船、櫓二三挺、向風にも參申候。

一城の石がきの高さ、堀のはゞ、深さ、石火矢の長さ、尺取事大きに法度にて御座候。

一マネイラ城内に居申候者は皆侍也、城主あり、軍大將の名はサルゼントマヨウルと申候

也、大男大力也、あきない物持行ば城の内へも心安く行、但し手形なければ出入ならす、ハンコイに出る口に改番所あり、唐人の居申候ハリヤンと云所にも改番所あり、商物持行ば侍共の女房など出て見る也、時により奥までも呼也、但右の二所の番所は則城より出る門なり。

一　呂宋の廣さ三百里餘ほども有之候、繪圖を見候に三角に見る島あり。

一　諸細工人多御座候、殊外上手にて御座候。

一　身體能者は金銀の鉢。南京燒物皿。茶碗。金銀其外燒物也、土器と云事なし、右鉢どもに入、さじにてすくひたべ申候。

一　□□兄弟の作法日本にかはらす、禮儀正しく、貴賤の上下、制あり。

一　□具、弓具足終に見す、石火矢。鐵砲。鑓。劍。キリス申てわきざし御座候、鑓は長さ九尺ほど、色々の絲にて塩首より下に房澤山につき申候。

一　音樂の道具つゞみなし、太鼓あり、オウルガンと申て、所のなりもの、其外色々はや

し物あり、尤チヤルメイラあり。

一 能物を芸申インコ鳥あり、主人留守の時、内にて有之ゆ事、不殘すきと主人に告申ゆ。あなたにても高直にて、一羽にて一貫二三百目も仕ゆ由承ゆ。

一 呂宋の島はあたゝかなる所也、三月時分殊外あつし、夜明方にはさむし、霜月、極月時分、殊外あたゝかにて帷着て居申ゆ。

一 山ワラウとて、山にすむ黒ぼうよりは少白く、大方黒ぼうの如くなるものなり。子共有、食時鳥獣を食するなり、常にはだかになり居申ゆ、下帯は芭蕉の葉をするなり、山にすみ、其山の鳥獣をくひ盡しゆへば、別の山に妻子を引つれうつり申ゆ。

一 蛇を見申ゆ、二間計有べく、頭は馬のつらの如し、耳舌なし、人是を食するなり、あぢはいなき物なり、鐵砲にて打申ゆ、卽時には死不申ゆ、明る日死申ゆ。

一 諸事を寺にて取行申ゆ、なぐさみごと、オウルガン・小弓。しやみせん。吹物吹、ヲランダのごとをりにして、をごる、是呂宋の樂とみえたり、身體のよき者は各の家にてもする

なり、子など持たる時の祝ひにもいたし候。

一 キリシタン祝ひ、七日づゝ間置、七日め〳〵に寺へ参る。

一 キリシタン談義さい〳〵有之候。

一 キリシタン出家、宗旨の流、色々有。きる者も宗旨により違。

一 正月より四十日ほどの間、幾利支丹の行有、女は身になはをいくらも巻、男は俵に入、人の通候所にてふまれ申候、又はなはにはりがねを入、背をいくらもたゝき申候、其外いろ〳〵行有そうに見へ申候。

一 ヒランゴと申候役者あり、是はとがを致候者、杖のさきに木にて十文字をいたし、おさえ申候役者也。

一 人の死たるとき、棺に入ることとなく、女の死たるを見るに白粉を顔にぬり、髪をよくゆひ、作花でかざり、板にのせて寺につれ行、土中にゐりこむなり、弔事は何とも不知候。

一 マネイラ人緣組の約束寺にて仕候、出家出手の上に布をのせ、其上に夫婦になし申候者の手を男女共に合、そこにて約束致候、祝義の前七日の間、町へ高札を打、誰の子息とたれの息女とゑん組致候と書付申候、七日の内わきよりも指合候こと不申来候へばそこにて娶入致候、祝儀之次第日本にあまり替り不申候由。

一 呂宋に渡候節、船中につかい水のせ申候、日數を經候へば水くさり、ぼうふり虫つき申候、然時は物を巻候とうを五六寸ほどづゝに切り、四つ五つほども入置候へば、追付水清水になり、虫もうせ申候。

一 久敷嗜水には井戸の水は悪敷候、大川の水能候。

一 水一日に五器三ばいあてに三十日ほどの分持渡申候、日本へ歸り候時にあしく、船中久敷かゝり申候故、水右の一倍持申候。

一 梨子一つ代銀百四五十匁も仕候、呂宋の入口に番島と申候て番所有、島此所より内に入候へば梨子いかやうにそこね不申様に致候てもくさり申候、何も不思議なる事と申候。

一　日本より五百里南へ行けば四つ星見ゆる、是をハルクルセイと云。日本よりは見へず、星の形∴如此に候、南の方に見ゆる。

一　船の大小によりキシヤクも大小つかなふなり。

一　船の直中に針を置、日をうけ、何時と云ふを知、但針の上に絲をまつすぐにはり置、見くらべ、針ゆがみ候時、船をのりなをし申候。

一　船のり候事、第一北斗の星を見たて、七曜の星を見合のり申候、北斗の星を一つ星と申候、七ようは破軍のことなり。

一　天氣あしき時も星見へず候時は海のそこを以て知なり、つるべを打申候、其つるべは



一　ぶたの油臓付候て、つるべを入候へば泥は泥、砂は砂、かきがらはかきがらと、海そこにある物、此油に付あがり申候、そこにてこゝは大形何方に可有と知なり。

一　日本にては風を四方、又は八方、又其間に十六方につかふなり、唐船にては三十二方につかふなり、皆風の名なり。

一　呂宋えわたり候道に、高砂とカヽヤンとの間に、タバコ島・キセル島と二島あり。先年タバコミケルと申日本人、呂宋え渡海の時分、此島にて船破損いたし、それよりタバコ島・キセル島と申傳候由。

一　天川は長崎より西の方なり、カントウの内の島なり、此所にキンマと云ふ菓子あり。是は兵郎子のなまを四つにわり、日本にて紫のやうなる葉に石灰を少つけて、ちまきのやうにちいさく包でたべ申候、大分うりかい仕候、男女によらず道々たべ行申候。天川、呂宋・カホウチヤ。シヤム。タニ。カウチまでも是をたべ申さぬ所は無御座候。

一　日本より渡海の唐船の船役の次第

一カヒタン　船の主、かしらなり、給分飯米出し申候。

一ヒロウト　やくての者、あんしとも云、はりなどつかひ、船筋をのる山をみるなり。

一ソウタイ　かこを使ふ頭なり。

一アハン　帆柱の役ほど大風大雨にても帆柱の上にのぼり役をするなり。

一タイコン　梶取なり。

一テツカウ　船に荷をつむ時下知をする役なり。

一リヤウコン　帆に付申候、手なはの役也。

一サンハンカウ　テンマの役、但沖へのり出しては彌帆の役なり。

一トウテン　いかりの役なり、沖出してはそりたしの役なり。

一サホン　船さうぢの役なり。

一一テン。二テン。三テンとて三人の役あり、みなは三つの役なり。

于時寛文十一年辛亥歳八月十八日　川淵久左衛門咄なり。

西洋畫賛譯文稿

西洋畫賛譯文稿

題言

一乃者

大君命微臣喜藏譯西洋畫賛。喜藏閲之。乃是拂郎察國所製。而其文則用羅甸言者也。拂郎察羅甸皆訛之予後蓋羅甸言者。拂郎察言語之所由出。而古雅簡正其義最深奧也。故雖拂郎察及和蘭等人。而非學者則無知之者矣。況於吾崎陽乎。未嘗聞有能通之者也。喜平素方涉獵和蘭書。動有此語則不能讀而過矣。然固無能通之者。則只得取和蘭所註釋羅甸言書。時時依之考察其訓義而已矣。唯恨衰晩獨學未能窺其彷彿者也。今也以君命不可固辭。力尋其訓。遂搜其義。是猶重九譯而傳者殆難乎。其勉强而求之。又只僅在其彷彿也者乎。而未足以譯進者也。於是將俟他日之考正以遂錄焉。因爲僚友請識者之釐訂而已。

一　此賛文之字。校閲之於蘭書。則間有異者。乃今所謄寫于玆如其從蘭書者。則加朱點以分之。

一　是稿用國字俚語而書之者。喜以不能善支那之文辭。故爲恐誤其本義也。

一　羅甸用文字與和蘭同。而其音則間有異者也。喜依和蘭書粗得推求之矣。然凡音韻者口授尚且有訛謬者。則喜何得知其精覈哉。況異方殊音將此字譯彼音乎。勢必有難吻合者矣。但謂如是爲者在審訓詁也。故於其音釋讀法。則有較略之者也。讀者須思諸。

一　每圖端原有記。諸數字者今逐其次以錄之。然其中廿字號文字爲可疑矣。此次姑闕。如其飜譯不致臆斷焉。（譯之于後）

一　竊按。此畫大抵因羅甸所傳之譬諭寓言等以設之圖者也。蓋將使童蒙因畫圖而自解文辭也。故其所標據在目前近小之事耶。彼方之書類猶于此者多矣。羅甸之言名曰奄布烈瑪（エムブレマ）。

安永己亥仲春日　　　前野源喜謹題

西洋畫賛譯文稿

前野源喜謹譯

○四字號

(m)

Surde scit sonitus ad petras e gurgite piscis,
シュルデ スシト ソニチュス アド ペトラス エ ギュルジテ ピスシス

Ascendis mille capitur molimine in undis
アスセンヂス ミルレ カピチュル モリミネ イン ウンヂス

此賛文は韻語を用る者にして、是詩の類なり。則言外の意味ありて淺見を以て明にこれが説を爲べからず。故に姑く韻語を用て其譯を錄して其篇を具へ、以て博雅の明辯を俟つ。敢て支那の詩の躰に擬すると云者には非るなり。

附て曰、此書面通躰の者あり、而詩中の語これに及ぶ者なし。喜私かに寄る所あり、然ども譯文に關らざるを以てこれを玆に記さず。

讀　法

シユルデ　スシト　ソニチユス　アド　ペトラス　エ　ギユルジテ　ピスシス
アスセンチス　ミルレ　カピチユル　モリミネ　イン　ウンヂス

凡讀法の中、音釋と同じからざる者あり。是は其單音と言韻とに在て異同あるが爲なり。ミルレとシツレとの如き是なり。下に多く此に類する者あり。須くこの語の轉音を推てこれを知るべし。

釋　言

シユルデは聞へ難きなり、スシトは幽微なり、ソニチユスは聲なり、ペトラスは大石なり、ギユルジテは水中の窟なり、ピスシスは魚なり、アスセンチスは升るなり、ミツレは多數

なり、カピチユルは漁者なり、モリミネは難キレ得なり、ウンヂスは潭（ふち）なり、アド、ヱ、インは皆助辭なり。

凡助辭は支那の助辭と其用併しからざる者あるを以て、譯する所の字を註し難き者多し、故に皆其釋言を略す。

切意

瞻彼淵潭　漁者施罟　難哉難哉　水底之窟　擧石于懷　其聲孔鏜　於物魚躍　水面之瀾

私に按するに、助辭の用、假令は右の詩の語、アドとヱとの二つを聲と石と水中の窟と魚との間に入る時は石を擧てば則ち其響水中の窟に到りて魚窟中より出ると云の意と成り、又其魚を出さんが爲にこれを擧つと云ふ意を成すなり。是の到ると、出ると、爲にすると、是を擧の貌との四ツの義アドとヱとの助辭の應接より出て來るなり。かくの如く重複の義ありて其切當なる文字を以てこれを譯することを得す。然といへども是皆多くは喜が臆斷する所なるを以て其意義尤淺陋にして正くこれを註すること能はざるなり。

○二十字號

Mellis apes aridae sic crebris retibus aeris
メルリス アペス アリデ シク クレブリス アエリス
Ad dulcem ceram a'que antrum vocantur odorum.
アド デユセム セラム アトケ アントリユム ヲドリユム

此文の中未詳ならざる者二語あるを以て其翻譯をなし難し。其中メルリス・アペスは蜜蜂なり。デュルセムは甘美なり。セラムは蠟なり。アントリエムは樹空なり。此餘の虚語助辭共に又只其未詳の二語あるが爲に當的の譯言を註することを得ず。唯、蜜蜂は增益する時は好で高く飛ぶと云が如く、又、味甘美にして蠟を樹窓に得ると云が如き等の語、或は粗知るべきが如しといへども、是猶疑ふべしとす。故に倶にこれを略す。宜く追て考察してこれを詳にすべし。

○二十四字號

Pantorum æquato cum facta est area tergo
フラントルム　アクハトヲ　キユム　ハクタ　エス　アレア　テルゴ

Retibus expansis mitis fraudatur acanthis.
レシビユス　エキスパンシス　ミシス　フラ　ダヂユル　アカンチス

Ioann stred: umenp(?) Gall. ex:mpl.
ヨアン　ガルル

讀法

プラントルム　アクハトヲ　キユム　ハクタ　ヱスト　アレア　テルゴ　レシビユス　ヱキスパンシス　ミシス　フラウダチユル　アカンチス　ヨアン　ガツリヤ

釋言

プラントルムは坐するなり、アクハトヲは濕地なり、キユムは設くるなり、ヱストは餌食なり、アレアは廣野なり、テルゴは掃ふなり、レシビユスは網の名なり、エキスパンシスは張るなり、ミシスは煩慮なり、フラウダチユルは鬪るなり、アカンチスは小鳥の名なり、

ハクタは助辭なり、ヨアンは人の姓なり、ガツリヤは國の名なり。

切　意

濕地に坐し、廣野を掃ひ、餌を具へ、網を張り、思慮を勞して小鳥を騙かす。

末の細字は人名と地名なり。其中「ヨハン」は姓なり。「カツリヤ」は拂郎察國と云羅甸語にして、即古名なり。其正に Gallia と書すべし。茲には略書したるなり。次の語は Exemplum と云語を略書したるもの乎。然れば此に圖を作ると云ことなり。其餘の略書未詳。私按るに此細註を以てフランスの人の製する所なること知るべし。

○二十九字號

Intentus merula auceps sic retia tendit
インテンツユス　メルラ　アウセプス　シク　レシア　テンヂト

Cautus diu ac noctu candelae lumine fallit.
カウナユス ヂユ アク ノクヂユ カンデ エ リユミネ ハルリト

此文詩なり、これを譯すること上の例に同じ。

讀　法

インテンチユス　メルラ　アウセプス　シク　レシヤ　テンヂト　カウチユス　ヂヱ　アク　ノクチユ　カンデラヱ　リユミネ　ハルリト

釋　言

インテンチユスは射るなり、メルラは黄鳥なり、但是和蘭語に依て譯する所にして支那に稱する所の黄鳥と其同異未これを考へず、アウセプスは鳥を捕る人なり、レシヤは網の名なり、テンヂトは驤(かける)なり、カウチユスは愼なり、ヂイスは晝なり、ノクチユは夜なり、カンデラヱは燈なり、リユミネは瞳子なり、ハルリトは眩惑なり、シク、アクは皆助辭なり。

切意

黄鳥于飛　弋者慕之　晝則羅離　昏則燈煇　雖則燈煇　實盼彼疇

私に按ずるに、此書中、土墻の上に捷籆の如きものあり。和蘭の語に、これをフランスタスと稱す。タスとはかみいれを云なり。是フランス人の用る所の物なるを以てこの號あり。且此餘の書中印度の人を除て、皆フランスの人物なり。然れば此書賛初是フランスにて製することを知るべしとす。

○三十五字號

In pretio est lau'is ficedula grata palatis,
イン プレシヲ エスト ラウシス ヒセヽユラ グラタ パラシス
Hanc sclers hiemis sub principium capit anceps,
ソレルス エイエミス シユブ プリンシピウム カピト アンセプス
Frondosis tectus latebris; et forcipis instar
フロンドシス テクチユス ラテブリス エト ホルシピス インスタル

Decipulae haerentem figitque premitque volucrem.
デシピウラ アエレンテム ヒジトケ プレミトケ ホリユクレム

読法

イン プレシチ エスト ラウシス ヒセヂユラ ガラタ パラシス オヽヲ ソレルス
エイヱミス シユブ ブリンシピウム カピト アンセプス フロンドシス テクチユス
ラテブリス ヱト ホルシピス インスタル デシピユラア アヱレンテム ヒジトケ
プレミトケ ホリユクレム

釋言

プレシチは貴珍なり、ヱストは餌食なり、ラウシスは貴重なり、ヒセデユラは鳥の名なり、ガラタは好むなり、ハラチスは參差なり、オヽラは時日なり、ソレルスは强なり、イエミスは冬なり、プ[illegible]ンシピウムは荒野なり、カピトはこれを捕なり、アンセプスは險術なり、フロンドシユスは葉多きなり、テクチユスは被服なり、ラテブリスは隠るゝなり、ホルシピスは火箕なり、テンピユラは圍なり、アエレンテムは擒なり、ヒジトケはこれを挂るな

り。フロミトケはこれを挾むなり、ホリユクレムは鳥の集る也、イン、シユア、エト、インスタル、皆助辭也。

切　意

好餌を食する鳥には好餌を以てこれを捕ふと云ことあり。嚴冬の時草木凋落せる原野にヒセチユラと云鳥群り亂れて餌を求む。これを捕る險き術あり。先樹葉を採て結め綴りて被服に爲り、これを以て一身を隱して火箭の鏃を持て側に罔を置なり。是に於て彼鳥これに集るときは、或はこれに挂り、或はこれを挾みとるべし。

○裏十二號

Auceps e chartis confector arte cucullus
ア ヒプス エ サルシス コンヘ トル ア テ キウキウルス

Interius visco linit in scrobibus locat indit
インテリウス ヒスコ リニト イン スクロビビユス ロカト インヂト

Pisa, venit grus esuriens : citus ingerit : haeret,
ピサ ヘニト グリユス ヱシユリエンス シチユス インゼリト アエレト

Charta oculos velum volucris prohibetque volatum.
ザルタ オキユロス ヘリユム ボリユクリス プロイベトケ ホラチユム

讀　法

アウセプス　サルシス　コンヘクトル　アルテ　キウキウルス　インテリウス　ヒスコ　リニト　イン　スクロビビユス　ロカト　インヂト　ピサ　ヘニト　グリユス　ヱシユリエンス　シチユス　インゼリト　アエレト　サルタ　オキユロス　ヘリユム　ボリユクリス　プロイベトケ　ホラチユム

釋　言

アウセプスは鳥を捕る人なり、サルチスは紙を用るなり、コンヘクトルは作るなり、キウキウルスは帽子の名なり布或は革を以てこれを爲(つく)る、首より肩に至る者なり、インテリウ

スは裏面なり、ヒスコは黐なり、リニトはこれを塗るなり、スクロビビユスは地に穴を穿つなり、ロカトはこれを備るなり、インヂトは納るなり、ピサヘニトは皆地名なり、後にこれを說く　グッユスは鶴なり、私に按ずるに、此に圖する所は鷺の狀なれども、鷺にすユミユリルデアと云、是は鷺の屬にて、鷺に似たる鳥なるべし　イヂスは飢て後に食するなり、ヘスシチユスは物を嚎るなり、インゼリスは挿入るなり、アエレトは粘着なり、サルタは紙なり、オキユルスは眼なり、ヘリユムは蔽ふなり、ホリユクリスは鳥なり、プロイベトケは自由ならざるなり、ホラチユムは鳥の飛なり、エ、アルテ、インは皆助辭なり。

切　意

鳥を捕る人厚紙を以て「ククツロス」と名くる帽子の如くに作り、其裏面に黐を塗り、地に穴を穿ち餌を具へ、其中へ此帽子を入れ置く時に「ピッサグルス」一名ヘニトクルスと云鳥飢來て、此餌を疾食して深く首を挿入つて彼帽子を嚎ふる、則粘着して脫せず、其眼を蔽はれて飛こと自由ならず。

○裏二九字號

Sic truculentus aper meditatus semita in ira,
シク トリユキユレンチユス アペル メヂタチユス セミタ イン イラ

Vel canibus capitur, vel p ona mergitur unda.
ヘル カニブス カピチユル ヘル プロナ メルジチユル ウンダ

此文詩なり、上の例に依てこれを譯す。

讀　法

シク　トリユクレンチユス　アペル　メヂタチユス　セミタ　イン　イラ　ヘル　カニブ
ス　カピチユル　ヘル　プロナ　メルジチユル　ウンダ

釋　言

トリユクレンチユスは猛なり、アペルは野猪なり、メヂタチユスは逐ふなり、セミタは狹

路なり、イラは勁暴なり、カニブスは田犬なり、カヒチユルは獵犬なり、メルジチユヤは沒落なり、ウンダは深水なり、シク、イン、ヘル、プロヤは皆助辭なり。

切意

獷獷野猪　卽暴卽勁　獵者放盧　盧入叢徑　盧從獵者　猪沒陷穽

○裏三十六字號

Ex antro catulos venator tigridis aufert,
Atque in decipulas et retia tensa tenellosque
Referret catulos, speculum injicit: illa doli expers
Veris esse putat, rete mirat, captaque rancat.

讀　法

エキス　アントロ　カチユロス　ヘナトル　チギリヂス　アウヘル　アトケ　イン　デシピユラス　ヱト　レシア　テンサ　テネルロスクヱ　レヘルレト　カチユロス　スペキユリユム　インヱシト　イルラ　ドリ　ヱキスペルス　ヘロス　ヱセ　ピユタト　レテ　ミラト　カプタケ　ランカト

釋　言

アントロは洞なり、カチユルスは狗子なり、ヘナトルは獵者なり、チギリヂスは虎なり、アウヘルトは繈褓なり、デシピユラスは團なり、レシヤは獅の名なり、テンサは張なり、テネルウスクヱは最小なり、ケヱは通路なり、レヘルレトは還なり、スペキユルムは鏡なり、インヱシトは影の映するなり、ドリは迷なり、ヱキスペルスは失誤なり、ヱキツセコブユは破るなり、レテは網なり、ミラトは恐なり、カプタケは捕るなり、ランカトは卽時なり、エキス、イン、エト、イラ、ヘロス、ピユタ―は皆助辭なり。

同　意

洞中の虎を捕る者、先罠と擭とを備へ、其内に鏡を懸け置き、然て小犬を以て洞口よりこれを誘ふ。虎犬を見て乃出てこれを逐ひ、且鏡に映る已が影に惑て躊躇し、遂に誤て彼罠擭の中に納らる。此時犬を罠擭の狭き隙より急ぎ引出す。又罠はこれを破らんことを恐るゝ故に、即時に先づこれを離る者を捕ふ。

第三十九字號

Arboribus teneros piperis decerpere ramos
アルボリブス　テネロス　ピペリス　デセルペレ　ラモス

Luce solere India decerptos simia noctu
リユセ　ソレレ　インヂア　デセルプトス　シミア　ノクチユ

Congerit in cumulum quam ira leo devorat, Indi
コンゲリト　イン　ユウミウリウム　クハム　イレ　レオ　デホラト　インヂ

Contendunt aerius telisque hastisque resistunt.

コンテンデウント アエリユス テリスケ ハスシスケ レシステウント

讀　法

アルボリブス　デネロス　ピペリス　デセルペレ　ラモス　リユセ　ソレレ　インヂア
デセルプトス　シミヤ　ノクチユ　コンゼリト　イン　キウミウリウム　クハム　イレ
レオ　デホラト　インヂ　コンテンヂウント　アエリユス　テリスケ　アスシスケ　レシ
ステウント

釋　言

アルボリシユスは樹林なり、デネロスは依るなり、ピペリスは胡椒なり、デセルヘレは集るなり、ラモスは枝蔓多きなり、リユセは光をなすなり、ソレレは風土なり、インチヤは印度の地なり、デセルプトスは摘取なり、シミヤは獼猴なり、ノクチユは夜なり、コンゼリトは群聚なり、キウミウリウムは情を恣にして後を知らざるを云、イラ、レヲは嗔るな

り、狻猊なり、デホラトは吞なり、インヂは印度の人なり、コンテンヂウントは發すなり
アヱリユスは空なり、テリスケは矢なり、アスシスケは載なり、レシステウントは鎭なり
イン、クハムは當効辭なり。

切意

印度の地胡椒多くして樹林に依て纏ひ上り其枝に蔓延す。此時彼地夜といへども天色頗明かなるを以て獼猴群聚してこれを摘取て其醜態を恣にして後に狻猊の借り来ることを知らす。狻猊は獼猴を一頓に喫んとして空中より矢載の落ることを知らす。是迺印度の人のこれを發して以て、彼の等を鎭むる所のものなり。

餘　　録

一　拂郎察　一に拂狼機に作る。是歐羅巴の内西北の大國にして和蘭南西の隣國なり。歐羅巴とは四大洲の一つなり。世界を四に分て亞細亞。歐羅巴。利未亞。亞墨利加と號するものを云。日本。支那。韃靼。印度等は亞細亞の内なり。

一　羅甸　或云是往古の名なり。或は往古の國號といへども詳ならずと云へり。私に按るに是往古の國なり。而後世自其方言の祖となる者なり。其地を詳にするに即今意太里亞に屬せり。其方言は意太里亞。以西玻尼亞。拂郎察三國の言語の祖と稱すると云ふ、喜これを羅甸及拂郎察の言語の書中より得たり。又此三國の外、和蘭・入爾馬尼亞（ゼルマニヤ）。諳厄利亞（アングリヤ）等に在ても、皆羅甸語の學校を設ること最壯麗にして、諸道の學徒これを傳習する所のものなること、和蘭の諸書に見へたり。又和蘭人「ニウェホ

フ」なる者の東西紀行の書を閲するに「ジヤガタラ」にも羅甸の學校あり、其語書甚だ貴素なるよしを記せり　○意太里亞。以西把尼亞。入爾馬尼亞。漢文利亞皆歐羅巴中の大國なり。「ジヤガタラ」は亞細亞の內大爪哇の屬國にして、和蘭傳へ有つ所のものなり。此諸國言語各異なりといへども、羅甸の語を用て文を同し事を通ずること、恰も我邦の人支那の文章を學で漢文と稱してこれを用るが如し。書簡に其義深奧にして學者にあらざればこれを知る者なしと云ものはこれを以ての故なり。

一 毎希列瑪　是拂郎察にて稱する所の名なり。これを和蘭の語に飜譯すれば「シンネベエルド」と云ふなり　私に按ずるに「シンネ」とは此に云ふ意識なり。「ベエルド」とは此に云ふ形を圖に造ることなり。是則意趣を形容すると云ふことにして、無聲の詩と云ふの類なり。

一 ピサ、ヘニト、「ピサ」は意太利亞の內北西に「トスカナ」と云地あり。其屬州三つあり其一つ地中海に並ぶもの是なり。地中海は歐羅巴の南、利未亞の北に在て、これを以

て兩州の境を分つ大海の名なり。「ヘニト」は意太里亞の內北東の地なり。其屬州十二あり。多く海灣に並ぶものなり。私かに按するに、意太利亞は拂郞察より東南の隣國なり。贊中に所謂。ピサグリユス。ヘントグリユスと名る鳥皆此濱海の地に從て來賓するを以て、各此稱をなすものならん乎。或はかくの如くなることきは日本。支那等の鴻鵠北地より來るものと、天度地界の遙に異なること想ひ見るべし。又按るにグリユスは鶴を云なり、茲に圖する所は鷺の如くなれば、是鶴の屬にて鷺に似たるものなるべし。鷺はアルデヤと云なり。

附て曰、前に云ふ所の「ニウエホフ」東行紀行に、ジヤガタラ諸學校の事を記す、嘗て友人をして羅甸學校の圖說を模錄せしむ、今其圖を茲に貼し（此圖原本ニナシ）其說を次に抄す。凡和蘭の言これを羅甸に比する時、其語類或は冗長にして輕浮なるが如し。左に飜譯する所の數語と、上の諸語とを以て、互にこれを玩味する時は、所謂古雅簡正なるもの。尙くは亦其稱擧する致を知ることを有ん歟。

【羅甸學校の圖の下に記する語】 上に書する所の十三の文字、これを合せ讀でラテインセスコラルと云、此に云羅甸學校と云ことなり「此語日蘭言也」。門前に植る所のものはピイナングボチムと名る樹なり「此語上に同じ」、門の闊さこれを約するに六尺餘あり。

Op de tijgens gragt is deseroole daar de latijnsche griechsche tale geleert wort 此間語略之 met een hooge steene poorte aande strate Zij heeft van binnen een schoone plaats: alsdaar Zich degest der leerlingen ver-leestigen nan, en is binnen naden aart en wijze der scoelen, in tamelijk gestalte.

上の文の中 k w の二字は和蘭言に多く用る所にして羅甸にこれを用るの語甚だ鮮し。

讀　法

（〇原寫本餘白ノミナリ）

釋　言

（○原寫本餘白ノミナリ）

切　意

羅甸の學校はテイゲルスガラクトと云處にこれを建つ。是乃羅甸及厄勒齊亞（ギリシャ）の言語を學ぶ處なり。其外郭は坊巷の後に對して、高き石門を構へて、其館内に清致雅趣を設けて、時に諸生の性氣を養て舒暢せしむ。其堂室及諸器等は和蘭の諸國に在るものに、これを視るに精粗大に異なりと雖ども、諸學の式樣に闕ぐ可らざる者は、此の地の風俗に隨ふものを採りて、悉くこれを全備して以て給用す。但其營作は尋常の家屋と一般にして、敢て別に莊飾して美觀をなすものなし。

私に按ずるに、拂郎察言語の本厄勒斉亞の言語は最古にして、其言義大に富めりと云説あり。又和蘭にて諸の言義を說もの、多くは厄勒斉亞の言を以てこれを折衷す。其上古の言なること知るべし。其言大抵羅甸に似て、文字は則別にして歐羅巴諸國と同じからず、嘗て八種字考を撰で其文字を錄す。

De noodige boeken worden niet allen nit het vaderlant overgezonden, Maar men heeft Urop het jaar zesteen hondert zeven en zestige ook eene dreekkije beginnen toe te stellen, daar alreds einige bekjos met goet geluk zijn uit gekomen.

是千六百六十七年は歐羅巴革命の時より得る所の積年なり。彼方年號を用ることなく每年此暦數を以てこれを稱するなり。然其東行の時は千六百八十一年にして此の年より六年後也。今茲己亥より九十七年前なり。

凡學校專用の書籍は悉く和蘭よりこれを運漕す。加之六年前より始て剞劂の業を爲もの出て、近時旣に諸小册の書は刊行する者多し。於戯天は人の善を行ふを助く。文事の興るべ

きこと實に此時よりならん乎。

私かに按ずるに、此紀行中明清の間鄭成功等の事を紀す。故にこの讃ある乎。此剞劂の始、今茲より百二年前なり。然或人の云、即今ジャガタラ甚文華盛なりと。喜數彼土に刊行する所の書を見る、和蘭の書に異なることなし。意ふに其文事益隆なるものならん。

西洋畫賛譯文稿　終

跋語

一、今上天皇卽位大典を此地に擧げさせたまふの佳辰に方りて、われらの海表叢書六冊刊行成るを告ぐ。編輯に排印に足らはざる所は多かれども、此の祝福すべき秋を迎へつゝある中に、恰も其の完了を見るに至れるは嬉しき極みなり。

二、追刊の異國情趣集を除きて、これら六冊に收むる所三十有二種、未刊のもの既刊のもの正に相半せり。未刊の書のみな稀籍と稱すべきは誇張の言にあらざれど、その他古刊の稀書にして明治以來未復刻本に屬するもの六種あり。なほ他の

叢書類に收めて近年の再刊にかゝる古刊本三種舊寫本三種併せて六種、別に幕末明初の新吉利支丹版四種、この最後の一類中には大正昭和期の再刊を見しものあり。海表叢書の諸篇固より完備せる印本とは謂ひがたけれど、多少の新資料を學界に供するを得たらんには幸とすべし

一、今海表叢書六卷の總目を左に掲げて索出に便にす。當初予の企畫せし洋語對照表は人に囑して着手せしめしかど、遂げずして止みぬ　亦遺憾なり。別冊異國情趣集の追刊は近きにあらん。

總目

第一卷（昭和二年十一月刊）……合十卷

第二卷（昭和三年一月刊）……合十四卷

跋　語

第三卷（同三月刊）……………合八卷

第六卷（同十一月刊）…………合十卷

昭和三年十一月四日

明治節後一日　京都　新村出

○附録　海本毎冊附箋

一、海表叢書の名について

附　知耻篇解説の補遺

二、海表叢書の表紙について

附　第一巻解説補遺

三、海表漫筆

四、海表權海録

五、海表一等一要

六、海表夜話



海表叢書の名について

新村出

海表叢書も第一巻が出る事になつて先づめでたい。然し書名が私の尚古趣味からして内容を直截簡明にあらはしてゐないので、發行者の迷惑を來したことも幾分かあるかも知れないけれども、何事も因縁だと更生閣にはあきらめてもらふことにした。實はこの春主人から異國趣味海外關係の古書の翻刻をしたいと言はれた時、私は十年前京都帝國大學圖書館で鈔寫しておいた叢書に海表異聞といふ一大叢書の寫本があつたのでその中から選んだらよからうと薦めてみた。而もその叢書の原本は、吉田君の母校たる同志社大學の圖書館にあるといふことをも話した所、吉田君は早速出かけていつて見た樣であつたが、内容も長し短しであり、又其他の事情もあつて着手せずにしまつた。然るに暑中休の間に再び同じ樣な話が更生閣から持上つて、今度は書物の選擇も進み、いざ書名をといふ段になつたとき、その他數種の題名と共に海表叢書といふ名も候補名中にあつたのを、吉田君が先づこれを選拔し私もそれが良からうと確定したやうな始末であつた。古い海表異聞といふ叢書は、何人の編輯かを私は未だ詳かにしないが、五十部七十九冊を收錄し、蝦夷その他北邊に關する書物が最も多數を占め、その數全體の半數以上にのぼつてをる。琉球臺灣等の南方關係の書は五六部、漂流記が八九種、魯西亞關係は割合に多く、英國に關するものが一部、その他朝鮮のものがたつた一つ。偏頗ではあるが、ともかくも海外關係の一大叢書であつた。海表異聞には、編輯者たる微案士人といふ人の漢文序が添うてゐるが年月は記してない。海表者謂海外諸國也といふ文句から說起した立派な序文が附

いこゐる。薇蓁主人といふのは何人であるかを私は未だ調べないが、恐くは文化文政頃にあつて憂國の念を懐いた學者であらうと思ふ。原本には文鳳堂印といふ朱印が押してある。

文鳳堂といふのは、内閣文庫本で文鳳堂雜纂といふ百十七巻の寫本叢書があるそれと同じであらう。この雜纂を調べたら海表異聞の編者の方の手掛りもつかうと考へるが、それは他日に期せねばならぬ。私は古いノートや私著日本漂流書目をみると、この雜纂中にも漂流記が數多みえてをり、それにに地誌部とあつて、芳滸山人の名が録してあるのを見る。山人は青池林宗（天保四年歿）の雅號で、彼は輿地誌六十五巻の著もあつた。そのうちゆつくり調べて見たらば、私達の古い先賢たる海表異聞の編者のこともわかるであらう。

右の外、森島中良等の海外異聞三十三巻、増訂海外異聞（京大所藏本は缺本にて二十五巻）などは、海防漂流等に關する此種の叢書で大きい方である。

それこそ樂屋落ちの話だが、いつも書名にはつまらぬ苦心をするのが私の癖で、海表叢書第一巻に附録する小さなパンフレットに餘白のあるのを利用して、こんなビブリオグラフィーを書くことにした。（昭和二年十一月十日）

知耻篇解説の補遺

知耻篇をよむと著者向井元升が博學多識どころか、非常な尊王愛國救時家であつたことが、至るところに見えてゐる。それも由來は遠くして深いので、先づ彼れの先祖を調べてみると、元、京都の人で後醍醐天皇のとき征西宮に從つて肥後に下つて菊池郡の向井邑に定住し、菊池氏の臣下となつてゐた伊豫守某といふ人であつた。元升の高祖に至つて肥前の神崎郡の城主となつてゐたが、父の兼義の頃までは元升の母は同國三根郡（三養基郡）の名高い千栗八幡（北茂安村白壁）の祠官の中右近の女であつた。千栗八幡は宇佐八幡の別宮として古來聞こえてゐる。父の代なる寛永七年に元升は親に從つて佐賀から長崎に移住したのであつた。二十二歳のときである。生れたのは慶長十四年佐賀に於てである。

以上は知耻篇及び元升の主著を理解し元升の思想を知る上に於て見逃がさない事であるから補つておく。

（同日　新村）



海表叢書の

○表紙に就て○

新村出

わが爲めに更紗のいろのめでたきを
選りてくれたるわかき爪哇人　（牧野英一）

海表模様の原圖、それは極新しい意匠でつくられたバテイクである。一九〇一年の製作だといふが、ラデン・サレー Raden Saleh といふ爪哇の畫家（一八八〇年歿）の妻女のスタイルによつたバテイクの裂地（カイン）ださうである。構圖にはこの畫人の感化が著るしくあらはれてゐるとのことである。バタビヤ即ちいはゆるジャガタラ出來のもので、カイン・ラデン・アジユ・サレー Kain Raden Aju Saleh 日本風に申さば、ラデン・アジユ・サレー手更紗ともいはうか。爪哇語でブラバガン Blabagan といふ名、譯していふと廣縞更紗ともいふべきであらうが、さういふ名がつけてある。この海表模様はローフアール等同編の爪哇更紗圖譜の第九十號をそのまゝ取つたので、解說も本書の本文に據つたのである。

　海表叢書を開いたまゝ机上に伏せて、右にまはして横のものを縱にして見ると、それは爪哇女のカイン（切地）の裾、その右の片はしにあたるのである。

第一巻解説補遺

その後、南畝文庫藏書目を見ると、巻一のうち御記錄の部に「知耻篇一巻、寫、古本」とあり、及び巻二のうち外國の部に「七のさからめんと一巻、寫、本名伴天連記」とある。知耻篇の方は確かに今度の底本であるが、伴天連記の方は、或は黒川氏舊藏、飯島氏現藏の本の原本にあたるかも知れない。

鬼利至端破却論傳は、巻末の頁の左下端に「山田市郎兵衛」と刻してあることは、既述のとほりであるが井上和雄氏の書賈集覽によると、山田市郎兵衛は京都寺町二條上ルに開いて居た書店で、寛文五年の京雀同十一年の新板増補書籍目錄がそこで開板されたことがわかる。又增訂一話一言巻三十四（蜀山人全集本五巻一七五）は、寛文六年板の新撰ひいながたの序文などが出てゐる。



海表漫筆

新村出

第一回には古利支丹關係の書物、第二回には紅毛系統の學藝、さて今回は海洋文献、すなはち航海と漂流とに關するものを選んだ。叢書もこれでめでたく豫定の半ばに達して、海表の眞つたゞ中に押出した姿である。

初めには、海表といふ文字の詮議だてをした。次ぎには海表模様の講釋をした。今度は書箱の表面に印刷したカットの話をする。これも更生閣主人が私の出した材料のうちから選擇したのである。最初のは知る人ぞ知る牛津大學のボドレアン文庫の天草版コンテンツス・ムンデのとびらである。一五九六年慶長元年の版。次のは長崎土産にも繪をかいた磯野文齋の紅毛船、これは原本は永見夏汀堂の珍藏の長崎版畫。今度のケースの表面のカットは、寛政六年陸奥の船が安南に漂流したことを書いた版本南瓢記巻一の挿繪によつたもので古雅幼稚愛すべき趣がある。その記の一節に、

水主の内何がしふと向ふを指ざし海上遥にみゆるは

舟にては有まじきやといふにぞ、我も〳〵と延上り遠目にとくと見渡せば小船一艘棹さして、こなたの方へよせくる體此の時の悦びは喘しにも又語られず只雨手を上げて十六人とも助呉候へと呼ばはり〳〵高聲にのゝしる。

とあるくだりがカットにあらはされてゐる。

それはさておき、毎巻多少の手落ちが重なるのは、誠に申譯ないが、殊に前回第二巻には二物考のタイトルペイチの複製の間違へ、和蘭問答のとびらの誤植・最末の標題阿蘭陀問答とあるべき所、その他不備が少くない。私の解説中にも種々増訂すべき所が多いのは遺憾である。四頁初行にるの字が落ちた。七頁末より三行、アールド・アップラとあるのは、アップルの誤り。二三頁三行と二四頁四行の椅原は椅林の誤り。二七頁六行の一言一話は逆までである。それらは恕してもらふとして、三六頁二行の所は「鎖國論の一章を抄譯した享和元年」とつゞくべきであり、同頁四行の「幕府で」とあつたのは、私の粗漏であつたのだ。これは蘆田伊人氏から私に御注意下さつたので氣がついた。坪非信良がケンペルを譯したのは幕末ではなくて、明治十二年修史局の事業としてであるとの事である。實は十何年か前、柳田國男氏が内閣文庫を管理中ケンペルの譯本を見にいつたことがあり、そのときのノートがあつたのを發見し得ずに覺束なき記憶のまゝに幕末の事と思つてあゝ書いてしまつたのであつた。讀者にお詫びすると共に蘆田氏に感謝する。解説には、西洋人日本紀事としたが、あれは近時海國必讀書の外題によつたもので、單に日本紀事とある方が正しいのである。その書名は少しづゝ相違した所もあるが煩はしいから一々指示しない。吳秀三博士からは、同書と[illegible]譯說とは同一だといふ證據があるかと尋ねられた。私は解説の補遺の部に述べた如く、向山誠齋の丙午雜記に、日本紀事をさう外題してゐるのに據つたのである。本文のうち第三頁九行、マルトユス・ポウリユスとあるべく、第四頁第二行、キサヒーリウスとあるべきだ。原書には舊式に・點の打ち處をあゝしてあるが、現代風に二度目の・は除くがよいのである。本書によれば第四編の第五章である。

演戲記の跋文初行の文政は正しいのであるが、原書には文化となつてゐるので、それをわざ〳〵私は解説

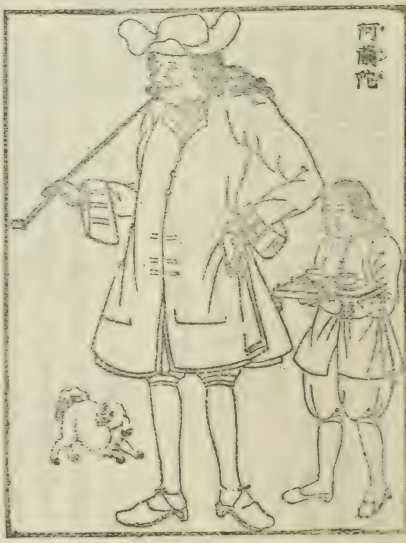
でことわつておいたのに、校正掛が氣をきかしてなほしてしまつて、本文と解説とが矛盾するやうになつた。

棆林雜話が東京の靜嘉堂文庫（岩崎家）にあることを私は往年ノートしておいたが、それには立原任（杏所）とある。内容をノートしなかつたのは遺憾である。他日補ひたいと思つてゐる。ともかく類本の存在を示しておく。

解説三十二頁末行の海軍兵談は私の書誤りであることは申すまでもないが、かういふ誤字誤植の多いので監修者甚だ恐縮に存ずる次第である。

和蘭問答の初頁、筆者の名は、カルナルトス・ヘルナルトス・ヘッセルと、・點を切るべき筈であつた アルナウルドウス・ベルナルドウス・ソイッセル Arnoldus Bernaldus Fischer とでも綴るのではないかと思ふ。ケイデラアルを解説にケイディアルとしたのは誤植である。

火浣布略説の序文の選者桂川氏の名に左側下に「國調之印」及び「甫三」の二印を脱したことも、前號の遺漏のうちに算へねばならぬ。



海表懺悔錄

新村出

人生には成功とみとめるものよりも失敗とすべきものが多いが如く、出版上にも亦誇稱すべきものよりも懺悔すべきものがいつもながら甚だ多いのは遺憾であ

る。

叢書第一卷の卷頭に收めた知耻篇三卷一册は、天下一品と考へたところ、近ごろ南紀竹垣城書籍目錄第四册に、知耻篇一册を出てゐるのを發見した。現存か否かを知らず、又この本がいつしか江戸の太田蜀山の手に歸し轉じて名古屋の半田氏の有に屬したのかも知らないけれども、こゝに掲載して博洽の士の高教と私自身の取調とを期待することにしよう。

失敗の目立つた第二卷の中に收めた檜林雜話の底本を、同志社大學圖書館の所藏としたところ、それは以前同大學の教授であつた瀧本(誠一)法學博士の所藏であつたことを、同氏が更生閣主人に語られた所によつて知つた。同じ卷の西域物語は、明治二十一年東京日日新聞の附錄として刊行されたさうである。これも解說をかいたときにはよく知れなかつた。

もう一つ同じ卷に吉利支丹退治物語の解說に、底本たりし二卷本によつて三卷本を否定せんとしたが、小山源治氏所藏の零本一册本は、内容及び販心は上卷であるが、題簽は、「吉利支丹退治物語、ゑ入、中」と刻してある。されば三卷に分けて綴ぢた本もあつたと見える但しその版は全く同じであつて異版とはみえぬ。詳しく記しておいて是が他日の考査を待つ。

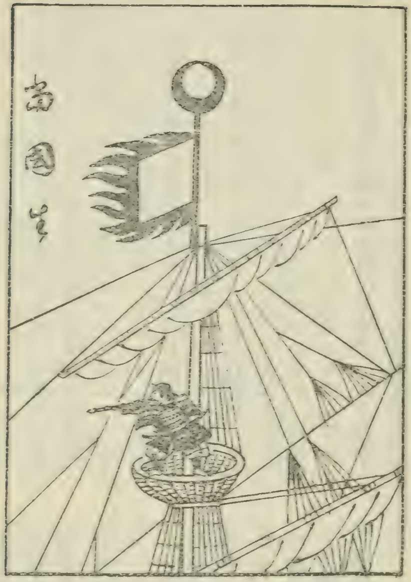
第三卷の解說に、元和航海記に寛永五六年の加筆があるとしたが、寛永七年(一六三〇)年となほさねばならぬ。これは解說者の誤認であつた。その他、誤植に至つては一々ことわりきれぬのは恥ぢ入るが、誰やらの洒落の如く、校正は眞に畏るべしだ。然し更生閣が最初廣言した程とは頗るちがつて毎々校正の誤の多いのは更生恐入らざるを得まい。けれども後世に殘るべき善本が隨分この叢書に收められて世間に出たのだからそれこそ後世畏るべしだよと、監修者もいさゝか慰めてゐる。

第四卷の箱のカットは、めざまし草に因んで、享保五年刊行の四十二國人物圖說(長崎の西川如見)卷上の阿蘭陀人喫煙圖から取つた。元來本卷は、主として長崎物に充てておいたのであつたが、分合がみだれた。

叢書第二卷中の二物考は關係ある内田・鶴田・柳田諸氏に關して、新刊の高野長英傳を見るに、同書の由來及三氏の經歷について參考すべきものが處々散見する所甚だ多いことを知つた。これは私が同卷解說の補遺

にも注意しておいた所であるが、今實物を見たから一言添へる。

第二卷中の吉利支丹退治物語は、大正四年既に江戸文學會編向陵社刊「江戸の面影」のうちにも收められてゐるが、實は寛永版系統本から取つたもので、寛文版からではないらしい。簡單な解說もあり、兎も角もここにその存在を書添へておく。



海表一喜一憂

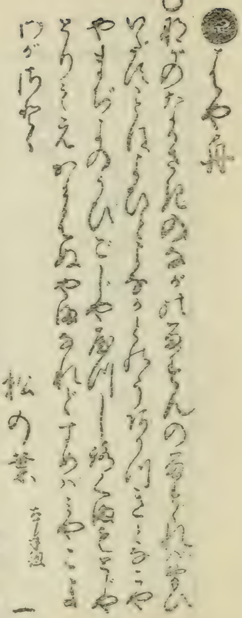
新村出

海表叢書で意外な邊に知己を有し私の舊友新知さては同好の人々の眼に觸れてゐることがこの頃種々の機會に於て段々わかつて來たのは私の欣幸とする所であると共に、益々自分の責任の重いといふことを覺悟し來たつて往々堪へきれなくなることがある。第一、書物の選擇校勘校正の不備、殊に校正の行屆かぬことに至つては、毎々恐縮に存ずる次第で穴へでもはひりたくなる場合が度々起るのである。校正者の粗漏はやがて監修者の不行屆

であるが、その不行屆が更に無智のそしりを招くに至りはしまいかと心配する場合に出あふ。監修者が終始直接校正にたづさはり得ざる所から來る憾みであるが今度の第五卷にも泣きたい場合が少くとも二つ三つある。ひとへに讀者の諒察を乞はねばならぬ。

　次には天下無二と思つたものが、既に前回の海表叢書にも述懐したとほり、或は無二でなくして偶然自分の發見により又は既知未知の人からの注意により他にも類本の存在を知るに至つたこと、これは自分にとつては一進境として喜ぶべき筈なのであるが、同時に又自分が過去の無識を悔やまずには居られなくなる。例へば元和航海記の如きは、既に類本の一二を指摘しておいたが、それでも尙手近の此君堂文庫(立原氏)本の呂宋覺書やはり北澤正誠翁の所藏本たりし導海傳、(本田利明寫本)、これら貴重な類本を見遁がしてゐた遺漏の罪は免るべくもない。最近に至つて故神田孝平翁の淡崖叢書第十三冊に收めてあつた切支丹紀事遺稿といふものが、伴天連記と全く同じであることを發見した樣な事もある。舊所藏者たる鈴木恭は同書の末に附記して、文化十三丙子五月借于鈴木箭人付抄、似非全書、恭記といつた。淡崖叢書は京都谷村氏の所藏であり、導海傳は東京理化學研究所の某氏の報道によつて知つたのである。

　誤植も極りなきものであるが、書物も亦限りなきものである。



海表後語

新村出

海表叢書もこれで一まづ終局を告げた。第一卷の首めに揭げた序文を今見たところが、私はその序文を昭和二年の十一月五日に書いたのであつた。今豫定の第六卷の解說とこの後語とを翌年の明治節の翌日、而かも御大典の迫りつゝある今日書くといふのも誠に嬉しい因緣だと思はずにはゐられない。

顧みれば多難の叢書であつた。更生閣主人も出版進行中隨分色々な經驗を嘗めたことであらう。幸にその不斷の奮鬪と、編輯校勘の藤堂君、校正の杉山君の異常な精勵とによつて先づ風波を凌いでこゝまで漕ぎつけた。否むしろ風波に漂うてこゝまで吹き寄せられたと云ふ方がよからう。殊に多難であつたのは、最終の第六卷であつた。瓊浦偶筆や西洋書賛文稿の本文なり解說なりを見られる讀者には、首肯して頷けるかと思ふが、遲刊の責は一つはあゝいふ難物を、各自みづから揣らず引受けた罪でもあつた。そのほか監修者及び書肆の外的事情からも第六卷の刊行が非常に後れることになつたことを告白せねばならぬ。或は詰責、或は鞭韃、或は慰撫、或は激勵、讀者に謝すべき言葉は、監修者として私の一々述べ盡されない所である。

苦勞は苦勞、しかし樂しみ亦その中に在りで、讀者から種々の指敎と新材料の提示とを得て有難いと感じたことが再三であつた。高野長英の二物考の解說中につひ筆がすべつて私が蕎麥を好むと云ふことを書いておいたら、蕎麥を贈つてくれた篤志家のあつた時など笑つて餘得を感謝せずにはゐられなかつた。

每卷に收める書物の順序が狂つたことは止むを得なか

つたが、これ亦當初編輯者の計算違ひ、考違ひであつたのであらう。私の期した所の洋語表の如きも遂に手が及ばず又紙面容積の許さぬ所となつてしまつたのは遺憾である。それはともかくとして、私の異國情趣集も、この夏急遽に大增補を試み、不完全ながら、一應成稿の上この第六巻に收めて併せ刊行する運びになつてゐたのであるが、紙數の膨脹は其儘を許さず、餘儀なく別冊に延長することにされてしまつた。これは最も遺憾なことで、甚だ讀者の希望に反いたことであらう。

改題本新附補遺

知耻篇

南紀本のことは、既に附錄に一言したが、昭和四年四月、更に水戸の彰考館本を一見したことは、京都杉田大學堂の書物禮讃の同年九月號初載拙稿の知遲集において補遺しておいた。既刊の同館圖書目錄、玄三、神叢の部に出てある。海表叢書の底本は、名古屋の平出氏の舊藏本であつた。名古屋と紀州と水戸とに、それが存したことと又現存することと、不思議な緣である。

鬼利至端破却論傳

昭和四年八月乃至十二月、東京の稀書複製會から見事に模刻されて出たのと對照すべきである。

伴天連記

姉崎博士の新著たる「切支丹傳道の興廢」の第三十三章、「キリシタン物語類の俗書」の章のうち、四〇七頁以下を參照すべきこと。

本書卷末なる大村の本經寺のことをはじめ、同三二頁以下、平戸の里庵のことにつきては、史籍雜纂第一所收本の大村家秘錄を參考すべきこと。三四頁十一行のカンボウとは、看坊にて、ハジエスの傳道史および辭書にも見え、禪家の用語である所のそれであらう。古くは塵添埃嚢鈔卷四にも見ゆ。同宿(ドウジユク又ドウジク)と共に佛教界より入つた語である。

とがのぞき規則

こんちりさんの略

姉崎氏の「切支丹の禁制」附錄二、「明治初年の天主教書」を見よ。

聖教日課

底本となつた京八本すなはち上田新村兩藏本は明治七年の第三版であることと明治四年のは第二版であつてそれは潮雜氏の元祖氏の文庫にあることを初版は明治三年を全集第十一卷宗教篇昭和三年九月に於て松崎實氏が解題を附して翻刻したことこれらを見るにこれに補訂してゐし、私の新刊書館本の『吉利支丹禮』の前語二一七頁二一八頁をも參照していたゞきたい。

西洋人日本紀事

ナツイルの日本を吉田東伍編と書いたのは第四編第五章のあやまり。坪井九馬三氏の自筆譯本十六冊を京都の某大圖書館で大正二年一見したとはいふ。ケーベル博士が茶者見つからなかつたが嬉しいことを書いてゐるのが殘念である。なほ兵庫縣本の長博士が雜誌の『キリシタン江戸參府紀行』上卷昭和三年九月二十日發行に

年六月)殊にその序言を參考すべきこと。

吉利支丹退治物語

これも稀書複製會によつて昭和三年十一月乃至四年七月模刻された。

元和航海記

住田正一氏の海事史料叢書第五卷(昭和四年十月)に收められて、完全な刊行を見たのは慶すべきである。それと前後して海軍水路部長の米村末喜少將の航海の方面からの研究もあつた。

貞德文集

文化十年の京傳の骨董集上卷の下に高田松の屋藏本の貞德文集のことが見えてゐるのは格段の注意にも價せぬが、昭和五年六月號の京大の「藝文」に岡田希雄氏の詳細なる書誌が出てゐるのは、必讀の文字である。

暹羅國風土軍記

暹羅國山田氏興亡記

これらの書物についてではないが、昭和五年七八兩月號の史學雜誌に所載の三木榮氏(在暹二十年)の「山田長政の事蹟に就いて」と題する論文は從來の研究を是正すべき所が多く、從つてこれらの書を讀むに當つても參考にすべき點が少くない。

瓊浦偶筆

この本の類本を更に一部、東京早川佐七氏の文庫に見出すことが出來た。一冊本であつて黑川眞賴翁の舊藏本。昭和二年刊行の同氏文庫の圖書目錄參照。

海表の葬字

日本書紀繼體卷及び欽明卷に各二三ケ所出典あること等、前記の拙稿知遇集の

うちに詳かにす。改題の曉に之を註記するも、未練の情なきにあらざればなり。
但し舊刊叢書の副題に「南蠻紅毛史料」とあり。發行者書名改題の起因遠くこ
こに存せり。

一輯二輯 全二册

第一二輯
定價金五圓
特價金四圓

昭和五年八月二十五日印刷
昭和五年九月五日發行

不許複製

京都市田中門前町一六
編輯兼發行人 吉川文治

京都市坊城通五條下ル
印刷者 西川太良吉

發行所
京都市帝大北門前町
更生閣

發賣所
京都市川端丸太町
進文堂

